はどの位であつたかと云ふことは――まあ申さない方が花でございませう、申しませぬ、春に特別議會に於きまして私が航空事業の擴張に付きまして建議を致しましたが、殆んと皆樣からの御賛成を得まして、謂はゞ議會の一つの建議案とでも見るべきだけの權威を附けて下さいましたにも拘らず、現政府に於かれましては陸海軍の蝸牛的の飛行事業擴張の外には、殆ど見るべき仕事はして下さらないのでございます、甚だ現政府の爲にも惜みまするし、國家の爲にも遺憾千萬でございまする（拍手）私の沈默は之が爲に破られたのでございます、第一は航空路に付て、是は遞相閣下に航空路を開かずに置いて、飛行機を發展させようと云ふことは無理な注文で、據も道も造らずして人馬を進めやうと云ふのと同じ事で、出來やう筈がないのでございまする、此前の特別議會に於きまして、亞米利加の飛行場の數は二千三百三十三と申上げましたが、僅か半歳、唯今では三千以上になつて居りまする、それも國の經營のものゝみでございませぬ、市町村の自營に屬するものも亦尠くないのでございまする、是等を參考下さいまして、遞信大臣は金が無いから仕方がない豫算が取れなかつたから仕方がないと仰しやるのでございませうか、絶對必要の前には何か變通の道が立つものである、金を渡して物を買うて來いと云ふことならば、何も名遞相の必要はない、今年は逆もいかぬが、來年には遞信從業員の優待を後廻しにしても、國家の必要是々だけはやつてやると云ふやうな御考はございませぬか、如何でございませうか（拍手）是が伺ひたい、何も來年の事を言うても鬼は笑ひませぬ、第二は航空輸送會社に付きまして、是も遞信大臣閣下に政府が八朱の利子を保障して下さるならば、一二箇月以内に輸送會社は出來ますのです、僅の金で東京から福岡を經て釜山までには、定期郵便も旅客も小包も送られるのでございまする、金を儲けながら國民に空中の新しい便利を與へながら、是で空防が出來るのでございます、國民の上に空防の基礎を置くのは是が一番宜しいのである、陸軍や海軍に金を御渡しになり、直ぐ隊を擴張する飛行機を買ひに行く、間口ばかりを擴げて奥行に餘り力を御用ゐなさらないのが陸海軍の是までの遣り方だ、與佩爭の戰爭見たやうに後ろが空では何にもなりませぬそれが爲に各國では空中輸送會社を殆ど國營的にやつて居りまするので、例へば佛蘭西の如き戰後財政の大に困難な場合なるにも拘らず、民間航空事業の爲に八千萬以上を出して居りますので、日本の航空局の豫算、今年は有難いことには十七八萬圓御增し下さつたと云ふことだが、それでも合計をして僅に四十六七萬圓、是では物の高い今日何も出來ないのは當然だ、是も何か豫算に超越をして、輸送會社を御設けなさることを御奬勵になる御考はないだらうか、日本の如き飛行製造技術の非常に幼稚であつて且つ製造力の極めて微弱なる國に於きましては、丁度日清戰爭後に於て時の政府が造船奬勵法を設けまして、一躍にして造船界の繁榮を見たと同樣に、どうしても飛行機の奬勵と云ふことは必要である、是も亦今年は出來ないが、此次に於ては如何の計畫を持つて居ると云ふことの御說明を煩したいのでございまする、第四は航空行政の統一と云ふ一番必要なる質問でございまするが、海軍大臣閣下は御出席になりましたらうか――甚た殘念でございます、次官は海軍大臣が宮廷に御用ださうでございまするが、御見えでございませうか――それでは政府委員に御取次を願ひます、我が政府が飛行事業に著手致しましてから既に十五箇年、此間大なる進步發達をせずに、今以て幼稚の境遇に彷徨して居ると云ふものは何であるかと申しますると、其所以原因は全く中央統一の機關の無いからであるのである、さうして各省が纖見拔に引受けまして、突つきくさした結果が斯の如くになつたのでございます、各國の例を見ますると、英吉利では戰時中の苦き經驗に依りまして戰爭間に既に航空省が出來て居る、戰爭の末期に於て英吉利の飛行界の大成功は之が爲なりと言はれて居るのでございます、尤も英吉利人の中にも此事に反對をする人もある、殊に海軍士官には多い、多いが何れの國にも不平家はある、是等の議論は要するに採るに足らぬものである、佛蘭西に於ては其形式が少しく違ひまするが、航空次官局と云ふものがございまして佛蘭西全般の航空行政に對して責任を持つて居り、議會に對して說明に當つて居る機關がある、若し夫れ伊太利に至りますると「ムツソリニ」の內閣が出來上りまするや、直に首相自らが航空總監になりまして、見る影もなく衰えて居つた伊太利の航空界を、今日の如き恐るべき所の威力にまで引上げましたのは、全く中央統一の賜なりと言はれて居るのでございまする、單り米國だけは陸軍海軍に分けまして、同じ事を兩方で突ついて居ります、併し金の有餘る所の亞米利加の例は、貧乏國の日本には用ゐることは出來ませぬ、中央統一の第一の利益は、此飛行機が良くなると云ふことでございます、何れの國の例を見ましても政府には航空政策局と云ふものがある、海軍でも陸軍でも、或は多くは民間からでも飛行機を拵へやうと云ふと其處へ註文に行く、其處では各製造人を集めて競爭的に之に入札をさせる、志願をさせる、此處で各製造人は全力を盡してどうか、立派なものを拵へて御註文に應じやう褒められやうと云ふので一生懸命になる、日本ぢやどうかと云ふと、海軍や陸軍が自らの造兵廠に於て御拵なさるか、或は圖を描いて斯の如きものを造つて來いと云つて出入りの製造人に御申付になる、其の通り造つて來れば宜いので、發明も要らなければ工夫も大して要らぬ、さうして其飛行機を自分で拵へた飛行家に乘せてそれが打壞はす、製造が惡かつたのだか、操縱が惡かつたのだか、吾々國民は、一切知ることは出來ないのである、唯々神風の御蔭だらうと諦めるより外には仕方がないのである、それでは飛行機の進步する筈はございませぬ、第二の利益は前のは飛行機を良いのを造らうと云ふのであるが、今度は人の良いのを拵へやうと云ふのである元來軍隊を動かさう、軍艦に乘らうと云つて來た所の陸海軍の士官を、途中から飛行家に仕立直すと云ふこと、其事自身が甚だ無理な注文である、相撲取は途中から役者には拵へ變へられない、其上に陸海軍では大尉以上になりますと、進級の爲め或は職務の爲に始終更へられる、二三年も居つて少し飛行機の事を御熟れなされると、直に轉隊だ御昇進だと云ふ譯で、大正の九年の八月に航空局が出來て、私共は今日までに七人の航空局長官を戴いて居る、斯の如きことでは新式科學の粹を集めて出來上つた飛行機、一生一代全力を掛けてもむづかしい其飛行機を二三年か四五年で更つては出來やう筈はございませぬ、是に於て所謂空軍を設けて學術、體格、技能之に適當する所の人間を採つて、一生を通じて此職務に專念勉强をすると云ふことでなければならぬのでございます、是で人の良いのが始めて出來る、中央統一の第三の利益と云ふものは人と金との經濟、是は申上げるまでもなく、一つの事を一箇所、二箇所、三箇所、四箇所で拵へばそれだけの金の要るのは定つて居る、而して能率は却て上らないと云ふことも亦定つて居るのである、世上の萬端皆なさう云ふものであります、獨り飛行機だけか此原則の外と云ふことは言へない、而して昨年の豫算に於きまして陸海軍を合せまするとL凡そ四千萬圓で立派な一つの省が立つのである、私は金を增して貰ひたいとは言はない、四千萬圓の中より寧ろ一二割は引かれても、今日以上の立派な所の成績の擧ると云ふことは私が信ずる許りでなく、斯道の達人もさう考へて居るのでございます、第四の利益は空軍の指揮が統一される此事なので、是が非常に必要な事でございます、總て戰時に於きまして陸戰と海軍の戰爭が同時に始まることは先づ少いので、日本の如き島國を攻めやうとしまするには、先づ海軍で荒ごなしをして來て、それから陸戰に掛る、だから陸軍の忙しい時と海軍の多忙なる時があるのだが、之を陸海軍の兩箇所に分けて置くと共協調が取り難いのである、なあにさう云ふ事はない、陸海軍は島の兩翼軍の兩輪の如きものでありまして、此協調が取れるなんと云ふ、夢にも考へられぬ御考があるか知らぬが、實際にさうは行かない、之に就ては面白い例がある、日露戰爭中陸海軍の共同作戰の行はれない例を澤山私は持つて居る、今日は財部君が御出席であるならば詳しく申上げやうと思つたが、おゐでなさらぬから是だけは差控へますが、仲が好ささうで仲が惡いのが陸海軍である、之を二つに飛行機を分けて御渡しになりますれば、緊急互に助け合ふことが出來なくて、さなきだに微弱なる飛行界が戰時に半分は遊んで居ると云ふことになるのは睹易き道理である、是が空軍を統一をして、平時から空軍者で一人の手で訓練をして、戰時に當つて或は陸軍或は海軍と協贈して全力を盡さんければならぬと云ふ、大なる必要があるのでございます、之を要しまするのに飛行機と申しまするものは、其本質に於て陸にも海にも何等關係の無いものである、水の上に降りる時分には「フロット」を用ゐる、丁度吾々が雨の降る時分に下駄を用ゐる、陸の上に降りる時には「タイヤ」を用ゐる、丁度天氣の好い時に路が乾いて居れば雪駄を用ゐると同樣なものである、それを人間の智慧で是だけは陸軍、是だけは海軍だと云ふ區別を御附けなさつて、其銘々に纖見拔にして榮養不良に陷つ

て行くと云ふことが、私共には分らないのである、此點に付きましては海軍大臣から御說明を承りたいと考へたが、御不在でございますので、どうか是も陸相から御返事を願ひたい、第二段は國防殊に減師問題でございます、是は私の血と涙から出る所の聲でございます、常備兵額に付きまして、全體一國の兵備を定めるのは何で定めるのか、斯う申しますと人口――人の數、國の貧富、國際の關係、先づ此三つである、其第一の人口ではどうか、佛蘭西では六十人に付て一人だけの常備兵を出して居ります、英吉利本國では百五十二人に付て一人を出して居る、伊太利が百二十八人、米國でさへも二百八十一人で一人出して居りますのに對しまして、日本では三百二十六人に付て一人ほか出して居りませぬ、日本程血稅の輕い國は無いのでございます、第二に國の貧富、或は個人の所得、是は一寸算用がむづかしうございますから姑く措て、列强に於ける陸軍豫算と云ふものを見ますると、英吉利が七億四千四百萬圓、亞米利加が七億四千、佛蘭西が五億五千、伊太利が二億圓に對して、日本が一億九千萬圓、故に英吉利亞米利加の約四分の一で、佛蘭西の三分の一に相當して居りますのでございます、更に國民一人宛が陸軍費をどれだけ受持つて居るかと云ふと、英吉利が十五圓二十錢、佛蘭西が十四圓、亞米利加が七圓十錢、伊太利でさへ五圓七十錢引受けて居るのに、日本は三圓三十錢であるのであります、國の總豫算と陸軍費を較べて見ますと、日本は二十二「パーセント」でございます、約そ英吉利と似て居る、佛蘭西の四十二「パーセント」に較べると約半分であるのでございます、斯の如く各數字を拾うて見ますと、日本の陸軍費が過大なりとは申されないのである、金の上に付ても人の上に付ても、決して各國に較べて多くはない、誰か日本を偏武國なりと言ふ者がございませうか（拍手）若し夫れ國際の關係、是はどうかと云ひますと、海軍制限の會議が華盛頓に開かれます當時に於ては、是が世界平和來の第一歩であると隨喜の涙を流した者も、今日はおゐでなさらぬが澤山ある、當時の議會に於きましても亦各派の聲として軍事費の削減、山梨陸相は遽々焉として步兵を二百七十六中隊、騎兵を二十九中隊御減しなすつた、それればかりでなく砲兵が百十中隊、重砲兵が七中隊と云ふものを御減しなさつたのである、世界戰爭の始りまする間は、小銃と云ふものが敵に殺傷を一番餘計に與へたもんなのである、小銃萬能の時代であつたのであるが、今度の戰爭でとつけもない妙な關係になつた、申上げますと御驚きになりませうが日露戰爭の時を申しますと、小銃が八十五の殺傷力を與へて、大砲はたつた八・五だつたんですよ、十分の一ほか大砲は殺傷力がなかつたのが、今度の佛蘭西の統計に依りますると、小銃はたつた二十三だ、大砲が六十七に上つたのである、亞米利加は參戰が遲かつた爲に大砲がどん／＼進んで後へ行つたから亞米利加の統計に依りますると云ふと、小銃はたつた十三、大砲が三十六、飛行機、毒瓦斯等に受けた所の損害が四十九・八と云ふ驚くべき非常なる關係が出來て來たのです、それ故に各國に於ては戰爭中に於てうんと砲兵を餘計にしたのです、當に餘計にしたばかりでなく、砲兵――大砲の其內容を非常に改良したのである、それればかりでなく野戰重砲兵、後ろの方に居る非常に長い非常に大きな大砲を拵へて、三十八糎を捆くやうな大砲が出來て居る、此間新聞で見ると佛蘭西の北の海岸に備付けて倫敦を擊たうと云ふ、大砲か出來て居ると斯う云ふ位な大進步である、亞米利加では瓦斯隊も出來て居る、斯の如く世界が非常に砲兵を增加したのにも拘らずだ、日本では何にもしてないのでございますよ、何にも出來て居ない、參謀本部は寢て居るんだらうと思ふ陸軍からは多數の觀戰武官を歐羅巴へ出して居る、それ等の中からは多分適當な報告も出して居るであらう、又陸軍省內には何とか云ふ課が設けられて頻に研究しておゐでなさる、併し研究ばかりぢや何の役にも立たぬのだ、何故にざつくばらんに之を國民の前にさらけ出して、議會にぶちまけて、飾りのない所を告白なさつて、輿論の後援を何故に御求めなさらぬのであらうか（拍手）政治は活動寫眞なりと云ふことがある、陸軍で活動寫眞でも拵へて、此大砲の斯んなに低いのと、大きな有樣を國民にずつと「ヒルム」に取つて御見せになつたなら、國民は承知を致しませぬのでございます、兎も角山梨案と云ふものがそんな事には一切無頓著、作戰能力、軍の編成改廢、是等には全く無關係で、唯三千百四十五萬圓を捻出すと云ふのが彼の目的である（拍手）甚だしきは飛行機などはあるかないか殆ど山梨君は知らなかつたのである、右の結果と致しまして今日に於て動員計畫の上に、教育の上に、甚だしい缺陷のあると云ふ事を否定することは出來ませぬ、唯それが世間に餘りやかましい問題にならぬと云ふ事は、一般の人士に軍事知識が少いからである、又陸軍が祕密々々と云ふが爲に、一般の問題とならぬだけであります、山梨陸相は其當時是れ以上は一兵一馬も減じられない、若し之を減せば國防が危くなると云うたのである、而してそれは世界の平和來の夢を見て居る眞最中であつたのであります、所が今日の國際間の關係は甚だ緊張して參つて居ります太平洋方面に於きましては殊にさうである華盛頓會議に於て英米の十に對する我れの七、此主張は一擊の下に叩付けられた靑島は御還ししたのである、日英同盟は廢棄されたのである我國の羊の如き從順に對して排日も漸次に緩和するであらう移民問題も有利に解決するであらうと思つたのは吾々が總て馬鹿であつた反對に正義人道を無視する所の移民法が制定せられて今日は吾々は水平線下の人間になつたのである吾々がどうか水平線に浮び出やうと云ふ運動を僻目に解釋をしたのか、或は是れ以上何か御考があるか知らぬが、米國は巡洋艦八隻、上海にも揚子江にも用ゐると云ふことであるが、河川砲艦を六隻戰艦六隻の改造をやると云ふことは下院を通過して其費用の一部分として一億一千百三十五萬弗を可決して居るやうでございます、一方英國に於ては如何、保守黨內閣で一時止めました所の新嘉坡の海軍根據地を再び造ることになりました、此所に飛行根據地を置くことは無論である、諸君、是は何を物語るのでございまするか、太平洋方面暴風の虞あり、斯う云ふ「グリンニッチ」の氣象臺からの警報があると吾々は見なければならぬ、支那に於ても露西亞に於ても日露協商の出來ましたのは非常に結構、外務大臣に御禮を申す、併しながら政情はまだ不安定である、朝鮮の人心が日々に險惡なるを見ては何か背後に魔の手があるのではあるまいか（拍手）歷史家ならずとも玖馬、比律賓の獨立當時を考へずに居られませぬでございます、西班牙に向つて誰か一掬同情の涙を零さぬ者がありませうか（拍手）此際に於て此秋に當つて宇垣陸相は四箇師團を御減しなさる、武士は相見互ひだ、宇垣陸相は歷代の不始末を引受けて尻拭ひを爲さらなければならぬと云ふ事に付て、其御苦衷に對しては長岡涙を以て御同情を申す、御同情をすればする程吾々國民は國防上に於て甚だ憂慮に堪へない、昨日總理大臣も陸相も師團を減じても飛行機其他新式の武裝に換へるのだから大丈夫だと御請合なさつた、併し師團は此五月には叩潰されるであらうが、新式の武裝は飛行機其他で五六箇年はかゝる、此間はどうなさるのであらうか、無論其間は戰爭はあるまい、吾々もないことを希望するが、此間も警察から御達があつた、兎角戶締の惡い所は泥棒が這入るから用心しろと云ふ御達を受けたのである（拍手）又飛行機が殖えたからと云つて何等陸軍は強くなりませぬ、是は全く別物である、其證據には、陸海軍を大に擴張したからと云つて飛行機は一寸も強くはならぬと同樣に、飛行機を擴張したからと云つて陸海軍は強くならない、若し是がなると思つたら大間違、米國の作戰計畫として傳へられる所に依りますと、飛行中隊が八百十六隊でございます、飛行將校が一萬七千五百六十人御在でなさる、日本では飛行機が今度十中隊殖えると云ふのである陸海軍を合して五十中隊に足らないのである、而して陸軍はどうかと云ふと、山梨陸相が皮を取れば肉も削つて甚だ榮養不良になつて居る今日でございます、而して砲兵と云ふことに付いては何等の施設もない、今日、是では戰爭は出來ないのである、扨右の如くに考へて見まするると、陸軍には時勢に關する編制改廢の能力もない、一貫したる國防方針もない、風の間に／＼政治舞臺の都合の好いやうな案を御出しなさるのではあるまいか（拍手）是は知識階級並に有力者から吾々の耳に傳はる聲でございます、併し私は陸軍大臣だけは責めない、又今の內閣のみを責めるものではないのである、陸軍には元帥と云ふものがある、是等の重要なる會議は元帥會議に諮らない筈はない、所が此元帥果して御健全であるかどうか、是も矢張り其日其日の政治風に從つて梅にも柳にも御靡きなさるのではあるまいか、日本も交戰國の一員であつて、其當時は諸君の御承知の通り我財界は非常なる活氣が立つて、古い株券でも羽が生へて飛ぶと云ふ時である、一億や二億と云ふ金は何でもない時であつた、其得難い好機には陸軍の元帥並に陸軍當局者は成金風に吹かれて泰平の夢を御覽になつて居つたぢやないか、兵器の改良をするでもなけらんければ、編成の改廢をなさるでもない、議會其他國民から屢々催促を受けても、飛行機の擴張

をなさるのでもない、唯、御休み遊ばして居つたのである、それから六七年も經つた所の今日に於て急に氣が付いたやうに、やれ戰車隊、やれ高射砲、やれ飛行機、是等は皆各國では大抵は戰爭中に皆出來上つて居るのである、六七年の手遲れぢやございませぬか、即ち陸軍の巨頭並に當局者の怠慢無能の爲に、今度は國の親骨を四本までも叩折らなければならぬと云ふことは何と云ふ殘念なことでございませうか(拍手)軍部に於ても無論御斷念に御考へなさるであらうと思ふ、又他の方から考へて見ましても「チエツク、スロバツキヤ」、之を助けると云ふ名の下に、重砲兵までの動員をして、大袈裟な出兵をしておゐでなさる、それが爲に共同動作をする所の英佛からまでも猜疑の眼を以て迎へられ、不快の念を以て遇られて居るのである、さうして其金が七八億圓、或は九億圓にも上ると云ふことである、不快と怨恨を買ふ代償としては餘り高過ぎはしないか、若も陸軍巨頭並に陸軍當局に時務を知るの明があつたならば、其三分の一の三億圓御出しなさるれば吾々國民は日本帝國は五六年前に立派に武裝した所の陸軍を持つて居ることが出來るのである、右の如くに研究を致して見ますると、此國防は軍人の受持であると云ふ舊來の形式に多少の改正を要する必要があると考へるのである、是からは總理大臣に質問致したいと思ひますので、御出になるまで待つて宜しうございませうか――右の如くに考へて見まするに此國防は軍人委せと云ふ從前の形式に幾らか改正を加へる必要がありはしないか、所謂新國防の根柢を御定めなさるのは今日が時機ではあるまいか、申す迄もなく先般の戰爭の教訓に依りまして、戰爭は一國の人と物との總てを盡してやると云ふ所の形式に變りましたのでございます、所謂國家總動員で掛らなけらねばならないのでございます、それが爲に英米、佛、伊太利何れも國防會議と云ふものを常設をして居りまする、之に依て戰爭に必要なる所の精神的物質的能力の組織、準備及國防上各般の國家的活動力を統制しやうと云ふのが此機關の目的でございます、是れ無くては總動員をした所の總ての力を纏めることは出來ない、即ち是れ無くては戰爭が出來ないと云ふことに各國共になつて居りまする、實際に於て、法理に於ても亦さうであるのでございまする、我國に於きましては大正の三年、世界戰爭の始まりまする其時に於て、防務會議と云ふものが出來ましたのであります、然るに之を善處する途を怠つた爲に實際の効能が顯はれませぬで、大正十一年に是は廢止になりました、それは其筈である、議員の組織を見ますると、他人はたつた參謀總長に軍令部長が這入つて居るだけで、後は國務大臣が五人なのである、それも産業動員に必要なる農商務大臣も御在なさらなければ、交通動員に必要なる遞信大臣も居ない、況や民間の者などは無論居ないのである、それでは駄目である、駄目だから廢めたのである、是は英吉利の國防會議が中々良く出來て居ります、審議の題目に依つて官吏或は特別の資格を有する者を議員とすると云ふことが書いてあります、是が尊い所である、我國でも出來るならば無論貴衆兩院の議員、樞密顧問官等の中から適當な者を御選びなさるが宜からう、工業家も製造家も金融家も御入れなすつたが宜からう斯の如き組織になりますれば、軍閥と云はれる名も自然に消えて、所謂擧國一致の國防の能力を舉げることが出來やうと考へるのであります、之に關しまして總理大臣の御考を伺ひたいと思ひます、成べく此機關を早く御設けなさつて四箇師團の廢止も此機關に掛けて御審議になつたなら、何か良い考が出はしないか、是が大國策から出發して日本の四箇師團を減じて之に依つて此東京に國際聯盟の平和條約の會議を開かうか、左まで行かなくとも之に依つて平和條約の促進をしやうと云ふ所の大方策から出た四箇師團減ならば大に意味があるが千七百萬圓足らないから親骨までも叩壞すと云ふことは甚だ殘念である、何も日本國民が一人から十錢づゝも出せば出來ることである、吾々は十六、七億の酒と煙草を飮んで居る國民である、明治の國民でさへ懷ろ金を出して海防費を助けて日清戰爭に勝つたのである、其位の金なら親骨まで叩壞さなくても濟みますと多分言ふだらうと思ふ、又今度は外の方から考へさせて貰ひたい、此一箇師團の經費を凡そ四百萬圓と見ますると、合計八千四百萬圓、其他に獨立の部隊も居りますから、ずつと積つて九千萬圓是さへあれば役者だけは出來る、後との一億足らず約半分と云ふものが樂屋の費用である、樂屋の費用としては餘り多いではございませぬか、是が多くの識者間に傳はる噂である、是はほんの一例でありますが、日露戰爭の當時參謀本部、陸軍省、滿洲軍の總司令部を入れて、即ち軍の首腦部の將官はたつた十人であります、大將は昔は中將の歷班者を以て任ずると云ふことになつて居る、山縣さんは中將を十八年やつて御在なすつた、大山さんは十三年、唯今は大抵四年五年經つとどん／＼大將さんが出來て合計三十一人御在なさる、其他中將が百六十五人で少將が四百二十四人御在なさる、是は無論豫備も後備も入れての數である、全體軍の人事行政は斯の如きものではない、戰爭に於ての發展性を持つて居らなければならぬ、例へば己れの今少將であるが、戰が始まれば中將になると云ふ樂もあり希望もあるのである、戰爭が始まると人が餘つて昇進どころか下級職務を奉じなければならぬと云ふやうなことは、戰爭は駄目である、ざつと積つて見て戰地と内地で少將さんが百五六十人も要りませう、然るに今四百二十人も御在なさるのだから、少くも半數以上は下級職務か何かやらなければならぬことになる、尤も其中には病氣もあり種々なものがあるでせうが、さう云ふ譯である、其他聯隊の副官と言へば、どんな金持の國へ行つて見ても大抵大尉に極つて居る、大隊副官が中尉である、然るに日本では聯隊副官が少佐、大隊副官が大尉、用も無い所の佐官が聯隊に三四人附いて居る、福助見たやうに頭はでつかいが、下の方の中、少尉は甚だ定員が缺けて居る、實際の軍隊教練には甚しい不足を訴へるのであります、もう少し憎まれ口を利くと、日露戰爭の前に陸軍省と參謀本部の人間は二百二十五六人であつたのが、今は五百人から御在なさる、大藏省では濱口君が一錢一厘のことをやかましく言うて居らるゝ此際に、此間海軍省では中將さんが八人に少將が二十何人御出來になつた、何ぞ陸軍省が負けて居らうか、陸軍も其後幾許ならず二十何人の少將が出來て居る、同じ政府部内のやり方とは思はれない、なーに是は近日首を減るのだからねーと仰しやるか知らぬが、それが間違つて居るのである、軍備の方では首を減る前に昇進をさせるのが例のやうであるが、是は罷めたら再び元の處へ歸ることはないのである、或は歸ることもありませうが、先づ立て前はさうでない、陸海軍の士官はさうでない、退職の後になれば直に豫備に入る、豫備後備と云ふものが動員上に於ける責任と云ふものは何等現役と違はないのである、今日から言ひますると、寧ろ動員上の責任は數の上から言うて、豫後備が餘計負擔して居るのである、決して是は屈勞的に昇進をさせるべきものではないのである、近頃は文官の進級が早い、文官を減る前に進級をさせるのが例になつて居るのだから、君そんなことを言ふが、陸海軍ばかりが馬鹿正直にはやつて居れぬから、さう云ふことになつたのだと云ふ御考もあり、御說もあるか知らぬが、是も間違つておゐでなさる、全體に陸海軍武官と云ふものは一段々々と梯子段的に進んでおゐでなさる、文官様でも如何な拔群秀才と雖も、一足飛に飛ぶことが出來ないのである、文官はさうでない、偉い御方は羊見たやうに――羊ではない、兎見たやうにどん／＼御飛びなさる、龜と兎とを一つに集め、一つの官等表へ入れてさうして之を同一な待遇、同一なる給與をしやうと云ふ其根柢が間違つて居るのでございます、武官と云ふ者は平常職務上の關係から畸形的に育てられるのである、國家は特別に保障をしてやらなければならない、それがないのを理由として、戰時要員に超過する所の階級の者をどん／＼御造りなさると云ふことは、寧ろ却て作戰能力を減殺するものであつて戰時の不平家を增す所以でございまする、右は陸軍だけに就て申しました、海軍でも同樣である、日露戰爭前に海軍省と軍令部――財部海相は其時に軍令部におゐでなさつたが、たつた五十六人しかおゐでなさらない、唯今は百六十人になつて居る、日露戰爭の將官は九十七人であつたのが、今日は四百二人までになつて居る、英吉利の海軍は世界中に贅澤なものと謂はれ居るのである、それですら英吉利では一人の士官が二百二十七噸の艦船を持つことになつて居る、日本のは二百十二噸に當つて居るのだから世界中に贅澤な英吉利海軍よりも、人の上に付て言へば日本海軍が尙ほ贅澤におゐでなさるのである、尤も是は陸軍省海軍省ばかりを私は申上げぬ、此處には隨分各省に御勤めなさつた御方があるが、各省共に成金時代には無暗に役人を澤山御拵へなさるのがそれが手柄だつた、日本程御役人の多い所は蓋し少い、日清日露の戰爭に陸海軍の力で一等國に進めて貰つたのは非常に結構、吾々國民は感謝致しまするが、併し錢使が荒くなつたこれはどうも否定が出來ない、少くも貧乏國に相應なる所の經濟的軍備であると云ふことは認めることが出來ませぬのでございまする、何とか工夫をして樂屋の費用を減する譯には參りますまいか、一家の仕組を改革するのも、之を妻君だけに任しては置けない、やれ此も入用、彼も必要だと云ふと、中々一家の仕組は出來ない、ざつくばらんにして他人を入れて相談をして見ると案外に面白い智慧分別の出るものでございますと同樣に、大家は大家だけ玄關までを叩壞さなくとも、何とか内部に於て御繰合は付かぬか、例へて見ますると今日の如き軍艦の大砲が二萬米突以上も出るやうになりましては、其昔の要塞に据えてあつた所の大砲ぢや駄目なのである、少くとも軍艦の持つて居るだけの威力のある大砲を備付けなければならない亞米利加へ行つて御覽なさると分るが十六吋の大砲をずらつと列べて誰が來つてどん／＼見せる、祕密もなければ内證もない、それは其筈だ、軍艦の上に載せてある大砲、是は祕密だと云ふので、あれを覆を掛けてある國は無い、何處にでも皆な分つて居ると同樣、陸の要塞だからと云うて何も祕密にする必要はない、日本ぢや能く鎌倉の大佛樣を寫眞を撮つたと云ふので叱られるのがあるがまあ是はどうでも宜いが、兎も角潛航艇の出來ました今日、此要塞の設備と云ふものは全然御變へなさらなければならぬ運命に既に置かれて居るのである是は全體なら海軍に悉く御任せなさるが宜しい、丁度要塞の出來ました當時の話を聽いて見ると、面白い話がある、噓か本當かそれは受合はぬ、例へば局地の防禦――例へば東京灣之を陸軍で持たうと云ふので、要塞司令部と云ふものを拵へて中將にした、中少將、なんで海軍が負けて居らう、直ちに鎭守府と云ふものを拵へて、大將中將をやると云ふことになる、今日さうなつて居る、地圖に於て見ると云ふと、殆ど猫の額見たやうな小さな所が、大佐か少將で濟むのである、必しも大將でなければならぬと云ふことはない、斯の如き無駄な陸海軍の競爭を若し是が本當とするならば、御廢めなされば隨分相當な金も出さうに思ふ兎も角玄關叩壞しの爲に、世間の信用を害して人に侮蔑せらるるばかりでなく、金を借りやうとすれば高い利を拂はなければならぬ終りの家倉田地までも人に踏倒され、意外な損をしなければならぬ、四箇師團減少の爲に國格を下げて不信用を招き、貿易に商賣に、其他に不測の不利益を受けたならば、一文吝みの百損だ此意見から申しましても、一國の全智全能を傾けて此減師問題を研究する必要がある、此名案の案内所――案内所は即ち今私の言ふ國防會議である、總て大政治家と云ふものは小つぽけな事はちよこ／＼爲さるが、乾坤一擲の大壯擧を爲さるが宜しい、丁度三人も御集りなさつて居る、加藤內閣國防を立直して新國防編成の基礎を御定めなさると云ふことが、閣下の內閣には持つて來いの御仕事であると考へますので、どうか此の事に付いて閣下の御教示を仰ぎたいと考へます、假に愈々それで研究して見てもどうしても四箇師團を減さねばならぬ斯うなつても、今日も新聞にあつたが高田、宇都宮、豐橋、久留米とか云ふやうな風に弱い者窘めをするのは止めて貰ひたい(拍手)それは宜しくない、陸軍當局の長年の怠慢不能、之が爲に今日に於て地方の經濟に大激變を與へる所の師團減少、斯う云ふことを爲さつたならば、軍の信用を害する、今日の情勢に於ては、不測の弊害を生ずることを私は憂慮する者であるのである、元來兵を都市に集めると云ふことは「ナポレオン」第一世の古い式であつて、今日では寧ろ惡法だ、質實剛健なる所の田舍の壯丁を都市に集めて、「カフエー」の女給と交際をさせる必要が何處にあるのだ(拍手)寧ろ華美繁華の巷に生れた所の青年を田舍に送つて、土に親しませると云ふことが社會政策上必要であるのでありませぬか(拍手)今日の地方青年の都市に憧れる風を起して田園荒廢の端を御開きなさつたのは陸軍であると言はれたときは

〔粕谷議長議長席を退き小泉副議長代り著席〕

どう辯解を致しませう、戰時中米國が假兵營を極く田舍の人家の無い野原へ建て此處三十哩以內女立入るべからず――振つて居るでございませぬか、都市と云ふものは物が高くて軍隊經濟に宜くない、演習場が少くて教育に不便である、是等の種々の關係を持つものでございまする故に是は軍事當局のみの御考でなくして、地方經濟國家經濟までも關係を持つものである、種々な關係のあるものであります、是等も右に申した國防會議に掛けて、十分なる御詮議を爲さるが必要であらう、兵營と云ふものは何も是が國防に直に關係するものぢやない、吾々は兵營の在る所で寢て居つて戰爭をしやうと云ふ考は無い、今日は鐵道がある、何處へでも行ける、さうすると御說は御尤だが、時間が掛つて今年の五月の間に合はぬ、それぢや大變だと云ふ御考も御說もあるかも知らぬが、何でも六七年遲れたのだ、各國から見ると――一年位御待ちなされたと云つても五十步百步だ但し私が玆に國防會議と申しますが是には前に御斷りして置きたい事がある、それは先般の戰爭に於きまして、聯合國に於きましては統帥權がぐらついて、彼方へぐらつき此方へぐらついて、それが爲めに戰爭が出來なかつた、最初に聯合國の屢々敗北を見たのは之れが爲めでございますよ、それでございますから此の日本程統帥權の確立をして居る所は模範的である、日本國の誇りである、精華であるのでございます、故に此の國防會議は統帥權の發動下に於きまして、其の徹底を期するものである其の統帥權を守護するものである、無論用兵に何等の權力の及ばぬものであると云ふだけは、是れだけは動かすべからざることでございますから、是は御承知を願ひたい、是からは陸海軍大臣に伺ひたいのであります、第六の問題は近來大に享樂氣分が滿ちて怠惰の風が行はれ、大和民族の傳統的の剛健質實の風が次第に薄らぐやうに考へられる、(拍手)それに伴れまして武官の名譽と云ふものがどうも影薄くなつたやうな感じがある、況や近來將校の馘首が盛に行はるゝに及んで、將校其者の精神的安定を失ひまして、自信が薄くなつた、士氣が沮喪をして居るやうな感じがどうも致しまするでございます、是は由々しき國家の大事でございまする(拍手)海軍に於きましては先般主力艦の十二隻、凡そ十九萬何噸、之を叩壞して、陸軍に於ては今回で九個師團を減らさうと云ふ際でございまするので、將校の品位を一層高く致しまして、自負心を固うして、一層此將校の精神的價値を上げなければなりませぬのでございます、況や世上の思想界の動搖をして居りまする今日に於ては、殊更に其必要を感ずるのでございます(拍手)若しも陸海軍が多少でもぐらつき出しましたら、此國家はどうなるのでございまするか、嘗て先帝陛下が華族に賜りました御詞がございます、越えて憲法發布の翌年、明治の二十二年七月に更に御沙汰がございました、是で三回目「陸海軍は國家の急務にして兵役は國民重大の義務に有之殊に華族は特殊の優遇を受け國民の上流に位すれは宜しく率先して國家に竭さゝるへからす就ては其の院に於て」學習院のことです「切に去る明治十四年四月四日御沙汰の旨を體し、常に生徒を誘掖して軍務に服從するの素志を養成し平素陸海軍學校入學の地を爲すへき旨更に御沙汰候事」聖慮を拜察し奉りますのは、如何にも恐入つた次第でございますが華族も貴族院が開かれて、追々は國事に參畫をするやうになる、特殊の優遇を恃み、夢中になつて政權獲得に、或は利權の爭取に、狂奔はしないだらうか、さうなつたならば階級鬪爭の端を啓かないとも云へない、諸華族の行末も案ぜらるゝと云ふ至仁至慈なる所の大御心ではございますまいか(拍手)然るに鴨川の水と殿さんは 先帝陛下の御思召通りにはなつて居らない、華族の將校志願は甚だ寥々でございます、先般の世界戰爭に於て英吉利の貴族二千萬餘軒の內で一千餘軒が從軍の志願を致しまして、其內二百五十何人か名譽の戰死をして居りますと云ふことは、英吉利の貴族を永遠に繁榮ならしむる所の道でございませう(拍手)是が又是等の華族を陸海軍に集中をすると云ふことは、軍の品位を揚ぐる所以でもある、私は此間近衞の第四聯隊に參りまして、昔は百萬石の長者前田侯爵が長い劍を拔いて――氣を付け――(笑聲拍手起る)斯うおやりなさつた時に……

〔「今のは何だ」「眞面目にやれ」「眞面目ではないか」「何が不眞面目だ」「大にやれ」と呼ひ其他發言する者多し〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅に願ひます。

○長岡外史君(續) 私は寧ろ眞面目過ぎて興奮し過ぎまして、斯の如くに及んだのでございます、それで內閣を左右せらるゝ所の[illegible]に御目通りをした時よりも、一層畏敬の念を增したのでございます是が即ち此機微なる人情が陸海軍の附込み所である其他黃金萬能の時代に於きまして、寧ろ反經濟的の武職に國內の優秀なる者を御集めなさると云ふことは、今日の如き御努力ではまだ不足である、陸海軍大臣が何か思切つて、將校を優待して、秀才を御集めなさる所の御考はございませぬでございませうか此事の爲めならば多少の金を出すことは、吾々國民は吝まぬと考へます、又議會の皆樣も多分御不承知はあるまいと存じます、併し其代りに樂屋費用はうんと減じて御貰ひしたい、ざつくばらんに御相談になりましたならば、餘り祕密々々と仰しやらずに、總てを展開をしておやりなさいましたならば何か良い智慧が出るであらうと思ふのであります、日本國

民が（「簡單」「大にやれ」「氣を付け」と呼ぶ者あり拍手笑聲起る）餘りお觸れ次りなさいますと血迷うて却て長くなります（謹聽）今一つ各國に於きましては動員の關係に於きまして豫後備將校の優待と云ふこと、豫後備將校の洗錬と云ふことには至大の力を費して居るのであります、從前は現役が出る、それで不足ならば豫後備が出る、尙不足をするならば國民軍を募ると云ふときは、豫後備將校は甚しく卑んだものでございまするが、今日はさうでない、それが爲に服役條例に於て、豫後備將校は、現役將校の次席とすると云ふことは削られまして、先帝が軍人に賜りました勅諭の內に御說きになりました、同級と雖も停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服從すべきものぞと仰せになりましたる此一條に、何等の影響を留めないことに立至つたのでございます、然るに日本の或者に於きましては、尙ほ今日に於ても豫後備將校を次席拔にする所の例が殘つて居ります之が爲に現役豫後備間の溝渠を高くすると云ふことは、國軍の爲に甚だ殘念に思ひます、戰時に於ける作戰能力を進める爲に陸海軍大臣は何か御考はございますまいか、若も是は宮中の事である、府中の者は知らないと仰しやるならば、吾々は先帝陛下の御意思を顯彰する爲に豫後備の圓滿を圖る爲に、何か一種考へなければならぬと考へますが、此點如何、第七の質問――もう僅かでございます――今日は農村が甚しく疲弊を致しまして田園將に荒廢に傾かんとする時でございます、而して人口は御構ひなしにどん／＼殖えて行く、戰時に於きまして、日露戰爭當時同樣に、支那、安南、暹羅、印度等と米が買集められませうか、六對十の關係に於きまして其可能性は甚だ少いと私は考へるのでございます、而して戰時に於ける國防問題の先頭に立つものは飯である食糧であるのである、之に對して陸、海軍大臣が今日までに御盡し下さいました御努力は如何である、又將來に對しまして如何なる御見込でございませうか、殊に唯今問題になつて居りまする教育費國庫支辨を一日も早くし、農村を振興すると云ふ上に於て陸海軍大臣は此問題に對して如何なる御考がございませうか、之を承りたい（「終り」と呼ぶ者あり）其通り終り。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　加藤內閣總理大臣。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣（子爵加藤高明君）　唯今長岡中將は該博なる知識に基いて種々なる事に涉つて御述べになりました其中私から答辯を求めらるゝ所は一事あるやうであります、即ち國防會議設立の必要を述べられた點であります、長岡君も御述べになりました如く是は名前は國防會議ではありませぬでした、防務會議と云ふ名前で先年一度成立したことがあつたのであります、其後如何なる理由か、私は內閣を退いた後でありましたが、是は廢せられてしまつて、今は其物はないのであります、而して今日此事に付いて再び又御論及になつたのでありますが、他國の例を見ますると其組織、即ち國防會議の組織、權能、働き等に付て種々樣々になつて居ります、之を我が帝國に採用して利害如何と云ふことに付ては頗る愼重なる考究に俟たなければならぬことゝ存ずるのであります、段々御說も承りましたから、是より政府に於ても十分に考究は致しますが、唯今までの所では現今に於て國防會議を設けなくてはならぬと云ふ考は起つて居りませぬのであります、それだけのことを御話して置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　犬養遞信大臣。

〔國務大臣犬養毅君登壇〕

○國務大臣（犬養毅君）　長岡中將より航空に關する御質問がありましたが其要領は航空路に關すること、それから航空輸送、航空機の製造、此三つに分れて居りました、長岡中將は此事に付ては多年御熱心であります、此航空のことは非常に御盡力下さることは感謝致します、遞信當局に於ても御考と同じ事でありまして、それは出來るだけ早く致したいのであります、御承知の通り是は非常に金の問題である、單に航空路と言つても第一飛行場を拵へます、都會では隨分地面の高いものを買はなければならぬ、それから御承知の通りに海の航空標識に於けるが如く、航空の標識をしなければならぬ、それから專屬の氣象觀測所を拵へなければならない、之を通信してやる通信機關を設けなければならぬ、それから最も急ぎますのが稅關でありまして、是も御金が掛る是等は段々やるのである、今日の財政狀態に於ては中々急にやることはむづかしい、度々是は計つて居りますが、一般の財政との關係で餘儀なく延びて居るのであります、無論航空機の製造獎勵、是も考へて居ります、それから一體に航空に關しますることで一番遞信省で急いで居りますのは航空輸送であります、之を早くやりたい、そこで無論一日も怠らずどうかして實行致したいと考へて居りますが、明年度の一般歲計の上から是が出來るか出來ぬかと云ふことは此處で斷言は致し兼ねます、併ながら一日も怠らず之には熱心に從事致して居りますと云ふことを御答致します、尙ほ茲に長岡中將に一の御注意を願ひたいのは、それならば現業員の待遇に向けた金をなぜ向けないかと云ふが如き御議論があつたやうでありますが、是とは別に御考へ下さらなければなりませぬ、從業員の待遇と云ふことに付ては、何れ或る時機を見まして審かに數字を以て說明致すことになりませうが、要するに是は人道問題でありまして、一日も忽せには出來ぬのであります、そこで文官たる遞信の長官としまして、十六七萬の此現業員を如何に扱ふかと云ふことは、恐らくは長岡中將の戰術上から人を御覽なさるのとは見樣が違ふ、戰術の上から言へば一方には大切なことがある、態々決勝點に行つた時には數百の人命を犧牲にしても勝たなければならぬ、併ながら文官たる遞信の長官としては、成べく多くの健康を保たせ、最も多く能率を舉げさせ、最も多く生きさせなければならぬ、生かせて使はなければならぬ、そこは中將の御考になる戰略上から御覽なさる人の使ひ方と、文官たる遞信長官として使ふのとでは違ふのである（拍手）是はどうか別途に御考を願ひたい、何れ詳しい說明は豫算委員會かなどで御尋がありますれば數字を以て御答致します。

○副議長（小泉又次郎君）　宇垣陸軍大臣。

〔國務大臣宇垣一成君登壇〕

○國務大臣（宇垣一成君）　唯今長岡君から熱心なる御演說を拜聽致しました、而も頗る多岐に涉つて居りまして、十分に御話の要點を聽取ることの出來なかつた點もあつたかも知れませぬ、其點は又後日の機會を以て申上げると致しまして、唯今私が直接に聽取り得た點に付て御答を致す次第であります、今日の陸軍が斯くまで建設されて來ましたことは、申すまでもなく即ち先帝の御遺業の大なるものであります、又國民及び吾々の先輩の努力し苦心した所の結晶と考へて居ります、此事業に對して長岡君は長い間直接參加し苦心された御方でありますから、此度若干の師團を減ずると云ふことに付て非常に御痛心になつて居るやうでありますが、是はもう當然であるべきこと、此宇垣自らも驥尾に附して今日までの陸軍建設に付ては努力した一人であります、隨て此度の師團の減少と云ふことに付きましては、出來るだけ愼重に攻究を遂げましたが、先刻長岡君の御話の通り、此度師團を減少致すと云ふことは決して日本の陸軍が國力に比較して過大であると云ふ見解から出發致した譯ではありませぬ、今回陸軍が企圖致して居る所の師團の減少は國防力を減少するとか云ふやうな意味は含まれては居らないのであります、即ち方今戰鬪の要求と國家財政の現況とに鑑みまして、新たな施設が實現致しまする と、それと相俟つて國防に缺陷を生ぜないと云ふ限度に於て均衡按排を圖つたものであります（拍手）何等茲に軍備の縮小とか、又國防力の減少と云ふやうな意味は含まれて居らぬのであります、どうか左樣御承知を願ひます、尙ほ次に國際關係、殊に太平洋方面が頗る穩かでないやうである、隨て此際師團を減ず云々と云ふことは大に考慮を要せねばならぬ問題であらうと云ふやうな、御議論もありましたやうでありますが、抑々國家の安全を保障し、又國際義務を履行するに必要なる國防力を整備して行ふに付ては是は獨立國として當然守るべき本領であります、吾々は此本領に立脚して常に國防の完備に努力を致して居る次第であります、太平洋方面の風雲が平穩であるや、或は否やと云ふことは、是は觀る人に依つて異りませうが、國防の當局としては自己の最高の責任と致しまして、國防に付ては不斷の努力を致して居りますから、どうか其點は御安心を願ひます。

〔「安心ならぬ師團を減少すべき時期ではない」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅に願ひます。

○國務大臣（宇垣一成君）（續）　尙ほ長岡君は段々過去の陸軍當局が施設の怠慢であつたが爲に今日の現況を持來して居ると云ふことに付て樣々御述になりましたが、過去の事に付ては今日此處で辯明致した所が何等効能のないことでありますから、それは省略致します、兔に角現狀に於て航空部隊其他の新兵器等の施設と云ふものが、陸軍に於て著しく列强の

其物に比較して劣りつゝあると云ふ現況でありますから、此境遇を脫却して國防を安全の地位に導かうと云ふ考の下に、即ち茲に豫算案として新施設の要求を致して居る次第であります、過去は如何にありましたか、それは觀る人に依つて色々異なりませうが、又私に於ても多少の議論はありますけれども、過去の事を此席で申上げることは何等効果がないことゝ思ひますから、省略致します、國防會議でも開いてやつたならば、師團を減少せなくとも他に良い方法がありはせぬかと云ふやうな御話もありましたやうでありますが、是は或は有るかも知れませぬ、有るかも知れませぬが、國防會議の設置の事に付きましては、唯今加藤總理から御話がありましたやうな次第で、現にさう云ふものはない、又國軍の現狀が現在の儘で長く抛棄して置くと云ふことは許さぬと云ふやうな時代に在りまして、色々研究致した結果、今日茲に豫算案として提出を致して居るのが先づ當局としては最善のものであると云ふ信念の下に進んで居る次第であります、それから師團を減少する場合には、田舍の方の部隊には成べく手を着けずして都會のものに手を着けたら宜くはないかと云ふことに付ての詳細の御話がございました、此事に付きまして今朝何れかの新聞に、廢止師團の名が載つて居つたと云ふやうなことも御話がありましたが、是は何等當局の方面から出した種でもありませぬそれは新聞社で適當に作つたものと御承知を願ひます、當局に於きましては目下愼重に是等の點に付きましては研究を重ねて居りますが、併しそれは未だ明言する時期に到達致して居りませぬ、要するに此部隊の所在地、即ち衞戍地は動員とか、或は召集、教育交通、其他事變に際して地方秩序の維持とか、又地方的の其他の關係、是等の諸點を考慮して、當然決定致すべきものであります、是等の諸點を精細に調査を致して、今日研究を進めつゝある所であります勿論此の衞戍地の存廢が當該地方の休戚に大なる影響を及ぼすと云ふことは、吾々は十二分に承知を致して居りますから、其の邊も篤と考慮の中に入れて研究を致す積りであります、陸海軍將校の優遇、人材の蒐集、其の他豫後備將校の待遇等の改善に付て何等考へては居らぬかと云ふ御問のやうでありましたが、此の將校の優遇、待遇改善と云ふことに付きましては國軍の士氣に影響を及ぼすことが頗る大なる問題でありますから、是は重大問題として當局に於きましても斷えず研究を進め、又機會ある度に其方面に步を進めつゝある所であります、尙ほ航空行政の統一に關しての御質問がありましたが、當局に於きましても此事は多年研究を致して居りまして、既に航空に關する學術の基礎的研究は、略々統一されて實行を致して居ります、其他機械の製造であるとか、或は尙ほ海軍陸軍、或は民間等に於て、それを使用する用途に關する研究等は、是は各々陸海軍及民間等に於て其用途の目的が違つて居ります、隨て要求點が異つて居りますから、今直に之を統一すると云ふことは、頗る困難な事情があるのであります、殊に此の陸海軍民間等に於ける航空の發達の歷史を御考下されば、陸軍は範を佛蘭西に採り、海軍は範を英吉利に採ると云ふやうな點から出發致しまして、其の發達の徑路が違ひ、歷史が異つて居ります、であるからして、今直に之を統一して行くと云ふことは、そこに頗る困難な事情がありますが、此の航空事業が尙ほ一段の進步を致して、所謂純日本式のものになつた曉には、或は長岡君の御希望になるやうな時代が到來するかも知れぬと存じて居ります、尙ほ御話の中で段々と隨分痛烈な陸軍に對する御攻擊もありましたやうでありますが、其の中で軍の名譽の爲めに若干辯じて置く必要があらうと思ひますから、其の點を序ながら申上げて置きます、陸海軍の遣方は今日までどうも間口ばかりが廣くて奧行が空疏である、斯う云ふ從來の遣方であり、又現在もさう云ふ有樣ではないかと云ふ意味の御話がありましたが、過去のことは申上げませぬ――過去のことは申上げませぬが、今後に於いては決して左樣なことは致さない積りであります、現に一例として申上げましても、長岡閣下は非常に大砲の數が少ない、大砲の數を殖したらどうかと云ふ、所謂間口擴張の御議論のやうに承りましたが、陸軍當局と致しましては、或一定の火砲なり小銃なりは一定の數を維持して居らなければ、國の工業力が戰時の補給を充たすことが出來ぬ、であるから工業力に相當しただけの火砲はどうしても――火砲と工業力の關係と云ふものは密接の關係がある、之を切離して唯々間口を擴げて大砲の數を殖すと云ふことは如何なものかと考へます、隨て今回の整理に於ても火砲の素質の改善を致します、即ち威力あるものに火砲を造り換へまするが、砲の數に於ては增加を致さない、即ち奧行を深くして行くと云ふ方針の下に進みつゝあるのであります、是が一例であります、其他の施設に付ても段々さう云ふ考の下に進んで居るのであります、それから古い例を御引きになりまして、陸海軍の協同と云ふものは圓滿には行はれて居らぬ、中中今日でも仲が惡さうな御話もありましたが、長岡閣下が直接仕事を執つておゐでになりました當時、即ち日露戰爭前後に於きましては、或はさう云ふ事があつたかも知れませぬ、是は私共存じませぬ（笑聲）併し今日は陸海軍の仲の惡いと云ふことはない、仲は極めて圓滿に總ての事を進步致して居ります、決して御心配になるやうな事はないのであります、又話が空軍獨立に及びまするが、長岡君は即ち陸軍と海軍と二つ並立して居る爲に、仲が惡いと云ふ御觀察のやうに拜聽致しましたが、然らば更に茲にもう一つ空軍と云ふものが出來れば、私は益々仲が惡くなりはせぬかと思ふ、さうして此飛行機と云ふものと陸軍或は海軍と云ふものは――空軍と海軍陸軍と云ふものは沒交涉で餘り關係のないもののやうな御話でありましたが、決してさうではありませぬ、私の見る所は今日の戰鬪と云ふものは――陸上の戰鬪は平面戰鬪ではなくして、即ち立體戰鬪になつて居る、即ち地上と空中と相伴つて戰はなければならない、即ち陸軍と空軍と云ふものは密接の關係を持つて、即ち同身一體で働かなければならぬものと考へて居る、是は海軍でも恐らく同樣であると信じて居ります、尙ほ一つ此四個の師團と云ふものが此豫算が通過したならば五六月頃に廢める、さうして新なる施設は今後數年の後でなければ完成しない、さうすると其間に廢むべきものはなくなつてしまふ、さうして出來るべきものは數年掛らなければ出來ない、そこに國防上の缺陷は生じはせぬかと云ふ御質問を含んで居りましたやうであります、是は御尤の事であります、併し當局としてそこに缺陷が絕無とは申上げ兼ねまする、それは假令四個の師團が明日形を消しましても、其師團に屬して居つた所の將校とか或は下士卒と云ふ者は、在鄉者として依然存在を致して居ります、又其師團の持つて居つた兵器被服も其儘存在して居る、であるから戰時必要な場合に臨時にそれを召集して、臨時特設の師團を造り上げれば、それで今日の作戰の要求にかつ／＼間に合ふと思ひます、但し是が常設の師團に豫後備の者を附加へて造つたもの、それ程に精鋭なものとは申上兼ねます、若干精鋭の度は劣りますが、そこに國防上に大なる缺陷が生ずると云ふ憂慮は必要がないと存じます、それで此陸軍に於ては一定の國防の方針が無くして、今日までふら／＼と進んでは居らぬかと云ふ御議論もありましたやうでありますが、決して一定の方針がないのではありませぬ、即ち前の山縣陸相時代から執り來つて居る方針は、今日も依然持續して居るのであります、即ち山縣陸相が整理致して後に、是れ以上は一兵一器も減ずる事は出來ない、之を減ぜば缺陷を生ずると申して居ります、其當時の考は矢張私共も同樣の考を持つて居るのであります、即ち四個の師團を減じても、それに新なる施設を以て其師團の減つた爲に生ずる缺陷を補ひますから、即ち國防力の總和の上に於ては決して減少しないのであります、終始方針がぐらついと居ると云ふやうな御觀察は、聊か當を得ぬと私は考へて居ります、其他陸海軍に於いては精鋭の機械を造るとか或は優良の人を造り上げると云ふことに兎角努力が足らない、適材も二三年經てば進級の都合で直ぐ他に轉職をさすとか、其他編制上あり／＼と冗員が多いとか、或は人事行政上に權衡を得ないとか、或は經費の按排が要を得ぬとか云ふ、多岐に亙つた御說もありましたやうでありますが、大體に於て御心配になるやうなことはないのであります、尙ほ詳細の事は異日復た御話を申上げる機會があらうと思ひます、答辯は以上を以て……

〔「答辯の必要なし」と呼ぶ者あり〕

○長岡外史君　簡單でございますから此席から陸軍大臣に――食糧問題に關して陸軍大臣に御尋ね致しましたが、其答辯を願ひたい。

○副議長（小泉又次郎君）　答辯はないさうであります――牧山耕藏君より議事進行に關して發言の請求があります、此場合許可致します、牧山耕藏君。

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君　私は議事進行に關して一言致したいのであります、從來朝鮮總督、臺灣總督並に關東長官は、政府委員として此議會に出席應酬することに相成つて居つたのであります、然るに第五十議會の開會に當りまして、現內閣は是等植民地の首腦者を政府委員に任命をしなかつたのであります、植民地

關係の豫算は二億幾千萬圓の巨額に達して居るのであります、之が審議を進める上に於きましては、親しく是等總督長官の意見を徴しなければならぬ事も少くないのであります、此點に付きまして加藤首相特に横田國務大臣の御所見を伺ひたいと思ふのでありまするが、御承知の如く曾ては臺灣領有の當初、朝鮮併合の當時、或は關東州租借の當時に於きまして、其總督及都督は軍閥の巨頭であつて、恰も閥族官僚の出店の如き觀を呈して居つたのであります、即ち總督都督と云ふものは植民地の官邸奥深く蟠居して居つて、二三屬僚を政府委員として議會に出して居つたのであります、然るに大正七年原内閣成立と共に、原首相は思を植民地統治の重大なることに致されまして、此植民地統治の情弊を打破するが爲に、先づ第一著に總督都督の任用資格が從來陸海軍の大中將に限られて居りまして其官制を改正して、文武官何れとも之に任用することに致して、即ち國民中の適材を舉げて其重任に當らしむることに官制を改正したのであります、是と同時に總督都督を親く政府委員として議會に出席せしめて――出席せしめて、統治の實狀を國民の前に明に致すことにしたのであります（「それが質問か」と呼ぶ者あり）聞けば分るではないか、所が政黨内閣と稱する加藤内閣は、此總督及長官をして政府委員に任命されないと云ふ理由は何れに在るのでありますか、是は議事の進行の上に重大なる關係を持つて居るのでありますから――即ち植民地の豫算を審議し、其可否を決定する上に於て重大なる關係を持つて居るのでありますから、加藤首相並に原内閣時代の政府の大官として、此植民地統治の改革に向つて其經緯を十分に御承知になつて居る所の横田千之助君が、國務大臣としておゐでになるのでありますから、其御所見をも併せて承りたいと思ふのであります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君） 加藤内閣總理大臣。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣（子爵加藤高明君） 朝鮮、臺灣並に關東廳の總督若くは長官が、政府委員になつて居らぬと云ふことに付ての御尋でありましたが、議事の進行と云ふことでありますから、私は此際御答するのかせぬのか分りませぬが、一向差支ないのであります諸君が御同意なれば答辯致しませう、政府委員を定めると云ふ事は一に政府の都合に依ることであります、何人を政府委員にしなくちやならぬと云ふ極まりはないのである、若し此後に於て必要ならば今任命された者の上に更に加へるかも知れませぬ唯今は別に總督若くは長官を政府委員としなくても諸君の御尋に對して御答するに差支ないそれ〳〵の官吏を皆な政府委員にして居りませぬが、大體の責任は内閣總理大臣にありますから左樣御承知を願ひたい（ひや〳〵）

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君） 横田司法大臣。

〔國務大臣横田千之助君登壇〕

○國務大臣（横田千之助君） 牧山君の御質問に對して御答を致しますが、私が法制局在職中に、臺灣朝鮮の總督を文官を以ても就任することが出來ると云ふことに擴張したのは事實です、此法制の改正の要點は、文官にして總督になれると云ふことが骨子でありまして、政府委員にするかしないかと云ふことは要點ではないのであります、（拍手）政府委員にするかしないかは時の内閣が、臺灣の統治、朝鮮の統治、又は關東州の統治に付て、議會に對して答辯するの必要の人員を誰にするかで、時の内閣が便宜に定めるものである、今日事務次官を政府委員とせずして、政務次官參與官を主として議會の答辯に充つる意味も此便宜から來て居るのでありまして、法制上の見地から立論すべき筋合のものでないと私は考へて居ります。

〔拍手〕

○原惣兵衞君 議長――議事の進行に付て異議があります。

○副議長（小泉又次郎君） 原君、何ですか。

○原惣兵衞君 議事の進行に付て發言を求めます。

○副議長（小泉又次郎君） 許します、原惣兵衞君。

〔原惣兵衞君登壇〕

○原惣兵衞君 唯今横田司法大臣の御答辯に依りますと、答辯の任務に當らしむる者は時の内閣の其時の隨意であると仰せられますが、私等は原内閣以來初めて政黨内閣が出來上つて、國民全體が本當の民意を尊重する所の政治を行ふものであると思つて居るのであります、（「ひや〳〵」拍手）それで此内閣は護憲三派と稱へまして、政黨内閣は少くとも吾吾の民意を尊重する此議會政治に於ては、少くとも各人の自制に依つて眞の政治道德に基く答辯でなければならないと思ふのであります（拍手起る）之を三派與黨が民衆の總ての代表なりとして、貴族院の改革を唱へ、或は普選を唱へる、此國民政治を布かんとする秋に於て、其重大なる政務官、即ち朝鮮總督、臺灣總督を茲に任命して答辯の任に當らしめないと云ふことは、大なる議事進行に支障を來すものと思ふのであります（拍手）少くとも之に對しては横田司法大臣の如く詭辯を弄せられず、眞に民意に副ふやうに總督を此任に當らしめる爲めに更に答辯を求めます――いや私は詭辯と信じます。

○副議長（小泉又次郎君） 櫻内幸雄君。

〔櫻内幸雄君登壇〕

○櫻内幸雄君 諸君私は財政經濟に關しまして二三の質疑を致さんとするものであります、先づ經濟政策に對して政府は一定の方針を有して居るか否かと云ふことに付て聽くのであります、我が經濟界は歐洲大戰役の後に於きまして、戰時好況の反動として今や產業は萎靡し物價は騰貴し、勞銀は昂上致し貿易は逆調となり、正貨は減少致し、正に國民の生活の不安を感じて居るのであります、此事柄は國民が擧げて憂慮すべきことでありまして、政府當局も亦之を認めて居るのであります、隨て政府と致しましては此經濟政策に對して一定の方針を樹て、國民の歸嚮する所を示すと云ふ事は當然の責任であります然るに政府の今日まで成し來つて居る所を見ますると毫末も是が根本政策と認むべきものがないのであります、又豫算の面に於ても、豫算以外に於ても何等一つとして認める所のものがないのであります、強ひて是が救濟策として見付け出すならば、所謂大藏大臣の言ふ財政緊縮に依つて、政府の政費節約を爲し、消費の節約に依つて物價の低落を圖りたい、之に依つて財界の壓迫を除きたい、是が今や救濟策として見るべきものであると思ふのであります、然るに財政緊縮の結果が如何なる數字を現すかと云ふことは、諸君御承知の通り先日來屢々論議されて居るが如く、何等認むべきものがないのであります、之に依る失業者は三萬五千人出ました、併ながら物價は益々騰貴し、勞銀は益々昂上しつつあるのではありませぬか、貿易は更に逆調を告げつつあるではありませぬか、私共は此狀態を見て政府が何を爲しつつあるかと云ふことを疑はざるを得ないのであります、（拍手）固より產業の發達、貿易の振興と云ふものは、必しも豫算に關係はない、場合に依つては關稅政策もある、又場合に依つて他の方法もあるのであるが、假に之を豫算の内容に付て考へて見ますると云ふと、何處に之れに對する對策があるのであるか、農商務省の範圍に於いて農村振興に二百五十萬圓は稍々認むべしとするも、是れとても今日の農村の狀態に比して見ましたならば、二階から目藥にも足りないのであります、其以外に於て何がある農務省に於て僅に二十二萬圓、商工省に於て僅に二十三萬圓、四十五萬圓の外に諸君何があるのであるか、今回の新規要求の總額は實に一億五百九十萬圓になつて居るのであります、一億五百九十萬圓に對して、僅々たる四十五萬圓、之を以て我が帝國の興亡に大關係のある所の產業の振興、貿易の振興と云ふことを圖ることが出來るのでありませうか、是は三歲の童子と雖も到底出來ぬと云ふことを知つて居るのであらうと思ふ、高橋農商務大臣は豫て積極政策を御執りになつて居りまして、斯の如き場合に於ては特に蘊蓄せらるる所の方針があるものと私は信じて居りました、而も此豫算に於て何等見るべき事がないのは甚だ遺憾に堪へないのであります、（拍手）私は此以外に於きまして或は郵便貯金の奬勵であるとか、若くは北海道の拓殖奬勵であるとか、若くは移民保護奬勵費であるとか、是等のものを入れて見ましても其金額は僅に數百萬圓に上らないのであります、私は如何にしても我が今日の經濟難とも言はるる場合に於て、政府が產業問題に對し、經濟問題に對して、何等の方針のないと云ふことを眞に遺憾と思ふのであります、即ち此政策に對して如何なる御考を御持になつて居るのであるか、又將來放任主義を取るのであるか、或は保護奬勵の主義を御取りになるのであるか、若し保護奬勵の主義を御取りになると致すならば、如何なる策を御持ちになつて居るのであるか、之を承りたいと思ふのであります、次に御伺ひしたいのは、減資解散を財界の整理と御認になる理由を承りたいのであります、大藏大臣は一昨日の施政方針の演說の中に得々として言はれて居ります、「我財界の整理に付て、更に一言したいことがあります、戰後の反動以來既に數年を閲したるに拘らず、我が財界は未だ十分整理の徹底を見なかつたのでありますが、大正十三年に於て株

第五十回帝國議會衆議院

式會社の減資したるものが四億九千餘萬圓、解散したるものが十億餘萬圓を算し、前年度に比較して見ますると云ふと、それ〳〵三倍六割及二倍八割の多きに上つてるのであります」斯う言はれて居ります次に「是等の事實は何れも事業界の整理が相當に行はれたることを示すものと思ふのであります、蓋し其此に至りましたことは、設計の緊縮、公債の非公募等、政府の財政政策の影響が與つて力ありと信ずるのであります」と斯う言はれて居るのであります諸君斯の如き減資、解散、此事柄が果して財界の整理でありませうか、苟も一の事業會社が解散をすると云ふ場合に於ては、是が爲に損害を被むる所のものは決して少くないのであります、減資をする場合亦然り、總て血、涙の結晶に依つて斯の如きことが行はるるのであります、固より解散の中には合併により解散もありませう、斯の如きは稍々整理と認むることが出來ますけれども、それ以外の解散若くは減資に至りましては、

〔小泉副議長席を退き粕谷議長復席〕

何れも涙と血の結晶が含まれて居るのであります、是が爲には職業を失つた人もありませう、又生活の道を失つた人もありませう、實に私共は一掬同情の涙なきを得ないのであります、而して此解散、此減資の原因と云ふものが果して何であるか、固より營業其途を過つたことも其一原因でありませう、併ながら其多くは震災の影響並に財界の不況に原因するものであります、財界不況の原因は多々ありますと雖も、政府亦其責任なしとしないのであります、私は此事柄に付て政府が眞に斯の如き事柄を財界の整理と御考になつて居るのであるか否や、私は此の事柄を御尋ねしたいと思ふ、昔、仁德天皇は民の竈の煙を見て軫念を惱まされ、御苦心を遊ばされたと云ふことは諸君御承知でありませう、今の大臣は國民が財產を失ひ、事業を失ひ、職業を失ひ、而して生活に困ることを見て、之を以て財政の整理と云ふことは實に以ての外であると思ひます、故に此問題に對して大藏大臣の所見を特に伺ひたいと思ふのであります、次に自然增收を經常歲入に御繰入れになつたと云ふことは、其時機を誤つて居りはしないか、其事を承りたい、稅金に於て三千二百萬圓、官業收入に於て三千四百萬圓、自然增收を見られて居る、勿論從來御說明になつて居るが如く今までの年度に於きましては、何れも歲入が超過致して居るのであります、是は豫算編成の根本方針が確實に豫算を立てゝ居るからであります、併ながら此事柄が適當であるか否かと云ふことに付ては、私は強て論じない唯今日財界不況の際、唯今も申す如く解散若くは減資等が頻々として起つて居る此際、果して從來の如く歲入の增加を見積つて然るべきであらうか、殊に大震災の後に於て果して斯の如き豫算を計上して宜しいのであるかどうか、私は之を疑はざるを得ない固より政府の方針と致して此案を提案を致された以上は、其辻褄を合すが爲には、或は苛歛誅求となつて租稅を徵收されませう、併ながら斯の如き豫算の編成が他日如何なる果を爲すかと云ふことに付ては深く考慮を拂はなければならぬと思ひます、昨日小川君の質問に對して、大藏大臣は明年も明後年も增收を見積つたならば不當であるが、本年之を見積つて本年之を入ると云ふことを吾々は信ずるから差支ないと云ふ御意見であります、是は政府當局として思はざるの甚しきものである、其日暮しのやり方であると私は思ふのである、此其日暮しのやり方の結果は、蓋し將來に於て我財政に非常なる缺陷を來すであらうと思ふ、此點に付ては特に注意を要せらるべきことであらねばならぬのであります、又自然增收の中に於て二千百萬圓と云ふ專賣局の益金を見られて居ります、勿論是等の消費は年々增加致して行くのでありませうが、若し之が豫定の如き收入がない場合に於ては、或は消費奬勵と云ふやうなやり方でもなさなければならぬやうな結果に陷りはせぬかと思ふのであります、此點に付て私共は甚だ憂慮に堪へませぬが故に、大藏大臣に質問を求めたいと思ひます、預金全部の餘力が公債引受の能力があるかどうか、又發行債券が豫定の成績を舉げて居るか否か、此事をもう一つ附加へて伺ひたいと思ふ、債券の募集の條件は、諸君御承知の如く今日吾々の最も排斥すべき射倖心の挑發に依つて募集されて居るのである、さりながら吾々の見る所に於ては其募集の景況が甚だ心痛に堪へない、果して政府に豫定の如き收入があるか否かと云ふことは疑問と致す者であります、而して大藏大臣の說明に依ると、復興債券の募集は六千萬圓、預金部の引受が五千萬圓と云ふことであります、預金部の生命は御承知の如く郵便貯金が其大なるものであります、我が郵便貯金は大正元年には二億圓内外であつたのが、大正八年には七億圓となり、昨年の五月には十一億五千六百萬圓と云ふ數字を表して居るのであります、而して曾て一年と雖も此增加と云ふものが減つたことがない故に政府が此豫算を御編成になる時に方つて、大正十四年度には郵便貯金が增加を致して、之に依つて公債を引受けることが出來ると御考になつたのではないかと思ふのであります、然るに現内閣になつて此方如何であるか、啻に增加しないのみならず、幾らかづゝ減つて居るではありませぬか、此減つた原因は何であるかと云ふことは詳しくは論じませぬ、さりながら此減少と云ふことが大正十四年度にも尙ほ續くと致しましたならば、公債引受の上に於て大なる違算が起つて來ると私は考へるのであります、若し斯の如き違算が起つたと致しまするならば、政府は勢ひ預金部の持つて居る所の勸業債券であるとか、興業債券であるとか、是等のものを賣却するかさなくば在外正貨となるべきものを賣拂ふの外は方法がないのであります、斯の如き事柄が出來るやうになつたならば、是は大なる難問題であらうと思ふのであります、此點に付て政府は御考になつて居つたかどうか、或は今後之に對する所の御豫想がどうであるかと云ふことを御伺ひ致したいのであります次に御伺ひ致したいのは、貨幣交換差損金と云ふものが幾何あるか、正貨拂下の利得金と云ふものが幾何あるか、此事柄は極めて簡單なる事柄でありまして、何れは議會に出して協贊を經らるべき問題でありますけれども、若し御分りになつて居るならば御知らせを願ひたいと思ふのであります、次に金解禁問題に對する所の吉植君の質問に對して大藏大臣が答辯せられた所を聽いて見まするのに、此際金輸出解禁を致すと云ふことは、正貨の流出して遂には兌換の根抵に動搖を來すが如き事が起る、又輸入が超過致し輸出減少を致して、更に逆調を增加致し、又輸入商並に是等關係者に損害を及ぼすことであるが故に、此際は期限を附しても又即行でも、解禁には同意をすることが出來ないと云ふことを言はれて居ります、私は此點に付て幾多の疑問を有する者であります、隨ひまして一二の疑問を御尋ね致したいと思ふのであります、第一番に御伺ひ致したいのは、政府は爲替の相場の維持に付て確信を有して居らるゝのであるか、どうであるか、又相場の暴落に對しては、場合に依つては輸入管理等を爲すが如き御意思でも持つて居らるゝのであるか、どうであるか是も伺ひたい大藏大臣は正貨流出が、若し解禁した曉に於ては、非常なる勢を以て出るであらう、到底是は豫測すべからざることであつて、其結果は意外なる事を喚起すであらうと云ふことを言はれて居ります、若し禁止をして居つた場合に於て正貨の流出はないのであるかどうであるか、吾々が此問題に對して研究を致しますのに、金の輸出の解禁と或は禁止とに拘らず、貿易の狀態が逆調であつた場合に於ては、必ず正貨は流出致すのであります、唯禁止の場合は其流出の途が違つて來る、或は在外に於ける民間の外資となり、或は之が爲に金の密輸出が行はれる、何等かの途に依つて金は流れ出して居るのであります、正貨の狀況に付て施政方針の演說の中に御述になつた言葉は單に最高最低の場合を御話になつのに過ぎませぬ、即ち大正十年には二十一億九千萬圓であつたのが、昨年末になつては十五億百萬圓になつて居る、斯う云ふことを申されて居るに過ぎませぬ、併ながら實際問題に移つて研究を致して見まするならば、昨年の正貨の減少は吾々が勘定すると約四億二三千萬圓であるのであります、在外正貨の減少、外債の差引勘定民間外資の借入の勘定、貿易外の國際貸借關係等を調査致して見ますると云ふと明に四億萬圓以上は流出致して居るのであります、即ち金貨流出の狀態は金の輸出解禁々止とに拘らず貿易に準じて行くものであると私共は思ふ、即ち貿易の逆調多ければ輸出が多くなり、貿易の逆調が少ければ輸出が少くなる之に依つて金の輸出の少くなると多くなると云ふ事が起つて來ると私共は信じて居る、而して大藏大臣は若し今日金の解禁を致すならば、輸入品は安くなるが爲に滔々として這入つて來る、輸出品は割高になるからして、間合に出ない是に於て貿易の逆調が更に一層甚しくなると言はれて居るのであるが、是は少しく御考になつたならば間違であると云ふことを御發見になるであらうと思ふ、固より爲替暴落の際に於ける一時的現象と致しては、大藏大臣の唱ふる通りである、併ながら此爲替暴落の結果と致して物價は騰貴し、勞銀は向上致し、生產費が向上致したならば、日本の生產業は總て高價なる所の生產費を拂はなければ品物が出來ないのでありますが故に、物價の大騰貴を來すと云ふ

國務大臣の演說に對する質疑（櫻内幸雄）

ことは言ふまでもない、即ち事實が證明致して居るのである、此場合に於て輸出をしたくも輸出が出來ぬ、即ち過渡時代に於ける所の狀態から言ふならば確に貿易は逆調となる、併ながら斯の如き不安定なる所の爲替相場を基礎として營業を營んで居る場合と、解禁を致して正貨取引となつた曉に於て、安心して營業を營むとの場合を比較して見まするならば國民は安心をして仕事をして、而して堅實なる基礎の下に貿易を致すと云ふことを望むと云ふことになるであらうと私は思ふ、又斯くしなければ到底財界の前途と云ふものは安定を致さないのであります、大藏大臣は若し正貨が滔々として海外に流出するの狀態を國民が見たならば、玆に「パニツク」を起す恐懼を來すと云ふ言葉を使はれて居る、私共は正貨が滔々として出たと假定致しましても、必ずや國民は之に向つて大なる緊張を爲し、大なる覺悟を爲し、而して眞に產業の發達を企畫するの決心を持つであらうと思ふのであります、一文も無い人々が百萬圓の借金をした、而して百萬圓の金を銀行に預けて居つて百萬長者のやうな顏をして暮して居るよりも無い者は無いとして、自ら節約すべきものは節約し働くべきものは働いてこそ、始めて眞の產業の發達を期することが出來ると思ふのであります、若し今日の儘に金の解禁を放任なされて居つたならばどう云ふ狀況を呈するでありませうか、私は甚だ憂慮に堪へない、日々爲替相場が下落するのであるからして、國民は物價と云ふものに安心を持たない、隨て國民生活の上に於て非常なる不安を持つて居るのみならず、政府が如何に爲替相場を維持すると申して居つても、或は維持が出來ぬかも知れぬ、出來なかつた場合に於ては非常なる迷惑を致すと思ふのであります、即ち日本の紙幣の下落と云ふことを意味して來るのでありますが、隨て貿易業者は固より商人の大なる者が、外國に於て金を受取つた場合に於ては、日本へ持つて歸らない、向ふの銀行に向ふの弗若くは磅に於て預金を致すのであります、隨て此割合に依れば、正貨は禁止した場合と解禁した場合とを比較して見て、禁止して居る場合には、より多く外國に正貨が出て行くと云ふ結果に陷つて來るのであります、大藏大臣は御承知であらうと思ふ、千九百二十三年獨逸の馬克の暴落する時代に於て獨逸の商人は總て自國の貨幣と致さずして、英國若くは米國に金を預金致したのであります、而して昨年正貨取引が行はるゝに至つた場合に於て、其金額を調べて見まするると云ふと、雜誌其他の報ずる所に依りますると云ふと實に六十億金馬克と云ふものがあつたさうであります、斯の如き狀態が若し日本に起つたとするならば、是は日本の財界に取つて一大問題であるのであります（拍手）輸入商に對する損害を御心配になつて居る、是は御尤の事であります、併ながら先日吉植君も言はれた如く若し玆に相當の期限を附して行つたならば此輸入商の取引と云ふものは長くも五ケ月八ケ月を出でない、其以後の解禁を御聲明になるならば其間に於て熟練したる手腕に於て何等か方法を講ずるのであります、固より期限を附して解禁を致せば、必ず其期限までの日歩を換算致して、爲替相場は其程度まで上るでありませう、故に輸入商に取つて多少の打擊のあると云ふことは固よりである、併ながらそれは御聲明になる御發表の形式に依つて、御考慮爲さつたならば、それを緩和することは間違ないと私は信ずるのであります、のみならず若し之が財界に大なる反響を與へ大なる影響を與へたと致すならば、或は最近に於て御考究になつて、居る所の制限外の發行、之を增加することも出來る、又近頃問題となつて居ります所の保證準備の擴張を爲さると云ふことも宜からう、金利引下と云ふことも爲さるも宜しからう、之に對する所の對案は決して一二にして足らないのであります、事業界の安定を考へず、基礎の堅固なる所の貿易の發展を考へずして、單に目先の問題ばかり御考慮になつて居つて解禁を爲されぬと云ふことは、蓋し他日悔を貽すことであらうと私共は思ふのであります、政府は昨年の議會に於きまして、四十一弗二分の一以下には下げないやうな口吻を御漏しになつて居るのであります、即ち今日は解禁はせない、併ながら有ゆる方策を以て爲替相場を緩和致して其恢復を待つて解禁すると云ふ意味を御漏しになつて居る、而も其後如何でありませう、政府が有ゆる方策を御盡しなつたか知らぬけれども爲替相場は依然として下向であるのであります、英國に致しましても亞米利加に致しましても此問題に對しては非常なる苦心を致して居るのであります、英吉利に於ては輸入の制限を致した事もある、關稅の增加を爲した事もある或は又或商會をして無制限に金の買入を爲さしめた事もある、申すまでもなく英吉利の富强なる、亞米利加に對しては約百億圓の借金があるけれども、他に對しては約九十億圓の債權がある、此國に於てすら斯の如き苦心經營を爲して、尙は爲替相場の恢復と云ふことは困難であつたのであります、昨今に至りまして漸く恢復を致しました、佛蘭西の如きも亦之に倣つて、可なり苦心經營を致して居るのでありますけれども、今以て是は恢復を致さないのであります、斯の如き際に於て政府が恢復を爲さんと欲するならば、非常なる決心と努力を要すると云ふことは論を俟ちませぬ（拍手）然るに現政府が之れに對して執つた手段と云ふものを見まするのに現存在外正貨の拂下以外に、果して何の政策があつたのでありますか、私は濱口君が此問題に對して、爲替相場の維持が如何なる方法に依つて將來行はれる、又下げぬことを私は確信する、之に付ての確たる御聲明を煩したいと思ふのであります、元來大藏大臣は解禁論者であらせられました、第四十六議會に於て前加藤總理大臣に向つて斯う云ふ言葉を發せられて居るのであります、內閣が金の解禁を爲さないのは某方面に氣受けが惡い、某方面に損を掛けるから解禁をしないと言ふことを言はれて居るのである（拍手）私は甚だ遺憾ながら之と同じやうなる風說を昨今屢屢耳にすることを申上げて置きたい、固より爲替取引銀行其他の人々は、金の解禁が無くして爲替相場が動搖致すとすれば、其間に於て尠からざる利潤がある、最近の事である大藏大臣監督の下にある所の某銀行は、一夜にして四十何萬圓の利益を得たと云ふ事實があるさうであります、私は確信を致す、斷じて現內閣の諸公は斯の如き事に關係のないと云ふことは信じまするけれども、併ながら十分是等の點に付て御考慮になつて、單純に是等の事業家に付て御耳を御傾けにならぬのみならず、一般國民の聲に聽いて、而して相當なる方法を御考慮になると云ふ事が必要ではなからうかと思ふのであります、大體に於て此爲替を維持することに關する御意見を承りたいと思ふのであります、次に爲替暴落に基く所の損害に付て御勘定になつたことがありませうか、之を承りたい、政府は爲替相場の下落は現政府の責任でないと云ふことを言はれて居る、私は爲替相場の下落が現政府に全責任ありとは申しませぬ、併ながら其の中の大なる責任があると信ずる者であります（拍手）勿論他の方法も澤山ありませうけれども、第一番に解禁を行つたならば、それで恢復をするのである、其以外に於ても幾多の方法があるのであります、而して政府の御考になつて居る所を考察致すならば、單に解禁の結果と致して金が輸出せらるゝと云ふことを虞れられる以外に、國民が以て之に首肯する點がないのでありまするが、解禁を致さずとも出るものは出る、斯うなつた曉には之に對する方針は自ら定つて來るものであると思ふのであります元來輸出禁止をせられて居る結果として爲替相場は下落する、此相場の下落に依つて如何なる損が國民の頭に掛つて居るかと申しまするに、單に貿易の上に於いて入超額約七億圓に對して假りに二割と致しましても、一億四千萬の損があるのである、若し簡單なる勘定から云へば輸入の二十四億圓に對しても少しく二割何分の損があれば、又輸出した方も少く受取つて居るのであるから、損が立つと云ふ勘定が立つのであるが、併ながら是は實際問題と致しては差引を致して、輸入超過の金額に對しては少くとも二割何分と云ふ損害を蒙つて居るのである、又政府と致しましては現在の外債十五億圓に對して少くとも一年に千三百萬圓若くは五百萬圓程度の損を蒙るのであります、諸君は今日義務敎育費の二千萬圓に對して論議されて居りますが、是は此利子だけでも出て來るのである、又今日の相場が持續して行くとするならば、即ち償還の期限まで是が永續するならば、十五億圓に對する二割三分即ち三億何千萬圓と云ふものは、國家が負擔をしなければならないのであります、決して簡單なる問題ではない、此大なる損害を差措いて、而して事業界の不安を其儘に致して置いて政府は解禁を致さない、解禁を致さない理由は再三申上げる通り、單純なる理由、此理由も唯唯過渡時代に於ける一時の現象に對してのみの問題であるに拘らず、更に政府は此點に對して御考慮がないと云ふのは如何なるものでありませうか、私共は此大なる損失と云ふものは、少くも政府の遣方に依つて起る所の損害であらうと思ふ、若し今日解禁を致されても、私共は大藏大臣の御心配になるやうな事は決してないと思つて居るのであります、大正三年我が正貨の最も減少したる時代に於て、矢張相場は四十七弗內外保つて居つた、日清戰爭の時に於いても四十七弗は下らない、日露戰爭の時に於ても

四十八弗五仙以下に下つて居らない一度解禁をするならば相場は必ず復つて來るのであります、而して政府の言ふ所に依れば、解禁すれば輸入が超過すると云ふのでありますけれども、斷じてさる事柄は私は無いと思ふのであります、畢竟するに國民の非常なる損害を見て居ると云ふ事に付ては、政府の大なる責任であると私は斷言して差支ないと思ふのであります、最後に今一つ御伺致したいのは、大正六年省令第二十八號と云ふものは、不法なものでないかと云ふことを伺ひたいのであります、併せて金價格の値上は、經濟界の根柢に動搖を與へて居るのでないかと云ふことを伺ひたいのであります、諸君、船の運轉には羅針盤がなくてはならない、經濟界の總ての問題に對して物差と云ふものがなくてはならない是れと同時に事業界にしろ、有ゆる方面に於いて此の貨幣と云ふものが基準となつて居るのであります、此の貨幣が動搖するが如きことがありますれば斷じて生活の安定、事業界の安定と云ふものは望むことが出來ませぬ、然るに政府は突如として昨年十一月此安定を動搖すべき金の値上を發表致したのであります、私は尊敬する濱口君としては實に似合しからざる事であらうと考へる我が帝國が明治三十年金本位制定以來、二匁二分一厘を以て金十圓と定めて居ります、日本銀行は何時でも兌換をすると云ふことを紙幣の上に明記致して居るのであります、國民は之を以て經濟の基礎と爲し、總ての取引及び貸借は是に依つて行はれ、銀行預金、郵便貯金、貸金株金、皆な是に依つて勘定されて居るのであります然るに同し質の金一匁を買ふのに、同し質の金一匁四分の金貨と交換さるべき紙幣を持つて行かなければ買はれないと云ふことは、奇怪至極であるのであります、金は經濟上の本位であります、それに對して斯の如き不自然なる馬鹿氣た事柄が日本國內に行はれると云ふことはどう云ふ譯である、此馬鹿氣た事の行はれて居ると云ふものは、唯々一つの大正六年の大藏省令二十八號と云ふ一片の省令があるからであります、即ち同省令に於ては金の輸出制限と同時に金の鎔潰を禁じて居る、此金の鎔潰を禁じて居ると云ふことが、即ち斯の如き間違つた事が行はれる原因になつて居るのであります、若し此省令と云ふものがなかつたならば、財產のある者は必ず其紙幣を金貨と交換を致しまして、而して之を潰して賣却を致せば、忽にして大なる儲が出來るのであります、若し又金の價格が政府所定の如きものであると致しましたならば、日本銀行の正貨準備は忽にして二億五千萬圓と云ふものを增加する譯であります、隨て紙幣の增發も出來る、固より省令のある以上は日本銀行と雖も鎔潰することは出來ませぬけれども、金塊を持出して賣つたならば、忽にして利益が生ずるのであります、日本銀行は一擧にして二億五千萬圓と云ふ利益を得るのでありますが、此利益が即ち國民全體の損であります、國民が其損を背負ふのである、然るに斯の如き重大なる事柄が――國民の財產權にも及ぶべき所の事柄が、大藏大臣の一つの意見に依つて決定されると云ふが如きことは、私は法治國としてあり得べからざる事と考へるのであります（拍手）少くとも法律に依つて之を制定し、議會の協贊を經べきものであると私は信ずるのであります、英國に於ても其通りである、而して是と同時に斯の如き變則的――經濟上變則なる所の行を爲す場合に於ては、相當の期限を付すと云ふことが相當であると思ふ、然るに其處に出でないと云ふことは私共は怪訝に堪へないのであります、若し斯の如き事柄が大藏大臣單獨の意見に依つて行はるゝと云ふが如きことがありと致しまするならば、是は國民として一日も晏如たることは出來ないのであります、私は寧ろ貨幣法の改正を爲して、我が金貨を一匁六圓五十錢の割合を以て御造り變へになつたら宜からうと思ふ、斯の如く致しまするならば、政府に於ては相異なる方法を講ぜらるる以上は、或はそれに依つて三億何千萬圓の改鑄益金を得ることが出來るであらうと思ふ、若し日本銀行との間に其等の途が付いたと致しまするならば、即ち之を基本金と致せば農村振興其他の費用に對して支出する所の金額は、之に依つて齎出することが出來るのであります、德川時代其他に於きましても斯の如き事柄が度々あつたのでありますからして、省令を以て經濟の根本を動搖せしむるが如きことを行ふよりも、寧ろ議會の協贊を經て斯の如きことを御行ひになつた方が宜からうと私は思ふのであります、私は此問題は洵に複雜なる問題でありまするけれども、我が帝國としては極めて重大なる問題でありますが故に大藏大臣は今少しく此問題に對して御考慮になつて、而して他日累を我が國家に貽さざる樣御勘考にならんことを特に忠告するものであります、若し現在の儘に於て年年一億若くは一億五千萬圓の金が流出致したとする眞に我が正貨の無くなつた時に於て外科的手術を爲さんとするも出來ないのであります、今日我が狀態は、今手術するのに最も適當な時機である故に、政府と致しましては此點に注意をされて、此際根本的手段を御執りになると云ふことが必要であらうと思ふのであります、私は以上申述べたる點に付て、當局の詳細なる御說明を求めるのであります（拍手起る）

○議長（粕谷義三君）濱口大藏大臣。

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣（濱口雄幸君）唯今、櫻內君より十數項に亙る所の御質問がありました、私の諒解し得たる點のみに付て極めて簡單に御答をしたいと思ひます第一に現內閣は財政經濟上に付て一定の方針がないと云ふ御話でありましたが、其一定の方針は一昨日の施政の演說に於て詳細に申述べて置きました、是は速記錄に依つて御承知を願ひたいと思ふ（「ひやひや」拍手）第二には經濟政策に對する方針は放任主義であるか、保護獎勵主義であるか、若し保護獎勵主義であるとするならば、如何なる點を如何に保護獎勵するかと云ふことを說明をするやうにと云ふ御話でありましたが、是は一概に申すことは出來ませぬ、物に依つては放任するものもあります、物に依つては保護獎勵するものもあります、唯漠然と放任か保護かと云ふことを此處で一括して御答することは困難であります、左樣御承知を願ひたい、第三には民間の株式會社の減資並に解散と云ふことは、財界の整理であると云ふことを大藏大臣に說明したのであるが、自分は左樣には思はぬ、是は財界の整理と言ふべきものでないと云ふ御意見のやうに承りましたが、私は飽くまでも財界の整理であると信じます、好況時代に於て將來に亘て深き慮なく、濫に過大なる計畫を立てたる所の事業會社が、不況の時代に於てそれに適應するが爲めに減資を爲すと云ふことは、其會社と致しましては寧ろ當然の事でありませう、自分の事業を整理するが爲に自發的に減資解散を行ふと云ふことが、是が財界の整理にあらずして何が財界の整理でございませうか（拍手）其次には自然增收を十四年度の豫算に見込んだことがいけないと云ふ御說のやうでありましたが、是は御斷りを致して置きますが、政府は十四年度の豫算を編成するに方つて、自然增收を見込んだことはございませぬ、十四年度の豫算を編成する時には、十四年度に於て收入の出來ると云ふ見込を正確なる方法に依つて計算を致し、例へば酒の稅は何千萬、織物稅は何千萬、所得稅は何千萬と云ふが如くに一々合理的の方法に依つて計算を致しまして、大正十四年度の歲入を編成を致したのであります、其編成を致し計算をした所の大正十四年度の經常歲入を、遡つて十三年度の歲入と比較すると云ふと、玆に偶然租稅に於て三千二百萬圓の增加になつて居ると云ふだけの話、初めから自然增收として見込んだのではありませぬから、是は誤解のないやうに希望致します（拍手）其次に櫻內君の御心配は復興債券を六千萬發ると云ふことであるが、恐らくは年々と云ふ意味でありませう、復興債券を發賣した其後の狀況に依れば、六千萬と云ふことは困難ではないか、若しそれが出來なかつたときに於ては、財政計畫上に不都合を生じはしないかと云ふ御質問の意味と承りました是は御承知の通り復興貯蓄債券は帝都復興に要する所の資金、並に地方の產業に要する所の資金に充てるが爲に發賣を致したものでありまして、此復興貯蓄債券の發賣に依つて得たる所の收入金は、是は豫算の上には這入つて居りませぬから、財政計畫上何等の支障は無いのであります、のみならず今日まで二回發賣を致しましたが、幸に致しまして先づ豫定の收入を擧げて居る狀況であります、其次は郵便貯金が最近減る傾向を持つて居るが、若し十四年に於て此郵便貯金が增加をしなかつたときに於ては、預金部に於て五千萬の公債を引受ける能力が無くなるではないか、若しさう云ふことになるならば、財政計畫上差支を生じはせぬかと云ふ御心配であります大正十四年度に於て新に預金部が引受くべき公債の見込額は、昨日も說明を致しました通り五千萬圓でありまするが、此五千萬圓の預金部の資力は、郵便貯金の新なる增加と云ふことを當にはして居りませぬ、是は是まである所の郵便貯金の利子が加つて參ります所の預金部の利子をそれを引當てにして五千萬の引受をする、斯う云ふ計畫になつて居ります、隨て郵便貯金が新に增加を致しませぬでも、五千萬の公債引受には更に差支ないと云ふことになつて居ります、其次は貨幣交換差金、是が幾何になるかと

云ふ御質問でありましたが、貨幣の交換の差金に付きましては、唯今政府に於て計算中であります、其計算が出來ますれば、遠からずして議會に追加豫算として提出致しまして、諸君の御協賛を求むる積りであります、其所に詳しく御說明を申上げやうと思ひます、其次には爲替の問題に付ての御質問でありましたが、爲替相場の狀況に依つて、政府は其場合に於て輸入管理をすると云ふ考があるかと云ふ御質問でありました、是は今日の所左樣なる考を持つて居りませぬ、次の御質問は金貨が内地から外國に向つて澁出をすると云ふことは、金の輸出を禁止して居る場合でも、將又それを解禁したる場合でも、同樣であると云ふ御意見のやうな御質問でありましたが、私は左樣に考へませぬ、金の輸出を禁止すると云ふのは、内地の金貨が外國へ出ることを防ぐことになるのは當然であります、其禁止をした結果として内地の金貨は外國へ出ませぬ、之を解禁すれば無制限でありますから無論澁出を致します、若し禁止をしても禁止をせぬでも同樣に金貨が外國へ出ると云ふことならば、金の輸出を禁止して居る理由が無い、のみならずあなた方が解禁論を主張する理由も無い（拍手）それから金の輸出を解禁すれば財界は安定すると云ふ御話でありましたが、政府の見る所は正反對であります、吾々の慮る〻所は金の輸出解禁を行ひますれば、貿易の逆調の結果と致しまして内地の正貨は盛に外國へ出るであらうと思つて居ります、金貨が外國へ盛に出ますれば、それが爲に内地の經濟界に非常なる不安定に陷りまして、それを解禁すれば財界は安定をすると云ふことは吾々の考とは正反對の御意見と承ります、それから若し政府が考へて居る如くに、解禁の結果金が盛に外國へ出るやうになれば、それが爲に國民の精神が緊張致し、大に勉强することになるから、其勉强の結果に依つて國債對策の改善ともなり、貿易の逆調の緩和ともなると云ふやうな意味の御質問でありましたが、如何にも金が盛に外國へ出ますれば、國民の精神は或る意味に於て大に緊張するでありませうが、吾々の慮る〻所に緊張の度を超えて恐慌の狀態に立至りはせぬかと思ふ（拍手）其次の御質問は昨年の議會に於て、大藏大臣は爲替相場四十一弗半を下さないやうにすると云ふことを明言したではないかと云ふ御說でありましたが、私は左樣なる明言を致したことはありませぬ、其次には爲替基落の責任の大部分は現内閣に在り、其理由として斯う云ふことを御說明になりました、若し金の輸出を直ちに解禁をすれば爲替相場は平價に復する、それを解禁しないから爲替相場が下つた儘であると、其解禁をしないのは現内閣であるが故に、隨つて爲替低落の責任は現内閣に在る、論理的に申せば其通りであります、其通りでありませうが、併ながら私の考に依りますれば、爲替相場さへ平價に復すれば、其他の經濟界の狀態は如何やうになつても差支ないと云ふことであるならば、喜んで金の輸出を解禁致します、解禁に依つて周より爲替相場は平價に復するのでありませうが、平價に復すると同時に、其代り國民經濟の全般に渉つて慮るべき所は殆ど破滅的の大打撃が起りはせぬかと云ふことである（拍手）政府は其危險を冒してまでも、爲替相場の恢復に專念なるが爲に金輸出を解禁すると云ふことは、甚だ躊躇する所であります、最後の御話は昨年の十一月此内閣が金の地金の拂下相場を引上げたと云ふことは、是は不法の處置である、それが爲に經濟界の根底に大動搖を及ぼしたと云ふ御意見のやうでありましたが、政府は決して不法なりと考へて居りませぬ、此金の地金の拂下相場の引上に付きましては、昨日でありましたか、一昨日でありましたか、確か吉植君の御質問に對して其理由を詳細に說明を申上げた通りであります、何等不法なることはありませぬし、又それが爲に經濟界の根底に少しも動搖を起したことは無いのであります、大正六年の大藏省令二十八號之を省令でやつたと云ふことがいけない、立法事項であると云ふやうな御意見でありましたが、是は大正六年非内閣の當時でありまして、而して斯の如き事柄を省令でやつたと云ふ例は、其當時前例に於て麾ゐつた事柄であります、此内閣に於ても別に之を不法とは考へて居りますまいが、私は此機會に於きまして櫻内君の御質問に對して其中の一部分に付御答を申上げて見たい事があります、金の輸出を解禁すべきや否やと云ふ如き問題は、國民經濟上極めて重大なる問題であります、政黨政派を超越したる所の純乎たる經濟上の大問題でありまして、此問題に付て御互に立法府と致しまして意見を交換し討論を重ねると云ふことは、政府に於ても最も希望する所であります、併ながら政府が曩に希望する所のものは、圖はくは斯の如き經濟上の重大なる問題をして、政黨政派の政治上の爭ひの資具に供することの無いやうにしたいと思ふのであります（拍手）是は私の將來に向つての希望を申述べるに止まるのであります。

【此時發言する者多く議場騷然】

○議長（伯爵徳川家正君）靜肅に……

○國務大臣（濱口雄幸君）（登壇）是は櫻内君に對する私の答辯は終つて居る唯私が全體に向つて希望を申述べたのであります、更に第二の希望の點を申上げたいと思ひます。

【此時發言する者多し】

○議長（伯爵徳川家正君）靜肅を願ひます。

○國務大臣（濱口雄幸君）（登壇）今一言申上げたいことがあります、私は此議場を通じて擴く國民全體に向つて希望を申述べるのであります、第一の希望も其通りでありますが第二の希望も其意味であります、諒解の無いやうに希望致します、第二の希望も國民全體に對する私の希望を此所で申上げるのであります、それは何であるかと申しますれば、最近數年の十一月に於て、金の地金の拂下の價段を引上げたと云ふ事柄に關聯を致し、玆に大正六年の大藏省令第二十八號の規定に關聯を致し、我國の貨幣制度の根據に向つて或は故意に疑を懷き、若くは世人をして如何にも我國の貨幣制度の根據が薄弱であるかの如き感じを懷かしめるが如き言動を爲す者があるのであります、此貨幣制度の如きは、國家の重大なる問題でありまして、決して輕々しく之を變更すべきものでないのであります、併ながら政府が曩に希望する所の吾が六千萬の同胞は、今日は如何にも戰爭は無いのでありますけれども、平和の戰爭の方に於ける所の今日の狀態、殊に我國の經濟上の狀勢は、内外に渉つて御互に大に憂慮すべきものがある、此大事の場合に於て濫りに貨幣制度が薄弱であるかの如きことを世間に指摘せんが爲に、或一種の言動を爲すことは御互に國家の爲に遺憾千萬とする所であります（拍手）願はくば此場合に於て私は國民全體が、冷靜に、沈着に、且つ剛に、且つ而目に、此經濟財政上の緊局に當るの一大決心を爲さんことを、此議場を通じて六千萬國民に嘱く訴ふる所であります（拍手）

○議長（伯爵徳川家正君）櫻内幸雄君――既に定刻に近づきましたから時間を延長します。

「櫻内幸雄君登壇」

○櫻内幸雄君　私の質問に對しまして大藏大臣の御答辯の大體は了承致しまして、意見の異なる所の問題に付きましては、私は申上げませぬ、併ながら此重大なる所の問題に對しまして、擧國一致を强ひ、而して其言論を抑壓する所の言辭を用ゐると云ふことは何事である（拍手）本員は之を疑はざるを得ないのである、故に私は大藏大臣は斯の如き事柄に對しては十分論議を盡し、十分明かにして――國民に内容を明かにすると云ふことは最も私は必要と思ふのであります、而して私の質問致しました中で、正貨拂下げに……

【此時發言する者多く議場騷然】

○議長（伯爵徳川家正君）（登壇）正貨拂下に關する御答辯でありますが……（此時發言する者多く聽取する能はず）

○櫻内幸雄君（登壇）……若し御分りでありましたら御聞取りを願ひます。

○作間耕逸君　殘餘の質疑は之を延期し、次の本會議に日程議了後に尚ほ續會せられんことを望みます

○議長（伯爵徳川家正君）作間君の動議は暫く御待を願ひます、昨日木下謙次郎君の御演說中に對し其中の一部分に付御發言と同君に注意を喚起致して置いたことがありまして、其後該發言に於て速記錄を調査致しました結果、更に同君に對して一言致したいことがあるのであります、併ながら今日は木下君御缺席でありますから、何れ同君の御出席を待ちまして其時に同君に御交渉することに致します――御諮り致すことがあります、第一讀會豫算委員中村啓次郎君

第七部選出豫算委員平田良之助君、第一部選出決算委員倉元要一君、第一部選出請願委員細井萬三君、第五部選出請願委員宮崎友太郎君、右各諸君より當任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）御異議なしと認めます、仍て許可することに致します、其部の諸君は速に補缺選舉を行ひ屆出あらむことを希望致します、尚ほ御諮り致すことがあります、中村眞吉君病氣のため一月二十四日より二月四日まで請暇の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）御異議なしと認めます、仍て許可することに致します――作間耕逸君。

○作間耕逸君　殘餘の質疑は之を延期し、次の本會議の日程終了後に尚ほ續會せられんことを望みます

○議長（伯爵徳川家正君）「異議なし」と呼ぶ者あり）

〔「異議なし」「賛成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）作間君の動議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、次回の日程は追て公報を以て御通知致します、本日は之にて散會致します。

午後五時五十一分散會

○大正十四年一月二十七日（火曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第五號

第一　預金部預金法案（政府提出）　第一讀會

第二　大藏省預金部特別會計法案（政府提出）

第一讀會

第三　右各案の審査を付託すべき委員の選舉

第四　在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法

豫案（政府提出）　第一讀會

第五　臨時軍事費特別會計法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

第六　右各案の審査を付託すべき委員の選舉

一　國債ノ大臣の演說に對する質疑　（前會の續）

○議長（伯爵徳川家正君）諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

沖繩縣第二區選出議員手塚正夫君の補缺として

大城幸之一君當選せられたり

一政府より提出せられたる議案左の如し

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案

陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案

（以上一月二十四日提出）

臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案

（以上一月二十六日提出）

大學特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案

（以上一月二十七日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

所得稅法中改正法律案

提出者　村山喜一郎君

造林助成法案

提出者　村山喜一郎君

釧路網走間鐵道速成に關する建議案

提出者　小池仁郎君

食糧政策確立に關する建議案

提出者　坂東幸太郎君

（以上一月二十四日提出）

教育の機會均等に關する建議案

提出者　山崎儀重君　樋口秀雄君

（以上一月二十六日提出）

金鵄勳章旭日章年金改正に關する建議案

提出者　古川清君　山口義一君

菅木精一君　志賀和多利君

獻醫師法の制定に關する建議案

提出者　服部英明君

（以上一月二十七日提出）

決議案（政府委員任命の件）

提出者　牧山耕藏君　高見之通君

津崎尚武君　原田佐之治君

岩切重雄君　牧野良三君

原惣兵衛君　向井倭雄君

（以上一月二十七日提出）

○議長（伯爵徳川家正君）是より會議を開きます、御諮りを以て本日の會議時間を延長し、原田佐之治君病氣に付、一月二十七日より二月五日まで請暇の申出があります許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）御異議ないと認めます、仍て許可致します、加藤内閣總理大臣より發言を求められて居ります。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣（子爵加藤高明君）前内務次官湯澤倉平君退官の事に關して、先日私の申述べた事に付きまして行澤の點があるやうに存じますから、一言辯明致します、湯澤君退官當時の事は私は當時其職に居らぬのでありまして、固より詳しく知りませぬが聞及びまして、穩當を缺くの點ありと認むるのであります、仍て將來御注意あらんことを警告致して置きます――尚ほ去る二十四日の會議に於て、原惣兵衛君が議事進行の發言中、横田司法大臣の答辯を以て讓歩を弄するものと言はれました、是も亦穩かならぬ事と認めます、仍て將來御注意あらんことを警告致します――是より日程に入ります、日程第一及第二件關係したる議案なるに依り一括して議題に供することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伯爵徳川家正君）御異議なしと認めます、仍て日程第一、預金部預金法案、及日程第二、大藏省預金部特別會計法案の第一讀會を開きます――早速大藏次官。

第一　預金部預金法案（政府提出）

第一讀會

預金部預金法案

預金部預金法

第一條　法律勅令ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルル現金ハ預金部預金トシ大藏大臣之ヲ管理ス

第二條　郵便貯金トシテ受入レタル現金ハ之ヲ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利子ヲ以テ貯金利子ノ支拂ニ充ツヘシ

第三條　預金部預金ノ種類、利子及取扱ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　預金部預金並大藏省預金部特別會計ノ積立金及支拂上ノ餘裕金ハ之ヲ預金部資金トシ預金部資金運用委員會ニ諮問シ有利且確實ナル方法ヲ以テ國家公共ノ利益ノ爲ニ之ヲ運用スヘシ

預金部資金運用委員會ノ組織權限及預金部資金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　預金部資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

預金規則、明治二十三年法律第七十五號及明治三十九年勅令第二百十一號ニ之ヲ廢止ス

本法施行前大藏省預金部ニ於テ受入レタル預金ハ之ヲ預金部預金トス

預金規則第一條第三號ノ規定ニ依ル預金及其ノ預金ヲ以テ購入保管シタル國債證券並明治三十九年勅令第二百十一號ニ依ル預金及預託ノ國債證券ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付本法施行後三月內ニ預ケ入之カ拂戻ノ請求ヲ爲ササルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ハ之ヲ郵便貯金ニ振替ヘ國債證券ハ之ヲ郵便貯金法第九條ノ規定ニ依リ購入シタルモノト看做シテ保管ス

第二　大藏省預金部特別會計法案（政府提出）

大藏省預金部特別會計法

第一讀會

大藏省預金部特別會計法案

大藏省預金部特別會計法

第一條　大藏省預金部ノ會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ預金部資金ノ運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ預金部預金ノ利子、運用手數料、每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ他ノ會計（繰入ルル金額、事務取扱費、附屬諸費及運用損失金ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條　預金部資金ニ屬スル運用資金ニシテ價格ノ減損ヲ生シタルモノアルトキハ本會計ノ決算上生シタル剩餘又ハ積立金ヲ以テ之ヲ償却スシ

第四條　本會計ノ決算上剩餘ヲ生シタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ積立ヘシ本會計ノ決算上不足ヲ生シタルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第五條　所管大臣ハ日本銀行ニ命シ預金部預金ノ利子ノ支拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第六條　政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條　本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

明治二十三年法律第二十一號ハ之ヲ廢止ス但シ大正十三年度分預金特別會計ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

預金特別會計ニ關スル積立金ハ之ヲ本會計ニ歸屬セシム

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　唯今議題となりました預金部預金法案、並に大藏省預金部特別會計法案に付て大體の說明を致します、本藏省の預金部資金は戰前、即ち大正三年六月の末に於きましては二億九千餘萬圓に過ぎなかつたのでありますが、最近大正十三年十二月の末に於きましては、十五億五千八百餘萬圓の巨額に上つて居りまして、今後も尙ほ年を逐うて增加する趨勢を有して居りますが、此資金の大部分は申すまでもなく、我が國民多數の零細なる貯蓄の資金の預入れに係るものたるに鑑みましても、之が運用に付きましては最も愼重の考慮を拂ひ適切公正を期すことが洵に緊要であることは言を俟たざる所であります、然るに本資金の運用に付きましては明治十八年太政官布告預金規則に於きまして「大藏省中ニ預金局ヲ置テ預金部資金其ノ他官廳ノ積立金ヲ預リ之ヲ保管利殖セシム」と云ふ趣味の極めて簡單なる規定が存するに止まりまして、何等法令上の制限もなく大藏大臣の專行する所に委ねて居りまして、從來動もすれば其運用が放漫不確實に流るゝとの非難を招くに至つたのであります、加之預金部資金の收支經理に付きましては、右に述べました預金規則に於ては殆ど何等規定をする所なく、明治二十三年法律第二十一號に於きまして其規定が存在は致して居りますけれども、同法は單に利殖金及預金利子に付てのみ、歲入歲出として經理とするの規定を設けて居るに過ぎないのでありまして、要するに預金部資金の收支損益資產の狀況等に付きまして、明確なる經理の法制が存在せざるの現況であります、此事に鑑みまして、政府は今回行政財政の整理刷新を行ふを機として、現行預金制度に改革を加ふるの急務なるを認め、愼重考究を重ねましたる結果、預金規則は之を廢止して預金部預金法を制定し又明治二十三年法律第二十一號は之を廢止して、大藏省預金部特別會計法を制定することゝ致し玆等の法案を提出するに至つた次第であります、先づ預金部預金法案に付て其要點を述べますれば、郵便貯金其他法律勅令に依り大藏省預金部に預け入るゝ現金は之を預金部預金として大藏大臣之を管理し、大藏省預金部特別會計の積立金及拂上の餘裕金と共に、之を預金部資金として有利且つ確實なる方法を以て國家公共の利益の爲に之を運用することゝし、特に諸間機關たる預金部資金運用委員會を設置致しまして、本資金の運用は該委員會に諮問したる上之を決定し、以て運用の一層適切公正を期する制度を立ることにしたのであります、而して該委員會の組織權限及資金運用に關する詳細の規定は、勅令を以て之を定めることになつて居るのであります、次に大藏省預金部特別會計法案に付て一言致しますれば、預金部收支經理の完全を期するが爲に、大藏省預金部特別會計を設置することゝ致し、運用利殖金及附屬雜收入を以て其歲入とし、又は從來の如く預金の利子を歲出とするの外、運用手數料、每年度豫算の定むる所に依り一般會計其他の會計に繰入るゝ金額、事務取扱費、附屬諸費、運用損失金等をも其歲出として支出するの制度でありましたのを改めまして、總て歲出は一般會計を經由せず、直接本會計より支出することに致しました點に於て、決算機關に諮問し、其意見を參酌して置きたいのであります、尙ほ本案の審議に入るに先だちまして現在の此預金部の資金の運用の方法が、如何になつて居るかと云ふことを知つて置きたいのであります、時々大藏省から發表をせられますけれども、是は極めて大體の數字でありまして、其內容に付ては深く窺ひ知ることが出來ないのであります、從々世人の疑を招く基になつて居ると信ずるのであります、私は此機會に於て此資金の運用が如何になつて居るかと云ふことを明細に御說明を願ひたいと思ふ、又第一は唯今早速大藏次官の御說明に依れば、委員會を組織して諸問すると云ふことでありましたが、是は委員會を諸問機關とするよりも、寧ろ此委員會をして決議機關とした方が、愼に之を監督する上に於ては有効でないかと信ずるのであります、此點に付ては、どう云ふ御考を御持ちになつて居らるゝか伺ひたい、委員は省內の人よりも、寧ろ大藏省以外の有ゆる職業に關係をして居る人を沢く網羅する方が宜しいと考へますが、此點に付ての政府の御考は如何でありますか伺ひたいのであります、尙ほ此資金の運用の範圍及最高の金額に付ては法律を以て之を定めて置く方が至當であると私は考へる、申すまでもなく此貯金は國民全部の零細なる貯蓄の集りでありますから是は國民全部の福利を增進むべき事業に有利に之を擧かさなければならないし、且又全國民に汎く之を徹底させなければならないのであります從つて最高の金額に於きましても、相當餘裕を加へて置く必要があると私は信ずるのであります、此點に付ても政府の御考を伺ひたい、尙ほもう一つ唯今早速次官の御說明の通り、十五億何千萬圓と云ふ莫大なる總額になつて居りますが、是は我國の一年の歲計とも等しい金額でありますから、是に普通の歲計が議會に於て豫算と決算に於て監督を受くるが如くに、此金を使ふと云ふときに殘念に御相談があつて、又其結末に付ても、議會に其決算の報告をした方が、是は十分に監督が行屆くと信ずるのでありますが、是等に付ての政府の御考を伺ひたいのであります。

○議長（柏谷義三君）　早速政務次官。

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　唯今の御質問に御答をしやうと思ふのであります、第一に御諮問になりましたのは、預金部の資金の運用の內容に付てゞありました、是は大體を總括して玆に申上ぐるの外はないのであります、一寸玆に書いた物に就て讀上げますから、それで御了承を得たいのであります、是は昨年十一月末の現在高であります、國債證券となつて居りますものが二億五千二百九十萬圓、それから一般會計及特別會計の貸付金となつて居りますのが一億三千八百八十萬圓、それから地方の低利資金に貸出しました金額、是が一番金額が多いのでありまして三億九千四百三十萬圓、それから事業資金に貸出しましたのが一億一千一萬圓、それから對外投資、是は外國に對して投資してある金等を集めましたので其高が一億四千三十萬圓、それから在外預金となつて居ります金額は二億二千六百七十萬圓、內地に於て預金となつて居りますのが二億七千七百十萬圓、先づ大體斯樣な數字になつて現れて居るのであります、此細目に付て尙ほ聽きたいと云ふ御意見でありますならば、是は他日更めて委員會等で詳細御說明申しても差支ないのであります、私は玆に大體を申上げて置きます、第二の御尋の運用委員會を諮問機關と爲さずして、決議機關とするのが適當でないではないかと云ふ御尋でありますが、是は提君の御意見であると想像するのでありますが、政府は之を決議機關と爲さずとも、今日に於ては之を諮問機關と爲して、運用の適正を圖ることが出來ると信じて居るのであります、元は大藏大臣の權限でありますけれども、諮問機關の決定——諮問機關の答申を尊重して、此運用を完うすることが出來ると信じて居るのであります、必しも決議機關でなくとも、今日に於ては此運用を完うすることが出來ると信じて居るのであります、

殊に大藏大臣の行政を監督することに於て、決議機關に於て之を拘束すると云ふ意味のものとも、諮問機關として關係に之を行ふと云ふことが、寔に必當であらうと信じて居るのであります、どうせ此特別會計の豫算は、議會の協賛を經ることになつて參るのでありますからして、間接には議會の決議にも從はなければならぬと云ふ結果にもなるのであります、運用委員會は諮問機關で足ると、斯樣に信じて居るのであります、唯今申上げました如く、特別會計の豫算は之を議會に提出し、更に決算の報告は議會に向つて之を致すのであります、であります從つて第三段の御尋の資金運用も、此法律に於ては、其點に於て御子承を願ひたい、之を豫定の範圍を法律で定めると云ふことは致しませぬけれども、兎に角決算上の問題は議會に之を提出して議會の承認を求めると云ふことに相成ると云ふことだけは、附けて御記憶を願つて置きたいのであります、資金運用の範圍は大體は此預金法にも定められてありますが、併し其詳細は此法律に於ては規定はしてないのでありまして、詳細の事は之を勅令に讓ると云ふ考になつて居るのであります、それで少しも差支ないことであらうと思ふ、大綱だけを法律で制定すると云ふことに付ての早速君からの御意見が、是は各々意見の相違に直ぎますから深く聞ひませぬ、併し此議會の監督と云ふ點に付ても何れも特別會計に於て最後に於ては議會の承認を得るのであると云ふ御話でありましたが、併し特別會計に於ては總體に於て利子の收入が一箇年にどれだけ、利子の支出が一箇年に是だけ、差引是だけの剩餘金がある、之を特別會計の運用資金として積立てると云ふやうな極く些瑣たるものでありまして、十分議會の監督は行屆いて居ないと思ふのであります私は要するに此法案はまだ國民の貯蓄機關を國家が營んで居る、即ち國家の貯蓄機關としての十分の機能を働かせしむべき徹底したる大改革案であるとは信じないのでありまするが、政府は是でもう十分の改革案であると御認めになりますか、若し又十分の改革案でないと云ふことを御認めになるならば、近き將來に於て再び之が改正案を御提出になる御考がありまするか、此點をもう一度伺ひたいのであります。

○議長（柏谷義三君）　早速政務次官。

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　堤君の御意見に付ては彼此申上げる事はないのでありますが、政府は此法律案に依りまして、此法案の實行に依りまして兎にも角にも預金部の資金運用の面目を改め、從來弊害があつたと致しますれば、左樣な弊害の無きやうに十分其目的を達することが出來得ると信じて居るのであります。

○議長（柏谷義三君）　日程第三、右各案の審查を付託すべき委員の選舉を議題と致します。

第三　右各案の審查を付託すへき委員の選舉

○作間耕逸君　此兩案を一括して、委員の數を特に十人若くは十五人若くは議長に於て指名せられんことを望みます

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　御異議ないと認めます、仍て勅語の如く決しました——日程第四、第五の兩案は便宜上一括して議題と爲したいと思ひますが、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　御異議ないと認めます、仍て日程第四の在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案、日程第五陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案、右兩案の第一讀會を開きます。

第四　在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）

第一讀會

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案、此在外國帝國專管居留地特別會計法は、御承知の通り支那に於ける日本の專管居留地の經營を目的と致しまして明治三十三年に設置せられ爾來天津、蘇州、漢口に於ける事業を經營して居つたのであります、本特別會計法を廢止致しましたので、本特別會計は之を廢止致したいと思ふのであります、尤も天津居留の鐵道事業は、是は居留民團に於て直接施行する豫定でありまして、敢て之が爲に本特別會計存置の必要もないと認めます、本案を提出致しました理由であります、又日程第五陸軍營繕費補充資金特別會計、此會計は明治四十

一年に設置せられまして、陸軍に於ける土地建造物より生ずる收入、及附屬の雜收入を以て特別の資金と致し、該資金は陸軍に於ける土地建造物の利用に要する經費、及營繕費補充の爲に使用せられて居つたのであります、然るに營繕費補充等の爲に特別の資金を保有することは、從來陸軍に於てのみ行はれて居つたのでありますが、他省との權衡を考慮致しまして、必しも特別の經理をする必要がないものと認めまして、本案を提出致しました次第であります、兩案共御審議の上協賛を與へられんことを希望致します。

〔拍手〕

○議長（鮎谷襄三君）　日程第六、右各案の審査を付託すべき委員の選舉を議題と致します。

第六　右各案の審査を付託すべき委員の選舉

○議長（鮎谷襄三君）　作間耕逸君。

○作間耕逸君　此兩案を一括し、委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鮎谷襄三君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、依て動議の如く決します——是より國務大臣の演説に對する質疑を續行致します、通告順に依つて其發言を許可致します、松本君平君。

一　國務大臣の演説に對する質疑（前會の續）

〔松本君平君登壇〕

○松本君平君　私は三箇外交上の問題に付て質問をしたいと思つて居るのであります、外交の問題に付ては成べく政黨政派の問題を超越して、全國民、全政黨政派の問題として當に考慮したいと考へて居る一人であります、況や現代外交の方針が全く一變せられて國民的外交となり、將來「ビューロウ」の中で險說をしたり、或は險峻なる政策を弄したりするやうな外交の時代は既に去つて、全く國民を背景とし國民の輿論を杖として外交の方針に立たなければならない、現代の時に於ては殊に國民と共に外交をする考を當局者が持たれたい事を希望するのであります、此機會に於て私は三三の重要なる現代の外交問題に付て質問をしたいと思ひまするが、出來得る限り簡略に致しまして、又成るべく質問の數を減じまして、政府若くは政府外交當局者を煩はすやうと思ふのではないのであります、又必しも之に依つて現代の外交家及政府の外交を稱揚しやうと云ふのでもないのであります、唯今自國民として考へ政治上の最も重要なる方針に於てどう云ふ事柄が起りつゝあるか、而して是が國民に與に理解を得て居るかどうかと云ふことに付て政府の意見を伺ひ、併せて此問題を以て國論の眞の基礎を定まるやうにしたいと思ふが爲のであります、第一に御尋したいと思ふ事は、國際關係に於ける所の日本の立場に付て、政府の意見を聽きたいと思ふのであります、第二は國際關係と經濟問題とは單純なる國内問題でありまして、其實は相關聯して居ると云ふことを常ひますけれども、其實は日本が好戰的國家である、侵略的國家であると云ふ所の強い惡い印象が常に世界各國の頭に浸き印象を與へて居るが爲に、此植民問題に對しても日本を絶對に疑ひ、日本人の移民を排斥するやうになつて來る、其根本は列國に於て日本に對する大なる誤解不信と猜疑の念と云ふものがどうしても取れない、其取れないと云ふことが今日の世界に於ける日本の立場を惡くし、日本が列國の中に立つて、常に危險なる好戰的若くは侵略的國家であるが如く誤解して居るのであります、此惡印象をどうして世界の人々より取去るか、此最も深く日本を害する所の感情を如何にしたらば拔去ることが出來るかと云ふことが今日の外交の要諦であると考へる、之に付て私は政府の當局者が從來爲して居る所を必しも攻撃するものではないが、併ながら今日の外交は動もすれば此猜疑不信の念を增すやうな傾向に向つて進んで來て居りはしないか、斯う云ふことを考へるときに、日本の政府の周到なる注意を缺き、又外交に對して、根本の點思想を一轉する十分なる手段を缺いて居りはせぬかと云ふ事を慮れるのであります、日本に對する此誤解が世界に於ける日本の立場を危くし、日本の周圍に常に黑き雲を釀集せしむるやうな原因を作つて居るのである、最近米國に於て計畫せられたる海軍の大演習は、殆ど半歲以上も數百米突有の大演習である、布哇を中心として米國の大平洋を舞臺として此所に大演習をすることは、亞米利加に於て未だ曾て無い所の事柄であつて、さうしてたやうであります、私は此事柄が善いとか惡いとか云ふのではない、亞米利加が何千萬圓の金を費すか知れないのであります、斯樣なる事柄は先日外交の質問が之に對してあすが、私は此事柄が善いとか惡いとか云ふのではない、亞米利加が何千萬圓の金を投じ如何なる大計畫の海軍大演習をやるとも、それは亞米利加の自由である、吾々は之に向つて何等の苦情を言ふべき所の權利も無ければ、又苦情を言ふべき道理も持つて居らないのである、是は亞米利加の御自由である、併ながら此大演習を行ふことは政府で如何に之を辯解しても、又どう云ふ風に之を解釋致しましても、日本の國民に對しての一つの脅威である、此事柄に依つて日本國民を驚かしてやらう、脅かしてやらうと云ふ根底に考があると云ふことは、日本國民は皆な承知して居るのである、併ながら此亞米利加の大なる脅威を日本が感ずるや否やは亦自ら別問題でありますが、斯の如き大規模なる大演習、日本を敵視したる所の、若くは敵視すべく考へて居る所の此大演習を行ふと云ふことの其根本の動機は何處にあるかと言へば、今言ふ所の日本に對する所の猜疑、日本に對する不信の念と云ふものに基くのであります、武力を以て人の國を脅さんとするものであると云ふ此強き信念が、どうしても亞米利加人の頭より取去ることが出來ないのである、又最近起つた所の馬來半島に於ける英吉利の要塞の建築、若くは飛行機の根據地を造ると云ふ此事柄も、殊には「マグドナルド」氏の勞働内閣の時に於ては之を否決して、今又保守黨の内閣が大勢力を得て議會の多數を制するに至れば、忽もにして馬來半島の英吉利の海軍根據地の計畫を再興する、之に對しても色々辯解はあらう、英吉利は日本の諒解を得て居ると云ふこともあらう、併ながら其根底には英吉利と雖も、まだ日本に對して猜疑の念を盡たないのである、不信の考を棄てないのである、斯樣にして英吉利と云ひ、亞米利加と云ひ、世界到る處の方面に於て、日本の侵略國である、日本の武力に依つて人の國を侵さうとする所の此誤れる考、誤解と云ふものを、どうしても世界の頭より取去ることが出來ないのが今日の狀態である、如何に緘明しやうとも、此考を棄つることの出來ない間は、殆ど日本の外交的態度は不信と猜疑を以て滿たされ、どう云ふ辯令を以てしても日本の態度と云ふものは疑はれて居るのである、最近に國際聯盟に於て日本の代表者の爲したる態度などに付ても、今日私は之を批評する時間を持つて居らないのであるが、或は斯う云ふことが日本が世界に對する不信を招く一つの原因ではないかと思はれるのである、斯樣に考へて來た時に、國際間に於ける日本の地位はどうしても此不信猜疑の念を無たない、孤立無援に益々陷つて行く、日本の周圍には危險なる雲が集つ

て來る、此日本の國際的立場を改善することに付て現政府並に外務大臣は如何なる方針を執られて居るか、又之に對するの施設をせられて居るか、又之に對する今後爲さんとする所の考に付て伺つて置きたいのである、是が第一であります第二は軍備縮小の問題に付て政府の意見を伺ひたいのであります、大戰後に於て軍備の擴張が非常な激甚なる狀態にならんことを憂へて、玆に米國が軍備縮小の會議を開いたのでありまするが、華盛頓會議に於て列强の海軍主義の制限をされたと云ふことは、諸君の皆な御承知の事であります、之に對して日本も、英吉利も、亞米利加も誠實に此の軍備縮小に對して實行して居られることと信じて居るのである、けれども最近に亞米利加の海軍軍備の「ウキルバー」氏が論ずる所に依ると、亞米利加の海軍は非常な不利益な立場に立つて居るのである、軍備縮小の會議に於て決められる主力艦の比例は、内容に於て甚だ不穩當である、英吉利の十に對して亞米利加は八の力しか無いのではないか、而して亞米利加の立場が一番惡いと云ふことは、英吉利に對して十對八であります と同時に、日本に對して八對六の關係になつて來る、海軍主力の比例が米國に不利益であり、亞米利加の立場が甚だ惡いが爲に、隨て海軍軍備自ら之を主張致されて居る、且つ亞米利加に於ては現に盛に海軍擴張の運動が起つて居る所を見ると、第一に華盛頓會議に於ける軍備の制限と云ふものが、甚だ怪しく氣なるものになつて來はしないか、是は憂ふべき現象であるが、斯の如き憂ふべき現象が軍備擴張の内容となつて起り、殊に亞米利加に於て起つて來て居ると云ふことは、一面に於ては日本の態度に對する亞米利加の考が、非常に變つて來たことを意味するものと謂はなければならぬ、日本に對する不信猜疑の念は依然として亞米利加に盛に其内部にあるとも云ふことを考へなければならぬのである、最近第二の軍備縮小の會議が催されると云ふ說であります、此事は新大統領——亞米利加の大統領が長く自分の政見として居つた所である、又國民に公約せられた所であつて、早晩此事が起つて來るに相違ないのであります が、果せる哉、去る二十日の電報に依れば上院は第二の軍備縮小を可決して、大統領をして軍備縮小の列國會議を開かしむると云ふことの案を決議したと云ふことである、然らば此時か此早かれ第二の軍備縮小問題が起つて來るに相違ないと思ひまする、其時に於て日本に於ては或は眞世間を擾くる人もあり、或はやる人もあり、或は國際聯盟を支持する人もあり、或は南北に付て云ふときには南方を援けんとする人あり、或は北方を支持せんとする人があり、常に支那に動亂がある度に、日本に南を援け、北を援け、或は或る個人を援けて支那の統一を國ふとするやうな、種々なる政策をやつて來た事柄が、殊に此度の大戰爭後に於ける日本の政客は支那の内亂の反對を受けて、政策は支離滅裂をして、政治上の醜態外交上の醜態を露はして來て居るのである、是が日本の國に從來支那に對する一定の統一したる所の國策が樹つて居らないと云ふ著しき證據であります、どうしても今日は支那に對して一定の國策を樹てゝやらなければならぬ時が來たと思ふのである、他人の國に無暗に干渉すると云ふことは宜しくない、不干渉主義は宜しい、然ながら不干渉主義で唯々單に超然として支那の紛亂が何所までも續き、支那の極亂が幾久しく續いて居る、其間も隣邦平和主義、超然主義を執つて行かうと云ふことに是は許さないのであります、支那の爲に圖り、或は東洋の平和の爲に圖り、一點私心を挿まず、支那の現代を救ふことが出來やうか、督軍政治をどうしたらば宜しいか、聯邦の自治は果して支那の國情に適するか、如何にして支那の完全なる統一を圖ることが出來るかと云ふ、深切に支那の爲に圖り、東洋の平和の爲に考へて、さうして支那の爲に政府と云はず、人民と云はず、一定したる對支の政策を樹てゝ、之に向つて支那を救つて行くことを圖らなければならぬと考へて居るのであります、唯々政府が超然としてどちらにも關係しない、どの黨派にも偏頗なことをしないと云ふことは宜しい、宜しいがそれは程度の問題であつて、今日幸にして支那の内亂は一時段祺瑞の出馬と共に平定を致しまして、假政府が出來たが、之に依つて支那が永久に統一せらるべきものであるや否やと云ふことは萬だ疑問であります、私は此段祺瑞の政府を贊成するのではないが、其出馬の時期が來はしないかと云ふことを恨るのである、其時にも矢張日本は不干渉主義を執つて行き、何等支那に對して手を下さないと云ふことになつて來ると、何時まで經つても支那の混沌を免れない、日本人若くは日本の政府は國論を一定し、總ての朝野の議論を調めて、どうするのが一番支那を救ふ所以であるか、今の督軍政治が弊害の根源であるならば、之を改むべき所の方法を考へ、又支那の聯邦自治が支那國民の輿論であり希望であるならば、それに向つて援ける方法を講ずる、何れにしても日本が一定したる所の國策を樹つて、支那を救ふと云ふことを考へなければならない時が來た と思ふのである、殊に此度の大戰爭後に於ける所の世界の影響を考へて見たならば、亞米利加が其巨大なる資本を以て、所謂資本的帝國主義共和黨の傳統的政策に依つて、支那に向つて巨萬の資本の侵略が這入つて來ることは無論のことであります、鏡を見るより明かなる事實であります、隨て起るべき所の問題は、必ず列國の共同管理の問題であります、繰返し、繰返し管理である、隨て又南滿鐵鐵道の問題も是れと共に起つて來ることは疑のない事實であります、此の無限の富と此無限の資本とが亞米利加の背後の力を持つて、政治的力を揮して支那に來たる時に於いて、日本が今日のやうな態度を持すると云ふことは出來ないのは明かな事實であります、日本が今日のやうな態度で居たならば、是れは勢ひ此の亞米利加の資本的帝國主義の勢力の下に屈服を餘儀なくされなければならぬ時が來るのであります、故に今日に於いてまだ其の機運が熟せない先に於いて、日本が進んで亞米利加と協調し、亞米利加の立脚地と此の方面に向つて手を攜へて公平に平和の裡に東洋の問題を解決し、支那の百年の泰平を築上げることを亞米利加と共に諒解を得ることにしたならば、出來ないことはないと思ふのであります、唯々漫然として支那に於ける大勢を考へて居つたときには、將來に於て日本の立場は、支那に於ても亦全く困憊せざるを得ない時が來るを信ずるのであります、故に政府人民協力して此國策を樹て、支那に忠告し、或は指導し、列國の諒解を得て、支那の現代の不安なる狀態を一定して行くと云ふことは、日本の外交上に於ける大なる責

三億一千萬圓合計五六十億の財産を持つておゐでになるのであります、諸君、世界に於いて斯の如き財産を所有する政府は何れの國に在るでありませうか皆な是れ綱紀紊亂の原因を成すものであると思ふのであります（拍手）更に政府は此多大なる財産を有する外に、種々の事務を營んで居るのであります、又政府は種々の認可權を持つて居るのであります、殊に其認可權の中に付て、利權に對する認可權に至つては、世界如何なる國に於ても、我國の如く利權の認可權を行政官の自由にして居る國は一も無いのであります、是等の總て政府の有する財産、政府の爲す所の業態、政府の有する廣大なる認可權は、私は我國の政界に腐敗を來して居る所の腐敗醱酵要素の元素と私は思ふのであります、故に若し總理大臣が我が國家の爲に眞に綱紀肅正を遂げられんとするならば、此根本に向つて斧を揮はれなければならぬと私は思ふのであります、故に此點に付て私は總理大臣の御意見を伺はんとする者であります、次に私が總理大臣に伺はんとするのは、我國の貨幣の下落が國民の風教道德に關係が無いか否やと云ふことであります、凡そ個人と致しましたならば、約束を守らない者程信用を失ふ者はないのであります（拍手）然るに我が政府は貨幣法に依り、兌換條例に依り明に其定めた所の約束を守らざることを中外に向つて發表されて居るのであります（拍手）諸君、茲に私の有する所の此兌換券には日本銀行に持つて行くならば何時にても之を金貨に引換へると云ふことが置いてあります、御丁寧にも此裏に英語で以て何時でも持つて來れば之を金と引換へると云ふことが書いてあるのであります、斯の如く政府が海外に向つて宣する所の貨幣法を蹂躙し、兌換條例を守らずして、此貨幣の價値を下落さして居ると云ふことは、私は我國の首相の憂へらるゝ所の風教道德に最も害を及ぼして居るものと信ずるが、如何でありませう（拍手）次に私が總理大臣に御尋ねしたいのは、政府が製鐵鋼調査會を設けられた目的如何であります、政府は歴代內閣が設けた各種の調査會を無用の長物として之を廢棄されたのであります、私共は政府の此御英斷には感服したのであります、然るに間もない今日一部製鐵業者の運動を容れて斯の如き製鐵鋼調査會を設けて、而も當業者のみを集めて國家の保護救濟を爲す所の此調査會を設けられたと云ふことは、之を風教道德の上より見るも、一國の經濟より見るも、私は實に其當を得ぬ事と思ふのであります大正五六年の交に當りまして、我國の富豪が製鐵業に資本を投ぜられるときに、是等の富豪は如何なることを新聞紙上に語られたのでありますか、是等の富豪は曰く製鐵業は急に利益を擧げ得る事業ではない、多少の損失をも覺悟しなければならない事業である、故に政府は宜しく之に向つて保護を與ふべしと唱へ、遂に當時の政府は向ふ十箇年間、營業稅と所得稅を免除する所の保護を與へられたのではありませぬか、然るに戰爭が終つて財界が反動して損失を來すや、直に政府に向つて更に保護救濟を求むると云ふことは、吾々國民としては何としても忍ぶことが出來ない問題であります、然るに綱紀肅正を唱へらるゝ此總理大臣が、何故に斯の如き調査會を設けることに付て御同意になつたかと云ふことに付て私は御意見を伺はんとするのであります、更に私が此問題に付て總理大臣に御願をしたいのは、國費を以てする議事を公開せられんことであります、我國の政府は國費を以てする種々の調査會などに關する議事を祕密として公開されぬのは今日までの狀態であります、若も國の費用を以てする民間の人々を集めて組織する所の調査會は、吾々國民の共有物であります、故に政府が之を政府の所有物として祕密に付すべきものではありませぬ、英國に於ては斯の如き調査會は印刷され、詳細に書物となつて世界列國の人々にまで之を賣却するのであります、其態度の公明正大なる、私は茲に綱紀肅正の爲に御盡力になる總理大臣が、今回製鐵鋼調査會を始めとして、此調査會に於て各委員が如何なることを述ぶるや、詳細議事を速記錄にして吾々國民の前に私は提供されんことを望むのであります、若し政府が財政困難の爲に速記者を雇ふ費用や印刷費がなかつたならば、吾々は之に對して十分に提供する者であります、政府に向つて政府が相當の價を徵收して、此速記錄を出されゝば、吾々國民は喜んで之を買ふ者であります、次に私は法律第八十四號に付て首相の御意見を伺ひたいと思ふのであります、私は法律の知識に付ては極めて暗い者であります、故に成べく法律には觸れぬやうにして居るのであります、殊に此議場の左側におゐでになる二三の方は、私が法律問題に觸れると、何か失策がないかと虎視眈々として待つて居られるのであります、併ながら私が茲に法律第八十四號に付ては、總理大臣に御尋せんとするに至りましたことに付ては、決して一朝一夕の事ではないのであります諸君、御承知の通り明治三十九年並に大正二年、大正三年、並に大正七年の四回に亘り、我が帝都に於て騷擾が起つたのであります、其騷擾の場合に於て、私の常に不思議と致しましたのは、人民保護の任に當り民衆より最も愛せられなければならない所の巡査の派出所が燒打された事であります、私は何が故に斯の如き事が起るであらうかと云ふことに付て多年疑を持つて居つたのであります、而して私は段々調査研究の結果、此法律八十四號なるものに付て吾々は重要なる注意を怠つて居つたと云ふことを考へるに至つたのであります、法律八十四號は明治二十三年の九月十八日國會開設前に發布せられたのでありまして、其法律の主なる點を茲に朗讀致しますれば「命令ノ條項ニ違反スル者ハ各其命令ニ規定スル所ニ從ヒ二百圓以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス」と云ふことが法律に依つて規定されて居るのであります、諸君、此法律第八十四號は行政官の委任命令法に對し、其中に加へる所の制裁に對し、吾々議會が之に承認を與へた法律と同樣にあります、併ながら此法律は議會開設前に發布せられたるものでありまして、當時の情勢に於ては或は私は斯の如き事が已むを得なかつたかと思ふのであります、併ながら今日の世の中に於ても、尙ほ議會を通過しない立法部の認めない行政命令の中に、法律八十四號の如き、人を一箇年までも禁錮する所の制裁を加ふることを吾々議會が同意して居ると云ふことは誤りでないかと思ふのであります、我が憲法は諸君御承知の通り「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」と吾々に其權を與へられて居るのであります、然るに法律第八十四號の如き、一箇年に近き禁錮二百圓に達する所の巨額の罰金を行政官が自由に自己の法令の中に加へて、國民に制裁を加へると云ふ丈權力を與へて置くと云ふことは、私は常に多くの民衆が反感を懷く所の大なる原因を爲して居りはせぬかと思ふのであります、此點に付て今や國民大多數の利益幸福の爲に普通選擧法案迄提案せられんとする此總理大臣の私は御意嚮を伺ひたいと思ふのであります、次に濱口藏相に向つて質問を申上げます、濱口藏相が我が財政行政を整理された、其功は私は之を認めざるを得ないのであります、我が紊亂せる財政行政を整理して其辻褄を合はせるに至られたと云ふことは、是は吾々として認めなければならぬと思ふのであります、併ながら彼の英國の藏相「スノーデン」が戰後僅か數週間にしても尙ほ議會に提案した所の豫算案に對して、歲計の五分、四億圓迄も減縮して、茶や「コーヒー」や國民總ての階級に亘り減稅の恩典を與へたと云ふ此「スノーデン」藏相の爲した所から見ますれば、私は逝に大なる距離があると思ふのであります、併ながら我が財政の紊亂せることは、英國の財政の如く整理して居らなかつたものと考へますれば、此紊亂せる財政行政を整理された所の濱口藏相の功は、是は偉大なりと私は信ずるのであります（ひや〱）併ながら私は之を以て濱口藏相が序幕であると仰せられずして、是にて打切であると云ふことを仰せらるゝならば反對であります、濱口藏相は私は必や更に大なる努力を加へられて、來年の通常議會には彼の「スノーデン」が四億圓減じた如く、少くも一億五千萬や二億圓を減じ、吾々國民各階級に亘り減稅の恩典を蒙りたいと云ふことを考へる者であります、故に私は此點に付ては濱口藏相の一層の御努力を希望するに止めまして、是より金解禁の問題に付て御尋を致します（拍手）金解禁の問題に關聯して二十四日の議場に於て濱口藏相は政黨政派を超越すべきことを求められたのでありました私は之を最も感服致すのであります、經濟上の問題は政黨政派を超越しなければなりませぬ、併ながら濱口藏相は、口に經濟上の問題は政黨を超越せんことを求められながら、藏相の爲された事を見まするど云ふと、常に私は黨派に拘泥せられて居るやうに考へるのであります（「のう〱」「ひや〱」拍手）茲に一例を擧げて申しますれば、昨年の特別議會に於て奢侈品の輸入稅に關する法案を濱口藏相は提案されたのであります、此法案中の或種の品目に付ては、與黨三派諸君の中にも、又在野黨の中にも修正を求められんとして居つたのであります、然るに濱口君は——濱口藏相は之を經濟上の問題であり政黨政派を超越する問題とされなかつたと云ふことは、遂に三派をして奇怪なる希望を附して決議を通過せしむるに至つたのであります、彼の英國の藏相「マッケンナ」は關稅法案を提出するときに、反對

黨の修正にも尙は快く應じたのであります、是れ即ち眞に經濟問題は政黨政派を超越する問題であるが爲であります（ひや〱）然るに濱口藏相は口に政黨政派を超越せんことを求めながら、奢侈品の輸入稅法案に對して一つの品物すらも修正することを同意されなかつたことは、是れ極めて黨派に拘泥されなければ（「のう〱」「ひや〱」拍手）餘りに獨斷的のものであると私は思ふのである、若し濱口藏相にして眞に金解禁問題をして重大なる國民經濟上の問題とし政黨政派を超越すべしと御考へになるならば、何故に此問題を獨斷的に定めずして、吾々國民を代表して居る此議場に向つて其可否を問はれないのでありませうか（「ひや〱」拍手）濱口藏相は之を獨斷的に金の解禁を不可なりと定め、政黨政派を超越して居らるゝにも拘らず、之を提唱する吾々のみに向つて其非を責めらるゝと云ふことは甚ではないかと思ふのであります（「ひや〱」拍手）併ながら此問題に對しては吾々は近く本議會に向つて決議案を提出し、議會に討議を求める積りであります、其節にどうか此問題に對して政黨政派を超越し、各政黨の諸君に於ても此討議に私は參加せられ、少くも二日間を此討議の爲に御費しになりたいと云ふことを豫め希望して置く次第であります、諸君、私は濱口藏相に是より御尋をしたいのは、藏相が手形交換所に於ける御演說は、我が對米爲替が三十八弗以下になつた時には、必ず在內正貨を出しても三十八弗以下には下落せしめぬと云ふことを御演說になつたやうに、新聞紙に依つて報告を受けて居るのであります、斯の如く解しまして宜しきか、此點に付て今一應本議場に於て私は濱口藏相の御說明を願ひたいのであります、又濱口藏相は特別議會に於て種々の方策を施して爲替相場回復に努むべきことを明言せられたのであります、然るに其後爲替は回復せずして反對に下落致したのであります（拍手）藏相の財政方針の中に御示しになつた所の爲替回復の根本方針なるものを承つて見ますると云ふと、是は爲替回復に對する根本的方策ではないのであります、恰も病人に對し醫者が衞生論をして居ると同樣であります（拍手）我が國民經濟は今や病氣に罹つて居るのであります、大藏大臣と云ふ此名醫の治療方法を承らんことを國民は望んで居るのであります（ひや〱）然るに此病苦に惱んで居る國民經濟の枕元へ來て衞生論を說かるゝに至つては（ひやひや）私は實に其時晩しと言はなければならぬと云ふのであります、吾々は有ゆる不衞生をして今や此病苦に苦んで居るのでありまして、之に對する根本政策としては、衞生論よりも治療方法を藏相より聽かんことを求めて居るのであります、故に私は藏相が今少しく今日の下落せる爲替を回復する根本的有意義の治療方法を御示しを願ひたいと思ふのであります、次に私は藏相に申上げたいのは、藏相は輸入業者と云ふものゝ實情を十分に、御理解になつて居らぬと斯う思ふのであります、輸入業者にも二種類あります、第一は思惑をする輸入業者であります、第二は眞面目な輸入業者であります、先日此議場に於て此金解禁の問題の論議のあつた節に、どなたか三菱と云ふことを仰しやつた方があります、三菱や三井の如き眞面目な輸入業者は思惑を尠も爲さぬのであります、故に如何に爲替が上りましても下りましても、三井や三菱の如き眞面目な輸入業者は寸分の損害を被らぬのであります、之に反して思惑をする輸入業者は爲替相場の上下に依つて儲けたり損をしたりするのであります、藏相が金を解禁して、爲替が回復して、それが爲に惱むべしと最も憂へられる輸入業者は、思惑をする輸入業者であります、吾吾は我が財界の安定の爲に思惑を常に爲し、儲けた時は自分の懷ろへ入れて、損をした時は國家社會主義に依つて保護を受けやうとするやうな此思惑を常にする所の商人は、寧ろ私は無くならんことを望むのであります（拍手）濱口藏相は若し一たび金を解禁したならば、輸入業者は大迷惑を受け、隨て我が經濟組織は破壞されるやうな非常な御言葉を御使ひになりますが、決して一國の經濟組織は濱口藏相が仰しやるやうな、さう云ふ薄弱なものではないのであります、若し藏相の仰しやるやうに經濟を立て直す爲に、財界を整理する爲に一國の經濟組織が滅びるやうな我國の經濟組織が弱いものでありましたならば、西南戰爭後の紙幣整理の際に我國の經濟組織は正に潰れて居らなければならぬのであります、又明治三十三年義和團事件後に我國の財界に起つた恐慌は、我が財界を覆滅して居らなければならぬのであります、然るに之に反し西南戰後に於ける紙幣の整理、三十三年義和團事件後に於ける恐慌は我が財界に振興力を與へ、爾來駸々として我が財界の進步を見たと云ふことを考へて見ますれば、今日濱口藏相が僅に少數の輸入業者の惱むのを虞れ、其結果として我國全體の經濟界が覆滅する如き考へを御持になると云ふ事は私は間違つて居ると思ひます（拍手「のう〱」）濱口藏相は金の解禁をすると云ふ事は我國の兌換制度を危くすると斯う云ふ事を仰せられて居るのであります、私は我國の兌換制度を危くして居る者は藏相でないかと思ふのであります（拍手「ひや〱」「のう〱」）今日我國は戰爭の爲に苦んで居るのではないのであります、又此度の世界の大戰爭の爲に英國の如く巨額の負擔の爲に惱んで居るのではないのであります、而して我國は今日尙ほ多額の正貨を有して居るにも拘らず金の輸出禁止を解くと云ふと兌換制度を危くすると仰せられますけれども今日我國の兌換制度は既に傷いて居るではありませぬか（拍手）我が藏相は更に昨年の輸入超過が六億四千五百萬圓であり臺灣朝鮮を加へて七億圓以上に達するとして吾々に大なる恐怖を與へられたのであります、併ながら諸君、昨年の貿易の如きは腐る程材木を買ひ、十年掛つても使ひ切れぬやうな亜鉛板を買はれたのであります、斯う云ふ政府に依つて指導された貿易の結果は六億圓の輸入超過となるのは、私は當然の結果でないかと思ふのであります（拍手）併ながら諸君、私は茲に藏相に伺ひたいのは、六億圓の輸入超過は既に過去の問題でありまして、先頃橫濱正金銀行の兒玉氏が公にせられました所の書面に依りますると、我國の國際貸借の純差引不足は二億に過ぎないと云ふ事を公にされたのであります、六億圓以上の購入超過があつたと云ふ事と、最早今後一箇年我國の國際貸借の差引純不足は二億に過ぎないと云ふ事とは、此問題を判斷する上に於て國民の上に私は大なる違ひを與へると思ふのであります、故に私が藏相に御尋したいのは、此橫濱正金銀行頭取の今後我國は一箇年國際貸借の差引純不足は二億圓であると云ふ此意見を御承認なさいますか、或は之を否となさいますかと云ふことであります、今日我國の苦んで居りまするのは、多くの議論を費さなくても、我國が戰後財界の立て直しを怠り、今日世界に於ける最高の物價國となつて居る點にあると云ふことは、藏相に於ても御意見はないと思ふのであります、而して金の輸出を禁止して圓の價を下落させると云ふことは、物價を引下げなければならない所の反對に、騰貴をさせられたと云ふことでありまして、此點に付て藏相の御意見は私は正に矛盾して居ると思ふのであります、尙ほ私は申上げたいのは、古今の歷史に依りまして貨幣の價値を減損した國は皆衰亡して居ります、我が德川幕府の亡びたのも實に此點に在るのであります、圓價を下落せしむると云ふことは我國を衰亡せしむると云ふことであります、故に此政策に反對する者は正に國家に忠誠なる者であると私は思ふのであります、（拍手）次に私は預金部の問題に付て御尋したいと思ふのであります、此預金部の改善に付きましては本日政府から御提案になりました通り、濱口藏相が是が爲に改善の方法を御案出下されたことを私は厚く謝する者であります、併ながら濱口藏相が今日迄預金部の運用方法が放漫不確實であつたと云ふ一面の事實を認められながら茲に提出なされました、之を強制する法案としては極めて不備なものでないかと思ふのであります、私の茲に伺ひたいのは、先程堤君から御尋になつた事に對しまして、政務次官より御答辯がありましたけれども、私は其御答辯に付て實に不思議に思ふ點が一つあるのであります、數日前に大藏省が發表された所の預金部運用の內容に付て見ましても、本日政務次官が此議場に報告せられたよりも更に明細なる報告が既に新聞に公にされて居るのであります、然るに之を委員會の問題として此議場に明言することを御避けになると云ふことは何故であるかと云ふことであります、此大藏省の御發表になつた所の預金部資金の運用の內容を見ますると云ふと、一千萬圓に亘る金額の貸出先も明言されて居るのであります、然るに其最後に至り內國預金二億六千六百萬圓と云ふ一項があるのであります、預金と云ふ言葉は是は實に不思議な言葉であります、預金でなくして、是は貸金だらうと私は思ふ、言葉で云へば預金でありますけれども、國民の零細なる資金より二億六千萬圓も貸出して居つて、其貸出先を公表されないと云ふのはどう云ふ譯でありますか、政務次官を此貧乏な財政の中からでも設けるのに贊成したのは、斯の如き問題に對して明細に議場に報告を得んが爲に吾々は贊成したのであります若し之を委員會の問題として二億六千萬圓と云ふやうな此大額の貸出先をも明示することを避けられると云ふことは吾々は眞に遺憾に思ふのであります、

殊に私が藏相に申上げたいのは、藏相は此預金部の資金を運用する爲に何故に斯の如き綿密なる法律を設けられる必要を認められたのでありませうか、若し之を英國や米國の政府が爲す如く、預金部の資金即ち國民の零細なる郵便貯金は議會の承認を經たる債券以外に投資することは相成らぬと定めたならば私は斯の如き面倒な法律も諮問委員も御拵になる必要はないと思ふのであります、思ふに濱口藏相は今日既に此の預金部の資金が放漫不確實に貸出されて英國や米國の如き政府が規定して居る法律の如く、議會の承認する債券以外に貸しては相成らぬと定めることが出來ぬからではないかと思ふのであります併ながら若し今日出來なければ其實行期限を多少二三年先きに御延ばしになつても、今日放漫に貸出された所の資金を大藏省は宜しく回收して、此議會に於て協贊を經たる――議會の承認を經ない債券には貸出さぬやうに願ひたいと私は思ふのであります、若し一たびさう云ふ風に藏相が爲されたならば、私は總ての問題は解決する、之を日本銀行に委託して置いても、日本銀行の書記一人の手に依て十分に之を投資し運用し得るだらうと思ふのであります、次に私が御尋したいのは臺灣、朝鮮銀行に關する問題であります、今日臺灣、朝鮮銀行は我國に於て預金部の問題と同時に疑惑の的となつて居るのであります、思ふに此二億六千萬圓の內地預金を茲に御明言になりましたならば、恐らくは此臺灣、朝鮮銀行と深き關係を持つて居るものではないかと私は之を想像致すのであります、今日朝鮮銀行は三億六千萬圓を貸出して居ります、臺灣銀行は四億三千萬圓を貸出して居るのであります、而して朝鮮銀行、臺灣銀行に發行權を與へるが爲に之を特殊銀行とし、其業態の全部は普通商業銀行と毫も異ならないものであります、私は賢明なる我が藏相が何が故に斯の如き特殊銀行の其根本に向つて、斧を揮はれないかと思ひますが、私は濱口藏相は臺灣、朝鮮銀行の發行權は宜しく日本銀行に移し、兩行は普通の商業銀行として商法の制裁を受くるやうにすることに付て御考はないかと云ふことを伺ひたいのであります、殊に私は濱口藏相に伺ひたいのは、昨年の特別議會にも申上げたのでありますけれども臺灣朝鮮、兩銀行は會計檢査院の檢査に付せられんことであります、會計檢査院法に依れば勅令に依つて容易に此兩銀行は檢査し得ることになつて居ります、故に藏相は假に我が國民經濟を慮らるゝならば宜しく勅令を發布しさうして此臺灣、朝鮮兩銀行の內容を會計檢査院の檢査に付し吾々の前に御示しあらんことを私は切に望むのであります、次に私が藏相に申上げたいのは近來藏相が民間の實業に干涉せらるゝ傾向ある事であります(ひや〱)先頃金錢の信託期間を突如一年に縮小し或は預金利子の協定を促し更に銀行の合同等に付て常に大藏省が民間の銀行に向つて干涉せらるゝと云ふことは、是は私は最御避けにならなければならぬ事でないかと思ふのであります、銀行でも種々ありまして一定の利子の下に營業すると云ふことを強ゆるのは是れ離きを強ふるものであります(「ひや〱」「のう〱」)預金利子を協定せしむるが如きは銀行業者の間にあつても私は不滿足の意を表する者があると思ふのであります、唯々藏相が金融の權を握つて居る爲に、今日の銀行業者は藏相の前に其不服を訴ふるの勇氣が無いのであります更に此銀行に金を預ける者の側から考へて見れば、銀行の如き大なる勢力を持つて居るものが利子を協定して預金利子の率を安くして置くと云ふことは、中等以下の人々は銀行に預金する爲に非常な損害を被る、普通選擧を實行しやうと云ふ多數の國利民福を圖る政府としては、一體預金利子の協定等に干涉すべきものでないと思ふのであります、更に銀行の合同に付ては現政府のみならず、歷代の政府が常に民間の銀行に對し干涉を試むるのであります、併ながら銀行の合同程日本の實情に適しないものはないと思ふのであります、元來此銀行の合同論を唱へるのは英國の銀行が大資本を以て居るから之を唱へるのでありますが、英國の國情と日本の國情とは全く相違して居る事を知らないが爲であります、我國の如き小資本を以て商ひをする多くの小賣商人中產の營業者なる國に於ては小資本の銀行は最も歡迎すべきものであります、更に私は此點に付て申上げたいのであります、今日まで大資本の銀行が果して破綻したか地方に於ける小資本の銀行が破綻したか、何れでありますか、小資本の方の銀行よりも大資本の銀行の方が多く破綻を見て居るのであります、故に私は如何なる點から見ましても、兎に角大藏省が民間の實業家に向つて干涉すると云ふことは宜しく御愼みあらんことを望むのであります、藏相の之に對する御考を伺ひたいのであります、次に私が藏相に伺ひたいのは奢侈の輸入稅品の中に最早藏相の之を改正する必要を認めらるゝや否やであります、此奢侈品の中には我國に在留する外國人の使ふ日用品も含まれて居るのであります、先程御議論のあつた如く外交は最も重大なものであると致しますれば、我國に在留致して居る數千の外國人が最も不滿、不愉快に思ふやうな日用品の食料品を、贅澤品の中に無理に加へて、之に十割迄も稅を課すると云ふ事は是は經濟上よりのみならず外交上よりも賢明であるや否やを疑ふのであります、若し此席に外務大臣がおゐでになりましたならば、奢侈品の中に我國在留の外國人が日用とする品物を加へて置くと云ふことが外交に毫も影響はないかと云ふことを伺ふことが出來れば仕合せと思ひます、故に私は最早濱口藏相は此の奢侈品の中で改正をする必要を御認めになつたと思ひますが故に、之に對して自ら御提案なさるゝか、或は最早吾々の修正を御許しになるかと云ふことを伺ひたいのであります、最後に私が濱口藏相に伺ひたいのは、法人及個人の納稅額を公表されたいと思ひます、今日迄政府は法人及個人の納稅を公表することを許されないのであります、先頃米國に於て此問題が起り、遂に法人及個人の納稅を公表して納稅觀念を高めると云ふことになつたと承知して居ります、故に我國に於きましても法人及個人の納稅額を御公表になる事になりましたならば、我が國民の納稅觀念を高める上に於て大なる利益を生ずるものと思ふのであります、以上の點に付て幸に御教示を賜はれば光榮であります(拍手)

○議長(粕谷義三君) 加藤總理大臣。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣(子爵加藤高明君) 武藤君は昨日私に書翰を送られまして、本日の質問に於て述べらるゝ箇條を豫め御知せ下さつたのであります、是は洵に善い事でありますから、此後とも出來る御方は豫め質問の要旨を御知らせ下さると、答辯の上にも大變便宜であります、此新例を開かれたことは洵に結構な事であると云ふことを御披露して置きます、但し少少變更がありまして之に書いてない事を御尋になつたこともあり、書いた事を御尋にならなかつた事もありますが、大體は書いて遂られた書面に依つて御尋になつて居りますから、其點を先以て感謝致して置きます、第一に御尋になりました箇條は支那に於ける關稅の問題、是は主義上承諾して置きながら未だ實行が出來ぬから、速に增稅が行はれるやうに支那の財政の援助を圖つたらどうかと云ふ御尋であつたやうであります、是は成程主義としては既に關係諸國の間に條約がありまして、二分五厘輸入稅を增すと云ふことになつて居ります、多分其事を云ふたことゝ思ひます、然るに其調印國の中でまだ條約を批准して居らぬ國があるのであります、關係の諸國が悉く批准してから初めて實行の會議が開かれる譯でありますが、未だ調印未濟の國がある爲に今日迄會議が開かれぬのでありまして、帝國が決して延ばして居る譯でもなし、帝國一人で之を促進する譯に參らぬと云ふことを御承知願ひたい、支那に於ける治外法權を撤去したらどうかと云ふことが次にあつたやうであります、是は支那に於ける治外法權を撤去致して、法權を彼をして回復せしめたいと云ふことは、餘程前から我國に於ては希望として持つて居るのでありますが我國と外國との間に不利な條約を結びまして、治外法權と云ふものを持たれて居つて、常に不利の地位に陷つて不快の念を持つて居つたと云ふことは尙ほ記憶に新なる事でありますから隣國の支那が先年我が日本が經驗したと同樣な苦痛を尙ほ今日も感じて居ると云ふことは洵に氣の毒な事でありますから、主義としては先年來同情を表して居りますが、遺憾ながら支那の法典がまだ近世文明的の法律に出來て居らぬ、裁判官が又吾々の生命財產を託するに足るだけの者が揃つて居らぬ、裁判上の制度が備らず、人も十分でない、斯う云ふ點から氣の毒には思ひながら、未だ假に治外法權の撤廢に同意する譯に行かぬのであります、而して是等の問題に付て東京で會議を開くと云ふ御議論であつたやうでありましたが、是は唯今東京で會議を催して見た所が、格別効能が無いと思ひますから、政府に於ては是等の會議を開く積りはありませぬ、それから此問題もさうでありますが總理大臣に御尋になりましたが、唯今大藏大臣に關して長々と御述になりました事の外は、總理大臣に直接に關係する事は洵に僅かであつて、或は外務大臣、或は農商務大臣、其他種々な方がございますから其各大臣の中出席せられて居る方もあり、或は一、二貴族院との時間の衝突がありますから、見えて居らぬ方もあるかも知

れませぬ(「おかしい事を言ふな」と呼ぶ者あり)格別おかしいことはない、時間が衝突して居ると云ふことは當り前の事である、それから次には貨幣の下落は道德風教に關係はないかと云ふ御話、貨幣の下落の事に付きましては先日來屢々此議場に於て論議を重ねられた事でありまして、尙ほ必要とあれば大藏大臣が更に論議せられませうが、私は是だけの事を申上げて置きます、貨幣の問題は道德風教の問題に何等關係なし、斯の如く申上げて置きます、それから明治二十三年八十四號の法律此事に付て御尋でありました、是は現今の國情に於て是が改正を必要と御考にならざるや、此事に付てはえらい昔の法律ではありますが、尙ほ今日其必要を感じて居る次第であります、公共の安全を保持し、國民の福利を增進する事の爲に、命令を發するの必要があり、其必要があるときは命令を發することが出來ることは憲法に定めがあります、而して命令をして實効を擧けしむるには、罰則を附することの必要もあるのであります、此必要より起つて明治二十三年の法律第八十四號と云ふものが出來たのであります、今日も尙ほ其必要は依然として存在して居るのであります是は法律でありますから、法律は帝國議會貴族院若くは衆議院に於て、改正若くは廢止を議決し得る所の權能を有つて居られるに拘らず、今日に至るまで其事なきは偶々以て其必要の事實を證明して居ると申して宜しいことゝ思ふのであります、或は何の事やら御承知ない方があるかも知れませぬが、是は命令に罰則を附することにした法律であります、即ち勅令、省令、府縣令等に罰則を附することを得ると云ふことであります。

〔「分りませぬ更に……」「靜に」「謹聽」と呼ぶ者あり其他發言する者多し〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(子爵加藤高明君)(續) 其必要の存して居る今日に於ては、依然として存續することが必要であると云ふことを申上げて置きます、それから政府が莫大な財產を有して居り、又大なる認可權等に於て政府の權力が强過ぎると云ふこともありました、政府が財產を有して居ることと相當の權力を有して居ること綱紀紊亂の事に掛けて御話がありましたか綱紀紊亂と云ふ問題と政府に財產がある、權力があると云ふことは關係の無い事と思ふのであります(拍手)併し政府の有して居る認可權と云ふものが餘りに繁瑣に亘りまして繁文に過ぎ、行政を遲滯ならしむる嫌ひがないではありませぬから、是等の事に付ては是迄も多少改めたい事もありますが、先日も申しました如くに、尙ほ今後政府部內に委員を設けて調査を爲し、其中に法律の不備の者があれば議會に提出して諸君の協贊を乞ふ積りであります、それから製鐵製鋼の鑛業の事に付て御尋がありましたが是は農商務大臣が御出席でありますから何れ詳しく御說明があらうと思ひますが是亦綱紀紊亂と云ふ事に關聯して御尋になりましたが、製鋼製鐵と綱紀紊亂とは何等關係の無いことを申上げて置きます製鐵事業、製鋼事業のことは國の基礎工業でありますから、是までも調査になつたこともありますが、まだ盡さざる所がありますから、國策として此工業を維持すると云ふことは定つて居りますけれども、尙は時に應じて宜きを制すると云ふ必要がある爲に此度委員を設けて調査をする積りであります、詳しい事は農商務大臣より說明があらうと思ひます、それから右等の調査會の速記錄は必しも祕密にせず、祕密には致しませぬ、必ずどの速記錄でも祕密にしたこともなければ、併し同時に是等の會議を悉く速記するとも極つて居らぬのであります時と場合に依つて速記することもあれば、速記せぬ事もあります隨て武藤君の御請求の如く、協議等は必ず速記に付して、縱覽頒布すると云ふことの御約束は致し難いのであります、併し差支のないものは是までの通り成べく公表することに致します。

〔「分つた人は手を擧げて」と呼ぶ者あり笑聲起る〕

○議長(粕谷義三君) 原君に御注意致します。

○國務大臣(子爵加藤高明君)(續) 武藤さんの御尋に對しては一通り御答辯致しましたが、尙は必要なれば詳細なる事は主務大臣からも答へられることと思ひます。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 先刻武藤君より御質疑の中に、製鐵鋼調査委員會の事に付て御述になりましたが、此問題に付ては武藤君は根本から誤解をせられて居る、一言其誤解を解く必要があるゝ思ひますからして御答をします、成程戰爭中俄に民間に於て澤山の製鐵所、製鋼所が起りまして而して平和克復後即ち休戰後に於て、非常に苦境に陷つて今日に及んで居るのであります、其部類から政府に對して救濟を求めたることは過去の事であります、現政府になりましてからは、其救濟の運動を受けたことは無いのであります、而して今度設けましたる所の調査會は、既設民間の製鐵所を救濟する目的を以て起したものではないのであります、有ゆる鑛業の基礎となる此製鐵事業、製鋼事業と云ふものが、我國に於て將來外國の同業者と相對して、十分に持久策が立つものであるかないかと云ふことの根本の調査に在るのであります、民間の製鐵業の救濟とはまるで離れた問題であるのです、若し民間の既設の製鐵事業の救濟が必要なりとするならば、是は別個の問題として攻究せねばならぬのであります、又此委員になつた人々は、武藤君の說に依りますと所謂製鐵事業に關係があつて、何やら自分の爲に計る人々の如くに御批評があつたやうでありまするが、如何なる人人があの委員になつて居るかと云ふことを御調になつたならば、天下何人と雖も此委員の中一人たりとも、己れの會社若くは一個人の爲に公器を利用して不正なる富を得んとするやうな人格の低い人とは思はれない、一人と雖も天下此人格を疑ふ者は無いだらうと思ひます(拍手)且又製鋼事業の國策を樹つるに方つて、從來其鐵若は鋼の事業に何等知識經驗の無い者を集めて、何として之が調査が出來ませう(拍手)全く武藤君が誤解であります、又調査委員の如何なる人々であるかと云ふことを御存じないから、あんなことを言はれるのだらうと思ふ、又此委員を設けまして、大層金でも使ふやうなことを言はれる、是は一つも豫算に金は求めて居りませぬ、此委員になつた人々は手當がなければ嫌だと云ふやうな人は無いのである(拍手)又委員會のことは祕密だと云ふ、何れの國の委員會でも結果を得るまでに時々會合をする、之を公開して居るものがありますか、調査の成つた上は皆な是は公にするのであります、從來の政府に設けられたる委員會と雖も、大抵其結果に付て印刷してあるのである、武藤君はさう云ふものを得る便宜が無かつたかも知れぬ、此委員會は決して祕密で蔭で利益を計るなどと云ふやうな性質のものでないのでありますから、此點は十分に御安心になつて宜からうと思ひます、是だけ申上げて置きます(拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣。

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 武藤君の御質問に順序を逐ひまして御答を致します、第一の御質問は、昨年十一月下旬に私が手形交換所大會に出席致して、其時に爲替相場は三十八弗以下には下落せしめないと云ふ演說をしたと云ふことであるが、同じ趣意の事を此議場に於て更めて言明することを希望すると云ふ御希望でありました、爲替對策の事に付ては既に本月二十二日の財政演說に於て明瞭に申述べて置いたのであります、其演說の速記錄を御一覽あらんことを希望致します、のみならず特に誤解を避ける爲に一言致して置きますが、三十八弗以下に下げぬ、或は三十八弗二分の一以下には下げないと云ふが如き、具體的の數字を私は判然申しては居りませぬ、若し其邊の誤解がありますれば、唯今の言明に依つて御了承あらんことを希望致します、第二の御質問は爲替調節の根本策如何、政府の說明に依れば、爲替調節の應急策と致して此上の暴落を防ぎ市場の安定を圖らんが爲に、內外に於て政府が保有して居る所の正貨の拂下げをも行ふ積りであると云ふ事を說明致して置きましたが、是は如何にも爲替の維持並に安定に對する所の對策であります、然らば根本策は如何と云ふことになりますと、武藤君が御質問の時に衞生論と治療論との例を御引きになりましたが此複雜極まる爲替問題と云ふが如き大問題を御互に論議致しまする際に、左樣なる比喩を以て簡單に解決する譯には參りませぬ、爲替相場の調節に要する所の根本策に付ては甚だ困難なる問題であります、極めて容易ならざる所の問題でありますが、是は國民が能く一致を致し、それに依つて貿易の逆調を緩和し、國際貸借の均衡を恢復すると云ふことに努める外はないのであります、而して其國民の努力を勵ますが爲に政府の執るべき所の先決問題、政府は如何なる方策を講ずべきやと云ふ事に付ては、從來屢屢述べて置いた通りであります、即ち其根本策を實行するに方つての先決問題と致しましては、第一に行政財政の整理緊縮が是であります、第二には民間の消費節約が是であります、此兩樣の目的を達するが爲には、既に說明を致して置きました通り、大正十三年度の豫算に對する節約、並に大正十四年度の財政計畫に對する說明は既に十分に申上げて置いた

通り、此財政計畫の緊縮殊に公債發行の節約に依りまして、通貨の膨脹を防ぎ、物價の暴騰を防ぎ金利の上ることを防ぎまして、之に依つて進んで貿易の逆調を緩和致し、國際貸借の均衡を保たんとするのであります、其以外に或は民間の消費を節約するが爲にも、唯今武藤君が御指摘になりました所の、昨年の特別議會に於て諸君の御協贊を得まして、目下實行中に屬して居ります所の贅澤品の課稅の問題並に復興貯蓄債券發行の事柄、其他汎く民間全體に渉つて、消費の節約勤儉力行の奬勵に努めて居ることは御承知の通りであります、是が即ち爲替調節の根本策を實行する先決問題であると政府は信じて居る次第であります（拍手）其他貿易の逆調を緩和すると申しますれば、何と致しましても輸入の抑制、輸出の奬勵に俟つの外はないのであります、此事柄に付ても屢々說明申上げて置きました通り、又十四年度の豫算に於ても相當の施設を致してあることは豫算に依つて御承知になつて居ることと思ひますが輸入防遏の具體的の方策に至りましては、御承知の通り我國の輸入品の大部分は食糧品であるとか、或は製造工業の原料品、若くは材料品であると云ふ其事實に鑑みまして、濫に輸入を防遏すると云ふことは出來ませぬのみならず、然らば既成品に對して爲替調節の爲に輸入の防遏をすることが適當であるや否やと云ふことも、是亦物價調節上の見地から輕々に判斷することの出來ない問題であります、然らば或は輸入を制限すべしと云ふ議論に至りましては、是亦實行至難の事情もありますに依つて、容易に之を判斷することは困難であります、其他總て輸入の防遏に付て政府が如何なる方策を實行すべきやと云ふことは、政府に於て常に研究調査を致して居る所であります、又輸入を奬勵すると致しましても、產業組織の改善、即ち生產並に金融に關する所の各種の機關の合同統一を實行するとか、或は豐富低廉なる所の產業資金を疏通せしむる、其他大量生產の奬勵を行ふと云ふ如き方法に依つて、出來得る限り生產費の低廉を圖つて、品質を能く整へ、又價格が低廉なる所の商品を海外に輸出を致しまして、我が市場の開拓を圖ると云ふ如き方法を用ゐることが最も必要であると思ふのであります（拍手）其他十四年度の豫算に於きまして、直接に輸出奬勵の爲にする所の施設があるのであります、即ち農商務省の所管に於きまして、或は海外通信員の設置の如き、或は共同組合法、輸出組合法の制定實施等に至りましても、何れ輸出奬勵上相當の效果があると思ふのであります、更に一言致しますれば、政府が前段に申上げました通り、爲替の安定策として內外の正貨を利用する場合に於きまして、其正貨利用の結果として必然に起る結果ではありませぬが、多くの場合に起る結果であらうと信じて居りまするが、自然に通貨の收縮を招きまして、其點から物價の調節となり、延ては爲替相場恢復の端を啓くに至ることを政府は期待して居るものであります、尙ほ本年の上半期の貿易の狀況に依りまして能く研究の上、之に適應したる所の方策を研究致しまして、苟も國家經濟の爲に利益ありと信ずる方策がありましたならば躊躇なく之を實行する積りであります、其次に武藤君の御說に依りますれば、恰も私が金の輸出の解禁に反對するのは、少數の輸入業者の苦痛を慮る爲であると云ふ御趣意のやうに承りましたが、若し私の聽違ひでないと致しましたならば、是は重大なる誤解であります（拍手）私は決して左樣なる事を申した覺えはないのであります、のみならずそれと反對に二十三日でありましたか二十四日でありましたか、吉植君の御質問に對して答辯を致しました時に、其事は明瞭に述べてあるのであります、それを繰返して申しますれば、爲替相場の急激なる恢復に依つて差當り痛擊を受ける者は輸入業者、輸入品「ストック」の所有者、或は輸入品を原料材料とする所の製造業者、是等の商品の販賣業者、並に斯の如き人々と取引の關係を有して居る所の金融業者であるが、吾々の最も恐るゝ所のものは是等部分的の打擊に非ずして、國民經濟全體に及ぼすべき所の破壞的の衝動であると云ふことを明瞭に述べて居ります（拍手）然らば其所謂破壞的の衝動とは何であるかと申しますれば、是亦吉植君の御質問に對して其同じ時に御答を致して置きました通り、今日の場合に於て直に金の解禁を行ひまするときには、爲替相場は三十八弗二分の一の今日の相場から一躍に致しまして四十九弗餘の平價に復し、其結果輸入は奬勵をせられ、輸出は防遏をせられ、貿易の逆調が今日よりも一層甚しきに至るであらうと思ふのであります（ひやく）其結果として內地の金は無制限に海外に流出を致し、金の流出の結果として、通貨と信用とは急激に收縮を致し、其結果經濟界の全局に向つて容易ならざる所の衝動を惹起し、甚しきに至りましては兌換制度の根柢を動かすに至ると云ふ虞があるのであります、即ちさなきだに整理が未だ完全に出來て居りませぬ所の今日の內地の財界に激甚なる打擊を與へまして、我が產業界經濟界をして玉石倶に碎くると云ふ慘害を被らしめ、國民經濟の全局に對し、殆と破壞的の惡影響を及ぼすに至ると云ふことを慮るゝのであります（「ひやく」拍手）斯の如く申しますれば政府が金の輸出の解禁に今日反對致しまする其理由は武藤君の御考になつて居る如く、決して一部輸入業者の痛苦を慮るが爲に非ずして、國民經濟全體に渉る所の大打擊を慮る、結果であります（拍手）其次に武藤君の御質問は、大藏大臣は金の解禁をすれば我國の兌換制度を危からしむるに依つて、解禁をしないから却て兌換制度の基礎を危くして居るのではないかと云ふ御意見のやうに承りましたが、是は意見の相違であります、私は左樣には決して考へて居ない、解禁を致しますれば唯今申上げました理由に依つて、我國の兌換制度の根柢は頗る薄弱になると云ふことを心配する者であります（拍手）其次に昨年の輸入超過が六億圓を算したと云ふことは是は一時の異例である、斯の如き輸入超過が年々あるものではないと云ふ如き御意見のやうに承りましたが、成程昨年の輸入超過は異例でありませう、それが異例であることを私は希望致します、併ながら兎にも角にも大正八年以來の我國の輸入超過の累計は、御承知の通り二十七億八千三百萬圓の多きに達して居ります、此貿易の逆調の大勢と云ふものは、さう容易に恢復することはむつかしいのでありま之を恢復するが爲には非常なる努力を要すのであります、是に於て武藤君の御質問にありました正金銀行頭取の兒玉君が、我國の國際貸借上の不足は約二億圓と云ふことを發表致して居るが、大藏大臣は此兒玉君の意見を承認するや否やと云ふ御質問であつた、洵に驚入つた御質問であります、正金銀行の頭取が如何なる意見を發表して居るか、如何なる觀察を公にして居るかは政府の關する所でありませぬ（「ひやく」拍手）其次の御質問は、今日の物價の騰貴は洵に國民生活上困つた事である、此物價の調節をするが爲に、金の輸出を解禁することが適當でないかと云ふ御意見でありました、是は他の機會に於ても申述べたと記憶致して居りますが、物價問題は如何にも重要であります、國民生活上其他總ての關係に於きましても、極めて重要なる問題であるには相違ありませぬが、併ながら物價問題は國家問題の全部ではありませぬ（拍手）一の物價問題を解決するが爲に金の輸出の解禁を行ひ、それに依つて經濟界の全體を殆ど破壞的の慘害に導くと云ふことは政府の今日の場合忍びない所であります（拍手）其次の御質問は古來貨幣の價格が下落した國は必づ亡びる、それ故に此歷史上の慘害を繰返さないやうにするが爲に、即ち圓價恢復の爲に速に金の解禁を斷行すべしと云ふことを主張する、斯う云ふ意味の御質問でありましたが、是は餘り簡單な御意見、それに向つて私は深く御答のしやうがないのであります、それ程簡單な問題でないかのやうに私は心得て居る（拍手）次に預金部改善案に付きまして御質問がありましたが、是は法律案の委員會に於きまして何れ詳細說明を申上げる所の機會があらうと思ひまするが、英吉利、亞米利加の狀態が如何になつて居るかと云ふことは詳しく調査したものがありますけれども、唯今此席に持つて居りませぬ、併ながら英吉利亞米利加の兩國に於て預金部の金を放資する所の證劵の種類と云ふものは、一々其時々の議會の協贊に依つて決すると云ふ如きことは恐らくはあるまいと思ふのであります、假令外國に如何なる例がありましても、濫に外國の例を倣ふ必要がないのであります（拍手）日本に於て公然と思ふ所に依つて決定を致して、少しも差支なからうかと考へて居ります、其次には特殊銀行の整理、殊に朝鮮銀行と臺灣銀行とを舉げまして、之を整理するに付ての意見を御尋になりました、此兩銀行の事柄に對しましては、政府に於きましても從來調査を繼續して居ります、而して銀行自身に於きましても、着々と整理を行つて居る今日の實況であります、武藤君の御尋になりました如く、發行權を取上げて日本銀行に移して此二つの特殊銀行を普通の商業銀行とする意志なきや否やと云ふ御質問でありましたが、少くも今日に於ては左樣なる考は持つて居りませぬ其次は近頃政府は民間の實業に干渉する事は宜しくないと云ふ事を御述になりまして、其例と致しまして預金利子の協定と配當の減少、銀行の合同の事を御舉げになりました、此三つは孰れも干渉ではありませぬ政府は相當の預金利子の協定が圓滿に行はれることを希望致し其行はるゝ事を勸告は致しまするけれども、決して干渉を致して居りませぬ、銀行の合同、配當の減少亦同樣であります、是は勸告であります、銀行自身の自發に俟つべきものでありまして政府の干渉に依つて如何ともする事の出來ないもので干渉する意思は毛頭持つて居ないのであります唯々武藤君と或は意見の相違になるか知りませぬが、武藤君は銀行其ものゝ合同に反對せられたのであります、是は私の意見とは全く違ふ、今日日本の銀行は本店だけでも御承知の通り殆と二千を算する、支店を合せますれば五千に近いのであります、斯の如く多數の銀行が今日の日本金融機關として存在すると云ふことが必要でありませうか——絕對に必要でありまするか、私は左樣には考へて居ないのであります、其必要でない所の銀行、而も小銀行、弱い銀行が多數に存在をして居ると云ふことが我國の金融機關の組織の薄弱であると云ふ證據であります（拍手）斯の如く薄弱なる銀行の組織を持つて居ると云ふことの爲に、一朝經濟界に激變の來た場合に於きまして、其多數の小銀行は經濟界の逆調の潮流に支へる所の力が弱いのであります、力が弱い結果として到る處に破綻を起し、金融界の一角に起つたる所の破綻は、延て金融機關の組織の全體に及ぼし、經濟界に向つて言ふべからざる所の害毒を流すと云ふことは、今日に至るまで屢々御互に遭遇した所であります（拍手）故に斯の如き基礎の薄弱なる金融機關を整理致しまして銀行の合同を行つて、基礎の鞏固なる少數の銀行に依つて我國の金融を支配せしむることにすることが將來の事業の發展、產業の發達の爲にも極めて望ましい所であると政府は確信を致します（拍手）其次には贅澤品の關稅、是は政府に於て改正の意思ありや否やと云ふことでありました、目下政府に於て改正の必要の有無に付て調査中であります、まだ材料が十分に揃ひませぬが、材料が揃ひましたならば、改正の意見を附して議會に提案をする運びになるか知れぬと思ひます、最後の御質問は法人並に個人の納稅額を公表することは納稅思想の涵養の爲に必要と考へるがどうかと云ふことでありました、是れは米國に例があると云ふことを御話になりましたが、米國に於ては或は成績を擧げて居るか知りませぬか、此自分の財產並に自分の所得に對する觀念を嚴守する觀念の極めて強烈なる所の日本の國情には此遣方は適應しないものと思ひます、仍て左樣なる考を持つて居りませぬ。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君） 廣岡宇一郎君。

〔廣岡宇一郎君登壇〕

○廣岡宇一郎君 本員此演壇に立つて、時の政府當局と言論の應酬を爲したること數年であります、而も今や最近に於ける政府の質問應答の結果を見て、默して已むべからざるものがあるのであります、茲に數項に渉つて最も簡單率直に政府所信の在る所を伺ひたいと思ふのである、此質問を爲す前に當つて豫め憲政會出身の閣臣、特に加藤首相に對して一言警告を爲して置かなければならぬ事がある（拍手）加藤首相が議員の質問に對する答辯は極めて誠意を缺いて居る、徒に片言隻語を捉へて末節枝葉に亙りて質問の本旨に副うて質問者の了解を求むることに努めて居らぬ、甚しきに至つては與黨少數の人の質問無用と云ふ際に聲援を得て、再質問の時に至つては答辯せざることが甚だ多いのである（拍手）殊に其態度に至つては私の遺憾とする點が甚だ尠からぬのであります、去る二十二日に加藤首相が此演壇に立たれて居る時に、議場に笑聲があつたか知りませぬが議場に笑聲を聞く時は甚だ遺憾であると言はれて居る、成程遺憾でありませう、併し加藤君自身はどうである、高見君の時にも、木下君のときにも、先刻の武藤君の演說の時でも、隣席の幣原君と私語を交換し冷笑を以て迎へて居るやうな例は澤山あるではないか人を責むること嚴にして己を待つこと甚だ寬である、斯の如きは啻に誠意を缺くのみならず不謹愼且つ無禮なりと謂はなければなりませぬ、斯の如くにして加藤首相は貴族院よりも嚴重なる警告を受けて居る、新聞の報ずる所に依れば、貴族院の警告を受けて各議員控室を廻つて諒解を得たと云ふ事であるが足一たび衆議院に來れば依然として舊態を保持して居るのである、私は加藤君が堂々たる帝國の宰相として、此點に付て深く留意を求むるのである國民は過を改めざる人を頑冥不靈と言つて居る、加藤首相に此頑冥不靈の文字が適用が出來るか出來ぬかは本員今此處で言明致しませぬ、併ながら加藤首相自身は少くも此點に付て深甚なる注意を拂はなければならぬのである、故に本員の質問に對しては不誠意不謹愼、若くは無禮の言動は斷じて之を許さぬのである、（拍手笑聲起る）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に……

○廣岡宇一郎君（續） 加藤首相に質問を致したい事がある、去る二十四日の高見君の質問應答に關係を致して居ります、併ながら質問の趣意は高見君の趣意とは大に異つて居りますからして、此點に御留意あらんことを希望致します、高見君の質問の要旨は洵に滔々數千言であります、併し之を要約すれば時の警視總監湯淺倉平君、此人が懲戒免官の處分を受けて其後に至つて優渥なる恩命に接した、此人を直に重要なる大官に任用することを奏請したのは國民精神に惡影響を及ぼすがどうであるか、此問題を解決することに於て私は此質問を爲すのではない、之に就て加藤總理の答辯は差支がないと云ふのであるが、私は此處で一つ御聽をしなければならぬのは、一體此湯淺と云ふ人を總理が內務次官に任用すべく奏請した當時に於て、加藤首相は湯淺と云ふ人の位置、其所在をどう認めて居つたか是が一つの問題である、總理の答辯を見ますると云ふと當時の湯淺君を斯樣に見て居る、即ち「優渥なる恩命の爲に其責を免れて奇麗な人となつたのであります」湯淺君を此恩命の爲に立派な人となつたと認めて居るが、加藤總理は昨年一月二十六日の官吏懲戒、又は懲罰の減免に關する勅令の效力並に性質を如何に解釋されて居るか此勅令に依る即ち優渥なる恩命を受けてどうして湯淺君が綺麗な立派な人になつて居るか、憲法に謂ふ所の大赦なるものとは全然其性質を異にして居るのである、故に此恩命がありましても、湯淺君の前非と云ふものは……（此時發言する者あり）

○議長（粕谷義三君） 生方君に注意します。

○廣岡宇一郎君（續） 此恩命がありましても、湯淺君の前非は決して消滅して居るものではない、此根本が即ち此問題を解決すべき基本であるのではないか之に付て總理は如何なる考を持つて居られるか憲法に所謂大赦に依つて一切の前非は消滅するものであると云ふ考であるならば過である、本員をして更に一歩を進めて論せしむるならば、總理は本日此處に於て釋明を致して居る、併し此釋明は後日に至つて強辯人を欺くものであると言つて差支ない高見君の質問に對する答辯は何と言つて居る「唯今高見君より云々質問があつた併し此任用に付きまして現內務次官湯淺倉平君の任命のことに御當てになりましたことは少々間違つて居るやうに思ふ」即ち懲戒免官の人を任命したと云ふ質問に對して、是は間違つて居るのである、あの人は責任を感じて辭職をしたのである、所が其後に於て辭職でない懲戒免官であると云ふ事實が分つて來たから、今日釋明したのである、少くも此答辯を爲す當時に於ては、加藤君の頭には懲戒免官と云ふ事實は無かつたのである、更に進んで言へば、此奏請當時に於ては、加藤君が先刻言つた言葉の言外に現れて居る即ち「私は其當時は職に居なかつた、居なかつたが辭職をしたと云ふ話は聞いて居つた」と斯樣に言つて居る、此奏請の當時に於て懲戒免官のことは加藤君の頭に無かつたと云ふことは、洵に明瞭に推定が出來るのである而して今日になつて斯樣な事をしても不都合がないと思ひますと言ふ、當時に於て懲戒免官と云ふことが加藤君の腦中に無いに拘らず、不都合であるか不都合でないかと云ふことを考慮するの餘地が何所に在るか、斯の如き不用意なる有樣を以て此重大なる奏請を爲すと云ふ不謹愼の狀態に於て、陛下補弼の責任が盡せりと思ふのであるか（拍手）更に他の點に付て伺ひたい加藤君は斯樣に言はれて居る、此優渥なる恩命ありたるにも拘らず、其人に罪があるやうに扱つては恩命を空しうするものである、誰が罪があるやうに扱へと言つた、身は國家に對して重大なる責任があるのである、或る行爲あつて職を辭せんとした、其責任を免れんとして辭職の申出をしたのである、大抵の場合ならばそれが御聽屆になつて濟むべきであるが、此辭職の申出を御許しにならずして、文官分限令に依つて懲戒の處分を受けたとすれば其事態の重大なる事は問はずして明である臣子たる者は謹愼に謹愼を重ねて居らなければならぬ假令優渥なる恩命が下りましても、更に一段の謹愼を加へて、皇恩の厚きに感泣をするのが當然の事である（拍手）當時の山本內閣でさへも辭表を捧呈した時に、優渥なる御諚があつたやに承つて居る、然るに若し此優渥なる御諚を空しくしては相濟まぬと言つて辭職をしなかつたならば、立憲政治の下に於ける政治家は如何なる非難を受けるのであるか、殊に加藤總理は非常に深切なやうに言つて居るけれども、當時此湯淺君の配下にして警視廳に居つた所の

人が同じく懲戒免官になり、同じく後に恩命に接した人があるけれども、是等の人は下級の人である、下級の人であつて恩給年限の權利も剝奪されて、今や憫むべき狀態に在るにも拘らず、之を見殺しにして抛つてあるのは、即ち恩命を容しうする所以ではないか、一湯淺君に對しては之を許さなければ恩命を容しくすると言ふて、他は顧みないと云ふは何たる事である、殊に加藤君並に若槻君の如きは湯淺君と云ふ人を用ゐなければ、何か我が内務の政務が擧らぬ、練達堪能の人であるとか、得難い人物であるとか言つて居る、何たる不仕鱈なことを言ふのである、日本の廣き、人材の多き、一内務次官を得るに何の苦む所があるのであるか、畢竟是は加藤君なり若槻君なり、廣く人材を求むることをせずして、自己の身邊より人を集め、所謂門黨相寄つて政權を私するのであると思ふ、日本に於て一内務次官を得るのに湯淺君以外に無しと云ふ、眼孔の小なること驚くに絕えたりと謂ふべきである、のみならず他面より言へば、斯の如きは洵に我が日本國民を侮辱するものであると私は斷言しても差支ないと思ふ、此點に付て加藤首相如何なる所信を持たれるか、更に私は新なる事實として首相に御尋をしなければならぬ即ち此の湯淺君の問題は昨年任用したりと云ふ事實に關係するのではない、此任用をしたりと云ふ事柄が、昨年以來議會の問題となり、本年も亦問題になつて連日に亘つて議院に於て討論を致して居る、而して政府之に耳を傾けざるのみならず當の湯淺君はどうして居るかと云へば、何の辯解をも與へず、默々として其日を送つて居る、官職に戀々として執著心の強きこと驚くに絕えたるものである、湯淺君は山口縣の人である、あの事件の犯人は山口縣である山口縣教育會の會長も村長も皆な職を辭して、さうして諸慣の意を表して居るのに、當の山口縣の湯淺君が獨り平然として其職に安んじて居る、唯々此新なる事實が如何に國民精神の上に影響をするかと云ふ此一端を考慮しなければならぬのである、之を徒に強辯を弄して何等不都合なしと斷ずるに至つては餘りに政治家としての責任の觀念を感ぜざるを得ないのである、總理は尙ほ此點に付ても何等國民の思想に影響なしと信ずるか、次に濱口君に御尋致したい事は矢張櫻内君對濱口君の質問に關係するのであります、是も先刻加藤首相に申したのと同じく本員の質問は其趣意が違ふのである、是は特に御注意を願つて置きたい、濱口君は櫻内君の質問に對し、特に金輸出解禁に對する質問に對し答辯を爲した後に於て、斯の如き經濟上の重大なる問題をして、政黨政派の政治上の爭の道具に供することのないやうにしたいと言つて居る、尤の事であらうと思ふ、併ながら此言葉は唯でない、苟も此文字を讀む者眼光紙背に徹する者は、是は櫻内君に當てこすりを言つたものであると思ふのは當然である、或は吉植君や櫻内君の辯論に對抗したる言葉と謂はなければならぬ如何にも金輸出解禁の問題は、我が國家の當時の重要なる問題である、即ち最近に於て數年に亘つて朝野の學者並に實際家が此點に付て論及して居る事柄も亦爭ふべからざる事實である、此時に當つて最も國民生活に直接關係を有する經濟上の大問題、之を議會に於て論難攻究するに何の不都合がある、之を以て政爭の具に供するものであると言ふのには、他に何等かの理由がなければならぬ、本員は此點に付て如何なる御考であるか、濱口君が第四十六議會の當時、即ち在野の當時に於て同じく金輸出解禁に論及して居る、而して時の政府が濱口君の意見を贊成せざる時に當つて、今日の政府が吉植君などから攻撃されて居るやうなことを言つて、時の政府を攻撃して居る、然るに濱口君は――私は當時の濱口君を以て、金輸出解禁問題を政爭の具に供したるものと見て居らなかつた、所が今や變說改論をして金輸出解禁に反對するの態度を執つて居る、即ち他人を政爭の具に供すると云ふ濱口君は、自己の變說改論の跡を蔽はんが爲に、故らに此言に籍つて、議院に於ける言論の壓迫を試みるものと謂はなければならぬ(拍手)若し本員をして率直に言はしむるならば、此金輸出問題を以て政治上の爭に供したりと云ふならば、それは濱口君自身であらねばならぬ濱口君は曩に野に在つて政權を得るが爲には金輸出解禁を論じ、一たび政權を得れば金輸出解禁に反對の意見を述べ、政權を得るが爲には積極的に之を利用し、政權を失はざらんが爲には消極的に之を利用し、積極消極兩方面からして此金輸出解禁の問題を政爭の具に供して居る者は、濱口君御自身であると謂はなければならぬ(拍手)之れをも顧みず、厚顏にも此の演壇に登つて、他人の言說を捉へて政爭の具に供する能くも左樣な言葉が君の口から出たものである、之れに對して濱口君は如何の所信を持つて居るか、更に第二には金の――地金拂下價格引上に關する事柄に付いて――是も私は同じく此問題を論究するのではない、此問題に關して濱口君は斯樣に言ふて居る、斯の如き重大なる問題は矢張是れは愼重の考慮を以つて同じく政治上の意味合と云ふことを含んで居るものと本員は解釋して居る、故らに此の議會を通じて六千萬國民に愬へて居る、此の事柄は去る二十二日に於いて吉植君よりして質問を發しまして、斯の如き政策は我國の兌換制度の根柢に疑を起さしむるものであると論及をして居るのである、濱口君は國民に對して希望を、述ぶると同時に斯樣に言つて居る、日露戰爭の時には皆な我が日本の國民は實を持つて行き、指輪を持つて行つて貨幣制度の基礎の鞏固に努めたのである、然らば今日の國民は尙ほ日露戰爭の當時の國民と同じ國民である、此間に日本の國民の國家に對する觀念に毫末の差異ありと私は信じて居らぬ(拍手)日露戰爭の當時に於て貨幣制度に斯の如き忠實なる、兌換制度に斯の如き忠實なる、國家觀念に旺盛なる國民が――此問題は今日豫算委員會に於ても、亦此處で武藤君も述べられたから、私は深くは言はぬが、斯の如き問題が玆に起つて居るのにも拘らず、同じ日本の國民が今回に於ては兌換制度の基礎に疑を懷いて、日本銀行へ兌換の要求を爲す者頻々たるものありと云ふに至つては是は何が故であるか、之を國民性に求むると云ふことは國民を責むるの甚しきものである、是は我國の國民が啻に日露戰爭の當時ではない、今日と雖も一國の狀態が自然に兌換制度の基礎に影響を及ぼすことがあれば、如何なる犧牲を拂つても此制度の根本を擁護するに吝なるものではない、唯々誤れる政府の政策に依つて兌換制度の根本に影響を來す場合に於いては、日露戰爭の時と比較して如何に國家に對する觀念が強くとも、之れを犧牲として加藤內閣を擁護するだけの雅量ある國民ではない(拍手)であるからして此の警告を爲さんと欲するならば、先つ以つて御自身が自己の政策を改めるのが當然ではなからうか、此の政策を固持して強て國民に强要し、國民を強制し、而して自己政策の援護に努めしめんとするが如きは誤れるの甚しきものである(拍手)之に對する濱口君の所信は如何であるか、終りに蔵んで一言致して置く、濱口君は御答辯の外に、此議場を通じて六千萬國民に對して或る希望を述べた、本員も六千萬國民を代表して此議場を通じて政府當局に希望を述べて置きたい、第一の希望は、內務次官湯淺君は速に其職を辭して謝罪の意を表し、以て國民の精神狀態の安定に資せんことを希望する(拍手)第二の希望としては、濱口君は速に其誤れる政策を抛たれんことを希望する、此政策を抛つこと能はずんば、速に其職を辭して天下に謝されんことを希望する(拍手)玆に濱口君が議場を通じて國民に爲したる希望とあべこべに、本員は國民を代表して此議場を通じて政府に希望を述べて置く次第である(拍手)

○議長(粕谷義三君) 加藤總理大臣。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣(子爵加藤高明君) 唯今廣岡君の御尋になりました事は……(此時發言する者多し)

○議長(粕谷義三君) 靜肅に。

○國務大臣(子爵加藤高明君)(續) 御尋になりました事柄は、先日私は御答致しましたが、稍々言葉に不足があつたか、行違が生じたと云ふことも承りましたから、本日更めて意味を補足して釋明致して置きました、唯今廣岡君の御尋がありましたが、前の御尋と同じ事でありますから、別段答辯致しませぬ(「ひやく」拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣。

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 唯今の御質問に對して御答を致します、第一の御質問も第二の御質問も、失禮ながら私の言ふ趣意を誤解なされて居る、速記錄を能く御覽になれば明瞭であらうと思ふ、是は櫻內君に對する答辯は既に終つた――終つたと云ふことを私ははつきり申上げて、此機會に於て自分の所感を一言申上げたいと云ふことを冒頭に申述べて居るのであります、即ち第一節を讀んで見ますれば「金の輸出を解禁すべきや否やと云ふ如き問題は國民經濟上極めて重大なる問題であります」是は御異存はありますまい、それから「政黨政派を超越したる所の純乎たる經濟上の大問題であります」是も御異存ありますまい「此大問題に付て御互に立法府と致しまして意見を交換し討論を重ねると云ふことは政府に於ても最も希望する所であります」即ち斯の如き重大なる問題に付て御互に此立法府に於て十分に意

見を交換し、討論を重ねると云ふことは、政府の最も希望する所であります」と云ふことを申上げて居る「併ながら政府が是々希望する所のものは願くば斯の如き經濟上の重大なる問題をして政黨政派の政治上の爭の道具に供することのないやうにしたい」と云ふのであります(拍手、議場騷然)答辯は最後まで御聽き願ふことを希望致します、それからそれに引續きまして斯樣に申述べて居ります「是は私の將來に向つて希望を申述べるに止まるのであります」斯樣に明に申して居ります、唯今廣岡君の御質問を承つて居りますれば、或は私が斯樣に申したことは吉植君の御質問若くは櫻內君の御演說に對して政爭の具云々と云ふことを申したやうに誤解され居りやせんかと思ふ、私は吉植君の御演說も櫻內君の御質問も共に此問題に付て十分に御研究を積まれた所の立派なる御質問であると拜承致して居つたのであります、此兩君の御演說を以て政爭の具に供したりと云ふ考は毛頭持つて居ない、それ故に……

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅に。

○國務大臣(濱口雄幸君)(續) それ故に「是は私の將來に向つての希望であります」と云ふことを申述べて居ります、將來に向つての希望を申述べると云ふことを態々申上げて居るのであります、此點はどうか誤解のないやうに希望致します、私は御互に此立法部に於て政治家として意見を交換し討論をする上に於て、言葉の端を捕へて御互に議論をすると云ふ事は好みませぬ、私は決して廣岡君の御話の如き趣意を以て申したのではないと云ふことを明瞭に申して置きます、それから是は御質問かどうか分りませぬが變說改論云々のことがありました、是は御質問でありますか或は御批評でありますか、御質問であれば御答辯を致します……

〔廣岡宇一郎君 「政爭の具に供したのは濱口君自身である、斯樣に考へるがどうであるか」と呼ぶ〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 私が在野の時に於て即ち大正九年若くは十年の頃に於て金の輸出解禁論を主張したことは事實であります、凡そ經濟上の政策は其當時の內外の經濟上の情勢に依つて意見を決めるべきものであります、金の輸出を禁止するか或は解禁するかと云ふ如き問題が、是が一定不易萬世不變のものではありませぬ(拍手)吾々が金の輸出の解禁をすべしと云ふことを主張した大正九年若くは大正十年の當時に於て、諸君は日本の對米爲替の相場は幾らであつたと御記憶になつて居りますか、其當時の爲替相場は四十八弗半であつたのであります、四十九弗の平價に對して四十八弗半、其差は僅に百分の三であつたのであります(拍手)其當時の貿易の差額は如何であつたか、無論輸入超過ではあつたけれども、それでも輸入超過の金額は精々二億圓若くは三億圓であつたのであります、諸君大正九年若くは十年から四五年を隔てたる今日に於て、內外の經濟事情は如何に變化したと諸君は御覽になつて居るか、今日の爲替相場は御承知の通り諸君が屢々攻擊に使はれるが如く三十八弗二分の一でありますぞ其の平價を距ること二割二分七厘であります(拍手)かくの如き爲替相場が平價から非常なる懸隔のある時に於て、一擧にして金の輸出解禁を即時斷行することは、餘りに値段が違ふからいけないと云ふことをあなた方の總務たる吉植君が言つて居る、吉植君の御意見は今日の豫算總會に於て私は承つたのであります、即ち吉植君の御意見は即時解禁にあらずして期限附の解禁であつたのであります、其期限附の解禁を主張せられたる所の理由は、現在の爲替相場が平價と餘り懸隔が甚しいが爲に即時解禁は不利益であると云ふ御意見であつたやうに私は承知を致します、即ち內外の貿易の情勢から申しましても、爲替相場の變動の狀態から言ひましても、吾々が金の輸出解禁を主張したる所の大正九年十年は一昔の感があるのであります、此時代の趨向を察することなくして、政治家が一度唱へたる所の政治上の政策が如何にも柱に膠するが如きものでなくてはならぬと云ふ考を以て他人の政策を批評致し、甚しきは此議場に於て私に向つて辭職の勸告をすると云ふ如きは洵に驚入つたる話であります(拍手)

○議長(粕谷義三君) 廣岡宇一郎君。

〔廣岡宇一郎君登壇〕

○廣岡宇一郎君 本員は加藤君の演說が――答辯が大抵斯樣な程度のものであらうと初めから憂へたが故に、それで以て先刻警告を與へた然るに平然として同一のことを繰返す、厚顏玆に至つて極まれりと言はなければならぬ、濱口君は唯其隙を大にし其言葉を長くして居るが、何等要領を得て居らぬではないか、故に本員は斯の如き人を相手にして何時までも質問は續けませぬ、今日の辯論を公開して徐に國民の判斷を受くるに遲しとしない、而も唯是に於て一つの明白なる事實を得たことは本員甚だ愉快である、即ち加藤君と云ひ、濱口君と云ひ、責任有る立憲政治家としての資格に甚だ乏しきものであると云ふ事實を得たことである、此點に滿足をして本員は此演說を終了する次第であります(拍手)

○議長(粕谷義三君) 議事進行に關して發言を求められて居ります、吉良元夫君。

〔吉良元夫君登壇〕

○吉良元夫君 私は議事の進行に付て發言を求めたのでございまするが此議事進行に付て發言を求めましたる冒頭に於て多少前提と致しまして――唯今廣岡君より首相及藏相に對して御質問になつたのでありまするが、藏相は多少御答辯があつたのでありますが、遺憾ながら其答辯は吾々滿足は致しませぬけれどもが、認めます、首相に至つては同一事に對して再び釋明する必要なしとして御答辯を御避けになつたのであります、私は謹嚴なる首相に對して揚足取や何かは決して致しませぬ、私は二十四日の首相の御演說に對しまして本日開會劈頭に於て、成程前日の御發言に對する御釋明があつたのであります、併ながら其御釋明たるや決して自ら悔ひて前言を改めると云ふやうなる御態度でないのである、其御態度でないのも姑く忍ぶべしと致しまするが、私は先日の二十四日に御述べになりましたる御言葉と――此御言葉を決して御咎め申すのではないのである御言葉は御咎め申上げませぬけれどもが、首相には懲戒免官になつた者でも、陛下が――陛下ではありませぬ攝政宮殿下が之を御寬恕に相成つたる以上に於ては、何等謙虛すべきものではないと云ふ御精神である、所が私は左樣に考へぬのであります、苟も陛下が御寬恕に相成りましても、日本帝國の國體として、臣民の分として、此虎の門事件の警戒に於きまして十分なる警戒を爲す能はずして、斯の如き我が三千年の歷史に未曾有なる大汚點を印した如きことを仕出かした人を――まだ生々しいのである、それが一年經つか經たぬ間に之を奏請して、又(「議事進行に關係なし」と呼ぶ者あり)再び內務次官の要職に置くと云ふやうなることは、是は不謹愼極まることであると私は信じます、此點に於て……

〔「議事進行ではない」と呼ぶ者あり發言者多し〕

○議長(粕谷義三君) 議事進行に……

〔「議事進行ではない」「降りろ」と呼ぶ者あり、其他發言者多く聽取する能はず〕

○吉良元夫君(續) それでありますからして斯樣なことが多々ある以上は餘程御謹愼にならねばならぬことであると、私は其點を思ふからして先日御取消があるかと云ふことを申上げたのである然るにも拘らず、是は總理大臣一人でない、內務大臣に於ても、文部大臣に於ても、それは當然なりと言はれて居るのである、殊に岡田文部大臣の如きは斯樣なることは決して國民の風教の上に影響を持ちませぬと云ふことを信ずるのであります、御分りでございますかと云ふやうな弊言を御挾みになつて居る(「議事の進行にあらず」と呼ぶ者あり)此岡田文部大臣は曾て四十九議會に於て非常なる奇怪なることを御述べになつて居る(「質問と議事進行とを混同するな」と呼ぶ者あり)追々議事進行のことが分るのである、四十九議會に於て安藤正純君が教育の問題に付て御質問があつた時に、斯う云ふことを御述べになつて居る師師たらずんば弟弟たらずとも差支はないと云ふやうな意味の御答があつて居る、是は蓋し孔安國が孝經の終の方に論じたことを轉用しての御話であらうと思ふ、苟も一國の國務大臣としての御言葉としては私共は非常に奇怪の感を懷いて居るのである、其爲に其後に於きましても全國の各學校に於て甚だ子弟の義を破りまして、師匠に對して弟子が反抗する如きことを續々繰返して居ると云ふことは、此文部大臣の言の薰化を受けたものであると私は信じて居るのである。

○議長(粕谷義三君) 吉良君……

〔發言者多く聽取する能はず〕

○吉良元夫君(續) 是より申上げます、私の感じまする所に依りますと云ふと、本日は最早定刻に近いのでありまするが、與黨三派に於ては本日を以て質問を打切らんとせらるゝと云ふ計畫であると云ふことを承つて居るのである、是は吾々の斷じて服することが出來ぬのである、即ち四十五帝國議會、四十六帝國議會、四十七帝國議會に於ても、五日間國務大臣の演說に對する質問應答を致したのである、況や此度の第五十議會は非常なる重大問題がある、遣

蠶絲業の國策に關する質問並答辯

ないのであります、左樣御承知あらんことを希望致します——國務大臣岡田文部大臣。

○國務大臣（岡田良平君）唯今吉良君の御質問中に私が前議會に於きまして師範たらざれば弟子弟たらざるも可なりと云ふことを申したと云ふ御話であつた、是は速記錄を御調べを願ひたい、さうすれば直ぐ分ります、左樣な事は申して居りませぬ。

○作間耕逸君　殘餘の質疑は之を延期し、次の本會議の日程議了後に尚は繼續せられんことを望みます

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、御諮り致す事があります、第一部選出豫算委員鳩山一郎君、第五部選出請願委員中山貞雄君、右常任委員缺任の申出がありました許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、其部の諮君は速に補缺選擧を行ひ御報あらんことを希望致します、本日の日程は是にて終りました、次回の日程は公報を以て御通知致します、本日は是にて散會。

午後五時二十五分散會

○大正十四年一月二十九日（木曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第六號

第一　臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第三　大學特別會計法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第五　朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第六　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第七　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第八　右請案の審査を付託すべき委員の選擧

一　國務大臣の演說に對する質疑（前會の續）

○議長（柏谷襄三君）　諸般の報告は印刷して差出せます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案

（以上一月二十七日提出）

朝鮮織造用品資金會計法案

（以上一月二十八日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

社會教育局設置に關する建議案

提出者　樋口秀雄君

國定敎科書の改刻並版權の改善に關する建議案

提出者　樋口秀雄君

國體中正角觝奬勵社團興に關する建議案

提出者　山本勝次君

大間々長野原間鐵道建設に關する建議案

提出者　清水留三郎君　生方大吉君

木檜三四郎君　飯塚春太郎君

井本常作君

航空行政中央統一機關設置に關する建議案

提出者　長岡外史君

（以上一月二十七日提出）

帝國在鄉軍人會國庫補助に關する建議案

提出者　佐々木奉作君　三善清之君

吉津廣君　八田宗吉君

山下谷次君

（以上一月二十九日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

教育の方針問題に關する質問主意書

提出者　建部遯吾君

山林政策に關する質問主意書

提出者　坂東幸太郎君

海外移住要綱に關する質問主意書

提出者　津崎尚武君

（以上一月二十七日提出）

一今二十九日政府より受領したる答辯書左の如し

蠶絲業の國策に關する質問に對する答辯書

蠶絲業の國策に關する質問主意書

一　國務大臣の演說に對する質疑（前會の續）

○國務大臣（岡田良平君）　唯今吉良君の御質問中に私が前議會に於きまして師範たらざれば弟子弟たらざるも可なりと云ふことを申したと云ふ御話であつた、是は速記錄を御調べを願ひたい、さうすれば直ぐ分ります、左樣な事は申して居りません。

○作間耕逸君　殘餘の質疑は之を延期し、次の本會議の日程議了後に尚は繼續せられんことを望みます

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、御諮り致す事があります、第一部選出豫算委員鳩山一郎君、第五部選出請願委員中山貞雄君、右常任委員缺任の申出がありました許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、其部の諮君は速に補缺選擧を行ひ御報あらんことを希望致します、本日の日程は是にて終りました、次回の日程は公報を以て御通知致します、本日は是にて散會。

午後五時二十五分散會

○大正十四年一月二十九日（木曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第六號

第一　臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第三　大學特別會計法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第五　朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第六　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第七　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第八　右請案の審査を付託すべき委員の選擧

一　國務大臣の演說に對する質疑（前會の續）

○議長（柏谷襄三君）　諸般の報告は印刷して差出せます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案

（以上一月二十七日提出）

朝鮮織造用品資金會計法案

（以上一月二十八日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

社會教育局設置に關する建議案

提出者　樋口秀雄君

國定敎科書の改刻並版權の改善に關する建議案

提出者　樋口秀雄君

國體中正角觝奬勵社團興に關する建議案

提出者　山本勝次君

大間々長野原間鐵道建設に關する建議案

提出者　清水留三郎君　生方大吉君

木檜三四郎君　飯塚春太郎君

井本常作君

航空行政中央統一機關設置に關する建議案

提出者　長岡外史君

（以上一月二十七日提出）

帝國在鄉軍人會國庫補助に關する建議案

提出者　佐々木奉作君　三善清之君

吉津廣君　八田宗吉君

山下谷次君

（以上一月二十九日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

教育の方針問題に關する質問主意書

提出者　建部遯吾君

山林政策に關する質問主意書

提出者　坂東幸太郎君

海外移住要綱に關する質問主意書

提出者　津崎尚武君

（以上一月二十七日提出）

一今二十九日政府より受領したる答辯書左の如し

蠶絲業の國策に關する質問に對する答辯書

（別紙）

衆議院議員加藤知正君提出蠶絲業の國策に關する質問に對し別紙答辯書差出候

蠶絲業の國策に關する答辯書

支那蠶絲業及人造絹絲業の發達並衆國蠶業の擡頭に付ては政府は常に注意を怠らざる所なるも此の際本邦蠶絲業發展の趨勢へき最善の策は我が生絲の品位を改善統一して進歩せる歐米機業の現狀に適せしめ一面生産費の低減に努め以て優良品を廉價に海外に供給する策を講ずると共に繭及生絲の取引方法を改善して其の價格の安定を圖るに在りと認め仍て政府は原蠶種の改良統一、桑園の改良蠶蔟及製絲方法の改善等に關し奬勵費の交付其の他の手段に依る指導奬勵の施設を繼續し新に乾繭所及繰倉庫の設置を助成して繭取引方法に漸次改善を加へ以て絲價の安定を圖ると共に蠶絲の輕蔑の基礎を安固ならしめむとす

右及答辯候也

大正十四年一月二十九日　農商務大臣高橋是清

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲茲に掲載す〕

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十三日

提出者　加藤知正

同　星住成章

同　外二十九人

蠶絲は本邦重要の物産にして斯業の盛衰は直に以て國力の消長に關す然るに內物價勞銀の昂騰に因りて其の經營年一年に困難となるものあり外支那蠶絲業及人造絹絲の脅威あるが爲に近時米國蠶業の擡頭せむとするものありて當業者は頗る不安の念に驅られ此の際最善の方策を講じ斯業百年の大計を樹つるは刻下の急務なりと信ず政府當局の所見如何

右及質問候也

大正十四年一月二十九日

內閣總理大臣子爵加藤高明

衆議院議長柏谷襄三殿

衆議院議員加藤知正君提出蠶絲業の國策に關する質問に對し別紙答辯書差出候

（別紙）

衆議院議員加藤知正君提出蠶絲業の國策に關する質問に對する答辯書

支那蠶絲業及人造絹絲業の發達並衆國蠶業の擡頭に付ては政府は常に注意を怠らざる所なるも此の際本邦蠶絲業發展の趨勢へき最善の策は我が生絲の品位を改善統一して進歩せる歐米機業の現狀に適せしめ一面生産費の低減に努め以て優良品を廉價に海外に供給する策を講ずると共に繭及生絲の取引方法を改善して其の價格の安定を圖るに在りと認め仍て政府は原蠶種の改良統一、桑園の改良蠶蔟及製絲方法の改善等に關し奬勵費の交付其の他の手段に依る指導奬勵の施設を繼續し新に乾繭所及繰倉庫の設置を助成して繭取引方法に漸次改善を加へ以て絲價の安定を圖ると共に蠶絲の輕蔑の基礎を安固ならしめむとす

右及答辯候也

大正十四年一月二十九日　農商務大臣高橋是清

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲茲に掲載す〕

方が悪ければ日本國の國體を危うするやうな大問題が起にあるのである、それから又實に重大なることは軍備に對して整理されて——整理と云ふ言葉を御用ゐになつて居りますけれども、師團を四箇師團減少しても新兵器を用ゐれば國防に何等缺陷なしと云ふ御說を御述になつて居る、併し吾々はさう云ふやうには斷乎として信ずぬものである、此師團減少の如きものは輕々にやるべき問題ではないと思ふのであります、是等に付ては十分に吾々は質問を致したいのである、現に質問通告者がまだ四十名に垂々とする通告者が殘つて居るのである斯の如き場合に於ては必ず此質問と云ふことに付ては十分私は致す必要があると思ふのでありますからして、若しも吾吾の聞及ぶが如く本日を以て質問を打切ると云ふやうなことをして、吾々少數の野黨に對して言論壓迫せなければならぬのであります、かるか故私は少くとも一週間質問を繼續せらるゝやうに議事を進行されんことを切望して已まぬものであるのであります

○伊坂秀五郎君　議事進行に付て發言を求めます

○議長（柏谷襄三君）　伊坂君。

〔伊坂秀五郎君登壇〕

○伊坂秀五郎君　私は貳の議事進行に付て發言を要求致したものであります、往事憲政會の諸君が在野當時に於きましては、議事進行に名を藉りて隨分長く此演壇を占領せられたことを私は記憶するものであります、現に目下の大藏省政務官の三木君の如きも其一例である、而して議長が其當時に於て取られた態度は、我國に於ても有名なる議長として稱せられた奥議長である、奥議長の態度は頗る野黨に重きを置いて、與黨の者が餘り饒舌を極める時分には大に之を制止せられたやうに吾々は記憶して居るのであります、然るに柏谷議長に於ては此與黨の極めて橫暴なる態度に對して何等の御制裁のないことは、議事進行上頗る遺憾に思ふ、私は議長及與黨の諸君に議て御願ひすることは、反對黨の議論は成べく之を尊重し、與黨の諸君は靜肅にせられ議事進行を圓られたいと云ふことを、衷心より希望して發言を致したものであります。

○議長（柏谷襄三君）　唯今伊坂君の申述べになりました事に御答を致して置きます、議長は無論公平を主と致して居りまして、私の眼中には野黨も與黨も

一去二十七日議長に於て選定したる委員左の如し

預金部預金法案（政府提出）外一件委員

武内作平君　高木正年君

阿由葉勝作君　重松重治君

服部英明君　山田助作君

長峰興一君　折原巳一郎君

八木逸郎君　本多貞次郎君

石原正太郎君　高山長幸君

山崎達之輔君　若尾幾太郎君

木暮正一君　高橋熊次郎君

小川鄕太郎君　西村丹治郎君

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案外一件委員

青木知四郎君　細田五郎君

加藤六蔵君　豊田團平君

原田藤次郎君　佐藤重遠君

笠原忠造君　松山常次郎君

平井光三郎君

一昨二十八日常任委員補缺選擧の結果左の如し

第一部選出

豫算委員　中村啓次郎君（鳩山一郎君補缺）

第五部選出

請願委員　森肇君（中山貞雄君補缺）

一昨二十八日委員長及理事互選の結果左の如し

預金部預金法案（政府提出）外一件

委員長　武内作平君

理事　阿由葉勝作君　若尾幾太郎君

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）

委員長　笠原忠造君

理事　豊田團平君

○議長（柏谷襄三君）　是より會議を開きます、御諮り致す事があります、第四部選出請願委員、今井健彦君より常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て許可致します、其部の諸君は速に補缺選擧を行ひ、御報出あらんことを希望致します、尚は豫算委員長より、本日午後引續き豫算委員會開會の許可を申出られました尚は今後本會議中と雖も、委員會及分科會を開催したいとの申出がありました、之を許可す

るに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て許可することに決しました、日程第一、臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案の第一讀會を開きます、早速政務次官。

第一　臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

○政府委員（早速整爾君）　臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案に付て玆に大要の說明を致します

臨時國庫證券收入金特別會計は、御承知の如く大正六年輸出爲替資金の疏通、輸出軍需品代金の決濟、並に聯合國に對する財政援助の目的に依り資金調達の爲に發行せられたる、臨時國庫證券の收入金經理の爲に設けられたるものでありまするが、此特別會計の運用として保有して居りまする對露、對支の債權に付きましては、數年來利息の收入がありませぬ爲に、已むを得ず年々元本を費消して臨時國庫證券の利拂を爲せる狀態であります、乃ち若し從來の方法を繼襲して行きまするときは、大正十五年度になりますれば本會計の資金は皆無となり、臨時國庫證券の利子は之を拂ふことが出來ない狀態になるのであるから、之を現狀の儘に致し置きましては財政上に容易ならざる禍根を貽す所以となるのであります、それ故に此特別會計は大正十三年度限り之を廢止し、其資產を一般會計に移して、現存する臨時國庫證券は其償還期限の到著するに從ひ、順次普通の公債に借換へ、其借換の實行に伴ひまして、國債整理基金特別會計法の適用を受け、現金償還の途が開かれるやうに致したいと云ふ考を持つて居ります、以上の理由に依りまして、玆に臨時國庫證券收入金特別會計法廢止に關する法律案を提出致しました次第でありますから、何卒御審議の上協賛を與へられんことを希望致します、尚は豫算委員長より、本日午後引續き豫算委員會開會の許可を申出られました尚は今後本會議中と雖も、委員會及分科會を開催したいとの申出がありました、之を許可す

○議長（柏谷襄三君）　本案は政府提出預金部預金法案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第三、大學特別會計法中改正法律案の第一讀會を開きます——岡田文部大臣。

第二　大學特別會計法中改正法律案（政府提出）第一讀會

大學特別會計法中改正法律案

第一條　帝國大學及其ノ他ノ官立大學ハ各之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歲出ニ充テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第二條ノ二　帝國大學ノ資金及歲入歲出ハ帝國大學每ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第三條及第五條中「各帝國大學」ヲ帝國大學ニ改ム

第六條　削除

第七條中豫算ヲ除ク外ヲ削ル

第十二條中「官立大學」ヲ「大學」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

大正八年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際ニ於ケル各帝國大學ノ資金及大正十三年度各帝國大學特別會計ノ歲入殘餘ハ之ヲ帝國大學資金ニ編入スヘシ

本法施行ノ際ニ於ケル學校及圖書館資金ニシテ京都帝國大學及東北帝國大學ノ用ニ供スルモノハ之ヲ帝國大學資金ニ編入シ各之ヲ當該大學ノ資金トシテ區分整理スヘシ

大正十三年度各帝國大學特別會計歲入歲出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ之ヲ帝國大學特別會計ニ繰越使用スヘシ

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は政府提出預金部預金法案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は政府提出、在外國專管居留地特別會計法廢止法律案外一件の委員に、更に九名の追加增員を爲し、右委員に併託せんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します——日程第五、朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案の第一讀會を開きます——早速政務次官。

第五　朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

（甲）朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案

朝鮮銀行法及同生産特別會計法ハ大正十三年度限リ之ヲ廢止ス

朝鮮銀行法及同生産特別會計ニ屬スル資金、歲入殘餘及債權債務ハ之ヲ朝鮮總督府特別會計ニ歸屬セシム

○國務大臣（岡田良平君）　唯今議題になりました大學特別會計法中改正法律案は、改正の點が二點あるのでございまして、第一は從來東京帝國大學及京都帝國大學の豫算は、法律を以て政府支出金の定額を定めてあつたのであります、然るに從來の經驗に徵しまするに、年々此定額に異動を來す必要があるので法律を以て之を豫め定めて置くと云ふことの意味を爲さぬことに相成つて居りますので、今回は此定額を廢止致しまして、年々豫算を以て定むると云ふことに致したのであります、是が第一點であります、第二點は東京大學外四箇所の帝國大學は、各々獨立した特別會計を持つて居つたのであります、今回は此五つの特別會計を整理致しまして、一箇の大學特別會計と致したのであります、是が第二の要點であります、何卒御審議の上御協賛を賜はらんことを望みます。

○議長（柏谷襄三君）　日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は政府提出、在外國專管居留地特別會計法廢止法律案外一件の委員に、更に九名の追加增員を爲し、右委員に併託せんことを望みます。

○議長（柏谷襄三君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します——日程第五、朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案の第一讀會を開きます——早速政務次官。

第五　朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案（政府提出）第一讀會

（甲）朝鮮銀行法及同生産特別會計法廢止法律案

朝鮮銀行法及同生産特別會計法ハ大正十三年度限リ之ヲ廢止ス

朝鮮銀行法及同生産特別會計ニ屬スル資金、歲入殘餘及債權債務ハ之ヲ朝鮮總督府特別會計ニ歸屬セシム

出ヲ終ラサリシモノハ其ノ豫算殘額ヲ朝鮮總督府特別會計ニ移シ使用スルコトヲ得

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員(早速整爾君)　朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案の大體の説明を致します、此度の行政整理實行の一端と致しまして、小鹿島慈惠醫院以外の同慈惠醫院を當該の地方費に移管致しまするに同時に、朝鮮總督府の慈惠醫院及濟生院は特に之を特別會計として經理するの必要なきものと認めまして、本特別會計は大正十三年度限り之を廢止するの見込であります、仍て本會計法の廢止法律案を提出致した次第でありますから、何卒御審議の上、速に御協賛を與へられんことを希望致します(拍手)

○議長(粕谷義三君)　日程第六、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は日程第三議案と同一委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します――日程第七、一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案の第一讀會を開きます――岡田文部大臣。

第七　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案(政府提出)　第一讀會

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今議題になりました一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案を提出致しました理由は、今回一年現役兵の制度を改めまして、師範學校卒業の上現役に從事致します者の在營年限を五箇月と致したのであります、隨て此在營中の俸給を支給する必要なしと認めましたので、國庫から之に對する支出を爲すと云ふことの必要を認めませぬのであります、乃ち此負擔法を廢止すると云ふ考であるのであります、御審議の上御協賛を與へられんことを希望致します。

○議長(粕谷義三君)　本案に對しては質疑の通告があります、牧野良三君。

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君　本員は唯今議題となりました一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案に付きまして、加藤内閣總理大臣並に岡田文部大臣に對しまして、數項に亙り質疑を試みたいと存ずる者であります、然るに總理大臣は唯今御用の都合上此處に出ることが出來ないと云ふことでありますから、總理大臣に對する質問を茲に述べて、文部大臣より御傳への上適當の機會に御返答を煩したいと存じます、本員は本案を以て頗る重大なる法律案であると理解致します、大正十四年度總豫算中文部省所管一般會計所屬參照表なるものを拜見致しまするに其中の普通教育諸費と云ふ中に、一年現役服務教員俸給支出金百萬六千四百五十八圓と云ふものが節減額として削除してあるのであります、即ち行政整理の結果、一年現役服役教員の俸給支出額約百萬圓と云ふものが削除せられると云ふことになつて居ります、本員之を見まして、之には何か深い事情が伏在して居るに相違ないと考へましたので、何れ豫算委員會に於て當局者に篤と御質問を致し、其結果、其内容と之を削除せらるゝに至つた理由等を詳細に承りたいと存じて居つたのであります、然るに本日意外にも本案の提出を見、且つ岡田文部大臣より是が提案に對する説明もありましたけれども、其御説明を承つて更に私は驚かざるを得ないのであります、抑々現内閣は此法律と、而して此法律に依つて支出することになつて居る百餘萬圓の金、それを廢止して、廢止削除致したる其後に於て、如何なる善後策を立てんとせられつゝあるのでありますか、私の疑ふのは此點であります、然るに此點に關して岡田文部大臣は唯今何等の説明も無かつたのであります、何が故に此重要の點に付て説明が無いか、即ち岡田文部大臣は惟ふに此點に對しては説明が出來ないと思ひます何が故にせられないかと云ふと、是は恐らく避けられたのであると思ひます、私は誠意を疑はざるを得ないのであります、何となれば本法律案は一年現役に服役致しました所の小學校教員に對して、其服役中國家より支給致します所の俸給を其小學校教員より奪ひまして――奪はんとした所の法律案であるのであります、即ち奪はるゝものは吾々が今日最も重大視致して居る所の、小學教育に從事して居る所の教育者であります、奪はるゝ其金は其教育者が國家の爲に一箇年間兵役義務に就かれるに付て、其間受くる所の俸給額であります、而して其奪はるゝ所の金額は、是等零細の俸給を集めた所の百餘萬圓の金であります、現内閣は此金を奪つて、而して教育者及其家族を迫害されんとするのであるか、それとも現内閣は此百萬餘圓の金と云ふものを自ら奪つて、是だけの負擔を新に市町村に課せんとせらるゝのであるか、此點が頗る不明であります、仍て私は先づ第一に加藤内閣總理大臣に伺ひたいと思ふ、即ち現内閣は斯る法律を廢止し、斯る法律に依つて小學校教員優遇の爲に支出致して居る百萬圓を奪つて――奪ふと云ふ御心は如何なる所より出たのであるか、それを承りたいのである、即ち之を明にする爲に第一、私は本法廢止の目的は此費額を財政整理の必要上全然奪取られるものであるかどうかと云ふことを先づ御問致したい、總理大臣は――現内閣は財政の整理を行はれました、さりながら總理大臣御自身の俸給に對しては一錢一厘と雖も手は觸れて居りませぬ、又貴下の下に新に定められましたる政務次官並に參與官の俸給に對しても、是亦一錢一厘と雖も整理削減は致して居りませぬ、然るに俸給の乏しい小學教員が國家の爲に其義務を果す爲に一年間兵役に就く、其間に國家が與へて居つた所の俸給を奪取つて、是で以て現内閣の行政財政の整理なりとは何たる御心でありまするか(拍手)是れ即ち私が御問申さんとする第一點であります、第二は若し此法律案は全然之を取上げるのではない、之に對する國家の支給を廢して――國家より之を與へることを廢して更に市町村をして之を負擔せしめるのであると言はるゝならば、茲に問ひたい事があります、現内閣は地方財政の膨脹を知り、國民負擔の過重を知つて居られる筈である、而して特に農村生活の疲弊と云ふ事實を御承知の筈と存じます、而も教育費が昨今非常に嵩みまして、其結果、義務教育費國庫負擔額を増加しなくちやならぬと云ふことは、即ち此問題は國民の切實なる希望であり、同時に國家の重要なる義務であることも亦之を御承知と存じまする、然るに其義務教育費の増加に付き輿論が既に定つて居る所の二千萬圓は愚か、其半額の一千萬圓、又其十分の一である百萬圓すら尙且つ之を支出することを爲さずして、新に市町村に此百萬圓の負擔を課せられると云ふやうなことがあつたならば、是は實に重大なる國民に對する侮辱であると私は考へます、(拍手)然るに此點に對しては本案に關する説明がありませぬ、之を總理大臣より承りたいのである、次に第三に、或は此金と云ふものは國家が支出することは廢めるが、さりながら市町村に新に負擔を課して之を支出せしめんとするものではない、即ち此金と云ふものは之を新に教育者の頭に課するのであると言はるゝならば、私は更に是に於て御問申さなければならぬ、凡そ思想の問題は生活の問題より生じ、而して待遇の問題に胚胎すると云ふことは、總理大臣自ら此壇上に於て幾度か御述になつて居る事實であります、即ち物價は騰貴し、生活は不安に瀕いて居る今日唯今、小學校教員からあの薄い著物を剝ぎて、尙且つ國家が行政財政の整理を爲さなければならぬ、左樣な御考を總理大臣は持つて居らるゝか否や、此點を御問致したいのであります、或は第四に從來小學校教員は一年間現役に服して居つたが、今回は此一年を短縮して五箇月にしたのである、故に此五箇月は月給をやらなくても、彼は軍隊で養つて貰へるから差支ないと云ふ御考であるか、此法律と云ふものは左樣な消極的意味から制定されたものでないと云ふことは、總理大臣も御承知の事實であらう、したならは斯樣な事を以て削除することは許されぬ、況や若しも一年のものが五箇月になつたならば、百萬圓のものは四十萬圓支出すれば宜しいのである、何が爲に此義務教育に從事せらるゝ所の教育者に、此四十萬圓を吝んで、現内閣の財政行政整理の功績の中に此血の出るやうな金を持つて來なければならぬと思召さるゝのか、此點に關する御答辯を促したい、私は此法律案は決して輕いものではないと思ふ、現内閣が若しも此點に對する所見を明瞭にせらるゝことがなかつたならば、我が義務教育に對する重大なる問題が此處から起きて來ると私は信じます(拍手)私は更に文部大臣に御尋を致したい、併ながら總理大臣の御答辯を待ちまして、其後更めて其答辯の結果に依つて文部大臣に御伺することゝ致したいと存じます。

○國務大臣(岡田良平君)　議長……

〔「總理大臣登壇せよ」「文部大臣で結構だ」「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

〔「誰が文部大臣に質問したか」「總理大臣にしたのだ」と呼ふ者あり〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今牧野君からの御質問がありました(「議長々々」と呼ふ者あり議場騷然)發言中であります。

○牧野良三君　文部大臣の答辯を要求致して居りませぬ、總理大臣が出席して居りながら、此問題に對して答辯を拒まれると云ふことは……

〔「引込め引込め」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○國務大臣(岡田良平君)(續)　唯今牧野君から御質問がありました、其御質問の要旨は……

〔「引込め引込め」「お前に誰も問うては居ないぢやないか」「お前の出る幕ぢやない」「總理大臣が出て答辯せよ」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○國務大臣(岡田良平君)(續)　牧野君は私の説明が不十分であつたことに付て……

〔「岡田引込め」「下れ〱」「お前の出る幕ではないぞ」「金佛と代れ總理大臣が出て居るではないか」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に。

○國務大臣(岡田良平君)(續)　議長より發言の許可を得て居ります――

〔「引込め引込め」「發言權を得て居るではないか、無禮者め」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○國務大臣(岡田良平君)(續)　發言の許可を得て居ります(「無用々々」「引込め」と呼ふ者あり)牧野君の御質問は――牧野君の御質問は……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に願ひます。

○國務大臣(岡田良平君)　發言の許可を得て居ります、牧野君の……

〔「總理大臣に質問したのだ」「岡田引込め」「退場を命すべし」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に願ひます――諸君、靜肅に願ひます――御著席を願ひます(「退場を命じろ」と呼ふ者あり)著席を願ひます(拍手する者あり、諸君御著席を願ひます、御著席を願ひます、發言する者あり、議場騷然)靜肅に願ひます――靜肅に願ひます――靜肅になさい――靜肅――靜に、暫く御聽きを願ひます――靜になさい――議長の言ふことを御聽きなさい――議長の言ふことを御聽きなさい、暫く御聽きなさい――唯今の牧野君の質問は總理大臣に對する御質問であつたのであります、併ながら總理大臣は之に對して發言を求められませぬ其場合に於て岡田文部大臣より發言を求められましたから之を許したのであります、(拍手)さうして岡田文部大臣の答辯が、果して總理大臣に代つての答辯であるや否やは、其答辯を聽いての上になさつたら宜からうと思ひます。

〔「そんな必要はない」「岡田引込め」「議長が文部大臣に許して居るぢやないか」「議長退場を命ずべし」「議長公平に願ひます」と呼ふ者あり〕

〔其他發言する者多く議場騷然〕

○國務大臣(岡田良平君)(續)　私は……

〔「下れ〱」と呼ふ者あり〕

〔議場騷場〕

○國務大臣(岡田良平君)(續)　御答致します……

〔「答辯を願ひます」「謹聽々々」「總理大臣と代れ」と呼び、卓を叩く者あり〕

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　御靜になさい。

〔「引込め、引込め」と呼ふ者あり〕

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に。

〔發言する者多く議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に願ひます。

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　寺田君著席なさい。

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に願ひます。

○國務大臣(岡田良平君)(續)　此法律に對しまして――政府の……(議場騷然)致したいと思ひます此法律を以て廢止しましても……之が爲に一年現役……(發言者多く議場騷然)之を廢止することは之を……(議場騷然)認めるのであります、(議場騷然)此故に……(議場騷然)廢止すること相當かと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に願ひます。

〔議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　松田源治君。

〔松田源治君登壇〕

○松田源治君　私は議場が斯る混亂に陷つたことを遺憾とする者であります(議場騷然)是は總理大臣に向つて牧野君が質問をして居るに拘らず、總理大臣は……

〔發言者多く議場騷然〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に。

○松田源治君(續)　發言をせず、文部大臣が發言したのに全く歸するのであります、本來の責任は總理大臣と文部大臣に在りと云ふことを斷言するのであります(拍手)總理大臣が出席して居る以上は、牧野君が總理大臣に向つて答辯を要求して居るのでありますから、總理大臣は速に當壇上に立つて答辯を與へられゝば此混亂は救はれるのであります、仍て總理大臣は速に牧野君の質問に答へられんことを望む者であります。

○高見之通君　議事の進行に付て發言を求めます。

○議長(粕谷義三君)　重ねて議事の進行に付て發言を求められて居ります、成田榮信君。

〔成田榮信君登壇〕

○成田榮信君　唯今議場は非常に混亂致しました、洵に遺憾千萬な譯でございます、何故此混亂を來したかと申しまするならば、此問題に付て牧野君が豫め總理大臣に問うて居るのでございます、總理大臣に問うたに拘らず、總理大臣は此處に居ながら此答辯をしないと云ふことは、是は甚だ國家に對して――國務に對して不忠實なる所以であらうと思ふのであります(拍手起る)御互に和衷協同してやれと云ふ攝政宮殿下の御朗讀遊ばされたる御詔勅に於ても明な事でございます(拍手)吾々は此精神を以て、國事に十分なる誠意を以て盡さうと思つて居るに拘らず、總理大臣は此處に居ながら答辯しないと云ふことは、如何にも國家に不忠實なことでございます少しも立憲大臣の資格は無いと言うても宜しいのであります、吾々は寧ろ斯樣な大臣を戴くことを國家の恥辱と考へるのであります、吾々は出來る限り和衷協同を致して、其實を盡して以て此國運の進展を圖り政務の圓滑を圖る積りであります、所で總理大臣は其誠意が無いと云ふことでは、吾々は中止せなくてはいけなくなる、何とか總理大臣は此處に再び御立ちになつてから十分なる御答辯あらんことを希望致します。

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君　本員は唯今議題となりましたる法律案に付きまして、總理大臣の所見を伺はんと欲しましたが、此問題に對して總理大臣は御答辯がございませぬ、斯る問題に對して御答辯を不然となさる程に良心がまだ麻痺して居ないと云ふことを認めることの出來るのをせめてもの慰めと致します(拍手)唯、此上は、其良心が眞に現はれて、自ら更に進んで此法律案を撤回せられ、而して裕かならざる小學校教育に從事して居られる人々の爲に、願くは現行法律が要求する所の支出を繼續せられんことを希望せざるを得ないのでございます(拍手)更に文部大臣に私より答辯の機會を差上げたいと存じます、文部大臣は、本員の質問に對し、總理大臣が御答になることの出來ないと云ふ御心事を、如何に解されまするか、先づ第一點に於て此事を御問したいと思ふのであります、而して第二には文部大臣は此一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法なるものと、及之に依つて支出せられる一百萬圓の金と云ふものが、是が今日連綿として支出せられて來るに至りました沿革は、よもや御忘れにはなつて居まいと思ひます、さうして寺内内閣の當時貴下は同じく文部の椅子に居られまする際に於て、小學教員の六週間現役と云ふものを一年に延長して、其法律案を貴下自らが此議會に御提案になりました、其時に議院が之を承認通過致しまする際に於て、國家が特に小學校教員優遇の實を擧げる爲め、更に其間に於て家族生活の不安に襲はれると云ふことの無い爲に、特に現役として服役せらるゝ間に於ける俸給は、國家に於て支辨するの案を立てよと云ふ希望條件に依つて之を出されたるものと本員は了解致して居ります、然るに貴下は今や再び文部大臣の重責に當られ、輿論である所の義務教育費國庫負擔增額、其要求をする國民の爲に解決することが出來ず、又小學校教員優遇の實

を舉ぐべき何等の成案も此壇上に持ち來ることが出來ずして、却て現在の小學校教員を優遇する爲に置かれて居る所の法律案を廢止せんとするが如き其法律廢止の說明に平然として此壇上に立たれる所の其御心事が私解釋することが出來ませぬ、況や此問題に對して本員が總理大臣に質問をして、總理大臣は良心の發動に依つて此處に出て御返答が出來ない、然るに貴下は平然として此處に立つて、貴下に對する質問は更めて本員之を爲すからして、總理大臣の分に對して貴下は答辯なさる必要なしと言ふに拘らず平然として此處に立つて此議場の混亂の原因を爲したる事を何と御解釋になるか（拍手起る）此點に付て私は貴下の淘に無責任なる態度を責めざるを得ぬのであります、貴下は果して之に對して如何の所見を持つて居られるか、それを御聞したい、殊に第二に申上げたい、岡田文部大臣、最近毎日の新聞が、市町村に於ける敎育者の俸給を拂ふことが出來ないものゝ多いと云ふことを日々傳へて居る、現に昨晩の夕刊、時事新報の夕刊も亦更に此悲むべき事實を傳へて居ることを、よもや御不承知と云ふことはあるまいと思ひまする、のみならず昨日憲政會の樋口君が豫算委員會に於て貴下に質問した、思想問題に對して質問した時に、貴下は思想善導の根本問題は小學敎員の思想を堅實ならしめなければならぬ、之に就ては優遇の途を講じなければならぬと云ふことを明言致して居るではないか、其明言を致して翌日の今日に於て、斯る案を平然として玆に說明すると云ふことは何たる御心事であるか、本員淘に之を遺憾とする、其御心事に對し十分に玆に說明をされて、驚くは本員の不安の念を一掃せられんことを希望致します（拍手）

○議長（柏谷讓三君）　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君）　牧野君より色々御質問がありましたが、少々根據が間違つて居るのでありますから、其點を私は先づ申上げたい（「高聲に願ひます」と呼ぶ者あり）私は先刻此法案を說明致しますときに極めて簡單に申上げたのであります、簡單に申上げましたるが故に牧野君の質問が起つたのであるかと申すと牧野君の質問は私の說明を致す前に通告になつて居つたと云ふことでありますから、私の說明が不完全なる爲に此質問が起つたのでないと云ふことは明な事である（拍手）牧野君は今回の此負擔法廢止法律に依りまして、國庫の支出金が百萬圓減少する、此百萬圓減少したものはどうなるのであるか市町村の負擔になるのであるかどうであるかと云ふことが、先づ第一御疑念のやうでありました是は市町村の負擔にはならぬのであります（拍手）此事は明に申上げて置きます（「誰の負擔だ」「敎育泣かせだ」と呼ぶ者あり議場騷然）そこで是は誰が師範學校卒業生は豊富するから、斯の如く改めたと明言せられました、然らば如何なる方法を以て其事實を確められましたか委員會に於て其材料を十分に提供せられんことを望みます（拍手）日程第八、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します——作間耕逸君。

第八　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は日程第三委員と同一委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、是より國務大臣の演說に對する質疑を續行致します、通告順に依つて發言を許します、東幸治君。

一　國務大臣の演說に對する質疑（前會の續）

〔東幸治君登壇〕

○東幸治君　私は對露對支並に之に關聯する問題に對しまして總理大臣、外務大臣、及陸海軍大臣に對して御答辯を御願致します、豫め御願して置きますが私は外交の門外漢でございまして、此點に付きましては後進の爲に腹切丁寧なる御答辯を御願して置く次第であります、世界の外交史に其類例を見ることの無い程の、長い月日を要しつゝあつた所の日露交涉が兩國全權の非常なる忍耐と努力と、さうして我が日本政府の大なる所の犧牲とに依つて、此日露の國交が恢復されたと云ふことは喜ぶべき事でございませう、特に地理的關係、新しき國際的環境の上に立ちまして匪に承認された所の支那國と共に、日、露、支三國の國民が極東の平和の基礎を確立する爲に、相提攜し相結合することがございましたならば、此日露國交の恢復に依つて得る所亦大なりと信ずるのであります、併ながら唯々此日露の國交の恢復したと云ふこと、其事に付ては斯の如く信ずるのでございまするが、唯々若し我が政府が日露國交の恢復のみを目的と致しましたならば、日露の國交は匪に斯る所の釀を北京の衝頭に曝さずとも疾に兩國の國交は恢復を致して居つたと思ふのであります、若し又我が政府が國交の恢復と利權の獲得を目的と致したものでございましたならば、現に何等の犧牲を拂はず、何等の保障占領の如き背景を有せざる所の弊來利加の如きは、「シンクレア」會社の一番頭の手に依つて、我が日本が今回得たる所の利權よりも尚は有力なる利權を得て居るのであります、若し日露交涉の成立致しましたことを、現內閣の一大成功であるが如くに吹聽する者がございましたならば、それは我が國民に對して窓に不誠切なるものであると私は思ふのであります（「のう〳〵」「ひや〳〵」）若しも「のう〳〵」「ひや〳〵」と仰せになるならば、八月四日現內閣が芳澤公使を通じて露西亞全權に提出致された所の我が政府の交涉原案なるものが、如何なるものであるかと云ふことを承知しなければなりませぬ、現內閣の外交は芳澤公使をして政黨內閣、官僚內閣よりも、より甚しき所の祕密外交であると言はれて居ります、斯る祕密外交の下に行はれる日露交涉は、善々國民は唯々纔にして其內容の一部分を承知したのみであります、私は玆に我が政府が八月四日、最初にして最後の提案なりとして、露國全權に提出したる所の政府の原案がございますからして、之を玆に朗讀致しまして諸君の參考に資し同時に此議會を通じて國民批判の資料に供したいと思ふのであります、提案は左の四つより成つて居るのであります、一、日露國交恢復に關する基本協約七箇條、二、通牒尾港事件に關するもの一、三、議定書A四箇條、四、議定書B十箇條基本協約七箇條の要點一基本協約の効力發生と同時に日本、露國は大使館及領事館の事務を再開して國

交を恢復す、二、「ポーツマウス」條約は之を存續し、其他の條約は追て適宜改訂或は廢棄す、三、漁業條約は之を改訂す、四、通商條約を締結して相互人民の生命財產の保護居住商業旅行及航行の自由を保障す、五、對手國の治安を紊亂するが如き宣傳及運動を相互に禁止す、六、政府及個人の債權問題は之を他日の協定に讓る、七、基本協約は日露兩國の批准を待つて直に効力を發生す、通牒の要點、勞農露國政府は尼港事件の發生に關し日本政府に對し最も深甚なる遺憾の意を表明す、議定書A四箇條の要點一基本協約の効力發生と同時に日露兩國は領事館其他の官有財產に變更を生ずるの必要ある場合には之に相當有財產に變更を生ずるの必要ある場合には之に相當する土地建物其他の財產を交付す、三、基本協約の効力發生後（日本側は二個月乃至一個月半の豫定と解す）月以內に北樺太より日本軍を撤退す、四、日露兩國は互讓の精神に基き經濟的提携の爲に協力すべし、是が爲め勞農露國は日本に對し勞農露國領土全部殊に北樺太及東部西伯利に於ける天然的資源開發の權利を試與する事に同意す議定書（B）十箇條要點一、樺太の日露國境より殆と同島の北端に至る東部沿岸其奧行三十露里の地域に於ける石油採掘權を向ふ五十五箇年間日本政府に譲渡すべし、二、樺太の日露國境より殆と同島の北端に到る西部沿岸其奧行二十露里の地域に於ける石炭採掘權を向ふ五十五箇年間日本政府に譲渡すべし、三、日本政府は右產出物を自由に處分することを得る、四、日本政府は右產出高の五分を露國政府に納付すべし、五、勞働者の使用に關しては勞農政府の法規に依つて拘束せらるゝことなし、六、事業の經營に必要なる人員の屬僚に關し露國の容喙を許さず、七、沿岸及河川を日本船舶は自由に航行することを得る、八、採掘に必要なる森林の伐採機道の敷設港灣の建設を許す、九採掘に必要なる物件に對しては輸入稅其他の課役を免除す、十、日本政府は右採掘權を法人に譲渡することを得一若し私の唯今朗讀しました所の內容要旨に付きまして相違の點がございましたならば、外務大臣より御訂正を御願致します、政府の此原案は諜君御承知の如く、支那動亂の兆ありしに拘らず、我が芳澤公使を彼の北京に於ける重任を抛棄せしめて歸朝を命じ、而も政府に於て提案が出來ませぬが爲に、更に公使をして樺太に出張せしめ、五十日餘を費して政府の智囊を煩わて漸く出來上つた所の案であります、露國全權が「卓」を叩く毎に一步々々讓り步を以て尼港事件を採殺し去らんとして居るではないか（拍手）私共は當時を憤ふ時、幾百の我が英靈に對し、淘に冒瀆なく謗に堪へないのであります、私は先づ此事件に付て加藤閣下に御尋を申上げます、加藤子爵は大正九年六月二十七日憲政會の大會の席上に於て、惨殺され同胞の英靈並に遺族に對して、精神上は固より、物質の賠償とを得せしめざるべからずと申されて居ります、第四十六議會に於きましては自ら此の增上に立つて——貴族院の增上に立たれまして、さうして斯樣な質問を致されて居る、「唯々單に主義に於て御尋致します、其主義も色々ございませうが、少なくも其中の主なるものは、第一に國家が其多數の國民を失うたる悲惨事に對し、道義的補償を得ることであります、第二には損害者、多數の遺族を扶助するに就て、精神的及經濟的補償を得ることがあるかと考へます、少なくも此二つは其の中に於いて最も重要なるもので、言葉を換へて言へば、實に骨子となるべきものであらうかと信じます、併し是は位の要求を爲すに何の異兆の必要があらうか」と仰せになつて居るのであります、流石に加藤子爵でございまして、私は加藤子爵の其主義及主張に對して共に同感を表する者でございます、故に若し加藤子爵にして其言に有て居ましたならば、唯今其網好の地位と絕好の國會に於て、之を要求されなければならぬ所の責任があるだらうと私は思ふのであります、（拍手）然るに政府最初の原案には由て以て人を實めたる所の自分の所信は之を抽象に止まり、而も自ら進んで新聞紙上の取消文又は此尼港事件の全部、而も自分が主張し、時の總理大臣に質問された所のものゝほゞ忘れられたるが如く、此原案の中に何等掉ひ所なき擔ひ如何なる譯でございますか（拍手）主義上の骨子と自ら信じ、他に求められた所の、尼港事件に關する所の經濟的補償は如何に爲されたのでございますか（拍手）憲政會の大會に於いては時の世論に鑑み、之に御世辭を並べ、第四十六議會に於ては自ら進きなり人に求めて、さうして心にもなき質問をおやりになつたのでありますかどうか、それとも此樺太の石油利權の如き、

又三案の御審議に際しまして、政府の最初の要求の中には、一般會計豫算の外に、臨時軍事費特別會計豫算、及び樺太鐵道會計豫算の三案が含まれて居つたのであります、其の中臨時軍事費特別會計豫算は、既に貴衆兩院の協賛を經まして、昨年の十二月に公布を見たのであります、樺太鐵道會計豫算は、貴族院に於きましては、既に第一讀會を經過いたしまして、目下衆議院に於て審議中であります、殘りまする一般會計豫算は、本日貴族院に於て第一讀會を經過いたしまして、目下衆議院に於て審議中であります、此三案は、何れも帝國の國防上、又は國利民福の增進上、極めて重要なる關係を有する豫算案でありまして、政府は此三案の速かなる成立を期待いたして居るのであります、

○國務大臣（寺内正毅君）　議長、

○議長（柏爺爺三君）　寺内國務大臣、

○國務大臣（寺内正毅君）　唯今議題となりました、一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算、樺太鐵道會計豫算の三案に對しまして、政府の希望を述べまして、貴族院の御協賛を仰ぎたいと存じます、

○議長（柏爺爺三君）　原敬君、

○原敬君　私は政友會を代表いたしまして、唯今議題となりました、一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算、樺太鐵道會計豫算の三案に對しまして、少しく質問をいたしたいと存じます、

○國務大臣（寺内正毅君）　唯今の御質問中、一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算に關しまする御質問に對しましては、私より御答を申上げまして、樺太鐵道會計豫算に關しまする御質問に對しましては、鐵道院總裁より御答を申上げることに致したいと存じます、

○原敬君　一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算に關しまして、政府の御希望を述べられまして、貴族院の御協賛を仰ぎたいと云ふ御趣意でありまするが、私は此兩豫算案に對しまして、政府の希望を述べられまする前に、政府に對しまして、少しく質問をいたしたいと存じまするが、其の質問をいたしまする前に、一言政府に希望を述べて置きたいと思ふのであります、

○國務大臣（寺内正毅君）　原君、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、成るべく節約を旨として、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしまするの外ありませぬ、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

又三案の御審議に際しまして、政府の最初の要求の中には、一般會計豫算の外に、臨時軍事費特別會計豫算、及び樺太鐵道會計豫算の三案が含まれて居つたのであります、其の中臨時軍事費特別會計豫算は、既に貴衆兩院の協賛を經まして、昨年の十二月に公布を見たのであります、樺太鐵道會計豫算は、貴族院に於きましては、既に第一讀會を經過いたしまして、目下衆議院に於て審議中であります、殘りまする一般會計豫算は、本日貴族院に於て第一讀會を經過いたしまして、目下衆議院に於て審議中であります、此三案は、何れも帝國の國防上、又は國利民福の增進上、極めて重要なる關係を有する豫算案でありまして、政府は此三案の速かなる成立を期待いたして居るのであります、

○國務大臣（寺内正毅君）　議長、

○議長（柏爺爺三君）　寺内國務大臣、

○國務大臣（寺内正毅君）　唯今議題となりました、一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算、樺太鐵道會計豫算の三案に對しまして、政府の希望を述べまして、貴族院の御協賛を仰ぎたいと存じます、

○議長（柏爺爺三君）　原敬君、

○原敬君　私は政友會を代表いたしまして、唯今議題となりました、一般會計豫算、臨時軍事費特別會計豫算、樺太鐵道會計豫算の三案に對しまして、少しく質問をいたしたいと存じまするが、私は此兩豫算案に對しまして、政府の希望を述べられまする前に、政府に對しまして、少しく質問をいたしたいと存じまするが、其の質問をいたしまする前に、一言政府に希望を述べて置きたいと思ふのであります、

○國務大臣（寺内正毅君）　原君、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

○原敬君　政府は今度の豫算案を提出いたしまするに當りまして、出來得る限り、經濟の主義に從ひまして、豫算を編成いたしたのであります、殊に一般會計豫算に於きましては、經費の膨脹を防ぐ爲めに、特に注意を加へまして、經費の增加を抑制いたしたのであります、又臨時軍事費特別會計豫算に於きましても、軍事費の性質上、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、樺太鐵道會計豫算に於きましても、經濟の主義を以て、豫算を編成いたしたのであります、

に驚いたのである、加藤首相は恩赦令なるものを御存じなくして、唯々出鱈目な事を此演壇に於て申したのであります、而して其非たるや綱紀肅正の重大なる問題に附隨して居るのであります、此恩赦令―恩赦令にも色々な恩赦令があるのであります、湯淺某君の懲戒免官を免除せられた所のものは、彼の懲戒令なるものに依つて懲戒免官に同君が處せられたのであつて、それが二年間、即ち二年間と云ふものは官に就くことが出來ないと云ふことの規定があるのを、恩赦令に依つて其二年間官に就くことが出來ないと云ふ事を御取消になつたゞけである、御免除になつたゞけである湯淺君が懲戒免官を爲されたる事實並に文官高等懲戒令に依つて懲戒委員會の判決に依つて大逆罪の事に座して斯の如き職務怠慢のあつたと云ふ事實其ものに付ては決して御赦免を受けて居ないのであります、斯の如き出發點に於て既に誤つたる答辯を爲して、湯淺某なる者は全然責任を免除せられたものであると云ふやうな答辯を爲すに至つては、一體加藤首相は官吏の進退に對する重大なる任務を持つて居るにも拘らず、斯の如き觀念なくして、而して湯淺某なる者を任用致した點であります、私は綱紀肅正の問題に付ては……

○議長（粕谷義三君） 原君、注意致します。

○原夫次郎君（續） 私は茲に加藤首相の答辯の至らざる點に付て、事例を示して注意を促すのである、綱紀肅正の問題に付て一議員の質問に對して、斯の如き出鱈目なる答辯を爲して、而して是で以て現內閣が綱紀肅正を爲すものであると云ふことを高唱するに至つては、吾々沙汰の限りであると考へて居るのであります（拍手）加藤首相は常に綱紀肅正の根本の出發點は、即ち道德に在ると云ふことを主張し而して一般の綱紀肅正は官紀の肅正から及ばなければならぬと云ふことを言つて居るのである、又行政整理の方面を考へても、既に此壇上に於ても、今日以後政府に於ては事務簡捷の點に於て、大に研究調査を遂げんと致して居るのであると、斯う云ふことを言うて居らるる、然るに拘らず加藤首相の答辯其ものが、一旦出鱈目な事を言うて之を取消し、取消をしたる所の答辯が更に大なる間違を來して居る、是等に依つて事務の簡捷を爲すと云ふ頭それ自身を疑はざるを得ない、同時に又首相の如き考を以て綱紀肅正を爲さんとすると云ふことは、洵に吾々は大なる疑を持つて居るのである、故に加藤首相は率直に分らざる事は分らざると爲し、分つた風を爲してはいかぬのである、成程加藤首相は外交の問題に付ては堪能な人であると世間も許し、本人も許して居るのでありませう、此質問に對しては常に此演壇に立つて答辯をすることを否まないのであるが、事柄に依りましては常に答辯を避けて、而して其答辯が喧嘩の腰に非ずんば答辯を爲さないやうな態度を執る點であります、斯の如くにして吾々議場で議事を進行し、又國務大臣の言に鑑みて施政の方針を窺ひ知ると云ふことは出來ないのである、何として此國民に對して吾々の義務を盡すことが出來るのでありませうか、既に開院式の當日に於きましても畏多くも御詔勅に依りまして、愼重審議和衷協贊の實を竭すべしと云ふことを宣つて居るのである、吾吾は常に此議會に於ては國務大臣の答辯を以て國政を窺ひ知るのである、加藤首相は與黨三派諸君の總理である、憲政會の總裁である、此人に於て議場に立つて唯々沐猴が冠して居るやうな態度を執られて何の質問に對して答をしないと云ふことは如何なる事でありませうか（拍手）先程の教育の問題に付て答辯を爲さない、其爲に議場が斯の如き混亂を致したのではないか（拍手）斯の如き總理大臣が唯々位に留つて居つてさうして何の爲に此席に著いて居るのであるか、要するに私の希望せんとする所は、與黨三派諸君から具さに加藤首相に對して此點を勸告せられ、而して議長から更に加藤首相に對して十分なる答辯を爲すやうに御勸告にならなければ、國政の審議を進めると云ふことはむづかしいのであります、私は常に質問應答を傾聽致して居るのであります、何として此答辯振に對しては默視することは出來ないのでありますから、玆に議事進行に付て御注意申す所以であります（拍手）

○議長（粕谷義三君） 東鄉實君。

〔東鄉實君登壇〕

○東鄉實君 一國の政治は國民の實生活に觸れたる問題に重きを置くべきことは申上げるまでもありませぬ此意味に於きまして今日の疲弊せる農村を振興し、困憊せる農民を救濟し、以て國家興隆の基礎を鞏固にすると云ふことは、現時の政局に於きまして最も重大なる問題の一なりと信じます、是に於てか私は農村の振興に關し、最も熱心なる各派の諸君と共に、眞面目に現內閣總理大臣始め關係各大臣に質疑を致したいと思ひます、農村振興の問題は今や議論の時代を過ぎて、實行の時代であります、故に吾吾は現內閣の組織されたる當初の特別議會に於きまして、現內閣に大に期待致して居つたのでありましたが、不幸にして吾々の期待は裏切られた、何等見るべきものがなかつたのであります、そこで吾々は從來本院に於きまして度々言議されたる色々の項目と同時に、從來未だ舉げられなかつた所の農村振興上の根本問題たる農業經營の改善、並に農村教育の改善、此根本的二大問題を附加へて、本院に於て建議致したのであります、不幸にして吾々の建議案は與黨諸君の多數に依りまして葬られた、又吾々の提出致した所の與黨三派の御提出になりました建議案に對する修正案も、葬り去られたのであります、是に於きまして吾々は已むを得ず次善を執る爲に與黨三派より御提出になりました建議案に贊成致しまして、彼の建議案は滿場一致を以て本院に於て可決されたことは御承知の通りであります、吾々は尙は進んで此四十九議會に於きまして、滿場一致を以て可決せられました農村振興に關する建議案の中の、せめて一部分でも大正十四年度から實施を願ひたいと云ふ考を以ちまして、各派より組織された所の農政研究會の幹事會を八月の二十日に開きまして、此會に於きまして吾々は農務省の獨立、米穀法の改正、米穀並に小麥の關稅定率法の改正、義務教育費の國庫負擔の增額、此四つの項目を以て大正十四年度より實施されたと云ふことを決議致しまして、翌二十一日に總理大臣、大藏大臣、並に農商務大臣を訪問して、さうして吾々は懇談致したのであります、付ては此議會に於きまして、是等の問題に對して大に吾々は期待して居つたのでありまするが、再び吾々の期待を裏切られたのであります、私は是等の問題に付て質問を試みたいと思ふのであります、第一は義務教育費の國庫負擔に對する大正十四年度よりの增額の問題でありまするが、此問題は過る二十三日の施設方針の演說に於て明になりました、故に吾吾は茲に新しく質問を申上げるまでもありませぬ、尙は我黨と致しましては、別に此問題に對して法律案を提出致して居りまするが故に、其場合に於て論議されることゝ思ひます、唯々此機會に於きまして一言申上げて見たいことは、此十四年度より義務教育費の國庫負擔額を增加したいと云ふことは、是は六千萬國民の一同唱和する所の輿論であります（拍手）我國に憲政政治布かれて以來何十年未だ國論の斯の如く一致した所の問題は無いと私は信ずるのであります（拍手）然るに現內閣は斯の如く國民を土臺と致して喚出でた所の輿論の花を無殘にも土足に掛けて、曾の徒に之を蹂躪し去らんとして居るのであります（ノウノウ）而して斯の如きは護憲を標榜とし、輿論政治を主張して居る現內閣の面目を自ら蹂躪するものなりと私は信じます、（拍手）此政府の計畫に聽從されたる所の與黨三派の諸君は、靜に諸君の過去に於ける主張並に國民に與する公約を考へられたならば、さうして諸君の良心に問はれたならば、暗夜夢寐にも憚らざるものがあると私は存じます（拍手）米穀法の改正及米穀並に小麥の關稅定率の改正の問題は過る豫算委員會に於きまして横山君の御質問に對して農商務大臣の御答辯に於て、稍御方針の一端を伺ひましたから、私は此處に於ては省略致します、次には農林省の問題に付て農商務大臣に質問を致したいと思ふのでありますが、前內閣が農務省の獨立を計畫致したのを現內閣は之を抛棄した、而して過る特別議會に於て、其抛棄したる理由と致しまして、農商務大臣は現在の農商務省を縱に割つたゞけでは何にもならぬと云ふ理由の下に之を抛棄したと云ふ御話であります、尙は吾々は進んで先程申しましたやうに、昨年の八月の二十一日に農政研究會の幹事が相列つて農商務大臣を大臣の公室に訪問した、さうして先程申した四箇條に付て懇談を致した場合に、高橋農商務大臣は吾々の御目に掛けた所の案を見て、斯の如き不完全な農林省が何んになる、私が考へて居る所の私案よりは遙に不完全なものではないかと斯う言はれた、私は申上げます、吾々は農政研究會を代表して農商務大臣を訪問致して、農商務大臣は大臣室に於て公の應對をせられたのであります、でありますから茲に其時の話を申上げて差支ないと思ひます、農商務大臣は曰く——吾々の案は單に農商務省を縱に割つたゞけではなく、可なり色々の問題を包含したのであつたにも拘らず、尙は高橋農商務大臣は吾々の案を見て此案には內務省の所管になつて居る所の治水の事業と云ふものを其儘にして居るではないか此重大なる治水事業を其儘にして農林省が獨立しても何にもならな

い又文部省の所管に屬して居る所の氣象臺に關するものを其儘にして何になる、學問上の氣象の問題は文部省の所管でも宜いが、氣象臺並に測候所の實際の恩典を蒙るものは農民並に漁民である、故に是も農林省に持つて來なければならぬ」其他色々の御話がありました、吾々は此農商務大臣の御話を承つて實は大に期待して居つた、所が今回現れました所の農林省其物は、現在の農商務省を縱に割つたものであつて、前內閣の計畫したる所の農務省と殆ど變りはない、內容に於ては寧ろ局課の數を減らした所の貧弱なるものと私は信じます、要するに一年前に計畫された所の農務省が、今日一年後に於て初めて現れたのであつて、一年間此重要なる農村振興上の問題と云ふものが、等閑に付せられたと云ふことの、もう一つは農務省と云ふ日本らしい名前が、農林省と云ふ支那にでもありさうな役所の名前に變つた以外には何等ないのであります、而して、高橋農商務大臣は、過る日の松田源治君の質問に對して、此演壇から農務省は農業と云ふものが大に重きを爲すと云ふ意味に於て分割されたのである、各省の事務の統一の如きは何もしたのではない、さう云ふものはぼつ／＼やれば宜いのだと言はれたのでありまするが、僅か五箇月や四箇月にして、斯の如く農商務大臣の此問題に對する御言葉が相違すると云ふことは私共は解し兼ねる、變說改論亦甚しと謂はなければなりませぬ、吾々は君子は豹變すると云ふことがありますけれども、豹變する君子よりは農業の實際から鑑みまして、鈍重でも言責を重んずる所の堂々たる政治家を、農政の首腦者たる國務大臣に得たいと思ふのであります、そこで私は農商務大臣に御尋します、農商務大臣は御見えになりませぬが、農務當局が來られて居りませう、是は農商務大臣自ら御答を願はなければならぬのであります、故に農商務大臣に御傳へを願ひたい、農商務大臣は斯の如く吾々に過る八月に御言明になつたのでありまするが、あの御言明を御取消になつたのでありますか、變說改論せられたのでありますか、又閣議に御提出になりました農林省の最初の原案と云ふものは、農相が斯の如く御主張になつたやうに、完全な事務の統一されたものでありましたか否や、若しさうであつたに拘らず、今日のやうなものになつて現れたと云ふことに付て御贊成になつた理由如何、又今日のやうな農林省で、此重大なる問題が解決されることゝ御信じになるや否や、是等は明瞭に、達辯の御問答のやうな吾々凡人に分らぬやうな御答辯でなく、吾々凡人にも諒解の出來るやうな、國務大臣らしい明晰なる御答辯を願つて置きます、其次は農村振興に關する現政府の御計畫でありますが、現內閣は貨幣鑄造益金の中から二百五十萬圓を農村振興の經費に投じた、而して農村振興に付て新しい御計畫が成つたと仰せられます、過日御配付になりました豫算書を見ても其通りであります、農村振興費に關する全體の豫算は二百九十八萬圓ありますが、其中の獎勵費として二百五十萬圓が計上されて居ります、是は申上げるまでもなく、此獎勵費と云ふのは現政府が盛に仰しやる所の農村振興に關する御計畫なりと思ひますが、此二百五十萬圓の獎勵費と云ふものを調べて見ますと、九つの項目があります、此九つの項目の中で、新しく現內閣に於て御計畫になつた項目が五つありますが、此五つが主として間接直接に、農業經營の改善に關する經費であります、此意味に於きましては、我黨が過る特別議會に於きまして提出致しました所の農村振興に關する建議案の中、經營に關する改善、此主張と御共鳴になつたことゝ思ひます、所が此二百五十萬圓の內四十六萬一千圓と云ふものは、是は前年度に於て御計畫されて居る額である、所謂產業獎勵費の內に計上された額でありますから、之を引きますと、本年の新しく增加した所のものは二百十二萬圓に過ぎませぬ、又此二百十二萬圓の內で八十餘萬圓と云ふものは、從來あつた費目の中に增加したゞけの問題でありまして、全然新しく御計上になつた新事業と云ふものは百十餘萬圓に過ぎませぬ、此百十餘萬圓の內には漁業の共同經營施設獎勵費三十萬圓が含まれて居りますから、是は正確な意味に於て農村とは區別した方が宜からうと思ひますが、之を差引きますと僅に八十餘萬圓と云ふものが、現內閣が新しく御計畫になりました農村振興に關する費用であります、吾々は三百五十萬圓其物も甚だ輕微なものであつて、斯の如き輕少な費用で農村振興が出來得べきものとは思はないのである、能く調べて見れば、僅に八十餘萬圓しか現內閣に於ては、新しく御計畫になつて居ないのであります、高橋農商務大臣は過る特別議會に於きまして、前內閣が計畫しました自作農創定を打切りになつた其理由は僅に二百萬圓位を以てやつた所が、二階から目藥のやうなものである、何の役にも立たぬから打切るのであると言はれましたが、現內閣は自作農創定と云ふ一項目でなく、所謂九つの項目に對して僅に二百五十萬圓を御投じになるのであります、まるで五合か一升の粟粒を太平洋に振廻いたやうなもので、何等の私は效果は無いものと信ずるのであります、高橋農相の言葉を藉りて言へば、二階から目藥であらうと思ふ、否二階から目藥どころではありませぬ、私は三階から目藥だけの利目も無いと思ひます、そこで私は農商務大臣に伺ひますが、斯の如き僅な經費を以て此重大なる農村振興の問題を解決し得ると御考になりますかどうか、それを御伺致します、次は自作農創定の問題であります、私は此問題に付ては茲に質問しない積りでありましたが、豫算委員會に於て松山君の質問に對し、農商務大臣の御答辯を拜聽致しますと、自作農創定の如き事は、自然に放任すれば宜しいと云ふやうな御意見であつたやうに思ひます、自然に放任して置けば其內大地主が土地を賣るやうになるであらう、小作人が土地を買ふやうになるであらう、斯う云ふ問題に低利資金を融通すると云ふことは、しなくとも宜しいと云ふやうな意見のやうに私は承つたのであります、私は敢て外國の例を引く必要はないと思ひますけれども、世界何れの國に於て、自作農創定問題が自由に放任されて達成された例がありますか、此大問題は英吉利に於ても、獨逸に於ても、佛蘭西に於ても、露西亞に於ても、丁抹、瑞典、諾威、或は羅馬尼、其他色々の國で非常な熱心なる計畫を政府がやつて居るのであります、而して政府は莫大なる經費を之に投じて、さうして此自作農創定に付ては力尙ほ及ばざるの感があるのであります、一例を申しますれば彼の自作農の最も多い丁抹、約農家の九十「パーセント」を占めて居る自作農を有する丁抹、其國の小農地方に於きまして、政府は殆ど百年に近い永い年限の濟崩しの法に依つて、安い金を融通して居るのであります、而も其利子たるや公債の利子よりも少し安い、政府は損をして居るのであるが、而も少し位の金利の損は自作農と云ふ此有益な農業經營に依つて、遙に國家は之を補ひ得て居るのであります私は我が日本に於ては外國に於けるよりも、尙ほ自作農創定に付ては困難な色々の事情があると信ずるのでありますが、高橋農商務大臣が自由に放任して差支ないと御考になつたと云ふことは、何か特に日本に於ては自由放任にして置いても、立派にやつて行けると云ふ特殊の事情があると御考になつたのでありますか、此點を御伺致したいのであります、私は昨年の農村振興の建議案の特別委員會に於て、此問題を農務當局に御尋して居る、前內閣の計畫を現內閣に於て御抛棄になつた理由は、單に二階から目藥であると云ふやうな意味でありますか、それとも此重大なる問題は方法其ものにも缺點があると云ふ意味に於て御止めになつたのであるかどうかと云ふことを尋ねました所が、三土次官は其通りであると云ふ意味の答があつた、して見れば其後御研究になつて、さうして過日農商務大臣が言はれたやうな方針に御決めになつたとすれば、現內閣は此問題に付ては、既に斯の如き確乎たる御方針を御決定になつたのであるか、之を承りたいのであります、私は先程も申しましたやうに、農村振興の根本の問題は、農業經營の改善、及農村教育の改善に在ると思ふのであります、從來屢に論ぜられ、又或る程度に於て實現されて居る所の農村振興の方法手段は、所謂局部的方法であつて、まだ此農村疲弊の病源を根治する根本問題に付ては甚だ遺憾な點があると信ずるのであります、我國は世界に於て殆ど類例の無いやうな小農の國であります、一戶當りの經營面積が一町一段歩である、歐羅巴に於て小農國と言はれて居る丁抹は尙ほ十二三町歩あるのでありますが、是等に比較して殆ど比較にならぬ程度の小農國たる我が日本は、經濟上獨立の職業として十分なることの出來ないやうな、憐れな狀態に經營狀態が在るのであります、故に今日の急務は此小さな耕作地面積を擴大して、さうして經濟上算盤の採れるやうな程度の農業にして行くと云ふことでなければならぬのでありますが、此問題を解決致しまするには、或は過剩人口を海外に移植するとか、色々の方法がありますけれども、最も日本の農業の今日に適切なる所の經營方法は共同經營であると思ふのであります、此意味に於きまして、私は現內閣が此度農村振興の費用の中に計上されたる其項目の趣旨には贊成を表する一人であります、斯くて共同經營に依つて日本の農業經營を合理的ならしめ、科學的經營方法を遺憾なく取入れて行くと云ふことに於て、初めて我が日本の

農業と云ふものが採算上利益のある程度に進み得ると信ずるのであります、此共同經營の方法は併ながら單に政府が法律や規則を以て之に御勸めになつた所で、或は僅ばかりの奬勵費、補助金を御交付になつて見た所で、農民自體が自覺して此點に到達するに非ずんば、到底私は益は無いと思ひます、此度十四年度の豫算に御計上になつたやうな僅な共同經營奬勵費の如きを以ては燒石に水、何等の効果の無いものと私は信ずるのであります、私は共同經營の根本は、更に一歩進んで農民自體の自覺に俟たなければならぬと思ふのでありまして、此點に於て農務當局は如何なる御考を持つて居らるゝか承りたいのであります、更に農村教育の問題でありますが、私は我國の今日の教育制度の缺陷は餘りに形式を重んじ而して精神を輕んずる點であらうと思ひます、餘りに知識の注入に偏して、人格の淘冶を輕んずる所の缺點ありと信ずるのであります、而して餘りに劃一主義であると思ふのであります、今日都會に於ける小學教育も、農村に於ける小學教育も殆ど變化がない、教科書に於て、其他教授法の方針に於て、專ら都會を主とした所の教育が、遠慮會釋もなく農村まで侵入して居ると云ふことは、今日の農村を疲弊せしむるに至つた根本の原因の一つなりと私は信ずるのであります、斯の如き都會本位の教育が、農村に於て無遠慮に行はれ、而して農家の經營其ものが經濟上引合はないと云ふ場合に於きまして、農村の教育ある青年が農村を棄てゝ都會に趨ると云ふことは是は勢の當然の事であると私は信ずるのであります更に紡績若くは製絲工業の發達と共に、農村の若き婦人が盛に是等工場に趨り、其結果或は肉體上に於きまして、或は精神上に於きまして、洵に悲むべき狀態に陷つて、さうして農村に一大弊害を與へつゝあるのは事實であります、又其結果と致しまして、今日は農村の青年にして、自分の一生を共にして行くべき最も大切なる妻を娶り得ると云ふことが非常に困難になつた、昨年の何月でありましたか、北陸の或る地方に於て、青年團が女工募集に反對の運動を開始したことは、新聞紙上吾々の散見した所であります、吾々に妻を與へよ、此農村青年の叫び、此血を吐くやうな農村青年の叫び、都會に於ては必要も無いのに、二人以上の婦人を占有する男子の少くない此現狀と相比較致しまして、何たる血を吐くやうな叫びでありますか、希臘の古い書物に、農業經營の第一の要素は善良なる妻を得るに在りと云ふことが書いてありまするが、是は今日に於ても眞理であります、然るに今や農村の青年は善良なる妻どころではない、片眼でも跛でも妻を得られゝば宜いが妻を得られないと云ふ狀況に陷つて居る今日、農村の農業經營が果して完全に行きませうか、農村の荒廢する亦已むを得ない哉であります、吾々は此意味に於きまして、農村の青年を教育する所謂農村の小學校教育の根本方針は土を愛せよ、土壤に親しめと云ふこと、農業を尊重せよと云ふ、此貴重なる精神を十分に吹込むと云ふことが、農村子弟の教育の根源でなければならぬと思ふのであります、併ながら是では足りませぬ、或は高等小學若くは補習教育、今日の補習教育の如き徒に形式的で何等の趣味を有しないやうな教育と云ふものは、其効果は甚だ乏しいと思ひます、吾々は是等の高等小學であるとか或は補習學校に於ては、更に進んで農業勞働の神聖なる所以を十分に吹込んで、さうして農業勞働の訓練を徹底的に授けることが必要であらうと思ひます尙は進んではそれ以上の青年、特殊農業に從事する所の青年若くは壯年者を收容して、特殊の精神教育を授ける所の特殊の農民學校の如きも設立されると云ふことが必要であると思ふ、而して斯る學校に於きまして愛國心を鼓吹し、共同の精神を十分に練磨し、而して人格を有する立派な國民として、農業經營者として立派な人格を有する所の者を多數に農村に作上げることが、今日の疲弊せる農村を救濟する根本問題なりと信ずるのであります、斯くて此特殊の教育に依つて農業の貴重なる所以、農業勞働の神聖なる所以、及是等實際の訓練、更に進んで農民として、國民として適當なる人格教育と云ふものを十分授けることに於きまして、玆に共同の精神が發露せられ、愛國的熱烈なる精神が生れ、而して私の先程申上げたやうな重要なる農業の共同經營と云ふものが、完全に行はれるに至るものであらうと信ずるのであります、私は此農村教育問題に付きまして、過る特別議會に於て農村振興の建議案の特別委員會に於て農務當局に質問致しました、大體に於て今申上げたやうに意味を簡單に申上げました所が、三土次官は趣旨に於て同感である、而して今後も成べく此問題に付ては考慮すると云ふ御話でありましたが其後農務當局に於きましては、此問題に付て如何なる御考慮を爲されましたか、それを承りたい、又岡田文部大臣に御尋致しまするが、此農村教育問題に付て私は先程申述べたやうな意見を有する者でありまするが、文部當局に於ては此重大なる問題に付て如何なる御考を持つて居られますか、又此問題に付ては既に何かの方法を講じつゝあられるのであるかどうか、此點を御尋致したい事と思ふのでありますそれから私は斯の如き農村振興上に關する根本問題に付きまして、政府が畫策致しましたならば、我國の農村は始めて振興の實を擧げ得るものと信ずる者でありまする、而して此の根本問題を完全に遂行するには、單に農務省だけでは出來ないと私は信じます、色々の方面に關聯するのであります、今日の如き斷片的な色々の農村振興を講ずると云ふ事に依つては、到底完全な農村振興は擧げ得ないと思ふのでありまするが、就きましては政府に於ては此重大なる大問題を根本的に解決せんが爲に、朝野の知識を網羅した所の農村振興計畫委員會の如き、一つの機關を設けられる御意思はないかどうか、之を承りたいと思ひます、尙は私は我國の農業政策の根本に付て此際總理大臣に御質問致したいと思ふのでありまするが、先程此演壇に登つた時から御出席を要求して居りますけれども、まだ御見えになりませぬ、私は遺憾ながら此重大問題は總理大臣の不熱心な結果と致しまして、親しく總理大臣に申上げる機會がありませぬから、是は省略致すことに致します。

〔政府委員(三土忠造君)登壇〕

○政府委員(三土忠造君) 唯今東鄕君より御熱心に農村振興の問題に付きまする質問がありました、私の關係する範圍に於きまして成るべく簡潔に御答を致して置きたいと思ふのであります、農村振興の問題は、今日では各黨各派一人の異議者も無くして、我が衆議院に於きましては全院一致の建議となつて居ります、政府に於きましても此建議に對しましては深甚の考慮を拂ひまして、財政緊縮行政整理の場合でありましたけれども、之が實現に付きましては最大の努力を致した積りであります、即ち建議案の内容の主なるものと致しましては、米穀法の改正、農務省の獨立、義務教育費の國庫補助額の増額、或は農業倉庫の普及奬勵、或は用排水幹線改良、其他段々ありましたけれども、大體に於きまして其主なる項目は成べく之が實現に努めた積りであります、固より財政の事情も考へなければなりませぬが、全部悉く之を容れる譯に參りませぬけれども、凡そ近頃の議會に於きまして建議されたる建議案、其中で多數の項目を含んで居ること此農村振興の問題程のものはないのでありまして、其多數のものが直に豫算に上され、法律案として提出されると云ふことは今回のは隨分珍しい例だと私は思うて居るのであります、唯々農商務省の豫算として、農村振興と云ふ名前に於て揭げました二百五十萬圓と云ふものは、二百五十萬圓と云ふけれども、其實は精細に調べて見れば百何萬圓である、斯う云ふことを申されましたが、それは大變な御間違であると思ひます、何に依つて御覽になつたか知れませぬが、正味二百五十萬圓であります、即ち貨幣整理資金の中から二百五十萬圓を農村振興の費用として每年充てることに致したのでありまして、是は或はもう一度御覽を願ひ若し御不審がありますならば、豫算委員會其他の機會に於て申上げて宜からうと思ひます、此二百五十萬圓が既に少額に過ぎる、斯樣な少額の金高を以て農村振興と云ふが如きは、二階から目藥と云ふか、三階から目藥と云ふことまで言はれましたが、成程見樣に依りましては少いかも知れませぬけれども、又金高は多ければ多い程宜しうございますが、刻下の財政緊縮の場合に於きまして、是だけのものを使はうと云ふことは先づ餘程苦心を致したのであります、其上に吾々は此金は小さいと致しましても、之を時局救濟の上に於きまして最も適切有効に用ゐるならば、相當に効果が擧るものと考へて居ります、併抑々農村振興と云ふことを抽象的に申しますが、今日の我國の農業の不振の原因は何所に在るかと云ふことを考へて見ますと云ふと、私共の見る所では如何に農業を改良致し、農産物の收穫を多く致しましても、所謂原始産業たる農産物のみでは農村は立行かぬと思ふのであります、農産物の増殖を圖ると同時に、農産物の種類を増加し、同時に副業を奬勵する、且つ共同の精神に依りまして農業經營を共同經營に移す、又農産物を商品化する、農村を工業化すると云ふやうな方面に向つて施設經營を致しましたならば、現下の農村は救濟をされると思ふのであります、今回二百五十萬圓を使ひまするのは、主として此方面であります、即ち農村の共同經營、其施設に向つて補助をすると云ふことが主なる其中の金高であります、或は繭の乾繭倉庫を普及せしめ、乾繭設備を奬勵し、農業倉庫の是までの計畫に對して補助金を増加して、之が普及迅速を圖る、或は漁村の漁獲物の共同經營を爲さしめ、或は政府米の乾燥設備に對して補助を致す、販賣購買等の組合に對して適切有効なる施設を致す、是等の費用が主なるものでありまして、斯樣な事を致しまして、農家の經濟狀態を改善すると云ふことが根本問題と考へまして此金を振分けた積りであります、序に自作農の創定に付きまして政府は如何なる考を持つて居るか、最早自作農の創定と云ふことは研究した結果、之を實施するの必要が無いと考へたのであるかと云ふやうな御質問でありますが、自作農創定と云ふことはやるに越したことはないと私共考へて居ります、併ながら自作農の創定を苟も徹底的に行はうと致しますれば、餘程巨額の資金を要すると認めます、又一面より之を創定して、一面より是は崩れて行くのでありますから、自作農の創定と云ふことは永久に亘るものと考へなければならぬ、二十年や二十五年の限られたる年限に於て、自作農創定の完成することは到底出來ぬと信じます、故に計畫を立てるには餘程財政上の根本研究をして掛らなければならぬ、遺憾ながら私共は左樣な巨額の金を費して自作農創定を致すより、まだ農村振興上より必要なるものがあると考へるのであります、即ち今回二百五十萬圓の金を投じて農村振興の費用に致しまするが、是は固より少いのであります、出來ればもつと増したいのでありますが、吾々は先づ自作も必要でありまするけれども、農家の經濟狀態を改善すると云ふ施設に向つて出來るだけの金を費すと云ふ方が、寧ろより以上の結果を見はしないかと思つて居るのであります此故に於きまして吾々は自作農創定と云ふことは棄てたのではありませぬが、餘程是は愼重に考慮を要すると思ふのであります、それから農林省の獨立に付きまして、是は農商務大臣に聽かれたのでありますが、私は此處に御聽を致して、何れ御取次を致しまするが、念の爲に私は申上げて置きますが、農商務大臣が此前の議會に於きましても、或は東鄕君などが御一緒に運動に出られた諸君に對しまして、唯唯農商務省を二つに分けて農林省、商工省と云ふやうにして見た所が何にもならない、或は内務省の治水事業を移し、大藏省の關稅事務を移し、遞信省の水力電氣を移し、文部省の氣象測候を移すと云ふことにして、始めて、本當に農商務省を二つに分離すると云ふ意義が立つのだと云ふ意味を申されたのであります、私も同樣な考を持つて居ります、大臣も矢張今以て此考を持つて居るのでありますが、之を決行致しますには餘程愼重なる調査を要するのであります、又各省との交渉に付きましても餘程時日を要するかも知れぬのであります、然るに農林省の獨立と云ふ事は全院一致の聲でありまして、成べく速に之が實現を期したいと思ひまするが故に、先づ之をやつて置いて然る後に於て徐ろに吾々の理想に近づきたいと思ふのであります、而も斯樣にして唯々二つに分離することが、將來農商務大臣が考へて居るやうな理想を實現するに大なる故障になるならば斯樣なる事は先づ差控へて議論の熟するまで待つのは宜しうございますけれども、今日之を二つに分けて置きましても、將來吾々の理想を實現する上に於きまして、何等の支障は無いのであります（拍手）故に吾々は之を存して置くべきものと考へて、決して此の理想を棄てた譯ではありませぬ、それから農林省と云ふ名前は如何にも支那の名前のやうでおかしいと云ふ話もありますが、之れに就いてはまだ政府に於きましては何等決定致して居りませぬ、何れ農商務省を二つに分割致しまするに要する經費の御協贊を經ましたならば、議會終了後に於きまして官制制定の場合に、名稱に付きましては徐ろに考へる積りであります、それから農村振興と云ふことに付きまして、汎く委員を設けて根本的の調査をしたらどうかと云ふ、貴公左樣な計畫を持つて居らぬかと云ふ御質問もありましたが、御承知の通り農村振興と云ふことは隨分多方面に渉る問題であります、是等の多方面に渉る問題を委員を設けて調べると申しましても、中々容易な事ではないと思ひます、故に吾々は左樣な必要を今日の所では認めて居りませぬ又計畫を持つて居りませぬ、出來るだけ吾々責任を持つて、政府に於て調査研究を致しまして、而して諸君の御希望に副ふことに努めたいと思ひます、農村青年の教育に付きましては、東鄕君の御意見と私は大部分は御同感であります、併し是等の方法等に付きましては、何れ文部大臣から御答がありませうから、私は農商務省所管に限りまして簡單に御答辯を致して置きます。

○議長(粕谷義三君) 岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今東鄕君から農村振興のことに付て樣々御陳述になりました、現在の教育制度の弊を種々御指摘になつたのであります、而して是が農村疲弊の原因を成して居ると云ふことをも御陳述に相成つたのであります、此東鄕君の述べられましたる事に付ては、私と致しても御同意を表することが少くないのであります、勿論今日の農村困難の狀態を、獨り教育のみの結果に歸すると云ふ譯には參らぬのは無論の事でありますが、併し此教育と云ふものが矢張之に與つて居ると云ふことは申すまでもない、故に此農村の振興を圖る爲には、教育上に於て一大革新を圖らなければならぬと云ふことも當局者は考へて居るのであります、それで東鄕君の御陳述になりましたる事項に付て一々當局の考を申述べるよりは、當局者が今どれだけの事に著手を致して居るかと云ふことの點を御話致した方が宜からうと思ひます、勿論當局者の希望を有して居る事は多々ありますけれども、之を一々申上げるの必要は無いのでありますので、現在に既に著手を致し、計畫を致して居る其事柄だけに付て、極く概略を御話致さうと思ひます、第一此小學校の側から申上げますが、如何にも東鄕君の言はれましたる通りに、劃一の弊が今日あるのであります、勿論文部省と致しまして劃一にしろと云ふやうな命令を出して居らぬ事柄までも、劃一に行はれて居る嫌がありますが併し或る事柄に付きましては、文部省の方針として自然劃一に流れて居ることがあるのであります、其中の最も顯著なるものにして、最も速に改めなければならぬと思ふものは此教科書であります、今日の小學校の教科書は、之を國定と致しまして、農村に於きましても、都會に於きましても全然同一なる教科書を用ゐて居るのである是は一時の事情已むを得ずして此に至つたのでありまするけれども、決して是は慶ふべき事ではないのであります、農村には農村に適當なる教科書を用ゐまして、之に依つて農業上の知識も或る程度までは與へる、それよりもより以上農民精神を之に依つて養成することが最も必要な事であると信ずるのであります、故に當局者と致しましては、目下此計畫に著手を致しましたのであります、即ち農村の爲に特別の教科書の編纂に著手致して居ります、それから高等小學校でありますが、此高等小學校と云ふものゝ改善を大に圖らなければならぬと云ふことを考へて居るのであります、今日此中學校の入學難と云ふことは此議場でも出ました問題でありますが、之を救濟するの策として中學を無暗に増設すると云ふことは、是は餘程考へものである、中學を増設致しましたならば、自然其中學を卒業した者の入學すべき學校も增設しなければならぬ、斯の如く致しましたならば、徒に教育機關の擴張ばかり來すと云ふことになりまして、是は餘程考慮すべき事であると思ふのであります、然らば如何にして此中學の入學難を救濟するかと申すと、是は高等小學校の改良より先きなるはなしと私は考へるのであります、高等小學校に於きまして、現在よりも一層此農村に適當なる所の教育を施しまして、農業の技術を尋常小學校に於ても更に進んで授けることが出來まして、更に深く農民の精神を是に於て養成することが出來ます、斯樣な工合に致しましたならば、中學に進んで直に半途退學を致しました、若くは中學を卒業して其行途に困ると云ふやうな者を救ひまして、之をして農村の爲に努力せしむると云ふ結果を見るであらうと思ふのであります、此點も著手を致して居るのであります、而して此尋常小學校、高等小學校を改善して、農民精神を養成すると云ふことに付きましては、教員の改善を要すると云ふことは勿論の事であります、それ故に今回は財政整理の甚だ困難なる時機ではありますけれども、師範教育の爲には尠からぬ費用を投じまして、教員の改善並に教員の數を增加すると云ふことに付て計畫を致したのであります、是は詳しく申しますと時間を取りまするので、極く概略を申すのでありますが師範學校に於きましては、現在よりも一層農業の教育には重きを置く積りであります、而して師範學校に專攻科と云ふものを設けまして、其專攻科は之を區別致しまして、農村の教員となる者には之に適當なる所の學科を履ませ、都會の教員たる者には之に適當なる學科を履ませると云ふことに致しまして、此專攻科に於きましては相當有力なる教員を養成し得る見込であります、之に依つて養成せられましたる所の教員は高等小學校に參りましても相當の教育を施し得ると思ひまするし、又是は實業補習學校に

用ゐましても必ず有効の結果を見るものであると思ふのであります、それから此農村の婦女の事に付て御話がありました、動もすると女子が高い教育を受ければ受ける程、此農村に歸ることを肯じない、農民の妻となることを悦ばぬと云ふ傾があると云ふことは、是は面白からぬ事實であります、故に女子敎育に於きましても、矢張此農業と云ふ事に重きを置きまして、高等女學校の如きに於きましても女子に農業を課する積りであります、是は御承知の通り現在に於ても既に課することになつて居ります、又之を實行して居る學校も尠くないのでありますけれども、併し動もすると是れが形式に流れる嫌があります高等師範學校の中にも―女子高等師範學校の中にも農業を置いて居る者もある、國營を實行して居る者もあるのでありますが、尚ほ十分に徹底致さぬ嫌がありますから、此邊に付きましても相當の改善を加へて努力を致しまして、女子をして常に土地に親ましめ、農村を愛せしむる所の精神を養成する爲には、出來るだけの盡力を致す考であります唯今東鄕君の御尋に農村の爲に特別の農村學校と云ふ者を設けて、之に依つて愛國の精神を養成し又農村を愛するの精神を養成すると云ふやうな考はないかと云ふ御尋であつたやうに思ふ是は恐らく東鄕君の御述になりました丁抹の敎育制度を模範としての御話であらうと思ふ、所謂國民高等學校と云ふものが、丁抹に於て尠からず農村振興の爲に働きを爲して居ると云ふことは、是は疑のない事實であります、當局者と致しましては斯様な特別の學校を設くることは如何であらうか、徒に機關ばかり複雜になりまして、其効果を疑へるのでありますので、寧ろ是は今日の小學校なり、中學校なり、其他の今日現存して居る學校に於て、此目的を達したいと斯様に考へて居る次第であります（拍手）まだ當局者として希望致して居る點などは多々ございまするが、目下著手を致して居りまするは是だけの事であります、又追々と實行を圖る積りでありまするが、幸にして東鄕君の如き此方面に御熟心の御方から御意見を伺ふことが出來ましたならば、當局者として洵に稗益する所が尠からぬと考へるのであります。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君）　平井光三郎君。

〔平井光三郎君登壇〕

○平井光三郎君　私は現内閣に對しまして、物價其他二三の問題に付きまして質疑を致したいのであります、先づ第一に御伺致したいのは物價の調節であります、我國の物價は歐洲戰爭以來異常なる騰貴を來しまして、大正九年以後稍々低落の步調を見せましたけれども、現今に於きましては動もすれば、騰貴せんかの傾向を示して居るのであります、之が爲に國家の經濟は著しく膨張し、貿易は年々歲々逆調を告げまして、國民は齊しく生活の困難に苦んで居るのであります、故に現下の問題としては物價を適當に調節すると云ふことは、極めて重大なる所の問題でなければならぬと考へるのであります、大正三年八月、日、英、米、三箇國の物價指數を百と致しまして、昨年の十一月には米國は百五十四、英國は百八十八、日本は二百二十五となつて居るのであります、即ち米國は五割四分、英國は八割八分、日本は十二割五分の騰貴を示して居るのであります、斯様に我國の物價が英米兩國に比較しまして著しく騰貴をして居る、之に反して國民の所得と云ふものが此の物價の騰貴率には伴つて居らないのであります、故に國民の生活が非常に困難であります、殊に數年來財界が不振を續けましてから、到る處に失業者が出來まして、今日では正確なる統計はございませぬが、内務省の社會局では今日の失業者は一般失業者か四十萬人、自由勞働者が百十萬人位、是が先づ失業者の數であらうと云ふことを申して居ります、故に是等のやうな失業者が現在の日本の此高價なる物價に依つて非常に苦んで居ると云ふことは、察するに餘りある次第であります、近時國民の思想が日を逐うて惡化しつゝあることは顯著なる事實でありまして、歷代の政府當局も思想の善導と云ふことに付きましては多大の苦心をせられて居つたのでありまするが、是が最大の原因は申すまでもなく一般國民の生活が非常に困難であると云ふことに歸著するものと考へるのであります（ひや〳〵）故に思想の善導と云ふ點から考へましても、何は偖て措て物價を適當に調節すると云ふことは、最も必要なる事であると考へるのであります、更に物價の調節と云ふことは、單に國内だけの問題ではないのであります、我が海外貿易振興の上から申しましても、是非共斷行しなければならない所の問題であります（ひやひや）大正八年から昨年に至る所の我が輸入貿易は、實に二十二億の巨額なる入超を示して居るのであります、是が原因は言ふまでもなく我國の物價が海外諸國に比較しまして、非常なる高價であるが故であると云ふことが言へるのであります、殊に今日に於きましては、從來我國の輸出重要品であつた所の彼の燐寸の如きも生產費が高くなり、其價格が騰貴しました結果、東印度諸島及海峽殖民地、或は印度地方に於きましては、支那製及瑞典製の燐寸にどしどし驅逐せられて居るのであります、又「ビール」雜貨の如きも其通りであります、之に反して支那地方からは木炭或は雨傘、下駄材料の如きまでどし〳〵輸入されると云ふに至つては、我が貿易の前途は甚だ寒心に堪へない次第であります、我が貿易の逆調を轉換する上から申しましても、方に一大英斷を以て有ゆる手段を盡して物價を調節し、大に貿易の振興を圖らなければならないのであります、此點から考へまするに、現今政府に於て努力して居られまする所の普通選擧問題、或は貴族院改革問題に較べましても、優るとも劣らざる所の重要なる問題でありまするが、之に就て農商務大臣は將來如何なる御方針を御執になるのであるか、御深切に御說明を願ひたいのであります、次は郵便貯金のことに付て大藏大臣及遞信大臣に御伺したいのでありますが、歷代の政府當局者が最も熱心に郵便貯金の奬勵をせられました結果、今や我國の郵便貯金は十一億有餘萬圓の巨額に達したのであります、是は甚だ喜ぶべき現象でありまするが、然るに今日に於ては我國の金利が著しく騰貴して居りまして、一流會社の社債の如きが、其利息が約一割位に廻るのであります、又國債に於きましては七分見當に廻つて居るのであります、然るに郵便貯金の利子が如何にも低率であると云ふことは、數百萬人の零細なる預金者に對して甚だ氣の毒に堪へないのであります、而して郵便貯金の利子は年四分八厘と云ふことになつて居りまするが、是れが預入の月と引出しの月は利息を加算しないのでありますから、預入引出の頻繁なる郵便貯金は、實際の利息が四分強にしか當らないのであります、是は銀行の利息の約六分見當に比較致しますると、其差二分の損失であると云ふことが出來るのであります、隨て總體の預金者から申しますならば、十一億餘萬圓の預金に對して總預金者は年々二千萬圓乃至二千五六百萬圓の損失を被つて居ると云ふことが言へるのであります、以前の政府當局者は、郵便貯金は利殖の目的ではない、勤儉貯蓄の目的であるから、利息が安くとも、苦しくないと云ふやうな意味で御話になつたやうに記憶を致して居りますが、是は思はざるの甚しきものであらうと考へるのであります、數年前財界に恐慌が起りまして、地方の到る處の銀行が破綻を致しましたり、或は取付騷が起つたのであります、以來地方では小銀行に預金するのを恐れまして、郵便局に預替へた人もあるのであります、殊に地方で銀行の無い所では郵便局に預けるより方法がないから已むを得ず預金して居る人が多いのであります、決して金の增殖を無關心にして居る人は無いのであります、郵便貯金百圓に對する十年間の複利增殖率は、僅に元利合して百五十餘圓にしか當らぬのであります、然るに我國の物價は在來の實例に徵しまするも十箇年間に於て少くとも五六割、甚しきに至つては倍額の騰貴を致して居るのでありますから、此物價の騰貴率と復利增殖率を比較して見まするも、預金をしたが爲に損をしたと云ふことになるのであります、勤儉貯蓄をしたか、勤儉貯蓄をしたが爲に却て損をしたと云ふ理窟も言へないことはないのであります、斯様な關係から少くも相當の利息に改正する必要はあらうと考へるのであります、斯様に申しまするも政府は、一方に於いて普通銀行を壓迫するの虞があると云ふ御意見があるかも知りませぬが、一般郵便貯金の預金者は、概ね中產階級以下の者及勞働者、並に小兒の如きものでありますから、普通銀行並に利子を改正致しました所で、之れが爲に普通銀行が打擊を被ると云ふやうなことは斷じて無からうと考へるのであります、私は社會政策上から申しましても、郵便貯金の利子は相當なる利率に引上げる必要があると考へるのであります、政府は之に就て如何なる御意見を持つておゐでになるのでありますか、詳細に御伺を致したいのであります、次は遞信大臣に海運政策に付て少しく質問したいのであります、我が海外貿易の振興を圖ると云ふことは極めて刻下の急務でありますけれども、是と同時に海運界の奬勵を圖ると云ふことも最も急務であると信ずるのであります、歐洲戰爭當時に於きましては、我が海運界は一時異常なる活氣を呈したのであります、併ながら一朝戰爭が終熄致しまするど、英米兩國の汽船が再び東洋及

南洋方面に集中して參りまして、其大型船と快速力とを以て頻に我が海運界に壓迫を加へて居るのであります、而して現今に於きましては、在來の貨物と其旅客の半分は彼等に奪ひ去られたのであります、斯の如き狀態を以て進みましたならば、我が貿易の前衞である所の海運界は、遠からず彼等の爲に蹂躙せらるゝに相違ないのであります、我國に於きましては現今優秀船と申しまするのは、外國航路に使役して居ります所の大阪商船、或は日本郵船、東洋汽船、此三社の中で僅か六千噸級以上一萬二千噸級に達する所の十二三艘の船に過ぎないのであります、而して其の速力の如きは漸く最高十四浬位しか出ないのであります、然るに東洋及南洋に參つて居ります所の英國の加奈陀太平洋汽船、米國の「アドミラル、ライン」それから「パシフイツク、メール」の如きは、何れも一萬四千噸級以上二萬二千噸までの立派なる船であります、さうして其速力は一時間十六浬、最高十八浬半位出るのであります、故に日本と晩香坡との航海を日本汽船が十四日間を要する所を、彼等は僅か十日間にして達するのであります、而も日本汽船は必死の速力であるに拘らず、外國汽船は餘裕綽々たるものがあるのであります、斯様な次第でありまして、今後我が海運界は益々外國汽船に壓迫せらるゝことを免れないのでありますが、優秀船を造ると云ふことは、平素に於て海外貿易の發展上缺くべからざるものであると共に、一朝有事の際に於きましては軍事上極めて必要であることは、彼の日淸日露の戰爭の實驗に徵しまして顯著なる事實であります、故に外國は競うて優秀船の建造を奬勵して居る有樣であります、我國に於ても相當の對策を樹つることは刻下の急務であると信ずるのでありますが、之に對しまして遞信大臣は如何なる御方針を持つておゐでになるのであるか、詳細なる御說明を願ひたいのであります、次は總理大臣に綱紀肅正に付て少しく質問を致したいのであります、現内閣が綱紀肅正に付て大に努力して居らるゝことは吾吾の諒とする所でありますが、昨年私が臺灣に參りまして、尤も是は現總督の赴任以前の事でありましたが、臺灣に於ける官紀及綱紀が非常に紊亂して居ると云ふ事實を發見致しまして、洵に驚いた次第であります、近年臺灣の農民は改良日本種の水稻を栽培するやうになりましてから、一甲步當り宜しき所に於ては七八百圓の收入があるやうになつたのであります、之に比較しまして甘蔗を栽培して居りまする所は宜しき所でも一甲步四百圓内外に過ぎないのであります、差引米作をやつた方が三四百圓も利益があるのであります、故に臺灣の農民は此内地の改良種を作る事を非常に喜んで居りまして將來臺灣には米作が益々盛にならうとする所の傾向があるのであります、然るに製糖會社の耕地と米作地とは其耕地に於て相錯綜して居る所があります、それで米作が益々盛になりますると製糖會社では甘蔗の買收上甚だ困難を感ずる樣になるのであります、それで此の製糖會社の内の或者と總督府の官吏の中の或者とが、絕えず陰に陽に此米作に向つて干涉を加へて居ると云ふ事實を聞いたのであります、又多數の農民から吾々に訴へて參つたのであります、又到る處に立派なる料理店がありまするが、此料理店の顧客は多くは總督府の官吏と、さうして政商が主なるものであつて、其の料理店と云ふのは即ち何時も政商と官吏が策謀する所の策源地となつて居るのであります、又或る地方の州知事が總督府に出廳する時に、一々小學校の生徒をして送迎をせしめて居ると云ふことである、洵に言語道斷と自分は考へるのであります（拍手）私が臺灣總督府の官邸に參りました所が、それはずつと以前のことであるさうでありまするが、數千金を投じて昔吉原の遊女高尾が遊客に使つた所の道具が麗々しく列べられてあるのであります、（「ひや〳〵」拍手）仄聞する所に依りますると、私は眞僞の保證は出來ないのでありまするが、或人の言ふ所に依りますると、先年東宮殿下が臺灣に行啓になりまして、總督官邸が御旅館に充てられ其の節當時の某總督はさも白々しく御目に懸けたと云ふことでありますが、斯る汚はしい所の道具を御目に懸けたと云ふことは、不敬に涉つて洵に恐入る事である、斯の如く臺灣の官吏は殆ど良心と云ふものが麻痺して居るのである、以て臺灣に於ける綱紀官紀が如何に紊亂して居るかと云ふことが、此一端を以ても知ることが出來るのであるが（拍手）現政府は臺灣に於ける綱紀肅正に付て、將來如何なる御處置を御執になるのであるか明細に御答を願ひたいのであります。

〔「ひや〳〵」〕

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君）　三土政務次官。

〔政府委員三土忠造君登壇〕

○政府委員（三土忠造君）　唯今平井君より各般の事に涉つて御質問がありました中に、貿易の振興策に付て御尋がありましたが、即ち平井君は物價が非常に騰貴して世界第一の高率を示して居る、此物價の高いと云ふことが、貿易振展を阻害して居る一番の原因であると思ふが、此物價を調節して貿易振展を策するにはどう云ふ考を持つて居るかと云ふ御話であります、私は之に對して御答を致しまする前に一言御注意を願ひたいのでありまするが、我國の朝野の人々が動もすれば物價の指數を見まして、即ち英米の物價指數と日本の物價指數とを比較致しまして此指數のみを比較して日本が世界一番の物價の高い國であると判斷して居る人が多いやうでありますが是は大變な間違であります、是は戰前の、即ち歐洲戰爭の始りました年と、今日との物價の騰貴の割合を示したものでありまして、騰貴の割合は日本が一番高うございまするが、騰貴したる絕對數は品物に依らなければ分らぬと思ひます、例へば亞米利加の勞働賃金に致しましても、亞米利加の勞働賃金は恐らくは戰爭前の八割位に上つて居りますまい、併し戰爭前を百と見まして其數が日本の三倍以上もして居つたのでありますから、即ち亞米利加の戰爭前の勞銀の平均が二弗半と致しましても、それを百と見て居るのでありまして、我國の五圓である、五圓を百と見て其八割であるから五圓は四圓上つて居る、日本は戰爭前は一圓であつて、今二百八十と致しますると八割上つて居りますが、一圓に對する十八割は一圓八十錢である、亞米利加の勞銀の騰貴の割合は四圓であつて、日本は一圓八十錢であると致しますれば、寧ろ亞米利加の勞働賃銀の方が大きいのであります、唯々比率が、基礎指數と致しまする者が――百と云ふ指數の取方が違ふ爲に比率は確に日本が騰貴して居りますが、此指數のみを以て物價騰貴と觀ると云ふ事は大變な間違であると云ふ事を先づ御承知を願ひたい（拍手）何れに致しましても我國の貿易の振展を阻害して居る一原因は、物價の騰貴には違ひありませぬ、吾々は之を認めて居るのでありますが、併し貿易の振展を阻害する原因は多々あるのであります物に依つて違ふのであります、例へば生絲の如きは我國の生絲が高いから賣れぬと云ふのではありませぬ、段々賣行は良いのであります唯々亞米利加の商人と致しましては、此生絲の價格の變動の甚しい事が一番困るのである、吾々は此生絲貿易の發展策と致しましては、どうしても此根本から變へて價格の安定を期さなければいかぬ、斯う云ふ見地よりして、先づ其根本たる繭の取引から改善致すと云ふ考から、今回所謂乾繭設備を奬勵致し、繭の倉庫を普及せしめ、さうして養蠶家は繭を造りましたならば、之を乾繭を致しまして倉庫に入れて、直に是が商品化する、製絲家は自分の需要する所の原料を平均に買つて行けば宜しい、斯うなれば製絲家は橫濱の問屋より資金を仰ぐ必要が段々減じて參りますから、隨て資金關係より投資することもなく是に於て投機思惑が起らないと云ふことから生絲の安定が期せられるのであります、生絲の如き貿易の大宗に對しましては、此手段か一番必要な手段と私は考へて居るのであります、大體の品物から申しますると云ふと、價格の高いと云ふことよりも品質の優良――品質の低いと云ふことが――品質の劣等と云ふことが最も貿易の發展を阻害するのでありますそれから第二には取引の信用關係であります、第三は輸出手形の關係であります、殊に又品質に對しまして價格を成るべく安くせなければならぬが、それを致しますには共同經營を致し、或は檢査を嚴密に致し、技術の練習を致し、眞面目に事業に從ふ精神を養成致す、斯う云ふことにして我國の商品の向上を圖り、價格の低廉を圖り、信用――取引の信用を確實にし、斯うして行くと云ふことが、私共は貿易發展策の根本策と考へるのであります、此意味よりして一般の政策は今回の議會に提案致さうと思ふのでありますが、所謂重要輸出品工業組合法を提出致して御協贊を仰ぎたいと思ふのであります、尙ほ是が輸出に當りまして、工業組合で檢査を致しましたものに對しましては、輸出組合で扱ふ場合に於て相當金融の便を圖つて、殊に南洋印度方面の如き手形の長期を要しまするものに對しましては、之に關する手形の融通を致す、斯樣に致すことを考へて居るのでありまするが、此所で貿易發展の政策に付きまして政府の考へて居る事を一々申上げると云ふことは、甚だ長い時間を要しまするから私は之を避けます、大體右申した所で以て、政府の考へて居ります貿易發展策の一端を御承知置を願ひたいのでありま

す、之を以て御答と致します（拍手）

○議長（柏谷義三君）　早速政務次官。

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　唯今の御質問の中、郵便貯金の利子のことに關して私から御答を致します、郵便貯金の利子が甚だ低廉である、之を引上げる意思はないかと云ふ意味の御尋であつたと思ふのであります、一應は御尤の御意見であると思ふ、併し度々是は本議會に於ても問題となつて參りましたが、郵便貯金の利子として先刻御述になりました通りなんで、現行預金規則に依りまして、貯蓄と云ふことを主として政府が之を扱つて居ると云ふことになつて居ります、預金規則に依つては第一保管としてある、保管利殖と云ふことは無論掲げてございますけれども、大體の精神が其所から起きて參つた點に、郵便貯金の利子と云ふものは色々變遷はありますけれども、兎に角安いと云ふことは御說の通りに私共も之を認めて居るのであります、趣旨が左樣であつた、今回此預金規則を廢して預金法案——前日此議會へ提出致しました預金部の改善と云ふことに付きましては、此運用の——郵便貯金等を扱つて居る預金の運用が隨々變つて來ると云ふことになるのでありますが、併し今日の場合に於きましては、此四分八厘の貯金の利率と云ふものが直に之を改めて非常に引上げなければならぬとまでは考へて居りませぬ、預金部の改善を致して、現狀は之に準ずる爲替貯金等の要求も頗繁になつて參り、是は地方一般に低利資金の要求と云ふものは非常に頻繁になりつゝあるのでありますから、成べく低利の資金を供給すると云ふ必要がある、現在に於きましても四分八厘の郵便貯金の利子を拂つて之を、運用して居る利子は大部分は五分である、正確に言へば國債で持つて居ないでも、五分以上のものは矢張利息は這入つて居らぬと云ふ計算になるのであります、高いものもある、併し將來は成べく矢張低利資金等の範圍を擴げて行かなければならぬと云ふことを、政府は理想と致して居るのでもありますから、此場合に於て四分八厘が非常に高いとは申しませぬけれども、將來經濟上の變化に應じて、他日郵便貯金の利率を上げると云ふ時期がないとは私は申さないのでありますが、差向き唯今の所では此利率を引上げると云ふ意思は持つて居らぬのであります（拍手）

○議長（柏谷義三君）　古鳥政務次官。

〔政府委員古鳥一雄君登壇〕

○政府委員（古鳥一雄君）　郵便貯金の利率引上のことは、既に早速君から御答になつて居りますが故に、此上申上げる事はございますまい、唯々遺憾ながら出來ぬ、大藏省とも相談せなければならぬ、殊に又各市内の銀行の意嚮も聽かなければならぬ、唯々此所で私は斯う云ふことを申上げて置きます、遺信省の預金は御存じの通りに預入れる月も拂戻しまず月にも利息を附けてやらぬから、何とかして此二た月の演說に對する質疑の打切の動議が出ました、此動議には定規の贊成があると認めます、仍て採決を致します、作間耕逸君の動議に贊成の諸君の起立を求めます。

贊成者　起立

○議長（柏谷義三君）　起立多數であります。

〔「少數」「異議があります」と呼び其他發言する者多し〕

○議長（柏谷義三君）　靜に願ひます、唯今の宣告に對して異議の申立がありました、此異議の申立に付ても定規の贊成者があると認めます、仍て記名投票に依つて決します、豫め宣告を致します（此時發言する者多し）御聽きなさい、靜に願ひます、作間君の動議に贊成の諸君は白票であります、反對の諸君は青票であります、——是より記名投票を行ひます——閉鎖——氏名點呼を命じます。

〔書記官氏名を點呼す〕

○議長（柏谷義三君）　投票漏はありませぬか——投票漏なしと認めます——投票函閉鎖——開扉——開鎖——投票の結果を書記官長より報告致させます。

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數二百五十二

可とするもの　百八十二

否とするもの　七十

〔拍手起る〕

○議長（柏谷義三君）　唯今の結果に依りまして、國務大臣に對する質疑は終結に決定致しました（拍手）

（參照）

〔作間君の動議を可とする議員の氏名左の如し〕

一柳伸次郎君　井本常作君　石塚三郎君　石黒大次郎君
飯塚春太郎君　早速整爾君　西　英太郎君
原　清次郎君　戸澤民十郎君　大里廣次郎君
大津淳一郎君　大島要三君　小野重行君
岡本實太郎君　奥村千藏君　安之助君
加藤鯛一郎君　加藤六藏君　金澤安之助君
加藤十四郎君　神部鶴藏君　神谷鱗平君
橫山勝太郎君　橫山金太郎君　橫山一格君
吉川吉郎兵衞君　吉田　磯吉君　和田耕作君
武富　濟君　田中善立君　高橋元四郎君
谷口源太郎君　永井柳太郎君　中野鄕之助君
西ヶ崎作三郎君　野村嘉六君　栗山長次郎君
栗原亮一君　敬太郎君　八並武治君
山崎儀一君　山田宮藏吉君　山田助作君
山田又司君　山本勝次君　山本厚三君
松井茂君　松本忠雄君　藤井敬懿君
藤井　功君　小島　證君　作君
小山松壽君　小西　和君　小池仁郎君
河野正義君　近藤重三郎君　河野　磯君
寺島權藏君　手代木隆吉君　淺賀長德君
荒井武三君　安達謙藏君　荒川五郎君
佐竹庄七君　作間耕逸君　佐藤貢君
齋藤隆夫君　齋藤太兵衞君　齋藤仁太郎君
齋藤金吾君　澤田利吉君　澤　治君
三木武吉君　由谷義治君　宮崎松次郎君
箕浦勝人君　下元熊之助君　清水留三郎君
信太儀右衞門君　鹽田彌平君　重松重治君
廣瀨德藏君　平川松太郎君　福口秀雄君
比佐昌平君

泰田茂君　關俊吉君　鈴木富士彌君　岩崎勳君　石井三郎君　今井健彥君　伊澤平左衞門君　入田宗吉君　齋藤豐助君　長田桃藏君　岡田伊太郎君　若尾幾太郎君　渡邊祐策君　松寅喜太郎君　加藤知正君　笠原忠造君　河上哲太君　竹原模一君　吉津度君　田邊七六君　高井商二君　高山長幸君　高橋熊次郎君　高木益藏君　中島守利君　中村藤八君　內田信也君　內野辰次郎君　中島莊一郎君　熊谷直太君　黑住成章君　矢野鉉吉君　今井嘉幸君　山口義一君　山本条太郎君　山口恒太郎君　山口政二君　山下谷次君　山內範造君　山崎達之輔君　岡崎邦輔君　松實喜代太郎君　藤田包助君　藤澤萬九郎君　藤田清助君　木暮正一君　小久保喜七君　神崎勳君　青木精一君　佐々木文一君　佐々木長治君　佐々木春作君　坂梨哲君　坂井大輔君　三善清之君　宮崎三之助君　三土忠造君　志賀和多利君　鳴居哲君　望月圭介君　鈴木隆君　板野友造君　濱田國松君　西村丹治郎君　土居通豫君　土井權大君　田崎信藏君　山本芳治君　小橋藤三衞君　古島一雄君

○議長（柏谷義三君）　此際議事進行に付て原惣兵衞君より發言を求められて居ります——原惣兵衞君。

〔原惣兵衞君登壇〕

○原惣兵衞君　唯今私が議事進行に付て一言申上げたい事がありますのは、今日午後一時から交涉致しまして、國務大臣に對する質疑の打切は午後六時までの時間に於てやる、さうして牧山君が其最後に當ると云ふことは、交涉會に於て決定した事でありますす（拍手「のう〳〵」）然るに此時に於て突然急に之を打切ると云ふことは、吾々は院內に於て假令斯樣な反對黨或は野黨として戰つて居つても、御互の情誼、信義と云ふ觀念は守らなければならぬと思ふ、（拍手）然るにも拘らず今日に於て國務大臣に對する吾々黨派に於ける所の質疑が餘り急なるが故に、與黨は自ら恐れて、遂に斯樣な事をやつたのであります（拍手「のう〳〵」）實に吾々斯樣に戰ひつゝある此議場に於て、若も斯樣なる橫暴をやると云ふことになるならば、吾々は國民を背景に飽まで之を糺彈しなければならぬ（拍手）實に斯樣なる調子に於て進むときに於ては、諸君等は與黨の力で、而も吾々に對する情誼を打破つて橫暴をやると云ふことは非國民極まる憲政會の態度である（拍手）吾々は斷乎として之に反對することを聲明し、此橫暴なる態度を議長に願ひて、私は此壇を降る次第であります（拍手）

○小山松壽君　簡單ですから自席から述べます、一昨日の本會に於きまして、國務大臣に對する質疑は此程度で止めたいと云ふことが多數の御意見のやうでありました、然る所、政友本黨の院內役員より尙ほ一日其質疑の繼續をして貰ひたい、但し時間のことはどうあらうとも、尙ほ一日繼續して戰きたい、斯う云ふ御話でありまして、特に其時の御話には、中正俱樂部の平井君が是非質疑を致したいと思ふから、同君に質疑の機會を與へることを主として、御承諾を願ひたいと云ふことであつたのであります、仍て私共は中正俱樂部の折角の御意見でもあり、尙ほ本黨の中正俱樂部の同君に質疑の機會を與へたいと云ふ、其友情の美しいことに同情を致しまして、然らば平井君の質疑を主として其交涉に應じやうと云ふことに致したのであります、仍て此事に付ては友黨の政友會の交涉委員より——院內役員が——本黨は今日は御缺席であります、院內役員に於て御相談の結果であるとして、私共は本黨の院內役員と同行して、政友會の幹部の諒解を求めたのであります唯今私共が此五時を過ぎた場合に於て、唯今の動議を提出致しましたのは、此趣旨に基くのでありまして、決して政友會……唯今異議を唱へられると云ふことは、私共背信の行爲とまで謂はなければならぬと思ひます、本事件に關する御諒解を求めます。

○松田源治君　議長、議長。

○議長（柏谷義三君）　松田君、何ですか。

○松田源治君　私は今の小山君に對して駁撃を致します（「駁撃とは何だ」其他發言する者多し）私は小山君の……

○議長（柏谷義三君）　靜肅に。

〔「駁撃とは何だ」其他發言する者多し〕

○議長（柏谷義三君）　靜肅に——松田君のは——靜肅に願ひます、松田君のは議事の進行であります。

〔「駁撃とは何だ」「小池仁郎に注意なさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　御互に靜肅に願ひます。

〔松田源治君登壇〕

○松田源治君　今小山松壽君から議事進行に關する發言がありました、それが間違があるから此所で明にして置く必要がある、即ち今日に六時切になつたならば又打切る、打切らぬと云ふことを交涉すると云ふことで、六時までやると云ふことが小山君と約束が成立つて居るのであります、又牧山君まで國務大臣の演說に對して質疑をさせると云ふことは、牧野幹事が屢々憲政會の院內役員を訪問して、交涉して承諾をして居るのであります、故に牧山君の演說は絕對地に關する質疑なるが故に、總理大臣の出席を求めたのであります、然るに總理大臣は何處に行つたか分らないのである、立憲政治は此議會が中心であるに拘らず、所在が何處に行つたか分らないのである、吾々が度々議長を通じて總理大臣の出席を求めたのでありますから、それで憲政會が怖くなつて、之を打切つたのであります、即ち吾々の約束を破つたことは、憲政會に背信の事があると云ふ、其友情の美しいことに同情を致しまして、然らば平井君の質疑を主として其交涉に應じやうと

聲することが出來ないのでもあります、故に今日急に國務大臣の演說に對する質疑を打切つたことは、即ち背信が憲政會に在ると云ふことを明にするのであります。

○吉良元夫君　議長、議長。

○議長（柏谷義三君）　吉良君、矢張此問題でありますか。

○吉良元夫君　此問題に關聯して一言……

○議長（柏谷義三君）　若し此問題なら、議長は此邊に御止めあらんことを希望するのであります、既に今日の日程は終りました、仍て今日は此程度に止めます、次回の日程は公報を以て御通知致します、本日は是にて散會。

午後五時三十四分散會

○大正十四年一月三十一日（土曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第七號

第一　關稅鐵道用品資金會計法案（政府提出）
第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第三　裁判所構成法中改正法律案（政府提出）
第一讀會

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第五　會計檢査院法中改正法律案　政府提出）

第一讀會

第六　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第七　遠參謀部決例中改正法律案（横山勝太郎君外四名提出）第一讀會

第八　所得稅法中改正法律案（村山喜一郎君提出）第一讀會

第九　造林助成法案（村山喜一郎君提出）第一讀會

第十　金圓勘定令中改正に關する建議案（中林友信君外十名提出）

第十一　金圓勘定旭日章年金改正に關する建議案（古川淸君外三名提出）

第十二　鐵道小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案（中野與吉君外一名提出）

第十三　武道會及に關する建議案（田中善立君外一名提出）

第十四　國幣中社角田神社再興に關する建議案（倉元要一君提出）

第十五　國幣中社角田神社再興に關する建議案（山本勝次君提出）

第十六　木次奈島間鐵道速成に關する建議案（原夫次郎君外二名提出）

第十七　木次落合間鐵道速成に關する建議案（原夫次郎君外二名提出）

第十八　遞信事業に關する建議案（湯淺凡平君提出）

第十九　高等師範學校設置に關する建議案（黒住成章君外二名提出）

第二十　鐵路網走間鐵道速成に關する建議案（小池仁郎君提出）

第二十一　倉禮政策確立に關する建議案（坂東幸太郎君提出）

○副議長（小泉又次郎君）　諸般の報告があります。

（書記官朗讀）

一政府より提出せられたる議案左の如し

裁判所構成法中改正法律案
會計檢査院法中改正法律案
（以上一月二十九日提出）

教育改善及農村振興基金特別會計法案
（以上二月三十日提出）

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
（以上一月三十一日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

所得稅法中改正法律案
提出者　菊池謙二郎君

義務教育普及助成に關する建議案
提出者　山口政二君

社會教育振興に關する建議案
提出者　青木精一君

肥料政策確立に關する建議案
提出者　齋藤議四郎君　土井權大君
鯛原經武君　高橋元四郎君
東郷實君
（以上一月二十九日提出）

國防會議設置に關する建議案
提出者　鰺川五郎作君

贈位慣例格均衡に關する建議案

提出者　土井權大君　高島兵吉君
（以上二月三十日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

朝鮮統治に關する質問主意書
提出者　坂東幸太郎君

帝國國防非外交に關する質問主意書
提出者　今里淸太郎君

（以上一月二十九日提出）

教育に關する質問主意書
提出者　山下谷次君

（以上一月三十日提出）

一昨三十日內閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

關東廳財務部長　西山左內

政府委員被仰付

復興局長官　直木倫太郎
北海道廳長官　土岐嘉平

內務省所管事務政府委員被仰付

司法省所管事務政府委員被仰付

司法官試補　近藤三郎

遞信省所管事務政府委員被仰付

遞信省通信局長　畠山敏行

〔左の報告は朗讀を省略するも參照の爲玆に揭載す〕

一去二十九日議長に於て選定したる委員左の如し

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案外一件委員增員

高木益太郎君　內ヶ崎作三郎君
山崎儀重君　原夫次郎君
鰺川五郎君　田口文次君
志賀和多利君　青田鼎策君
富永孝太郎君

一昨三十日常任委員理事、補闕選擧の結果左の如し

委員

理事　吉良元夫君（理事中山貞雄君補闕）

一昨三十日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第四部　遞信鐵道滿鐵委員

矢野鉦吉君（今井健彥君補闕）

一昨三十日理事補闕の結果左の如し

預金部預金法案（政府提出）外一件委員

理事　青良元夫君

○大正十四年一月三十一日（土曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第七號

第一　關稅鐵道用品資金會計法案（政府提出）
第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第三　裁判所構成法中改正法律案（政府提出）
第一讀會

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第五　會計檢査院法中改正法律案　政府提出）

第一讀會

第六　右議案の審査を付託すべき委員の選舉

第七　遠參謀部決例中改正法律案（横山勝太郎君外四名提出）第一讀會

第八　所得稅法中改正法律案（村山喜一郎君提出）第一讀會

第九　造林助成法案（村山喜一郎君提出）第一讀會

第十　金圓勘定令中改正に關する建議案（中林友信君外十名提出）

第十一　金圓勘定旭日章年金改正に關する建議案（古川淸君外三名提出）

第十二　鐵道小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案　中野與吉君外一名提出）

第十三　武道會及に關する建議案（田中善立君外一名提出）

第十四　國幣中社角田神社再興に關する建議案（倉元要一君提出）

第十五　國幣中社角田神社再興に關する建議案（山本勝次君提出）

第十六　木次奈島間鐵道速成に關する建議案（原夫次郎君外二名提出）

第十七　木次落合間鐵道速成に關する建議案（原夫次郎君外二名提出）

第十八　遞信事業に關する建議案（湯淺凡平君提出）

第十九　高等師範學校設置に關する建議案（黒住成章君外二名提出）

第二十　鐵路網走間鐵道速成に關する建議案（小池仁郎君提出）

第二十一　倉禮政策確立に關する建議案（坂東幸太郎君提出）

○副議長（小泉又次郎君）　諸般の報告があります。

（書記官朗讀）

一政府より提出せられたる議案左の如し

裁判所構成法中改正法律案
會計檢査院法中改正法律案
（以上一月二十九日提出）

教育改善及農村振興基金特別會計法案
（以上二月三十日提出）

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
（以上一月三十一日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

所得稅法中改正法律案
提出者　菊池謙二郎君

義務教育普及助成に關する建議案
提出者　山口政二君

社會教育振興に關する建議案
提出者　青木精一君

肥料政策確立に關する建議案
提出者　齋藤議四郎君　土井權大君
鯛原經武君　高橋元四郎君
東郷實君
（以上一月二十九日提出）

國防會議設置に關する建議案
提出者　鰺川五郎作君

贈位慣例格均衡に關する建議案

一昨三十日理事一名追加互選の結果左の如し

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）外一件委員

理事　富永孝太郎君

○副議長（小泉又次郎君）　是より會議を開きます、諸問事項があります、第五部選出豫算委員、柏田忠一君より常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小泉又次郎君）　御異議がなければ許可致します、其部の缺者は追て補闕選擧を行ひ、御通知あらんことを希望致します——日程第一、朝鮮鐵道用品資金會計法案の第一讀會を開きます、提出者の趣旨辯明を許します——早速政府委員。

第一　朝鮮鐵道用品資金會計法案（政府提出）

朝鮮鐵道用品資金會計法案

第一讀會

第一條　鐵道用品ヲ購入貯藏及製作修理シ朝鮮鐵道ノ運輸營業及建設事業ノ用ニ供スル爲朝鮮鐵道用品資金ヲ置キ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　朝鮮鐵道用品資金ハ大正十四年四月一日ニ於テ朝鮮總督府ノ保管ニ屬スル元朝鮮鐵道用品ノ資金ノ額ニ相當スル鐵道用品ノ貯蓄材料ヲ以テ之ニ充テ尙朝鮮總督府特別會計ヨリ漸次繰入レテ三百萬圓トス

第三條　本會計ハ鐵道用品ノ費減代及修理代並附屬雜收入ヲ以テ歳入トシ鐵道用品ノ購入代、製作費、改良費及修理費並附屬諸費ヲ以テ歳出トス

第四條　本會計ノ決算上生ジタル過剩金ハ之ヲ同年度朝鮮總督府特別會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第五條　政府ハ每年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本會計ノ經營ニ妨ケナキ限リ一般ノ需用ニ應シ機械其ノ他ノ物品ノ製作修理ヲ爲ス事ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本會計ニ屬スル用品ヲ以テ

其ノ材料ニ充ツルコトヲ得

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

（政府委員早速整爾君登壇）

○政府委員（早速整爾君）　唯今議題になりました朝鮮鐵道用品資金會計法案に付て大體の總額を說明致します、朝鮮官設鐵道の建設改良保存及運輸並に其附帶の業務は、御承知の通り最初朝鮮總督府が管理經營致して居つたのでありますが、大正六年七月以降其經營を南滿洲鐵道株式會社に委託して居るのであります、然るに朝鮮の官設鐵道の經營は、朝鮮に於ける施政の方針から考察致しましても、朝鮮總督府に於て直接之に當ることが利便であると考へます、恰も南滿洲鐵道株式會社との委託經營に關する細目協定も、大正十四年度から是が更改を要することになつて居るのでありまするから、大正十四年三月三十一日限り是が委託を解除して、其經營を朝鮮總督府に復歸せしめたいと思つて居るのであります然るに元來鐵道の運輸營業及建設事業を營むに付きましては、材料等の需要も互相に上ります爲に、他の國有鐵道經營の場合に於けると同樣、鐵道用品の購入貯藏及製作修理を爲す爲に特別の資金を保有して、其歳入歳出を特別に經理致しますることが最も經濟的であると同時に、此種の事業經營上極めて必要な事と信ずるのであります、仍て玆に本案を提出致しました次第であります、御審議の上速に御協贊あらんことを希望致します。

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對し質疑の通告がありまする——牧山耕藏君。

（牧山耕藏君登壇）

○牧山耕藏君　現在南滿洲鐵道會社に經營を委託されてありまする朝鮮鐵道を、本年の四月一日より朝鮮總督府の直營に引戻したいと云ふことは、是は大陸政策に關する國策上の重大問題であると考へるのでありまするが、此植民地統治に關しましては專任の國務大臣が無いのであります、即ち總理大臣の直轄でありますから、此國策に關する點に付て御尊致しまするには、總理大臣より御答を得る外はないのでありますから、豫め質問の通告を致して、首相の御答を得るやうに祕書課に交涉致して居つたのであります、然るに總理大臣は此席に御見えになつて居りませぬ、總理大臣は確に院內の大臣室におるでになると云ふことを私承知して居るのでありますが何故に此重要な問題に對して、總理大臣直轄の關係は、南滿洲鐵道會社を中心として交通機關の整備を圖り、進んでは吉會鐵道の問題も支那と交涉して之を解決し、さうして日支兩國の經濟的利益を增進すると云ふことの考を持たれて居つたのでありますが、原氏は不幸にして他界されまして、此の經綸が行はれなかつたのは私共甚だ遺憾に考へて居るのであります、現內閣に於かれましても、此の大陸の經營に付ては深遠なる考慮を拂つておおでになる事と信じますが、是等の點より考へまして、今日之を朝鮮總督府に引戻して經營をすると云ふことは、大陸交通政策の上より見て甚だ宜しからずと云ふことの御考はないのでありませうか、寧ろ進んで之を南滿洲鐵道會社に合併をすると云ふことに付て、何等の考慮を拂はれなかつたのでありまして、第三には我國の鐵道中、朝鮮の鐵道程此所管を屢々變へたものはないのであります朝鮮の鐵道は京釜鐵道會社に依つて開放されたのでありますが、爾來統監府、それから總督府となり、次で鐵道院に其保管を移したのであります、それから又再び總督府の管理に返つて大正六年寺內內閣の當時に之を南滿洲鐵道會社の經理に移したのであります、さうして今回又之を朝鮮總督府に還元せんとするのでありますから、七度其所管を變へることに相成るのであります、仍て玆に本案を提出致しまする結果、營業案成績の不良、營業員の不安と云ふものは實に著しきものがあります今回朝鮮總督に還元の問題が起りまするや、朝鮮鐵道に從事致して居る所の幾千幾萬の從業員は、非常なる恐慌不安を來しまして朝鮮總督府は之を鎭壓する爲に——鎭撫する爲に國費より七百萬圓の退職資金を支給すると云ふ事を豫期されまして、此從業員の不安を除かれたと云ふ位であります斯の如く屢々國策の變更を見ると云ふことは、私は餘りに國策を弄ぶ者ではないかと考へるのでありまするが、政府の所見は如何でありますか、第四番目には國防上より又滿蒙富源の開發上より見まして、還元の問題は國家の爲に不利益ではないか、先年滿鐵鐵道の統一、並に滿鐵の增資の計畫が此衆議院に現れました時に於て、私が時の政府に計畫問致しました所が、大陸に於ける鐵道政策は寧天より長春に至る所の鐵路を複線とし、次で寧天より安東縣に至る鐵路を複線とし、是と相俟つて朝鮮の屬國鐵道、即ち新義州より釜山に至る間を複線として是が內地に繋がつて日本の國防計畫の上に重大なる關係を持つのである又之に依つて蒙州の富源が開發されるのであると云ふことの說明を得たのであります、而して寧天及長春間の複線工事は著々として進行致して居るのであります、斯樣な點から考慮致しまして、即ち國防の上から見、又滿蒙富源の開發の上から見て、今日之を朝鮮に還元致しますることは、果して時機を得たるものであるかどうか、此點に付て十分なる御說明を得たいと思ふのであります、此還元の結果が如何なる影響を來すかと云ふことを冷靜に判斷致して見ますると云ふと、南滿鐵道會社と云ふものは一個の營利會社であります、政府の嚴重なる監督の下に其業務を營んで居りますけれども、矢張一個の營利會社である、滿鐵の重役が神樣にあらざる限りは自己の會社の利益を增進することに努むると云ふことは當然であります、隨て今回還元の結果、南滿洲鐵道會社は必や貨物の大連集中政策を執るに違ひない、及南滿洲の特產物は、朝鮮鐵道に依つて內地に運ばれて居るのであるが、此所管の問題が解決を致しますと滿鐵は大連集中策を執るに違ひない其結果朝鮮鐵道は孤立を致すのであるから、此點から見ましても餘程私は考慮をしなければならぬと考へる、朝鮮總督府は之に依つて幾許かの增收を得ると云ふことの御計算のやうでありますが、分離の後に於て果して所期の成績を得るかどうかと云ふことは頗る疑問である、今日朝鮮の西海岸に於ける群山、仁川、木浦と云ふやうな港は何等の恩惠を加へられて居らぬのである、是等の港に居住して居る多數の同胞は非常なる不安に陷られて居る、朝鮮鐵道の敷設鐵道が爲に、貨物を遠距離に運ぶと云ふ事の政策を執るに違ひない、さうすると是等の西海岸の諸港は非常な打擊を受けると云ふことは之を確信致す者であります（拍手）是等の點に付きましても政府の所見を伺ひたいと思ふのであります、第五番目は朝鮮總督府に還元の個意如何、其個意が何れに在るかと云ふことの御考でありまする、朝鮮總督府の利便と云ふ、極めて簡單なる文字を以て御說明

に相成りましたが、事實は南滿鐵道會社に託して居るよりも、朝鮮總督府自ら之を經營する方が利益が擧る。收益が餘計になると云ふことの御見説のやうに私には察せられるのであります。果して左樣な察が出る御積りでありませうか。滿鐵と云ふ大きな世帶の下に預けてありますれば、經營の上に於きましても、或は客車とか貨車とかを共通に使ふ、或は修理の上に於ても或は物品の購入に致しましても、非常なる利便はせんかと思ふ。朝鮮總督府の利便の爲であると致しまして、語を換へて言へば朝鮮の統治開發上朝鮮總督府自ら之を經營しなければならぬと云ふことであるならば、之を滿鐵に託して居るが爲に如何なる不利不便を感ぜられて居るのであるか、又總督府自ら直營せらるゝと云ふことになりますれば、如何なる利便を得られるのであるか、此點に付て具體的に御示しを得たいと思ふのであります。先づ此等の點に對して質問致したいと思ふのであります。細かい點に付て御尋ね致したい事もありますが、それは他日の機會に讓りたいと思ひますから、唯今申述べました重要なる點に付ては、明確なる御答辯を煩したいと思ふのであります。

○副議長（小泉又次郎君）　下岡政府委員。

〔政府委員下岡忠治君登壇〕

○政府委員（下岡忠治君）　唯今牧山代議士より御尋ねの事に付きまして、不十分ではございませぬが、私より一應御答を致します。大正十四年度より朝鮮國有鐵道を直營に致さうと云ふことに付て、其利害得失に關する詳しい御質問でございましたが、第一に朝鮮鐵道は國際鐵道である、大陸經營の上から言つて滿鐵に經營を委任して宜い筈ぢやと思ふが、其點に付て政府の見る所はどうであるか、斯う云ふ御尋ねであらうと思ひますが、大正六年に此鐵道を滿鐵に移管した折の理由と云ふものは、それが一つの大なる理由であつたことは御尋ねの通りであるのでございます。併しながら過去八年間の經驗に照して見ますると、滿洲鐵道株式會社で經營して居るよりも、朝鮮總督が自ら經營すると云ふことが、交通の統一を圖ると云ふ上に於ては殆ど何等の差ひはないのであります。固より根本政策――大陸に對する帝國の根本政策、之に伴ふべき交通上の政策に付ては基礎の上に變りはあるべき筈のものではない。唯々便宜上之を滿鐵會社に委託するが宜いか、總督府が直營してやるが宜いかと云ふことに付ては、過去八年間の經驗に見て見ると大した差ひはないのである。謂ゆる國防上に於て少しも其間に便不便と云ふ差ひは見出すことはないのであります。旅客の點に付きましては直通の列車を常に通じて居るのであるから、殆ど交通上に何等前と今日とは違はないが、唯貨物の問題に付きましては當時中々議論があつた。所謂三線連絡と云ふ問題が非常にやかましかつたのであります。併し現在になつて見ては、最早此三線連絡なるものは殆ど收益は無い。何となれば下關を起點として大連に物を送つて、大連から奉天の方面に持つて行くのと、又下關を起點として釜山から奉天まで持つて行くのと、常識の上から考へても、釜山から安東縣までの間と云ふ此鐵道、長い間の鐵道に關する運賃と云ふものは、どうしても割高になるに極つて居るのであるから、大體に於て三線連絡の問題として運賃の關係に於て、是まで色々議論はありましたが、今日は既に消滅して了つて居る。貨物の運賃の問題は、それ程將來に於て大きな爭の起ると云ふ憂がないと思ひますから、旅客の上から云つても運賃の上から云つても、左程此朝鮮鐵道を直營して居ると云ふことが、大陸經營の上から申しまして不便であると云ふことはないと思ふのであります。

なる關係がありますから、成べく此密接の關係のあるものを一々統一すると云ふことが、鐵道經營の目的を達すると云ふことに便宜であるから、斯う云ふ譯であります。滿洲と云ふものは總て物事が粗放に大きく出來て居る、所が朝鮮は總ての點に於て極く細密な事情を異にして居るのであるから、滿洲の經營振を以て朝鮮に臨むと云ふことをやつて居つたのであるから、若々……

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君　唯今下岡君より御答辯を承りましたが、……

道は滿洲のやうな大雜把なものとは違ふ、成べく細かに經營して行かなければならぬ、建設の上に於ても、改良の上に於てもさう云ふやうな意味を混されたのでありますが、是れは私共多少朝鮮の事情に通じて居ります者に對しての御答辯としては、甚だ案外に感じた御答辯のやうに拜聽致します。現に朝鮮總督府は南滿洲鐵道會社に朝鮮鐵道の經理を委任して居られました時に、鐵道改良に付ては毎年議會に豫算を出して協贊を求められて居るのであります。滿鐵自體としては何事も勝手には出來ない。大小の問題悉く朝鮮總督府の指揮命令の下に働いて居るのである。豫算の上に於ても、決算の上に於ても、其の豫算に對して干渉が出來るのでありますから、唯今の御説明は甚だ私には物足らぬやうに思ふのであります。併し此處で此の點に付て私議論を重ねやうとは思はないのであります。是は他日委員會に讓りたいと思ひますが、唯々一言だけ申し上げて置きます。私は實は下岡君に御尋ねをしたのでなく大陸經營の大局から見て首相の所見を伺ふたのであります。……私は唯々朝鮮の立場より如何に考へらるゝかと云ふことを首相に伺ひたいのではない、大陸發展の上より此事を如何に考慮せらるゝかと云ふことを御尋ねしたのでありますが、幸に江木翼君が御出席になつて居りますから、質問の要旨を首相に御傳達下さいまして、其點に對して適當の機會に、明確なる御答辯を煩したいと云ふことを茲に附加へて置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は委員の數を特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　異議なしと認めて其通りに決します。日程第三、裁判所構成法中改正法律案の第一讀會を開きます。提出者の趣旨辯明を許します。熊谷政府委員。

第三　裁判所構成法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十四條「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第七十一條ノ二中「司法省參事官」ヲ「司法書記官」ニ改ム

第七十七條　削除

第七十九條中「及第七十七條」ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ管轄ニ關スル從前ノ規定ヲ適用ス但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル司法省參事官ノ本法施行前ニ於ケル在職ハ裁判所構成法第六十九條乃至第七十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

〔政府委員熊谷直太君登壇〕

○政府委員（熊谷直太君）　唯今議題になつて居りまする裁判所構成法中改正法律案の提出の理由を簡單に説明致したいと思ひます。本改正案は三點に觸れて居るのでありまして、即ち其第一點は區裁判所の民事の管轄を擴張せんとするものであります。現行訴訟物の價格は五百圓以下と云ふことに、即ち大正二年の改正でありましたか、其後に於きまして財政經濟の發達、産業取引の進歩から見ますると、是は餘りに少額であると云ふ爲に、少しく之を相當の額まで引上げる所の必要があると云ふ次第でありまして、千圓までに改むる所の法案を提出した次第であります。第二點は司法省の官制の改正に伴ふ所の改正でありまして、此度の即ち大正十三年十二月の官制の改正に依りまして、司法省の參事官と云ふものを司法書記官と改めたのであります。隨て其結果として構成法第七十一條ノ二に「司法省參事官」とあるのを「司法書記官」と改め、即ち第三點には區裁判所法の改正、即ち構成法第七十七條の規定と云ふものは全然無用に歸した。是れ此機會に於て削除して置くが宜からうと云ふ譯で、削除を加へた次第であります。此三點でありますから審議の上御賛成あらんことを希望致します。

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對し牧山耕藏君、原夫次郎君より質疑の通告がありますから、通告順に依つて發言を許可致します。牧山耕藏君。

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君　私は之に關聯して御尋ねを致したいと思ひます。それは植民地の司法制度を母國に統一さるゝ御考はないかと云ふことの質問であります。是は江木司法大臣より御答辯を得たいと思ひますが、首相がおでになれば此上ない仕合でありますが、まだ御出席になりませぬから江木翼君より御答を得たいと思ふのであります。內地と植民地との司法制度を統一すると云ふことは、是は在野法曹の間に於ても多年唱へられた問題であります。現在植民地の司法官の職に在る者も亦之を熱望して居る。現在帝國には四つの獨立した司法機關が今日は存在して居る。即ち內地、臺灣、朝鮮、關東州、各々獨立したる所の四つの系統の司法機關があるのでありますが、其判決例を見ましても、甲の土地に於ては有罪と相成つて居る、乙の土地に於ては無罪になつて居る……

○副議長（小泉又次郎君）　原夫次郎君。

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 唯今上程せられたる法案には三つの事を含んで居るのでありますが、其中で恩給に關する問題に付ては何等質疑を要せない、其他の二點、即ち第一には區裁判所の事物の管轄に對する問題、第二には司法省の役人の拾上げ方に付ての改正法律案、此二點に付て御伺致すのであります、先づ第一點の民事裁判の區裁判所の權限を擴張する點に付ては、是は既に明治三十八年、大正二年の兩度に亘つて段々に擴張せられたる所の問題である、何時も區裁判所の事物の管轄に付ては、政府部内に於て行政整理の何時も槍玉に上げられて居るのであります、今回も亦此法案を御提出になつたのは、結局司法部内の行政整理の餘波を受けて此改正法案を提案になつて居ること ゝ思ふのでありますが、先程熊谷君の提案の理由を拜聽すると云ふと、此法案の提案の理由と致しては、即ち經濟の膨脹に伴れ、主として經濟の變遷に伴つて此擴張の餘儀ない場合に立至つたのであると、斯う云ふ提案の理由であつたのでありますが、此點に付て私は大なる疑を有して居る、先づ第一番に裁判所の裁判の期間及裁判の權限に付ては、是は言ふまでもなく憲法附屬の法典であつて、中々忽せに出來る問題ではない、言ふまでもなく司法權は天皇の名に於て行はるべきものでありまして隨て此裁判が吾々人民の生活問題に直接致して居る問題であると云ふことも言ふまでもない、所で此經濟事情の變遷の方面のみを考へ、今日の實際の裁判の有樣並に人文の發達に伴れて、吾々人民の側から申して、權利義務の觀念が極めて發達して居ると云ふ所の點を考へなければ、忽せに此裁判所の構成を變更すべきものでない、彼此すべきものではない此法案に依ると云ふと、五百圓を一足飛びに千圓に改めて居る、所で今日の千圓の訴訟に付て、成程經濟狀態から見ますならば、洵に千圓と云ふ金は大した大金ではない、併し其千圓に伴ふ所の其訴訟者の權利義務の觀念の上から申したならば、中々錯綜したる事件が多い、此錯綜した此事件を今日裁判所の實狀に照すならば、區裁判所單獨の判事が之を行ふのでありまして、此單獨判事では中々容易に斯る錯綜したる事件を判斷する能力の疑はれる判事が澤山あるのである、一體此議場に於きましても多年問題になつて居つたのでありますが、今日の司法制度に於て、何でも彼でも煩瑣なる事件を區裁判所へ悉皆背負はせて居るのである、而して我が裁判制度では三審制度を採つて居るのでありますが、其第一審である所の區裁判所の單獨判事をして、是等の煩瑣なる事務を行はしむるのには、どうしても老練なる熟達したる所の判事が居ないと云ふと、中々事務の進捗を圖る譯には行かない、幸に地方裁判所にあられては三人でありまするが故に、三人寄れば文殊の智慧であつて、餘りに誤りもないのでありますが、區裁判所は一人でありまするが故に中々左樣には參らない、そこで吾々在野法曹の者は常に區裁判所に老練なる判事を置いて貰ひたいと云ふことを始終希望致して居るにも拘らず、判事其者も區裁判所の單獨判事たることを嫌ひ、司法省に於ても此單獨判事を輕く見て老練なる判事を置かない、斯の如く人文の發達に伴うて權利義務の觀念が極めて錯綜すると云ふ其時代の趨向と、並に司法省側の區裁判所判事の任用に付ての此意見が十分に徹底致して居ないのであります、斯の如き關係でありますから、私は先づ政府に問はんとする點は此點である、即ち政府は本案提出の場合に於て唯々經濟事情の變遷に伴うて此法案は提出致したのであると云ふことでありますが、何故に本案提出に當つて經濟事情の變遷のみに鑑みて、人文の發達並に區裁判所の判事の能率問題、此點に思を及ぼさなかつたのであるかと云ふことを御尋するのであります、それから第二點には去る再度の行政整理の結果、區裁判所は土地の管轄に對して、大なる變遷を致して居る、即ち區裁判所が廢止せられ、更に又區裁判所が復活致す、斯う云ふ風な有樣になつて居つて、今日實際區裁判所は存在することを要しない、交通の關係其他から見て要さない所の土地にまで、區裁判所が澤山存置致して居る、然るに司法省側に於ては此權衡がつたる所の區裁判所の土地の管轄に付ては、其儘に放任を致して置いて、事物の管轄に付て、斯の如く構成法の改正の法案を提出したる理由は何處に在るのであるか、即ち政府は此區裁判所の廢合問題に付て何か調査研究を致し之に就て法案を提案致す所の考があるかどうか、是が第二點であります、之を以て裁判所の管轄に對する問題は終つたのでありますが、第二に本案の此の改正案になつて居る所の司法省の參事官が司法書記官と改まつた爲に、構成法を改正しなければならぬと云ふ提案でありますが、一體裁判所構成法に依りますと云ふと、御承知の如く大審院判事、控訴院判事になる資格は大審院に在りては十年間、控訴院に在りては十年間、或は判事檢事の職に在つた經驗のあつた者、或は大學教授たる所の經驗のあつた者、或は辯護士たる所の經驗のあつた者と云ふことに限定致して居る、然るに往年判事の停年令なるものが改正せられた場合に、ひよつくり其場合に於いて人の遣繰り上、司法省の參事官を勤めた者、司法省の局長に在る所の者は、矢張裁判所部内で仕事をして居る者と同一に取扱つて居る、五年なり、十年なりの經驗の年限を矢張之に均霑せしめると、斯う法律を改正致したのである、而して此度は司法省參事官と云ふ名前が書記官に變つたからと云うて、矢張此司法書記官にも其利益を均霑せしめやうと云ふ此改正の趣意であるのでありますが、吾々法曹の希望と致しては、辯護士からでも經驗に富んで居る所の者は幾らでも多いのであるから、大審院の判事でも、控訴院の判事でも、大に門戸を開放しなければならぬと云ふことは多年主張致して居る問題である、然るに拘らず司法省に役人を致して居ると云ふことで、司法省はそれを以て得手勝手に罷める時には――何かの都合で罷めさせなければならぬ場合に於て、其都合で之を拾上げる爲に、一方に途を開いてやつて、恩給とか勳記とか云ふもの以外に於て、更に司法省で役に立たなかつた所の者を埋合せに、控訴院とか大審院に持つて行く、斯う云ふ趣意に過ぎない、斯の如くに致したならば、一體吾々裁判を受くる所の人民側から見ましては、是は寔に容易ならざる法律の改正と思はれるのであります、一體斯の如き法律と云ふものは、即ち人の爲に法律を改正するものである、さうして其人の爲に法律を改正すると云ふことは寔に由々しい事のやうに考へる、こゝ十幾年の間と云ふものは度々此衆議院に於ても問題になつて居る、司法省に於ては常に此司法省の參事官と云ふものと、他の控訴院若くは大審院の判事檢事を兼任されて居る、而して其兼任させると云ふのはどう云ふことであるかと云ふと、即ち司法省が之を兼任せしめて、遂に此裁判の壓迫、此裁判の干渉の元手に供するものであると云ふやうな世間から度々色眼鏡を以て見られたので、攻撃の材料の的となつて居つたのでありますが、一體此司法當局が今日斯う云ふ改正案を出して、僅なる司法省の役人を救濟するが爲に、斯う云ふ法律迄も改正致して、而して任用資格を與へなければならぬと云ふ程に、今日人物は拂底して居ないのである、況や司法省の此書記官なる者の中には、唯々僅に司法省の會計の事に從事致して、朝から晩まで算盤を彈く所の司法書記官も居るのである、又司法書記官中には監獄方面の事務に從事し、此監獄事務だけより外に眼の無い司法書記官も居るのである、又司法省には人事課と申しまして、人の遣繰だけを考へて居る所の司法書記官も居る、是等の者にまで斯う云ふ法律改正の均霑を與へて、唯々年數に依つて大審院判事たり控訴院判事たるの資格を與へる趣意は一體何處に在るのである、構成法の六十九條、七十條に於て規定して居る所の、先程申上げたる判事檢事を五年若くは十年勤める、或は大學教授を勤める、或は辯護士を勤めると云ふ事柄は、即ち朝から晩まで裁判の仕事と同じやうな仕事を爲して居るものであるから、之等の者に對して此資格任用を認めて居るのであります、然るに今申上げたやうな裁判事務に全く關係の無い司法事務に――殆ど其裁判の事に經驗となるべき事柄でない仕事をやつて居る所の司法書記官にまで斯の如き重大なる（「簡單」と呼ぶ者あり）任用資格を與へると云ふことは、是れは結局人の爲に法を改正する就中憲法附屬の構成法を改正すると云ふことは、是は司法當局が愼まなければならぬ事柄であると思ふ、仍て私は實は是は横田司法大臣に出席を求めて親しく同大臣の意見を伺ひたいと思つたのである、何となれば横田司法大臣は豫め吾々と同意見を持つて居つた人である、然るに司法大臣に任命して斯の如き法律を出したと云ふことは、恐くは是は屬僚が提案した所のもの其儘を、殆ど是は盲判同樣に捺いて之を提案したのであると私は考へて居る、然るに横田法相は今日は病氣の爲に出席がないと云ふことでありますから、それを補佐する所の熊谷君が幸ひ提案の理由を述べられたのでありますから、此點に向つて詳細なる說明を求むる次第であります。

〔政府委員(熊谷直太君)登壇〕

○政府委員(熊谷直太君) 唯今の御質問は甚だ多岐に亘つて居ります、併し之を約めて見れば三點になるやうでありまするからして、順序を追ひまして御答辯をして見たいと思ひます、本案に於て五百圓を千圓に改めたいと云ふことは、單に經濟上、產業上取引上の理由に基くものであると云ふことは怪しからぬ話である、今の區裁判所の狀態を見ると云ふとどうも單獨判事では斯う云ふ五百圓以上千圓の事件と云ふやうなものを處理して行くには、餘り安心が出來ぬと云ふ御問のやうであります、此點に付きましては吾々政府當局は最も深甚なる所の注意と研究を重ねたのでありまして、是まで在野法曹の中よりも種々此管轄の點に付きましては澤山の希望があり或は何故區裁判所の管轄をもつと擴張して二千圓にせぬか何故二千五百圓にせぬかと云ふやうな澤山の註文があるのであります併し當局、四圍の境遇と總ての事情とを十分に研究しましたる所の結果、先づ千圓位にしたならば是が落着き所であるかと考へまして千圓に定めたのであります、勿論此裁判所判事の選擇と云ふことに付きましては、是は洵に原君と御同感でありまして、是は改良して行かんければならぬと考へて居るのであります、當局は段々と其方針に進路を向けまして改正して行きたいと考へて居りまするから、此點に付きましては御安心を願ひたいのであります、第二の事物の管轄は、既に此五百圓のものを千圓にしたのであるが土地の管轄に付ては政府は考慮しないか、例へば或る區裁判所の如きものは全然今日に於ては必要が無いものである、それを整理もせずに事物の管轄のみを引上げると云ふことは不當ぢやないかと云ふ御質問のやうであります、是も一應御尤なる所の御質問でありまするけれども、是は長い此歷史に照し、經驗に徵しまして、此度は先づ土地の管轄に付きましては區裁判所の改廢には手を觸れぬと云ふことを決定したのであります、其理由は是までは一たび廢しては一たび起し、改廢常なく、當局の威信と云ふものも大分關係があるやうでありまして、成程全國中の區裁判所を見渡して見ますと、洵に貧弱なる所の區裁判所もあるのであります、之に就ては追々と整理をする見込でありまするからして、此點も御安心を願ひたいのであります、第三點は司法省參事官と云ふものを司法書記官に改めたと云ふことは宜しくない、此點に對して原君は大分手酷い御攻擊を加へられるやうでありますが、是は前の構成法と云ふものを改正するときに、全部御非難さるべき所の御非難でありまして、唯今の改正法律案に對する非難ではないと思ふ、唯唯一點書記官の中には全然もう裁判事務と云ふものには關係ないやうな人々が居るではないか、例へば會計課長の如き者然り、人事課長の如き者然り、斯う云ふ御質問でありまして、此點は當局に於ても大に考慮した點であります、裁判所構成法中には成程大審院の判事檢事になる者には相當の者でなければ資格を與へて置かぬ、例へば大學教授の如き、辯護士の如き、辯護士は澤山あるが、全く裁判所に出入をしない人でもあゝ立派な學問のある人である、裁判事務に經驗を持つて居つたと云ふ人であれば大審院判事にして差支ないのである、又大學教授、此人は大學の講堂に居つて而も其專門の學問と云ふものが專門に渉つて居る、局部の學問をやつて居る所の人でありましても、併し此人でも裁判事務に鍛錬なる――或る方面から見まして鍛錬なる事實があれば之を採用しても宜しいのである、會計課長も亦然りである、會計の事をやつて居るが、一面に於て裁判事務に堪能であると云ふことであれば、之を大審院判事にして差支ないと私は思ふのであります、唯々其裁量按排と云ふものは一に司法大臣の胸裏に存して居る、こゝが即ち妙味の存する所でありますから先づ司法大臣の任命せられる方が其樣に非常識な者をやるものではない、相當の處置をやつて行くものであると云ふことを御安心を願ひまして、說明に代へる次第であります。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君 本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議には御異議なしと認めます、其通り決します、日程第五、會計檢査院法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者の趣旨辯明を許します。

第五 會計檢査院法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

會計檢査院法中改正法律案

會計檢査院法中左ノ通改正ス

第二條中「副檢査官專任二十五員」ヲ「副檢査官專任十八員」ニ改メ「技手」ヲ削ル第三條第一項中「及技手」ヲ削リ同條第二項中「書記及技手」ヲ「及書記」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員塚本清治君登壇〕

○政府委員(塚本清治君) 唯今上程になりました會計檢査院法中改正法律案に付きまして提案の理由を說明致します、本案は會計檢査院に於きまして現在副檢査官の定員二十五人でありますのを行政整理の趣旨に從ひまして、減員を致して十八人と致しますのと、又同院に技手が居りますのを、近年の實績に鑑みまして其存置の必要がありませぬので、之を廢することに致さんとするのであります、極めて簡單なる法律案であります、何卒速に御協贊を與へられんことを望みます。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 日程第六、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第六 右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君 本案は政府提出在外帝國專管居留地特別會計法廢止法律案外四件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議には御異議なしと認めます、其通り決します。

○作間耕逸君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち政府提出煙草專賣法中改正法律案を此際特に上程して議題とし、第一讀會の續きを開かれんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議なしと認めまして煙草專賣法中改正法律案を上程して議題となし、第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます―委員長岡本實太郎君。

煙草專賣法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一 煙草專賣法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年一月三十一日

煙草專賣法中改正法律案委員長 岡本實太郎

衆議院議長粕谷義三殿

〔岡本實太郎君登壇〕

○岡本實太郎君 私は玆に政府提出煙草專賣法中改正法律案に付きまして、其委員會の經過並に結果を報告致す者であります、本案に付きまして委員會を開會致しますることは四日間に亘りました、而して本案は甚だ文字では簡單なものでありまする、即ち現行法の煙草專賣法第二十條の三に「風害水害又ハ霜害」斯うありますのを、それに「旱害又ハ病害」此二つの害を加へると云ふのでありまする、而して其旱害と云ふことに付きましては、別段に質問の如きも無かつたのであります、又其附則に付きましても別に質問議論等も無かつたのであります、即ち附則と云ふのは「本法ハ大正十四年四月一日以後ニ生シタル損害ニ關スル分ヨリ之ヲ適用ス」と云ふのが其附則であります、唯々此病害と云ふものに付きまして、此病害の中には蟲害、即ち蟲の害を含んで居るや否やと云ふことが第一に疑問となつたのでありまする、此點に付て多くの質問も出ました、而して政府の說明する所に依れば、此病害には蟲害は含まないものである、何となれば元來本法は所謂不可抗力とも見るべき、人力で以て如何ともすることの出來ない天災に對する補償であるが、蟲害は人の力で以て努めれば除き得ることであるからして、之に蟲害を加へれば、所謂惰農を容認するとか、或は之を奬勵すると云ふ形になるから要らないのである、斯う云ふ說明でありました、即ち此に病害と云ふのは俗に謂ふ立枯病とか、或は赤星病とか云ふものを主

として含むものである、併し嚴格に申しましたならば此立枯病とか、或は赤星病とか云ふ如きものは、細菌とか黴菌の作用であるからして、學理上から言うたならば或は蟲ではないかと云ふ質問――議論も出たのであります、即ち政府の見る所は斯樣な細菌黴菌の作用に依るものは病害であつて之に含まない蟲害と申すのは人の力を以て防ぎ得る所の蟲害である、蟲は目で見、手で捕ることの出來るものである斯う云ふのであります、而して此煙草の最も主なる産地の鹿兒島地方の如きに於きましては、所謂此赤星病の如きも俗に蟲と云ふさうであります、尙ほ牡丹蟲とか云ふ一種の害があるのであります、政府の說明する所に依りますれば、俗稱には蟲と云ふが之は細菌或は黴菌の作用であつて、所謂立枯病の如き病氣と同視すべきものである、だから是は病害の中に寧ろ屬るべきものである、斯う云ふ御解釋でありまする、旁々委員から質問の出た所謂牡丹蟲、或は赤星病の蟲と云ふものは此病害の中に包含して居るのであると云ふことに結局意見は一致しましたのであります、又或地方に於きましては、昨年旱害に加ふるに更に蟲の害が加つて來た、二つが重つて來た是は東北地方ださうであります、是は政府の見る所は前の蟲害であるが、併し昨年は先づ第一に大旱魃で以て旱害が甚しくて煙草の成育が頗る不良であつた、不良である所へ以て來て蟲害が加つたのであるだから耕作者に於きましては斯う云ふ詰らない煙草は最早蟲を取るも其効なしとして、所謂自暴自棄になつて蟲を取らない爲に、一層其被害が甚しくなつたが根本を言へばさう云ふものは寧ろ旱害と云ふ方で救濟し得るものであると、斯う云ふ政府の方の御答辯でありましたのであります、結局委員からの御質問に出ました御懸念なされた點も、此病害と云ふ中へ結局入るものであらうと斯う云ふことに意見が一致いたしましたのであります、が又或は此蟲害の中には一夕にして或は一朝にして數反歩、乃至數町歩を一度に大損害を被らしむる如きものがある、斯るものでも之に入らないか、斯う云ふ御質問でありましたが、是は外國に於きましては其例が幾多あるが、まだ日本に於ては其實例は無いものと見る、斯う云ふ政府の方の御答辯でありましたのであります若し又將來斯う云ふものが出來たならば大に一考をするが、現在の所に於ては斯るものはあるまい縱しあつたとしても多くは大部分それは黴菌或は細菌に基く病害と云ふものに入るであらう、斯う云ふ御解釋であつたのであります、尙ほ此補償の範圍と云ふことに付きまして、如何なる所まで補償をするのであるかと云ふことに付きまして、現行法に於きましては是は煙草が畑に在る內の害である、即ち苗床から離して煙草の畑へ移植してから後、及收穫に至るまでの間の被害である、だから苗床の被害は是は入らないものである、斯う云ふ御解釋であつたのであります、此點は委員からも御質問もありましたが、何故それが入らないと申しますと、苗床は多くは居宅の附近でありまして、管理の最も能く手の屆く所である、而も頗る小さい坪數に於て行はれて居るから其害を除き得る、縱令んば害を被りましても、多くは近隣の同じ耕作者から苗の讓渡しを受けて移植しても差支ないと云ふことになるから、是は被らせぬのである、斯う云ふ御解釋であります、尙ほ畑から取上げた後、或は居宅の內、其他屋外に於て乾燥をするときはどうであるか、是も入らないのである何故入らないかと申すとそれは最早他の作物、外の物と是は同じ物と見るべき狀態である、だから其程度まで擴めるの必要は無いと認めて居る、斯う云ふ政府の方の御解釋であるのであります、尙ほ補償の程度と云ふことに付きましては、現在の煙草耕作者に於ては其金額が餘り多からぬ爲に、十分なる滿足を表して居らない、だから願くは成るべく此程度を擴められたいと云ふ御希望もありましたのであります、で現在に於きましては、政府に於きましては、六分作以下にある時には補償すると云ふことになつて居りまするが、將來は之を七分作と云ふことに擴めると云ふの御考である、斯う云ふことであります次には補償の金額ですが、其補償は作柄の惡かつた點と、尙ほ平年作とを比較對照致しまして、其差額の二分の一を補償すると云ふことになつて居りますのであります、他の損害と是が偶々共合するとき、或は先刻申しまする、旱害と蟲害とが共に重なる、旱害と病害とが共に重なると云ふやうなときには、然るべき方法に依つて適當に其間が緩和されると云ふことになつて居ります、其總額は大正十年度に一萬四千八百圓であつた、十一年度は七千八百圓、十二年度に九千七百五圓、斯う云ふ實績であるさうであります、此法律の改正と共に將來是が幾分か增加をすると云ふことは勿論であります、尙ほ此補償金を與へる時期と云ふことに付きましては、どうも兎角遲れ易くていかないから、成べく早く是は支給するやうな方法と云ふことに付きまして御質問もありましたが、政府の御答に依れば、葉煙草を收納してから一箇月の後には交付する豫定である、收納しなければ其實績が分らない、多數の耕作者であるから先づ其實績を見まして、而して後にすると一箇月先づ掛るものと見なければならない、斯う云ふ答でありました、其他本案に關係致しまして、所謂葉煙草の供給と云ふ事柄から、或は鑑定の事柄、乃至は鑑定の標本の事、或は調理の事、殊に不熟の新規耕作者が葉煙草を調理するの事柄に付ての事、尙ほ試驗場の設置の事柄、國立試驗場或は府縣立の試驗場を造つた時に如何にして保護するかと云ふ事柄、又昨年の大旱魃の被害の事柄に關聯致しました事柄、進んでは支那の方に對する葉煙草の關係、即ち內地の料として支那の葉煙草を入れたが宜いではないかと云ふ事柄、或は其製造煙草の販賣權を尙ほ支那に向つて擴張すべき事柄、葉煙草に付きましては殊に山東で耕作して居ります米國種の葉煙草の事柄、是等に付きまして關聯致しました事項で幾多の御質問が出ましてございます、是は直接本案に關係ないこととして、詳細は玆に省略致します、斯の如き經過を以ちまして本案に對して、一部の委員の御方から蟲害と云ふものを成べく廣く解釋して戴きまして、氣候其他の關係で夥しく一時に蟲が發生し、人力で以て如何に盡しても之を防護することは出來ない、即ち不可抗力とも見得べきやうな狀態のときは、成べく之を病害の中に含ませるやうに解釋されることを望む、斯う云ふ御希望がありまして、結局本案に付きましては出席全員の委員の一致を以ちまして、政府原案の通り可決すべきものと委員會では定まりました次第であります、此段御報告申上げて置きます

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對し政府に質疑の通告があります、東幸治君。

〔東幸治君登壇〕

○東幸治君　私は此改正案に對して贊成する者でございますが、贊成するに方つて一言政府當局に質して見たいことがある、從來現行法に於きまして、病害蟲害の如きものは加へられて居らなかつたと云ふことは、實に一つの大なる所の缺點であつたのであります、其實例を擧げて申しますれば、現に私の鹿兒島縣に於きましては大正十二年度に於て赤星病の爲に被りました所の損害實に三百萬圓の多きに達して居るに拘らず、此の現行法に一大缺陷があるが爲めに遂に之れに補償を得ることが出來なかつたのであります、故に今日此の改正を見ると云ふことは、實に鹿兒島縣のみならず、全國煙草耕作者に取りまして洵に幸福なるところの改正であると信じて疑ひませぬ、併しながら是が實際の問題としましては、此の法が如何に適用されて居るか、如何に專賣局官憲が取扱つて居るかと云ふことが重大なる點であらうと私は考へるのであります、此の點に付いて專賣局の、或は大藏省の方に御伺致したいのでございますが、今日まで政府官憲が現行法に對して執りましたところの實際の內容はどうであるかと申しますれば一例を擧げて申しますれば、大風があつて非常な損害を受けた場合、此大風の爲に倒された所の大木が煙草に損害を與へました場合に、此問題を官憲がどんなに取扱つて居るかと申しますれば、それは風が直接に煙草に損害を與へたのではなくして、風に依つて倒された所の木が損害を與へたのであるからそれには補償をやらないと云ふのであります、又例へば大雨がありました爲に堤が崩れて煙草を埋めました場合に、如何に取扱つて居るかと申しますればそれは、直接雨が土手を崩したのであつて、雨が直接に煙草に損害を與へたのでない、土手の爲に與へたのである、洵に非常識極まる判斷を致して居るのであります、故に私は專賣局が、吾々煙草耕作者が年々政府に納付する所の煙草賠償金五千餘萬圓――五千餘萬圓の煙草に依つて政府が專賣局の益金として擧げて居るものが實に一億三千萬圓の巨額を擧げて居るのであります、私が思ふに此百姓が一年四箇月も掛りまして苦心慘澹を致しまして殆ど獨り息子を育てるやうに入念に育てて、漸く政府に納付を致しまして、納めて得たる所の賠償金五千萬圓に依つて得る政府の益金は、實に一億三千萬圓の巨額を算して居ります、此點から考へましたならば今少しく百姓の苦心に對し、今日の農村の狀況に於きましては更に賠償金を引上げる必要があると思ひますが、唯今改正された此改正案が愈々實施の曉に於きましては、政府當局は矢張從來の通大風及大雨に對して土手が煙草に損害を與へたとか、或は大木が煙草に損害を與へたのであると云ふやうな解釋を取つて、依然として御取扱になるならば、折角改正された此法案は、其生命なきに終るものであらうと甚だ杞憂を懷く者でありますから、此點に付て政府の明快なる所の御答辯を御願致して置きます。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　早速政府委員。

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　唯今の御尋に御答しやうと思ひます、此煙草の災害に對する補償制度を完全にするが爲に此改正案を提出した理由なのであります、唯今御述になりましたやうに、從來の扱振りに於て若し不完全の點がありたりと致しましたならば全體法律を改正致して補償制度の目的を完全に達したいと云ふことから、此案を提出致したのであります、將來に對しては十分注意を致すことは勿論であります、御說の中に例を擧げて御話になりました蟲害に關する件でありますが、あの赤星病なるものは從來或は之を一般に蟲害として數へられて居つたかも知れないのでありますが、例へば薩摩邊りに於きまして非常に此煙草の耕作に對して損害を與へ來つたものは、是は蟲害であるとして從來の補償制度の中に加へられて居なかつたことは事實でありますけれども、今回此病害と云ふものを此中に加へましたに付きましては、唯今御擧になりましたる赤星病の如きは、無論此病害として取扱ふと云ふことに致したいと思ふのであります、御說の如く蟲害として之を此補償制度の中から取除くと云ふ考ではないのでありますから、此點も御安心を下さつて然るべしと考へるのであります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　本案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「第二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て、第二讀會を開くことに決しました。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て直に第二讀會を開き議案全部を議題と致します

煙草專賣法中改正法律案　第二讀會

（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定致しました（拍手）　日程第七、違警罪即決例中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者の趣旨辯明を許します――提出者横山勝太郎君。

第七　違警罪即決例中改正法律案（横山勝太郎君外四名提出）　第一讀會

違警罪即決例中改正法律案

違警罪即決例中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ言渡ヲ爲シタル時ハ之ト同時ニ之ヲ被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬配偶者、被告人ノ屬スル家ノ戶主若クハ辯護人ノ中適當ト認ムル者ヘ通知スヘシ

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ請求ハ被告人ノ爲ニ前條第二項ニ揭クル者ヨリモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第七條ノ二　警察官署ニ檢束引致セラレタル者及ヒ拘留處分ヲ受ケタル者ノ接見及ヒ信書ニ關シテハ刑事訴訟法第四十五條第百十一條第百十二條監獄法及ヒ同施行細則中接見及ヒ信書ニ關スル規則ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔横山勝太郎君登壇〕

○横山勝太郎君　違警罪即決例は明治十八年の制定に掛りまして、爾來四十年の間人民の權利自由に對して非常な制限を加へて居ります、隨て違警罪即決例の內容を點檢を致しますれば不備なる點、不當なる點洵に多いのでありまするが、就中全國の警察署に於きまして或は行政執行法に依り、或は犯罪の嫌疑に依り、人を拘禁致しまして、親族故舊の面會を拒絕し、又正式裁判の申立を仰ぐの道なからしむるの弊害は、全國到る處に頻々としてあるのであります、斯の如きは警察官の極めて簡單なる取調の結果爲されたる裁判に對して、不服の申立を爲すの途を拒絕するものでありまして、人權擁護の立場から甚だ遺憾の事であると思ひます、斯の如きは全く警察專制の弊風を物語るものでありまして、法治國に於ける大なる恥辱であると考へます、吾々は斯の如き警察政治に服することは出來ませぬから、警察署に拘禁されましたる者は、其原因の如何なるを問はず親戚故舊に於きまして面會を求むる時分には、警察官は之を許すの必要あることに致したい、又其略式裁判に對しては、斷じて不服の途を拒絕することは相成らぬと云ふことに致したいと考へるのであります、本案の趣旨は極めて簡單な事柄であります、どうぞ御審議の上で御贊成を仰ぎたいと考へます（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對して質疑の通告があります、許可致します、原夫次郎君。

〔原夫次郎君登壇〕

〔「簡單々々」「要點だけを簡單に願ひます」と呼ぶ者あり〕

○原夫次郎君　唯今横山君より御提案になりましたる本案に付ては、本員の見る所を以てすると誠に驚入つた法案のやうに考へられる、そこで私は先づ提案者に私の質疑のある所を伺ひ、次で此違警罪即決例なるものが一面內務省の所管に屬し、他面司法省の所管に屬するが故に、內務大臣並に司法大臣に御伺を致すのであります、此法案を見ますると云ふと提案者は五名になつて居つて、筆頭が横山君、それから作間君高木益太郎君と云ふやうな、在野法曹の錚々たる方々であつて、同君等は常に本議場に於て人權擁護を叫び、常に司法權發展の爲に努力を致されて居る方々である、然るに本案は何事でありませうか、唯今横山君の提案の趣旨を承つて居りましても、實に驚入つた話である、一體此違警罪即決例なるものは、憲法政治――我國の議會政治以前、彼の太政官の布告、布達の時代に於て發布せられたるものである、即ち明治十八年の公布に係る法律であります、爾來歲月を閱すること三十有幾年の間であります、此の法案は吾々の聞く所に依ると云ふと、是は獨逸の專制政治の遺物を取來つて、明治十八年に制定せられたる所の法律であると云ふことを豫て承つて居るのである、其の後實施せられたる所の我が憲法政治の運用に鑑みましても、亦憲法に規定する所に鑑みましても、我が司法權は　天皇の名に於て之れを行はなければならぬ、又司法判事――裁判官の任用に付ては、法律に依つて之を規定しなければならぬ、又裁判なるものは決して祕密にやるべきものでなくして、必ず公開をしなければならぬ、又司法裁判以外の、特別裁判所の構成に付ては、特別なる法律を以て制定しなければならぬと、斯う云ふ風に、憲法に規定して居るのであります、又憲法に規定して居る所の人民の、權利義務の側から考へて見まするならば、日本臣民は法律に定めたる所の裁判官の裁判を受くる、權利を奪はるることはないと、斯う云ふ風に規定して居るのである、然るに横山君以下の人々の提案になりましたる所の此明治十八年の違警罪即決例なるものは、如何なるものでありますか、此規定を見ると云ふと、第一條に於て拘留又は科料に該る罪は警察署長又は分署長、又は其代理たる警部に於て即決を以て裁判すると斯うなつて居る、而して其即決の言渡に對しては、裁判所に正式裁判を請求することが出來る、正式裁判の請求があつた時には、即決の事は當然其言渡は消滅をして、訴訟は區裁判所に繫屬する、斯う云ふ規定になつて居る、まるで本末を顚倒したる法律でありまして、今日此法律の制定以後に於て既に刑法は改正せられ刑事訴訟法は改正せられ、而して其刑事訴訟法中にありましても彼の區裁判所の事件たる罰金、科料に該る罪に付ては、往年當議會に於て協贊を與へたる所の略式命令法に依つても、裁判所の裁判を受くることになつて居るのであります、然るに此違警罪即決例なるものは、今日刑法が改正になり、警察犯處罰令に總てを網羅致してあるに拘らず、違警罪では罰金は十錢以上二十圓以下、又自由刑に於ては一日以上三十日以下に處すると云ふ規定がある、其規定の種類は殆ど六十箇條ばかりのものである、それを以て吾々人民に臨んで居るのである、然るに彼の略式命令に付ては唯々罰金と科料だけであつて、吾々人民の自由を束縛する拘留と云ふものに付ては斷然之を許さないと云ふ法制になつて居る、此拘留なるものは人權に重大なる關係がある爲にどんな輕微なる事件であつても區裁判所の裁判を受けしめなければならぬと云ふやうになつて居る、然るに此違警罪即決例なるものは如何であるかと申すならば、先程申上げましたが如く、憲法の規定に非常なる矛盾を致して居る、先づ第一番に此裁判を爲す所の者は何

であるかと云へば警察署長、分署長、又は警部である、而して是は公開の裁判ではない、普通の事件に在りましては、檢事が起訴し、必ず判事が裁判する所謂彈劾主義になつて居る、然るに此違警罪に在りましては、唯々警察官が違警罪の違反者であると言つて、殆ど六十に垂んとする、五十八箇條の規定に違反した者であると言つて、道路からでも何處からでも一寸來いと云つて引張込んで置いて、さうして警察でお前は違警罪の違反者である、拘留に處する罰金に處する、科料に處すると言つて、直に裁判を致すのである、斯の如きは甚だ不都合であると云つて、提案者に於ては常に是まで高唱を致して居つた是は憲法違反の法制である、一日も存在すべからざる事柄であると云つて是まで高唱して置きながら、今日の提案を見ると如何でありませう、唯々些末なる事柄、違警罪即決例其ものは存在せしめて置いて唯々言渡を受けてから後に親族或は故舊に通知をしなかつたとか、何とか云ふ枝葉の問題の改正である何たる姑息なる方法でありませうか、横山君は既に憲政會の政務調査委員長であると云ふことを承つて居る、又此賛成者諸君は何れも憲政會の驍々たる諸君である、是は恐くは憲政會の黨議でありませうが斯んな黨議がありますならば、私は先づ提案者に御伺致したいのは、何で百尺竿頭一歩を進めて違警罪即決例の廢止法案を提出せざるかと云ふ點を、第一番に提案者に伺つて置くのである、それから次に尚ほ提案者には又幾多の伺ふ點がありまするが、是は委員會に讓る、次には此司法大臣と農商務大臣――此內務大臣でありますが、司法大臣は固より司法の要職に就いて立憲大臣を以て任じて居る人である、而して此違警罪の存在すべからずと云ふことに付ては、吾々と同意見の筈である、然るに今日まで先程のやうな裁判所構成法中の改正法案なんと云ふものを打切つて居つて、今日立憲政治の治下に於て許すべからざる所の違警罪即決例の廢止を何故提案せざるのである、それから內務省である、――內務大臣である、今日內務大臣はおゐでになつて居ないのであつて、片岡次官がおゐでになつて居ると云ふことであるが是は片岡君に聞いても一體違警罪の「違」の字は御存知であるか、或は御取調になつて居るのであるか、篤と其御答辯を――調査の上御答辯を願ひたいと思ふのであるが、一體全國の警察署長、分署長に斯の如き重大なる權限を委託して置いて、內務省は如何なる監督權を行使致して居るか、現に內務省の長官たる若槻君は、往年の陪審法案に付てすらも、現在行はれんとする所の陪審法、是は憲法違反であるとして、反對致した人である、其立論の根據は私が最に申上げました憲法の規定を捉へ來り、之を數へ來つて陪審法は憲法違反でありまするが故に、是は斷じて贊成することは出來ないと言うた人である、然るに其人の下に於て日々全國で數千數萬の此違警罪即決例を行使して居る所の、斯の如き憲法蹂躙の――人權蹂躙の事項を遂行せしめて置いて今日に如何なる監督權を有して居るものであるか、內務大臣に於てはそこまで手が及ばないと云ふならば格別であるが一體立所ろに此違警罪即決例と云ふものは廢止しなければならぬのに拘らず、斯の如きものを存在せしめて置いて、此貴族院の改革を叫び或は普通選擧を行はんとする、現に總理大臣の如きは先達も此當議場に於て、貴族院令は明治二十二年以來餘り手を著けない、それだから改正の必要があるなんと云ふことを言うて、此明治十八年に斯の如き憲法違反の事項を規定して居ながら、之を廢止しないのは何たる事であるか、吾々議員としては之を默視することは出來ないのである、仍て司法大臣並に內務大臣は此違警罪即決例なるものを廢止するの意思はないか、若し意見ありとするならば、何時之を提案しやうとするのであるか、又是は憲法違反の法律であると云ふことを認めないのかどうか、之を伺つて置くのであります。

〔拍手〕

○横山勝太郎君　簡單でありますから此席から發言の御許しを願ひます。

○副議長(小泉又次郎君)　許可致します。

○横山勝太郎君　唯今原君は違警罪即決例を憲法違反なりと云ふ意味の御議論であります、本員は憲法違反なりとは認めませぬ、隨つて憲法第七十六條の規定としまして、憲法制定以前の規則でありますから、今日尚は效力を有するものである、憲法違反でないと斯樣に考へて居ります、而して廢止案を出すかどうかと云ふ議論がありましたが、吾々は今日の現狀に於きまして、憲法以上有効なる違警罪の即決例を直に廢止することは出來ないと斯樣に考へて居ります、隨て其不備不完全を補ふ爲に本案を提出致したのであります、原君の憲法違反論を外に致しましては樣々論ぜられたる所は、本員の言はんとする所と略々同樣であります、どうか本案に御贊成あらんことを切に希望致します。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君)　熊谷政府委員。

〔政府委員熊谷直太君登壇〕

○政府委員(熊谷直太君)　原君の御問に對しまして政府の所見を述べます、本案の違警罪即決例は第一に於て憲法違反にあらず、第二に於て政府は未だ之を廢止するの意思なし、此二點だけを述べて置きます(拍手)

○副議長(小泉又次郎君)　鈴木政府委員。

〔政府委員鈴木富士彌君登壇〕

○政府委員(鈴木富士彌君)　內務大臣は豫算委員會に行つて居りますから、私が代つて――內務大臣は違警罪即決例を廢止する意思なきやと云ふ御尋でありましたけれども、今日の情勢に於きまして之を廢止することは出來ませぬ、其理由はです、毎年此罪に當る者が可なり澤山にございます、大正十二年の調に依りますと三十七萬三千許り件數がありまして、其中正式裁判を申立てる者が五百許りあると云ふやうな情勢でありまするから、之を一々司法裁判所に遂りますると非常に繁雜になります、のみならず司法裁判所に於きましては判事を殖すとか、檢事を殖すとかしなければなりませぬから、隨て財政上にも非常な苦痛を感ずる次第でございます、斯樣な譯でありまするから、當今今俄に廢止すると言ふ譯には參り兼ねるのであります、此點を御諒承を願ひたいと思ひます、それから人權蹂躙云々と云ふ御言葉がありましたけれども、內務當局は斯樣な事は斷じてないことを確信致して居ります、けれどもさう云ふ風な非難は兎角有り勝でございます、是までと雖も內務大臣は屢々或は訓令、或は通牒を以て斯樣な事の無いやうに警戒を致して居る次第でありますで憲法違反でないと云ふことは唯今申した通りであります、此條文を能く御覽下されば分るのでありまして、不服であれば正式裁判の申立が出來る、不服を申立てれば其際初めて裁判所に繫屬するのでありますから其際に　天皇の名を以て裁判すれば宜しいでありますから決して是は憲法蹂躙でも何でもないと云ふことを御諒承を願ひたいと思ふのであります尙は詳しいことは何れ委員會に於きまして詳しく申述べることに致します。

○作間耕逸君　本案は日程第三議案の委員に倂せて付託せられんことを望みます。

○副議長(小泉又次郎君)　作間君一寸待つて下さい――原君何ですか。

○原夫次郎君　再質問。

○副議長(小泉又次郎君)　再質問ですか――原君。

○原夫次郎君　簡單であるから此席から再質問に及ぶのでありまするが、横山君並に熊谷君の御答辯に至つては、是は又頗る入つた次第である(發言する者多し)唯々徒に自己の不完の見解を以て憲法違反に非ずと言ふ、吾輩の問うて居るのは、それ〳〵憲法の條文を示して、是であるから憲法違反ぢやないかと云ふのに對して、唯々是は憲法違反ぢやないと言ふ、唯々それだけの答である、何故に提案者は憲法違反に非ずと云ふことの見解を持つて居るならば、其理由を何故示さないか、之を御尋するのである、それから次に鈴木君の答辯がありましたが、鈴木政府委員の答辯に依れば、違警罪即決例なるものが憲法違反に非ずと云ふことの其根據と致しまして、同君は唯々違警罪即決例に依つて處分を受けたる其處分に對して、正式裁判を受ければ、正式に裁判が出來るのであるから、是は憲法違反でない、同じ事である、さう云ふ說明は何と致しても承服が出來ないのである、即ち正式裁判を申立をしない場合に於ては、同君の言はれた年々三十七萬幾らの此事件に對して正式裁判を申立をしない者に對しては、其裁判が確定して拘留の處分を受け、若くは罰金を納めなければならぬのである、斯の如く行政官の行政處分に依つて吾々の自由が拘束せられ、吾々が刑罰を受けると云ふことは、是は憲法違反に非ずして何であるかと云ふことを、私は再び御問ひ申すのである。

○作間耕逸君　念の爲にもう一度動議を申上げます本案は日程第三の委員に倂せ付託せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君)　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君)　異議なしと認めて左樣に決します――尙は原君に申します(「政府委員の答辯すると言ふのを止めるとは何だ」と呼び其他發言者多し)原君に御答致します、政府委員の答辯は無いのであります、(「答辯をすると言ふのを止めたぢやないか」と呼ぶ者あり其他發言者多し)原君は議事の進行に關しての發議を求めました。

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君　私は先日も此議事の進行に付て諸君が支持致して居る所の加藤首相の議場に對する答辯の不誠意であると云ふことに付て申述べたのでありますが、今日再び私の發言のことに付て、議事進行の問題で玆に登壇することは洵に遺憾に堪へないのである、私は――私は先程來此提案になつたる所の法律案に付て質問を試みて居る者であつた、何故に――何故に作間君は未だ此政府當局者の答辯、又提案者の答辯のないのに何故斯の如き動議を起すのであるか。

〔此時發言する者多し〕

○副議長(小泉又次郎君)　御靜肅に願ひます。

○原夫次郎君(續)　又議長に於ては倉皇と致して此動議に付て採否を宣言致すと云ふことはどう云ふことであるか、私が此に問はんと致したる所は此提案になつたる法案其ものに付ての根本義に付て質問して居るのである、提案者は答辯が苦しいのであるかどうか、私は何も私の問はんとした所の事柄に付て解釋をせよと云ふのではない、若し答辯が出來ないと云ふことであるならば、出來ないと云ふことで私は諒承致すのである、少くとも私の發言中に、咄嗟の間に斯の如き宣言を致すと云ふ議長の議事進行振に付て私は甚だ遺憾に存ずるのである、仍て私は議長に對して此點を御伺致すのである。

○副議長(小泉又次郎君)　御答致します、唯今原君の御質問に對して政府當局から發言があると認めましたので、其刹那の光景に依つて議長からは政府委員の發言を促した如く見えたのは事實であります、而して政府委員は答辯の發言を求めませぬ、仍て作間君の動議を採決致したのであります(此時發言する者多し)日程第八及第九は提出者同一の議案なるに依り、一括して議題と爲すに御異議ありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君)　御異議ないと認めて其通りに致します、日程第八、所得稅法中改正法律案、日程第九、造林助成法案の第一讀會を開きます、提出者の趣旨辯明を求めます、村山喜一郎君。

第八　所得稅法中改正法律案(村山喜一郎君提出)　第一讀會

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス

第二十三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ區分シ其ノ稅額ハ所得金額ノ十分ノ一ノ所得ニ相當スル所得稅額ノ十倍トス

第九　造林助成法案(村山喜一郎君提出)　第一讀會

造林助成法案

造林助成法

第一條　私有林及社寺有林ノ造林ヲ奬勵スル爲主務大臣ハ本法ノ定ムル所ニ依リ其ノ造林者ニ助成金ヲ交付スルコトヲ得

第二條　助成金ハ左ニ掲クル造林ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ一箇所ニ於ケル植栽面積五反步ニ充タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　本法施行以前ヨリ木竹ナキ原野山岳又ハ荒蕪地ニ於ケル木竹ノ植栽

二　天然林ノ伐採跡地ニ於ケル植栽

三　立木散生地ニ於ケル植栽

第三條　前條ニ依リ助成金ヲ受クヘキ造林費ハ左ノ費用トス

一　新植費

二　前號新植地ノ下刈費但シ新植後三年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　助成金ノ額ハ前條各號ノ費用ノ三分ノ一又ハ當該地方ニ於テ普通ニ要スト認ムヘキ前條各號ノ費用ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條　助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前年度十二月末日迄ニ造林費用見込書ヲ事業終了後三月以內ニ事業決算書ヲ添ヘ助成金交付申請書ヲ地方長官ニ差出スヘシ

附　則

本法中前年度十二月末日トアルハ大正十四年度ニ限リ之ヲ當該年度六月末日トス

〔村山喜一郎君登壇〕

○村山喜一郎君　唯今議題になつて居りまする所得稅法中改正法律案に付て簡單に提案の理由を說明致します、御承知の如く所得稅法中山林所得に關する現在の法制の不合理なることに付きましては、其改正を爲さんが爲に第四十四議會、第四十五議會、第四十六議會、此三回を通じまして、政友會の岩本平藏君より此改正案が提出されてあるのであります、即ち第四十四議會、第四十五議會は本院は通過致しましたなれども、貴族院に於て之を審議するの暇がなかつたのであります、第四十六議會に於て貴族院の議に掛りまして貴族院は委員會を開き、愼重審議の結果或る希望を附して此案を否決すると云ふことに相成りました、で私の提案の趣旨目的は矢張岩本君の趣旨の如く、現在の不合理を矯めて、其課稅の公平を得んとする趣旨目的であります、唯々其內容に於て聊か異なる點がありますから改めて說明する次第であります、御承知の如く山林所得の現在の取扱が頗る不合理でありまするが爲に、當業者は頗る苦痛を感じて居るのであります、即ち私の見る所に依れば、所得稅法の本質は即ち所得なるものは毎年生ずる所の其年の所得に對して適當なる稅率を課する、即ち稅法の本質は毎年繼續して――即ち連年生ずる所の所得と云ふものを基本として、之に或る稅率を課すると云ふのが現行所得稅法の精神であります、然るに山林所得の實際と云ふものは果して如何なるものであるか、御承知の如く私有林の如きは左樣に毎年年々繼續して收入を生ずる性質のものでありませぬ、三十年に一回收入を得るか、若くは五十年に一回收入を得るか、其山林自體を伐採して金に代へたときに初めて收入を得るのであります、即ち其例を申上げまするならば一町步の山林を所有して居る、而も其樹齡は五十年なのである、樹齡五十年の杉林を一町步所有して居つて、初めて其人が之を伐採して收入を得た金額が五千圓であると假定を致します、而も其人一代にして五十年目に初めて山林の收入を得た、斯樣なことに相成りまするならば、一年に相當する所得と云ふものは如何やうでありまするか、五十年にして初めて五千圓を得たならば、之を毎年に平均致しますれば、一年に對して百圓よりしか收入を得て居らぬのであります、斯く申しましたならば、大藏當局は五千圓と云ふものを現實に現金の收入を得たではないか、即ちそれは所得であるから課稅をする、即ち五千圓に對する稅率を適用すると云ふのが現行法の精神であります、豈圖らんや、大正十三年に於て五十年の杉林を伐採して五千圓を得た、それが十四年度の課稅標準になるのでありますが、即ち十三年の所得と云ふものは十三年の一年だけに相當する百圓だけしかない、五千圓より十三年度の百圓と云ふものを控除致しまして、其殘り四千九百圓、是は何であらうかと申しまするならば、一年より四十九年の間毎年百圓宛蓄積し來つたる所の木材の蓄積と云ふものであります、即ち其四千九百圓が五十年目に伐採したときに貨幣が金に變つたと云ふだけのことであります、決して五千圓大正十三年に於て一年に是は生出したる所謂利得と云ふものではないのである、百圓よりしか收入がないのに對して、現行法は直に五千圓の稅率を適用すると云ふことは頗る不合理である、如何に之を改正するかと云ふことに付て、色々私共民間林業家の外に學者、實際家の意見を綜合し、其改正案を幾通りも作つたのであります、併ながら其改正案は凡そ通りに分れて居るのでありまするが、甲の地方に合理的であるとすれば、乙の地方には不合理と云ふ結果を來す、又杉林或は檜と云ふ百年、八十年と云ふ長い伐期を仕立てるものに適當するものを作れば十年或は十年以下に伐採する薪炭林と云ふものに不適合なものになる或は靜岡縣の如き四十年、年を以つて皆伐作業を以て收入を圖る地方に適すると思へば、奈良縣の如き八十年若くは百年の林を仕立て、而して多くは間伐收入に依つて其作業を爲すと云ふ地方には又不合理なものが出來る、斯樣なことに相成りまして、各地各樣に山林の取扱がありますが故に、之を綜合して何れの地方にも適する成案を得ると云ふことは、極めて困難を見たのであります、此故に姑く現行法の伐採のときの其至る所得なりとして、直に其金額に適應する稅を課すると云ふことは不合理であるからして、先づ此點だけを改めやうではないか、斯う云ふことになつたのであります(「簡單」と呼ぶ者あり)此際吾々は何を標準とするかと云ふことを求めましたときに、山林局の調査に依りまする所の我が農村に於て山林を經營して居りまする一人宛の所有面積と云ふものは、一體幾ら平均して持つて居るか、山林の所謂林業者には幾ら持つて居るかと云ふことを求めました、其結果として二十町步以上を所有

るに於て其の恩賞の方法に二あり一は一定の儀章を設けて其の名譽を表彰し一は相當金圓を給與して之に酬ゆるに在り而して其の二つなから併賜する如きは至高至大なる勳功勳績の場合に限れり乃ち我か國に於て金鵄勳章の制定及年金付叙勳の如き即ち之なり而して併賜せられ即ち已む有も併賜する以上時勢に適應したる金圓たるを要す然らされは却て恩賞の光輝を失墜し延て恩賞の制度を無意義たらしむへし斯の如きは邦家前途の爲塞心せさるへからす而して金鵄勳章の制定は明治二十三年にして今や時代の繼承に伴はす依て速に其の年金令を改正し相當增額せられむことを望む

右建議す

第十一　金鵄勳章旭日章年金改正に關する建議案（古川清君外三名提出）

金鵄勳章旭日章年金改正に關する建議案

金鵄勳章旭日章年金改正に關する建議

勳章の制定なき時代に於ては武功の表彰は其の儀劣に應し雖高を給賜したり現在金鵄並旭日章の年金は武功の技能者に對し名譽の勳章と相俟て加賜せられたるものにして名實相伴ひ誠に灌適なる御思召に依る恩賞方法なり然るに之か制定後三十年に垂むとする今日加賜金額の改正を見さるは時代に順應せさる優遇方法と謂ふへし既に第四十九回議會に於て衆議院に於て金鵄勳章年金增額の議願は採擇となり來た實施を見すして今日に至れり今の時局に鑑みるも物價騰動に因る年金額の不平均を時世に適應せしむるは最緊要の事柄なり旭日章年金も之れと同一の意味に於て速に其の年金額を改正增額せられむことを望む

右建議す

〔中林友信君登壇〕

○中林友信君　手短な長談議を弄くりやつて同情を得ないよりは、簡單に御話をして、而して委員會に於て詳しく申述べることが私が案を通過せしむる唯一の利益なりと信ずるが故に、縷くりやれと云ふ御言葉があつても好い時分に止めるのでありますから、御安心を願ひたいのであります、本案は既に第四十九議會に於て憲政會、政友會、革新倶樂部、及我が本黨より殆ど全會一致の形勢を以て通過致した案でございまするが故に、更めて玆に詳細に辯明する必要はあるまいと思ひますが此實實剛健の氣性に於て十分の陶鑄すると云ふことを諸君に申上げて何卒國家國民の爲に此案を滿場一致通過されんことを切に希望する次第であります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　菁木精一君。

〔菁木精一君登壇〕

○菁木精一君　諸君、私は金鵄勳章旭日章年金改正に關する建議案に付て簡單に提案の趣旨を陳述致します、唯今中林君の提案理由に述べられた通り、此問題は四十九議會に於て各黨各派よりして建議案を提出して、委員會に於て之を一括して成案を作りまして、此議場に報告せられ殆ど滿場一致を以て通過してゐる所の建議案であります、且つ此件に付きましては、四十九議會に於ても非常なる熱心に提出せられまして、更に此當議會に於きましても本件に付ての請願は頗る多數あると云ふことを承知して居るのであります、此問題が最近に於ける國民一般の如き熾烈なる勢を以て勃興して來たと云ふ所以のものは、必しも金鵄勳章の年金を受けて居る所の者が增額して欲しいと云ふ單純なる意味からでなくして、最近に於て恩給令其他の年金制度に相當の改正が行はれまして、單り本問題のみが取殘されて、何等の均衡に與かることが出來なかつた爲に誘發せられ、刺戟せられて此問題が議會に請願となつて多數現れて來るやうになつたものと察するのであります、即ち國家よりして公平を缺いたる所の待遇を受けて居ると云ふことの感じを與へた問題でございまして、私共は武功抜群なる所の受年金者に對して苟も國家が不公平なる待遇をして居る國家より不公平なる待遇を受けて居ると云ふ樣な感じを與へたくないのであります、固より此年金なるものに生活の保障を意味するものではありますまい、併ながら本案の本年金令の制定せられたる當時に於ては、最低級の功七級百圓の年金が當時に於て米三十俵の價に相當し還元一年間の俸給額にも相當して居ると云ふ狀態であつた、然るに今日に於ては此年金が どうであるか、當時の價値と今日の價値とは頗る懸隔の差があるのでございます、當時に於ては生活の保障の意味ではなかつたのでございます、此意味から申しまして、私共は頗る同時に填へざる所の感じを懷く者でございます、昨年の特別議會に於きまして、憲政會の鷲川代議士は、此問題に對して反對の意見を述べられた所の一部に於て、金鵄勳章なるものは全く無形の名譽を以て之を無上の名譽として定められたるものであつて、之に附加へられてある所の年金は、是は謂はゞ報物であると私は思ふ、私は此報物であると云ふ此御言葉は、恐くは、鷲川君自體の結果申されたる所のご意見でありませうと思ひますからして多く議論を致しませぬが、苟も忠勇義膽の思召から出でられて居る所の此年金に對して、其物に過ぎない樣な取扱をすることは私共の堪へざる所でございます、（拍手）どうか今日の經濟狀態、生活狀態に鑑みまして、何等かの方法に依つて此忠勇義膽の爲に下されてある所の此年金をして、名實相伴ふやうに致して欲しいと思ふのであります、此意味からして私共は政府に建議をするの所以であります（拍手）尚ほそれと同時に同一の趣旨からして、職場に於て軍功の爲に旭日章に年金を附加へられたる所謂旭日章年金でございます、之に對しても相當なる所の增額の途を講じたいと思ふのでございます、唯今前提案者は此旭日章の年金改正に付て、私の此提案に對して前以て御贊成の意を表せられたことを私に深く感謝する者でございますから御審議の上御贊成あらんことを切に御願致します。

〔拍手〕

○作間耕逸君　兩案を一括して議長指名の九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て其通りに決します――日程第十二、柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者の趣旨辯明を許します――提出者關矢孫一君

第十二　柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案（申野寅吉君外一名提出）

柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案

柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議

政府は速に福島縣柳津より只見を經て新潟縣小出に至る同村に堪へざる所の感じを懷く者でございます、昨年の特別議會に於きまして、憲政會の鷲川代議士は、此問題に對して反對の意見を述べられた所の一部に於て、之に附加へられてある所の年金は、是は謂はゞ報物であると私は思ふ、私は此報物であると云ふ此御言葉は、恐くは、鷲川君自體の結果申されたる所のご意見でありませうと思ひますからして多く議論を致しませぬが、苟も忠勇義膽の思召から出でられて居る所の此年金に對して、其物に過ぎない樣な取扱をすることは私共の堪へざる所でございます、（拍手）どうか今日の經濟狀態、生活狀態に鑑みまして、何等かの方法に依つて此忠勇義膽の爲に下されてある所の此年金をして、名實相伴ふやうに致して欲しいと思ふのであります、此意味からして私共は政府に建議をするの所以であります（拍手）尚ほそれと同時に同一の趣旨からして、職場に於て軍功の爲に旭日章に年金を附加へられたる所謂旭日章年金でございます、之に對しても相當なる所の增額の途を講じたいと思ふのでございます、唯今前提案者は此旭日章の年金改正に付て、私の此提案に對して前以て御贊成の意を表せられたことを私に深く感謝する者でございますから御審議の上御贊成あらんことを切に御願致します。

〔拍手〕

○作間耕逸君　兩案を一括して議長指名の九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て其通りに決します――日程第十二、柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者の趣旨辯明を許します――提出者關矢孫一君

第十二　柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案（申野寅吉君外一名提出）

柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案

柳津小出間及只見古町間鐵道速成

政府は速に福島縣柳津より只見を經て新潟縣小出に至る

間及前記只見より分岐し古町に至る間の鐵道を速成して運輸交通の發達を促進せられむことを望む

右建議す

〔關矢孫一君登壇〕

○關矢孫一君　柳津小出間及只見古町間の鐵道速成に關する建議案を提出致しました趣旨を簡單に辯明致します、右の二線は兩線を通じまして約七十哩の距離でありますが此線路は近き將來に開通を致します上越線と、既に全通致して居りまする會津若松線とを結び、福島縣の西部、新潟縣の中央部を連結致しまして、延いては東海道名古屋より奥羽線を連結すべき、本州を縱斷する重要なる路線の一つであるのであります、而して此路線は實に新潟、福島、兩縣の交通商取引を促進せしむるのみならず、其沿線には無盡藏の鑛物が埋藏されて居ります、而して際涯なき鬱蒼たる大森林は千古未だ斧鉞の跡を見ざるのであります、其大森林から流出でまする豊富なる水量は以て幾多の電力を得べく、斯の如き幾多の貴源が數知れず殘してあるのでございます、斯樣なる次第で、以前に於きましても屢々資本家の手に於て其開發が企てられましたが時期到らず、殊に交通不便の爲に今日まで尚は其儘になつて居るのであります、蓋し本線道の開通に依つて此物資の取引が利用せらるゝに到りましたならば、實に一地方の福利を增進せしむるのみならず、大きくは國家の大なる利益の爲にも等閑に付し得ざるものと信ずる者であるのであります（拍手）而して地勢は勾配が甚だ平坦でありまして、國境六十五里の山脈に到りまして僅に隧道を設ければ足るのであります、本州鐵道線路中に於て稀に見るの良好線であると本員は承つて居りまして、故に本鐵道を速に通過せらるゝやう、本建議案を提出した所以であるのであります、幸に各位の御賛同を得ましまして、本建議案が無事に通過致しまするやう誠に希望致します。

〔拍手〕

○作間耕逸君　本案に御異議なきに於ては、議長指名の九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議には御異議がないと認めます、仍て其通りに決します、日程第十四、及第十五は、同種の案件なるに依り一括議題と致し、各別に趣旨辯明を許すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議なしと認めます、仍て日程第十四、國幣中社角避奈神社再興に關する建議案、日程第十五、國幣中社角避奈神社再興に關する建議案を一括して議題と致します、提出者の趣旨辯明を許します、提出者倉元要一君。

第十四　國幣中社角避奈神社再興に關する建議案（倉元要一君提出）

國幣中社角避奈神社再興に關する建議案

國幣中社角避奈神社再興に關する建議

静岡縣濱名郡角避奈神社は嘉祥三年八月官社に列せられたる神社なるか明應八年の大震災に罹り海嘯の爲社殿神域共に破滅し今日に及へり後明治四年五月十四日國幣中社に列せられたるも神社所在不明の故を以て明治十八年遂に其社列を除かるゝに至れり

神社は國家の宗祀にして國民道德の淵源なり我か國家並大和民族精神の根本たるや喋々を要せす依て此の趣旨を以て速に其の復興を圖られむことを望む

右建議す

〔倉元要一君登壇〕

○倉元要一君　唯今上程せられました國幣中社角避奈神社の再興に關する建議案の大體の趣旨を申述べて御賛成を得たいと思ひます、此角避奈神社は極寡式の神社名鑑其他の古書に詳しく出て居ります、今更私が此席で古い昔の事を縷々申上げますと云ふと、此社は靜岡縣濱名郡――御承知の濱名湖の畔りに御祀りをしてあつた神社であります、既に嘉祥三年の八月に官社に列せられて居つた御社でありまして、其後彼の有名な明應八年の大海嘯で神社の社殿及其他域全部が海中に没したのであります、爲に此神社の存在と云ふものが形の上に於て無くなつたことを遺憾としてこれ居りましたが、維新後明治四年五月十四日の神社調査の際に於きまして、此御社は國幣中社に列せられたのであります、然るに其後政府は如何なる理由に依つて此神社の社號を除きましたのか、其詳細に至つては私能く存じませぬが、聞く所に依れば明治十八年に神社の所在が不明であると云ふの故

やりになるのであるかと云ふ大體の御説明だけで宜しうございますから伺ひたいのであります、其御説明がありまして後に、もう少し伺ひたいのでありますが、私は決して長いことを申すのは好みませぬから是だけで退席致します。

○副議長(小泉又次郎君) 湯淺君。

○湯淺凡平君 提案者に質問と云ふことでありましたが、承つて見ますると、提案者にあらずして却て政府に御尋になつたやうであります、私は何か御答をしなければならぬのでありませうか、御答するのは如何なる點を御答するのであるか、今一應質問者に御尋を願ひます。

○副議長(小泉又次郎君) 吉良君發言を求めてから御發言を願ひす。

○吉良元夫君 議長。

○副議長(小泉又次郎君) 吉良君。

○吉良元夫君 簡單でありますから自席から發言を御許しを願ひます、私は此酒税を多くして國庫の歳入を圖ると云ふことが提案者の御趣旨であれば、それで宜しい、提案者に御聞をすることはない、而して之を實行することに付ての方法を當局に御尋をしたのであります。

○副議長(小泉又次郎君) 三木政府委員。

〔政府委員三木武吉君登壇〕

〔「待つて居ました」と呼ふ者あり〕

〔拍手起る〕

○政府委員(三木武吉君) 唯今吉良君から酒類專賣に關する事柄に付いて御質問がございました、此の酒の專賣に關しましては、經濟財政調査會に於いて既に詳細なる調査を致しました、政府に於いても相當の調査を致しましたが、淸酒其他の酒類は其の釀造並に貯藏に付いて政府の專賣に適せないと云ふことが主なることである、且つ其の種類も非常に多岐多樣に亙りまして、專賣に於いて最も必要である品質の統一と云ふやうな事に付て、非常な不便があるやうであります、其他細かいことを澤山舉げまするとと十分に御了解になるやうなこともございますが、一言にして之を申しますれば、酒それ自身の性質から考へまして、專賣に適せないと云ふやうな現在に於ては結論になつて居るのでございます、隨て之に關聯致しまして、吉良君が專賣をするとしたならば如何なる方法に依つてやられるかと云ふ其御質問に對しては、御答を申上げる必要はないと思ひます、(拍手起る)併ながら此問題たるや國家財政の上から申しましても、中々重大なる事柄でございますからして、政府は現在の此見解を終りと致しまして直に此御提案に御答する譯ではないのであります、提案者の御趣旨も十分に尊重を致すべき次第があると存じますから、政府に於ても尚ほ進んで調査研究は致す考でございます、尙ほ大正十五年度より國民教育費國庫負擔額の増額に關する政府の聲明があつた、其聲明に副ふべき財源の調達方法として、酒税の増徴を圖るのではないかと云ふ吉良君の御尋でございましたが、政府に於ては斷じて左樣な考は持つて居りませぬ。

〔拍手起る〕

〔「及第」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君。

○作間耕逸君 本案は政府提出、預金部預金法案外二件の委員に併せ付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議なしと認めます、仍て其通り決します、日程第十九、高等師範學校設置に關する建議案を議題と致します、提出者の趣旨辯明を許します、提出者黒住成章君。

第十九　高等師範學校設置に關する建議案

(黒住成章君外二名提出)

高等師範學校設置に關する建議案

高等師範學校設置に關する建議

北海道函館市に高等師範學校を設置し優良なる中等學校教員を養成せられむことを望む

右建議す

〔黒住成章君登壇〕

○黒住成章君 唯今上程せられました建議案提出の趣旨を辯明致します、本案は北海道函館市に高等師範學校の設置を要望する建議であります、我國に於ては人口の増加と中等教育向學心が旺盛の爲に、逐年中等學校教員の需要が増加して參りました、此需用に應ずるだけの教員の養成が出來ず、全國到る所不足を告げて居ります、之に對し政府に於ては臨時教員養成所に依つて極めて短期に、而して變則な方法で急造したる教員にて間に合して居るのである、斯樣なる方法に依て僅に其補足を致して居るのであります、斯くては我國中等教育の前途に於て眞に憂ふべきことであります、取別け北海道に於きましては殊に甚しいのでございます、大正十一年後の北海道の要求して居る中等教員は、年々百名を超えて居りまするのに、之に對し配給を受けまする數は、多くて二十名、少ない年は僅に數名と云ふ有樣であります、殊に其質に至りましては、先程申しまするが如き變則的教育を受けたるものが多いのでございます、斯樣な次第でございましては、獨り北海道の不幸のみならず、洵に國家教育上寒心に堪へぬ重大問題であります北海道は先きに道會に於て人口の増加に伴ひ四十二の中等學校を増設する計畫を立つて居ります、財源の關係がございまするから其實現は遲遲と致して居りますけれども、必ず此の問題は著々と解決を致さなければならぬのであります、斯樣な關係でありまするのに、之を教ゆる教員の用意がない、今にして對策を講じて置かなければ中等教員の將來行詰りを生ずることになるのでございます、是故に北海道及東北方面に需要致しまする教員を、自足自給の意味に於て速に之を養成致したい、斯樣な趣意でございます、而して特に函館市を選定致しましたる理由は東北、北海道を通じて、他の都市に於ては或は大學或は又各種の高等學校があるのであります、即ち概ね文部省の直轄學校があるのでありますす、然るに函館は御承知の如く六大都市に次ぐ大都市でございまして、正に人口十五萬を有し、北門文化の發祥地であるに拘らず、未だ文部省の直轄學校が一つも無いのであります、是では教育機會均等の精神に反するのみならず、地方人をして學校分布に偏頗ありとの僻見を懷かしめ、思想上面白からぬことゝ信じます、尙ほ又函館は東北、北海道の地勢上中央でありまするが故に函館に建設されると云ふことになりますれば、入學希望者の吸收上に於ても便利であり、又卒業致したる者を供給致しまする上に於きましても、交通上、地勢上の便利があると考へるのであります、最後に今一つ大切なる理由があるのでございます、御承知の如く函館には中等學校が六つございます、然るに上級學校がございませぬが故に、卒業期に近きたる學生に慢心より生ずる弊風があつて、其惡傾向は近年一層顯著になつたやう見受るのであります、御注意遊ばす諸君の中には、昨年の函館中學校暴行事件を御承知の御方もございませうが、即ち上級學校なきが故に中學校の五年になりまするとと云ふと、段々と慢心増長を致しまして、昨年の如きは由々しき問題が惹起したのでございます、即ち學校の校風作興の理由の下に下級生徒を膺懲した事件でございます、勿論此惡風を助長した原因は單純ではないのでありませう、又其責任は必しも學生のみに歸せられませぬが畢竟するに斯の如きは上級學校なきが爲に環境が此所に至らしむるものと思ふ、洵に大切なる靑年教養期に於て黙視することの出來ぬ重大事でありまして、眞に痛嘆すべき事である、之を救ふには色々ございませうが、私の信ずる所では先づ上級の學校を設置し、監督的位地の學生が居ると云ふことが此弊風を矯正、救濟するに與つて力あることゝ信ずる者であります、斯樣な理由に於きまして本案を提出致しましたのでございます、要するに政府は速に高等師範學校を函館市に設置せられ、さうして北方文化向上の爲め恒久に優秀なる中等教員を供給するの途を立てられんこと望む次第であります、何卒諸君の御贊成を願ひます。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 質疑の通告があります、丸山浪彌君。

〔丸山浪彌君登壇〕

○丸山浪彌君 私の最も尊敬致しまする先輩黒住代議士の本建議案に對しましては、私は其大體に於て最も同情し、贊成の意を表する者でありまするが、唯一つ他日の參考の爲に御伺致して置きたいことがあるのでございます、此建議案の御趣旨を見ますると云ふと、今日の國家教育機關の完備と云ふことが最も主となつて居るやうに拜察致します、私も實に其點に於て今日の我が帝國が師範教育の完備は一日も忽せにすべからざることであるが故に、是が完備を絶叫するの一人であります、殊に東北、北海道に於ては一日も速に此機關の完備を要望する一人であります、唯々玆に黒住代議士が函館市と云ふことを指定なされた事は、それは却て東北、北海道に此教育機關を設備する其促進を妨げることの憂は無いかどうかと云ふことであります、唯今黒住代議士は幾多の理由を御述になりましたが、此の教育機關の設置は單に人口の多數や交通機關の如何位に依つて即斷爲すべきものではないと信じます、宜しく四圍の事情、幾多の問題を研究考覈したる後でなければなりますまい、殊に此問題を促進する上に於ては、地方の爭奪戰と云ふことに向つては最も深き注意を拂はなければ、却て速に出來得べき問題を遲らしむる憂があるのであります、本問題の建議者を見まするとと、其洵に憂ふべき事の一つを發見するのであります、其建議者は黒住代議士始め函館市に關係ある建議者であつて、贊成者は悉く政友會の諸君のみであることを遺憾とする者であります、即ち殊に憲政會には札幌の一柳君あり、小樽の山本君あり、是等の諸君の諒解を得るに困難ではなかつたかと云ふことを私は危む者であります、若し左樣であるとするならば、折角此國家の爲に設くべき教育機關が、位置を指定したが爲に其促進を妨げると云ふことは、黒住君の最も深く御注意爲さつたことゝ信じます、又一面に此點に御苦心のあつたことゝ御察しするのでありますが、私は黒住君が眞に國家の爲に教育機關の完備を要望するの御赤誠であるならば、此東北、北海道の爲に一日も速に解決せんと欲するならば、此函館市と云ふ所の從たる問題は之を除いて、主たる所の教育機關の完備と云ふことに重きを置いて、函館市と云ふことを除いて、他日其位置等は當局の公明なる御判斷に一任するの雅量なきや否やと云ふことを質問するのであります、若しそれ私の尊敬する黒住君にして此雅量なしとせば、私は遺憾ながら他日に於て此建議案に反對せざるを得ぬ者でありますが、希くは此點に付て簡單で宜しうございますから一言の御答辯を煩したい。

○黒住成章君 議長。

○副議長(小泉又次郎君) 黒住君。

○黒住成章君 簡單でありますから此席で御許を願ひます(「登壇々々」と呼ふ者あり) 丸山君の御質問に對して御答致します、私は函館に居住するが故に函館にしたと云ふやうな寂しい考で提案したのではない、極めて公平に且つ冷靜に高處より見た結果であります、私が特に函館市を指定致しました理由は、先程三點述べたので盡きて居ると考へます、其理由の半面を御考へ下されば、即ち札幌に於ては北海道大學あり、小樽に於ては高等商業學校があり、其他東北に於てもそれぞれ樞要なる都市には概ね既設されて居ります、敎育の機會均等、學校の地方分布の精神より出でたる本案を人格高き一柳、山本兩君が函館市に高師を置くことに御異議あらうとは考へて居りませぬ、殊に三派交渉會の諒解を得て提案したのでありますから、御諒察を願ひます、要するに丸山君の御心配になる高等師範學校設置の促進を妨げると云ふ理由は、私には了解が出來ぬ、又其懸念も持つて居ないものであります、此段御答致します。

○丸山浪彌君 議長。

○副議長(小泉又次郎君) 丸山君。

〔丸山浪彌君登壇〕

○丸山浪彌君 唯今は御懇篤なる御答辯に預りました、唯々其中に三派の協調を經て居ると云ふ御言葉がありましたが、果してそれが事實であるかと云ふことは私は甚だ失禮でありますが、私先刻憲政會の一柳君に此事を承りましたが、一向憲政會には何等の交渉もない、政友會のみで斯の如き建議案を提出したことは不都合であると云ふことを憤慨せられて居つたので、それ故に此に此質問を起し、仍て此問題を速に解決し、以て東北方の教育振興を期せんとする者であります、併ながら果して三派の協調がありしや否やは、他日此議場の光景に徵することに致します。

○作間耕逸君 本案は日程第十三議案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て其の通りに決します、日程第二十、釧路網走間鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者の趣旨辯明を許します、提出者小池仁郎君。

第二十　釧路網走間鐵道速成に關する建議案

(小池仁郎君提出)

釧路網走間鐵道速成に關する建議案

釧路網走間鐵道速成に關する建議

釧路より斜里を經て網走に至る鐵道の完成年度を大正十六年に繰上完成せられむことを望む

右建議す

○小池仁郎君 簡單でありますから當席より其陳述の御許を願ひます。

○副議長(小泉又次郎君) 御許し致します。

○小池仁郎君 私の提案は釧路より地路を經て網走に至る鐵道の完成年度を大正十六年に繰上げ完成せられんことを望むと云ふのであります、さうして其の理由は理由書にありますから極く簡單に申上げたいのであります、今度政府が財政の整理に基きまして、鐵道の建設に幾多の改訂を加へられてあります、是は帝國の經濟の狀態、財政の現狀に照して已むを得ないことであると本員等も諒として居るのであります、併ながら本鐵道は理由書にも記してありまする通り、東北海道の主要幹線であります、勿論鐵道は運輸交通の便を圖り、産業の發達を促し、國利民福を圖ると云ふことは當然の務でありますが、更に北海道の拓地殖民と云ふ、又特殊の關係も鐵道が持つて居るのであります、而して北海道の中、此拓殖の最も遲れてある所は東北海道であります、即ち釧路、北見、十勝、根室、千島此五箇國の方面が最も遲れて居る、さうして此面積は北海道の殆ど半ばに達して居る、此主要の幹線である本鐵道が、此度の改訂に依つて大正二十四年の完成になつたことは、此關係沿線住民の洵に遺憾に堪へぬ所であります(ひや〱)又政府は北海道拓殖の爲に大體の計畫を定め、東北海道貨物の集散地としては釧路を指定し六百萬圓の國帑を費して築港をやつて居ります、又此外に約四百萬圓に近い國帑を投じて釧路川の治水をやつて居ります、釧路市は之に對應する爲に水道の敷設、或は港灣の埋立、或は臨港鐵道、即ち海陸交通の便宜を圖るが爲に、營々として其計畫を立てて居ります、而して此港灣の修築の完成は、大正十五年である隨て總てのものが此十五年と云ふことを目標にして、水道の完成も或は港灣の埋立も、總ての連絡も總てそれを土臺としてやつて居る、而して其主要幹線である釧路網走間の鐵道が遲々として其完成の年度を大正二十四年まで延ばすと云ふことは到底關係者はそれを悠々として待つことの出來ない重大なる關係を持つて居る案件であります、私は尙ほ詳細に亘つて實際の事を申上げたいのでありますが、唯々其詳しい事を省略致しまして、此線路の延長は釧路から網走まで約百三哩であります、其内既に完成を告げたもの、昨年の十一月開業をしたものは網走の方に於て約八哩であります、其引續きで十六哩が半ば土工を完成し、大正十四年には開業せらるゝと云ふことになつて居ります、一方釧路口の方に於ては、釧路網路間約十四哩に土工が完成して居ります、大正十四年には其線路より標茶から十三哩の土工を進めると云ふ計畫である、其標茶から跡佐登と云ふ處まで約二十七哩、是は明治二十八年に政府が買收した鐵道が殘つて居ります、抑々此二十七哩の買收したる此鐵道は、北海道鐵道敷設法と云ふ法律の出來るときの土臺となつて居る、斯樣に歷史的關係のある工事、進工する上に於て斯樣なる長い歲月を要する必要がないのであります、故に當局者に於ても尙ほ之を詳細に御調べ下さいまするならば確に吾々の建議の趣意を御容れ下さることに吝なるものではないと私は確信して居る、願くは滿場の諸君に於かれても、此提案の理由を能く御承知下さいまして、速に可決せられんことを切望する次第であります。

○作間耕逸君 本案は日程第十二議案と同一委員に併せて付託せられんことを望みます。

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て其如く決します、日程第二十一食糧政策確立に關する建議案を議題と致し提出者の趣旨辯明を許します――提出者坂東幸太郎君。

第二十一　食糧政策確立に關する建議案

(坂東幸太郎君提出)

食糧政策確立に關する建議案

食糧政策確立に關する建議

我か國の人口増加は一箇年千人に付十人の比率を以て増加し本國のみにて今後五十年を出てすして其の人口一億に垂むとす而も食糧の供給之に伴はす現在既に年年巨額なる各種食糧品の供給を外國に仰かされは我か國民生活の安固を得る能はさる狀態にあり故に今にして之か對策を講するに非されは眞に國民生活の前途寒心に堪へさるものありと信す仍て政府は之に對する政策を確立し速に實行せられむことを望む

右建議す

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 問題が問題でありまするから多少は長くなりまするが豫め御承諾を願ひます、此食糧の政策に付きましては、政府に於きましても著々として之を實行しつゝありとは信じます、併ながら私は其根本に付きまして聊か申上げて見たいのであり

ます、此食糧政策の根本を成して居る所の、即ち我が國民の生活狀態はどうであるか、と云ふことを見まするれば、實に慘憺たる者が存在して居るのであります、即ち現在我國に於きまして八百圓以上の所得ある者、即ち所得稅を納める人間の數は僅に百八十萬に過ぎないのであります、假に千百五十萬戸の戸數としたならば、其中の僅に百八十萬の人間が八百圓以上の收入があるに過ぎないのである、其次所謂所得の額は僅に三十一億餘圓に過ぎない、然らば其八百圓以下の收入の人間は何ほかと申しますれば、即ち其數は九百七十萬世帶でございまして、其所得の額は僅に六十億圓內外に過ぎない大日本帝國と申しましても僅に國民の所得の額は九十一億圓內外に過ぎない狀態であります、斯の如く日本の國民の生活が非常に貧窮であると云ふ事は一面から申しますれば日本の物産と云ふ者が非常に少ない結果であると云ふ事に歸著すると思ひます其外にも種々ありますが、即ち日本の物産が非常に貧弱な結果であらうと信じて居るのであります、依て更に進みまして日本の國民の經濟上から見たる社會の階級を假に私が考へて見まするに、年收二千圓以上の者の數は百二十三萬戸又五百四十圓以上二千圓以下の者が五百七萬戸又五百四十圓以上八百圓以下の者が四百萬戸、斯う云ふ事に國民の經濟の狀態はなつて居るのである、即ち此二千圓以上の收入の者は之を假に餘剩階級と名付けましたならば、第二の階級は、八百圓以上二千圓以下の者は幸うして生活をして居るに過ぎない、詰り均等階級の者である、第三の階級即ち五百四十圓以上八百圓以下の者は、是は窮乏、階級と私は申して見たい、（「宜敷がない」と呼ふ者あり）默つて聽いたら分ります、第四の階級、一箇年に五百四十圓內外の收入の者は、是はどん底階級と云ふ此の餘剩階級の者は僅に一割しかない、又均等階級の者は僅に五分、即ち窮乏して居る階級が四割九分と云ふことになつて居る、又どん底階級が實に三割四分と云ふやうな悲慘な狀態であるのであります、斯の如く國民の經濟生活が非常に困難をして居る、之を授ふ所の途は固より澤山ある、澤山ありまするが、是は即ち徹底的に——食糧政策を具體的に又科學的に實行して行かなければ、此國民の經濟狀態を救ふと云ふことは困難であると私は信じて居る（拍手）日本の物産が御承知の通り大正十二年に於きまして僅に百六億圓に過ぎないのでありまするが、其內で食糧、即ち普通の農產物、水產、產蠶を加へまして、其價格が三十四億圓に過ぎないのである、是では國民の分配に餘裕がある譯ではない、そこで徹底的に進んで行かなければならぬ前議會でも申しました通りに、日本の國が非常に貧乏な國であるならば、百二十萬町歩の未開地と云ふものが、日本に存在して居るのである、此百二十萬町歩の土地を如何にして開墾するか、如何なる方法を以て其開墾を促進するかと云ふことが重大なる關係を有つて居ると考へます……

○副議長（小泉又次郎君）　坂東君に一寸御注意します——都合に依つて時間を延長することを豫め通告致して置きます、同時に定員を缺く嫌がありますから、成べく簡單に御說明願ひたいと思ひます。

○坂東幸太郎君（續）　偖此內閣の開拓の促進に付きまして、吾々の北海道個から考へますれば、其障碍が二、三存在して居るのであります、それは未開地の處分法に於きまして、餘りに其個人の貸下の面積が多過ぎる、それが確に一つの原因を爲して居るのであります、第二は鐵道の敷設が比較的緩慢である是が即ち第二の理由を爲して居ります、第三と致しましては御料地並に官有地が非常に多いと云ふことになつて居ります、即ち御料地は北海道に於きまして現在九十四萬町歩、官有地は三十何萬町歩で、玆に百二十萬町歩の官有地と、御料地が存在して居るのである、御料地に付きましては、玆に書面がありまするが、著々として開墾は進行をして居ります、けれども又之を國家が經營致しましたならば、更に促進することが出來るやうな氣も致すのであります又官有地に付きましては色々ありますが、前議會にも一寸申上げました通り、私は一例として申上げます、それは即ちあの十勝の官有地でありますが、それに付きましては前議會で申しました通りで、實に陸軍が持つて居りましても、現在二萬七千町歩ありましても、それは丁度昨年長官が之を陸軍省に交涉しまして、又大藏省にも交涉しましたが、是は國有財產法の爲に之を直接に北海道廳が處分することは出來ない、そこで僅の馬が居りますが、其中の全部の未開地二萬七千町歩の中で二萬四千町歩は、立派な土地になると云ふことの回答が役場から來て居るのである、是は國有財產法を改正致しまして、斯る云ふ官有地は北海道の場合に於きましては、斯う云ふ官有地は北海道廳に之を經營せしむるやうにする必要があるのであらい斯う云ふことを一つ私は主張して見たいのであります、是は內國の開發策でありまするが、更に調査に進んで申しませうならば、此內國の開發に付きましても、其他種々なる原因があらうと思ひますが、之を食糧政策の根本から申しますれば、此內國及植民地の資力の全能力を發揮せしめなければならぬ、第二には所謂此海外發展の事に付きまして具體的の調査を爲し、施設をしなければならぬと考へます、又第三に於きましては酒造米の問題であります、是は先程色々御話もありましたが、現在酒造米に使つて居るものは約四百萬石、之を少し節約しなければならぬ、此節約に付きまして、政府は既に醸造試驗場で混合酒に於て成功して居る、又北海道に於きましても道廳の工業試驗場に於て此混合酒は成功して居ります、所が此四百萬石の米、之をどうしても減少しなければならぬ、此混合酒が十分に成功り、さうして一般に行渡る場合に於きましては、少くとも二百萬石の米を節約することが出來ることは明白である、私は其混合酒を飲んで見ましたが、實に立派な酒が出來て居る、之を一般に奬勵して、さうして此節約をしなければならぬと考へて居ります、又其次には此食糧を節約する爲には米位の日本の此習慣、之を或程度まで緩和しなければならぬと思ふ世界中米が無ければ活きて居れない國民は先づ日本其他二、三であると思ふ、そこで米ばかりでは無い他の副食物を成るべく澤山に喰べるやうに、さう云ふ方法に依つて米を節約したならば、玆に二百萬石や三百萬石は節約出來るかも知らぬ、更に進みましては日本に於ては牧畜の土地が澤山ある、北海道でも百萬町の牧畜の土地がありますが、馬や牛は僅なものである、そこで徹底的に此牧畜を奬勵し、さうして肉食を奬勵したならば、是も此節約をする所の一つの原因となるのである、私が申すまでもなく、學者の說に依れば七十年にして世界の人口は二倍になるのである、日本も七十年にして本國だけでも實に一億二千萬の人間になるのでありまするから、是等を目安と致しまして、具體的に、又科學的、合理的に、此食糧政策の根本を樹てゝ戴きたい、是が本

建議案を提出致しました理由であります、どうか滿場の諸君の御贊成を願ひます。

○作間耕逸君　本案は日程第八議案と同一委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議はないと認めます、仍て其通りに決します、日程は終りました、諸間事項があります、第五部選出豫算委員中野正剛君から常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て許可致します、其部の議君は速に補闕選擧を行ひ御屆出あらん事を希望致します、次回の日程は公報を以て御通知致します、今日は是にて散會致します。

午後五時四十七分散會

○大正十四年二月三日（火曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第八號

質　問

一　經濟外交に關する質問（馬場義興君提出）

二　國防上海軍に關する質問（三善清之君提出）

三　輸入超過並農村振興に關する質問（神崎勳君提出）

第一　教育改善及農村振興基金特別會計法案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第三　朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第五　市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（床次竹二郎君外二十名提出）　第一讀會

第六　市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（增田義一君外四名提出）　第一讀會

○議長（粕谷義三君）　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案（以上二月二日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

重要輸出品工業組合法案　（以上二月三日提出）

一議員より提出せられたる衆議院左の如し

商業會議所法中改正法律案

提出者　增田義一君

（以上一月三十一日提出）

違警罪即決例廢止法律案

提出者　原夫次郎君　高見之通君

鳩山一郎君　齋藤苗代君

（以上二月二日提出）

檀蹇理想村補助に關する建議案

提出者　木檜三四郎君

證川長野原間鐵道速成に關する建議案

提出者　木檜三四郎君

自營林業奬勵に關する建議案

提出者　村山喜一郎君

林業金融に關する建議案

提出者　村山喜一郎君

立木に關する法律改正に關する建議案

提出者　村山喜一郎君

越美線鐵道速成に關する建議案

提出者　谷口宇右衛門君　土生彰君

猿投神社昇格に關する建議案

提出者　岡本寶太郎君

山田豐岡間鐵道速成に關する建議案

提出者　齋藤隆夫君　小寺讓吉君

中馬興丸君

青少年訓練實施に關する建議案

提出者　田中萬逸君

日本銀行の納付金制度に關する建議案

提出者　前田房之助君

實業補習教育振興に關する建議案

提出者　竹原樸一君　長田桃藏君

加藤知正君

（以上一月三十一日提出）

國有林野所在府縣市町村に對し交付金下付に關する建議案

提出者　八田宗吉君　堀切善兵衛君

赤賀和多利君

（以上二月二日提出）

衆議院議員佐藤富十郎君提出森林伐採に關する質問に對し別紙答辯書差出候

衆議院議員佐藤富十郎君提出森林伐採に關する質問に對する答辯書

國有林に於ける產物採取方法の良否は森林の更新撫育上極めて重大なる關係を有するのみならず國土保安に亦尠からざる影響を及ぼすべきものなるか故に國有林經營上其の必要に應じ政府自ら其の伐採事業を行ふものにして之が營民等を壓迫するか如き事實あるを認め難く將來仍は繼續施行の要ありとす

治水上の關係に至りては國有林は固より一般公私有林に對しても深甚なる注意監督を怠らず以て水源の涵養を期しつつあり

右及答辯候也

大正十四年二月二日

農商務大臣　高橋是清

遞信大臣　犬養毅

內務大臣　若槻禮次郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲玆に揭載す〕

一去三十一日議長に於て選定したる委員左の如し

朝鮮鐵道用品賣金會計法案（政府提出）委員

申明鉉　吉岩清水留三郎君

山宮藤吉君　石川安次郎君

手代木隆吉君　深井功君

牧山耕藏君　河崎清君

金光庸夫君　植場平君

野田俊作君　田中定吉君

高井商二君　青柳榮次郎君

細梅三郎君　板野友登君

高島順作君　石坂豐一君

裁判所構成法中改正法律案（政府提出）委員

香原英伍君　橫山勝太郎君

戶澤民十郎君　武富濟君

井坂豐光君　夫馬敬君

鵜原經武君　石井謹吾君

畔田明君

所得稅法中改正法律案外一件委員

村山喜一郎君　金田平兵衛君

森林伐採に關する質問主意書

歷代の政府が經營する森林伐採販賣事業に關し第四十九回議會に於て質問書を提出したるに單に植林を爲す爲に伐採を繼續するものとの答辯なれども元來此の事業は百害有りて一利無く殊に民業を壓迫するのみならず森林伐採の爲漸次濫費用水に缺乏を來し吾が國の誇りとする水力電氣事業は減水に起因して減慨し爲に內務省は窮餘の窮策としてこれを補足するに火力の設備を勸誘するものの如し仍且從來の方針に依り伐採を繼續するや明確なる答辯を聽かむとす

右及質問候也

大正十四年二月二日

內閣總理大臣子爵加藤高明

委員長　金光庸夫君
理事　阿由葉勝作君
赤間嘉之吉君
細沼伊兵衛君
古川清君
理事　佐藤富十郎君
赤間嘉之吉君
金鴎勳章年金令改正に關する建議案外一件委員長
理事　阿由葉勝作君
我國の經濟國難の根本原因、並に之に對する方策、第二、現行支那關稅の我が產業に與ふる影響、第三、支那特別關稅會議に對する方針、第四、日支兩國の關係、第五、我が外交官の經濟的識見の五點であります。第一の經濟國難の根本原因に對する政府の所見並に是が打解に對し、如何なる御方策を有せらるるやに付て御伺を致します。第二、現行支那關稅會議に對する對策と致しまして、政府及民間の消費節約に依て內は事業の整頓、外は輸出の增進に依て進むべしと御示しになりました、此御示しの各項は何れも時勢に的中せる誠に結構の事でございます、併ながら全局面から見たならば、此對策に依て果して我が經濟國難を解除し、國民生活の安定を期待し得るであらうか、私は聊か疑なき能はずであります、何となれば此國難の根本原因は、外國の諸事情が我が發展の前途を寒いて居ると云ふに在ると思はれるからであります、試に國際間に於ける我が經濟的地位を大觀致しますれば、國土は狹小である、資源は至つて乏しい、而して人口は急激に增加致しまするが爲に、生活は困難を感ずる、現に此度行政整理の結果四萬人の退官者を出したるに對し、櫛密院其他一般の注意を惹きましたが、我國の實狀は四萬人は愚か年々增加し來る六十幾萬人が、何れも是等の退官者と同一の境遇に陷つて、痛烈に我が國民の働くべき舞臺の狹隘なるを嘆いて居るのであります、又國民の過半數を占める農民の働く餘地は、是亦同一の現象であります、何處かに活路を見出さなければならぬ、之を何處に求むべきかと云ふと、申すまでもなく海外に發展するか、或は自由に開拓し、利用し得べき大なる荒蕪地を國外に求むるか、或は國內の產業の興隆を圖るかの三者の外には、如何に窄塞致しましても見出すことは出來ないのであります、所で海外移住は御承知の通り政府が如何に奬勵し、如何に保護されましても、年々增加する七十萬人の一割、即ち七萬人だも出す事は事實出來ませぬ、新開拓地の獲得は如何かと申すと、元來日本人の手に依て開拓され日本人のみならず、世界人類の幸福を增進すべき大なる荒蕪地は、日本國の周圍を取卷いて居るのであります。併ながら現在の國際狀態では、或は各國の紛糾猜疑心、或は排他主義の爲に日本人が之に手を觸るゝことは出來ないのであります。最後に國內の產業の興隆を圖ることはどうであるかと申しますれば、是も遺憾ながら大體に於て萎つて居るのであります、我國の一般識者は例を歐洲の現狀に取りまして、努力次第で大に發展し得ると斷言致して居りますけれども是は全然誤解であります、何となれば我國の產業興隆の根幹たるべき輸出貿易は各國の輸入關稅が今日の儘であり、且つ其取扱が局限されて居りますから、興隆の望地が無いのであります、此點に付て政府は如何なる觀察をせられて居るか伺ひたいのであります、先づ世界各國に於ける我が販路の實狀を概說致しますれば、北米合衆國は我が製品の得意として非常に有望なる要素を備へて居る、併ながら同國は保護關稅政策を執りまして、他國品にして自國の物より安く生產し得る物に對しては、其安い以上に輸入稅を課する方針でありますから、生糸の如き原料品、或は其他の特產物を除きたる我が一般の製作品に對する販路は局限されて居ることは諸君御承知の通りであります、又歐洲各國は如何、歐洲各國は其國情、其包攝狀態、並に關稅政策等に依りまして、是が格別望を屬することが出來ないのは申すまでもありませぬ、南米或は巴爾幹半島、其他の零細なる販路に至りましては、固より數ふるに足りませぬ、隨て現在我が一般製作品は主として支那證いて印度、南洋、濠洲、亞弗利加の一角を得意と致して居るのであります、然るに其內の印度濠洲の全部及南洋、亞弗利加の半部は英國の屬領でありまして上に、地理的關係からして大なる望を屬することは出來ないのであります、假に大なる望を屬することが出來たと致しましても、其場合にはいつ何時英國の互惠關稅政策の脅威を受けるかも知れませぬから、結局大なる望を屬することが出來ないのは是亦申すまでもありませぬ、殘り支那は日本國產品の販路に對して無限の將來を有して居るものと解釋せられて居ります、併ながら實は同國は是まで三回の關稅引上に依りまして支那國內の工業の發達を助けて居り其工業が發達するに從つて我が輸出貿易の增進を阻害致して居りますのみならず、支那の工業は日々發達の方に進んで居りまして遂に大なる打擊を我

委員長　阿由葉勝作君
理事　赤間嘉之吉君
金鴎勳章年金令改正に關する建議案外一件
委員長　古川清君
理事　佐藤富十郎君
綱津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案外三件
委員長　理事　橋本喜造君　井上利八君
武道普及に關する建議案外一件
委員長　理事　松實喜代太君　荒川五郎君　黒佳成章君
國幣中社角鹿神社再興に關する建議案外一件
委員長　理事　山本勝次君　今井健彥君
一昨二日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第五部選出
豫算委員　大石大君（柏田忠一君補闕）
第九部選出
豫算委員　高木正年君（中野正剛君補闕）

○議長（柏谷襄三君）是より會議を開きます、諸問事項があります、細槻三郎君事故に付二月三日より二月十日まで、請暇の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）御異議ないと認めます、仍て許可致します、尙ほ左の諸君より常任委員辭任の申出があります、第二部選出豫算委員杉宜陳君、第五部選出豫算委員大石大君、第七部選出豫算委員牧野良三君、右部任の申出を許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷襄三君）御異議ないと認めます、仍て許可することに致します、其部の諸君は速に補闕選舉を行ひ、御囘あらんことを希望致します——是より政府に對する質問の趣旨辯明を許します、質問第一、經濟外交に關する質問、馬場義興君。

一　經濟外交に關する質問（馬場義興君提出）

〔馬場義興君登壇〕

○馬場義興君　私は經濟並に外交に關し、政府の所見を質さんと欲する者であります、其綱要は第一、我國の經濟國難の根本原因、並に之に對する方策、第二、現行支那關稅の我が產業に與ふる影響、第三、支那特別關稅會議に對する方針、第四、日支兩國の關係、第五、我が外交官の經濟的識見の五點であります。第一の經濟國難の根本原因に對する政府の所見並に是が打解に對し、如何なる御方策を有せらるるやに付て御伺を致します、第二、現行支那關稅會議に對する對策と致しまして、政府及民間の消費節約に依て內は事業の整頓、外は輸出の增進に依て進むべしと御示しになりました、此御示しの各項は何れも時勢に的中せる誠に結構の事でございます、併ながら全局面から見たならば、此對策に依て果して我が經濟國難を解除し、國民生活の安定を期待し得るであらうか、私は聊か疑なき能はずであります、何となれば此國難の根本原因は、外國の諸事情が我が發展の前途を寒いて居ると云ふに在ると思はれるからであります、試に國際間に於ける我が經濟的地位を大觀致しますれば、國土は狹小である、資源は至つて乏しい、而して人口は急激に增加致しまするが爲に、生活は困難を感ずる、現に此度行政整理の結果四萬人の退官者を出したるに對し、櫛密院其他一般の注意を惹きましたが、我國の實狀は四萬人は愚か年々增加し來る六十幾萬人が、何れも是等の退官者と同一の境遇に陷つて、痛烈に我が國民の働くべき舞臺の狹隘なるを嘆いて居るのであります、又國民の過半數を占める農民の働く餘地は、是亦同一の現象であります、何處かに活路を見出さなければならぬ、之を何處に求むべきかと云ふと、申すまでもなく海外に發展するか、或は自由に開拓し、利用し得べき大なる荒蕪地を國外に求むるか、或は國內の產業の興隆を圖るかの三者の外には、如何に窄塞致しましても見出すことは出來ないのであります、所で海外移住は御承知の通り政府が如何に奬勵し、如何に保護されましても、年々增加する七十萬人の一割、即ち七萬人だも出す事は事實出來ませぬ、新開拓地の獲得は如何かと申すと、元來日本人の手に依て開拓され日本人のみならず、世界人類の幸福を增進すべき大なる荒蕪地は、日本國の周圍を取卷いて居るのであります。併ながら現在の國際狀態では、或は各國の紛糾猜疑心、或は排他主義の爲に日本人が之に手を觸るゝことは出來ないのであります。最後に國內の產業の興隆を圖ることはどうであるかと申しますれば、是も遺憾ながら大體に於て萎つて居るのであります、我國の一般識者は例を歐洲の現狀に取りまして、努力次第で大に發展し得ると斷言致して居りますけれども是は全然誤解であります、何となれば我國の產業興隆の根幹たるべき輸出貿易は各國の輸入關稅が今日の儘であり、且つ其取扱が局限されて居りますから、興隆の望地が無いのであります、此點に付て政府は如何なる觀察をせられて居るか伺ひたいのであります、先づ世界各國に於ける我が販路の實狀を概說致しますれば、北米合衆國は我が製品の得意として非常に有望なる要素を備へて居る、併ながら同國は保護關稅政策を執りまして、他國品にして自國の物より安く生產し得る物に對しては、其安い以上に輸入稅を課する方針でありますから、生糸の如き原料品、或は其他の特產物を除きたる我が一般の製作品に對する販路は局限されて居ることは諸君御承知の通りであります、又歐洲各國は如何、歐洲各國は其國情、其包攝狀態、並に關稅政策等に依りまして、是が格別望を屬することが出來ないのは申すまでもありませぬ、南米或は巴爾幹半島、其他の零細なる販路に至りましては、固より數ふるに足りませぬ、隨て現在我が一般製作品は主として支那證いて印度、南洋、濠洲、亞弗利加の一角を得意と致して居るのであります、然るに其內の印度濠洲の全部及南洋、亞弗利加の半部は英國の屬領でありまして上に、地理的關係からして大なる望を屬することは出來ないのであります、假に大なる望を屬することが出來たと致しましても、其場合にはいつ何時英國の互惠關稅政策の脅威を受けるかも知れませぬから、結局大なる望を屬することが出來ないのは是亦申すまでもありませぬ、殘り支那は日本國產品の販路に對して無限の將來を有して居るものと解釋せられて居ります、併ながら實は同國は是まで三回の關稅引上に依りまして支那國內の工業の發達を助けて居り其工業が發達するに從つて我が輸出貿易の增進を阻害致して居りますのみならず、支那の工業は日々發達の方に進んで居りまして遂に大なる打擊を我

が產業に與へんとして居りますから、是亦世人の期待に反して洵に悲觀すべき狀態に在るのであります斯の如く世界各國に於ける我が製作品の販路は、殆ど悲觀すべき狀態、極めて局限されて居りまして、それが爲に各國が執つて居ります關稅政策が改正されない以上、如何に我が日本國民が勉强致しまして其生產費を安くした所で、大體に於て販路が塞がつて居るのでありますから、產業興隆の餘地は無いものと斷ぜざるを得ないのであります、私は此點に關して特に世論の誤を匡す必要あることを痛感するのであります、併海外移住、新開拓地の獲得、國內產業の興隆、共に斯の如く塞がつて居り、外に伸びることも出來なければ、又內に伸びることも出來ないのであります、即ち我が發展の前途は唯今の所世界各國の排他主義、若くは關稅政策等の人爲的障碍に遮斷せられ、全く塞がつて居ると云ふのが根本原因でありまして、悲觀する所以であると思ふのであります、此根本原因を解除するに非ずんば、國民負擔の大輕減、產業の興隆、農村の疲弊は到底救濟されませぬ、又國民をして十分力を伸ばし有効に働いて、さうして生活の安定を求むることも無論出來ませぬ、又經濟力の積極的充實を望むことも固より出來ない相談であります、故に何と致しましても、此對外的障碍を取除かなければならぬと思ふのであります、誠に政府に於ては皆知つて居る、併し一氣に此障碍を取除くことは出來ないから、國內の政治を整頓し、大に對支關係、對露關係、其他一切の國策遂行に努力し、苦心して居ると申されるでありませう、若し左樣に申されるならば、私は大なる不滿を感ぜざるを得ないのであります、其態度の甚だ不可なることを難ぜざるを得ないのであります、何となれば斯の如き對外的大障碍を取除かうとするのには、政府の努力や區々たる對策では駄目であります、全國民の總對要求より出たる大威力、大勢力を以てしなければ解除出來ないのであります、而も此大勢力は國民が理解した後に非ざれば生れて來ないのでありますから、何よりも先に政府は此根本原因が何であるか、之に對して如何なる對策を以てすべきかを定められて、之を國民に示さなければならぬのであります、然るに從來政府は根本原因を見誤つて居らるゝか、それとも御氣付にならないのか、一向之を御示しにならぬのであります、唯々漫然國民の努力を要求せらるゝのみであります、現に此點は日本と略々同一の工業的要素を具へて居ります、何故に支那國內工業に大なる保護を與へず結果として、支那國內工業は日々發達の途に在るのであります、現に此點は日支那國內工業に大なる保護を與へず結果として、支那國內工業は日々發達の途に在るのであります、現に此點は日本と略々同一の工業的要素を具へて居ります、何故に支那國內工業に大なる保護を與へず結果として、

○議長（柏谷襄三君）御異議ないと認めます、仍て經濟外交に關する質問は本日は之にて止めまして、次會は來る四日午前十時より開會致します、日程は追て公示致します、本日は是にて散會致します。

午後四時二十分散會

尋したいのであります、どうか愼重に御攻究を重ねられて、其結果を御答辯あらんことを切望致します第三に御伺致したいことは、華府會議に關聯して近く開かるべき支那特別關税會議に對する政府の方針に付てであります、華府會議に於きまして外國輸入品に更に五分——二分五厘——現在の五分、所謂二分五厘——一般輸入品に二分五厘、其他の輸入品に五分以内の附加税を課すると云ふことを大體華府會議に於て規定致しました、而して近く特別關税會議が支那に催されることになつて居るのであります、我が政府の方針は支那の財政を援助する爲め進んで此華府會議の規定を承認して、或は無條件に之を實行する御意思であるかとも疑はれるのであります、若し果して左樣な御方針であると致しましたならば第二の質問中に詳しく申上げました通り、現在の關税さへも絶大なる惡影響を與へつゝあるのに、更に之を増加致しました結果は、殆ど言語に絶し、如何なる損害、如何なる結果を我國に與ふるや測り知ることは出來ぬのであります、故に政府は此點に關し愼重に新なる御考慮を拂はれ、來るべき會議に於て華府會議の規定を承認し實行する附帶條件として、現在我國が被りつゝある打撃、及將來被らんとする大打撃を緩和する爲に、支那國内製品の生産税、内地通過税をも増加し、以て輸入品對支那製品の負擔の均衡を得せしむるやうに圖ることを希望せざるを得ぬのであります、私は殊に其必要を痛感するものであります、華府會議に於きましても、支那製品保護の結果より生ずることに對しまして、各國共反對の意を表して居るのであります、故に我國の如き大打撃を被る嚴然たる大事實ある以上は、無理なる註文にあらざる以上は、支那の財政援助と云ふ本當の目的に適ふ所以であります、勿論此日本の主張に對しては相當にやかましき問題を惹起しませう、無論支那に於ける内外人工業家、及支那の知識階級全部の反對を受けませう、是れは豫想でありますが、我國の存亡問題とは何としても換へる譯には參りませぬ、以上に對する政府の御方針如何、或は會議前は明言出來ぬとの御答になるかも知れませぬが、國家の爲め憂慮に堪へませぬから、敢て御答辯を求める次第であります、第四に御尋致したいことは、日支親善の要諦に付てであります、日支親善の眞意は譬へて申さば、兩國共存共榮と云ふ大の爲を生かす爲めには單に國に不利と云ふ小の爲を犠牲にするのである、即ち一方の國の存亡に關する利害問題にして、唯々一方の國に取りては不利ではあるが、直ちに存亡に關せざるものは之れを讓り、御互に協調を圖るに在るや申すまでもないと考へます、然るに先日中村政務次官は、松本君平君の質疑に對して斯樣に答へられて居る「政府は積極的に支那の産業發達を援助する方針である」若し政務次官の御意思が産業、詰り産業の意味が、支那に取りまして最も急務であるべき農業交通業、或は鑛山業等を指すものでありますれば格別、工業が此の中に含むものと致しましたならば日本の絶對利益と相容れざるものであります、又華府會議に於きまして、支那財政援助の爲め關税の引上に同意せられたる事實も亦我國の合理的立場、我國の絶對利益を犠牲にしたるものにして親善の眞意に背馳するものと思ひます、政府は如何に御考になりますか、御尋を致したいのであります、更に一般日本人は支那全體の好感だに得れば、日支親善は容易く出來ると樂觀して居りますけれども、是は私は大なる間違であるかと思ひます、何となれば日支兩國は相隣接して居ります關係上、利害が衝突して兩立せないものが數限りなくあるのであります、でありますからして政府は平素に於きまして親善の眞意を成べく具體的に兩國國民に理解せしむる方針に出でらるゝ必要があると思ふのであります、然るに政府は過般の奉直戰爭の際に於ける場合の外は、概ね沈默主義を執れるのは其の必要なしと御認になるかどうであるか、是も御伺したい、もう一つ序ながら御參考まで、今日御答辯を得れば結構でありまするが、一體支那の國民は日支共存共榮と云ふものよりか、列國の關係だに許さば大小の利益を自國に收むると云ふ希望の方が強烈であります、之れに反して日本の輿論はどうであるか、長い間排日に懲り〳〵して、今では自國の利害如何を第二に措き、支那の利益に迎合せんとする反動的傾向があるのであります、更に斯樣な日支親善に全然相背馳せる情勢の在ることを政府は御認になるや否やを御伺したいのであります、第五に御伺致したいことは外交官の經濟的識見に關してゞあります、是は私は少し極端な、又洵に失禮なことを申上げるかも知れませぬが、元來明治初年以來の我が國情は我が外交官をして、自から經濟的識見の練磨を疎んずる風尚あらしめたことは、是は已むを得ませぬ、併ながら若しや其餘韻が殘つて居るのではあるまいかとは天下の憂ふる所であるのであります、又前段申述べたる各種の實際問題に依りましても、我が外交官の經濟的識見が如何であつたか、未だ不十分でなかつたかと思はれる、所謂國家に若干の損害を與へたる事實は乏しからんと思ふのであります、（拍手）承りますれば近頃我が外務省内にも一般に經濟的研究を尊重する意識は、以前に比して遙に濃厚であるとのことでありまするが、斯樣なる意識（「意識とは何だ」と呼ふ者あり）「テンデンシー」、折角意識をして多年の情勢に妨げられざるやう利導せられんことを切望に堪へぬのであります、固より私は外交官補の試驗制度の改善とか、或は人選等の細かいことを意味するのではありませぬ、外務省に斯う云ふ新しき從前よりも一層經濟的知識を充實せられ、時代の要求に應ぜらるゝやうに高められたいとの意味であります、政府は之れに對してどう御考になつていらつしやるか、實は今や經濟的國難に直面して、而も其原因は多く對外關係に屬して、我が外交官の手腕、識見に待つこと大なるものありまするが爲に、敢て卒直に此質問を致す次第であります、願くは以上の質問に對して、誠意を以て御答辯せられんことを切望して此壇を降ります。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君） 唯今の馬場君の御質問に對して、政府より文書を以て答辯を差出されました、此段御報告致します。

○作間耕逸君 殘餘の質問に對して延期の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 御異議なしと認めます、仍て動議の如く殘餘の質問は延期に決しました、尚ほ質問の答辯に對する意見陳述の申出がありますが、本日は議事の都合に依りまして、次の適當の時期に於て之を許すことに致します、——是より議事日程に入ります、日程第一、教育改善及農村振興基金特別會計法案の第一讀會を開きます、早速政務次官。

第一 教育改善及農村振興基金特別會計法案（政府提出） 第一讀會

教育改善及農村振興基金特別會計法案

第一條 教育改善及農村振興基金ヲ設キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 造幣局資金ノ内一億三千萬圓ハ之ヲ本基金ニ繰入ルヘシ

第三條 本基金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ師範教育ノ改善及農村産業ノ振興ニ必要ナル費途ニ之ヲ使用ス

第四條 第二條ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ハ本基金ノ元資金トシ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第五條 本基金ハ國債ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利殖金ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ

第六條 本基金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ操出スヘシ

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條 本基金ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附 則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君） 議題に上りましたる教育改善及農村振興基金特別會計法案に付て大體の說明を致します、造幣局の特別會計に於ける資金は、大正十三年度末に於て約一億八千餘萬圓程に上る見込であります、其中約五千餘萬圓は此造幣局特別會計の資金として保留することを要する額でありまして差引き一億三千萬圓の他の費途に使用することを得べき額であります、元來此餘裕金は補助貨幣の改鑄に依つて生じたるものでありまして、斯の如き餘裕金は其出來ましたる原因に鑑みましても成べく一般の費途に使用することなく、別途基金として留保するを以て最も妥當の措置であると考へて居ります、而して該資金は之を有利に運用致しまして、其利殖金は各種の必要なる施設中、特に緊急缺くべからざる師範教育の改善及農村振興に要する費途に充用致しましたならば、最も時宜に適ひ、且つ本基金を設

も能く活用する所以であると認めまして、此特別會計法案を提出致しましたる次第であります、何卒御審議の上、速に協贊を與へられんことを希望いたします（拍手）

○議長（粕谷義三君） 本案に對しては質疑の通告があります、順序より申しますと星島二郎君でありますが、唯今議席におゐでがないやうでありますから後に廻します、礒笛代君。

〔礒笛代君登壇〕

○礒笛代君 私は唯今議題となりました所の此教育改善及農村振興の基金特別會計法案に對して、殊に此教育改善に關する施設に對しまして質問を致したいと思ふのであります、諸君、現政府は一年現役小學校教員俸給國庫負擔の制度を廢止して、小學校教員の生活を追脅をする、又一面に於ては此疲弊困憊したる所の農村を救濟することに努めすして、何故に斯の如く多額の金額を費して此世界の大勢に反し又教育社會、即ち國民の輿論に反して居る所の此愚劣極まりたる師範教育制度を立てると云ふことは其意を解する事が出來ないのであります、故に、私は此師範教育改善問題に付て詳細に文部大臣の御答辯を煩したいのであります、御承知の如く師範教育の改善を爲す所の政府の計畫は現行制度に對してどう云ふ變更をして居るかと申しまするど御承知の如く現行制度は師範學校の本科四年のものを現行の豫備科を本科に引直して、即ち其程度を低下せしめて之を五年とし、更に一年の研究科を置くと云ふこと並に現行の中學校、高等女學校の卒業生を二部として置いてある所のものは二箇年半養成して善良なる即ち優良なる教員を得ることが出來るのを、之を單に一年とする即ち其向上發展せしむべき所の制度を引下げて、一年とすると云ふ案であります、而して文部大臣が此案を文政審議會に諮詢する時に當りまして、說明を爲して曰く、世間には此師範學校制度なるものを專門學校程度に上せなければならぬと云ふ議論があるに拘らず、此案を出したと云ふことは此師範學校を昇格して專門學校程度にすると云ふことは、是は理想としては至極結構である、理想としては吾々は反對する者でないけれども、我國の國情に鑑みて、此經濟狀態並に實際の教育の上から之を贊成することが出來ぬと、斯う云ふ所の說明を爲して居られます、さう云ふ意味の——言葉は違ふかも分りませぬが、さう云ふ意味の說明を爲して居らるるのであります、吾々は此所謂文部大臣の理想案と今度政府計畫の師範教育の改善案と較べまして、何が故に國家並に府縣に於て此改善案が經濟的であり又一面實際上必要であるかと云ふ事に付て頗る疑を挾むのであります、御承知の如く今日の師範教育の現狀は全國の師範學校の生徒が三萬五千人居ります而して之れに要する一年間の經費が一千五十萬圓になつて居ります、さうして見ますると一年間一人に要する所の經費なるものが約三百圓掛ることになつて居ります、さうして見ますると一人の小學校教員を得るには三百圓を五箇年費することになりまするが故に、千五百圓掛ることの勘定になります、即ち千五百圓を掛けなければ現今の教員も得られぬ、寧ろ現今の程度以下になる所の教員を漸く養成することが出來ると云ふ譯であります、所謂文相の理想案吾々が今日是非改善しなければならぬと云ふ案に依りますれば、即ち中學校卒業、高等女學校を卒業した者に對して三年間教育すると致しましても、今日の專門學校令に依りますれば一人一箇年に對して略略二百圓を要するならば、立派なる教員が養成さるると云ふことになります、して見ると一人の教員を養成する其基礎から考へましても、千五百圓と六百圓と何れが國家が利益するか、府縣が利益するかと云ふことは、說明を要せずして明なことであらうと思ふ、斯樣に教員一人の上から考へましても殆ど二倍半、此改善案に要する所の費用を以て二人半に相當する所の教員が養成さるゝ結果になるのに、何故に今日の財政の狀態から是が出來ぬと言はるゝのでありますか、此點が第一に吾々が文相に問はんとする所であります、次に此改善案に依つて、今日此法案に上つて居ります所の四百萬圓に依つて、政府はどう云ふ計畫を爲すかと云ふことを吾々が聞いて居ります所に依りまするど、今年は所謂文相が理想として居る所の一部の生徒ではなく、二部生の生徒を大凡五十學級增加致しまして、之に對して五十萬圓の金を支出をし、殘る所の三百五十萬圓と云ふものは臨時費に之を入れると云ふことを聞いて居ります是は或は聞いて居るのでありますから誤りであるかも知れませぬ、若しさうであるとしましたならば、是は今の此財政窮迫の時代に於ては、寧ろ不急なる仕事を爲して居るものではないかと私は疑ふのであります、のみならず大正十四年に於ても其通り、十五年に於ても矢張設備の方が多くなつて居るやうに聞いて居ります、若し文相の言はるゝ如く是は一時の間に合せである、理想ではないと云ふことになりましたならば、それ等の設備は理想案を實施する時には不用に歸すると云ふことになります、故に少くとも此設備に要する費用と云ふものは不急の事業で今日の國費を濫費するものであると云ふことを私は申上げて差支ないと思ふのであります、（拍手）次に伺ひたいのは、文部大臣は確か昨日の牧野君の質問に對して斯う云ふことを言つて居らるゝのであります、理想案も結構であらうけれども、今日の市町村の狀態に於ては、若し師範學校を專門學校程度に昇格すると云ふことになつたならば、市町村の負擔を增額する結果になるが故に、是は市町村其ものが負擔に堪へないと云ふことになるから、是は實施することは出來ぬ、是は新聞を通じてのことでありますが故に、正確ではありませぬが、斯う云ふ風に新聞を通じて私は見て居ります、現今の小學校教員の數は御承知の通り十八萬人あります、若し今日の制度に依つたとしましたならば、之を補充するには二十年間を要する計算になる譯ではあります、假に改善案に依つて一年一萬六千人を出したと致しましても、尙ほ十年間を要する譯であります、成程今日は市町村に於ても非常に窮迫をして居りますけれども、教員を改善し、其素質を良くするに依つて教育を向上せしめ、さうして地方の擔税能力を增加すると云ふことは、是は既往の成績が之を明瞭に證明致して居りますのみならず、現在に於ても丁抹の如き教育の盛なる處に於ては、非常に市町村が富裕になつて居ると云ふことは、即ち教員其人を得たからであると云ふことを信じますが故に、良い教員を得ましたならば從て國民の擔税能力を增進致します爲に小學校教員の能率が擧らない、小學校教員の力が足りないと云ふことを若し斷言し得るならば格別、小學校教員の力が國民思想に於ても、經濟上の發達に對しても少からざる影響を持つものであると云ふことを信ずる吾々と致しましては、假に今日の師範學校を專門學校程度にして相當な優遇をしても、尙ほ擔税能力は十分にあるものなりと吾々は信じて居りますのでありますから、此點に付きましても吾々は何等憂ふる所はないと信じますが、之に對する文相の御意見は如何でありませう、此點を伺ひたいのであります、次に文部大臣は今日の改善案以上に之を上すことは出來ぬと、斯う云ふことを言はれて居りまするが、吾々の考へる所に依りますと、御承知の如く師範學校令の制定せられましたのは明治十九年であります、明治十九年當時は各府縣に於きましても中等教育機關が餘りなかつた故に、縣下の秀才と云ふものは皆師範學校に集つて來たのであります、併ながら段々向學心も旺盛になり、地方の設備も十分になつて來たが爲に、中等教育機關が發達して來ましたが爲に多くの秀才は中學校、高等女學校に集りまして、師範學校の入學資格を得る所の高等小學と云ふものは比較的優良でない者か、若くは貧乏人の子供であります、目下の師範學校の生徒が從前に較べて其素質が劣り、或は師範學校の生徒の中には危險思想に感染しつゝある者が多い、是は餘裕のない所の、所謂資力薄弱なる所の生徒は外の者に比較して或は改造を讀み、中央公論を讀むと云ふやうな、斯う云ふ所の詭激なる思想に觸れつゝあるのでありますから、多くの師範學校の生徒に於て、或は小學校の教員に於て、動もすると其危險思想に感染しつゝある者があると云ふことは、是は世間周知の事實であらうと思ひます、斯樣に師範學校の生徒が其素質が劣り、又師範學校を卒業した所の小學校の教員が從前に較べて頗る其素質が劣つて居つて、隨て今日の教育と云ふものは大に振はざることになつて居ると云ふことは、識者の共に憂へて居る所であらうと思ふのであります、斯樣に一面に於て師範學校の一部生なる者は從前に較べて餘程劣つて居るのに拘らず、其二部はどうであるかと云ふと、伸び々々とした、活々とした教育を爲して居ると云ふことも世間周知の事實であらうと思ひます、斯樣に實際の上から考へましても、今日は高等小學から這入る所の師範制度と云ふものは、甚だ將來に對しては是は執るべき制度ではないと云ふことは殆ど教育者を通じ、荷も教育を解して居る人は、是は皆知つて居る事である、然るに文部大臣は是等の弊害があるのをも顧みずして尙ほ現行制度を殆ど改善することが出來ず、寧ろ改惡したる制度を取られると云ふのは、一體どう云ふ譯でありますか、此點を伺ひたいのであります（「

「簡單」と呼ふ者あり）簡單ではありませぬ、是は重大なる制度でありまするが故に詳細に伺ひたい（「簡單」「委員會でやれ」と呼ふ者あり）唯今まで申上げました事柄は、是は私の一家言ではありませぬ殆ど教育社會を通じて居る所の輿論であります、然るに文部大臣は是は文政審議會に諮詢して、それが多數の同意を得たから直に輿論である、是は大なる間違であると私は信ずるのであります、所謂一體文政審議會の如き此政府の具體案を諮詢する機關に於て、未だ曾て反對した例はないのであります、又文部大臣は師範學校長に之を諮つても反對する者はなかつた、併し是は師範學校長は假に此案が惡いから之を改善したいと思ひましても、此頑冥なる所の文部大臣に如何に説いても是は聞かないから、到底是は其目的を達することは出來ぬからと云ふことで、一言も陳辯しなかつたのだらうと思ひます、斯樣に我が日本の國内の輿論に反するのみならず、御承知の如く今日は世界の大勢から見ましても、佛蘭西が能く我が日本の制度に似て居りますが、佛蘭西の制度でも日本に較べて見ますとずつと程度が高くなつて居ります、英吉利、獨逸、亞米利加と云ふやうな國は、何れも大學程度に上せつゝ、又上せんと計畫しつゝあります、斯う云ふやうな大勢に當りまして、國際場裡に立つて輸贏を決せんとする時に當つて改善案の如き低い所の程度に於て滿足せなければならぬと云ふ事は、我が日本は國際場裡に於て國威を發展する事は到底出來ぬと私は斷言して憚らぬのであります、斯樣に此改善案の制度なる者は國論に反し世界の大勢に逆行し、而して一面に於ては教員を窘め、一面に於ては農村を救濟せずして多額の金を使はれると云ふことは、是は日本の現政府は日本の教員を窘め、農村を疲弊せしめて、教育の振興に對して根本から破壞して居るものと言つても、決して辯解の辭はなからうと思ふのであります、故に以上の私の疑問に對して明確なる御答辯を煩したいのであります。

○議長（粕谷義三君）　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君）　唯今鑄君から師範教育改善のことに付て種々御批評がございました、是は唯今提出になつて居ります法律とは直接關係はございませぬが、折角御質問でありますから詳しく御答致さうと思ひます、第一鑄君の言はれるのに、此師範教育改善案は輿論に反する愚劣なる案であると云ふ御話でありました、鑄君は何に依つて輿論が之を否認して居ると云ふことを御承知に爲つたのであるか恐らく一部分の教育家が之に反する説を唱へて居る之を輿論と御間違になつたのであらう、教育界の輿論は大部分之に贊成して居るのであります、殊に教育界の權威を集めたる所の文政審議會に於て、僅に一人の反對者を除くの外皆之に對して贊成を表して居る、是は教育界の權威を集めたる會議である、其會議に於ては皆之に贊成を致して僅に一人の反對者があつたに過ぎない、是は素人ばかり集めて、さうして是が教育界の輿論だなどと或は雜誌に於て、或は新聞などに於て唱へて居る所の團體などの意見と同視すべきものではないのであります、第一鑄君の御質問になつたことに付て、師範學校の一部と二部とを經費の上に於て比較して、若し二部を擴張するならば經費が非常に廉價で教員の養成が出來る、一部は之に對すると少からぬ餘分の經費を要するから何故此二部を擴張することに依つて師範教育の改善を圖らぬのであるか、一部の改善をすると云ふことは無益に國費を費すのであると云ふ如き意味の御尋であつたが、是は恐らく鑄君は數を能く當つて御覽にならぬのであらう、二部に入學をする者は中學校の卒業生及高等女學校卒業生である、其兩學校の卒業生と云ふ者は其數に限りがあるのであります、現在の所に於きまして二部は各府縣にそれ〳〵學級が設けてあるのでありますが、現在の學級に對しましては志望者が超過して居るのです、今回の計畫に於ては二部を倍加するの計畫になつて居る、二部を倍加致しますと入學者の殆ど大多數を之に收容するのであります、其上に更に二部を擴張致しましても、何所から其入學生を得んとする御尋であるか、まるで空な御考であると思ふのであります、それで第一の御尋は御諒解になつたらうと思ふ、第二の鑄君の御説は、此師範學校を專門學校にして、さうして中學校及高等女學校の卒業生を收容して三年間の教育を施して、之を以て小學教員に充る、此説に對して私が過日左樣なる事は今日に於て實行が出來ぬと言ふことを申上げた之に對する御反對であつたやうです、私が此案が實行が出來ないと云ふことに付ては色々理由を申述べたのであるけれども、今日それを繰返すの必要はありませぬから、鑄君の述べられました點のみに付て、私は申述べるのでありますが、此師範學校を專門學校程度に致しましたならば、其卒業生に對し、今日專門學校の卒業生に對すると同等なる待遇を與へなければならぬと云ふことを信ずるのであります、此同等なる待遇の教員を市町村に置いて、それに對して俸給を支出すると云ふことは私は甚だ無理であらうと考へるのであります、然るに鑄君は教育の効果さへ舉るならば、俸給を支出することは敢て厭はぬ、擔税力に於て差支ないと云ふ御言葉もあつたやうである、果してさうでありませうか、若しさう云ふ擔税力に尚ほ餘力ありと見るならば、市町村の國庫負擔の金額を增加せんとする御意見には、定めて鑄君は御贊成になるまいと思ふ、私の見る所に依れば、今日の市町村の擔税力と云ふものは隨分窮迫を致して居る、之に向つて專門學校程度の卒業生を採用しろと云ふことは、是は頗る無理な事であると思ふ、左樣な事は到底實行致すことは出來ぬのであります、第三に御述になつたことは今日高等小學に入る者は劣等の者であるか、或は貧乏人の者である、隨つて此高等小學方面から採用する所の師範學校生徒と云ふ者は隨つて劣等のものであると云ふやうな意味のことであつた、それよりは中學なり高等女學校方面から採つた方が宜いと云ふことであつた、是は即ち前に申した通りに、專門學校に師範學校を改めると云ふ意見の根抵の下に言はれるのであらうと思ふが、併しそれが實行が出來ぬと致しましたならば、中學校及高等女學校から生徒を入れることは出來ぬと云ふことは、最早辯明するの必要は無いことである、併し鑄君の今言はれましたのは事實を誤つて居る、必しも高等小學校より入ります者は貧乏人の子弟とは限らぬ、又劣等の者とも限りませぬ、之を一概に劣等とか或は貧乏人とか云ふことは、是は事實を誣るの甚しいものと考へるのであります（拍手「のう〳〵」）外國の例などを御話になりましたが、是は大分事實が違つて居ることがあります、一々辯解は致しませぬ、是だけで答辯は十分であらうと思ひます。

○議長（粕谷義三君）　鑄君。

〔鑄苗代君登壇〕

○鑄苗代君　文部大臣は唯今輿論は即ち專門學校案ではない、輿論は即ち改善案を贊成して居るのである、斯う云ふことでありましたけれども、是は全然事實に反するのであります、文政審議會は輿論でないと云ふことは先刻能く申して置きました、今日教育社會は悉く此專門學校案に贊成を致して居るのであります、如何なる事實を舉げてさう云ふことを云ふのかと云ふ反問でありましたから、それを申上げて見たいと思ふ、帝國の各府縣を通じての教育會を集めました所の帝國聯合教育會、是は即ち此專門學校案に贊成を致して居るのであります、殆ど全國の教育者の代表的教育會と云ふものは、悉く此案に贊成を致して居るのであります、之に加ふるに高等師範學校を卒業致しました所の茗溪會も、即ち此案に贊成を致して居るのであります、のみならず師範學校に從事して居られます所の師範學校長協會と云ふのがあります、是は公の機關ではありませぬけれども、是等の人々が集つて居ります所の師範學校長協會も、矢張此案に贊成致して居るのであります（拍手）又師範學校を卒業致しました所の全國の小學校教員、即ち師範學校同窓會に於ても矢張此案に贊成致して居るのであります、（拍手）文部大臣の案を贊成して居る人は教育社會には少くとも一人もあるまいと私は斷言致します（拍手）のみならず政府の與黨たる憲政會の中にも、亦政友會の中にも、尚ほ革新倶樂部の中にも、今度の帝國聯合教育會の議せられて居ります意見の中には、明確にそれを明言して居るのであります（拍手）此事實に依りましても是が輿論であつて、文部大臣の案なるものは單に文部大臣の私案であると云ふことを私は斷言したいのであります（拍手）次に中學校の卒業生が足りないから今日此專門學校案と云ふものは採用することは出來ぬと申されましたが、私は是は能く調査致して居ります、中學校の毎年卒業して今日何れの職業にも就かないでふら〳〵して居ります者は約一萬餘ある、是等の人を集めるのは決して今日困難でないのである（「ふら〳〵とは何だ」と呼ふ者あり私語する者多し）ふら〳〵と云ふ言葉は何れにも附いて居らないと云ふことであります、それから待遇問題に付て專門教育をすれば待遇が出來ると云ふが、今日待遇は出來ぬぢやないが、今日の市町村は疲弊をして居るではないかと揚足を取つて、義務教育國庫負

擔金を增額すると云ふことは是が即ち待遇が出來ぬと云ふ證據ではないかと云ふ意味を述べられましたが、此專門學校案を若し採用したと致しても、此四月から實施は出來ないのである、少くとも本年の四月から之を實施致しましたにしても、三箇月後でなければ是が實施にならないのであります、今から之を實施しやうとはまだ何人も言つて居りませぬ、又そんな事は出來やしないのである（拍手）

〔「答辯無用」「答辯出來まい」「輿論と云ふ日本語を知つて居るか」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長（粕谷義三君）　靜に――靜に――次の質疑通告者であります、星島君が議席に見えませぬ、仍て質疑の通告を抛棄したるものと認めます――日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します――作間耕逸君。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は委員の數を特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（粕谷義三君）　御異議がないと認めます、仍て動議の如く決します――日程第三、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案の第一讀會を開きます。

第三　朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

朝鮮私設鐵道補助法中左ノ通改正ス

第五條中「三百萬圓」ヲ「四百五十萬圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長（粕谷義三君）　濱田政府委員。

〔政府委員濱田恒之助君登壇〕

○政府委員（濱田恒之助君）　朝鮮に於きまする交通の便を開き、又產業の開發に資せんが爲に、私設鐵道普及の必要なることは申すまでもありませぬ、朝鮮總督府に於きましては從來朝鮮私設鐵道補助法に依りまして、其普及を助長致して居つたのであります、然るに近來段々私設鐵道が延長するに及びまして、從來の補助法に依る最高限たる三百萬圓では不足を感ずるやうになりました、就きましては將來の延長の補助の必要に應ぜんが爲に、最高制限額たる三百萬圓を四百五十萬圓に增額せんとするのであります、是が爲め本法律案を提出したのでございます、御審議の上協贊あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（粕谷義三君）　日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧――作間耕逸君。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○作間耕逸君　本案は政府提出、朝鮮鐵道用品資金會計法案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　作間君の動議に異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第五及第六は、同種の議案でありますから一括議題となし、各別に趣旨辯明を爲さしむることに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（粕谷義三君）　御異議なければ左樣決します日程第五、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案、床次竹二郎君外二十名提出、第六、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案、增田義一君外四名提出、右兩案を一括して其第一讀會を開きます、先づ日程第五に付て提出者の趣旨辯明を許します。

第五　市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（床次竹二郎君外二十名提出）　第一讀會

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案

市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改正ス

第二條中「四千萬圓」ヲ「六千萬圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六　市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（增田義一君外四名提出）　第一讀會

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案

市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改正ス

第二條中「四千萬圓」ヲ「六千萬圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長（粕谷義三君）　元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君　諸君、私は先以て御斷りを申上げます風邪の爲に御無禮な裝を致して居りますが御容赦を願ひます、私共の提案致して居りますのは、市町村義務教育費國庫負擔法中第二條「四千萬圓」とありますのを「六千萬圓」と改めまして、附則を「大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」と云ふ改正でございます、市町村義務教育費國庫負擔增加の必要は各政派多年の主張でございまして、今は其得失を論ずべき場合ではないと私は思ひます、今日論ずべきは唯々其實行の一日も速ならんことの一點に在るのであります（拍手）それ故に私は本案提出の理由を述ぶるに方りまして、義務教育費國庫負擔金の增加を必要とする根本趣旨に付きましては、各派多年の主張に讓りまして、玆には贅言致しませぬ、玆には唯唯其實行の一日も速ならしめなければならぬと云ふ次第に付て一言致すのであります、抑々本問題が本院の議題に上りましたのは十數年以前のことゝ記憶致しますが、爾後國庫に於きましては幾分の負擔をすることになつて居ります、併しながら國民の負擔は益々增加致しまして、小學教員の俸給だけでも數倍の增加を來して居ると云ふことは御承知の通りであります、之に加ふるに近時中央、地方共に民間經濟の不振は數年前に此問題の起りました當時に比すれば、幾倍致して居る、隨て國民が負擔の重荷に苦んで居ると云ふことは益々甚しくなつて居りまして、是が爲に大切なる義務教育に缺陷を生ずることゝなりまして、國民教育上に容易ならざる事態を釀しつつあると云ふことは、皆樣御同感のことゝ存じます（拍手）此實情は諸君總て御周知の事でありますが故に、諸君は現内閣の成立以前、即ち昨年五月の總選擧に於きまして此事情の切迫したるに鑑みまして普く天下民衆に向ひまして義務教育費國庫負擔の增加を實行すると云ふことを聲明せられたと存じて居ります（拍手）勿論現内閣諸公始め與黨諸君が、當時天下に聲明された所の事項は、或は行政財政の整理、普選の即行、貴族院の改革綱紀の肅正等多々あります、多々ありまするが、普選問題とか貴族院問題の如きは、其成案如何は姑く措きまして、孰れも直に國民の生活に觸るゝものではないと私は考へます（拍手「のう〳〵」）固より大切な問題たることは承知致して居りますが、直に國民の生活に觸るる問題とは私は考へない（拍手「ひや〳〵」「のうのう」）獨り此行政財政の整理に至りましては直に國民生活に觸るゝの結果を生ぜしめなければならぬのであります、行政財政の整理の必要なる理由は固より多々ありませう、併ながら整理を斷行したる結果と致しまして、積極的に國民の福利を增進するの施設を立つるか、然らざれば國民負擔の輕減を圖ると云ふことにならなければ、整理の目的は殆ど沒却されたりと言はなければならぬのであります（拍手「ひや〳〵」）隨て行政財政の整理の結果をして、少くとも、國民全體を通じて積極的に其惠に浴せしめ、若くは消極的に其負擔の重荷を輕からしむるの實あつて、初めて國民今日の慘狀に對應するものと信じます（拍手）義務教育費國庫負擔の增加は一面に於ては將來帝國を荷ふ所の青少年の品性を陶冶し倶に立憲國民たるの資格と智能を具へ其教育を完全ならしむべき優良なる教員を得るに於て、又其統一を完うする上に於きまして、一日も閑却する事の出來ない喫緊の理由があります（拍手）同時に地方費負擔の重荷に堪へざる國民の慘狀を救ふ最も適切なる所の政策であるのであります（拍手）さう云ふ譯でありますから、現内閣諸公は其公約を履行する上に於きまして、第一に之を爲さなければならぬ事であると私は信ずる（拍手）又與黨諸君は豫て天下に聲明したる事を實にするの公德に顧みまして、現内閣をして之を實行せしむると云ふ所の重大なる責任を諸君は持つて居られることと思ひます（拍手）諸君、私は諸君が全然之を閑却したとは決して申しませぬ、考も致しませぬ、斯の如きは諸君の國民に對する德義に顧みまして想ひ得ない所であります、併ながら世上傳ふる所に依りますれば、諸君は濱口藏相の財源無しとの拒絶に對しまして、加藤首相の慰諭に一任して止んだと云ふことで傳へて居ります、濱口藏相は鐵道建設費に於きましても財源が無いと云ふことで固く拒まれた、又遞信現業員の優待費に付きましても同一の主張をされた人であります（拍手）然るに與黨諸君の熱烈なる急迫、及犬養遞相の

強硬なる抗議に逢ひますると、其主張を讀したるを見ますれば、濱口藏相の財源なしとの抗辯は之を信ずることが出來ぬのであります（拍手）況や濱口藏相は首相の指揮に一任したと云ふことである、財源なきものを大藏大臣の局に當つて首相に一任すると云ふことは斷じてないと私は思ふ（拍手）既に任せると云ふならば、首相がやれと言へばせざるのであつたらうと私は思ふ（拍手「ひや〳〵」）隨て財源なしと云ふことは益々信ずることが出來ないのであります、加少其後に承る所に依りますれば濱口藏相は後には十四年度は既に豫算を編成したことであるから、十五年度以降に於て之を考慮すべしと言ふに至つたと云ふことである、此事は眞實だらうと思ひます、果して眞實と致しまするならば、十五年度以降に之を考慮すべき所の經常財源があるならば、十四年度より之を支出して、今日の國民の急に應ずるの手段なしと云ふことは、本員の斷じて信ずることの出來ない所であります（拍手）濱口藏相が他の各閣僚の要求と輿論の熱烈なる鐵求に依りまして、調信現差員優待費及鐵道建設費に於きまして、上に申した如きの措置あるを見れば、眞に國民を救ふの誠意あらんか、斷じて十四年度より之を支出するの途なしと云ふことは信ずることが出來ないのであります（拍手）若し然らずと致しまして、漫然と濱口藏相の來年度より考慮すべしとの說を信じましたならば、濱口藏相は實に申したくはありませけれども、現内閣成立に直前致しまして、而して時の政府に肉薄を致して主張したことがある、而も濱口藏相の專門的事項とも謂ふべき問題である、即ち解金問題でありまするが、斯の如く時の政府に肉薄したる自己の專門的問題であるにも拘らず、其朝に立つや忽ち其說を飜したのであります、攻撃するのではありませぬ、飜したのであります、而して先日來此壓上で兩員の諸君から之を實問致しますと云ふと、色色言辭を設けて一時を糊塗して顧みられぬ有樣であります、諸君はさう御覽にならぬか知れませぬが、敢て私は濱口君を攻撃するのではありませぬ、濱口の先日の答辯はどうしても一時を糊塗するの態度を免れぬことを認めたのであります（拍手）斯の如き次第でありますからして、若し本問題に付て來年度に於て考慮すべしと云ふ事を諸君が信じて、其儘に放つて置くと云ふことならば、俗言に言ふ鬼が笑ふと云ことがあるが、其愚に陷られぬと云ふことを誰が保證が付くものでありますか（拍手）斯く申しまして執りたる態度に依うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）更に犬養

○議長（柏谷義三君）　靜肅に願ひます。

○元田肇君（續）　先以て國民普通教育を全う致しまして、其品性智能を向上せしめ其負擔を輕減致しまして、農業發展、產業發展の餘力を存せしむるに在ることは、何人も異議なき所であらうと思ひます成程今日提案になりました義務大臣の提案を見ますれば、二百萬圓でありまして、而に結構であります是だけでも御出しになつたことを多と致します、併ながら地方農民若くは商工業の人々が背負つて居る所の負擔と云ふものは、僅に二百萬圓位の金を以て今日救濟することは是は斷じて出來ぬ譯である、農村振興の點を大にして、吾々は諸君と共に數年來努めんと欲するならば、何ぞ十四年度一年度の財源無きを憂へんやであります（拍手）君の輿黨中にも必ずや其財源を提供する人があると云ふことを私は信じて居ります（拍手）成程豫算編成後に於て斯る問題の追加豫算を出されると云ふことは、體面上大に考慮すべきことはございませうが、併ながら此體面と國民今日の憐狀に顧みまして、之を救ふと云ふことに比しましたならば、決して同日の論でないのであります（拍手）私は固く信じまする、濱口君が本案に贊成して吾々の希望を通過すると云ふことになりましたならば、君の體面は本案を容れざるより更に一層の光を放つと云ふことを私は信ずるのであります（拍手）更に内閣諸公に向つて一言を致します、諸公は此國民の憐狀を如何に見られるのであります、諸君は私の演說の下手な爲めか置々とされますが、今日の地方の憐狀、教育費の多端なることに付ての事柄は御同感であらうと思ひます（拍手）此有樣を内閣諸公はどう見られるのでありますか、又國民が熱烈に希望して居る所の此要求を無視して、平然たることを得るのでありませうか（拍手）私は決して出來ないことであらうと思ひます、殊に文部大臣、内務大臣、農商務大臣の如きは最も密接の關係を持つて居ります、諸公は何故に犬養藏相が部下の現業員の優遇に對して執りたる態度に倣うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）況や濱口藏相は首相の指揮に一任したと云ふことである、財源なきものを大藏大臣の局に當つて首相に一任すると云ふことは斷じてないと私は思ふ（拍手）既に任せると云ふならば、首相がやれと言へばせざるのであつたらうと私は思ふ（拍手「ひや〳〵」）隨て財源なしと云ふことは益々信ずることが出來ないのであります、加少其後に承る所に依りますれば濱口藏相は後には十四年度は既に豫算を編成したことであるから、十五年度以降に於て之を考慮すべしと言ふに至つたと云ふことである、此事は眞實だらうと思ひます、果して眞實と致しまするならば、十五年度以降に之を考慮すべき所の經常財源があるならば、十四年度より之を支出して、今日の國民の急に應ずるの手段なしと云ふことは、本員の斷じて信ずることの出來ない所であります（拍手）濱口藏相が他の各閣僚の要求と輿論の熱烈なる鐵求に依りまして、調信現差員優待費及鐵道建設費に於きまして、上に申した如きの措置あるを見れば、眞に國民を救ふの誠意あらんか、斷じて十四年度より之を支出するの途なしと云ふことは信ずることが出來ないのであります（拍手）若し然らずと致しまして、漫然と濱口藏相の來年度より考慮すべしとの說を信じましたならば、濱口藏相は實に申したくはありませけれども、現内閣成立に直前致しまして、而して時の政府に肉薄を致して主張したことがある、而も濱口藏相の專門的事項とも謂ふべき問題である、即ち解金問題でありまするが、斯の如く時の政府に肉薄したる自己の專門的問題であるにも拘らず、其朝に立つや忽ち其說を飜したのであります、攻撃するのではありませぬ、飜したのであります、而して先日來此壓上で兩員の諸君から之を實問致しますと云ふと、色色言辭を設けて一時を糊塗して顧みられぬ有樣であります、諸君はさう御覽にならぬか知れませぬが、敢て私は濱口君を攻撃するのではありませぬ、濱口の先日の答辯はどうしても一時を糊塗するの態度を免れぬことを認めたのであります（拍手）斯の如き次第でありますからして、若し本問題に付て來年度に於て考慮すべしと云ふ事を諸君が信じて、其儘に放つて置くと云ふことならば、俗言に言ふ鬼が笑ふと云ことがあるが、其愚に陷られぬと云ふことを誰が保證が付くものでありますか（拍手）斯く申しまして執りたる態度に依うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）況や濱口藏相は首相の指揮に一任したと云ふことである、財源なきものを大藏大臣の局に當つて首相に一任すると云ふことは斷じてないと私は思ふ（拍手）既に任せると云ふならば、首相がやれと言へばせざるのであつたらうと私は思ふ（拍手「ひや〳〵」）隨て財源なしと云ふことは益々信ずることが出來ないのであります、加少其後に承る所に依りますれば濱口藏相は後には十四年度は既に豫算を編成したことであるから、十五年度以降に於て之を考慮すべしと言ふに至つたと云ふことである、此事は眞實だらうと思ひます、果して眞實と致しまするならば、十五年度以降に之を考慮すべき所の經常財源があるならば、十四年度より之を支出して、今日の國民の急に應ずるの手段なしと云ふことは、本員の斷じて信ずることの出來ない所であります（拍手）濱口藏相が他の各閣僚の要求と輿論の熱烈なる鐵求に依りまして、調信現差員優待費及鐵道建設費に於きまして、上に申した如きの措置あるを見れば、眞に國民を救ふの誠意あらんか、斷じて十四年度より之を支出するの途なしと云ふことは信ずることが出來ないのであります（拍手）若し然らずと致しまして、漫然と濱口藏相の來年度より考慮すべしとの說を信じましたならば、濱口藏相は實に申したくはありませけれども、現内閣成立に直前致しまして、而して時の政府に肉薄を致して主張したことがある、而も濱口藏相の專門的事項とも謂ふべき問題である、即ち解金問題でありまするが、斯の如く時の政府に肉薄したる自己の專門的問題であるにも拘らず、其朝に立つや忽ち其說を飜したのであります、攻撃するのではありませぬ、飜したのであります、而して先日來此壓上で兩員の諸君から之を實問致しますと云ふと、色色言辭を設けて一時を糊塗して顧みられぬ有樣であります、諸君はさう御覽にならぬか知れませぬが、敢て私は濱口君を攻撃するのではありませぬ、濱口の先日の答辯はどうしても一時を糊塗するの態度を免れぬことを認めたのであります（拍手）斯の如き次第でありますからして、若し本問題に付て來年度に於て考慮すべしと云ふ事を諸君が信じて、其儘に放つて置くと云ふことならば、俗言に言ふ鬼が笑ふ

諸公は何故に犬養藏相が部下の現業員の優遇に對して執りたる態度に倣うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）更に犬養

○議長（柏谷義三君）　靜肅に願ひます。

○元田肇君（續）　先以て國民普通教育を全う致しまして、其品性智能を向上せしめ其負擔を輕減致しまして、農業發展、產業發展の餘力を存せしむるに在ることは、何人も異議なき所であらうと思ひます成程今日提案になりました義務大臣の提案を見ますれば、二百萬圓でありまして、而に結構であります是だけでも御出しになつたことを多と致します、併ながら地方農民若くは商工業の人々が背負つて居る所の負擔と云ふものは、僅に二百萬圓位の金を以て今日救濟することは是は斷じて出來ぬ譯である、農村振興の點を大にして、吾々は諸君と共に數年來努めんと欲するならば、何ぞ十四年度一年度の財源無きを憂へんやであります（拍手）君の輿黨中にも必ずや其財源を提供する人があると云ふことを私は信じて居ります（拍手）成程豫算編成後に於て斯る問題の追加豫算を出されると云ふことは、體面上大に考慮すべきことはございませうが、併ながら此體面と國民今日の憐狀に顧みまして、之を救ふと云ふことに比しましたならば、決して同日の論でないのであります（拍手）私は固く信じまする、濱口君が本案に贊成して吾々の希望を通過すると云ふことになりましたならば、君の體面は本案を容れざるより更に一層の光を放つと云ふことを私は信ずるのであります（拍手）更に内閣諸公に向つて一言を致します、諸公は此國民の憐狀を如何に見られるのであります、諸君は私の演說の下手な爲めか置々とされますが、今日の地方の憐狀、教育費の多端なることに付ての事柄は御同感であらうと思ひます（拍手）此有樣を内閣諸公はどう見られるのでありますか、又國民が熱烈に希望して居る所の此要求を無視して、平然たることを得るのでありませうか（拍手）私は決して出來ないことであらうと思ひます、殊に文部大臣、内務大臣、農商務大臣の如きは最も密接の關係を持つて居ります、諸公は何故に犬養藏相が部下の現業員の優遇に對して執りたる態度に倣うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）況や濱口藏相は首相の指揮に一任したと云ふことである、財源なきものを大藏大臣の局に當つて首相に一任すると云ふことは斷じてないと私は思ふ（拍手）既に任せると云ふならば、首相がやれと言へばせざるのであつたらうと私は思ふ（拍手「ひや〳〵」）隨て財源なしと云ふことは益々信ずることが出來ないのであります、加少其後に承る所に依りますれば濱口藏相は後には十四年度は既に豫算を編成したことであるから、十五年度以降に於て之を考慮すべしと言ふに至つたと云ふことである、此事は眞實だらうと思ひます、果して眞實と致しまするならば、十五年度以降に之を考慮すべき所の經常財源があるならば、十四年度より之を支出して、今日の國民の急に應ずるの手段なしと云ふことは、本員の斷じて信ずることの出來ない所であります（拍手）濱口藏相が他の各閣僚の要求と輿論の熱烈なる鐵求に依りまして、調信現差員優待費及鐵道建設費に於きまして、上に申した如きの措置あるを見れば、眞に國民を救ふの誠意あらんか、斷じて十四年度より之を支出するの途なしと云ふことは信ずることが出來ないのであります（拍手）若し然らずと致しまして、漫然と濱口藏相の來年度より考慮すべしとの說を信じましたならば、濱口藏相は實に申したくはありませけれども、現内閣成立に直前致しまして、而して時の政府に肉薄を致して主張したことがある、而も濱口藏相の專門的事項とも謂ふべき問題である、即ち解金問題でありまするが、斯の如く時の政府に肉薄したる自己の專門的問題であるにも拘らず、其朝に立つや忽ち其說を飜したのであります、攻撃するのではありませぬ、飜したのであります、而して先日來此壓上で兩員の諸君から之を實問致しますと云ふと、色色言辭を設けて一時を糊塗して顧みられぬ有樣であります、諸君はさう御覽にならぬか知れませぬが、敢て私は濱口君を攻撃するのではありませぬ、濱口の先日の答辯はどうしても一時を糊塗するの態度を免れぬことを認めたのであります（拍手）斯の如き次第でありますからして、若し本問題に付て來年度に於て考慮すべしと云ふ事を諸君が信じて、其儘に放つて置くと云ふことならば、俗言に言ふ鬼が笑ふ

あるまいか、と申すのは小學校教員の俸給全體で一億二千百萬圓である、其中既に四千萬圓は國庫で支出になつて居りますから、あと八千九百萬圓で為る、是位なことは此内閣の技術に於て必ず爲し得らるることゝ確信して疑惑案を提出致したのであります、然るに思ひきや一文と雖も此教育費の國庫負擔增額の提案を見るを得ないのは甚だ遺憾に堪へないのであります、此二千萬圓を增額致しますれば小學校教員の俸給全額の約半額に達するのであります、半額と云へば實は六千四百五十萬圓でありますが僅なことで約半額に近い、此半額に近い金額が國庫から支出されると云ふことは、小學校教員をして精神的に非常な慰安と滿足を與へるのであります、即ち國家が認めて教員優遇の勞課が玆に現れたことになるのであります、元來義務教育費の國庫負擔の教育上に於ける重大意義は——國民教育を受けることが國民の義務であると同時に權利であるのである、萬人をして平等に教育の機會均等を得せしめることが、實に國家の義務であると共に社會安定の第一歩である、家の貧富、市町村の貧富に依つて教育の程度や内容に差等のあることは、是は教育上許すべからざることがある、何人も教育を受ける機會均等を國民として有するに拘らず、現在の狀態は如何であるかと申しますれば、市町村の經濟の富裕なる所は優良教員を迎へることが出來ますが、之に反して財政の貧弱なる町村に於ては、優良なる教員を迎へることが出來ないのであります、教員の善いと悪いとは兒童の成績上に重大なる關係があるのであります此意味から致しますれば、國家が國民教育の費用を負擔することは當然の義務であるのであります、現在新聞紙の傳ふる所に依れば、山梨縣に於て小學校教員に俸給を支拂ふことが出來ないと云ふ町村があるではありませぬか、國民の基礎教育を掌る小學校教員は、兒童に向つて偉大なる感化力を持つて居る、又一面に地方青年を指導する地位に立つて居るのであります、此教員の善くなると惡化するとは、地方の青年の指導に影響すること極めて重大であるのであります、或る意味からして成べく小學校教員として比較的優良なる人格者を迎へることは最も急務中の急務であるのであります、小學校教員の精神的獨立を保つ上に於ては、どうしても全額國庫支辨でなくてはなりませぬけれども、今日の財政の狀態に鑑みまして、直に全額負擔と云ふことは出來ないから、二千萬圓增加と云ふ見込であります、其中既に四千萬圓は國庫で支出になつて居りますから、あと八千九百萬圓で為る、是位なことは此内閣の技術に於て必ず爲し得らるることゝ確信して疑惑案を提出致したのであります、然るに思ひきや一文と雖も此教育費の國庫負擔增額の提案を見るを得ないのは甚だ遺憾に堪へないのであります、此二千萬圓を增額致しますれば小學校教員の俸給全額の約半額に達するのであります、半額と云へば實は六千四百五十萬圓でありますが僅なことで約半額に近い、此半額に近い金額が國庫から支出されると云ふことは、小學校教員をして精神的に非常な慰安と滿足を與へるのであります、即ち國家が認めて教員優遇の勞課が玆に現れたことになるのであります、元來義務教育費の國庫負擔の教育上に於ける重大意義は——國民教育を受けることが國民の義務であると同時に權利であるのである、萬人をして平等に教育の機會均等を得せしめることが、實に國家の義務であると共に社會安定の第一歩である、家の貧富、市町村の貧富に依つて教育の程度や内容に差等のあることは、是は教育上許すべからざることがある、何人も教育を受ける機會均等を國民として有するに拘らず、現在の狀態は如何であるかと申しますれば、市町村の經濟の富裕なる所は優良教員を迎へることが出來ますが、之に反して財政の貧弱なる町村に於ては、優良なる教員を迎へることが出來ないのであります、教員の善いと悪いとは兒童の成績上に重大なる關係があるのであります此意味から致しますれば、國家が國民教育の費用を負擔することは當然の義務であるのであります、現在新聞紙の傳ふる所に依れば、山梨縣に於て小學校教員に俸給を支拂ふことが出來ないと云ふ町村があるではありませぬか、國民の基礎教育を掌る小學校教員は、兒童に向つて偉大なる感化力を持つて居る、又一面に地方青年を指導する地位に立つて居るのであります、此教員の善くなると惡化するとは、地方の青年の指導に影響すること極めて重大であるのであります、或る意味からして成べく小學校教員として比較的優良なる人格者を迎へることは最も急務中の急務であるのであります、小學校教員の精神的獨立を保つ上に於ては、どうしても全額國庫支辨でなくてはなりませぬけれども、今日の財政の狀態に鑑みまして、直に全額負擔と云ふことは出來ないから、二千萬圓增加と云ふ見込であります、其中既に四千萬圓は國庫で支出になつて居りますから、あと八千九百萬圓で為る、是位なことは此内閣の技術に於て必ず爲し得らるることゝ確信して疑惑案を提出致したのであります、然るに思ひきや一文と雖も此教育費の國庫負擔增額の提案を見るを得ないのは甚だ遺憾に堪へないのであります、此二千萬圓を增額致しますれば小學校教員の俸給全額の約半額に達するのであります、半額と云へば實は六千四百五十萬圓でありますが僅なことで約半額に近い、此半額に近い金額が國庫から支出されると云ふことは、小學校教員をして精神的に非常な慰安と滿足を與へるのであります、即ち國家が認めて教員優遇の勞課が玆に現れたことになるのであります、元來義務教育費の國庫負擔の教育上に於ける重大意義は——國民教育を受けることが國民の義務であると同時に權利であるのである、萬人をして平等に教育の機會均等を得せしめることが、實に國家の義務であると共に社會安定の第一歩である、家の貧富、市町村の貧富に依つて教育の程度や内容に差等のあることは、是は教育上許すべからざることがある、何人も教育を受ける機會均等を國民として有するに拘らず、現在の狀態は如何であるかと申しますれば、市町村の經濟の富裕なる所は優良教員を迎へることが出來ますが、之に反して財政の貧弱なる町村に於ては、優良なる教員を迎へることが出來ないのであります、教員の善いと悪いとは兒童の成績上に重大なる關係があるのであります此意味から致しますれば、國家が國民教育の費用を負擔することは當然の義務であるのであります、現在新聞紙の傳ふる所に依れば、山梨縣に於て小學校教員に俸給を支拂ふことが出來ないと云ふ町村があるではありませぬか、國民の基礎教育を掌る小學校教員は、兒童に向つて偉大なる感化力を持つて居る、又一面に地方青年を指導する地位に立つて居るのであります、此教員の善くなると惡化するとは、地方の青年の指導に影響すること極めて重大であるのであります、或る意味からして成べく小學校教員として比較的優良なる人格者を迎へることは最も急務中の急務であるのであります、小學校教員の精神的獨立を保つ上に於ては、どうしても全額國庫支辨でなくてはなりませぬけれども、今日の財政の狀態に

なるのではありませぬか、諸君は殖産の不振を痛憤されて居るではありませぬか、農村振興のことは產業興隆の本は……（發言する者あり）

○議長（柏谷義三君）　靜肅に願ひます。

○元田肇君（續）　先以て國民普通教育を全う致しまして、其品性智能を向上せしめ其負擔を輕減致しまして、農業發展、產業發展の餘力を存せしむるに在ることは、何人も異議なき所であらうと思ひます成程今日提案になりました義務大臣の提案を見ますれば、二百萬圓でありまして、而に結構であります是だけでも御出しになつたことを多と致します、併ながら地方農民若くは商工業の人々が背負つて居る所の負擔と云ふものは、僅に二百萬圓位の金を以て今日救濟することは是は斷じて出來ぬ譯である、農村振興の點を大にして、吾々は諸君と共に數年來努めんと欲するならば、何ぞ十四年度一年度の財源無きを憂へんやであります（拍手）君の輿黨中にも必ずや其財源を提供する人があると云ふことを私は信じて居ります（拍手）成程豫算編成後に於て斯る問題の追加豫算を出されると云ふことは、體面上大に考慮すべきことはございませうが、併ながら此體面と國民今日の憐狀に顧みまして、之を救ふと云ふことに比しましたならば、決して同日の論でないのであります（拍手）私は固く信じまする、濱口君が本案に贊成して吾々の希望を通過すると云ふことになりましたならば、君の體面は本案を容れざるより更に一層の光を放つと云ふことを私は信ずるのであります（拍手）更に内閣諸公に向つて一言を致します、諸公は此國民の憐狀を如何に見られるのであります、諸君は私の演說の下手な爲めか置々とされますが、今日の地方の憐狀、教育費の多端なることに付ての事柄は御同感であらうと思ひます（拍手）此有樣を内閣諸公はどう見られるのでありますか、又國民が熱烈に希望して居る所の此要求を無視して、平然たることを得るのでありませうか（拍手）私は決して出來ないことであらうと思ひます、殊に文部大臣、内務大臣、農商務大臣の如きは最も密接の關係を持つて居ります、諸公は何故に犬養藏相が部下の現業員の優遇に對して執りたる態度に倣うて、強硬に其目的を達すると云ふ誠意と勇氣は無いのであるか（拍手）況や濱口藏相は首相の指揮に一任したと云ふことである、財源なきものを大藏大臣の局に當つて首相に一任すると云ふことは斷じてないと私は思ふ（拍手）既に任せると云ふならば、首相がやれと言へばせざるのであつたらうと私は思ふ（拍手「ひや〳〵」）隨て財源なしと云ふことは益々信ずることが出來ないのであります、加少其後に承る所に依りますれば濱口藏相は後には十四年度は既に豫算を編成したことであるから、十五年度以降に於て之を考慮すべしと言ふに至つたと云ふことである、此事は眞實だらうと思ひます、果して眞實と致しまするならば、十五年度以降に之を考慮すべき所の經常財源があるならば、十四年度より之を支出して、今日の國民の急に應ずるの手段なしと云ふことは、本員の斷じて信ずることの出來ない所であります（拍手）濱口藏相が他の各閣僚の要求と輿論の熱烈なる鐵求に依りまして、調信現差員優待費及鐵道建設費に於きまして、上に申した如きの措置あるを見れば、眞に國民を救ふの誠意あらんか、斷じて十四年度より之を支出するの途なしと云ふことは信ずることが出來ないのであります（拍手）若し然らずと致しまして、漫然と濱口藏相の來年度より考慮すべしとの說を信じましたならば、濱口藏相は實に申したくはありませけれども、現内閣成立に直前致しまして、而して時の政府に肉薄を致して主張したことがある、而も濱口藏相の專門的事項とも謂ふべき問題である、即ち解金問題でありまするが、斯の如く時の政府に肉薄したる自己の專門的問題であるにも拘らず、其朝に立つや忽ち其說を飜したのであります、攻撃するのではありませぬ、飜したのであります、而して先日來此壓上で兩員の諸君から之を實問致しますと云ふと、色色言辭を設けて一時を糊塗して顧みられぬ有樣であります、諸君はさう御覽にならぬか知れませぬが、敢て私は濱口君を攻撃するのではありませぬ、濱口の先日の答辯はどうしても一時を糊塗するの態度を免れぬことを認めたのであります（拍手）斯の如き次第でありますからして、若し本問題に付て來年度に於て考慮すべしと云ふ事を諸君が信じて、其儘に放つて置くと云ふことならば、俗言に言ふ鬼が笑ふ

きことは當然過ぎる當然であります（拍手）以上述べ來つた理由に照しまして、義務教育費國庫負擔を増額し、近き將來に於ては、小學校教員の俸給金額を國庫支辨にしたいと云ふ私の理想の下に、先づ取敢へず十四年度に於て二千萬圓を支出せられんことを希望して止まぬ者であります。

○議長（粕谷義三君） 本案に對して提案者、或は政府に向つてそれ／＼質疑の通告があります、順次其發言を許します、田淵豐吉君。

〔田淵豐吉君登壇〕

○田淵豐吉君 諸君本問題は非常に重大と考へるのであります、其考へ方に於て違つた所が無いか知らぬと思つて、茲に提案者に對しても質問をしたい、殊に元田君に對して質問をしたい、又進んでは政府の此教育に對する點に付きまして質問を致したいと考へるのであります、暫くの間御清聽を願ひます、一面から申しますれば此問題は諸君がもう殆ど滿場のお方が御贊成の案であるやうにも聞いて居るのであります故にもう提案する者も亦提案された者も、旣に大體分つて居る筈である、故に之を又此處で私が之に質疑すると云ふことはどうであるかと云ふ事を考へて見ましたけれども、質疑して提案者及び政府の意思を確めて置くと云ふことが國家の上に重大なる影響を及ぼすと云ふ、他の觀念から私は此處に立つたのであります、それは何を申すかと云ひますると云ふと、諸君も御承知の通り物は其物の必要の程度に從つて、其物を作る所の度合が違つて來るのでございます、一方から申しますれば政治でも總ての問題でも其目的とする所の其目的を遂行する所と云ふものと、互に密接なる關係を有つて居る、故に教育と云ふものがどれ程必要あるか、國民教育、普通教育と云ふものがどう云ふものだと云ふ事が分らなければ、之を如何にしてやるかと云ふ所の根柢が定まらない、故に一寸聞けば本黨の元田君の言はれたことが分るやうでありますけれども、間違ではございますまいけれども、念の爲に私は聞いて置きたい、それはどうであるかと云ふと、第二の提案者の說明に於て、それは増田君でありましたが——提案者に於て幾分か其意義のある所が分つたが、徹底的でない嫌みがあるので、之を徹底したいと云ふ私の考である、詰り大きく申せば此國民教育と云ふものが果して國家の義務に屬するや否やと云ふことの問題を、強く鋭くそれを聽かうとするのが私の質疑の一つなのであります、是は一寸思へば何でもないやうだが、其必要の度合と云ふこと、其義務の度合の如何に依つて是から生まれて行くものが違ふことになつて來る、金が無いと申しますけれども、今日戰爭が起れば日に千萬圓や二千萬圓の金はどうしても搾り出さなければならぬと云ふことになつて來る、其「インポータント」其必要及び切迫の度合如何に依つて是が定まる問題であつて、それがあやふやであれば一年待つても宜いぢやないか、後で出せば宜いぢやないかと云ふことになつて、問題の根柢はどうかと云ふ、其根柢を穿さないから安いとか高いとか云ふことは言へないことになるのであります、惡く言へば水掛論、斯う云ふ譯であります、此根柢を明にする必要があるので私は此壇上に登つたのであります、諸君、一般教育、一般選擧と云ふやうな事が起つて來て居る、一般選擧とは何であるかと云ふと普通選擧である、此內容を充實する爲には教育の力に俟たなければならぬと云ふことを申されて居る故にどうしても此教育と云ふ事に重きを置かなければならぬ、又進んでは其他强制の兵役、即ち負擔の勞役の義務を有つて居る、日常勞役のみではない、戰爭の時には生命を賭した所の大なる國家的奉仕をしなければならぬと云ふ「コンパルシーブ」强制的のものをもやつて居る、教育に於てもさうであります、聞く所に依りますると小學校の教員は誰を使へ俸給はどうせい、學校はどう造れと云つて悉く之に向つて制肘を加へ、國家と云ふ定規に向つて之をやらうとして市町村の意嚮等を顧みないらしい、山梨縣であつたと思ひますが、教員に給料を拂つて呉れないから教員自身が村役場の取立てるものを直接に他から取つたと云ふやうな事實があるやうに報ぜられて居る、斯の如きことを英國の人々が見たならば之を何と言ひませうか、是は一面教員が惡いのでもなければ、其市町村が惡いのではないかも知れぬ、教員や役場のみを責むるのは酷であると思ひます、即ち國家が大責任を負はせながら其責任を果す所の準備が出來て居ないからであると私は信じて疑はぬのであります、是は實に大なる醜體である、さう云ふやうな意味から私は思ふのであります、それから御存じの通り此義務教育の年限の延長と云ふことは重大問題となつて居る、私等は此義務教育の年限を延長してさうして國民に良い環境を與へ、教育を與へて改善をすると云ふことは産業、或は經濟、或は思想、或は人格の上に於ての根本的議論であります教育はあるものを創造する力を與ふることも多いことは明なる事實である、之を等閑に付して綱紀肅正だとか、奢侈關稅だとか言つて見た所が、それは枝葉末節で何等核心に觸れたものではないと云ふことは宜くないと思ひます、獨逸の諺のやうになつて居りました、即ち「ウェヤシュタンド、ネヤースタンド、レアーシュタンド」即ち軍備と云ふものと、經濟と云ふものと、教育と云ふ、此三種のものは一國の根本であると云ふことになるのであります、然るに我爲政者は之に對する所の計畫及び態度はどうかと云ふと、東京市でもさうである、東京市は震災に遭つて氣の毒であるから金を出してやる、建築會社に金を出すと云つて其方には持つて行くが、此國家の義務に屬するものをやらぬと云ふことは、國民の大なる不滿を買ふ所以であると私は信ずる（拍手）故に元田君其他の人々、或は増田君、及びそれを「サッポート」する、即ち支持する人々が果して是が國民の義務であるから、どうしても果さなければならぬものであると云ふことの見解から御起ちになつて居るのかどうか農村振興とか、或は地方の救助とか、國民の熱望と云ふことに向つて立脚されて居るか否かと云ふ事を聽きたいのであります、私から見れば是は枝葉末節の問題であるとも見えます、成程教育の爲に都市に於ては二割或は三割、或は農村に於ては六割、七割、八割も教育費に取られ、餘力がないから産業はそれが爲に萎微沈滯して振はぬ、東京の百圓と田舍の百圓とは其の價値が違ふと云ふやうなことで、さう云ふ狀態で今日農村の振興と云ふことは必要でありませう、之を救濟することの實に適切なるものがあります、併ながら此義務に屬する所を以て唯々補助をやつたら救濟になると云ふやうな意味からであるならば、二千萬圓今やつても又三年に三千萬圓とちく／＼小出しにして、其都度喧嘩しなければならぬことになりはしないかと云ふことを私は虞れるのであります、農村振興に付ては私は反對するのではない、私は紀州の者でありますが紀州の或村の人が地租委讓よりも此教育費國庫負擔額の增加に依つて町村が助かると云ふことを言つて居るのを聞きました、實に今日農村の狀態は慘めなものでございます、銀行でも總ての金融機關でも中央に金を湊る、政府の設備でも、鐵道改良事業でも、悉く都市だけで、復興事業で多數の金が集まるけれども、町村に行つたら實に慘めなものである、國家が當然の義務を負擔しないで之を人委せにして居る、唯々諸々たる彼等に向つて教育設備を强ひて其金を充分出さぬと云ふのは如何なる狀態であるか、故に私は元田君に向つて農村振興結構であるが、其意味から云つて國家の義務に屬するか否かと云ふことを聞きたいのであります、元田君其他の人は今日二千萬圓增しても又茲に數年の後にどう云ふ態度に出るであらうかと云ふことを恐れるから、是は義務に屬するか否か、唯氣の毒だから負擔をすると云ふのであるか、はつきりしないから一寸聞いたやうな次第であります、それから第二點は此二千萬圓と云ふ金は何處から割出して來た金であるかと云ふことを聞きたい、詰り國家が全額を出さなければならぬのであるけれども、現在の財政經濟狀態では甘く行かぬからと云ふので、それで二千萬圓にするのかどうか、其財源が見付かつたらそれでやると云ふのか、或は又政府の當然の義務に屬するから何とか財源を見付けてやれと云ふのか、そこの答辯を願ひたい、大分そこから、問題が違つて來ると私は思ふのでございます、私が斯う云ふことを申すのは現在の小學教員を優遇しない或は地方を涵養しないで枝葉末節に走つて色々の政策を此所で爭つても、それは上つ面の問題である、根本問題から決めなければならぬと思ふから、之を言ふのでございます、政友會も矢張此增額に就て是迄贊成をして居つた、革新俱樂部も贊成をして居つた、然るに唯現在は金が無いからやれない、恆久財源が無ければやれないと云ふけれども、一年や二年は借入金でも出來る問題は必要であるかどうか、義務に屬するか否かと云ふことに依つて大なる問題がある、さう云ふ點を考慮しないで色々喧嘩した所が結局水掛論である、謂はゞ町村でやつて居るから、國家から金を出さぬでもやつて居るではないか、教育をやらぬのでないから宜いではないかと云ふ議論もある、併し一方から云へば義務に屬するものであるから國家が出しても國家の金が減る譯はない、貧村もあれば富村もある、富豪もあれば貧者もあるから、社會政策と云ふ見地から見ても之を平均した所の事を以て國家教育であるから、一般にそれをやつて、一般に最も有効に最も精神的に將來の國家に大なる關係を及ぼす所の教育上に之を使つた方が宜しいのと云ふことを認めないのであるか、綱紀肅正と云ひ、或は又大に官紀の紊亂を防いで大に國民の心氣を新たにすると云ふけれども、國家の大切なるものは軍人であるかも知れぬが、永久的に云へば寧ろ教員又は小學兒童であるかも知れぬ、此重大な根本を忘れて枝葉末節の問題に就て言つて居ると云ふことは如何にも解せぬのでございます、私は此與黨の諸君も大に考へられなければ、在野の時に言うたことを我がやる時には少しもやらぬと云ふことではいかぬと思ふ（拍手）政府は二年も、三年も續きはしない、今年か來年の初めに罷める、先きの事ばかり言つて居ると云ふことは宜くないと思ふ先づ最も健實なる所の方策を執つて、どうしても斯んなちつぽけな金額ではいけない、もつと澤山出さなければならぬ問題ではないか、斯う云ふものが帝國議會の大問題になると云ふことは之はおかしいので、譯のないことである、故にどん／＼出して必要なるものはどん／＼出して、仕方がなければ借入金でもしてやれば宜い、幾らもやつて居るのである、それで又農村でも段々枯れて居ると云ふことを知らない、國が危ないのは外から來るから危ないのではない、內から來るから危ないのである、之を知らなければならぬ、其問題の根柢に觸れないのは駄目であると思ふ、故に諸君も大に考を改めると共に、提案者も能く此國家の義務に屬するや否やと云ふことに付て、後來本黨の諸君が政權を執るか執らぬか知らぬけれども、其意味から大に聞いて置かなければ又今甘い事を言つて置いて、後でどう云ふことをするか分らぬから聞きたいのである、それから第二に政府に向つて聞きたいのは、政府は此國民に斯う云ふやうな義務を負はせながら、一方には徵兵の事をやつて、農民が澤山來る、身體が丈夫だから戰爭に行く、惡く言ふと戰爭の爲に農民を使つて、其の利益は資本家達が得ると云ふやうな說が段々出來るかも知れぬ、血を流す時には農民を使う、さうして中央集權主義は日本の傳統である、是も或程度までは宜いだらうけれども、此窮狀を救うと云ふやうな意味からしても、又義務を履行すると云ふ點からしても、此教育費と云ふものは出來るだけ支出しなければならぬ、故に私は聞きたい、之は御情でする補助であるか、義務に屬するものであるかと云ふ事を本黨に聞くと同じやうに、どう云ふやうな考を有つて居るかと云ふ事を大臣、特に加藤君に之を聞きたいそれから第二に何故に是程ばかりの小さな金を義務と認めて居りながら、何故に他のものは併置いても此緊急なる問題を御片付にならぬかと云ふ事を、內閣諸公に之を聞きたいと思ふのであります（拍手）文相は最も國家の人格の正しき博學の有德の人を以て文相の位置に置かなければならぬのに、作食大臣を以て之をやらして居ると云ふことは抑々國民教育を蔑視したものと謂はなければならぬ、吾々は斯う云ふやうな意味に於て此二點、三點を內閣諸公に聞いて、又本黨の提案者及幾分か増田君にも明確なる答辯を願つて、此の壇を降るやうな次第であります（拍手）

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君 田淵君の私に對する御尋は二點あつたかと聽取ります、一點は國家が之を負擔する、國庫が負擔すると云ふことはどう云ふ譯で出來たのか、今日の國民の經濟狀態の窮狀に顧みて、之を救うと云ふ意味から來たのか、當然小學教員俸給と云ふもの、幾分を此國家が負擔するのが當然であるかと云ふ御尋であつたと思ひますが、それから第二點は二千萬圓と云ふことであるが、そこ等で止めるのかどうかと云ふやうな御尋のやうに諒解致しました、私は先刻本問題を御紹介致すに當りまして、此問題は既に全會一致で屢々決議をして居る所の問題であるから、根本の必要なりとか云ふやうな事に付ては、玆で略しますと云ふことを述べて申さなかつた、隨て此御質問が起つたんでございませうが、唯々今日の民間の窮狀を救ふのみに依つて國庫に負擔させると云ふのではない、兩々相俟つて教育上に斯くすべき所の必要があつて、之を是認すべき必要があるから、本院の諸公が何派を問はず、一致して、數年來此事を決議して居るのであります（「要領を得ない」「支離滅裂」と呼ぶ者あり）支離滅裂でも何でもない、負擔と云ふことになれば是は義務になつて居る是は國家が負ふべき所の相當の理由がある、必要と云ふことは無論義務があつて必要だから出すと云ふ事であります、それから二千萬圓に付て御答致しますが、是は二千萬圓に限つたものではありませぬ少くもそこまでは云ふことになつて、其以上從前の經過に依りまして、俸給半額位まで是非やると云ふことに經過はなつて居つたと信じて居ります、私共は是非そこまでは行きたいと思ひます、最初に四千餘萬圓の時に、二千萬圓だけ出すやうにしたと云ふことは、往年私共は硏究した事がありましたが、其後には一億萬圓以上に俸給が越えることになつて、今日では甚だそこに達することが少なうございますから更に少くとも二千萬圓を加へたいと云ふのであります、尙ほ田淵君に御話申しますが、提案の說明者たる私共は、甚だ淺學或は經綸に淺さうございまして、議論の點に於ては妥當ならぬことはあるかも知れませぬが、それは諸君が此教育費の中で、義務教育費の國庫負擔と云ふことを必要としておゐでになることは分り切つて居る話でありますから、之を極めて完全なるもの丶基礎の上に立つて、完全なる所の配給をすると云ふことは、委員會に於きまして膝を並べて諸君と共に攻究致しまして、最善の努力を致したいと思ひます、是だけ御答致します。

○議長（粕谷義三君） 岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君） 唯今田淵君の御尋は二點ありました、第一は此小學校教員費を國から出すのは國の義務であるや否やと云ふ問題でありましたが是は大體今日までの小學校規定の立方は、市町村は小學校を設立し又之に對する俸給を支辨する義務あるものは、其經費は市町村に負はして居るのであります、而して從前は是は全部市町村で支辨致して居つたのであります、然るに大正七年に至りまして、始めて國庫負擔法なるものを設けまして、義務教育に關係致して居ります教員の俸給の一部を國庫の負擔とすると云ふことに致したのであります、即ち俸給の一部が國庫の義務になる譯であります、而して其割合はどれ程かと申しますと、是は年々豫算を以て定めることになつて居るのであります、而して當局者の標準と致して居りますのは、俸給の半額と云ふものを標準と致して居るのでありますけれども是は年々の豫算に依つて定めることで、豫め之を定めて置くと云ふことは財政計畫上困難でありますから、其時に依つて是は定めるのであります、それから第二の御尋は僅に千萬圓、二千萬圓のものを國庫がどうしても支出が出來ぬか、斯う云ふ御尋であつたかと思ひますが、是は千萬圓、二千萬圓と云ふ金は決して少額の金ではありませぬので、大正十四年度の豫算を編成するに當つて、當局者と致しましては少からぬ苦心を致しました、何とか是は支出致すことにしたい、其途は種々攻究致したのではありますが、遂に其途を得ませぬので若も是が極めて少額の金額でありましたならば、何とか途も付きましたらうが、決して我國の財政に於て少額とは申されぬ是に於て已むを得ず十四年度は之を見合せに致しまして、十五年度からは、之に對する支出を全力を擧げて努力する考に定めた次第であります。

○議長（粕谷義三君） 增田義一君。

○增田義一君 議長。

〔增田義一君登壇〕

○增田義一君 田淵君の質疑に御答致します、私のは明瞭に此義務教育費は國庫が負擔すべきものなりと云ふ前提の下に述べたのであります、其趣意は義務教育とは國家が國民に强ゆるのであります、自分の家が貧困であるから學校へ遣ることが出來ないと云つても、社會は所謂無學の者があつては困る、不就學兒童があつては共存共榮、社會の安寧の上に於て害があるから、强ゆるのであります、國家が强ゆる以上此費用を國家が負擔して宜い、固より徵兵とは違ひますけれども、丁度徵兵を强ゆる、血稅を强ゆるが如く國民に不就學兒童を無からしむると云ふことが目的である以上は、之を負擔して當然なりと思ひます、無論義務教育費は全部負擔して宜い、但し財政の狀態に鑑みて先以て小學校教員の俸給全部を支出するのであります、それから二千萬圓としたのは、現在の財政狀態に鑑みて十四年度に於て少くとも二千萬圓を支出して、將來は多々益々辯ずる積りであります。

○議長（粕谷義三君） 田淵豐吉君。

○田淵豐吉君 議長、岡田文相に對して。

○議長（粕谷義三君） 田淵豐吉君。

〔田淵豐吉君登壇〕

○田淵豐吉君 私は此間大問題に付て、根本的の問題に付て加藤首相が御立ちになること丶思つて居つた、或は立たれるか立たれぬかも知れませぬが唯今岡田さんが此所に御立ちになつて言つたことは法律の歷史を語られたやうに思ひます、併ながら此大きな意味からして私は法律の根源に遡る所の憲法の問題、或は此所で議論をする所の重要なる役目を爲す

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（床次竹二郎提出）（岩田義一提出）第一讀會

所の政治問題、此法律の根本をなす所の此政治の目標に向つて之を問はんとするのでございます、然るに唯々過去の歷史を述べられたに過ぎない、そこに一つの矛盾がある、矛盾とは何であるか、一方には強制的に之を强制しながら、一方には、其金の拂へぬ者をも無理に拂うと云ふやうなことになる、之を一々命令でこちらが指定しながら、向ふで勝手にやつたら許さぬと云ふことは玆に矛盾があるのである其立脚點は何れに立つて居るのであるか、義務に屬しないのであるけれども、さう云ふやうにしたのであるか、義務に屬するからやる積りである、財政狀態が許さぬからさう云ふことになつたのであるか、其國家の義務に屬するか屬しないかと云ふことを明確に聞きたい、而して此義務を遂行する爲め金錢を國家が支辨する義務がありや否やと云ふことの、二つの此問題に付て御尋致したいと思ふのであります

○議長（柏谷讓三君）　岡田文部大臣。

［國務大臣（岡田良平君登壇］

○國務大臣（岡田良平君）　義務教育の費用は是は國が命じて教育を强制するのであるから國で負擔をしなければならぬと云ふ御論もあるやうでありますが是は必しもさうでないのであります、國政の事務を地方團體に命じて之を行はせますることは、獨り教育ばかりでない、國の事務を市町村に命じてやらせると云ふことは明に例がある、であるから教育と云ふものは義務教育であるから國でやらなければならぬと云ふ理窟は出て參らぬのである、併ながら市町村ばかりに命じて置きましても、市町村の力が之に堪へざると見ましたときは、國庫が之を一部負擔することは已むを得ぬことであります、今日の制度は原則としては國が市町村に命じて之を行はせるものである、唯負擔に堪へざることを慮れて國が其俸給の一部を擔任すると、斯う云ふことになつて居るのであります。

○議長（柏谷讓三君）　菊池謙二郎君。

［菊池謙二郎君登壇］

○菊池謙二郎君　諸君、私け此問題に關聯をしまして、政府に質問をする者であります、どの内閣も又政黨も、教育と云ふものは重大なるものである、之を重要視せなければならぬと云ふことは、何れも言つて居る、然るに實際に臨むと云ふと、動もすれば教育を輕視する傾がある、現に此内閣に於きましても、織消大臣は大正十四年度の経費費に三千〈〉（拍手）諸君少しく政界の内面を考へて見れば……（發言者多し）織消大臣は大正十四年度の経費費に三千吾々は知らず、斯の如き議論を此席場に於てすると云ふ事には、何か極めて祕密なる事情があるに相違ないと私は考へる（拍手）それは即ち多年國民に公約したる所の義務負擔額を十四年度に於て增額する事をしないが爲に、國民を一時騙著せしむるが爲に斯の如き事を發表したのであると思ふ（拍手）諸君併しがら人の命も内閣の命も——人の命も内閣の命も今日明日を測られぬのである（拍手）此内閣が十五年度より假令增額すると言つても、國民が信ずるか否や、内閣總理大臣は斯の如き…（發言者多し）

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○菊池謙二郎君（續）　斯の如き事を信ずると云ふ御考であるかどうか、諸君、政治と云ふものは公明正大である（「ひやく」）公明正大なる政治であるからして、如何なる理由があつて斯の如き事を此議場で聲明するかと云ふ理由を國民に徹底するやうにと私は考へる、十分所信を披瀝せられんことを希望する者であります（拍手）

［國務大臣（子爵加藤高明君登壇］

○國務大臣（子爵加藤高明君）　唯今菊池謙二郎君からの御尋でありまするが、大正十四年度の豫算を審議するに當りまして、此教育費の國庫補助の事は大に愼重攻究したのであります、愼重攻究した結果種々の點に於ては實行は出來ないと云ふので已むを得ず計上しなかつたのであります（「何故計上しなかつたのだ」と呼ふ者あり發言者多し）默つて居らつしやい、（發言者多く議場騷然）次は高田轉平君。

○田淵豐吉君　發言。

○議長（柏谷讓三君）　高田君に發言を許しました。

［高田轉平君登壇］

○高田轉平君　私は此法律改正案に大體に於て反對の意見を申上げる前に、提案者の說明を煩はしたい點があるのであります、それは唯今提案者を代表して元田肇君より縷々御說明がありましたが、一言も二千萬圓の財源を何所に求めるかと云ふことに付ての御話が無いのであります、（「餘計なことを云ふな馬鹿野郎」と呼ふ者あり）分らないから聞くのです、政友本黨の諸君が全國の——（「生意氣なことを言ふな」と呼ふ者あり）全國の町村長の有志に向つて……（發言者多し）議場騷然）

○議長（柏谷讓三君）　靜に願ひます……降壇なさつて下さい……降壇を願ひます——諸君、唯今……（發言する者多く議場騷然）靜肅に願ひます、唯今高田君の御發言中の或る言葉に依りまして、圖らずも議場の混雜を釀しましたことは、議長の最も遺憾とする所であります、同君の御發言中に於て、——と言はれましたことは甚だ穩當でないと思ひますから（——（議場騷然）——とゝふ言葉は御取消あらんことを希望致します。

○高田轉平君（續）　唯今議長よりの御注意がありまず、私は——とゝふ言葉は、從來議會に於て斯る場合に用ゐられた言葉と信じますが、併ながら議長が議場整理の必要上、——とゝふ言葉を取消せと云ふ御注意でありまするから之を取消します（「取消すと云ふことがあるか」と呼ひ其他發言する者多く議場騷然）——とゝふ言葉は取消しますが、政友本黨の諸君が全國町村長に配付したる書面の一端を……

［橫山金太郎君登壇］

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます——橫山君に發言を許します。

［橫山金太郎君登壇］

○橫山金太郎君　諸君——諸君——私は議員原惣兵衞君並に牧山耕藏君に對して懲罰委員に付するの動議を提出致します（拍手）申すまでもなく立憲政治は言論政治であります（拍手）即ち高田君が此議題となつて居る問題に付て論爭を試みんと致して居ります際に於て、敢て直接行動を執つたことを……（議場騷然鷹取る能はす）致したのであります、是は私は我が議場政治發達の爲に衣に悲しむべきものであります、而して其行爲は當に議院法の……（議場騷然鷹取する能はす）玆に此動議を提出する所以であります（拍手）

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○橫山金太郎君（續）　此問題の解決の爲に日夜心血を濺いて居る所の同志を侮辱するの甚しきものでありまするから、我黨の同志は此不禮の言說に對して、其取消を要求すべく參つたのであります（拍手）私も此所へ參つた一人であります（此時發言する者多く議場騷然）暫くの間御靜肅を願ひます、私の言葉に誤りがあつたならば、どうぞそれを反駁して下さい——所が憲政會の生方大吉君が此所に居られまして、其言はれる言葉に「高田君賜じて取消すな、町村長を侮辱するものは政友本黨なり」と云ふことを力說されたから、是は怪からぬ言葉である、左樣な無禮な言葉を言ふものでないと言つて、私は其取消を迫つた、即ち生方君を制したのでありますが——制したのでありまするが、生方君は中々言かない、私は生方君とは公私の關係に於て何等の遠慮のない者であります（拍手）即ち此高田君並に生方君の言說が私をして非常に興奮せしめ意氣の迸る所發言に是に出でたのであります、諸君、是は實に天下の重大問題であります、私は生方大吉君を輕る考は更にない、何を君は言ふのであるかと言つて遂に公憤の激する所、意氣の迸る所、遂に是に至つたのでありまして、高田君が左樣な無禮の言を弄せられなかつたならば、私は此擧に出でないのであります、即ち私をして是に至らしめたのは實に高田君並に生方君の不穩なる此の言說が、私をして此の行爲をせしめたと思ひます（拍手）此の顚末を明に致しまして、一身上の辯明に代へる次第であります。

［拍手］

○議長（柏谷讓三君）　原惣兵衞君。

［原惣兵衞君登壇］

○原惣兵衞君　私は簡單に此壇上に騙上りました理由をば根本的に說明致します、此義務教育費其もの性質に付きまして、私は田澤君が申されましたが此義務教育費の問題が義務なりや或は權利なりや、若くは負擔なりやと云ふ……（「何を言ふ」「そんな辯明があるか」と呼ふ者あり）斯樣な御言葉もありましたが、吾々國民は左樣な法理論を論ずるにあ

か。

［「分りませぬ、分らない」と呼ふ者あり議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　ございませぬか——更めて宣告致します——更めて宣告致します、唯今橫山金太郎君より動議がありました、原惣兵衞君、牧山耕藏君の兩君を懲罰委員に付するの動議であります（拍手）此動議に贊成の諸君の起立を求めます。

［贊成者　起立］

○議長（柏谷讓三君）　起立多數であります、仍て原惣兵衞君、牧山耕藏君を懲罰委員に付するの動議は成立致しました。

［「議長異議あり」「議長異議があります」「今の採決に異議があります」「異議あり」と呼ふ者あり議場騷然「議長退場を命ずべし」「退場々々」「退場を命ずべし」と呼ふ者あり議場騷然］

［高田轉平君登壇］

○高田轉平君　私は發言權を得て居るのであります（「議長々々」と呼ふ者あり）先程私の提案者に對する質問を繼續致します、本年の一月政友本黨の議員の有志として全國町村長に配付したる書面の一端に依れば……

［「高田君演說を止めろ」「やれ〳〵」「議長議長」「退場々々」「寺田市正に退場を命じろ」と呼ふ者あり議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　暫く休憩を致します。

午後四時九分休憩

午後四時五十九分開議

○議長（柏谷讓三君）　休憩前に引續き會議を開きます、尙は此場合議長より改めて宣告致します、休憩前橫山金太郎君より原惣兵衞君、牧山耕藏君の兩君を懲罰委員に付するの動議が出ました、議長は之れに對して採決を致しましたのであります、起立に依つて採決を致しました結果、起立多數と宣告を致したのであります、其場合に本黨の諸君より異議の申立があつたさうでありますけれども、此異議の申立は議長の耳に入らなかつた（此時發言する者多し）私は決して偶を申す者ではないのであります、然るに段段呼りまするに、確に異議の申立をせられて居るのであります、仍て此場合議長は改めて此動議を記名投票に依つて採決を致します……

○松田源治君　議事の進行に付て發言を求めます……

○議長（柏谷讓三君）　既に採決に付て宣告をしたのであります、——是より記名投票を行ひます、動議に贊成の諸君は白票、反對の諸君は靑票であります——閉鎖。

［「何故發言を許さないのか」「議事進行に付て發言を何故許さないのか」「通告がしてあるではないか」と呼ひ其他發言する者多く議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　降壇なさい……

［「議事進行に付て宣告の前に通告して置いたではないか」「退場」「退場」「議事進行に付て通告してある何故許さないか」「議長橫暴」「辯明を聽かずして何故宣告するのか」「退場」「退場」「議長退場を命ずべし」「議長」「議長」「投票を始めろ」「退場を命ずべし」「議長」「下がれ」「下がれ」「此問題に付て辯明を聽かずして投票をするとゝふことがあるか」「退場」「退場」「氏名點呼、氏名點呼」「降りろ降りろ」「聽意を聽かず辯明を聽かず採決することがあるか」其他發言する者多く議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　辯明を許す機會で、ありませぬ……

［「退場を命ずべし」拍手起る又「下がれ下がれ」「氏名點呼を始めろ」「氏名點呼氏名點呼」と呼ふ者あり議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　諸君靜く——靜く——（議場騷然）諸君、甚だ遺憾でありますが、此儘議事を進めることは不可能でありますから、仍て暫く休憩致します。

午後五時十六分休憩

午後五時十九分開議

○議長（柏谷讓三君）　休憩前に引續いて會議を開きます、既に定刻に近づきましたから、時間を延長致します、尙ほ休憩前に閉鎖致して置きましたが、此際閉鎖致します、尙ほ此場合改めて一言致します、異議ある旨に記名投票を行ふべきことを宣告致して置きました、然るに其間題に付きましては、原惣兵衞君、及牧山耕藏君の兩君より辯明があるべき筈であるのであります、當時議長は兩君の辯明を促したのでありまするが、議場混亂の爲に議長の此宣告が兩君に徹底しなかつたさうであります、故に議長は先の記名投票の宣告を取消しまして、此場合に於て改めて原惣兵衞君、及牧山耕藏君の辯明を許します（拍手）——牧山耕藏君。

［牧山耕藏君登壇］

○牧山耕藏君　本日私の執りたる行動に付て一言辯明を致したいと思ひます。

［「橫暴だ」「何が橫暴だ」と呼ふ者あり、議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○牧山耕藏君（續）　養務教育費國庫負擔增額の問題は、國家民人の利害休戚に關する極めて重大なる問題であります（拍手）即ち我國に於ける各政黨政派は之を國民に公約し、自分が政權を執れば直に之を實際政治の上に行ふと云ふことを公約致して居る問題であります（拍手）そこで本日我黨より此問題を提案說明するに先つて、我黨に於ては本日特に代議士會を開催致しまして、議場に於ては我黨の提案の理由を十分に說明致すと同時に、他の各派の諸君の反對論をも十分に敬意を表して之を聽取することに致したのであります（拍手）此の申合を致しまして、我が政友本黨の同志は此議場に這入つたのであります、而して我黨提案の理由に付ては、元田肇君より其骨髓の上に於きましても極めて深甚なる注意を拂つて說明を致されたことは、皆樣も御承知の通りであります（拍手）來て憲政會總務高田樗平君が登壇されまして、我黨の提案に反對をされるのでありますからして、如何なる言說を試みられるかに付ては私共は憲政會の代表演說でありますから、大に敬意を拂つて傾聽を致して居つたのであります（「暴漢何だ」と呼ふ者あり議場騷然）暫くの間御靜聽を願ひます。

［「暴漢の辯明だ」「暴行の辯明をしろ」と呼ふ者あり議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に……

○牧山耕藏君（續）　諸君、高田君の反對論に對しまして、非常に敬意を拂つて之を伺つたのであります、其高田君の演說の一句に「——」と言はれたのでありまして、「其通り」と呼ふ者あり）此言葉は單に我が政友本黨を侮辱するのみならず……

［「暴行の辯明をしろ」と呼ふ者あり、議場騷然］

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○牧山耕藏君（續）　此問題の解決の爲に日夜心血を濺いて居る所の同志を侮辱するの甚しきものでありまするから、我黨の同志は此不禮の言說に對して、其取消を要求すべく參つたのであります（拍手）私も此所へ參つた一人であります（此時發言する者多く議場騷然）暫くの間御靜聽を願ひます、私の言葉に誤りがあつたならば、どうぞそれを反駁して下さい——所が憲政會の生方大吉君が此所に居られまして、其言はれる言葉に「高田君賜じて取消すな、町村長を侮辱するものは政友本黨なり」と云ふことを力說されたから、是は怪からぬ言葉である、左樣な無禮な言葉を言ふものでないと言つて、私は其取消を迫つた、即ち生方君を制したのであります——制したのでありまするが、生方君は中々言かない、私は生方君とは公私の關係に於て何等の遠慮のない者であります（拍手）即ち此高田君並に生方君の言說が私をして非常に興奮せしめ意氣の迸る所發言に是に出でたのであります、諸君、是は實に天下の重大問題であります、私は生方大吉君を輕る考は更にない、何を君は言ふのであるかと言つて遂に公憤の激する所、意氣の迸る所、遂に是に至つたのでありまして、高田君が左樣な無禮の言を弄せられなかつたならば、私は此擧に出でないのであります、即ち私をして是に至らしめたのは實に高田君並に生方君の不穩なる此の言說が、私をして此の行爲をせしめたと思ひます（拍手）此の顚末を明に致しまして、一身上の辯明に代へる次第であります。

［拍手］

○議長（柏谷讓三君）　原惣兵衞君。

［原惣兵衞君登壇］

○原惣兵衞君　私は簡單に此壇上に騙上りました理由をば根本的に說明致します、此義務教育費其もの性質に付きまして、私は田澤君が申されましたが此義務教育費の問題が義務なりや或は權利なりや、若くは負擔なりやと云ふ……（「何を言ふ」「そんな辯明があるか」と呼ふ者あり）斯樣な御言葉もありましたが、吾々國民は左樣な法理論を論ずるにあ

議員原敬君、牧山耕藏を農商務省に付するの動議

議員原敬君、牧山耕藏を農商務省に付するの動議

議員原敬君、牧山耕藏を農商務省に付するの動議

小泉策太郎君 青木精一君 赤間嘉之吉君 安藤正純君 榊原經武君 佐々木春作君 坂井大輔君 木戸豊吉君 宮崎三之助君 三土忠造君 廣瀨爲久君 瀨沼伊兵衛君 菅原傳君 板野友造君 林田龜太郎君 濱田國松君 宮永孝太郎君 大口喜六君 高草美代藏君 植原悦二郎君 小橋藻三衛君 秋田清君 清瀨一郎君 關直彦君 武藤嘉門君

神崎勲君 青柳郁次郎君 東武君 有馬頼寧君 佐々木文一君 佐々木長治君 坂梨哲君 木村政次郎君 三善清之君 嶋居哲君 望月圭介君 鈴木隆君 隅田豊吉君 犬養毅君 馬場義興君 西村丹治郎君 土居通憲君 大内暢三君 高島兵吉君 山本芳治君 古島一雄君 齋藤隆三郎君 湯淺凡平君 砂田重政君

作間君提出の動議を否とする議員の氏名左の如し

志賀和多利君 井上虎治君 池田泰親君 石原正太郎君 靏苗代君 原惣兵衛君 原田藤次郎君 星廉平君 床次竹二郎君 千葉宮次郎君 沼田嘉一郎君 小島善作君 大關榮三郎君 大麻唯男君 川原茂輔君

井坂豊光君 井出繁三郎君 伊坂秀五郎君 岩切重雄君 鳩山一郎君 原田十衛君 本多貞次郎君 堀喜幸君 東郷實君 陣軍吉君 折原巳一郎君 小野寅吉君 大石大君 奥野小四郎君 川口義久君

河崎清君 加藤鐐五郎君 兼田秀雄君 神村吉郎君 吉植庄一郎君 吉松忠敬君 高見之通君 田中隆三君 筒井民次郎君 中村四郎兵衛君 中村嘉壽君 中山貞雄君 成田榮信君 浦野譲朗君 上埜安太郎君 則元由庸君 倉元要一君 熊谷五右衛門君 栗林五朔君 前田房之助君 牧山耕藏君 松田源治君 福井甚三君 小橋一太君 寺田市正君 櫻内幸雄君 佐藤重遠君 吉良元夫君 三輪市太郎君 志波安一郎君 清水市太郎君 廣岡宇一郎君 森田政義君 井上雅二君 磯部保次君 坂東幸太郎君 岡田温君 若宮貞夫君 高島順作君 長岡外史君 浦山助太郎君 山口左一君

加藤久米四郎君 柏田忠一君 金光庸夫君 米原於菟男君 吉木陽君 高木第四郎君 丹下茂十郎君 田口文次君 津崎尚武君 中村啓次郎君 中林友信君 長峰與一君 向井倭雄君 上原好雄君 梅田寛一君 野村治三郎君 工藤十三雄君 巖關三四郎君 八木逸郎君 前田兼寶君 牧野良三君 丸山浪彌君 小泉辰之助君 古林新治君 青山憲三君 鶴田清兵衛君 木下謙次郎君 岸本賀昌君 宮崎友太郎君 志村清右衛門君 清水長郷君 平田民之助君 元田肇君 今里準太郎君 石坂豊一君 本田義成君 小川郷太郎君 若尾璋八君 堤清六君 永田新之允君 畔田明君 山本慎平君

増田義一君 小屋光雄君 齋藤藤四郎君 佐々木平次郎君 平井光三郎君 鷲野米太郎君 武藤山治君 小林𨗉七君 田淵豊吉君 太宰孫九君 菊池謙二郎君

松山兼三郎君 秋田寅之介君 佐藤潤象君 宮島幹之助君 森甑祖君 田中譲君 前野芳造君 古林喜代太君 多木久米次郎君 町野武馬君

○議長(柏谷義三君) 仍て直に本案に付て採決致します、兩案を一括して議題に供したのであります、仍て之が採決も亦兩案を一括して採決することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長(柏谷義三君) 御異議なしと認めます、右兩案の第二讀會を開くや否やに付て採決致します、此採決は記名投票に依つて之を決します、即ち第二讀會を開くべしとする諸君は白票、開くべからずとする諸君は青票であります――閉鎖――氏名點呼を命じます。

〔書記官氏名を點呼す〕

○議長(柏谷義三君) 投票漏はありませぬか。

〔「無し」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏谷義三君) 投票漏なしと認めます、投票函閉鎖――開匣――閉鎖――投票の結果を書記官長より報告致させます。

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 三百九十五

可とする者 白票 百三十一

否とする者 青票 二百六十四

〔拍手起る〕

○議長(柏谷義三君) 唯今の結果によりまして兩案共二讀會を開かれぬことに決しました。

(參照)

第二讀會を開くべしとする議員の氏名左の如し

井坂豊光君 井出繁三郎君 伊坂秀五郎君 岩切重雄君 鳩山一郎君

井上虎治君 池田泰親君 石原正太郎君 靏苗代君 原惣兵衛君

原田十衛君 本多貞次郎君 堀喜幸君 東郷實君 陣軍吉君 折原巳一郎君 小野寅吉君 大石大君 奥野小四郎君 川口義久君 加藤久米四郎君 柏田忠一君 神村吉郎君 吉木陽君 高橋光威君 高見之通君 田中隆三君 筒井民次郎君 中村四郎兵衛君 中村嘉壽君 中山貞雄君 成田榮信君 浦野譲朗君 梅田寛一君 倉元要一君 熊谷五右衛門君 栗林五朔君 前田房之助君 牧山耕藏君 松田源治君 福井甚三君 小橋一太君 寺田市正君 櫻内幸雄君 佐藤重遠君 吉良元夫君 三輪市太郎君 志波安一郎君 清水市太郎君 平田民之助君 元田肇君 今里準太郎君

原田藤次郎君 星廉平君 床次竹二郎君 千葉宮次郎君 沼田嘉一郎君 小島善作君 大關榮三郎君 大麻唯男君 川原茂輔君 河崎清君 加藤鐐五郎君 金光庸夫君 吉植庄一郎君 吉松忠敬君 高木第四郎君 丹下茂十郎君 田口文次君 津崎尚武君 中村啓次郎君 中林友信君 長峰與一君 向井倭雄君 上埜安太郎君 則元由庸君 工藤十三雄君 巖關三四郎君 八木逸郎君 前田兼寶君 牧野良三君 丸山浪彌君 小泉辰之助君 古林新治君 青山憲三君 鶴田清兵衛君 木下謙次郎君 岸本賀昌君 宮崎友太郎君 志村清右衛門君 清水長郷君 森田政義君 井上雅二君 磯部保次君

石坂豊一君 本田義成君 小川郷太郎君 若尾璋八君 堤清六君 永田新之允君 畔田明君 山本慎平君 松山兼三郎君 秋田寅之介君 佐藤潤象君 宮島幹之助君 森甑祖君 田中譲君 前野芳造君 古林喜代太君 濱增開一君 太宰孫九君 菊池謙二郎君

坂東幸太郎君 岡田温君 若宮貞夫君 高島順作君 長岡外史君 浦山助太郎君 山口左一君 増田義一君 小屋光雄君 齋藤藤四郎君 佐々木平次郎君 平井光三郎君 鷲野米太郎君 武藤山治君 小林𨗉七君 田淵豊吉君 多木久米次郎君 町野武馬君

第二讀會を開くへからすとする議員の氏名左の如し

一柳仲次郎君 石塚三郎君 飯塚春太郎君 早速整爾君 原脩次郎君 濱口雄幸君 戸田由美君 中馬興丸君 大津淳一郎君 太田信治郎君 岡本實太郎君 奥村千藏君 川崎安之助君 河波荒次郎君 加藤鯛一君 加藤十四郎君 金田平兵衛君 神田正雄君 横山勝太郎君 横山一格君 吉原義雄君

井本常作君 石黒大次郎君 土生彰君 服部英明君 橋本喜造君 西英太郎君 戸澤民十郎君 大里廣次郎君 大島要三君 小野重行君 岡部次郎君 片岡直温君 川崎克君 加藤政之助君 加藤六藏君 金澤安之助君 神谷彌平君 神部爲藏君 横山金太郎君 吉川吉郎兵衛君 吉田磯吉君

頼母木桂吉君 武富濟君 田中善立君 高木正年君 高橋元四郎君 谷口源十郎君 俵孫一君 永井柳太郎君 中谷貞頼君 中野正剛君 中野猪之助君 村上紋四郎君 生方大吉君 宇田友四郎君 黒田重兵衛君 工藤鐵男君 山宮藤吉君 山道襄一君 山田助作君 山本勝次君 松井郡治君 丸山五郎君 古屋慶隆君 藤澤幾之輔君 深井功君 小島證作君 小泉又次郎君 小山松壽君 小池仁郎君 河野正義君 近藤重三郎君 寺島權藏君 淺賀長兵衛君 阿由葉勝作君 荒川五郎君 蟻川五郎作君 佐竹庄七君 佐藤實君 齋藤隆夫君 齋藤仁太郎君 柵瀨軍之佐君 木村小左衛門君

武内作平君 田中武雄君 高木益太郎君 高田耘平君 谷口宇右衛門君 建部遯吾君 永田善三郎君 中原徳太郎君 中野寅吉君 中野實君 村上國吉君 村山喜一郎君 内ケ崎作三郎君 野村嘉六君 栗延敬太郎君 八並武治君 山枡儀重君 山田又司君 山田道兄君 山本厚三君 松本忠雄君 町田忠治君 降旗元太郎君 福田五郎君 藤井啓一君 小島七郎君 小寺謙吉君 小西和君 木檜三四郎君 河野嘯君 紺野九右衛門君 手代木隆吉君 淺川浩君 荒井建三君 安達謙藏君 作間耕逸君 佐藤富十郎君 佐藤球三郎君 齋藤太兵衛君 齋藤金吾君 澤田利吉君 由谷義治君

三樹四郎次君 宮崎松次郎君 下元鹿之助君 信太儀右衛門君 重松重治君 平沼亮三君 平野光雄君 比佐昌平君 望月小太郎君 關矢孫一君 杉浦武雄君 菅原英伍君 磯部尚君 岩崎勲君 石井三郎君 飯村五郎君 伊澤平左衛門君 秦豊助君 西澤定吉君 堀切善兵衛君 大竹謙治君 小川平吉君 若尾幾太郎君 渡邊鮎策君 笠原忠造君 吉津度君 竹原僕一君 田邊七六君 高井商二君 高橋是清君 高木香藏君 中島守利君 中村清造君 内田信也君 野田俊作君 熊谷巖君 黒住成章君 山本悌二郎君 山口恒太郎君 山下谷次君 前田米藏君 松實喜代太君

三好榮次郎君 箕浦勝人君 清水留三郎君 鹽田團平君 廣瀨德藏君 平川松太郎君 樋口秀雄君 森田茂君 粟山博君 關俊吉君 鈴木富士彌君 菅村太事君 岩崎幸治郎君 石井謹吾君 今井健彦君 井上敬之助君 八田宗吉君 濱口吉兵衛君 西方利馬君 長田桃藏君 岡崎邦輔君 小野義一君 渡邊伍君 加藤知正君 河上哲太君 吉田賢策君 竹内友治郎君 田中定吉君 高山長幸君 高橋熊次郎君 土屋清三郎君 中村繼男君 武藤金吉君 野田卯太郎君 來栖七郎君 熊谷直太君 矢野鉱吉君 山口義一君 山内範造君 山崎達之輔君 松本眞平君 二木洵君

藤田包助君 木暮正一君 小泉策太郎君 青木精一君 赤間嘉之吉君 安藤正純君 榊原經武君 佐々木春作君 坂井大輔君 木村政次郎君 三土忠造君 嶋居哲君 望月圭介君 鈴木隆君 隅田豊吉君 犬養毅君 馬場義興君 西村丹治郎君 土居通憲君 大内暢三君 高島兵吉君 山本芳治君 古島一雄君 齋藤隆三郎君 湯淺凡平君 砂田重政君

藤澤萬九郎君 古川清君 小久保喜七君 神崎勲君 青柳郁次郎君 東武君 有馬頼寧君 佐々木文一君 佐々木長治君 水戸豊吉君 宮崎三之助君 志賀和多利君 廣瀨爲久君 瀨沼伊兵衛君 菅原傳君 板野友造君 林田龜太郎君 濱田國松君 宮永孝太郎君 大口喜六君 高草美代藏君 植原悦二郎君 小橋藻三衛君 秋田清君 清瀨一郎君 關直彦君 武藤嘉門君

○議長(柏谷義三君) 仍て是にて本日の日程を終りました、諸問事項があります、左の諸君より常任委員の申出がありました、第六部選出、懲罰委員菅原純義君、第七部選出、懲罰委員浦野譲朗君、右兩君の常任委員辭任、之を許可するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏谷義三君) 御異議なしと認めます、仍て許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御届出あらんことを希望致します、次回の日程は追て公報を以て御通知致します、本日は之にて散會致します。

午後十時二十六分散會

○大正十四年二月五日(木曜日)

午後一時十九分開議

議事日程　第九號

第一　公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　輸出組合法案(政府提出)　第一讀會

第四　重要輸出品工業組合法案(政府提出)　第一讀會

第五　右各案の審査を付託すへき委員の選擧

第六　在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　大學特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十　所得税法中改正法律案(菊池謙二郎君提出)　第一讀會

第十一　商業會議所法中改正法律案(増田義一君提出)　第一讀會

第十二　教育の機會均等に關する建議案(山桝儀重君外二名提出)

第十三　獸醫師法の制定に關する建議案(服部英明君提出)

第十四　社會教育局設置に關する建議案(樋口秀雄君提出)

第十五　國定教科書の翻刻並販賣の改善に關する建議案(樋口秀雄君提出)

第十六　大間間長野原間鐵道建設に關する建議案(清水留三郎君外四名提出)

第十七　航空行政中央統一機關設置に關する建議案(長岡外史君提出)

第十八　帝國在鄕軍人會國庫補助に關する建議案(佐々木春作君外四名提出)

第十九　藝術教育普及及助成に關する建議案(山口政二君提出)

第二十　社會教育振興に關する建議案(青木精一君提出)

第二十一　男子用通常禮服に關する建議案(菊池謙二郎君提出)

○議長(粕谷義三君)　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

米穀法中改正法律案

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

(以上二月五日提出)

一議員より提出せられたる議案左の如し

裁判所構成法中改正法律案

提出者　原　夫次郎君　高見　之通君

牧山　耕藏君　大麻　唯男君

藏園三四郎君　廣岡宇一郎君

(二月五日提出)

金鵄勳章年金令改正實施に關する建議案

提出者　土井　權大君

京都市に國立音樂學校設置に關する建議案

提出者　森田　茂君

滋賀縣に水産講習所設置に關する建議案

提出者　平井　光三郎君

高等師範學校設置に關する建議案

提出者　一柳仲次郎君　淺川　浩君

手代木隆吉君　山本　厚三君

神部　爲藏君　澤田　利吉君

小池　仁郎君

農業教育改善に關する建議案

提出者　湛增　庸一君

遞信鐵道速成に關する建議案

提出者　樋口　秀雄君　山本　勝次君

戸田　由美君　永田善三郎君

國防會議設置に關する建議案

提出者　長岡　外史君

鶴岡市に高等師範學校設置に關する建議案

提出者　齊藤　眞三郎君

女子高等教育の振興に關する建議案

提出者　内ヶ崎作三郎君

(以上二月三日提出)

拓殖省設置に關する建議案

提出者　牧山　耕藏君　小橋　一太君

木下謙次郎君　鳩山　一郎君

成田　榮信君　則元　由庸君

高見　之通君　津崎　尚武君

向井　倭雄君　藏園三四郎君

原　夫次郎君　栗林　五朔君

東鄕　實君　吉木　陽君

山陰鐵道本線電化速成に關する建議案

提出者　原　夫次郎君　平田民之助君

櫻内　幸雄君　吉木　陽君

廣岡宇一郎君

出雲大社宍道湖及中海を中心とする國立公園設置に關する建議案

提出者　原　夫次郎君　平田民之助君

櫻内　幸雄君

(以上二月五日提出)

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

長尾原田間鐵道に關する質問主意書

提出者　加藤　十四郎君

司法權運用並司法事務能率増進に關する質問主意書

提出者　黒住　成章君

(以上二月三日提出)

一去三日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員蟻川五郎作君提出陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問に對する答辯書

陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十四日

提出者　蟻川　五郎作

賛成者　橫山　勝太郎

外三十四名

陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問主意書

一　陸軍軍備の整理に就ては師團數減少の外他に適當の方法なきや

二　師團數を減するは假に已むを得すとして砲兵をも減するは果して機宜に適したるものなるや

右及質問候也

大正十四年二月三日

内閣總理大臣　子爵加藤　高明

衆議院議長粕谷義三殿

衆議院議員蟻川五郎作君提出陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員蟻川五郎作君提出陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問に對する答辯書

一　今回企劃せる新施設の整理を見る曉に於ては師團數を減少するも國防上支障なく又其の他の方法に據ることは動員作戰は勿論經費捻出等の關係に於て適當ならすと認め今回實施せんとする方法を最良と信し之を採用することとせり

二　歩砲兵の比率に關しては最近戰役の經驗に鑑み特に審議研究せられたる所にして歐米列强は相競ふて其の比率を高上せんことを努めありて我國軍に於ける該比率か列强に比し及はさる狀態に在るは爭ふへからさる事實なるも元來國軍の裝備は其の行動すへき舞臺と敵手とを考へ且戰時補給力等をも考慮して決定すへきものにして目下の狀勢に於ては我國軍砲兵に關して質の改良を行ひ其數量の如きは必すしも歐米列强軍と同一ならしめさるも妨なしと考へ茲に内外四圍の狀勢に照し國防上必要の最小限度を整備し尚既定の經緯費の運用に依りて其他の改善を企劃す

右及答辯候也

大正十四年二月二日

陸軍大臣　宇垣　一成

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲茲に掲載す〕

一去三日議長に於て選定したる委員左の如し

教育改善及農村振興基金特別會計法案委員

小西　和君　川崎　安之助君

一柳　仲次郎君　神谷　彌平君

蟻川　五郎作君　關　俊吉君

小橋　一太君　丹下　茂十郎君

志村　清右衛門君　小泉　辰之助君

折原　巳一郎君　齋藤　珪次君

廣瀬　爲久君　木戸　豐吉君

三善　清之君　山崎　達之輔君

山本　愼平君　星島　二郎君

一昨四日委員長及理事互選の結果左の如し

教育改善及農村振興基金特別會計法案(政府提出)

委員長　齋藤　珪次君

理事　神谷　彌平君　山本　愼平君

星島　二郎君

一昨四日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第二部選出

豫算委員　石坂豐一君(杉宜陳君補闕)

第四部選出

豫算委員　松山常次郎君(宮本逸三君補闕)

第五部選出

豫算委員　柏田忠一君(大石大君補闕)

第七部選出

豫算委員　平田民之助君(牧野良三君補闕)

第六部選出

懲罰委員　藏園三四郎君(諫純義君補闕)

第七部選出

懲罰委員　清水市太郎君(浦野謙朗君補闕)

一昨四日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く指定變更せり

一一　小林　彌七君

二〇　井上　雅二君

六七　嶋居　哲君

一四四　宇田　友四郎君

一五〇　佐竹　庄七君

三七二　高木　益太郎君

三七三　大城　幸之一君

○議長(粕谷義三君)　是より會議を開きます、諸問事項があります、第三部選出懲罰委員清水長鄕君、第八部選出豫算委員熊谷五右衛門君、右兩君より常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　御異議なしと認めます、仍て許可することに致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆出あらんことを希望致します――議事の進行に關して發言を求められて居ります、之を許します――町野武馬君。

〔町野武馬君登壇〕

○町野武馬君　本議會に於て度々議場は擾亂に陷りまして、議長の掌裏を離れ、殆ど收拾すべからざる狀態になりましたことが一再に止まりませぬ、斯くして議事の進行を妨げることは勿論、議場の神聖を害し、且つ由て以て國威の進展を妨ぐるものであらうと考へるのであります、其原因たるや多々ありませうけれども、議員にして議事を妨害せんと試むる者、或は議場に於て低級なる妨害の言葉を發する者がある、或は故らに挑戰的態度、若くは應答を爲す者がある爲に、益々此擾亂を重ねる機會を與へるものであると思ひます、それで其他色々の事はありませうけれども、議員自らが自重して、愼重に此議院の神聖を保つことに努めまするならば、決して斯の如き事が起るべき筈のものでなからうと考へます、國民も亦之を希望して已まざるものと考へます、殊に加藤總理大臣閣下の言葉、其態度に於て不遜なる狀態を現はし、若くは御答辯に深切を缺くが如き言葉のありますことは、甚だ遺憾とする所でございます、殊に之を要するに議長が己れに與へられたる所の職權を嚴格に實行をせられない爲に、議場が擾亂に陷ることが再三でございます、どうか議長は議長御自身に於て、公平を保つ爲に非常な御努力のある所は、吾吾黨派に關係ない者に於ても大に感謝をして居りまするけれども、尚ほ一層嚴格に議長に與へられたる所の職權を峻嚴に御實行あらんことを切に希望致す所でございます。

○議長(粕谷義三君)　唯今町野君より議長に對する御注意は、謹で諒承致して置きます、次に議事進行に關して發言を求められて居ります。

〔鳩山一郎君登壇〕

○鳩山一郎君　私は一昨日の義務教育費増額の問題に付きまして、其議事中三箇の疑問は、將來議事を進行する上に重大なる關係を持つものと思ひますので、どうか議長から御深切なる御釋明を御願致したいのであります、第一の疑問は、高田耘平君が將に討論を終らんとするに先ちまして、私は提案の趣旨の說明の補足を、書記官長並に議長に發言の通告を致したのであります、之を何が故に御許しにならなかつたのであるか、是が第一の疑問であります、第二の疑問は、討論を高田耘平君が終りまして、未だ提案に付て賛成者が討論を致しませぬ中に、議長が討論終結の動議を御採決になつたのであります、此點に付て何が故に提案の賛成者を御許しにならなかつたのであるか、是が疑問の第二であります、第三は討論終結の動議が提出せられますと、直に我黨の松田、中村、兩院内總務から委員付託の動議を提出すべく發言を求めたのであります、然るに議長は兩君孰れに對しても發言を許さなかつたのである、是は何故であるか、此の三つの疑問を懷いたのであります、第一の疑問は高田耘平君の御演說は速記錄に依りますると「私は此の法律案に大體に於いて反對の意見を持つて居るのでありますが、其の反對の意見を申上げる前に提案者の說明を煩したい點があるのでありますそれは唯今提案者を代表して元田肇君から縷々御說明がありましたが、一言も二千萬圓の財源を何所に求めるかと云ふことに付ての御話が無いのであります」詰り高田君は提案者に對して說明を求められて居るのであります、而して先刻に依て見ますると、提案の趣旨の說明と云ふものは、何時にても之れを補足し得ることになつて居ります(拍手)豫て鈴置倉次郎君が――委員長の報告並に少數意見の報告がありました後でも、鈴置倉次郎君に提案の趣旨說明を許された場合がある、元田肇君は高田君が言はれるが如くに、財源に付ては說明を爲さらなかつたのである、高田君の反對演說の骨子は何所に在りやと云へば、二千萬圓の財源を示さゞると云ふ點に在つたのである、是れが攻擊の焦點であつたのであります、斯る場合に於きましては、提案者として財源の何所にありやと云ふことを說明すべきが當然であります、是れに於いて私は高田君の演說を半ば聽きまして、書記官長並に議長に對して、提案の趣旨說明の補足は何時にても出來ると思ひますから、どうか高田君の演說終了後御許しを願ひたいと云ふことを申上げたのであります、而して田口書記官は田中隆三君の發言通告を認めて吳れまして、之を書記官長の手許に提出を致したのであります、是は高田君が討論が終りまして、何が故に議長は直に此提案の趣旨說明を御許しにならなかつたのであるか、私解することが出來ないのである(拍手)憲政會を代表されまして、高田君は明に提案者の說明を煩したいことがある、憲政會の諸君は我黨に對して說明を求められて居るのであります、求められた憲政會の諸君が其說明を聽かずして、直に討論終結の動議を出されると云ふことは、丁度闇夜に人を斬り付けまして逃げたやうな弱虫のやり方であると考へます、斯の如き不法不當の――私は法規先例にも違つて居ると思ふから不法と申上げるのである、而して事實に於ても如何にも不都合と思ひますが、此不當不法なる所の議事の進行の仕方が將來に蹈襲すときには、私は議會の爲に甚だ遺憾であると思ふのであります、是が故に此點に付て議長の御釋明を煩したいのであります、第二の問題は討論に這入りまして、反對の意見の陳述があつたのであります、之に對して賛成者に一言半句の辯明をする機會を與へなかつたと云ふのは、如何なる次第であるかと云ふことを伺ひたいのであります(拍手)討論と云ふことは勿論何人も承知して居ります通りに、賛成論あり、反對論あり、交互議論をするが故に之を討論と云ふのであります(拍手)反對者のみの議論を以てしては、是は討論終結と云ふことも出て來ない筋合である(拍手)私は如何なる理由を以て議長は賛成者側に發言を許さなかつたのであるか、此點を承りたい(拍手)今までの先例に依りますれば、賛成者一人を許し、若くは反對者一人を許した後討論終結の動議が起つた事もありますが、議長の計らひに依つて、賛成者ある場合に於ては反對者の討論を許し、反對者ある場合に於ては賛成者の討論を許した先例があるのであります、(拍手)而して議長が發言を許せば、其後に於ては討論終結の動議が如何に先決問題たりと雖も、發言を許した後に於きましては討論終結の動議の採否を議場に問ふことは出來ないと云ふことになつて居るのである、故に議長が討論終結の動議が假令ありましても、議長の計らひに依つて賛成者側に討論を御許しになると云ふことは、議長の職權で出來て、而して其後に於て討論終結の動議を採決することが最も至當であらうと思ふ、何が故に議長は其擧に出なかつたのか、私に分らないのであります、三木武吉君が嘗て樋口君外三名の提出になつた教育振興に關する建議案に付て御述になつた事があるのである、議事進行に付て發言があると云ふことで三木君が發言を求められまして、其中に斯う云ふ事が書いてあります「既に我黨より提出致しましたる教育促進に關する建議案は多數を以て否決せられました、吾々國民教育の上に於て非常に痛苦を感ずるのであります、元來現内閣、原内閣は世人之を稱して政黨内閣と稱して居るのであります、政友會及現在の關係諸君も亦自ら立憲内閣と稱して天下に呼號して居るのである、所謂立憲内閣、所謂政黨内閣の神髓は國民の輿論を尊重し、國民の聲を十分に徹底的

討論終結に關する議事進行の件

に、此議論に現はすことが非眞諦であると謂はなければならぬ、吾々は國民の眞の希望を提げて此議會に問ふたのであります、然るに、然るにです、現内閣の人々並に非與黨は考慮中なりと云ふ言葉を藉りて、遂に本案を否決し去つたと云ふことは、返す返すも遺憾であります、遺憾でありますが、諸君自身自ら省みて又愧ずる所があらうと思ひます」斯う云ふことを言はれたときに、議場が少し騷がしくなりまして、議長から注意があり、三木君は更に進んで發言を繼續されまして「此重大なる案を前例で多く見ざる態度を以て即決否決を爲したりと云ふことは多數國民の頗る遺憾とする所であらうと思ふ、啻に啻にです、即決否決を爲したるのみならず、僅に提案者と賛成者一人の演説のみを許して、多數を以て其他の言論を抑壓すると云ふことは、果して諸君が平素主張する立憲内閣、或は政黨内閣と云ふ面目に對して恥づる所なきやと云ふことを吾々は怪むのである、吾々は諸君に對して斯の如き暴狀、斯の如き橫暴を逞しうする與黨諸君に警告を致したいと思ひます」斯う云ふ演説をされたのである、此場合は樋口秀雄君が提案の趣旨説明を長々しくおやりになりまして、又小久保君からして之に對しての質問があり、政府に對しての質問がありまして、原内閣總理大臣は又詳細に此質問に答辯をされました、そこで早速君から委員會に付すべしと云ふやうな御話があつて、是が否決になつて討論に入つたのである、討論に入りました後に大津淳一郎君が賛成の意見を述べられ、さうして小久保喜七君が反對の意見を述べられた、趣旨辯明をして其後に賛成、反對の兩論があつて、而も其間には原内閣總理大臣から詳細な説明があつた、今日加藤總理大臣が義務教育費の問題に對して、殆ど説明に値する説明の無いのとは霄泥の違ひがあるのであります（「ひや〳〵」拍手）其十分なる説明があつた後に、尙ほ賛成反對の兩論を許して、さうして採決をしたのである、それに對してすらです――それに對してすら三木君は僅に提案者と、賛成者と、反對者の一人づつを許して否決したと云ふことは、何等の暴狀、何等の橫暴であるか自ら省みよと云ふことを其當時の與黨諸君に警告したのである（拍手）今日此問題と唯今の問題とを比較しまするど、形の上に於きましても一方は建議案であり、今日の案は法律案である、其大小輕重自ら違つて居るのである、而も義務教育費の問題は抽象的の議論は之を避けましても、此議場に於て、此議會に於て國民の輿論の聲であると云ふことは何人も疑はないと私は思ふのである、（拍手）三木君は曾て國民の聲――國民の聲を徹底的に議場に表明せしめなくてはならぬと言つたのである、それをしないのは政黨内閣と云ふ名目に對して恥づる所なきやと言はれた（拍手）國民の聲を――輿論を此所に發表をせしめなかつたのは先達ての與黨諸君の行動であらうと私は思ふのである（拍手）此與黨諸君は護憲運動と云ふものを起されて、衆議院をして政治の中心勢力にしやうと御働きになることに付ては、私は感謝を致すのでありますけれども、其議會に於ける行動と云ふものは、旗幟とされる所の中心運動とは全然矛盾して居ると云ふことを私は考へるのであります（拍手）議長は――議長は何が故に議長の職權に於て、議長の取計ひに於きまして賛成論者に御許しにならなかつたのであるか、之を私は伺ひたいのであります、第三に私の懷いて居ります所の疑問は、討議終結の動議が提出せられますと、それに續いて松田、中村、兩總務から發言を求めて委員付託の動議を提出せんとしたのである、委員付託の論が出ますれば――動議が出ますれば討論終結の動議を出した後と雖も、其採擇以前である場合に於きましては、先決問題として委員付託の動議を議場に問はなくてはならぬのである、然るに議長は其辯に出でずして討論終結の動議が出ると、其前に求めて居る所の發言を許されなかつたのは如何なる譯であるか、之を伺ひたい（拍手）早速君が矢張其教育作興に關する建議案に於きまして斯う云ふことを言はれて居るのである、「此建議案は重大なる建議案であります、之を直に此所で否決すると云ふことは甚だ其意を得ないのである、總ての下らぬ建議と思はるゝやうなものでも、從來委員會に於て政府と折衝をする、何所までも其審査を遂げると云ふことが長い間の議會の慣例であります」と云ふことを早速君が述べられたのである、下らない建議案と思はれるものでも委員會に付されるのに、何が故に此重大な建議案を委員會に付せぬかと云ふことを質問されたのである、此案と此間の案とを比較をしますれば、矢張委員會に付すべきが正當である（拍手）之を委員會に付さんとする動機を闇から闇に葬つてしまつたと云ふことは、矢張議長の御取扱の仕方が餘りに……（「橫暴々々」と呼ふ者あり）餘りに討論終局の動議に重きを置かれて、他の發言を顧みられざりしと云ふ遺憾があらうと私は思ふのであります、此點に付きましても亦議長の御辯明を煩しまして、將來――將來此議會の議事の進行に付て重大なる關係がありまするから、此點を伺ひたいのであります（拍手）若しも諸君が護憲運動と云ふことを爲さらないのならば平素の行動に依りまして何も私意に介さなくても宜いのであるけれども、餘りにあなた方が立派な旗幟を翳して居られて、其行動が全く是と氷炭相容れざる所のものがありまするから、與黨諸君よりも一層の御辯明を煩したいと思ふのであります（「ひやひや」）

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君）　唯今……（此時私語する者あり）靜肅に御聽を願ひます、鳩山君より議長に對して去る三日の議事中に起りました事に付て、數多の質問を發せられました、之に御答を致します、第一は、何故に彼の當時に於て趣旨辯明の補足を許さなかつたかと云ふ御質問でありました、是は御承知の通り議長は其當時田中隆三君より趣旨辯明の補足をしたいと云ふ申出を受領して居りました、其發言を許さんとする刹那、作間君より討論終結の動議が提出せられました、議長は討論終結の動議を以て先決問題と考へて居りました爲に、此趣旨辯明を許すの時にあらずと考へて採決を致した次第であります、（拍手）併ながら此先例が――此議長の考が果して誤つて居ると云ふ事でございまするならば、議長は無論之を改めるに吝なる者ではないのであります、（拍手）此點に付きましては、議長は尙ほ篤と先例其他等を調べまして、考慮致す考であります、第二に何故に討論を一人しか許さないか此點に付きまして賛否兩論を十分に盡されないことは、議長に於ても甚だ遺憾に感じます、併ながら既に法規に依つて討論終結の動議が提出せられました以上は、之に就て採決致しますることは洵に已むを得なかつたのであります、それから第三に何故に委員付託の動議を出して置いたのに、之を採決をしなかつたか、如何にも委員付託の動議と討論終結の動議とは、委員付託の動議が先決問題であります故に、若し是が同時に出ますれば、議長は無論委員付託の動議を先以て採決を致します、併ながら當日は討論終結の動議に付て採決を宣告致しました、其後に於て此委員付託の動議が議長の手許に出たのであります（拍手「のうのう」）斯る次第でありまして、私は此點に於て何等偏頗の處置を致した考は持つて居らぬのであります鳩山君の御述になりましたことは、大體に於て議長も御同感に考へて居るのであります、將來十分に是等の點に付ても注意を致す考であります。

〔拍手〕

○鳩山一郎君　議長。

○議長（粕谷義三君）　鳩山一郎君。

○鳩山一郎君　簡單でありますから此席から申上げたいと思ひます、御許しを願ひます、唯今議長の御釋明に依りまして、先例を御調べ下さつて宜しきに從ふと云ふやうな御話があつたのであります、洵に結構な御答辯と私は拜聽するのであります、一言申上げて置きたいのは、先例は區々になつて居るのである、併ながら反對賛成の一方の發言を致しました場合に、一方だけが終りました時に討論終結の動議が起つて、而も尙ほ一方の發言を許した例があります、先例は私の主張したに一致する所の先例があります、尙ほ討論と云ふものは討論をしない中には言へないのであるから、討論前に討論終結の動議を出したる場合に、其採決を致さなかつた例が多々あるのであります、而も之れに反した先例なしと私は言ふのでない、それは區々になつて居るけれども、併ながらどちらを議長として取るべき途であるかと云へば、賛成者一人、或は反對者一人だけの意見を以て討論終結を爲すと云ふことは、條理に反するのである（拍手）條理に反したことは道理に合ふ先例がある以上は、之に御從ひになつた方が宜からうと思ひます、尙ほ委員討託の動議は討論終結の動議の發言を求められて居る間に、松田總務でも中村總務でも同時に之を發言することは出來ない、同時に――委員付託の動議と討論終結の動議とが同時に此議場に發言されることは、事實あり得べからざる事であります、一方が發言をして、討論終結の動議の發言が濟めば、直に委員付託の動議を出したならば、之を同時と云ふより致方がないのである、之を同時とするならば委員付託説を先に御採りにならなければ

ならぬと思ひまして、私は先刻の發言を致したのであります、是亦議長に於て相當御考慮あらんことを希望致します。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君）　諸君――靜肅に願ひます――去ぬる三日の本會議に於きまして、圖らずも諸君の御承知の如く、議場の混亂を來しましたことは洵に遺憾の事であります、其際多數の諸君が演壇に登られましたに付きまして、議長は再三降壇著席を命じましたが、尙ほ降壇せられませぬので、守衞をして穩に御著席を促しました、然るに此守衞の職務執行に對しまして妨害せられました方があると認めましたので、追て其事實を調査の上相當の處置を致すべきことを宣告を致して置きました、其調査の結果に於きまして、甚だ遺憾ではありまするが、議長が茲に議員吉良元夫君、同大石大君、同寺田市正君、同原惣兵衞君、同中山貞雄君、同佐藤重遠君、右六君を懲罰委員に付します（拍手）清水市太郎君外諸君より懲罰動議を提出せられました、此發言を許します

〔清水市太郎君登壇〕

○清水市太郎君　諸君、私は懲罰の動議を提出致します、山口義一君、坂井大輔君、中野寅吉君、右三君は去る二月三日の議場に於て、議員猪野毛利榮君を其座席に到つて毆打し、仍て數箇所の負傷を爲さしめたる者なり、森田茂君、三木武吉君、右兩君は去る二月三日の議場に於て、騷擾に際し演壇に登り又は演壇の下に到り、衆を指揮して議院に暴行を起させ、且つ騷擾を大ならしめ、議院の體面を汚したる者なり、右の通り懲罰の動議を提出に及びます。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君）　唯今清水市太郎君より定規の賛成を得て山口義一君、坂井大輔君、中野寅吉君、森田茂君、三木武吉君、右五名を懲罰委員に付するの動議を提出せられました（「反對」「反對」と呼ふ者あり）此動議が定規の賛成があるのでありますこれに對して辯明がありまするならば、各議員に辯明を許します。

〔「反對」「必要なし」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　靜肅に願ひます、懲罰動議は直に採決を致します、此動議に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者　起立

議員山口義一、坂井大輔、中野寅吉、森田茂、三木武吉を懲罰委員に付するの動議

○議長（粕谷義三君）　少數であります。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　唯今の動議に對して採決の結果、議長は少數と認めまして之を宣告致しました、然るにそれに對して異議の中立があります、仍て記名投票を以て之を採決致します――之より記名投票を行ひます、動議に賛成の諸君は白票であります、反對の諸君は青票であります――閉鎖――氏名點呼を命じます。

〔書記官氏名を點呼す〕

○議長（粕谷義三君）　投票漏はありませぬか――投票漏なしと認めます――投票函閉鎖――開匣――開鎖――投票の結果を書記官長より報告せしめます。

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數　三百三十五

可とする者　白票　九十七

否とする者　青票　二百三十八

〔拍手起る〕

○議長（粕谷義三君）　唯今の結果に依りまして、清水市太郎君より提出の懲罰の動議は否決せられました。

〔參照〕

清水市太郎君外一名提出の動議を可とする議員の氏名左の如し

井上虎治君　井出繁三郎君
池田龜治君　池田泰親君
伊坂秀五郎君　岩切重雄君
礒苗代君　鳩山一郎君
原惣兵衞君　原夫次郎君
原田十衞君　原田藤次郎君
本多貞次郎君　星廉平君
堀喜幸君　床次竹二郎君
東郷實君　千葉宮次郎君
陣軍吉君　沼田嘉一郎君
折原巳一郎君　小野寅吉君
大園榮三郎君　大石大君
大麻唯男君　奧野小四郎君
川原茂輔君　川口義久君
河崎清君　加藤鐐五郎君
柏田忠一君　兼田秀雄君
海原清平君　金光庸夫君
神村吉郎君　米原於菟男君
吉村伊助君　吉植庄一郎君
吉木陽君　高木第四郎君
高見之通君　丹下茂十郎君
田中隆三君　田口文次君
筒井民次郎君　津崎尚武君
中村啓次郎君　中村嘉壽君
中林友信君　中山貞雄君
長峰與一君　向井倭雄君
浦野讓朗君　上原好雄君
上埜安太郎君　則元由庸君
倉元要一君　工藤十三雄君
熊谷五右衞門君　藏園三四郎君
栗林五朔君　八木逸郎君
前田房之助君　前田象寅君
牧山耕藏君　牧野良三君
松浦五兵衞君　松田源治君
丸山浪彌君　小泉辰之助君
小橋一太君　寺田市正君
櫻内幸雄君　糟田清兵衞君
木下謙次郎君　吉良元夫君
岸本賀昌君　宮崎友太郎君
志波安一郎君　清水市太郎君
清水長郷君　廣岡宇一郎君
平田民之助君　森田政義君
元田肇君　井上孝哉君
佐藤潤象君　鷲野米太郎君
田中讓君　武藤山治君
前野芳造君　小林彌七君
古林喜代太君　森田金藏君
多木久米次郎君　町野武馬君
菊池謙二郎君

清水市太郎君外一名提出の動議を否とする議員の氏名左の如し

井本常作君　石川安次郎君
石塚三郎君　石黑大次郎君
飯塚春太郎君　土生彰君
早速整爾君　原脩次郎君
濱口雄幸君　西英太郎君
戸田由美君　戸澤民十郎君
中馬興丸君　大里廣次郎君
大濱忠三郎君　大津淳一郎君
大島要三君　小野重行君
岡本實太郎君　奧村千藏君
片岡直溫君　川崎安之助君
川崎克君　河波荒次郎君
加藤政之助君　加藤鯛一君
加藤十四郎君　金澤安之助君
金田平兵衞君　神谷卓平君
神田正雄君　神部爲藏君
横山勝太郎君　横山金太郎君
吉川吉郎兵衞君　吉原義雄君
吉田磯吉君　紐母木桂吉君
武内作平君　武富濟君
田中武雄君　高木益太郎君
高木正年君　高田耘平君
高橋元四郎君　谷口宇右衞門君
谷口源十郎君　俵孫一君
永田善三郎君　永井柳太郎君
中原德太郎君　中谷貞頼君
中野正剛君　中野猪之助君
村上國吉君　村上紋四郎君
村山喜一郎君　生方大吉君
内ケ崎作三郎君　宇田友四郎君
野村嘉六君　黑田重兵衞君
工藤鐵男君　山宮藤吉君
山桝儀重君　山道襄一君
山田又司君　山田助作君
山本勝次君　山本厚三君
松井郡治君　松本忠雄君
丸山五郎君　町田忠治君
古屋慶隆君　藤澤幾之輔君
藤井敬愼君　深井功君
鍋田五郎君　小島證作君
小寺謙吉君　小山松壽君
小西和君　小池仁郎君
木檜三四郎君　河野正義君
近藤重三郎君　紺野九右衞門君
寺島權藏君　手代木隆吉君
淺賀長兵衞君　淺川浩君
荒井建三君　荒川五郎君
安達謙藏君　蟻川五郎作君
作間耕逸君　佐竹庄七君
佐藤富十郎君　佐藤實君
佐藤球三郎君　齋藤太兵衞君、

齋藤仁太郎君 澤田利吉君 由谷義治君 三好榮次郎君 箕浦勝人君 清水留三郎君 豐田團平君 平川松太郎君 樋口秀雄君 望月小太郎君 關矢孫一君 杉浦武雄君 鈴木富士彌君 香村太事君 岩崎幸治郎君 石井謹吾君 井上敬之助君 八田宗吉君 西澤定吉君 長田桃藏君 岡崎邦輔君 小野義一君 渡邊伍君 加藤知正君 河上哲太君 吉田賢策君 田邊七六君 高井商二君 高橋是清君 高木香藏君 中島守利君 中村清造君 熊谷巖君 黑住成章君 山本悌二郎君 山口義一君 山內範造君 山崎達之輔君 松實喜代太君 藤澤萬九郎君 古川清君 小久保喜七君

齋藤金吾君 木村小左衞門君 三橋四郎次君 宮崎松次郎君 下元鹿之助君 信太儀右衞門君 廣瀨德藏君 平野光雄君 比佐昌平君 栗山博君 關俊吉君 鈴置倉次郎君 菅原英伍君 磯部尙君 岩崎勳君 飯村五郎君 伊澤平左衞門君 秦豐助君 西方利馬君 大竹謙治君 小川平吉君 若尾幾太郎君 渡邊祐策君 笠原忠造君 吉津度君 竹原樸一君 田中定吉君 高山長幸君 高橋熊次郎君 土屋清三郎君 中村鐵君 來栖七郎君 熊谷直太君 矢野鉉吉君 山本條太郎君 山口恒太郎君 山下谷次君 松本貞平君 二木洵君 藤川淸助君 木暮正一君 神崎勳君

青木精一君 赤間嘉之吉君 齋藤珪次君 佐々木文一君 坂井大輔君 木戶豐吉君 三善淸之君 志賀和多利君 廣瀨爲久君 鈴木隆君 隅田豐吉君 犬養毅君 林田龜太郎君 西村丹治郎君 土井權大君 大口喜六君 高島兵吉君 山本芳治君 古島一雄君 齋藤隆三郎君 關直彥君 磯部保次君 本田義成君 若尾璋八君 藤井忠兵衞君 秋田寅之介君

青柳郁次郎君 東武君 榊原經武君 佐々木春作君 坂梨哲君 木村政次郎君 三土忠造君 嶋居哲君 瀨沼伊兵衞君 菅原傳君 板野友造君 井上利八君 濱田國松君 富永孝太郎君 土居通憲君 大內暢三君 植原悅二郎君 小橋藻三衞君 秋田淸君 湯淺凡平君 砂田重政君 坂東幸太郎君 岡田溫君 山口左一君 兒玉右二君 森齋廸君

○議長(粕谷義三君) 是より日程に入ります、日程第一、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、第一讀會を開きます。

第一 公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案

公立學校職員年功加俸國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條中「公立ノ中學校、高等女學校及實業學校」ヲ「公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾唖學校及實業補習學校教員養成所」ニ改ム

附 則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○砂田重政君 唯今より豫算委員會第四分科會を開きたいと思ひます、御許を願ひます――委員の諸君は第六委員室に御集りを願ひます。

○議長(粕谷義三君) 岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今議題になりました公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案提出の理由を説明致します、現行の公立學校職員年功加俸國庫補助法に依りますれば、公立の高等學校尋常科の教員、公立の盲唖學校職員及公立實業補習學校職員、教員養成所職員には年功加俸を支給致さぬことになつて居るのであります、然るに是等の者には同じく年功加俸を支給するの必要がありますので、別に之に要する豫算を要求致してあります、それに伴つて此改正案を提出致した次第であります、何卒御審議の上御協贊を與へられんことを希望致します

○議長(粕谷義三君) 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題に致します。

第二 右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○加藤政之助君 豫算第三分科會を開きたいと思ひます――三分科の諸君は委員室へ御集りを願ひます

○作間耕逸君 本案は教育改善及農村振興基金特別會計法案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君) 作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました――伊坂秀五郎君より議事の進行に付て發言を求められました發言を許します、伊坂秀五郎君。

〔伊坂秀五郎君登壇〕

○伊坂秀五郎君 議長は先刻吉良元夫君其他數名に對して懲罰の御宣告がありました、而して私思ふに二月三日の議場に於きまして、猪野毛君は我國議會あつて以來院內に於て曾て無き流血の慘禍を受けられた人であります、然るに此流血の慘を議長は眼下に御覽になつて、是等の事に付て何等御取調がなく(拍手)而して之を懲罰に付するに攻究を爲さらないと云ふことは、吾々我國議會政治の上に於て甚だ不祥なる事柄であらうと思ふ(「嘘を言ふな」と呼ぶ者あり)決して嘘でない、猪野毛君は現に流血の慘禍を被つて居る(「休憩中だ」「休憩中だ」と呼ぶ者あり)休憩中ではない、必しも休憩中でない、現に院內に於て此事が起つたのである(拍手)縱んば假令休憩を宣する其刹那と雖も(「刹那ではない」と呼ぶ者あり)場合に依ては大に考慮を拂はなければならぬのである、吾々は此事に付て議長は更に再考せられて、能く事柄を御調査あつて懲罰に付せられんことを希望致します、(「駄目だ」「駄目だ」「そんなことは聽かぬ」と呼ぶ者あり)

○議長(粕谷義三君) 唯今伊坂君より、猪野毛君の件に關して御希望がありましたが、猪野毛君は諸君の御承知の如く、議長の命令に對して抗拒せられましたので、議長は守衞をして退場せしむることに取計らひましたのであります、當時議場は非常なる所の混亂を致しましたから、議長は休憩を宣告致しました(「ひやく」拍手)猪野毛君の事柄は恰も其休憩中に起りました(「のうく」「休憩中ではない」「休憩中だ」其他發言する者多し)御靜肅になさい――御聽きなさい――御聽きなさい(「休憩中だ」「嘘言へ」其他發言する者多し)議長は――暫く御聽きなさい――議長は休憩中と認めます――靜肅になさい、議長は伊坂君より……(議場騷然)併ながら默つて御聽きなさい――默つて御聽きなさい――暫くどうぞ御聽きを願ひます、此事に關しましては守衞長より議長に對する報告があります、何れ猪野毛君の御出席を待ちまして、同君に御問合せを致した上に考慮致す考であります、此事を御務致します、次は日程第三及第四は同種の議案でありますから、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君) 御異議なしと認めます、即ち日程第三、輸出組合法案、日程第四、重要輸出品工業組合法案、右兩案の第一讀會を開きます、高橋農商務大臣。

第三 輸出組合法案(政府提出) 第一讀會

輸出組合法案

輸出組合法

第一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 輸出組合ハ法人トス

第三條 輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ取扱商品ノ委託輸出、輸出ノ斡旋保管、選別、包裝、荷造其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

二 組合員ノ營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲必要ナル取締又ハ事業經營ニ對スル制限

三 海外市場ノ調査、新販路ノ開拓其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第四條 輸出組合ハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フヘシ

輸出組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ輸出組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條 同一又ハ重複スル地區ニ於テ二個以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第七條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第八條 營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ輸出組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第九條 營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出組合ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得

第十條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十一條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ事實ノ生シタル後二週間內ニ之ヲ登記スヘシ登記スヘキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十二條 輸出組合ヲ設立セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキト雖特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第十三條 創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得但シ設立同意者ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第十五條 輸出組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的
二 名稱
三 地區
四 事務所ノ所在地
五 組合員タル資格ニ關スル規定
六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
十一 事業及其ノ執行ニ關スル規定
十二 役員ニ關スル規定
十三 會議ニ關スル規定
十四 會計ニ關スル規定
十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十六條 輸出組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

登記スヘキ事項左ノ如シ

一 前條第一號乃至第三號第七號及第十五號ニ掲ケタル事項
二 事務所
三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額
四 設立認可ノ年月日
五 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ニ掲ケタル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月內ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得

第十八條 組合員ノ責任ハ第六條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第十九條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事カ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間內ニ總會招集ノ手續ヲ爲サヽルトキハ請求者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第二十條 輸出組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ設立同意者ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ

特別ノ事由アルトキハ理事ハ組合員又ハ設立同意者ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍內ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十二條 經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スル輸出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スヘシ

前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 組合員タル資格ヲ有スル者輸出組合ニ加入セムトスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ輸出組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 檢査ヲ行フ輸出組合ニ在リテハ檢査員ヲ置クヘシ

檢査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 輸出組合ハ檢査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ檢査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 主務大臣必要ト認ムルトキハ輸出組合ニ對シ經費ノ收支豫算、其ノ分賦收入方法又ハ定款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十九條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議錄、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面竝理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額減少ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人カ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セス

出資一口ノ金額減少ノ登記申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ヘタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十一條 解散ノ登記ハ合併ニ因ル解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ト付之ヲ準用ス

繪出組合カ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

第三十二條　清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第三十三條　民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十一條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訟事件手續法第百三十九條、第百三十八條ノ二、第百四十一條乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十六條、第百六十五條、第百七十五條、第百七十六條及第百七十八條並產業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十一條ノ二、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十九條乃至第四十一條、第四十三條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條乃至第六十一條、第六十二條（第一項第四號ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十七條、第七十條乃至第七十四條第一項、第七十九條、第八十七條乃至第九十一條、第九十三條ノ二、第九十六條、第九十七條及第百四條ノ規定ハ繪出組合ニ付之ヲ準用ス但シ民法トアルハ之ヲ二週間トシ產業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主務大臣トス

第三十四條　主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第三十五條　左ノ場合ニ於テハ繪出組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一　本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三　行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四　本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サス又ハ其ノ檢査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令第四十一條　前條第一項ニ揭ケタル者ニ對シ賠賠ヲ妥付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十二條　第三十九條ニ揭ケタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第四十條ニ揭ケタル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四　重要輸出品工業組合法案（政府提出）

第一讀會

重要輸出品工業組合法案

重要輸出品工業組合法

第一條　重要輸出品ノ製造ニ關スル工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定ス

第二條　工業組合ハ法人トス

第三條　工業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一　組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對スル檢査其ノ他必要ナル施設又ハ事業經營ニ對スル制限

二　共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

三　組合員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

組合員ノ製品ノ加工若ハ販賣又ハ組合員ノ營業ニ必要ナル物ノ供給ヲ爲スコトヲ得

第四條　工業組合ハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フヘシ

工業組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字又ハ之ニ紛ハシキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條　工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スルコトヲ得

第六條　工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第七條　營業上ノ罪害ヲ矯正スル爲必要ト認ムルトキハ行政官廳ハ工業組合ニ對シ檢査其ノ他ノ施設ヲ命スルコトヲ得

第八條　營業上ノ罪害ヲ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業組合ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル賦極又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得

第九條　工業組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物產同業組合ニ依リ同業組合ニ加入セシ又ハ之ヨリ脫退スルコトヲ得

第十條　本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十一條　本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ事實ノ生シタル後二週間內ニ之ヲ登記スヘシ

登記スヘキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十二條　工業組合ヲ設立セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ工業ノ種類二以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ得

第十三條　創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ設立同意者ノ工業ノ種類二以上アルトキハ各其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十四條　設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得但シ設立同意者ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第十五條　工業組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　目的

二　名稱

三　地區

四　事務所ノ所在地

五　組合員タル資格ニ關スル規定

六　組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定

七　出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

八　剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定

九　準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十　組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十一　事業及其ノ執行ニ關スル規定

十二　役員ニ關スル規定

十三　會議ニ關スル規定

十四　會計ニ關スル規定

十五　存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十六條　工業組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

登記スヘキ事項左ノ如シ

一　前條第一號乃至第三號、第七號及第十五號ニ揭ケタル事項

二　事務所

三　出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四　設立認可ノ年月日

五　理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ揭ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ニ揭ケタル事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月內ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第十七條　組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得

第十八條　組合員ノ責任ハ第五條ノ規定ニ依ル出資用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第十九條　組合員ハ總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事カ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間內ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集シ若シ其ノ全部又ハ一部ヲ淨敗スルコト能ハサルトキハ其ノ僧額ヲ消徵ス

第二十條　工業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ設立同意者ノ中ヨリ之ヲ選任スヘシ

特別ノ事由アルトキハ理事ハ組合員又ハ設立同意者ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付行政官廳ノ認可ヲ受ケシメヘシ

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第二十一條　組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍內ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十二條　經費ノ一部ヲ組合員ニ分賦スル工業組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議決スヘシ

前項ノ總會ノ議決ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　組合員タル資格ヲ有スル者工業組合ニ加入セムトスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條　組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ工業組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得

組合ノ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條　檢査ヲ行フ工業組合ニ在リテハ檢査員ヲ置クヘシ

檢査員ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條　工業組合ハ檢査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條　行政官廳必要ト認ムルトキハ檢査員ヲシテ組合ノ業務ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

第二十八條　行政官廳必要ト認ムルトキハ工業組合合ニ對シ其ノ分賦收入方法又ハ定款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十九條　工業組合ハ官廳ノ監督ニ屬ス

第三十條　工業組合ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ解散スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ニ依リ議決權ヲ有セサル組合員ハ前項ノ議決ニ付テハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十一條　工業組合ハ左ノ場合ニ於テハ解散ス

一　設立ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　組合員ノ數カ七人ニ滿タサルニ至リタルトキ

三　第二十條第一項ノ規定ニ依ル役員ノ定數ヲ缺キタル場合ニ於テ其ノ缺員ヲ補充セサルトキ

四　第二十一條ノ規定ニ依ル議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍內ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得ス

第三十二條　工業組合ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ定款及創立總會、總會又ハ創立委員會ノ決議錄、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十五條　事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額減少ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事全員ヨリ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ但シ前ニ登記所ニ申請ヲ爲シタル事項ニ付同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セス

出資一口ノ金額減少ノ登記申請書ニハ前項ノ規定スル書面ノ外本法ニ依リ催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述ヘタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十六條　解散ノ登記ハ合併ニ因ル解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及理事カ清算人タラサル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ付之ヲ準用ス

工業組合カ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ行政官廳ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

第三十七條　清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スヘシ

第三十八條　民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十一條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條、非訟事件手續法第百三十九條、第百三十八條ノ二、第百四十一條乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十六條、第百六十五條、第百七十五條、第百七十六條及第百七十八條並產業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十一條ノ二、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條ノ二、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十九條乃至第四十一條、第四十三條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條乃至第六十一條、第六十二條（第一項第四號ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十七條、第七十條乃至第七十四條第一項、第七十九條、第八十七條乃至第九十一條、第九十三條ノ二、第九十六條、第九十七條及第百四條ノ規定ハ繪出組合ニ付之ヲ準用ス但シ民法トアルハ之ヲ二週間トシ產業組合法中地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主務大臣トス

第三十四條　主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第三十五條　左ノ場合ニ於テハ繪出組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一　本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二　本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三　行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四　本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サス又ハ其ノ檢査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令第四十一條　前條第一項ニ揭ケタル者ニ對シ賠賠ヲ妥付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十二條　第三十九條ニ揭ケタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第四十條ニ揭ケタル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

り之を輸入し、之に加工して我國の特長たる所の意匠を施して海外に出せば、織物其他の製品に於て望があるものはまだあるのである、是等も今單獨經營で、各々個々別々に内輪で競つて、小さな仕組で造つて居つては、世界の市場に出て商品たる資格を得ることは出來ない、どうしても共同の働に依つて、多量に整一の品物を造るやうに仕向けなければ輸出貿易は盛にならぬのである、此組合法の精神は其所に在るのである、第四には大貿易者、大資力ある所の貿易者も此組合に入るのか、或る部分の取扱に付ては入る必要があるかも知れぬ、併し察するに此大なる資力のある輸出貿易者が取次をする、其品物を造る者が此組合に入る、是で目的は達するのである自ら此組合に入らなくても宜い、自ら造ると云ふならば此組合に入る必要もありませう、或は其組合が――工業の組合がないが、自分自ら良いものを選擇して輸出貿易をしなければならぬと云ふ場合に於ては、或は品物に依つては入る必要が起るか知れぬ、是は自由に任して宜いのである、而も此輸出組合に入つたかと云うて、決してそれが爲に、營業税とか所得税を免れると云ふやうな、さう云ふ裏路を行く餘地は此組合法には無いのでありますから、是は自由で宜からうと思ふ、それから製絲業者を此組合に入れるか、是は唯今申す通り生絲なるものは我國輸出品の大宗である、今度の豫算にもありまする通り特殊の方法に依つて、是は是で根本から一つ將來益益外國に對して、製品に對しても値に對しても、數量に對しても亦信用を博すると云ふ方面に向つて、之を指導して行く考でありますからして、必しも今度の法案に依らしむると云ふ考はない、最後に兒玉正金銀行頭取の話に付て、私にも幾分御聞になつたやうな風であるが、併ながら是は主として大藏大臣に御聞になつたのでありませう、私も明治二十八年末より長らく正金銀行に入つて、爲替の事には長い經驗もあるので、正金銀行の取扱方も凡そ分つて居る、正金銀行の頭取としての意見は固より吾々は尊重するのである、併し正金銀行の頭取の意見は、矢張り正金銀行の立場から立てる所の意見であります正金銀行にして見れば恐らく今日は綿の輸入爲替の半額は、もう既に出合を付けてしまつて居る、丁度今日はそれであるから、事實に於て輸入季節であるのに、金融上から云へば餘程出合が容易になつて居るからして、爲替相場の上から行くと輸入超過が盛にある時に於て、却て爲替相場が――少し我國の相場が上り氣味があると云ふやうな徴候を現はす、是は前以て銀行がちやんと用意する、爲替で綿がどの位入る五億なら五億、六億なら六億の綿が入ると云ふ事が分つて居るかを前に金を用意してある半ばは今日は濟んで居るから出合が――さう云ふ特殊の立場に在る所の銀行業者の意見でありますから此銀行業者の意見は其立場を能く諒解して之を見ないと云ふと――立場を知らぬで見ると云ふと誤解を起すこともあるかも知れぬ、正金銀行頭取の意見は相當に吾々は重く考へて宜いものである、併ながら此頭取の意見は矢張正金銀行の立場を主としての意見であるから、其積りで吾々が讀んだり聽いたりすれば間違がないと考へます、隨て唯々正金銀行の頭取の意見に付て、私の意見を述べたのであります。

○副議長(小泉又次郎君) 濱口大藏大臣。

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 前田君の御質問に御答致しますが、貿易の入超額に付て正金銀行頭取の見込に對する政府の觀察は、唯今農商務大臣の御述になつた通りであります、然らば政府は我國の輸入貿易が凡そどれ位であるか、輸出貿易が果してどれ位であるか、差引入超額はどれ位になるのであらうと云ふ見込を持て居るかと云ふ御質問に對しましては、是は遺憾ながら責任を以て御答することが出來ないのであります、纔に年が明けまして二月の上旬の今日に於て、今年の貿易が如何樣に相成るかと云ふことは、是は政府と致しましては到底責任上何とも申上げることの出來ない點であります、固より大藏省に於きましても種々の調査研究を致して居りますけれども、是は内部の見積でありまして議會に於て言明すべき材料と致しましては甚だ薄弱であります、それから第二の御質問の官民一致して大に努力をするならば、我國の入超額はどれ位に減ずるであらうかと云ふ御質問でありましたが、是は努力の程度如何に依りますから、抽象的に申上げることは困難であります、若し我が國民の今日の經濟上の難局に對する自覺が甚だ不十分であつて、隨て輸入抑制、輸出の奬勵に對する所の努力が足りませぬときには、入超額を大に減ずることは困難であらうと思ひます其反對に國民が大に消費を節約し、勤儉力行に勵みさうして輸入の抑制に努め、又資本の蓄積を行ひ、事業の合同を行ひ、能率の增進、大量生産の發達を圖りまして、大に輸出の奬勵に努力すると云ふことでありましたならば、此入超額は非常に減ずるであらうと思ひます、要するに此問題は官民一致の努力の程度如何に依つて岐れる所でありまして、漠然と國民が努力すればどの程度まで入超を減じ得るかと云ふ御質問に對しましては、遺憾ながら明確なる答辯を致すことは甚だ困難であります(拍手)

〔前田房之助君登壇〕

○前田房之助君 唯今農商務大臣は物價の問題も必要ではあるが、粗製濫造、此弊を矯めて製品を改善すると云ふことがより以上必要である、斯う申されたのでありますが、私は粗製濫造の弊を矯めることは無論必要でありますが、矢張どうしても割安の品物を造らなければ、殊に日本の輸出商品の大部分は今申上げた如く半開國に多く出て居るのでありますどうしても値段が歐米品より安くなければ競爭に打勝つことが出來ないのであります、でありますからどうしても割安にすると云ふことの必要を感ずるのでありますが、併ながら此點に付ては高橋農商務大臣も否認はなすつて居らぬやうであります、唯々物價問題に付て是は官民一致して其局に當らなければどうしても物價の調節は出來ぬと云ふ御答辯であつたのであります、是は勿論一面の眞理ではありませうけれども、現在我國の物價が歐米諸國に取殘されて、單り騰貴に騰貴を重ねて居る所の根本原因は何處に在るかと研究致しまするに、全く實際の力以上に通貨が膨脹して、さうして、又正貨も膨脹して、其上に信用も膨脹して居ると云ふことは、今日物價が騰貴に騰貴を重ねて居る所の根本原因であらうと私は信じて疑ひませぬ、然らば此物價を引下げるにはどう致しても通貨を或る程度まで收縮し、又正貨を收縮致しまして、兌換券の機能を十分發揮するやうにしなければ相成らぬと考へますそれには屢々當議場に於て論議されて居る所の金解禁を――金の輸出禁止をば解除する、或る條件の下に金の輸出禁止を解除すると云ふことが即ち物價引下げの根本政策であらうと私は考へて居ります、之に付て重ねて高橋農商務大臣の御答辯を願ひますると共に、此金の解禁問題は今や我國朝野の大問題であります、世論の囂々として其歸する所がないのであります、曾て彼の英國の前々首相「ボルドウヰン」氏は時の關稅改正案に向つて議會を解散致したのであります、其當時の關稅改正の案が出た英國と經濟狀態を比較致しまして、我國の今の金の輸出禁止を解除するや否やと云ふ問題は、より以上に重大なる問題であらうと私は考へて居ります、そこで此問題が國論の歸趨が明瞭でありまする以上は、此重大なる問題に對して政府は議會を解散して、さうして國論の擧ふ所をば見らるゝ必要があるかどうか斯る勇氣があるかどうか斯う云ふ點に付て總理大臣の御答辯を煩したいのでありますが、總理大臣は居られませぬから、代つて高橋農商務大臣なり、濱口大藏大臣の明快なる御答辯を煩します。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 前田君は何所迄も我國輸出貿易の不振は價が高いから價に重きを置かれる、私も價の安いことを望むのは御同感でありますが、茲は意見の相違になるかも知れぬ、続いて此金の解禁問題輸出禁止を解かうと云ふ、之さへ解けば物價引下げの根本政策なりと言はれる、聊入つた御考へ先づ第一好い例は瑞典の金解禁後の狀況が一番好いです、彼處も御承知の通り大戰爭の爲に一時外國から金が入つて來た、彼處は中立國である、交戰國は其國の通貨の價が、貨幣の價が、如何になるか分らぬ、先づ彼處へ持つて行つて置けば安心だと云ふので、交戰國の金のある人達は早くそれを爲替に組んで、瑞典に行つて銀行に預けると云ふやうな譯、而して瑞典に段々金がさう云ふ風で入つて來る、貿易の力で入つて來るなら是は安心であります、然るに國が安泰だからと云つて、他國の資本が預り金になつて居る爲に、一國の金準備が其國の經濟上の必要以上に膨脹すれば、矢張是は害になつて來たのですそこで金の解禁をやつて見た所がどん〳〵引出されて、先達て最近の報告を見まするとき十三億以上の金が有つたのが、今日は三億臺になつて、若し此儘棄て丶置いたならば或は國内不換紙幣になりはせぬかと言つて居るさうであります、是は小さな國の例、英國はどうであるか、今年一杯で金の輸出を解禁すると云ふことに努力して居る、又倫敦市場をして世界の決濟地として、戰爭以前の如くにあらしめたいと云うて努力して居るのである、官民共に努力して居る、又米國の資本家も初めは倫敦の世界市場と云ふ努力を失つたに鑑じて、紐育を以て世界決濟の、――世界貿易決濟の要地としやうと云つて試みたが矢張是は出來ない、どうしても倫敦の市場と紐育の市場と並立つて行かなければ、一國の市場を以て世界の貿易其他の決濟をすると云ふことは不可能であると自覺した――不可能ではないが、却て其國の禍になると云ふことを自覺して、頻に英吉利の財界の恢復を助け、一日も早く倫敦の爲替相場が平時に復することを希望して居つた、倫敦に於ても早く戰爭前の貿易の決濟地にならんとして努力致して居る、而も英吉利はどうであるか、我國のやうに獨り貿易或は移民の送金などに依る國ではない、數十億の金を己の領土以外に放資してあつて、其資本の働きより生ずる所の利得も尠からざるものであるからして貿易以外に他國及彼の領土内に於て――己れの領土内に於て、植民地に於て放資したる所の資本の生み出す所の金は、悉く是は本國の輸出品と同樣の結果を齎らして、對外決濟の關係には有力なるものである、それでもです、英蘭銀行は戰爭中は政府紙幣の爲に稍々通貨の價を落して居つたが、英蘭銀行は依然として矢張兌換制度を維持して居るのである、貿易も段々恢復して來たからして、今年一杯の期限を以て金の輸出を解禁しやうと云ふ、是は上下の望みである、資本家も望み、政府も望むのである、併し單獨に出來ない、彼の世界の到る所に資本を放資して、貿易以外の資本の生ずる利益、海運事業に依つて得る所の利益がある國ですら、單獨で出來ないから、先達て英蘭銀行の頭取が――總裁が亞米利加に行つてからに、亞米利加の中央銀行の總裁其他金融界の巨頭と相談をして、諒解を得たか得ないかは私ははつきりと其眞相は分らぬけれども、其事實は確にあるのである、併し今日尚ほ以て決斷が出來ない懼れる所は何か解禁を一旦やつて、外へ金が出て内の金が減つた時分にどうするか、耐へるか耐へないか、さう云ふ時になつたらどうするか、此心配がまだ去らない、殊に一旦其金の解禁をしますと、唯々其國と關係國との間の貿易關係のみぢやない、御承知の通り此世界各國の間に、爲替相場の上に於て相場をする者が澤山ある、日本でも既にある、殊に外國銀行が日本などで、或る外國銀行は――最も此爲替の上に於て動亂を來たすのは其外國銀行の働きである、是は歐羅巴に於ても其通り、先達て佛蘭西がえらい目に遭つたのも此銀行の働きである、世界中爲替相場の上に於て相場をして居る、此爲替相場の働に依つて實際の貿易以外に金を取出されることもあり得ることである、金の解禁に付ては獨り貿易の趨勢ばかり見て定める譯には行かない、之を以て物價引下げの根本政策なりと考へるのは以ての外だと私は考へる、先達てからして大藏大臣が金の解禁は今其時機にあらずと言はれて居るが、世間何と言はうと之をやつたら國が亡びる、大藏大臣の言はれた事には何人も同意を表して居る、是だけ御答をして置きます(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 吉植庄一郎君。

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君 唯今議題になつて居る所の問題に付て主として大藏大臣に伺ひたい、高橋農商務大臣の物價問題、金解禁等の問題も序ながら拜聽をする機會を得たことは甚だ欣幸と致します、併し色々の質問應答を聽いて居りましても、輸出貿易の奬勵に付て政府が組合法外一件を御提案になつて、人爲の力を之に加へなければならぬと云ふことを看取せられて居ると云ふ一點に付ては、敬意を拂ふ者であります、同時に色々な長い御説明があつたが、農商務大臣も物價だけで輸出の奬勵にはならぬと言はれたが、物價は幾ら高くても輸出は益々出ると云ふ御論ではないやうである、矢張物價は安い方が輸出には便利である、のみならず出來るだけ安くしなければならぬと云ふ點に付ては御異論はなからうと思ふ、そこで御尋をするのであります、物價は幾ら高くなつても一向差支ないと云ふ御論であれば、是は又全く根本の意見の相違でありますが、さうではなからう、是に於て現内閣が施政の方針として總理が御演説になり、大藏大臣が大藏省の方針の御演説中にも現在の物價騰貴、之に對する現内閣の物價政策なるものを國民が明瞭に意識することが出來ないのである、一方に於て外國米及穀の關稅を全國農村に課するに於ては、寧ろ關稅の從量稅を從價稅に引直して貰はなければ農村の荒廢救ふべからずとして、帝國農會初め全國の農村は之を絶叫して居るのである、小麥粉の輸入稅も尚ほ之を引上げなければならぬと云ふ要求をして居る場合に於て、現内閣は突如として外國米穀の關稅を免除する、而して昨年度に於ける米の不足を外米輸入に依つて塡補する政策を御執になつたのである、吾々は此問題に付て今可否を論ずるのではない、現内閣に少くも國民生活の脅威は物價騰貴に因る、殊に食糧品の騰貴は國民の生活を脅威すると云ふ見地に立つて、此事を斷行したものであらうと思ふ、然らば現内閣の物價問題に對して考へて居ると云ふことだけは、是で分る、併し四百五十萬石内外の米の輸入關稅だけを以て物價騰貴の全部には影響を及ばさないのである、輸入は昨年度に於て二十四億六千萬圓の輸入である、是が大正十二年九月大震火災以前の物價と對照を致して見れば既に二割以上の騰貴に輸入品はなつて居るのであります、過般大藏大臣は、大正十二年十二月の調を基礎として一割二分であると仰せられて居つたが、吾吾の調査する所に依れば、九月と十二月の三箇月間の差がありますが、吾々は大正十二年大震火災の以前の狀態と比較して見ることが一番正しき標準であると思ふ、此標準に依れば、物價は平均に約二割の增加を致して居ると云ふことは、吾々は確乎たる材料に依りて斷言するを憚らぬのである、此趨勢は獨り輸入品に於て物價の騰貴を來したのみならず、今や輸出品に於ても約一割七分の物價の騰貴を致して居ります、是も吾々は相當確乎たる材料に依つて斷言するのであります、一般の物價の騰貴が二割以上に及び、輸出品も亦輸入品の物價騰貴の影響を受けて、我が國内に於ける外國輸出品は一割七分の騰貴を爲し、尚ほ漸次騰貴の狀勢に在るのであります、此時に於て農商務省所管に於て、米麥の――全國の農村の輿論に反するも尚ほ物價騰貴を抑制しなければならぬと云ふ意味に於て――之を解放し、關稅を一時停止すると云ふことに爲さつて居りながら、帝國政府の財政經濟を中心たる大藏省に於ては、如何なる物價下落の施設を爲されて居るのであるか、吾吾不幸にして今日に至るまで、濱口君が行政財政の整理に依つて政府の消費節約を爲し、國民に向つて勤儉貯蓄を勸むると云ふ、此間接射擊を唯一の材料として居る以外に於て、現内閣が何等の物價政策を持つて居ると云ふことを見出さぬのであります、故に過般此壇上に於て武藤山治君は、濱口君の御論は恰も大病人に向つて衞生の講義をして居るやうなものであると言はれた、洵に適論なりと私共は傾聽致したのであります、今日の物價が段々騰貴をして國民の生活を脅威し、更に輸出品に向つて其發達を妨ぐべき趨勢に在るならば、内閣全體を舉て方針を以て各方面とも活動をしなければならぬ筈である、農商務省に於て一部の輸出組合法案を拵へ、其他のことに於て多少、輸出獎勵の便宜を開いたとしても、輸出品は漸次物價騰貴の形勢になつて居るならば、勿論高いからのみで外國から輸入品が這入るとは言はないが、世界各國を通じて輸出入品は物價の安い處に動くと云ふことは、鐵案にして動かすべからざる原則であります、此原則は少くとも除外することは出來ないものである、故に是と同じ方針を以て大藏大臣も働かなければならぬ筈であると思ふ、是に於て吾々が此三派内閣、三頭三脚内閣では政策が常に支離矛盾して、一定の政策を行ふ能はざることを懸念しまして、屢々警告したのでありますが、唯今も多年金解禁の問題を主張して居つた所の濱口大藏大臣の說と、唯今此所で承つた所の農商務大臣の說は、多年朝と野に在つて相鬪つた所の問題であつて兩極端の說である、物價問題に付ても通貨縮小を以て唯一の物價低落の原因として、通貨の縮少、兌換の縮少に向つて極力奮鬪せられたる濱口大藏大臣と當時の高橋大藏大臣は、物價と云ふものは左樣な譯のものではないと云ふ高橋一流の物價論で常に抗爭して居つた、此人々が同じ内閣の内に居つて物價政策を論じ、金輸出解禁の問題を協定するに當つては誰かが降參しなければならぬと云ふことは明である此内閣は物價問題に對して、所謂曾ては放漫政策の執行者と濱口君が罵つた人と、物價調節は敢て心配はしなくとも宜いと云ふ人と、是非物價調節はしなければならぬ、而して通貨縮小をしなければならぬ金の解禁をしなければならぬと論じた人とが廟堂の内に同じく立つて、此兼合ひを如何に取つて往くか是が物價政策になつて現れるのに、現内閣は外の問題に付ては高調力說せらるるけれども物價問題に至つては僅に行政財政の整理と國民の消費節約に訴へ單に聲を大にして國民が自覺せよとのみ言はれるが政府は國民に自覺を促す前に、政府自ら自覺をしなければならぬ、政府自ら物價問題に對する方策を立つるに當り、三階から目藥以上の詰らない方法を立て此大本に向つて何等の對策を講じないと云ふ事は現内閣は國民に對して不深切是より大なるはなしと思ふ、此問題を御出しになつて大藏大臣は之に對應すべく、此物價を如何に調節せられんとするのであ

ろか過般來度々繰返へされたる政府の行政財政整理と、國民に對して消費節約を强ゆる以外に何等の對策を持たないのでありますか、持たないと云ふならばはつきり現内閣は其以外に物價政策なしと御明言なさるが宜い、あると云ふならば如何なる對策を持つて居らるゝか、唯々僅に組合法を拵へると云ふことでなく、政府自ら當然爲すべき物價政策を爲さなければならぬ責務がある、此點に付て現内閣は成算あるか否や、此問題に付て大藏大臣が國民をして安心の出來るやうに、政府の物價政策が何所に在るのであるか、物價は漸騰しつゝあるのである、輸入品の二十四億に對して二割三分は過日も申す通り五億五千萬圓である、國民が一年間に於て五億五千萬圓一人十圓に近き増加稅を現内閣の失政の爲に課せられて居る、是は多年負擔の輕減を唱へ來つた所の現内閣諸公は、斯樣なる輸入超過だけの關係からしても五億五千萬圓昨年に於て増加して居る、本年度に於ても或はそれと同樣、若くはそれに近いものを負擔せしめなければならぬと云ふ場合に於て、平然として單に行政整理と國民の消費節約に依つて之を望むと云ふことは、如何にも自分の無能、無經綸を示して、其責任を盡さゞるものであると吾々は思ふ、此點に付て特に大藏大臣は現内閣の物價政策に對して具體的の御意見を示されんことを望むのであります。

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣（濱口雄幸君）　唯今吉植君より現内閣の物價政策は如何であるかと云ふ御質問がありましたそれに關聯を致して私が在野の時に唱へ來つた所の物價並に金融に關する所の議論に論及をされて、此度政府が行つた所の、行政財政の整理、並に消費節約の奬勵を以て間接的なりとして、其効果を殆ど否認さるゝが如き口吻を漏し、而して此物價問題を徹底的に解決するには、恰も金の輸出解禁の外に途はないと云ふ御考を以て御質問になつたやうに承知を致したのであります、之に就て私は御答を致さうと思ひます、凡そ經財上の政策、例へば通貨に對する政策にしましても、物價に對する政策に致しましても、財政經濟上總ての政策は其時の宜しきに從つて之を施して行かなければならぬことは申すまでもありませぬ、吾々が戰後經濟界の最も旺盛なる時に於て物價問題を論じ、通貨の收縮を論じたのは抑々如何なる故であつたか、其當時は吉植君も御承知の通り、戰時から戰後に亘つて輸出貿易が隆盛を極め、其結果として外國の金が盛に内地に這入つて來たのであります、金貨流入の結果と致しまして内地の通貨は非常に膨脹致し、通貨膨脹の結果物價が騰貴を致した、此時に當つて物價の調節を論ずる者、外國から貿易出超の結果として盛に内地に這入つて來る所の金貨を内地に這入らないやうに之を外國に留め即ち此金貨を以て海外の事業若くは外國の證券に放資を致し、之に依つて通貨の膨脹を豫防する、其外には途はなかつたのであります、それ故に其當時に於て私共は通貨の膨脹を抑制する手段と致して、盛に海外の放資並に日本銀行の金利引上を主張したことは、當時天下の齊しく認むる所、吉植君も御記憶であらうと思ひます、然るに其當時に於ては不幸に致しまして、吾々の主張は實行さるゝに至らなかつたのであります、其實行が出來なくして、金貨は盛に貿易の結果外國から這入つて來て、それが爲に内地の通貨は頻に膨脹をした、其結果が國家の財政の膨脹となつて現はれ、國民の消費の膨脹となつて現れた、事此に至つては外國から這入つて來ることを防がなければならぬものが、其防禦が出來ずして、内地に這入つた以上は内地に於て之を使ふ人が消費節約するの外にはないのであります、其當時吾々は斯樣に申したことであつて、凡そ通貨の膨脹せんとするに當つて恰も之を防ぐことは割合に容易である然るに一たび膨脹した所の通貨は收縮すると云ふことは甚だ困難なる仕事である、即ち巨額の通貨は外國貿易の膨脹の結果として六千萬國民の懷中に悉く浸潤を致したのであります、政府の財政の中に悉く浸潤を致し、是が爲に公私の經濟を非常に膨脹せしめたのであります（ひや〳〵）それ故に大正十年から十一年頃に於ける所の吾々の物價調節策は、斯の如く膨脹致した所の公私の經濟を緊縮節約するに在りと云ふことを明に聲明を致して居る、公私の經濟を緊縮すると云ふのは、即ち唯今吉植君が間接的なりとして重きを置かれなかつたけれども、吾々は最も重きを置いて居りまするのが即ち政府の行政財政の整理であります、即ち國民の消費の節約であります、此二者は物價調節問題の根本策であると政府は確信を致して居る（拍手）吉植君は行政財政の整理の効果が、物價調節の爲には極めて間接的であると申されまするが、仔細に此問題を點檢致し、政府の財政と民間の經濟との密接なる關係を能く御研究になつたならば、行政財政の整理が物價の調節に及ぼす所の効果は、決して左樣なる間接的のものでないと云ふことを御諒解になるであらうと思ひます（發言する者多し）

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅に願ひます。

○國務大臣（濱口雄幸君）（續）　斯の如き見地に基いて、此内閣は行政財政の整理緊縮を行ひ、併せて廣く國民全體に向つて消費の節約を奬勵宣傳を致して居る所であります、之を以て物價調節の第一義なりと考へて居るのであります（拍手）然らば政府は其以外に於て別に他に具體的の物價政策を持つて居らぬかと云ふことでありまするが、凡そ今日の如くに紛糾錯雜を極めて居る所の物價問題に向つて、之を適當に解決する所の政策と云ふものは決して一にして足らぬのであります、斯の如き政策を行へば物價問題に多少の効果はあるけれども、完全なる効果はないに依つて是はやらぬ、或は斯う云ふ政策を行へば物價は幾分か下がるかも知れぬけれども、其結果は十分でないと認めるに依つて、之を實行すべきものでないと云ふ如き考を以て、一つの政策を捨てゝ二つの政策を捨てると云ふ如き、左樣なる潔癖なる考を以てやつて居つたならば、我國の物價の調節を期することは到底出來ないのであります、即ち如何なる政策であつても、如何なる方策であつても、是が多少なりとも物價問題に効果があるべしと認めたものは、組織的に之を實行すると云ふことでなければならぬ、即ち此度農商務省より提案を致しました所の組合法案の如きも其一つであります、此問題のみに依つて輸出を奬勵し、貿易を盛にすると云ふ完全なる効果を、此唯々一つの政策に依つて求むることは無論困難でありませう、併ながら斯の如き政策は常に之を研究を致し、常に之を調査を致し、其政策を發見するに從つて順を逐ひ組織的に之を實行することに依つて、初めて物價の調節に貢獻することが出來るのであります（拍手）唯今吉植君は此兩組合法の問題は農商務省から出したものではないか、物價問題の中心たる所の大藏省は何をして居るかと云ふ御話でありましたが、凡そ政府の爲す所の政策は農商務省の政策である、或は大藏省の政策であると云ふ如き各別の政策はありませぬ、總て是れ政府の政策であります（拍手）殊に此兩組合の成立を致しました後に於ては、日本銀行より先刻農商務大臣が說明を致された通り、相當低利の爲替資金を供給すると云ふ方策は今日研究を致し、凡そ其議が熟して居る際であります、例へば輸出爲替の手形の金利問題の如き、又此手形の期限の問題の如き出來得るだけ之に對して金融上に便宜を圖ると云ふことは、今日研究を致し將に實行せんとして居る事柄であります、又現内閣は御承知の通り、爲替の安定維持を圖るが爲に、必要なる場合に於ては内外に保有する所の正貨を利用することを辭せないと云ふことを既に聲明を致して居ります、其在外正貨に屬するものは既に約一千萬圓近く拂下げを實行して居る、今後必要の場合に於ては在外正貨を減少すると云ふことは決して躊躇するものではない、斯の如く内外に持つて居る所の正貨を拂下げ、或は之を減少する場合に於ては、其直接の目的は爲替の調節に在ることは勿論でありますけれども、其間接の効果と致しまして、自ら多少の通貨の收縮を招き、それに依つて通貨政策の上から物價の調節を期することが出來るであらうと云ふことを、政府は期待して居るものであります（拍手）其他政府の物價政策は決して一にして足るものではない、既に之を行つたから他は行はぬでも宜しいと云ふものではありませぬ、總て常に調査研究の上で、成案を得るに從つて順次に之を實行することは辭せないと云ふことは屢々聲明して居る通りであります、尙ほ今後に於ても是までの方針の通り、其案の出來次第之を實行する考であります唯々一言申して置きたいことは吉植君の御質問の趣旨は明に金解禁の外には物價調節策無しと考へて居られるのでありませう、さう云ふ御考を以て御質問になつて居るものと私は信ずる（「違ひます」と呼ふ者あり）此問題に付ては農商務大臣が說明せられた通りでありまして、單に物價調節の見地のみから言ひますれば金の解禁問題、之を實行致しますれば相當の効果があるであらうと思ひます、併ながら前回にも或る機會に於て申上げました通り、總ての問題を物價問題の見地のみから判斷する譯には參りませぬ、物價問題は勿論國民生活の重大な問題であります、貿易上の重大な問題でありますが、其重大なる物價調節の問題を解決する爲に、玆に金の輸出解禁を致しまするると、其金の輸出解禁を致しましたことが國家經濟全般に及ぼす影響と云ふものは、中々物價問題の比ではないと思ふのであります、此事は屢々申上げて置きました通り、殊に先刻吉植君が申されました爲替の低落の爲に輸入品は何割上つて居る、爲替低落の其程度に從つて輸入品の價格は上つて居る、爲替が二割三分低落を致せば輸入品の物價が二割三分上つて居るかの如き御議論でありましたが、是は必しも左樣には參らぬと思ひます、例へば普通の狀態から申しますれば、爲替が二割三分上れば輸入品の價格は二割三分上るべき計算ではありませうけれども、是は日本內地に於ける所の消費の狀態に依つて爲替の關係から上つて來る、其物價の騰貴が其品物の製造地、仕出地たる所の例へば亞米利加なら亞米利加、英國なら英國に於て原價を下げなければ日本で賣れぬと云ふ狀態に陷つた場合に於ては、外國からの輸入品は必しも爲替の下落したと同一の割合に於て騰貴するものではないのでありますそれから吉植君は輸出品の騰貴の例を擧げられまして、輸出の品物は一割七分の騰貴であるから、それだけ此爲替の低落の爲に、恰も輸出の障碍を受けて居るかの如き御議論と承りましたが、若し左樣でありましたならば、是は失禮ながら誤りであらうと思ひます、即ち今日の如き爲替相場の低落と云ふことが、輸入に對しては大なる抑制となり、輸出に對しては大なる奬勵となつて居ると云ふことは、是は爭ふべからざる事實であります（拍手）或る機會にも申上げました如くに、日本の商品、殊に綿製品が印度を越え、紅海を越え、地中海に出て、巴爾幹半島にまで盛に販路を擴張して居ると云ふことは、是は爲替低落の結果であります、私はそれ故に爲替の低落が宜しいとは決して申しませぬ、是は憂ふべきこと柄であるが、幸か不幸か其結果は自ら輸出の奬勵になつて居ると云ふ、其の事實だけを申すのであります、即ち爲替低落の結果物價が騰貴致したから輸出が妨げられて居ると云ふ若し御意見であつたならば、失禮ながら其御意見は誤りであらうと云ふ事を一言申上げて置きたいと思ふのであります（拍手）要するに物價問題と致しましては物價騰貴の原因に遡つて、其原因に向つて斧鉞を加ふるの外にはないのである、吾々の信ずる所に依りますれば、近年に於ける物價騰貴の原因は前申しました通り、主として公私經濟の膨脹に依る、此見地からして物價騰貴の原因たる政府の財政に向つて緊縮を行ひ、又此騰貴の原因たる所の國民の消費に向つて節約を行はしむると云ふことが、即ち根本義であると云ふことを何所までも信じて居ると云ふことを此所に御答申して置きます（拍手）

○吉植庄一郎君　唯今大藏大臣の御答に依つて、現內閣の物價政策なるものは相變らず行政財政の整理と國民の勤儉力行に俟つ以外には、千言萬語を費しても無いやうに――何等無いと云ふことを明かにしたことを……（拍手）此以上は議論になります、意見の相違でありますから、吾々は近き將來に於て何れ金解禁問題に付て決議案を提出する機會があらうと思ふ、其時に於て疑相の誤れる論議を正し、大に論爭を試みる積りでありますから、是で止めて置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　金光庸夫君。

〔金光庸夫君登壇〕

○金光庸夫君　輸出組合法案並に重要輸出品の工業組合法案は、爲替對策の一部であると云ふことを御言明になりましたが、私も多分其御對策中の重要なる政策であらうと存じて居つたのであります、然るに先程牧山君の御質問に對する農商務大臣の御答に依りますれば、吾々が豫期して居つた程の重要なる意味に非ずして、多少の効果はあり得るとしても、先づ銀行から借金を爲すに便利だと云ふ位の程度に止まるやうに伺ひましたので、多少失望致しましたので、玆に改めて御質問を致したいと思ふのであります、此資金の融通が正金銀行其他の營利會社の手を經て貸付けを致しますと云ふことになりますと、どうしても其營利と云ふことが先に立つのでありますから、自然警戒其度を過ぎて其効果が割合に少いのであります、そこで私は融資の點に就て二三伺つて見たいと思ふのであります、是までは正金銀行の輸出資金に對する金利が割合に高くはないかと思ふやうな點があつたのでありますが、今回は政府が低利資金を日本銀行の手を經て正金へ御貸出になるとしますれば、それだけ正金銀行は有利な立場になるのでありますから、融資に付て不當の利得をしないやうに大藏省は十分の御監督を爲さるのでありますか、それを御伺致します、それから第二には唯今申したやうに營利銀行は警戒が過ぎて、常に其貸出を澁るものであるから比較的効果が少い、又一面には輸出組合にしましても、現今に組合は經濟が小さい懷ろが小さいのでありますから、若し多額の輸出資金が必要である場合には、組合は其全責任を負はなければならぬ關係上、是亦貸出しに頗る臆病な場合が多いと思ふ、金を借り受けて當業者に貸すとか、若くは保證するとか、何れにしても全責任を負はねばならぬので、必要な場合でも思切つた融資をするのには不便ではあるまいかと思ふのであります、其意味からしまして政府は寧ろ之を直接に貸出すと云ふ方法はないのでありませうか、若し直接に貸出すと云ふことが手續上非常に不便であるとか、或は何等か特別な事情があつて、どうしても出來ないと云ふことであるならば、特殊の機關を設くると云ふやうなことにしましてはどうでありませうか、例へば中央金庫法の如き特別な機關を作つて大きな經濟、懷ろの大きいものを造つて、さうしてそれに政府が低利且つ長期の金を供給してやつて之に自由にやらせる、さうして其特別機關は營利的にやるのでなく全く公共的に犧牲的の精神を持つてやるのは、恰も英國の輸出信用局に於けるが如き態度を持つてやつて貰ふ機關を造つたら如何であらうか、斯う云ふことを考へたのであります、それに對して政府は如何なる御考を持たれるか、若しさう云ふ機關が必要であるならば、それも造らうと云ふか、若くは此組合法をさう云ふ特別機關のやうな働きを爲させるやうに、成べく懷ろを大きくさして、即ち大なる組合にさして、それに今申上げたやうな特別な方法を以て低利長期の資金を御供給になると云ふ御考はないのでありませうか、もう一つは直接に貸出すと云ふ事になると危險が伴ふではないか、又特別機關中央金庫の如き、或は英國の信用局の如きものを拵へてそれに政府が資金を供給するとしても、矢張危險が伴ふではないか、其危險はどうするかと云ふ問題が起りますが、私は其所が一番大切な所であると思ふ本案の如き組合法と云ふものを造つても、唯制度のみでありまして政府は何等經濟的の犧牲を提供したものではない、又日本銀行の手を經て金を貸出しても唯々預金部の資金を融通したと云ふに止つて、何等政府は犧牲を提供したと云ふことはないのでありますから、私はもう一歩進んで犧牲を提供し、危險を負擔すると云ふ御覺悟が願ひたいのであります、此危險を負擔すると云ふ御覺悟さへあれば、思ひの外効果があると思ふ、例へば帝國蠶絲會社の場合の如きでも、政府は危險を負擔すると云ふ覺悟をされた、然るに其結果一文の損害もなく、犧牲も要せずして此覺悟があれだけ偉大な効果を生んだのであります併ながらそれは時と場合に依つては、政府の損害になる事もありますが――それから又震災直後に於ても所謂震災手形に對して政府は一億圓程度の保證をした、日本銀行に對して、保證をした、即ち危險の負擔をして犧牲を御提供した意味になる、吾々其當時に考へて一億圓の危險の負擔と云ふことは可なり大きな大覺悟であると思ひましたけれども、其結果其効果の偉大なりしに比し、損害は極めて僅々たるものでありはせぬかと思ふのであります、此危險を負擔すると云ふ覺悟、犧牲を提供すると云ふ決心がありさへすれば、實際は多額の負擔を爲さずして非常な効果を擧げ得ると思ふのであります、又米國の如き支那に對して對支會社法を設けて、稅金の免除までも致して對支貿易を奬勵致して居りますことは御承知の通りであります、又英國の如きでも戰後に彼の歐洲大陸の經濟界不安の際、之に物を賣込むと云ふことは非常に危險であるからと云ふので、御承知の通り輸出信用局と云ふものを設けて、低利で且つ長期の資金を貸して賣掛危險の一部の負擔までして歐洲大陸への輸出を援助したのであります、其効果は非常なものであつたと云ふことは、英國の財界が漸次恢復し、對外爲替の如きも正貨輸送の方法に依らずして殆ど平價に復し、特に金の解禁點に達せんとして、居るのを見ても分る次第であります、所が最近に至りましては、我が對米爲替の暴落するに伴つて、我が對英爲替も非常に低落したのであります、其結果東洋方面、殊に印度方面に對する輸出が非常に盛になつて、印度に日本の綿絲布其他の物が續々輸出されるやうになつたのでありますから、印度は英本國からの輸出商品との競爭市場となつたのであります、それで英國は最近歐洲大陸に對してやつて居つた所の輸出奬勵制度を印度にも適用すると云ふことに最近なつたのでありませぬか、斯の如く有ゆる犧牲を提供し、危險を負擔して、さうして貿易奬勵法を設けて居ります、又支那に對しても貿易奬勵法を設けて居ることも御承知の通りであります斯樣な有樣でありますから、日本が唯々組合法を拵へて僅の資金を日本銀行の手を經て貸すと云ふやう

な從來の「スタンプ」手形の焼直しを見たやうなそんなまどろこしいことでは、迚も英米に對抗することが出來ぬと思ふのであります、其意味に於て特殊の機關を設けて、政府は或る程度の犧牲を提供し、若くは危險を負擔する覺悟を以て恰も震災手形に對するやうな態度を御執りになつては如何であらうかと思ふのであります、所がそれは震災は何百年に一度の非常な大慘事であつたからそれは別物でないか、それと同一に律せられるものでないと云ふ御意見もございませうが、此震災は比較的部分的のものでありましたけれども、今日の爲替の對策と云ふものはそんな部分的なものでない、我國の一般經濟界の根本に關する大問題であります、それが爲に先日來非常な論戰が行はれた次第であります、諸君も御承知の通りであります、隨て之を震災と比較するならば、寧ろ私は震災以上と見ても宜しいと思ふ、今一つは之を社會問題の方面から見て戴きたいと思ふ、それは簡單に申上げますが、此輸出と輸入の差に依つて起る所の輸入超過の六億圓と云ふものは、直截簡明に申しますれば、是は勞働の輸入である、隨て我が勞働界を非常に脅威するものであると云ふことを申上げたい——勞働を商品見たやうに申上げては如何かと存じますけれども、假に勞働を價格に換算して見ます——昨年度に於て六億圓の輸入があつたと致しますれば、概算此七掛の四億二千萬圓位の勞銀に相當する勞働が入つて來たと看做すべき理由があるのであります、それはどう云ふ計算かと申しますれば、多くの商品は皆勞働より生れて居る、斯んな器具類に致しましても何でも、總て勞銀が七割位掛つて居る、そんな馬鹿な事があるか、資本の利子もあり、原料品もあるぢやないか、半分以上原料や其他ぢやないかと言はれるかも知れませぬが、例へば機械の製造にしても原料として澤山の鐵を使ひますが、其鐵は何かと云ひますと、鐵は所謂勞働に依つて得た所の物であります、其又原料は鑛石ぢやないかと言ひますが、其鑛石も矢張勞銀が大部分を占めて居る、斯の如く段々煎じ詰めて見ますれば總ての物資と云ふものは其七割位は勞銀であるのであります、信用すべき調査に依つて見ますれば、大正十二年度の諸會社運轉資本金に對する利益が六分強であるさうであります、即ち資本に對しては六分か七分の利益しかない、其外稅金と資本の利子と、是だけのものを概算三割として見ると、あとの七割と云ふものは勞銀である、即ち此計算に依れば六億圓の輸入超過がありましたならば、四億二千萬圓は勞働が輸入されたものである、若し今日之に相當する勞働者が這入つたとしたら大變な社會問題ではありませぬか、是は今日の如く勞働問題のやかましい際實に由々しい問題であります、私は震災と比べて見て、今の爲替政策なり其勞働問題と云ふやうな點から考へて見て、寧ろ震災以上の重大事件であると思ふのであります、此意味から致しまして此爲替を調節し、此社會問題を解決する爲には、輸出の獎勵と云ふことが最も宜しい、輸入を防遏する爲には關稅政策其他種々の方法がありまして、是等は是非やつて貰はなければならぬことでありますが、程度の如何に依りては多少の弊害の伴ふ場合が莫きにしも非ずでありますが、輸出の獎勵に於ては何等の弊害が伴はないのであります、それで今日爲替の對策總ての經濟問題を解決する第一の骨子は輸出の獎勵に在る、其輸出の獎勵の骨子は今申上げたやうな組合法に依るよりも、もう少しくそれを大きくした別途の機關、英國の輸出信用局に於けるが如き、もう少しあれの進歩した機關を造つて、それに對して政府は徹底的に經濟的御援助になり、相當の犧牲を御提供になつて、危險を御負擔になる、斯う云ふ御覺悟はないかどうか、其三點を御伺したいのであります。

〔拍手〕

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣（高橋是清君） 金光君の御問は、第一には此組合法を以て足れりとせず、尚ほ之に金融機關を添へるか、然らざれば政府が低利資金を直接貸すやうな方法があつたら宜からう之に金融が伴はなければ餘り効果が擧らぬ、而して今日爲替を取扱つて居る所の正金銀行なり、臺灣銀行なり、此特殊銀行なるものは金融はするけれども得て貸澁りをする、此貸澁りをするのであるから、且つ又其機關其ものが營利を目的とするからして、此組合法に添へるに營利を目的とせざる大なる金融機關、特殊の金融機關を設けて其危險を負うて、十分に安く金を貸すやうにしたら宜からう、而して其例として英吉利の信用局、又大震火災の直後に政府が手形に對して一億圓の保證をした、是は震災の一時の出來事以上に輸入超過は外國の勞働を輸入するのであるから、尚ほ以上に重く考へて輸出の增進を圖らねばならぬと云ふ御考である、成程一應伺つて御尤に考へるが、第一此危險と云ふことが何から生ずるのであるか、正金銀行にしても、臺灣銀行にしても、外國の確實なる銀行者が其國の輸出商人に對して、或は我國の輸出商人に對して銀行が信用狀を與へたる者に對しては、正金銀行は何等懸念なく其輸出をする商人の望む所の手形の金額に對して手形を買取つてやるのであります、畢竟銀行が貸澁るとか云ふやうな非難のあるのは、其處に信用が確實ではないからであるのである、此信用の確實でないと云ふものは、先刻も申す通り或は我が商人の持出す所の品物が整ふでない、或は荷受をする所の外國の商人の身元が不十分である、輸出する人の資力が不十分である、或は往々にして約束に違つて、見本通りの品物でないからして、是は荷受をしないと云ふやうな場合が屢々起るのである、其主なる原因は詰り品質の揃はざる點、見本通りの品物が出來ない點、或は荷造りが惡くて途中で損じた、さう云ふ苦情が多いのである、之を補はんとするが爲の組合法である、此缺陷がなくなつたならば、即ちそこに十分なる信用が生ずるのであるからして、丁度今日爲替銀行が外國銀行の信用狀を以て我國の品物を買に來る者に對して與へると同樣な、完全な信用を以て此手形を買取ることが出來るのである、又中には我國の爲替銀行は輸出商人の信用の程度に依つて、十萬圓の價格の物を出すのに、甲には十萬圓全部金を融通してやる、或者には八掛である、或者は六掛である、各々違ふ、此違ふのも畢竟矢張信用の程度が違ふからである、そこで單獨の經濟に屬せしめずして、團體組織の經營に依つて此信用を高め、品物を揃へて多量に造らせると云ふ、此組合法の精神はそこに在る、今日是が爲に若し直接政府が低利の資金を貸す——震災後の手形に對して政府が一億の危險を負うて居る、其保證をしたのと同じにやつたら宜からう、さうは行かない、あの一億圓を政府が保證すると云ふのは、一體誰に對して保證したのだ、日本銀行に對して保證したのである、日本銀行が損失を生じた場合に於て、政府は一億までは日本銀行に對して保證して、政府が負擔してやると云ふことである、日本銀行の損失はどう云ふ場合に出來るのである、此手形を振出した人が日本銀行に直接取引して居るのでないので、何れも他の普通銀行が間に入つて居る、普通の銀行が破產をした時でなければ日本銀行の損失は生じないのである、責任は主に普通銀行に在る、故に其手形は政府が一億保證したけれども、其保證が事實役に立つて日本銀行で一億の損失を拂はなければならぬと云ふ損失が生じたら、一時財界は暗になる、幾多の銀行が破產しなければさう云ふ事は生じない、故に各銀行が矢張そこに信用の程度を慮るのであるから、玉石混同しては扱はない、良い手形は良い手形で取扱つて、惡い手形は成べく早く整理をさして始末をして行くと云ふやうに、銀行自ら其玉石を區別して手形を取扱つて、今日整理の過程中に在る——過渡中に在る、如何に政府だからと云つて損失をまるで政府が負擔してやると云ふ譯に行かない、相當に信用を確め、各々信用を高めると云ふことは、本人自身等が努めるやうに、專ら促して行かなければならぬ、指導しなければならぬので、政府が唯々信用局のやうなものを造つてずん／＼融通してやつたら宜からうと云うたら、何時まで經つても此商業の道德と云ふものは進まない、貿易上の非難は依然として外國から受けるので、其組織に依つて改めて行くのは一つの主なる仕事である、それに向つて今政府は施設せんとするのである、さう云ふ譯で信用局なども英吉利あたりでは餘り効果が擧つて居らぬ、何故擧らぬ、矢張信用である、どんなものでも宜い、外國に持つて行け、損したら政府が償つてやる、さう云ふ趣意でない、矢張銀行が間へ入つて、丁度今申した日本銀行と手形振出人の間に普通銀行があつて、信用を相當に調査して損失の生じないやうにやつて居る、それと同じ方法なんだから、餘り是は役に立つて居らぬ、併ながら一つの獎勵にはなる、斯う云ふものを今拵へたからと云つて、貿易がどん／＼盛になると云ふ譯に行かない、矢張本からして養はなければいかないから、斯樣な組合法を設けて其根本から病を除く、缺陷を補ふと云ふことにして行かなければならぬ、それを政府は考へて居るのであります。

○副議長（小泉又次郎君） 日程第五、右各案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第五　右各案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君 兩案を一括して委員の數を特に十八名とし議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て其通り決します——日程第六乃至第九は、同一委員に付託したる議案なるに依り、一括して議題とするに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て日程第六、在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案、日程第七、陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案、日程第八、大學特別會計法中改正法律案、日程第九、朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案の第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます、委員長笠原忠造君。

第六　在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月二日

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案委員長　笠原忠造

衆議院議長粕谷義三殿

第七　陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月二日

陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案委員長　笠原忠造

衆議院議長粕谷義三殿

第八　大學特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一大學特別會計法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月二日

大學特別會計法中改正法律案委員長　笠原忠造

衆議院議長粕谷義三殿

第九　朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月二日

朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案委員長　笠原忠造

衆議院議長粕谷義三殿

〔笠原忠造君登壇〕

○笠原忠造君 在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案外三件の委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、本委員會は前後三回に亘りまして愼重審議を重ねました、先づ在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案より御報告を申上げます、此會計法は支那に於ける我國の專管居留地に於ける事業の經營を致す爲に明治三十三年制定せられたるものでございまして爾來支那に於きまして天津、蘇州漢口の三箇所に於て、我が專管居留地に於ける土地の買入、道路の築造、埋立、護岸工事と云ふやうな事業を經營をして參つたのでございます、然るに此事業の大半は終了を致しまして、唯々僅に天津の護岸工事が殘つて居るのみである、此護岸工事は天津に居る居留民團に直接經營させる豫定になつて居るので、最早此法律を存する必要がないから廢止したいと云ふ理由でございます、委員會に於ては質疑應答を重ねました所、會計法の整理に伴ふ當然の事であつて、相當の理由あるものとして、全會一致を以て可決致しました、次に陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案に付きまして申上げます、此特別會計法は明治四十二年設定せられたるものでありまして、陸軍の保有する土地建物より生ずる所の收入其他附屬の雜收入を以て一の資金を作りまして、それに依つて陸軍の土地建物を利用する所の費用、其他營繕の費用の一部に補充して參つたのであるさうでございます、然るに斯う云ふ資金を持つものは唯々獨り陸軍のみであつて、他の省には斯う云ふ費用が無いのである、他省と較べまして權衡を得ないと云ふ理由でございます、委員會に於ても相當の理由あるものとして、全會一致を以て可決致しました、次に大學特別會計法中改正法律案に付きまして申上げます、是は是まで東京帝國大學及京都帝國大學の豫算は法律を以て政府の支出金の定額を定めてあるのであります、然るに從來の經驗に依りますと年々此定額に異動を生ずるので、其度每に法律を變更することは如何にも煩雜であると云ふ點よりして年々豫算を以て定めたいと云ふのが一の理由であります、もう一つの理由は東京帝國大學其他の四大學は、各別に特別會計を持つて居つたのであります、然るに今回は之を整理して大學特別會計法と云ふものにしたいと云ふことが改正の二點でございます、委員會は全會一致を以て可決致しました、次に朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案に付て申上げますが、是は朝鮮に小鹿島慈惠病院と云ふものがありますが、其外各地に在る慈惠病院を其地方に移管すると共に朝鮮總督府の病院及濟生院の特別會計法を廢して、總督府の一般會計に移すと云ふのであります、是も會計法整理の上から當然の事と認めまして委員會は全會一致を以て可決致しました、以上御報告申上げます。

○副議長（小泉又次郎君） 各案の第二讀會を開くことを御諮り致します。

〔「第二讀會開會」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、各案とも二讀會を開くことに決定致しました。

○作間耕逸君 四案を一括して、何れも委員長の報告の通り第三讀會を省略し、直に確定議に決せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君） 作間君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、直に第二讀會を開きます。

在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案　第二讀會（確定議）

陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案　第二讀會（確定議）

大學特別會計法中改正法律案　第二讀會（確定議）

朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て第三讀會を省略し、四案とも委員長報告通り確定議に決定致しました。

○作間耕逸君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち議員原惣兵衞君、同牧山耕藏君に係る懲罰事犯の件を此際直に上程して、一括議題となし、懲罰委員長の報告を求め、其審議を進められんことを望みます、但し豬野毛利榮君に係る懲罰事犯の件は、此の際其審議を留保せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て日程は變更されました——懲罰事犯の議事は祕密會を要するが故に、傍聽人の退場を命じます。

議員原惣兵衞君牧山耕藏君懲罰事犯の件

〔午後四時二十七分祕密會に入る〕

〔午後六時九分祕密會を終る〕

○副議長（小泉又次郎君） 祕密會の結果を報告致します、祕密會に於ては議員原惣兵衞君、同牧山耕藏君懲罰事犯の件を議決致しました、仍て此の決議に基いて宣告を致します。議員原惣兵衞君に對し、議

院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます（拍手）、議員牧山耕藏君に對し、議院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます。

〔拍手起り「横暴」と呼ふ者あり〕

○作間耕逸君　殘餘の日程に對して延期の動議を提出致します。

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めて其通りに致します、諸間事項があります、第一部選出豫算委員松山兼三郎君第二部選出豫算委員石坂豊一君第三部選出豫算委員中野實君、第五部選出豫算委員柏田忠一君、第六部選出懲罰委員平井光三郎君、右常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆あらんことを望みます、尙ほ重ねて諸間事項があります、中村貞吉君病氣に付、二月五日より二月十八日まで右請暇の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て許可致します、今日は是にて散會致します、次回の日程は公報を以て御通知致します。

午後六時十二分散會

○大正十四年二月七日（土曜日）

午後一時十四分開議

議事日程　第十號

第一　米穀法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　米穀需給調節特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第三　右各案の審査を付託すへき委員の選擧

第四　決議案（鐵道の既定計畫遂行の件）（元田肇君外十六名提出）

○議長（粕谷義三君）　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

（以上二月五日提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

入學難緩和に關する建議案

提出者　荒川五郎君　內ケ崎作三郎君　建部遯吾君　山桝儀重君　土生彰君

支那語教育施設普及に關する建議案

提出者　丸山浪彌君　柏田忠一君

野岩羽鐵道速成に關する建議案

提出者　八田宗吉君　榊原經武君　西方利馬君

柳津小出間及只見古町間鐵道速成に關する建議案

提出者　八田宗吉君

湖南鐵道建設に關する建議案

提出者　八田宗吉君

左澤荒砥間鐵道速成に關する建議案

提出者　西方利馬君　西澤定吉君　熊谷直太君　佐々木春作君

八戸久慈間鐵道速成に關する建議案

提出者　齋藤金吾君　高橋熊次郎君　柏田忠一君　井手繁三郎君

高等師範學校設置に關する建議案

提出者　柏田忠一君

（以上二月五日提出）

決議案（金輸出解禁の件）

提出者　武藤山治君　増田義一君　吉植庄一郎君　松田源治君　櫻內幸雄君

（以上二月六日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

山縣伊三郎公一行佛領印度支那派遣の件に關する質問主意書

提出者　森田金藏君

（以上二月五日提出）

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲玆に掲載す〕

一去三日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員馬場義興君提出經濟外交に關する質問に對する答辯書

經濟外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十二日

提出者　馬場義興
贊成者　林田龜太郎
外二十九名

經濟外交に關する質問主意書

一我か經濟國難の根本原因並是か對策に付政府の所見如何

一現行支那輸入關稅は通商上の我か特殊利益を危殆に陷らしめつゝあり政府は此の事實を認むるや

一華府會議に基き近く開催を見るへき支那特別關稅會議に對する政府の方針如何

一日支親善の眞意義に付政府の所見如何

一我か外交官の經濟的素養不十分なる憾あり政府は是を改善する意なきや

右及質問候也

大正十四年二月三日

內閣總理大臣　子爵加藤高明

衆議院議長粕谷義三殿

衆議院議員馬場義興君提出經濟外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員馬場義興君提出經濟外交に關する質問に對する答辯書

一我國現下の經濟上の困難は主として震災に基く復興復舊材料等の輸入に因る對外貿易の逆調並戰後に於ける世界的一般經濟不況の影響を受け居るに因るものと認めらるゝ處政府に於ては之か對策として財政の整理緊縮、國內產業の奬勵輸出貿易の振興及海外に於ける邦人の經濟的發展を助長するか爲最善の努力を爲しつゝあり

一現行支那輸入關稅は其の稅率左迄高からさるを以て政府に於ては帝國の對支貿易か現行支那輸入關稅の下に於て特に不利益の地位に在るものとは認め居らす

一政府は追て開催を見るへき支那關稅特別會議に於ては條約の定むる所に從ひ各國と協調を保ち華府會議に於て定められたる趣旨の下に同國に於ける關稅改訂を認むると共に右改訂の爲帝國の對支貿易か蒙ることあるへき打擊を緩和するに必要なる措置を講せしめ度き意嚮なり

一政府は日支兩國互に其合理的立場を尊重し國民的諒解の基礎の下に精神的文化的乃至經濟的の提携協力を圖ることを以て兩國親善の要諦と認む

一政府は外交官の養成に對し經濟的素養の方面に付ても常に十分の注意を拂ひ必要に應し之か改善に努むる意向なり

右及答辯候也

大正十四年一月二十九日

農商務大臣　高橋是清
外務大臣　男爵幣原喜重郎
大藏大臣　濱口雄幸

一去五日議長に於て選定したる委員左の如し

輸出組合法案（政府提出）外一件委員

高木益太郎君　大濱忠三郎君
一柳仲次郎君　飯塚春太郎君
佐竹庄七君　松井郡治君
荒井建三君　前田房之助君
金光庸夫君　津崎尙武君
吉村伊助君　田中定吉君
山口義一君　加藤知正君
濱口吉兵衞君　堤清六君
武藤嘉門君　土井權大君

一昨六日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部選出
豫算委員　宮島幹之助君（松山兼三郎君補闕）

第二部選出
豫算委員　杉宜陳君（石坂豊一君補闕）

第三部選出
豫算委員　中野猪之助君（中野實君補闕）

第四部選出
懲罰委員　鳩山一郎君（淸水長鄕君補闕）

第五部選出
豫算委員　中村嘉壽君（柏田忠一君補闕）

第六部選出
懲罰委員　今里準太郎君（平井光三郎君補闕）

第八部選出
豫算委員　[illegible]苗代君（熊谷五右衞門君補闕）

一昨六日委員長及理事互選の結果左の如し

輸出組合法案（政府提出）外一件

委員長　高木益太郎君

理事　山口義一君　堤清六君
　　土井權大君

○議長（粕谷義三君）　是より會議を開きます、諸間事項がございます、第一部選出豫算委員、宮島幹之助君、第九部選出豫算委員奧野小四郎君、第四部選出懲罰委員丹下茂十郎君、右常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議ないと認めます、許可致します、仍て其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます――尙ほ御諮り致します、永井作次君病氣に付、二月七日より二月十四日まで請暇の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議ないと認めます、仍て許可致します――諸君既に御承知の事とは存じますが、本院議員司法大臣橫田千之助君は、去る五日薨去せられ、洵に痛惜哀悼の至に堪へないのであります、此段御報告を申上げます――尙ほ此件に關しまして竹原僕一君より發言を求められて居ります、之を許します――竹原僕一君。

〔竹原僕一君登壇〕

〔拍手起る〕

○竹原僕一君　唯今議長より御報告になりました故衆議院議員司法大臣橫田千之助君に對し、院議を以て弔詞を贈ることゝし、其起草は總て議長に一任することの動議を玆に提出致します、此際私は年長者の廉を以ちまして、諸君の御許を得て議員一同を代表し、哀悼の言葉を述べたいと存じます、甚だ僭越ではありまするが、幸に御同意を賜はらんことを請ひます（拍手起る）故橫田君は明治四十五年議員に當選せられ、爾來引續き其任に居られまして、曩に原內閣の下に法制局長官に任ぜられ、昨年六月現內閣成立に際し、司法大臣の要職に就かれ、輔弼の重任に當られました、同君は尙け春秋に富み、前途極めて有望の政治家でありました、然るに數日前圖らずも病氣に罹られ、去る五日俄に薨去せられましたることは、實に國家の爲め哀悼の至に堪へざる次第でございます（拍手）玆に謹んで此動議を提出し、併せて此尊敬すべき故人に對して哀悼の意を表します（拍手起る）

○議長（粕谷義三君）　唯今の竹原君の御述になりました動議に對して、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（粕谷義三君）　御異議なしと認めます、議長に御一任になりました弔詞は、議長の手許に起草致しましたものがございますから、玆に之を朗讀致します、

衆議院は多年憲政の爲に盡瘁せられたる議員司法大臣從三位勳一等橫田千之助君の薨去を哀悼し恭く弔詞を呈す

此案に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（粕谷義三君）　滿場一致を以て可決致されました（拍手起る）田淵豐吉君より議事進行に關して發言を求められて居ります、之を許します。

〔田淵豐吉君登壇〕

○田淵豐吉君　諸君、私は諸君の前に立つて、幾分か諸君に關係がある――幾分ではない、大に關係があるのですが、私の質問もそれに付て大に關係があると思ひます、議事進行に付て主に議長に對して御尋致したい、私は喧嘩ではございませぬが、去る二月三日の此議場の件に付きまして議長にも御尋を致したい、諸君にも亦申したい點があるから玆に起つて失禮ではございますが、暫くの間御淸聽を願ひたい　此立法權と司法權の問題、或は立法權と行政權との問題に於て、或は「クロムウエル」の連中が議長や議員を捉へて議場を退場せしめ、或は「カトリック」を驅逐した爲に、十一月五日に、「ガイフオクス」が兩院議員の集つて居る日に英國議會の下へ爆火藥を詰めて爆發せしめやうとして發見されて引つ括られた、英國の議會は非常に大なる歷史を持つて居る、日本でも是から色々な事が起るだらうと思ふ起ることは希望しませぬけれども、吾々の力で成べくこれを防ぎ、成べくさう云ふやうな手續を省いて、圓滿にやりたいと云ふのが私の此所に立つた所以であります、洪牙利の議會あたりでは「ピストル」の彈が飛ぶ、危なくて仕方がない、私は斯う云ふことを成べく人間の智惠を以て、人間の道德を以て止めたいと思ふ、仕方がなければ懲罰とか色々な方法があるだらうと思ふ、私は其前提に於きまして、今日居られぬやうですが、加藤高明君の態度に付て議長の御考を聞きたい、それは去る二月三日の議場に於きまして、教育費問題が此議場に出た時に、私等の方の菊池君が之に就て御尋した、加藤さんが此所へ來た所が御默りなさいと云ふやうなことから――是も一の小さい導火線――小さい事が大なる結果を生むのであります、小さい導火線が大なる導火線になつて居る、普佛戰爭が「ビスマーク」の一本の「エムス」の手紙に依つて起つて居ると云ふ人もある非常に危ない點があるから注意しなければならぬ、殊に總理の如き人はさうである、此加藤總理の態度に付て御默りなさい、是は小さい事である、併し答辯を國民の前に――此神聖なる議場の前にやるのである私は加藤總理に「ピストル」が飛んで、彈丸が飛んで來ても、其所に居れと云ふのではない、「ルーズヴエルト」が演說中「ピストル」の彈が飛んで來ても、泰然として演說を續けたと云ふことを噓かほんまか知らぬけれども新聞に傳はつて居る、加藤君は此重大問題に付て、少し彌次られたからと云つて直ぐ其答辯を中止して降りると云ふことは、一體どう云ふ譯であるか、斯う云ふやうな答辯の不深切な事ではいかぬ、殊に理由と云ふものが明になつて居らぬ、それは何を言ふかと云ふと、遺憾ながら出來ないからと云ふことを言はれて居る、殘念ながら本年度は實行が出來ないと言ふ、已むを得ないから計上しなかつたと言つて已むを得ない理由を明にせず、少しも其理由が付いて居ない、然らば之に就て深切丁寧に國民に徹底するやうに、最も大なる所の職責を持つて居る所の大臣がやらなければならぬ、然るに一時議場の一角から彌次つたからと云つて、暴行も何も加へぬのに、直ぐ降つてしまふと云ふことは議長は之れを如何に思はれる、若し不都合なりと云ふならば、之れを總理大臣に十分御注意を煩したいと思ふのであります、それが第一の質問、總理大臣でも議場に入つたならば吾々の規則に從はなければならぬ、第二の點は、私は議事進行と云ふところの定義が吾々に十分徹底して居ないと思ふ、一體政治家其の者は此の議事進行に付て唯々それだけ言つて一言でも他のことを、言へば惡いのか、註釋を用ゐる場合に直ぐそれが議事進行にあらずとして、最も狹義の解釋を取られたのは議長の失策ではないかと思ふ、政治と云ふものはさう云ふものではない、議政壇上に於て――、休憩に次ぐに休憩を以つて數時間を費して居る、猪野毛のやつたのは僅か十五分、時間の上に於いて大なる關係はない、然るにも――皆其の時の事を言うて居るに拘らず、隨分やかましく言つて居られたらしい、私は丁度居なかつたが、幾分私は此の點に付いて議長に聽きたいのでありますが、速記錄を讀みませう、議長が「諸君、猪野毛君の發言は……」と來て居る、猪野毛利榮君は「加藤高明君は……」と言つて居る、其時に私が聞の言葉を入れますと、又加藤君の政策を攻擊するもんだと見たのだらう、さうぢやない、さう云ふやうに御默りなさいとか何とか言ふのは、態度が惡いと云ふことを言はうとしたのです、私の議事進行が若し惡くなければ、先生の議事進行も惡くなかつた筈だ、議長は感違ひをして、聞が少しどうかして居るんぢやないかと思ふ、議長に對して失禮な言ではあるがさう思ふ、何か少數から出て來ると僻目で見て、蚤でも捻り潰すやうに見て居る、それから議長粕谷義三君は「猪野毛君――猪野毛君」と言ふことを連呼して居る、猪野毛君は「吾々はですな、吾々は……」斯うやつて居る、議長は「猪野毛君の發言は議事進行と認めませぬ」と言つて居る、議事進行と認めないで內容如何が少しも分らぬぢやないか、然るに之を議長が言つたのであるから惡いと云ふやうなことを言ふのは、三百代言的の論である、其內容を精査せず、「加藤君が」と言つて、其の後で何を言ふか分らぬのに差止めたのはどう云ふ譯であるか、さう云ふ風な事は分らぬ、其一頁にすらも出て居ない、それから第二には「發言を差止めます」と來て居る、そこで猪野毛君は「加藤君自身が――」猪野毛君は此處で聽いて居ない、「加藤君自身が責任を負はなければならぬ」、と云ふことを言つた時に又「發言を差止めます」と來て居る、そこで猪野毛君は「諸君――諸君――本員は發言を差止められましたから……」と言うて、降壇の意思があると云ふことは明々白々なる事實であると思ふ、一度は從順でなかつたけれども、二度目にやればそれで宜いではないか、そこに議すに二三分間の時間を以てすれば必ず降りるのである、そこで私は猪野毛君はどうであるかと云ふことを聞きますと、負傷した猪野毛君曰く、私は議長に發言を止められましたから是れで止めますが、一人の猪野毛の聲は罷られるけれども、正義の聲は決して罷られぬと云ふことを言つ

方に至つて更に文化的の仕事をせぬのみならず、或は僅少し、若くは又地方の財源、稅金の觀とも云ふべき米、負擔を凌ぐ重大なる米、此關稅を取ると云ふやうなことは無策な話である、現に此政府は貿易の繁昌、國富の增進を圖らんとして、而して其やる所の根基と云ふものは徒々增徵せんとする關稅を無視し、鷄卵の如きものなどは一千何百萬も輸入があつて、地方に於て兎に角困つて居る、此の結果がどうであるかと云へば、國民の生活と云ふものは決して容易いものではなくして、自國の食糧が缺乏する一方である、殊に家畜の如きに至つては、何の施設もなく、全く天與の富源までも無視して、さうして之を食糧の缺乏に補ふ所がない、實に遺憾千萬であります、御承知の通り英國のやうな商賣が盛で、世界で大なる領土を持つて居るに拘らず、戰爭の苦しい經驗に依つて一億二千萬圓の大なる保護をして、さうして小麥の增殖を圖り、のみならず肉、鷄卵、其他に至るまで成べく自國の生產を以て充てやうとする計畫を立てゝ居る、然るに日本は御承知の通り天產物に乏しい石油の如きは有るか無いか分らぬ位鑛の如きは一塊もない、山には伐出す木もないと云ふことは皆さん御承知の通であります、然るにも拘らず、農業と云ふものはどうである、農業と云ふものは大事であるか大事でないか、國民の七割八割の多數を占めて居る農業、之を滅せば社會問題として大きなことになる、農民が羊の如く兎の如く柔順なるが爲め、斯る無法なる國策を執られると云ふことは如何なものでありませうか、洵に私は遺憾に堪へない次第であります、而かも政府は價の調節と云ふ文字に名を藉りて、更に又農民を苦める所の手段を御用ゐになるのでありますか、どうでありますか、現に可憐なる農家に對しては農產物收用令と云ふやうな非立憲のものも存在して居るのでありますが、是も何時實行なさるか分らぬ、人間は衣服のみで生きて居るものではない、況や今日一般の生活の上から申しますれば、往昔とは違つて、生活の上から云へば僅に一割か二割に足らない所のものである、身に纏ふ所の木綿織物に致しましても、毛織物に致しましても、其他色々の物に隨分重大なる保護を加へて居る、銀行が破產をするとか、何とか云ふと、國家は無限の金を以て救濟する、或は都會に水道を拵へる、下水を拵へる、或は市場を拵へると云ふやうな時には、何千萬圓もの金をずん／＼出すが、地方の爲には僅か二千萬圓――此大きな豫計の上から見れば僅に二千萬圓位の教育費さへも今年は斷じて財源が無いと云ふ、若し今少し東京の復興、若くは復舊の方を減して下さるならば、二千萬圓やそこ等の金は直ぐに出て來る、全く都會あるを知つて農村あるを知らない、農村を無視された所の政府の行動でなくて何でありませう（「脫線々々」と呼ぶ者あり）脫線ではありませぬ、國民を代表して來て居る諸君が、若し職責を重んじ、道德を重んじたならば、吾吾の意見には大に贊成をしなければならぬ、脫線とは何のことであるか、良心を棚上げにして置いて、唯々政府案の缺點の在る所を質問すると、諸君等は直ぐに御騷ぎになる、私はどの政府にも味方でないし、どの政府にも敵でない、諸君は吾々の敬愛する政友と考へて居る、私の眼中には味方もなければ敵もない、唯々公平、公明正大、是が拙者の主義である、少しは良心に考へて靜に聽いて貰ひたいのであります――で政府は此問題に付てどう云ふ風の變節を爲さるであらうか、從來の如く唯々農民を壓迫する如き國策を施すと云ふことであつたならば、結局國を滅す本となると思ふ、米が五百萬石も千萬石も足らぬと云ふことは、外國貿易に大關係がございます、一段步に付て二斗三斗の收穫が多いと少いとでは、三百十萬町步では直に八百萬石千萬石と云ふ收穫に關係する、此貧乏國の日本の今日の狀態に於て常に輸入超過を續けて居る、現に續々輸入超過の狀態である、而して、又米の關稅を撤廢し、自國の農產を壓迫して、而も外國の農產を獎勵するやうな政策ではありませぬか、政府は何の必要があつて之を撤廢するのであるか、其意の在る所を伺ひたい、都會のみが大事で農村は大事でないのか、又他國の農民が大事で自國の農民は大事でないのか、其眞實なる御考を承りたい、御承知の通り人間が殖えて食糧が足らなくなる今日に於ては、自給の政策を立てなければならぬことは明である、況や今日の六千萬の人間は、既往の實驗から考へて見ますと、益々殖える一方であるから、隨て食糧が足らなくなる、政府は之に對して何等かの御考があるかどうか、斯る未熟な政策を執つて農民を壓迫し、地方の財源を枯渇させて都會ばかり飾り立てゝ居る、國力及民力を考へてやつて居るのであるか、教育費の如きも、問題は違ふやうでありますが、併し地方の負擔等に至りましては重大なる問題である、是等も唯々地方あることを知らず、民力も國力も考へず、無暗に教員に月給をやつた結果である、故に是は當然補助しなければならぬことである、都會では幾億萬の金を濫費しつゝあり、さうして地方を見棄てゝ居る、若し諸君が選擧民に對して今少し責任を感ぜられるならば吾々の正當なる質問に對して妨害する理由はないのである。

○議長（粕谷義三君）　三土政務次官。

〔政府委員三土忠造君登壇〕

○政府委員（三土忠造君）　唯今多木君の御質問に對して努めて傾聽致したのでありますが、議場稍々騷がしい爲でありませうか、十分聽取れませなんだのでありますが、唯々所々聞へました所を接ぎ合せて考へて見ますると云ふと、要するに御趣旨の在る所は政府の政策が農民を壓迫することが多いではないかと云ふやうな事でありますが、是は私共の考ふる所では以ての外であります、正反對であります、殊に關稅を昨今撤廢致し、唯さへ農民が生活を脅威されて居る際に關稅を撤廢すると云ふことは、農民壓迫の政策ではないか、斯う云ふ御質問であつたやうに思ひます、御承知の通り米穀法の運用は、生產者と消費者との兩方面の安定を圖るのが目的であります昨年の作柄から本年の端境期までの米の配給關係を見ますと云ふと、約五百萬石近くの不足を生ずる計算なのであります、五百萬石近くの不足を生じます場合に於きましては、是まで何時も關稅の撤廢を行つて居るのであります、故に或る方面より致しましては、此作柄の狀況を推定致しまして、昨年の十月頃からして最早關稅撤廢の要求があつたのでありますけれども、吾々は成べく農家の經濟狀態等を考慮致しまして、出來るだけ關稅撤廢の時期を遲らしまして、漸く先達て公表致したやうな次第であります即ち關稅を撤廢する時期としては最も遲らした次第でありまして、此時期より遲れますと云ふと、外米の買入に對して非常な支障を生ずるのであります、御承知の通り外米の出廻期は二月、三月、四月と云ふやうな時でありますから、此出廻期の始まります際に於て、撤廢するならばしなければならぬのであります、唯々撤廢するが善いか惡いかと云ふ問題でありますが、前申す通り五百萬石近くの不足を生じました場合に於ては、撤廢することが何時もの例であります、何故ならば米價は今日出廻期に於きまして、即ち我國內地の出廻期に於きまして四十圓近くの價格を保つて居るのであります、而して一面に於て五百萬石近くの不足を生じて居ると云ふ見込でありますから、今の中に用心を致しまして、成べく外米を輸入せしめて、國民に外米を消費せしめ、若くは代用食を消費せしめまして、出來るだけ內地產米の節約を圖りまして、さうして端境期に於て、非常な高い價格も示さず、國民全體が安定し得られるやうな方策を講ずることは、政府當然の責任と考へるのであります、斯樣な見地より致しまして、關稅の撤廢をぎり／＼結著まで引延して斷行致したのでありますが、是が爲に內地の米價の變動を來しはせぬかと云ふことを心配致しましたから、一面に於て政府は持米の賣下を一月末日を以て一時停止することを告示致しまして、同時に又二十六萬石の昨年賣下げました米の身代米の買付を告示致しまして、此三つを同時に發表致しました爲に、幸に東京、大阪等の市場に於て變動が無かつたのでありまして、各方面共好評を博して居るのであります、政府の方針は農民を壓迫するのではなく、寧ろ農村振興に付ては非常に力を用ゐて居るのでありますから、此段御承知を願ひます。

○議長（粕谷義三君）　次の質疑の通告があります、吉植庄一郎君。

○多木久米次郞君　議長――議長。

○議長（粕谷義三君）　旣に吉植君に發言を許しましたから次に願ひます。

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君　此法案に對して四五箇所疑の點がありますから、政府の御答を得たいと思ふのであります、元來此案は多年民間に於て要望せられた所のものであります、それを今回其一部を政府が採用して玆に御提案になつた、然るに簡單に唯々數量の調節となつて居つた本文に「市價」の二字を加へたに過ぎないのであつて、其他には何等の改善を加へて居らぬが爲に、單に此文字だけに依つて改正の目的が遂げられるかどうかと云ふ疑を第一に持つて居るのであります、今一つは市價の調節と云ふ此文字は原內閣當時に於て之を立案して議會に提案し、衆議院は之を通過致したが、貴族院に於て價格の調節と

云ふことは頗る重大なる問題として取扱はれて、遂に價格の調節と云ふ此「價格」の二字を削られたやうに記憶致して居るのであります、然るに今回御提案になつたのは、價格と云ふ字が市價と云ふ字に變つて居りますが、意味は同じ事である、唯々同一なる意味に於て簡單に之を持出した時に於て、貴族院が之を如何に扱ふかと云ふことは、極めて重大なる關係を有するものと思ふのであります、隨て本案の疑點に對して、政府は喜んで吾々の質問に對して、御明答を與へらるゝであらうと信じます、御尋申すことは五つあります、第一の御尋は市價と云ふ二字は加へて居るが、依然として買上の方に於ては時價に依ると云ふ現行法は存して居るのであります、さう致しますると、時價に依る買上の實例を是までの經路に依つて調べて見ますると、常に政府が買はんとする所の石數に達しないのであります、例へば時價三十圓の時に三十圓で買上げると、三十萬石を買上げる時になりますると、僅に三分の一乃至四分の一の程度より外には買上を希望する者はなくなるのであります、是が爲に政府が豫定の石數を發表致して、時價で買上げんと致しても、常に其數量に達しなかつた實例を吾々は見て居るのであります、農民の生產者から申しますれば、時價で買上げると云ふならば、必しも政府の手に依らずとも、一般の市場に於て時價なれば賣買はせられて居るのであるから必しも政府の力に依るの必要は無いのである、此故に實際法律を施行する上に於ては、其目的を常に達して居らないのである、時價で買上げると云ふことであつて、是までの數量を調節すると云ふ法律の解釋に依つて、其範圍に於て爲した所の其買上に於ても、時價に影響を及ぼす事は甚だ少いのであります況や此市價と云ふ二字を加へて價格の調節を試みんと致しても、此時價で買上げなければならぬと云ふ法文が存して居れば、政府が或る豫定の價格、是では高過ぎる、是では安過ぎると云ふ標準は何を以て標準と爲さるのであるか、時價を以て買上げなければならぬと云ふ事であれば、假に其標準を持つたとしても――政府意中の豫定の價格を持つたとしても法律の明文は時價に依つて買はなければならぬと云ふことになつて居れば、如何にして此調節が出來るのでありますか、是は市價の調節、即ち高過ぎる時分には之を安くし、安過ぎる時には之を高くする、是でなければ調節は出來ない、現行法の如く數量の調節と云ふだけの法文であるならば、數量の不足を補ひ、餘つたものを調節すると云ふ極度に於て爲すが故に、政府は仕易いのである、價格の調節と云ふことになつては、何等かの標準なしに價格の調節は出來ない、何を標準として政府は價格を調節せんとするのでありますか、是が吾々の最も疑を存する點であつて、若し政府に一定の標準なく、時價に依つて――何時までも時價で買はなければならぬと云ふことであれば、其米を際限なく買つて居らなければならぬと云ふことになる、然るに其時價に依つては生產者は賣るのを賣らないと云ふことになる、過去の實例に於ても豫定數には必ず達して居らぬのである、僅か三十萬石か五十萬石の米すらも豫定の如く買上げることの出來ないのは、此時價に依るべしと云ふ此現行の法文の存在するが爲である、之を存して置いて、單に市價の調節と云ふ法律の文字を入れても、如何なる運用に依つて此市價を調節するかと云ふことは大なる疑點を存するのであります、此點に對して政府は何を標準とするのであるか、何を標準として買ひ、又賣るのであるか、同時に時價に依るべしと云ふ現行法に依つて、之を運用すると云ふのは、如何なる方法に依つて如何に之を運用せんとするのであるか、此點を極めて分り易いやうに御說明を願ひたいと思ふのであります、それから第二は從來の調節資金なるものは、單に數量の調節と云ふことを目的としたる單一の目的である、此單一の目的の爲にも數千萬圓の運用資金が要るのであつた、然るに今回此法律を御提案になつても運用資金の增額、若くは其他に付て何等の御說明も御提案もないして見ると數量の調節すらも數千萬圓の巨額の資金を要して居つたのに、更に市價の調節と云ふ極めて重大なる、國民生活に一步を誤れば非常な波瀾を惹起すべき所の市價の調節と云ふ文字を入れて置いて此資金關係に於て何等考慮する所なくしては、一石二鳥を得んとする御考であらうけれども、左樣に容易には出來ないものであらうと私は考へる、此市價の調節は數量の調節よりも五倍、十倍、百倍の困難があるものであらうと吾々は考へるのである、場合に依れば全國の商人を向ふに廻して、政府の意の儘に此市價を釣上げ、若くは下げんとする政策を實行するのであるから、種々なる方法も必要であらうが特に豐富なる資金と云ふもの、後援がなければ、是は實行が出來ない、不可能に陷る、偶々僅な事で以て手を著ければ、徒に市場の紛淆を招き、市價に非常な不安を與へて、害を貽すだけであつて、其效を擧げることは出來ないだらうと私等は懸念するのである、之を爲さんとすれば、少くとも徹底的に或る程度の米は價を政府の豫定する價格に依つて買上げて、さうして政府の豫期する所の程度に持つて行くまでの力を加へなければならぬ、單に法文の上に於てのみ市價を調節するとしても、其準備、其用意と云ふものに付て甚だ缺けて居るやうに考へられますから、此點に對して政府は更に大なる資金を御用意になるのでありますか、現在の如き資金で以て數量及新に附加へられたる市價の調節を完うし得ると思召になるならば、其理由を明細に御說明あらんことを冀ふのであります、次は豫て帝國農會、其他全國農民の側に於て屢々研究せられ、論議せられ、又衆議院に於ても多年論議せられた問題は、公定價格の設定と云ふことである、政府が假に米穀調節の意思あり、又之に相當な方法を執らんとしても、第一に困難を感ずる點は如何なる價格が適當であつて、如何なる價格が不適當であるかと云ふ、此標準點を見出すことの最大困難を感じて居るのであります、何人も之に對しては非常なる困難を感ずるのであります、此標準を持たずして、徒に價格の調節と云ふやうなことを始めれば、偶々重大なる波瀾を捲起し、損害のみ殘して何等の效果を生じないのであります然るに此公定價格を定むべしと云ふ帝國農會、其他の要望は、今回政府は何等考慮の中に置かれなかつたものと見える、本法改正の場合に於て、眞に米價の調節を徹底的に行はんとするならば、少くとも時價を以て買上ぐべしと云ふ條文を除き、又公定價格を決める、或は政府の豫定價格を何に依つて定めるかと云ふ標準を定めて、此基礎に依つて實行をすると云ふことにしなければならぬ、單に言葉だけに依つて、法律の文句だけで以て此效力を擧げることは盡し至難なりと吾々は思ふ、之に對して政府は何故に此公定價格を決める、若くは豫定價格を決めると云ふことに付ての方法を法文の中に加へることをしなかつたのでありますか、是等を除いて、之を安全に行ひ得ると云ふならば、其理由を詳細に徹底的に御說明あらんことを冀ふのであります、最後に劈頭に申上げました通り、此問題は一面に於ては、農村振興の側からは適當なる米價の昂騰を希望し、社會政策的の見地よりして、一般消費者は成べく、低廉なる食物を要求する、生產者の兩方面に於ては反對の希望を持つて居るのであります、之を調節すると云ふことでありますから、米價の調節なるものは單純に經濟關係のみならずして、一面に於て我國の食糧自給の問題に對して深き考慮を拂はなければならぬと共に、一面に於て社會政策的の見地に於て、此低廉と云ふことを考へなければならない、此矛盾したる二つの目的を調和して行くと云ふのでありまするから、先年此價格の調節の文字に付ては、貴族院に於て非常なる論難攻擊を受けて削除せられたのであります、其削除せられたことの可否を吾々は今言ふのではないが、此歷史あり、此貴族院に於ける反對の爲に削除せられたと云ふ苦き經驗を嘗めて居る此法律、之を再び玆に政府が御提案になるに付ては貴族院は必ず喜んで政府案に贊成して、再び元の如き、往年蒙りたるが如き所の非難を受けて、途中に於て此案が潰れるやうな虞はなしと御確信が付たのでありませうと存じますが、之に就て吾々本案を濟否し、或は贊否を表するに付て、兩院の協贊に依つて成立つべき此法律案であるが、政府は之に對して貴族院とは相當な諒解の下に御出しになつたものであるか、或は最早貴族院は與し易しとして之を御出しになつたのであるか、此點に付ては御深切なる御答を得たいと存するのであります。

○議長（粕谷義三君）　高橋農商務大臣。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣（高橋是清君）　吉植君の第一の御尋は、今度の改正に「市價」と云ふ文字を用ゐてある、而して尙は從來から法律の中に在る「時價」と云ふことを其儘に存してある、是は同じやうな意味であらう、一方に於ては時價で買ふと云ふことになつて居る、そこで何を標準とするのか、斯う云ふ御尋であります、少しく根本に於て吉植君と政府當局との考が違ふ點があるやうに私は考へる、當初此米穀法を設定したる時分には、是は先づ始めての試みである其時分には或は政府に於て最低最高の米價を公定して、殆ど政府の專賣事業の如くに之を扱はねばならぬと云ふ論も中々强かつたのであります、然るに此公定相場を決めると云ふ手段方法に至つては、何人

も是ならば洵に結構だと云ふ方法を見出すことが出來ない、方法がないのである、其當時に於きましては、態々以て政府が最低最高の價格を決する必要があつて、之を行はうとするならば、先以て其準備として各府縣に農政委員若くは農事委員と云ふやうなものを組織して、之に依つて各府縣の或は米穀を作る所の生產費用、又消費の高、殘存米の高、生產高每年の作柄等を詳細に知り得る所の統計を作る機關がなければ、最高最低の價格を公定すると云ふことは到底出來ない、又其機關が出來た所で、是は容易な仕事でない、言ふべくして行はれないと云ふことで、其說は實行が出來なかつた、兎に角數量の調節に依つて、米價の餘りに暴騰暴落すると云ふ弊を除くと云ふことの試みに、此法律を設けられた、爾來之を實行しての經驗に依りますと云ふと、數量の調節のみに捉はれては目的を達することが出來ない、政府が此相場は高いから之を安くしやうと、是は安いから之を高くしやうと云うて、政府が米の上げ下げを積極的に行はうとすることは、是は政府の力に於ても出來ない、最も一般の消費者をして不安の念を起さしむるのは、此重要なる米價の安定を得ないのが一番一般國民の困る點である、數量の調節のみでは此米價の暴騰暴落と云ふ變動を防ぐに足りないどうしても矢張市價と云ふことに考慮を加へて、或は政府が米を賣つたり買つたり、或は關稅を廢したり、或は復したりする、此方法を行ふには矢張市價と云ふことにも考を凝らして、さうして米價の變動を防ぐと云ふことにしなければいかぬ、從來市價と云ふ文字が入らなくとも、數量調節と云ふ意味に於て米の賣買を行つても、自ら市價の調節にもそれはなつて居つたのである、併ながら世の中には政府のさう云ふ意思を以てやつて居ると云ふことが、十分に實際の事が分らぬので、唯々政府は數量のみに重きを置いて價の變動は問はぬのだと云ふやうな疑を起す者が澤山あるのであります、寧ろ法文の上にさう云ふ疑を存して置くことは宜しくないからして、今日改正をして「市價」と云ふ文字を入れた譯であります、それから第二の御尋は、態々市價を調節すると云ふならば、其資金が從來の如き六、七千萬圓の資金では固より足りなからう、態々米が下つた時分に之を適當な所に引戾さうと云ふのには、買手があればあるだけ皆買ふだけの力がなければならぬ、それ等の資金の方には一向考慮を加へて居らぬ、斯う云ふことである、是は第一問の理由で既に御分りだらうと思ふが、農商務省が米を買ふ時には、吉植君は必ず時價で買ふ、斯う云ふやうに解釋されて居るが、法文は時價に準據して之を定むと云ふことである、時價に準據して之を定むと云ふことは、其時の米が何へば安いから買入れると云ふ場合には、將來の市場の趨勢、過去の米價の變動等を考慮して、さうして定めるのが、即ち時價に準據して之を定めると云ふことになつて居るのである（拍手）又政府が米を買ふ、或は賣ると云ふことは、必ず之を高くしやう、之を安くしやうと云ふのが第一の目的ではない、是より高くしまい、將來是より米價の高くなることは一般社會の迷惑になることだし、又餘りに米が高過ぎる、是より高くしたくないと云ふ時分に政府が米を賣るのが、即ち是より上らんとする勢を抑へるのである（ひや／＼）又安くなる時も其通りである、是より安くなつては農家が到底米作をしても引合はないやうになるから、是より安くなつては又社會の爲に宜しくないと云ふ時分に、其下ることを止める爲に買入れるのである、防ぐのである、上らんとするものを抑へ、下らんとするものを防ぐ、即ち關稅の目的も矢張そこにあるのである、第三に農會其他からして要求して居る、何故米價を公に定めないか、米價の公定相場を定めずして徒に政府が米の賣買を爲すと云ふやうなことは、却て社會に不安の念を懷かしめる、何等役に立たぬと云ふやうな御話だが、唯今まで說明をしたる趣意を能く翫味せられたならば、決して此米穀法が徒法ではないと云ふことは御了解になるだらうと思ふ、公定相場の定め難いと云ふことは前に申した通り、如何なる標準に依るかと云へば、此標準を定める所の機關が全國普く出來て――それですらも尙ほむづかしいものである、即ち之を十分にやらうと思へば、遂には政府が米穀の專賣をしなければならぬ、併し是は最後の手段で、最も嫌ふ手段である、併し國民の生活上どうしても政府が立入つて專賣をしなければならぬと云ふ時期が來り、其事情が來れば、是は政府は考慮しなければならぬ、併し今日の所ではまだ米の專賣をせねばならぬと云ふやうに事情が切迫しては居らぬのであります、既に米の專賣をしないと云ふ以上は、政府が米の價を公定するの必要は今日ないのである、又米の價を公定して政府が專賣を行はないと云ふことになれば、寧ろ是は農業の上に於て競爭の念慮が乏くなり、米の改良、生產費の低減を圖る、さう云ふやうな方面に努力することがなくなつて行くのでありますから、是は容易に公定相場と云ふものを定めることは出來ない、一方に於ては何所までも農家自らをして勞力に代ゆるに機械を以てする、肥料關係、其他機械を用ゐて勞力を省いて、成べく此農產物の生產費を低下すると云ふことを、自ら農家をして努めしむるやうにし、指導すると云ふ考である、第四には貴族院が先年此法案の出た時分に、價格の調節と云ふことに付て大に反對があつて、遂に削られたやうだと云ふ御話だが、私も或はそんな事があつたやうにも覺えて居る、然るに此法案が今日出て市價と云ふことが這入ると、先年の價格と同じやうな譯になつて、貴族院に於て大反對を受けるであらうが、政府はそれとも豫め此點に付て貴族院の諒解を得て居るのかと云ふ御尋であるが、斷じてさうして提出する所の法案に付て、何でもかんでも豫め蔭で諒解を求めて、滑に通過すると云ふやうなことは圖らぬのであります（拍手）是は貴族院に出て、貴族院に於て異論があり、非難があるならば、政府はそれ相當に其時に諒解を求めるのであつて、豫め求めては居りませぬ是だけ御答して置きます。

○吉植庄一郎君 唯今の御答に依つて政府の米穀調節問題に對する御意見の在る所は略々……

〔「聞えぬ」「分らぬ」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 御尋でありますれば登壇を求めます。

○吉植庄一郎君 簡單であります。

〔「分らぬ分らぬ」「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君 唯今、農商務大臣の御答を承りますると、政府の米の調節に對する大體の程度が分つた、多年國民の要望して居る米價調節の問題に對しては、從來の內閣が執つて居る方針と何等變りがないと云ふことが明になつた（拍手）即ち此市價の調節と云ふ文字は加へたが、從來も數量の調節と云ふものと同時に市價の調節もして居つたのである、唯唯之に對して法文の上に市價の調節と云ふことが這入つて居らぬので、動もすれば疑義が生じて彼此するからして、今までもやつて居つたのを唯々法文に之を書いたに過ぎないと云ふことでありまして、即ち資金關係に於ても從前の資金に何等の增減を加へず、其他の時價を以て買上ぐべしと云ふ點に付ても何等考慮を加へず公定價格の點に付ても考慮を加へずして從前の通りの法律に唯々疑義があるから茲に「市價」と云ふ文字を入れたと云ふ事に御說明になつたので私は滿足を致します、吾々は此點に付ては多年天下の希望して居るのは、左樣な姑息不徹底なものにあらずして、根本的に此問題を解決せんとすることは（拍手）獨り全國農村の要求のみならず、消費者一般も熱烈に此問題の根本的解決を希望して居るものと吾々は思つて居る（拍手）然るに此問題に對する現內閣は、斯の如き姑息の方法に依つて、一時を糊塗せんとするのは頗る遺憾に堪へないのであります（拍手）此以外は委員會に於て更に質問應答を重ねて、吾々は之に對する意見を發表する積りでありますから、質問は之に止めて――政府が此程度であると云ふことを明にしたことに對して滿足致して、私は之に止めます。

○國務大臣（高橋是淸君） 議長。

○議長（粕谷義三君） 高橋農商務大臣。

〔國務大臣高橋是淸君登壇〕

○國務大臣（高橋是淸君） 從來の政府が行つた所と何等變りがないと云ふことである、大體に於て變りがないと言得るのである、併ながら數量の調節と云ふことが主となつて居りますからして、其數量の調節を爲す上に於て市價と云ふことに重きを置かなかつたと云ふ嫌があつた、それ故に今日此市價と云ふことを入れて、さうして此調節を行ふことを、將來文字に拘泥し行政官の更る度に其方針の變らぬやうに明にしたのである（拍手）それから先刻吉植君は貴族院に於て反對を受けて價格と云ふ文字を削られたと云ふやうに御演說になつた、私も或はさうであつたかと思つて、御答をしたのだが、唯今聽きますと云ふと、貴族院に於て其問題はなくして、貴族院は政府提出の通りで贊成せられたのでありますから是は一寸御答をして置く。

○議長（粕谷義三君） 日程第三、右兩案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第三 右各案の審査を付託すべき委員の選擧

○作間耕逸君 兩案を一括して、委員の數を特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します。

○作間耕逸君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち政府提出預金部預金法案、同政府提出大藏省預金部特別會計法案及同政府提出臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案を此際特に上程して、一括議題となし、其第一讀會の續を開かれんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、預金部預金法案、大藏省預金部特別會計法案、臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案、右三案は同一委員に付託した議案でありますから、一括して其第一讀會の續を開きます

預金部預金法案（政府提出）
第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一預金部預金法案（政府提出）
右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
大正十四年二月七日
預金部預金法案委員長
武內作平
衆議院議長粕谷義三殿

大藏省預金部特別會計法案（政府提出）
第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一大藏省預金部特別會計法案（政府提出）
右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
大正十四年二月七日
大藏省預金部特別會計法案委員長
武內作平
衆議院議長粕谷義三殿

臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案（政府提出）
第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案（政府提出）
右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
大正十四年二月七日
臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案委員長
武內作平
衆議院議長粕谷義三殿

○議長（粕谷義三君） 委員長の報告を許します――委員長武內作平君。

〔武內作平君登壇〕

○武內作平君 預金部預金法案、大藏省預金部特別會計法案の委員會の經過並に結果を御報告致します委員會に於きましては連日に亘りまして愼重審議を致しましたが、此場合決議に直接の關係ある事項に限り極く簡單に御報告を致す積りであります、預金部の預金は現在に於きまして約十六億萬圓程に上つて居るのであります其中の最も多額を占めて居りますのは郵便貯金でありまして十一億七千七百三十五萬六千圓であります、其外に此法律命令に依ります預金を合算致しまして、十三億七千六百六十六萬二千四百四十六圓の多きに達して居りますが、尙ほ其他に積立金と假受金とも申すべき金額がございまして、それを合算致しますと約十六億に近いものになつて居ります、特に注意を要しますことは、此金の大部分が多數國民の心血を注いだ所謂貯蓄金であると云ふことであります、是等の多數の金が如何なる方面に於て運用されて居るかと申しますと、國債證券に運用されてありますものが一億四千七百萬圓許りあります、さうして一般會計及特別會計に貸付けてある金額が一億六千二百六十萬圓であります、さうして地方の資金になつて居りますものが四億二千三百二十萬圓、事業資金になつて居りますものが、一億八千五百四十萬圓、海外事業資金になつて居りますものが一億五千二百萬圓であります、其外に在外預金が二億二千八百六十萬圓、當座預金が一億千二百萬圓であります、尙ほ小口のものが四千八百萬圓ありまして、合計十五億五千八百九十萬圓と云ふものが預金部の預金の運用して居る日額であります之に依て見ますと、此預金部の預金は一には國家の財政政策の重要なる機關ともなつて居ります、又農村振興或は產業開發と云ふやうな事にも缺くべからざる機關になつて居るのであります、さう云ふやうな重要なる所の關係に在る、此寶庫である大資金がどう云ふ方法に依つて、運用されて居るかと申しますと、玆に遺憾が甚だ少くなかつたのであります、預金規則に依りますと、大藏省は預金を保管して利殖を圖ると云ふ規定がありますが、其外は總ての事を大藏省限りで之を決行することになつて居る、所謂大藏卿が獨斷專行をして宜しいと云ふことになつて居るのであります、でありますからして、是程大切なる基金、是程大切なる關係を持つて居る所の資金が、如何に運用されて居るかと云ふことが、殆ど國民に明白でなかつた、又獨斷專行を致すのでありますから、其運用の中には往々機宜を失したものも少くなかつたと存じられるのであります、委員會に於きましても、屢々委員の議論の中にも現はれましたが、所謂世間からは是は伏魔殿であるとか、或は預金の所在が不鮮明であるとか云ふやうな風な非難を受けたのです、所が今回此提案をされました所の預金部法案は、是等の多年の國民の期待、又議院に於ても屢々論議されました所の希望を達することの――達成する事の爲に預金の運用に付きまして、從來の獨斷專行を止めまして、此預金部資金運用委員會に諮詢をして、さうして總ての事を決定すると云ふ事に規定を爲したのです、尙は此運用の目的に付きましても、有利且つ確實なる方法を以て國家公共の利益の爲に、之を運用すると云ふ規定を致したのであります、之に關聯を致しまして、此特別會計法の中に於きまして、此特別會計法案は、從前も矢張存在は致したのでありまするけれども餘程其規定は不完全でありましたが、矢張今回の分には其第六條に於きまして政府は每年本會計の歲入歲出豫算を調製して歲入歲出の總豫算と共に之を帝國議會に提出する斯う云ふ事になつて居るのであります、でありますからして一面に於きまして預金の收支或は運用に付ては每年帝國議會の承認を求めると同時に、一方に於きましては大藏大臣が獨斷專門を爲さず、預金部運用委員に諮詢して之を決行する、斯う云ふ事になつたのでありますから、從來の如き祕密、不公明と云ふやうな事が、全く打消さるゝ事になるのであります、此運用委員會の事に付きましては、本案に於きましては其組織は勅令に讓る、運用委員會の組織權限及資金の運用に關する規定は之を勅令を以て定む、要するに勅令に讓つてあるのでありますが、政府は未定稿として出してありますが、委員會に對し勅令案を提示致しました、其勅令案に依りますると云ふと、運用委員は、員數は十名乃至十五名にして高等官の中より半數、其他は民間から選任をする、推薦をする、其中で矢張貴衆兩院議員も加はるんである、斯う云ふ說明が附加されてあつたのです、此點に對しましては委員間に於きましても尙ほ一層此組織權限等の事を法律に規定したいと云ふ說、若くは勅令に讓るにしても尙ほ一層保證を取つて置きたいと云ふやうな意見がありましたけれども、多數は其說に贊成しませぬでした、右樣な次第でありますから、本案を採決するに當りましては、各派の代表者何れも滿腔の熱誠を以ちまして、最も機宜に適したる立法である、或は是は全く民衆的立法である、或は伏魔殿を始めて打破することが出來るのであると云ふやうな、熱心なる所の贊同の言葉を以て、滿場一致を以て本案に贊成をされたのであります、之を贊成せらるゝと同時に、若尾委員より希望事項の御提案がありました、一寸此所で朗讀を致します「一政府は內外事業資金の整理に努め運用資金の充實を圖るへし、二、政府は地方資金融通の途を擴張し以て產業の開發並に社會事業の助成に資すへし三、政府は運用委員會の機能を發揮せしむる爲め委員の選任に付き特に留意すへし」此御意見が提案をされまして、第一は滿場一致を以て可決致しました、第二第三は多數を以て是が可決致したのであります、其他に石原君よりも希望事項の御提案がありましたが是は少數に依つて否決されたのであります、右樣の次第でありまして、預金部預金法案、並に預金部特別會計法案とも滿場一致を以て可決したのでありますから、どうぞ此報告通りに御協贊あらんことを切望致します、次に臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案に付て委員會の經過結果を報告致します、本案に付きましては現內閣の財政計畫の一部として大藏大臣より屢々說明されて居つた所でありまして委員會に於きましても格別の質問應答もありませぬ唯々特に注意して研究されました事項は、此特別會

資金運用委員會委員中に農村代表者若干名を加ふること」斯う云ふのであります、謹々此點に對する御提案の理由に付て御話がございましたが、自分と致しましては、前に申上げました所の地方資金融通の此額に付てでございます、是は額を限定致しますと云ふ事は、運用上種々な不便があるのではないかと思はれるのであります、（拍手）尚ほ一は此何がしかを吾々に融通せよと云ふことは、信任せる所の吾々の政府に對して一の强要になること、思はれます（拍手）此點よりしても私は之に反對する譯であるのです、其の次に預金部資金運用委員會委員中に農村代表者若干名を加ふること、斯う云ふやうな工合に具體的に御述になつて居りますが、別段農村代表者を入れないと云ふことは、未だ政府から御示しがないのであります、若し農村代表者若干名を入れろと云ふことが、具體的に列擧的に言はれますならば、又一方に於ては商工業者の若干名を入れなければならぬと云ふことが起つて來る、偖に申します譯ごつこのやうな事が起つて來る、是等は寧ろ大きく即ち私の申しました如く、初のものは政府は地方資金融通の途を講ずし、以て産業の開發並に社會事業の助成に供すべし、尚ほ其次は、政府は運用委員會の機能を發揮せしめんが爲め、委員の選任に付特に制限を加へざることが宜からうと思ふ、又之に其選任に付ては特に留意すべしと云ふ、特にと云ふことを冒つて居る、然らば此預金法案を御提出になりましたけれども、先程どなたかゞ——どなたかと云ふと、又其失言を取消せなどゝ言はれますから、是は取消します、中村君が謂はれました所の伏魔殿と云ふ御方針であると聞くのであります、さう致しますると國債の償還は多少あるかも知れませぬが、大體約六億圓前後のものが國債證券となつて現れて來ると思ふのであります、さう致しますると約四割のものは政府の遺繰のもので、政府の財政遺繰の爲に預金部の金の四割と云ふものを財政の方に取つてしまふと云ふことになるのであらうと思ひます、さう云ふ風になつて來ましたならば、如何に政府が此預金部の預金を適切公正に運用しやうと云ひましても、農村の方に碌る所の金と云ふものはどうしても少くなると思ふのであります、それでありますから法規の上に於て、法律でなければ勅令に於ても、少くとも是だけの範圍は農村に還すものであると云ふ昇小限度を示す必要があると思ふのであります（拍手）尚ほ最後に此運用委員會に農業者の代表者を加へると云ふことの必要があることは、私は委員會から述べて居ります、運用委員會の意見を聞いて、詰りそれを諮問して決定するとは言ひますものゝ、大藏大臣が大體の計畫を定めて之に臨むのでありますからして、今のやうな財政政策を執る所の内閣に於きましては、いの一番に公債を引受けしむると云ふことになるのであります、其大方針に付きまして運用委員會と云ふものは之を爭ふことは出來ないのであります、即ち是は大藏大臣の冒ふ通り、聽くより仕方がないのであります、其組織がさう云ふ風になつて居る、其委員の中の半分は官吏である、半分は學識經驗ある人と云ひますけれども、中に貴族院、衆議院の議員もありますから、どうしても過半數は政府の冒ふ通りになるのであります、さうしますと政府の財政の遣繰りの爲に金を使ひ、剩す所幾何もないと云ふ爭ふ餘はないのであります（拍手）之を爭ふ爲に少くとも多數は制せないに致しましても、農村代表の委員を若干名加へて置きますと云ふと、是が多少調和されると思ふのであります（拍手）私等が農村代表の委員を少くとも若干名加へやうと云ふのは此趣旨であります、商工業の人を加へなければならぬと云ふ論も起りはせぬかと申しますけれども、それは商工業者の方の代表者が優越であります、現に簡易生命保險積立金の運用も委員會の組織を開いて見ますと、委員會で政府委員の過半數でありますが、學者の外に特殊銀行の總裁が之に當られて居ります、其數は官吏の數より民間の委員の數の方が多いやうで現在に於きましても、然るに民間の委員と云つて居るのであります、然るに今回の預金部資金の運用委員會に於きましては、官吏側と民間側は半分々々であります、さう云ふ風に致しましては此簡易生命保險の積立金の運用委員會よりも、もつと政府の意向が通り易く出來て居るのであります、そこで私は此際に於きまして農民の利益を代表する所の代表者が、どうしても加つて居なければならぬと思ふのであります、之に依つて初めて農村から出た金が農村に還ると云ふ所の方針を、多少なりとも實現することが出來ると思ふのであります、私等の爭ふ事は農村から出た所の金が大體に於て農村に還ると云ふ根本精神を認むるや否や、此根本精神を認むる時は唯今の附帶決議に贊成せざるを得ないと思ふのであります、私の贊成致しましたのは斯の如き趣旨であります（拍手起る）

○議長（柏谷讓三君）　早速政務次官。

〔政府委員（早速整爾君）登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　私は別に討論を致す譯ではないのでありますが、唯今の小川君の御陳述に依りますと、如何にも世上の疑を招くと云ふ嫌があるとも見受けられますから、一言簡單に辯明を致して置きたいのであります、小川君は政府は預金法案を提出しまして、何でも是から後も政府は唯々財政の遣繰の爲に之を利用するものゝ如く、獨斷的に唯今數字等の御陳述があつたのでありますが、政府が此度此預金部の預金法案を提出しましたる理由は、前日の本會議に於ても申述べました如く、預金部の改善を行ひ從來世上から色々非難を受けて來た預金部のことでを目的として、此法律案を提出するに至つたのであります、將來に於て十分改善の目的を達成すべく進んで行かなければならぬと云ふことは、現に委員會等に於ても私から屢々之を繰返して申述べたのであります、唯々小川君の陳述に依ると、政府が財政の遣繰をして、無暗に公債を預金部に引受けさせと云ふ計畫を立て、居ると云ふことに付ての御非難であります、現内閣の計畫と雖も、預金部が公債を引受けて

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○小川鄕太郎君（縞）　唯今若尾君の御演說の中に、現内閣を信任して居るからして、斯の如き注文をするのは、政府を强要するものであるからいけないと云ふことがありましたが、私は此法律は單に現内閣の爲に作つて居るのでないと思ひます（拍手）是は現内閣が倒れた後に於ても、歷代の内閣に於ても威力を持つものであると思ふのであります（拍手）私の論議は其見地から立つて居るのであります、私は第農村に多數還つて居ないと云ふ證據であります、で私は是に於てか此法律案を定めるに當りまして、大體の原則と云ふものを定められたいと思ふのであります、即ち農村から出た所の資金と云ふものは、大體に於て之を農村に還す、全部還せとは言ひませぬが、そこに大體の一つの方針を立てることが必要であると思ふのであります、斯う云ふ方針を立てることが即ち立法事業である、私は此法律にして、さう云ふやうな方針を定めることを要求したいと思ひまして、大體に委員會ではそれはむづかしいと見ましたので、是は勅令に讓つてありますから、勅令の中に規定せられんことを望むのであります、それが今中村君の案として具體的に郵便貯金の中の約半分——約半分ぢやありませぬ、二分の一に足らざる所の資金を地方資金として銅すと、斯う云ふ註文は是に大體此資金に依る方針を示すのであります、大體半分と云ふ所に目安を置いて、此大方針に付きまして私は贊成しやうと思ふのであります、若し斯う云ふやうな事が言いのでないと云ふとどうなるかと云ふと、私は今日までのやり方と同じやうな事になりやすいかと思ふのであります、そこで此商工業者の方面から之を觀ると云ふことも必要でありませうけれども、從來の歷史から見ますれば商工業者、及財政の融通の方になつて居るのでありますからして、此方の心配は少い、心配のある所は農村の方に金が行かぬと云ふことであります、是が故に農村に行くやうな保障を玆に定めて置くことが必要であります、是れ即ち此決議案に付きまして一つ斯う云ふ所の註文をして置かなければならぬと云ふ必要があると思ひます、其の一は財政上の遣繰と云ふことであります、財政上の遣繰と云ふことは、私は大變な障害を來すものであると思ふのであります、或る意味に於きまして預金部が國債證券を持つて居ると云ふことは、それ自身悪いと迄申しませぬ、併ながらそれにも程度があると思ふのであります、現在の運用を見ますると、國債證券は二億四千七百九十萬圓であります、それが十六「パーセント」を占めて居ります、所が其外の一般會計及特別會計の貸付金、是は公債を募らぬだけでありまして、事實は公債に準ずべきものであります、其額が一億六千二百六十萬圓でありまして、是が十「パーセント」を占めて居ります、故に政府の財政の遣繰の爲に預金部の金を使つて居るものは四億一千萬圓であつて「パーセンテージ」で云へば二十六「パーセント」を占めて居ると言はなければならぬのであります、所で斯う云ふ風な財政遣繰に今後便ほぬと云ふことであるならば宜しいが、私の今日の杞憂はさうではないのであります、現内閣に引受けしむると云ふことを言つて居らるゝかと申しますれば、其政綱の第一と致しまして、財政整理に關係しまして民間の經濟を壓迫しないと云ふ大方針の下に、公債を金融市場から募らぬ、之に反して預金部に引受けしむると云ふのであります、其預金部に引受しむると云ふことは財政政策から來て居りませうが、預金部を壓すると云ふことは同じ事でありまして、是はどうなるかと申しますれば、此二億四千七百九十萬圓の國債證券の外に、尚ほ國債證券が非常に積えると見なければなりませぬ、濱口藏相が嘗て聲明せられました通りに、大正十三年度に於きまして一億五千萬圓の金を預金部に引受けしむると云ふことであります、所が其後二千萬圓程は公債募集の額を少くしたと云ふことでありますからして、畢竟一億三千萬圓のものを預金部に引受けしむると云ふことになるのであらうと思ひます、所が此一億四千七百萬圓の中に、十三年度に政府が預金部に引受けしむる額がありや否やを聞きまするとと、早速次官は是はまだ含んで居ないと云ふことであります、然らば玆に一億三千萬圓と云ふものは此預金部の國債證券の蒐集額に加つて來なければならぬ、更に大正十四年の財政政策の結果として現れて來るものは五千萬圓程の公債を引受しむる、更に二千五百萬圓と云ふものは他力に出でて

此中にも勿論都會に還入つて居るものがありまするが、之を還す上から見れば大體農村に還る金としましたならば、それは二億四千萬圓程になりまして、預金部から致しましては確に二割程のものが——預金部——郵便貯金から見ましては二割のものであります、所が單に農業家と致しましても郵便貯金に預けて居る所のものは、政府の提出せられました材料に依りましても、三割三分、漁業家を加へたらば三割五分であります、是は明に農村から出た所の金が農村に多數還つて居ないと云ふ證據であります、で私は是に於てか此法律案を定めるに當りまして、大體の原則と云ふものを定められたいと思ふのであります、即ち農村から出た所の資金と云ふものは、大體に於て之を農村に還す、全部還せとは言ひませぬが、そこに大體の一つの方針を立てることが必要であると思ふのであります、斯う云ふ方針を立てることが即ち立法事業である、私は此法律にして、さう云ふやうな方針を定めることを要求したいと思ひまして、大體に委員會ではそれはむづかしいと見ましたので、是は勅令に讓つてありますから、勅令の中に規定せられんことを望むのであります、それが今中村君の案として具體的に郵便貯金の中の約半分——約半分ぢやありませぬ、二分の一に足らざる所の資金を地方資金として銅すと、斯う云ふ註文は是に大體此資金に依る方針を示すのであります、大體半分と云ふ所に目安を置いて、此大方針に付きまして私は贊成しやうと思ふのであります、若し斯う云ふやうな事が言いのでないと云ふとどうなるかと云ふと、私は今日までのやり方と同じやうな事になりやすいかと思ふのであります、そこで此商工業者の方面から之を觀ると云ふことも必要でありませうけれども、從來の歷史から見ますれば商工業者、及財政の融通の方になつて居るのでありますからして、此方の心配は少い、心配のある所は農村の方に金が行かぬと云ふことであります、是が故に農村に行くやうな保障を玆に定めて置くことが必要であります、是れ即ち此決議案に付きまして一つ斯う云ふ所の註文をして置かなければならぬと云ふ必要があると思ひます、其の一は財政上の遣繰と云ふことであります、財政上の遣繰と云ふことは、私は大變な障害を來すものであると思ふのであります、或る意味に於きまして預金部が國債證券を持つて居ると云ふことは、それ自身悪いと迄申しませぬ、併ながらそれにも程度があると思ふのであります、現在の運用を見ますると、國債證券は二億四千七百九十萬圓であります、それが十六「パーセント」を占めて居ります、所が其外の一般會計及特別會計の貸付金、是は公債を募らぬだけでありまして、事實は公債に準ずべきものであります、其額が一億六千二百六十萬圓でありまして、是が十「パーセント」を占めて居ります、故に政府の財政の遣繰の爲に預金部の金を使つて居るものは四億一千萬圓であつて「パーセンテージ」で云へば二十六「パーセント」を占めて居ると言はなければならぬのであります、所で斯う云ふ風な財政遣繰に今後便ほぬと云ふことであるならば宜しいが、私の今日の杞憂はさうではないのであります、現内閣に引受けしむると云ふことを言つて居らるゝかと申しますれば、其政綱の第一と致しまして、財政整理に關係しまして民間の經濟を壓迫しないと云ふ大方針の下に、公債を金融市場から募らぬ、之に反して預金部に引受けしむると云ふのであります、其預金部に引受しむると云ふことは財政政策から來て居りませうが、預金部を壓すると云ふことは同じ事でありまして、是はどうなるかと申しますれば、此二億四千七百九十萬圓の國債證券の外に、尚ほ國債證券が非常に積えると見なければなりませぬ、濱口藏相が嘗て聲明せられました通りに、大正十三年度に於きまして一億五千萬圓の金を預金部に引受けしむると云ふことであります、所が其後二千萬圓程は公債募集の額を少くしたと云ふことでありますからして、畢竟一億三千萬圓のものを預金部に引受けしむると云ふことになるのであらうと思ひます、所が此一億四千七百萬圓の中に、十三年度に政府が預金部に引受けしむる額がありや否やを聞きまするとと、早速次官は是はまだ含んで居ないと云ふことであります、然らば玆に一億三千萬圓と云ふものは此預金部の國債證券の蒐集額に加つて來なければならぬ、更に大正十四年の財政政策の結果として現れて來るものは五千萬圓程の公債を引受しむる、更に二千五百萬圓と云ふものは他力に出でて

變たから、六千五百萬圓までのものを預金部に引受しむると云ふ御方針であると聞くのであります、さう致しますると國債の償還は多少あるかも知れませぬが、大體約六億圓前後のものが國債證券となつて現れて來ると思ふのであります、さう致しますると約四割のものは政府の遣繰のもので、政府の財政遣繰の爲に預金部の金の四割と云ふものを財政の方に取つてしまふと云ふことになるのであらうと思ひます、さう云ふ風になつて來ましたならば、如何に政府が此預金部の預金を適切公正に運用しやうと云ひましても、農村の方に碌る所の金と云ふものはどうしても少くなると思ふのであります、それでありますから法規の上に於て、法律でなければ勅令に於ても、少くとも是だけの範圍は農村に還すものであると云ふ昇小限度を示す必要があると思ふのであります（拍手）尚ほ最後に此運用委員會に農業者の代表者を加へると云ふことの必要があることは、私は委員會から述べて居ります、運用委員會の意見を聞いて、詰りそれを諮問して決定するとは言ひますものゝ、大藏大臣が大體の計畫を定めて之に臨むのでありますからして、今のやうな財政政策を執る所の内閣に於きましては、いの一番に公債を引受けしむると云ふことになるのであります、其大方針に付きまして運用委員會と云ふものは之を爭ふことは出來ないのであります、即ち是は大藏大臣の冒ふ通り、聽くより仕方がないのであります、其組織がさう云ふ風になつて來ましたならば、如何に政府が此預金部の預金を適切公正に運用しやうと云ひましても、農村の方に碌る所の金と云ふものはどうしても少くなると思ふのであります、それでありますから法規の上に於て、法律でなければ勅令に於ても、少くとも是だけの範圍は農村に還すものであると云ふ昇小限度を示す必要があると思ふのであります（拍手）尚ほ最後に此運用委員會に農業者の代表者を加へると云ふことの必要があることは、私は委員會から述べて居ります、運用委員會の意見を聞いて、詰りそれを諮問して決定するとは言ひますものゝ、大藏大臣が大體の計畫を定めて之に臨むのでありますからして、今のやうな財政政策を執る所の内閣に於きましては、いの一番に公債を引受けしむると云ふことになるのであります、其大方針に付きまして運用委員會と云ふものは之を爭ふことは出來ないのであります、即ち是は大藏大臣の冒ふ通り、聽くより仕方がないのであります、其組織がさう云ふ風になつて居る、其委員の中の半分は官吏である、半分は學識經驗ある人と云ひますけれども、中に貴族院、衆議院の議員もありますから、どうしても過半數は政府の冒ふ通りになるのであります、さうしますと政府の財政の遣繰りの爲に金を使ひ、剩す所幾何もないと云ふ爭ふ餘はないのであります（拍手）之を爭ふ爲に少くとも多數は制せないに致しましても、農村代表の委員を若干名加へて置きますと云ふと、是が多少調和されると思ふのであります（拍手）私等が農村代表の委員を少くとも若干名加へやうと云ふのは此趣旨であります、商工業の人を加へなければならぬと云ふ論も起りはせぬかと申しますけれども、それは商工業者の方の代表者が優越であります、現に簡易生命保險積立金の運用も委員會の組織を開いて見ますと、委員會で政府委員の過半數でありますが、學者の外に特殊銀行の總裁が之に當られて居ります、其數は官吏の數より民間の委員の數の方が多いやうで現在に於きましても、然るに民間の委員と云つて居るのであります、然るに今回の預金部資金の運用委員會に於きましては、官吏側と民間側は半分々々であります、さう云ふ風に致しましては此簡易生命保險の積立金の運用委員會よりも、もつと政府の意向が通り易く出來て居るのであります、そこで私は此際に於きまして農民の利益を代表する所の代表者が、どうしても加つて居なければならぬと思ふのであります、之に依つて初めて農村から出た金が農村に還ると云ふ所の方針を、多少なりとも實現することが出來ると思ふのであります、私等の爭ふ事は農村から出た所の金が大體に於て農村に還ると云ふ根本精神を認むるや否や、此根本精神を認むる時は唯今の附帶決議に贊成せざるを得ないと思ふのであります、私の贊成致しましたのは斯の如き趣旨であります（拍手起る）

○議長（柏谷讓三君）　早速政務次官。

〔政府委員（早速整爾君）登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　私は別に討論を致す譯ではないのでありますが、唯今の小川君の御陳述に依りますと、如何にも世上の疑を招くと云ふ嫌があるとも見受けられますから、一言簡單に辯明を致して置きたいのであります、小川君は政府は預金法案を提出しまして、何でも是から後も政府は唯々財政の遣繰の爲に之を利用するものゝ如く、獨斷的に唯今數字等の御陳述があつたのでありますが、政府が此度此預金部の預金法案を提出しましたる理由は、前日の本會議に於ても申述べました如く、預金部の改善を行ひ從來世上から色々非難を受けて來た預金部のことでを目的として、此法律案を提出するに至つたのであります、將來に於て十分改善の目的を達成すべく進んで行かなければならぬと云ふことは、現に委員會等に於ても私から屢々之を繰返して申述べたのであります、唯々小川君の陳述に依ると、政府が財政の遣繰をして、無暗に公債を預金部に引受けさせと云ふ計畫を立て、居ると云ふことに付ての御非難であります、現内閣の計畫と雖も、預金部が公債を引受けて

○議長（柏谷讓三君）　靜肅に願ひます。

○小川鄕太郎君（縞）　唯今若尾君の御演說の中に、現内閣を信任して居るからして、斯の如き注文をするのは、政府を强要するものであるからいけないと云ふことがありましたが、私は此法律は單に現内閣の爲に作つて居るのでないと思ひます（拍手）是は現内閣が倒れた後に於ても、歷代の内閣に於て威力を持つものであると思ふのであります（拍手）私の論議は其見地から立つて居るのであります、私は第農村に多數還つて居ないと云ふ證據であります、で私は是に於てか此法律案を定めるに當りまして、大體の原則と云ふものを定められたいと思ふのであります、即ち農村から出た所の資金と云ふものは、大體に於て之を農村に還す、全部還せとは言ひませぬが、そこに大體の一つの方針を立てることが必要であると思ふのであります、斯う云ふ方針を立てることが即ち立法事業である、私は此法律にして、さう云ふやうな方針を定めることを要求したいと思ひまして、大體に委員會ではそれはむづかしいと見ましたので、是は勅令に讓つてありますから、勅令の中に規定せられんことを望むのであります、それが今中村君の案として具體的に郵便貯金の中の約半分——約半分ぢやありませぬ、二分の一に足らざる所の資金を地方資金として銅すと、斯う云ふ註文は是に大體此資金に依る方針を示すのであります、大體半分と云ふ所に目安を置いて、此大方針に付きまして私は贊成しやうと思ふのであります、若し斯う云ふやうな事が言いのでないと云ふとどうなるかと云ふと、私は今日までのやり方と同じやうな事になりやすいかと思ふのであります、そこで此商工業者の方面から之を觀ると云ふことも必要でありませうけれども、從來の歷史から見ますれば商工業者、及財政の融通の方になつて居るのでありますからして、此方の心配は少い、心配のある所は農村の方に金が行かぬと云ふことであります、是が故に農村に行くやうな保障を玆に定めて置くことが必要であります、是れ即ち此決議案に付きまして一つ斯う云ふ所の註文をして置かなければならぬと云ふ必要があると思ひます、其の一は財政上の遣繰と云ふことであります、財政上の遣繰と云ふことは、私は大變な障害を來すものであると思ふのであります、或る意味に於きまして預金部が國債證券を持つて居ると云ふことは、それ自身悪いと迄申しませぬ、併ながらそれにも程度があると思ふのであります、現在の運用を見ますると、國債證券は二億四千七百九十萬圓であります、それが十六「パーセント」を占めて居ります、所が其外の一般會計及特別會計の貸付金、是は公債を募らぬだけでありまして、事實は公債に準ずべきものであります、其額が一億六千二百六十萬圓でありまして、是が十「パーセント」を占めて居ります、故に政府の財政の遣繰の爲に預金部の金を使つて居るものは四億一千萬圓であつて「パーセンテージ」で云へば二十六「パーセント」を占めて居ると言はなければならぬのであります、所で斯う云ふ風な財政遣繰に今後便ほぬと云ふことであるならば宜しいが、私の今日の杞憂はさうではないのであります、現内閣に引受けしむると云ふことを言つて居らるゝかと申しますれば、其政綱の第一と致しまして、財政整理に關係しまして民間の經濟を壓迫しないと云ふ大方針の下に、公債を金融市場から募らぬ、之に反して預金部に引受けしむると云ふのであります、其預金部に引受しむると云ふことは財政政策から來て居りませうが、預金部を壓すると云ふことは同じ事でありまして、是はどうなるかと申しますれば、此二億四千七百九十萬圓の國債證券の外に、尚ほ國債證券が非常に積えると見なければなりませぬ、濱口藏相が嘗て聲明せられました通りに、大正十三年度に於きまして一億五千萬圓の金を預金部に引受けしむると云ふことであります、所が其後二千萬圓程は公債募集の額を少くしたと云ふことでありますからして、畢竟一億三千萬圓のものを預金部に引受けしむると云ふことになるのであらうと思ひます、所が此一億四千七百萬圓の中に、十三年度に政府が預金部に引受けしむる額がありや否やを聞きまするとと、早速次官は是はまだ含んで居ないと云ふことであります、然らば玆に一億三千萬圓と云ふものは此預金部の國債證券の蒐集額に加つて來なければならぬ、更に大正十四年の財政政策の結果として現れて來るものは五千萬圓程の公債を引受しむる、更に二千五百萬圓と云ふものは他力に出でて

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て直に兩案の二讀會を開き、議案全部を議題に供します。

預金部預金法案

大藏省預金部特別會計法案　第二讀會

○議長（柏谷讓三君）　兩案共委員長の報告に付て採決を致します、委員長の報告に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議ありませぬと認めます、仍て兩案共委員長報告の通り決しました。

○作間耕逸君　直に兩案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り、兩案共委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第二讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て直に第二讀會を開きます。

臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案　第二讀會

○議長（柏谷讓三君）　本案は委員長報告の通り決議せられんことを望みます。

〔二賛成者々々と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て直に兩案の二讀會を開き、議案全部を議題に供します。

預金部預金法案

大藏省預金部特別會計法案　第二讀會

○議長（柏谷讓三君）　兩案共委員長の報告に付て採決を致します、委員長の報告に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議ありませぬと認めます、仍て兩案共委員長報告の通り決しました。

○作間耕逸君　直に兩案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り、兩案共委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第二讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て直に第二讀會を開きます。

臨時國庫證券收入金特別會計法廢止法律案　第二讀會

○議長（柏谷讓三君）　本案は委員長報告の通り決議せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を開きます。

○作間耕逸君　直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議なしと認めます、仍て第三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられました（拍手）次には日程第四、決議案、鐵道の既定計畫遂行の件、元田肇君外十六名提出に係るものであります、本案を議題と致します――、木下謙次郎君。

第四　決議案（鐵道の既定計畫遂行の件）
（元田肇君外十六名提出）

決議案

右成規に據り提出候也

大正十四年一月十九日

提出者　元田　肇
外十六人

決議

政府は鐵道建設既定計畫を遂行すへし

右決議す

〔木下謙次郎君登壇〕

○木下謙次郎君　現政府は行政財政整理の名の下に鐵道既定計畫を破壞せんとするものがありますので是には本員等は贊成することの出來ない次第であります爲に、玆に本決議案を提出するの已むを得ざる次第に相成つたのであります、鐵道の既定計畫と申しますことは、加藤友三郎内閣時代に立案せられまして、一定年度に於ける鐵道の建設を主と致して居る方針であつて、淸浦内閣の實行豫算として數字の上に現れましたる大正十四年度の割當は、建設費に於て七千三百萬圓、改良費に於て一億三千萬圓であるのでありますが、併し我國の鐵道計畫は、單純なる金額並に年度のみの數字以外に、特別なる意味を持つて居ると云ふ點に付て、私は一言の説明を費すことの御許しを願ひたいと考へるのであります、諸君、我國鐵道の始めは皆様御承知の通り京濱間の鐵道の開始、明治五年に於ける其開通式の執行を以て始めのものと致して居りますことは御承知の通りでありますが、其際に當つて明治天皇陛下は親臨されまして、玆に開通の式を擧げさせられ、其當時賜つたる詔勅に、庶民の便利幸福の爲に帝國全土に鐵道を蓋布敷設すると云ふ詔勅を賜つたのであります、而も此詔勅は炳として日星の如く我か帝國鐵道の五十年間の歷史を照して居るのであります、而して此大御心の趣旨が明治二十五年に於ける鐵道の敷設法となり、又明治四十年に於ける帝國鐵道の國有法案と相成り、降つて大正九年、十年に於ける敷設法の改正、並に我が帝國鐵道網の成立と相成つたるものであるのであります、而して此鐵道網なるものゝ目的とする所は、全國に六千三百哩の新なる線路を選定し、之を法律に依つて決定し、鐵道網成立當時より向ふ二十年間を以て此事業を完成すると云ふことが目標に相成つて居つたのでありまするが、其當時此鐵道網に付ても種々の反對論があつた、或は無謀の計畫であるとか、或は餘りに突飛な計畫であるとか云ふやうな反對論があつたのでありますが、併し我が帝國の鐵道の狀況と、歐羅巴先進國に於ける鐵道の狀況とを比較すれば、甚だ烏滸がましいことを申上げまするが、統計を引用することを暫く御許しを願ひたいと思ふのは、英國は人口一萬に付て鐵道の敷設は五哩二分の割合に相成つて居り、獨逸は英國よりも少し多い統計に相成つて居る、佛蘭西は人口一萬に付て八哩の割合に相成つて居り、亞米利加に至つては人口一萬に對して二十四哩の割合に相成つて居る、先進國の中に於て鐵道が最も低級であるものは伊太利でありまするが、其伊太利に於ても人口一萬に對して三哩二分の割合になつて居りますが帝國の狀況はどうであるかと云ふに、人口一萬に對し僅に一哩半、伊太利の半ばにも及ばぬと云ふ程の狀況であるのであります、是に至つて鐵道網の目的とする如く六千三百哩の新線路を完成し、之に其當時まで完成致して居りまする所の一萬四千哩の既成鐵道を加へ、日本全國初めて玆に二萬哩の鐵道が蓋布される譯になるのでありますから、日本の全土の二萬哩の鐵道を以て日本の人口に割當てゝ見れば、如何にも人口一萬に對して三哩半と云ふ數字を示すのでありますから、今後二十年間經つて初めて伊太利の鐵道と同じ度合まで進み得ると云ふことが、此鐵道網の目的でありますから、此鐵道網の目的に對し、或は過大に失するとか、或は突飛に失するとか云ふ如きは、洵に取るに足らざる議論であつて、實際の狀況より云へば、此鐵道網は極めて貧弱なる計畫であると謂はなければならぬと私は考へて居るのであります（拍手）併ながら吾々は國力の狀況、國の財政の狀況に考慮をしなければならぬのでありまするから甚だ不滿足ではありまするが、此貧弱なる計畫の下に官民共同一致して此事業の遂行に努め來つたことは諸君御承知の通りである、而も帝國今日の文化並に國運の伸張が、此鐵道の進歩に負ふ所少からざるものあることは諸君の認識されて居る通りであります、隨て今日議題になつて居りまする所の鐵道の既定計畫は、單純なる金額と數字の問題にあらずして、或る意味から云へば維新以來の皇謨を受けたる所の我が帝國の國策、國是と言つて宜しいものであると私は信ずるのであります（拍手）果して鐵道の此計畫が我帝國の國策國是であるならば、區區たる行政整理――財政整理の名義に於て此基礎を動かす如きは、吾々は斷じて贊成することの出來ない所であります（拍手）既に前申上げました如く鐵道の計畫が帝國の國是であり、且又是が生産事業として我が帝國の發展が此事業の成否に係つものあるかを知る以上は、吾々は此事業の財源は公債に求めても少しも差支はないと云ふ考を持つて居る者であります、現政府は公債非募集主義と云ふことを唱へて居られましたが、仙石鐵道大臣は曾て建設費の三千三百萬圓を發表し、與黨諸君の強要に依つて他愛なく四千六百萬圓に更へた、のみならず其内の千五百萬圓と云ふものは公債より募集して、財源を取つて居ると云ふことを聞いて居るのでありますから、現内閣の公債非募集主義なるものは、既に破れて居ると言うて宜しいのである（拍手起る）公債非募集主義が既に破れて居る以上は千五百萬圓を公債に取るとするならば、百尺竿頭一歩を進めて二千萬圓、三千萬圓の財源を公債に取つて、此事業の遂行に努めると云ふことは、少しも支のないことであらうと私は考へて居るのであります（拍手）併ながら若し政府が何等かの御都合に依て公債に財源を求めることが絶對に御困りになると云ふ事情があるならば、必しも公債に財源を求めないでも既定計畫の遂行には財源を得ることは格別困難な事はないと私は考へて居る、何に由て此財源を得るかと云ふに、本年の鐵道省の豫算に現れたる改良建設の偏重偏輕の豫算の根本を立直して、改良費に多分を取つて居る、或る冒業を以てすれば、無益なる費用を取つて居るものを以て建設に差向くれば、建設の目的を達し、本案の趣意を貫徹することは、甚だ容易でありと云ふことを私は考へて居る……

〔拍手起り發言する者多く議場騷然〕

○議長（粕谷義三君）　靜肅に。

○木下謙次郎君（續）　唯今改良費と建設費の偏重偏輕と云ふ言葉に對して反對がありましたやうでありますが、併し是は數字の上に明になつて居る、數字の上に明になつて居りますと云ふことは、本年の豫算の建設費が四千六百萬圓、改良費が一億四千七百萬圓となつて居りまするが、淸浦内閣の實行豫算として爲に私が諸君に申上げました數字に比較すれば建設費に於て約二千七百萬圓を減じて居る、此費用を減じた爲、四十四線の中二十九線と云ふ鐵道の線路を犧牲に致して居るのであります、然らば改良費はどうであるかと云ふに、建設費は二千七百萬圓を減じて居る所に、改良費は却て千七百萬圓を增額を致して居るのであります、而も改良費は千七百萬圓を增額して居るのみならず、豫算を見るに二十年度までに六千二百萬圓增加することの豫算の立て方に相成つて居るのであります、斯の如き多額の金額が改良費に加はるのみならず、鐵道省の鐵道會計に依て見まするに、鐵道省が每年使ひまする所の營業費は四億圓であります、其四億圓の四分の一、一億萬圓と云ふものは、是は事業費と云ふ名目の下に改良費の中に使はれて居るのであります、事業費の一億圓は改良費に使はれて居るのみならず、鐵道會計を見れば其外に補充費と云ふ費目がありますが、此費目は年々九百萬圓から一千萬圓を支出して居るのであります、之を鐵道省内では小改良費と稱して居る、是も同じく改良費に使はれて居るのでありますから、總て是等の數字を積算すれば、改良費と云ふものは洵に莫大なる金額に上ることを私は申上げて置きたいのであります（拍手）本來既定計畫遂行の精神より云へば、吾々今日の帝國の事情より顧みて建設を主にして改良は從たるものでなくてはならぬと考へて居るのでありますが、今此豫算の立て方に依れば、改良が主であつて建設は從である、改良を主にして建設を從にすると云ふことは、洵に鐵道の政策の上から云へば本末輕重を誤つて居るものと私は斷言致すに憚らぬのであります（拍手）斯の如く改良費に主力を注いで、改良費に豫算の多額の金を取ります爲に、仙石鐵道大臣は有ゆる機會に於て、改良に多額の金を使はなければ帝國の鐵道は危險であると云ふことを唱へて居る、豫算委員會に於ても無遠慮に此言葉を放言して居るのでありますが成程脱線或は衝突に依つて人命を落す者が年々少からぬのでありますが、其原因を調べて見れば、多くは從

業員の窮樓の結果であつて、改良費の不足の結果斯の如き災禍を招いたと云ふ場合は殆ど無いのであります（拍手）言葉を換へて言へば、此損害は鐵道大臣の監督不行屆の責任であつて、何も改良費の不足に關係した事は無いと考へる、斯の如き事を當局大臣たる者が濫りに放言して憚らざるものは、私は甚だ無禮な言葉かは存じませぬが、改良費を澤山取る爲に國民を恫喝して居るものと考へるのであります（拍手）斯の如きことは當局大臣の言として甚だ不穩當と考へます、且つ仙石鐵道大臣の豫算の編成方法を見れば、前に申上げました如く多額の改良費を取りながら、而も危險防止と名づけらるゝ方面の金の支出は、前年度より少くなつて居るのであります（ひやく）斯の如き方面は前年度より少くなつて居ることは、玆に仙石鐵道大臣の誠意の缺けて居ると云ふ半面を明に曝け出しながら、一面多額の改良費は主に何に使はれて居るかと云へば、先づ改良費の使はれて居る――主なる部分は、複線が甚だ多い其次には複々線が多い、其次には主に金を都會に集中して、海陸連絡、臨港鐵道と稱して、吾々から見れば洵に無益贅澤な事に費用を澤山使つて居る（拍手）其次には「ステーション」の改築が多い、無益の改築が多い、或は「ステーション」の移轉が多い現に一例でありまするが、横濱の「ステーション」の如きは諸君御承知でありまするが、曾て横濱は都合が惡いからと云ふので、一度は平沼に移したことがあります、年ならずして平沼ではまだ都合が惡いからと云つて、現在の横濱に引戻してあるのでありますが、仙石鐵道大臣は又横濱では氣に喰はないからと云ふので、今度は平沼と反對の方角の東神奈川方面に此「ステーション」を移さうと云ふ計畫を致して居るのでありまするが、「ステーション」の移轉と人命の危險と何所に關係がありますか（拍手「ひやく」）斯樣な無益な事に金を使ふとするならば、假令何億圓の金を議會が承認するとするも、此金は總て死金であります（拍手）私は斯の如き無用贅澤なる金を取つて、どうか國家の爲に之を建設の費用に充てたいと云ふことが私の希望の一點であります

（拍手、發言する者多し）

○議長（粕谷義三君）　生方君に注意致します。

○木下謙次郎君（續）　尙ほ是れ以上に驚くべき事は豫算に增額されて居る六千二百萬圓と云ふ數字を示す金額でありまするが、其内容を調べて見れば、主として電氣に關する費用、其次は信濃川の鐵道省直營の工事を中止したる爲め、其代用として、新に東京附近に火力の發電所を起す工事の費用であるのであります、此數字は六千二百萬圓と云ふ數字に上つて居るのであります、諸君、先般來新聞には鐵道省が電力の購入に態々値上をすると云ふ記事がある、或は信濃川の發電所の工事の中止は、仙石鐵道大臣と特別なる關係のある某私立會社の利益を圖つて居るものであると云ふ世上の風說もある（拍手）私は總て之を信用する者ではありませぬが、玆に突如として六千二百萬圓と云ふ數字が豫算に現れました以上は、世間が之を疑惑の中心として眺めることは無理からぬことであるのであります（拍手）私は昨日の豫算委員分科會に傍聽を致しましたが、我黨の委員井出繁三郎君に依て、信濃川の發電工事の中止の理由を質問を致されました、其仙石鐵道大臣の答辯を玆に御紹介しやうと思ふのでありまするが、鐵道大臣はどう云ふ答辯をしたかと云へば、實に私の聽入つたことは、水力電氣は其効用に付て自分は信用しない、是が中止の理由である、殊に送電線の如きは甚た危險の意味を含んで居るのであるから、容易に水力電氣の如き工事を進行する譯には行かぬ、自分は其効用に付て信用しない、實に驚いた、仙石君は鐵道大臣に就任する以前は、猪苗代の水力電氣の社長である、其經營者である、而も猪苗代から東京まで遠距離の送電線に成功したと云ふことで、仙石君は水力電氣界の「オーソリチー」となつて居るのであります、甚だ失禮ではあるかも知れぬが、電氣の經營者としては日本に有數な成功者である、又鐵道大臣就任前までは水力電氣の有數なる信者であつたのでありまするが、一たび鐵道大臣になつて、今度は、水力電氣は甚だ危險で不信用であると云ふ言葉は、如何にも君子豹變の手際の餘り立派なことに私は甚だ驚くのであります（拍手）そこで井出君より段々追詰められた結果はどうであるかと云ふに、實に益々大臣の答辯は驚くべきことになつた、どう云ふことを言ふかと云ふに、いや信濃川の發電工事はやりたいのではあるが、今日本で之を擔當して成功させ得る技師が居ないのだ、學術の上に於ても經驗の上に於ても、日本には斯樣な技師が無いのであるから、當分是は延期するより外仕方がないと斯う云ふ、仙石さんは猪苗代の水力電氣ではあの通り成功して居るではないか、あれに比べて見れば信濃川の發電工事などは何でもないことである、のみならず信越電力なる一私立會社は同一地點に於て、同一なる工事に依つて工事を進めて居るではないか、一私立會社が優に成し遂げつゝあるものを、政府の力を以て之を成し遂げることが出來ぬと云ふやうな話は、誰が其答辯に誠意を認く者があるでありませうか（拍手）玆に至つて井出君の追窮に依つて、議論は益々しどろもどろにならざるを得ない結果に相成つて、究極の答辯はどうなつたかと云へば、結局は信濃川も之を拋棄するのではなく、結局はやる積りである、そこで井出君は結局やる積りであるならば火力の發電所は要らぬのではないか、信濃川の工事を急いだら宜いではないか、火力の發電所は二重になるではないか、仙石大臣は答へて曰く、いや火力は信濃川の補充機關に使ふ爲に折角設計を致して居る、斯う言ふ（拍手）諸君、諸君主力の機關を中止して、後廻しにして、補充機關を先に著手をすると云ふやうなことが世の中にあるでありませうか（拍手）實に昨日の豫算委員會に於ける狀況を見れば、私は仙石君が誠意を以て眞面目に答辯の任に當つて居るかどうかと云ふことに、深い疑を持つて居る次第であるのでありまするが、さりながら私は仙石君が斯の如きしどろもどろの答辯をしたにも拘らず、私は仙石君の頭の惡い結果斯うしどろもどろになつたものとは考へて居らない、何等か内部に言ふべからざる事情が伏在致して居る爲に、斯の如き現象を呈したのではないかと考へて居るのであります（拍手）どうか――どうか（「怪いぞ」と呼ぶ者あり）どうか吾々の見る所では、斯の如き無益贅澤な費用に貴重の金を使ふよりも、寧ろ國民の熱望致して居りまする建設方面に此金を使用することにしたならば、國家の進運を助けると同時に、仙石君の身邊に絡つて居る其浮雲の疑惑も一掃が出來るだらうと思ふから（拍手）どうか仙石君は反省せられて、此費用だけでも鐵道建設の方に是非御廻しあらんことを切望致す次第であります、最後に一言付加へて置きまする事は、鐵道が國家の文化の先驅であり、又國運の伸張が鐵道事業の進行に深い關係を持つものであることは、是は皆さん御承知の通りであつて、私より改めて申上げる迄もないことでありまするが、歐羅巴の事を持出して御叱りに相成るかも知れませぬが、結論でありますから御許を願ひます、我黨歐羅巴の識者の間に於て、社會の最も要務とすべき當面の急務は有らゆるものを棄てても農村を都會化し農村の生活を都會の生活と變りなき便宜を與へるまでに引上げることが、社會の急務中の急務であると云ふ議論が甚だやかましいのであります（拍手）而して農村を都會化し、都會の文化を村落に移すと云ふことは、如何にするも鐵道建設の力に俟たなければならぬと云ふことを歐羅巴の識者が折角言うて居るのであります、歐羅巴の今日の狀況は前にも申上げました如く、實は鐵道が行渡り過ぎて居つて、其爲に鐵道自身の經濟が甚だ付き惡い位な狀況に相成つて居る、鐵道學者は歐羅巴は餘りに鐵道を濫費し過ぎた結果であると言うて居るのであります、それにも拘らず斯の如き議論が行はれると云ふことは、農村を都會化すると云ふことの目的に向つて、歐洲の識者が如何に心を勞して居るかと云ふことの一つの證據であると私は考へまするが、我が帝國は歐洲と事情を異に致して居りまして、まだ鐵道が中々普及致して居らぬ、鐵道普及は今日の急務であるのみならず、農村の疲弊は當今其極に達し、農村振興の聲は國論と相成つて居るのでありますから、鐵道を建設して農村振興の意味を緩和することも、是も或る意味に於ては此鐵道の既成計畫を遂行する上に於て、大なる異議のあることではないと私は確信を致して居ります（拍手）三派の諸君に於ては、無論鐵道の計畫の遂行に御異議が無いことは曾て仙石大臣が三千三百萬圓說を發表致した時分に、三派の諸君が之を四千六百萬圓に變更さした、其諸君の御働は私は多しとして感謝する所でありますが、併し四千六百萬圓になつた事を諸君が滿足を致して居る譯ではないのであります、特別の事情の爲に唯々我慢を爲されて居るのみであつて、實は御滿足の結果ではないのでありますから、私は玆に本決議案を提出致しまして、どうか皆樣方が黨派に關係なく超越して我が國力の發展、文化の先驅の爲に此決議案を滿場の御同意を得て、滿場一致此議場を通過致しまするやうに諸君の御反省を御願ひする次第であります（拍手）

○議長（粕谷義三君）　質疑の通告があります、之を許します田淵豐吉君。

〔田淵豐吉君登壇〕

○田淵豐吉君　諸君私は餘り鐵道のことは知らぬのです、極く素人でありますが、どうか相當に重大なる問題ですから暫くの間御淸聽を願ひたい、大臣が居りますか、まあ鐵道の人が居る居る、是は議事進行でないから少し外のことを言はして貰ふと都合が宜しい、宜しいですがどうも私は斯う思ふ、是までは封建時代であつた、日本が統一されて、それから世界的になつて來た、此三つを見なければならぬ、所が國際會議が起つて居ります所が日本だけでも分りはしない、統一がない、それで國際會議に出ても何になる、さう云ふのが多い、內閣でもさうだ、皆ちりぢりばらばらである、少しも統一がない、元田君でも大木君でも、經濟のことは能く知らぬ、元田君は法律家で經濟のことは知らぬ、仙石さんでもさうであります、鐵道の大工のことは知つて居るが、經濟と云ふ大きな頭がないからいかぬ、政友會でもさうでせう、政友會でも敎育のことは人を造る、交通は物資のなにがやる、物資を交換して自由自在にやると云ふことになつて居る、それで日本は段々是は改良と云ふことにも關係がありますが、世界道と云ふものを造らなければならぬ、世界の日本でありますから、世界と云ふものと日本との間の交渉點を取らなければならぬ、詰り經濟の根本と申しませうか、何と申しませうか、今日に於ては交通運輸通信と云ふことは經濟の殆ど中樞を成して居るのである、支那が金貨本位を採用出來ませぬのは民度の低いのと、鐵道が完成して居ないから金貨の輸送に於ても困る、それで金貨本位を採用することが出來ない、日本でも都會と田舍と金利關係が違ふと云ふ、總ての點に於て私は經濟に大なる關係があると思ふ、それから總ての統合した頭を大臣が持つて居ない、今囘でもさうです、局長あたりは建設をやりたいが、仙石さん一人で改良しやうと云ふ、仙石さん一人が政黨を引廻して、局長などを引廻して、一人の頭でやつて居る、又此處に座つて居る人、濱口さんは頭が堅いから年金を出さぬ、仙石さんも困つて居つた、是は仙石さん一つの頭で拵へた案なのだ、外の者は知らない、是は餘談ではないけれども、重要なことですけれども、又本問題とは關係があるけれども、比較的薄いかも知れぬ、併し相當にあると思ふ、私の言はんと欲する所、政府に聽かんと欲する所は、此經濟と云ふものは御存知の通り、生產と云ふものと此分配論が世界の大問題になつて居る、生產論に幾何か閑却され、分配論が世界の大問題となつて居る、さうして生產論に於ては生產の「オルガニゼーション」生產の機關の改造と云ふものが生產論に於て最も重大なる關係を持つて來て居るのであります、さうして最も必要なる分配論、或は社會政策と云ひ、或は社會主義と云ひ、共產主義と云ひ、此世界の大勢は即ち生產の方法、及び殊に分配の點に於て、非常に唯物觀を主張する「マルクス」の影響を受けて、それに非常に集中して居ると云ふ狀態、由來人間は物質的の事が多い、故に人權の發達交通の發達と共に益々ひどくなると思ふ、然るに現內閣の狀態を見ますと、現內閣の加藤高明と云ふ人ぢやとか、或は又仙石君でも、元は（「餘計な事を言ふな」と呼ぶ者あり）餘計ではない、加藤高明君とか、仙石君は元は鐵道の私營主義を唱へた人達である、營利主義である、成べく鐵道から金を多く取らうと云ふ營利主義である、此營利主義が今日も拔けないで――西園寺さんか知らぬが、政友會の連中が國營主義でなければならぬと云ふ、故に私營主義の憲政會と國營主義の政友會と云ふものは兩々相容れない所の主張を持つて居ることは固より明である、然るに今の仙石君あたりが矢張今回やつて居るのは中央集權的である、保守的である、商工的であつて、地方的でなく農村的でないと云ふのであります、是れが重大なる所の岐れ目になつて居る、私營主義であります、改良と雖ども「インテンシブエキステンション」とも云はれませう、即ち集約的の建設でありまして、即ち一つの「エキステンション」である、即ち一種の建設延長である、けれども都市に集中して居るのであります、或は車輛の改良とか、或は電化政策とか或は鐵道の「レール」を複線にするとか、或は停車場を直すとか、橋を直すとか、名古屋あたりの人は怒らるるかも知れないが、名古屋邊りでは若し鐵道停車場を旨くして吳れなければ、脫黨しても名古屋の改築をやらうと言つたことを聞いて居る、大阪もさうである、大阪の新聞で提燈を持つ、東京も金を取つて居る、殆ど震災後燒太りするやうになるまで取つて居る、都市は皆非常に良い、都市集中主義から割出して東京、名古屋、大阪のみならず全國に既成線などにも及んで居る、之を或る點から言へば集中主義、營利主義「コムビネーション」であります、又一方政友會は黨勢擴張の爲に成べく地方に鐵道を架けると云ふことをやつたではないか、所が憲政會はどうかと云ふと、矢張都市の議員が多いから、議員の取れない所の何所に持つて行つても政友會に取られてしまふから、小さく固まつた所、黨勢の擴張をやらうと云ふのが憲政會の肚であらうと思ふ（「それが何だ」と呼ぶ者あり）まあ聽き給へ、速記錄を讀んだら能く分るから――此集中主義的營利主義と國營主義とは違つて來ることは、政友會の諸君に明瞭に分つて居る、私は斯う云ふやうに思ふのでございます、鐵道と云ふものは、國が立法權、司法權、行政權を持つて居つて、統治權の大なるものがある以上は、司法の上に於ても、通信の上に於ても、郵便物を遞つたりするもの、又軍備の上に於ても、或は經濟の上に於ても、敎育の上に於ても、此日本帝國と云ふものは一つの統一した所の有機體のやうなものでなければならぬ、故に各地方に向つても矢張鐵道を架けて、さうして是等の行政機關の活動、司法機關の活動、軍備機關の活動をして完全にせしめなければいかぬと思ふのであります、是は小さい問題でないと私は固く信ずる、のみならず此大なる所の經濟網と云ふものを張つて、成べく安く、成べく早く其物を連絡すると云ふことになると、或は魚でも、或は材木でも、或は肥料でも其他諸々の物資を運搬するに付て非常に安い、又金利も安くなると云ふ狀態であります、今日總てのものを都會に集中して、都會が段々集中して、其際に堪えないと云ふ狀態であります、是は「ノルマール」普遍的に正當に集つて來るなら、宜いけれども、色々なものが澤山集つて來て、社會政策と云ふことで金が要ると云ふことになる、農村振興に付ても農務局などは與り知らぬ、鐵道の改良と建設が如何なる關係があるかを知らない、唯仙石さんは大工さんのやうに鐵道を知つて經濟を知らぬ、經濟を知つて財政及日本の生命を知らない人がやつて居るから、其人の拵へた案は見なくても分つて居る位のものである、彼の露國鐵道は極東の大政策をやる爲に西伯利まで佛蘭西の金を借つて來ては佛蘭西は後で困つたが、非常なる所の大計畫をやつた。

○議長（粕谷義三君）　田淵君御注意致します、成べく質問の要領を御述べ下さい。

○田淵豐吉君（續）　故に鐵道[illegible]私は非常に今の內閣は間違つて[illegible]つて居ないかどうか、私から[illegible]は、即ち既に敷いた所に以て[illegible]ると云ふことは、百圓やつた[illegible]だ約束して居るが百圓やらな[illegible]いで、延ばして置くと云ふや[illegible]に言うた所の分配論の上から[illegible]す、さうして全身の大なる活[illegible]であるか、其の一例に小さい[illegible]問題即ち無賃乘車券問題がさ[illegible]鐵道大臣とか、或は新聞記者[illegible]づつ配つて居るらしい、然る[illegible]の源泉機關である立法部の議[illegible]はどうである、取上げると云[illegible]（「ひやひや」）諸君實に怪[illegible]言うた營利主義から來て居る[illegible]居る諸君鐵道從業員はどうで[illegible]は能く知りませぬが、約十六[illegible]萬人の人に一人の從業員に付[illegible]二回與へて居る、即ち年に一[illegible]居るから、之れに十六萬を乘[illegible]に、鐵道は年に二等や三等を[illegible]是れは寧ろ是等の人には金を[illegible]增してやる「パス」を與へて[illegible]物するよりは給料を增すの方[illegible]從業員は兎も角其家族に與へ[illegible]るか、若し本當であれば斯樣[illegible]ろ國家の現業員である警察官[illegible]之を與へて自由自在に政府を[illegible]宜い、さうして遺利を開發す[illegible]い、然るに政府は成べく監督[illegible]鐵道從業員家族には與へて、[illegible]るのは如何にも鐵道自身が何[illegible]來るか知らんけれども、明瞭[illegible]歎つて居ろと云ふ主義であつ[illegible]有つて居る人には到底斯う云[illegible]は敷かれぬと云ふことは分つ[illegible]を出すならば宜い、若し出さ[illegible]て取つて見せるつもりである[illegible]したか議員に鐵道乘車賃を與[illegible]閑適でも聞く所に依ると新憲[illegible]

」を與へて居ると云ふことである、（「質問の要旨を言へ」と呼ぶ者あり）故に斯う云ふ點に於ても若し從業員が金が要れば從業員に幾分金を增してやれば宜い、さう云ふ餘計なことをして本末輕重を誤つて居る、小さい事柄が即ち鐵道計畫に現はれて來て居ると云ふことを、私固く信じて疑はないのであります、第二點として聽きたいのは法律で、地方民がもう既に架るものと思つて居つて、待ちに待つて居るものを、又延ばすと言ふことは、其地方の人々が思つて居る所の商賣の思惑とか其他色々の點に於て齟齬を來して居るものがある、心の痛みを感じて居る、色々の請願人が請願して來るのに隨分金が要つて居る、私共の所でも或る町などは請願の爲に金が入り過ぎて困つて居る所がある、是は政友會の諸君の罪の一斑である、さう云ふやうなことをして鐵道計畫をやるが爲に地方民が迷惑を蒙つて居る、一旦國家が法律でやると云ふことを定めた以上は萬難を排してやつたらどうかと思ふのである、然るに諸君一方に於ては此改良費の總額に於て――間違ふかも知れぬが間違つたら直して下さい、六億一千六百萬圓のものが、七億二千四百萬圓、約一億八百萬圓を增して居る、建設費では五億三千六百萬圓を五億五千五百萬圓にして、約一千九百萬圓しか增して居らぬ、一方に於ては一億八百萬圓を增し、一方は千九百萬圓しか增して居らぬ奇現象を呈して居る、是は何故であるか、色々の關係もありませうが、斯う云ふやうな偏頗なる所の政策をやれば、吾々は思想の惡化を來すと固く信じて居るのである、既に來して居る――事實である、次に私は此改良が必しも改良に據らなければ、先の人が言ふたやうに今直ぐ人が落つこちて死ぬと云ふ譯のものでない、故に地方の鐵道を敷いて後に、廣軌なり何なりをやると云ふことをやつても宜いと云ふ議論も附くので、是は大分極端であるけれども、さう云ふ議論も附きませう、仙石さんがさう云ふ所に拘つて來ると斯う云ふ議論も附く、故に必しも鐵道の改良をしなければ日本が引繰り返る譯でない、故に此點は非常に考慮しなければならぬ、仙石さんの頭ではどうしても斯う云ふやうにせんければ營利主義に行かぬと云ふ考からやられたのであらうが、少しやり過ぎではないかと思ふ、十四年度にしましても、片つ方の改良費は引かないで、片つ方の建設は九千萬圓のを四千六百萬圓に殆ど半額にまで減じて居る、そんな馬鹿な話はない、出來なければ兩方で減したら宜いぢやないか、私は公債政策で公債を募つてやれと云ふ岩崎勳君は七千萬圓は取つて見せると言つたが、よう取らぬぢやないか、四千六百萬圓しか取らぬ、併し政友會は仙石さんを虐めて居る、非募債政策であるから困る幾分金でも借りて吳れたら宜からう、さうしてやりたいと言つて憲政會の非募債政策の後ろに乘つたから、仙石が行きつ戾りつして居る、それで仙石さんは大藏省へ行きますと言つて、大藏省へ行つても最初僅に八百萬圓しか借りて來ない、（「何だか分らぬ」と呼ぶ者あり）後とで速記錄を讀んで見給へ、――さう云ふやうな問題で非常に此改良偏重の嫌があると云ふことは私は宜くないと思ふ（發言者多く笑聲起る）諸君があがあが言ふから忘れてしまふ、（笑聲起る）第三に今度出した所の改訂の案が二十四年度になつて完成されると言うて居りますが、私は鐵道の事は能く知らぬけれども、多分――多分ぢやない恐くは二十四年度には完成すまいと云ふことを、是は私の最も强い議論、此點に付て的確なる所の御答辯を願ひたい、それはどう云ふ譯であるかと云ふと此處にもありますが、（發言する者多し）まあ聽き給へ、やかましく言はぬと――此點に付て私は先に總額を言ひましたが、各自の點に付て言ひますと大分同じやうなものがある、最の計畫と今の計畫とは大分違つて少しばかり增して居ると云ふ點はあります、それから此新見三次間の鐵道は私が間違か知りませぬが、一千三百萬圓を最に計上して居るのを今回は九百萬圓である、約四百萬圓減じて居る即ち三割方減じて居ると云ふことである、是は果して其線の測量が間違つて居つたか、外の點に於て違ふか知れませぬが、物價は一緖であるのに何故此線だけ三割引いて居るか、又さうして藤岡、山田線等は千九百八十萬圓のものが、千八百八十萬圓になつて五分の割引をして居る狀態である、更に私等の選擧區であるから能く知つて居りますが、此紀勢線に二十四年度の完成になつて居るけれども、約三割減になつて居る、外のものは長岡、高崎間はどう云ふ譯か知りませぬが二百五十萬圓と云ふものを八百萬圓增して千二百萬圓にして居る、此數字は間違でないか知らぬと思ふが、是には何か重大なことがあるのでありませう、其他の點に付て池田山田間のものは矢張少し增して居ると云ふやうなことになつて居る、さうして伯備線此線は四百四十萬圓が八百十萬圓、約二倍になつて居ります、片つ方は少し增して居るが、片つ方のものは少し減つて居ると云ふことで、總額に於ては少ししか違はぬと云ふことである試に私が聞いた所に依りまするを、私は能く知つて居るが、私等の紀州を貫通して居る所の二百四哩の此鐵道はどれだけ金を投じて居るかと云ふと、大正十三年度の十月までに九百萬圓出して居る、それから後約三千二百萬圓、合計四千萬圓で、どうして諸君出來ませうか、必ずや是は一哩平均三十萬圓掛つて、少くとも六千萬圓は掛る筈であらうと思ふ、物價の高低もあらうけれども、大體今日はさう見られると思ふのであります、果して是が四千萬圓で出來るかどうかと云ふことを仙石さんに御尋したい、是は一體仙石君のみならず、總ての人が嘘つぱちを許いたものではないかと思ふ、今八田君に聞くと最の原案と云ふものは大正八年の時の物價であつて、約二割方其の時の方が高くて、今の方が安くなつて居る、故に安いのは當り前でありますが、今日勸業銀行から指數を取寄せて調べたが、其指數だけでは分らぬか知らぬが、八年と今とは一割二步五厘下つて居るのであります、併し又三土農商務次官は議會で八年と今日とは一圓何十錢の勞銀が二圓何十錢に變つて居ると言つて居つたと人から聞いた大體から言へば安くなつて居ない寧ろ私は其時も更に他の事を見積つてやらなければならぬ、此「ライン」である然るに其額よりも更に尙ほ三割も少ないと云ふ今の物價も安くないのであります、其安くない物價で三割と云ふものを減じて、果して出來ませうかどうでありませうか、私は他の線は能く知りませぬが、此他の線も是で果して出來ませうか、又全國の線が果して是で出來ませうかどうかと云ふことを御尋したいのであります、其證據と言つてはをかしいが、私は岐阜建設事務所に行きました、さうして其處の相當の役人に會つたのであります、さうしたら年々二百萬圓宛兩方から出して、即ち四百萬圓位出してやれば十三年度の春の計算に於きましては大正二十八年度に完成する見込であると云ふことを言つた、詰り岐阜建設事務所の役人が誤りであるや如何、仙石さんが遠くに居つて知つて居らぬのかどうかと云ふことを聞きたい、現にさう言つて居るのである、又或る有力な者も飛躍論的に二十[illegible]いと言つて居る、こんな小さ[illegible]せうか、四千萬圓と云ふもの[illegible]割を見ると三千九百萬圓と云[illegible]て居つて、十四年度に於ては[illegible]百二十萬圓、十六年度百八十[illegible]十萬圓、こんな小さい金でど[illegible]斯う云ふ出來ない所の案を出[illegible]ものであると云ふことを私は[illegible]諸君、是は重大なる所の問題[illegible]き不眞面目なる案を出して、[illegible]る爲に此原案を拵へたもので[illegible]の人にも聞きたい、諸君は果[illegible]來るものであると信じて居る[illegible]い、今の內閣や之を支へる所[illegible]か出來まいかと言ふことを十[illegible]いと思ふ、吾々は金もなけれ[illegible]分に調べることは出來ないが[illegible]では到底出來ないであらうと[illegible]や諸君はちやらぽらんなもの[illegible]か云ふことを言ふのは、是は[illegible]あると云へる、此中には出來[illegible]れども、出來ぬものも多い、[illegible]二年は既定よりは大抵後れる[illegible]した、是迄政友會は地方民を[illegible]から、嘘ばかり言つて黨勢擴[illegible]ある、斯う云ふ狀態では日本[illegible]りである、もう少し正確な[illegible]い、十分に調査もせずして[illegible]ふことは、私は間違である[illegible]て後に私の言が當るのでは[illegible]を慮れるのであります、故[illegible]一日も早くするならば、公[illegible]定の地方鐵道を完成しなけ[illegible]年に完成する案には反對で[illegible]成であります、併し此原案[illegible]の此案に於てはうんと減じ[illegible]ふが、それを仙石さんに聽[illegible]聽きたい、目と云ふものは[illegible]延べ繰りが出來ると云ふや[illegible]三文政治家の言ふことであ[illegible]政治家の言ふことではない[illegible]

煙酒の既定計畫発行に關する決議案

院議案(會議録第四十五號)

金額に依つて卸しやるか知りませぬが、從來とも改良費が建設費より多いことは、是は永年嵩じ來つた事柄であつて、今日の內閣が單り建設費を少くして改良費を多くしたと云ふことは斷じて無いのであります、斯樣な所の事柄の貨物、人員を如何にして之を救濟なさる積りでありますか、斯の如きものは東海道の線路だけでもある、尙且つ山陽線にもある、斯の如き旅客あり、斯の如き貨物があるものを棄てて置いて、而して尙且つ諸君は支線よりどん〳〵貨物が出るやう、どん〳〵旅客が出るやう、支線の培養、支線の建設に力を盡すことが所謂忠實なる鐵道建設論者でありますか、私は聽いて見たいのであります（拍手）私共の考から致しますれば、此事柄を調和致さなければならぬ、建設は勿論必要でありますけれども——建設は不必要とは申しませぬ、建設も必要でありますけれども、當面に差迫つて居る問題を如何にして解決するかと云ふことの是が吾々は非常に必要な事である、殊に今日行詰つて居る所の此狀態を打開しますのには如何に致すかと云ひますならば、之を致しますことは言ふまでもなく此中央都市附近に於きまする郊外、之を電化に依りまして電車の運轉に供たなければ此目的を達することは出來ませぬ、此郊外の運轉に對して火力を用ゐ、機關車を以て致しましては斷じて此附近郊外の輸送は出來るものではないのであります、必ず之を致さなければならぬ、更に遠距離に致しますれば、車輛の增發をしなければなりますまい、更に強力なる機關車を用ゐなければなりますまい、此客車を增發し、而して強力なる機關車を用ゐますならば、之に伴ふ停車場を改良せざれば、此增設されたる客車、此重き機關車は如何ともすることが出來ないから、之に依つて停車場の改築の必要が當然起つて來るのであります、此擴張が起ります同樣な意味に於て、僻遠なる隧道の改築を行はなければなりませぬ、同樣な意味に於て隧道の改造を行はなければなりませぬ、更に之に依りまして複線、複々線の設備をしなければなりませぬ、而も亦人命を顧慮する上に於きまして、或は自動連結機の如きものも必要と致すことがございませう、斯の如き事を致すに當りまして最も多くの金を要します、是が即ち今日豫算に上つて居る改良費である、僅に一部である、今私が申上げたる數字に依つて見ますれば、今日鐵道當局が計上して居る改良費なるものは、實に是等を緩和するには何等用を爲さざるものであると言つても差支ない位の程度のものであるのであります、元來斯樣な狀態に陷つた理由は申すまでもない事であります、歷代の當局が改良を閑却致して唯々徒に建設のみに熱中致し更に支線の開設のみに全力を擧げたる結果、此結果斯の如き所の不便を感ぜしめ、斯の如き滯貨を誘致することに相成つたのであります、是が即ち幹線の改良を必要とする所以であります、幹線の改良は即ち地方の開發であります、地方に產物資が出て來ましても、地方で生產します所の物資は地方に依つて消化されるものではございませぬ、地方に生產されます所の其物資は、此中央都市に——大都市に向つて之を運ぶことに依つて初めて地方は潤ふのであります、中央の幹線を直すと云ふことは造ることは恰も溜池を造る如く、一本宛の線路であると思ふのに大それた間違である、鐵道は恰も吾々の體と同じことで、中樞神經が通つて居つて吾々の手は動き、吾々の口は動き、吾々の足は動く、腕一本、足一本、手が一本あると云ふやうな鐵道は左樣な極端的なものではないのであります、地方で溜池を造るやうな考へで鐵道の建設を致して、鐵道を地方に造りさへすれば、それに依つて文化は進展され、それに依つて地方の產業が開發され、農村の振興を圖れると云ふことは、是は子供騙しの議論であると私は思ふのであります（拍手）更に私が御伺致したいことは、建主改從と言はれまする、建設に偏重致し、改良に偏輕致して居ると言はれますことは如何なる理由で仰しやるかと云ふに、若し建設の費用が少くして、改良の費用が多いと仰しやるならば、諸君、願くは後に於て此表を一覽下されたい、此大正の時代になつてから俄に申しませう、十三年間に於て何年の年に果して建設の費用が改良の費用より多かつた年がありますか、一年でもありませぬ、大正元年より大正十三年に至るまでを玆に申上げまするが、年々改良費の方が建設費より多いのであります、特に大正四年は約二倍になつて居る、大正五年も二倍になつて居る、大正六年も二倍、大正七年には改良費は建設費の七倍に上つて居ります、更に大正八年の改良費は建設費の三倍に上つて居る、十年に於ては二倍、而も此大正八年は御承知の通りに床次さんが鐵道院總裁をして居られた時であります其年に於て床次さんが御作りになりましたものは——今私が申上げるのは決算表であります、豫算表を見ますれば——當時の議會に於て御說明になつた石丸次官の說明されました豫算表を見ますれば、大正八年床次さんが鐵道院總裁になられました時に、其時に建設費は僅に三千萬圓で、當時の改良費は九千五百四十一萬餘圓に上つて居るではありませぬか、改良費が三倍以上に上つて居る、大正の時代になりましてから今日まで十三年の間に、此大正八年より以上に——是より以上に改良費が建設費の三倍强に上つたことは未だ曾て無いのであります、大正十四年度の豫算でも斯の如き不健全な狀態にはなつて居りませぬ訣り私はそこで申すのである、改良費は必要であるが故に、鐵道政策の根本を破壞するとは、何に依つて左樣なことが出て來るのでありますか（拍手）是は私の議論ではありませぬ、實際數字が示して居る所の議論であります（拍手）然らば之に依つて改良は成立つて居りませぬ、改良に偏重したと云ふ議論は、此一事に依つて消滅し去つたのであります、然らば諸君が仰せらるゝには、或は十四年度の豫算の中に於て、鐵道建設の公債或は借入金が少ないと云ふことを仰しやるのでなからうかと思ひますが、此點に付て私は御一考を求めなければなりませぬ、今日の狀態に於きまして財政整理は即ち公債の整理である位のことは、如何なる人も承知を致して居るのみならず、現下の狀態に於て——財政の狀態に於て經濟の事情が此公債の多額の募集を許さざることは、何人も今日御了知の事でありませう、戰後の事に付ては大藏大臣が幾度か此事を說明して居られますから、玆に繰返す必要は毛頭ないのであります、併し此中の此苦しい中からでも、尙且つ千五百萬圓と云ふ公債は鐵設費に剩されて居るではありませぬか、此一事を以て見ても如何に鐵設を無視して居らぬかが明であります、殊に政友本黨の諸君が最も御信賴なされた所の當ての鐵道大臣の一人は、鐵道の益金は全部之を改良に充つべきものであつて、鐵道の建設は全部之を公債に依るべきものであると言つて、如何にも原則的かの如き發言をしたこともあることは御承知でありませう、若し斯樣な大臣が今日任に在つたならば此行詰つた財政狀態に於ては到底今日は公債の募集が出來ないとなれば建設は今日に於きまして大行詰りをしなければならぬ狀態に陷るのであります、而も現伯爵は斯の如き事を致しては、それでは渝に相成らぬ、鐵道の目的に反すると云ふ故を以て、既に三千五百萬圓と云ふ益金の中より三千百萬圓の多額の金を割いて之を建設に剩して居るではありませぬか、諸君、未だ嘗て今日まで鐵設費に剩した大臣が一人でも居りませうか、僅に一昨々年の一年に四百萬圓許りの益金を剩したばかりであつて、外に於ては更に角昨年と今年、而も今年に三千百萬圓と云ふ金を此建設費に剩して居る一事を以てしても、現內閣が如何に鐵道建設に苦心をして居るかは明なる事實ではございませぬか（拍手）私共より申しまするまでならば、寧ろ斯の如き問題は、斯の如き事より考へて見ますれば、此最も改良に——突破的に所謂根本より立直さなければならぬ程な大なる改良費を要する今日に於て、寧ろ現內閣の執つて居りまする改良は姑息に過ぎると吾々は言ひたい位であつて諸君は現內閣を責めるよりも諸君は現內閣の鐵道政策に全然一致して居られる者であると云ふ事を明に證立てて居ると思ひます、殊に私より申上げる譯のものではありませぬが信濃川の水力電氣の問題に付ては能く政友本黨の元田さんが御承知の通りであります、大正十三年までに於て二千七百萬圓の金が使はれてなければならぬ筈の豫算が僅に四百萬圓足らずの金を使つた限りであります後の金は何處に行つて居りますか誰が左樣な事を致したのでありますか斯の如き事を仙石鐵道大臣が致しましたか、諸君は自ら自分の腕に手を置いて、而して能く之を御考なさるが宜しい而も鐵道大臣は此事はしないと云ふのではない、大に考慮を致して——考慮を致して以て、大正十六年より更に此計畫を立てると云ふ事を明言致して居る以上は、之を責められる諸君は私は不可解千萬であると云ふ事を言はざるを得ない、以上申上げた事に依りまして、大體私の議論は盡きて居つて、今日の建設に偏輕して改良に偏重したと云ふ事の此現內閣に對する非難は、何等取るに足らざる議論である事を玆に宣言を致して降壇するのであります（拍手）

表年業畢費良改設建度年每（自明治二十二年度至大正二年度最小自乘法）

年度	建設費 金額	建設費 對合計割合	改良費 金額
1	28,233,136	.48	31,017,764
2	18,686,240	.45	22,591,407
3	16,301,374	.42	22,230,486
4	9,601,214	.32	20,073,151
5	9,048,518	.30	21,578,873
6	12,370,128	.31	27,617,614
7	16,924,542	.24	54,820,951
8	35,385,025	.25	104,230,859
9	59,027,245	.35	108,167,265
10	58,297,204	.32	124,831,153
11	68,044,798	.33	138,512,731
12	64,496,320	.35	121,013,097
13	58,239,057	.37	134,948,189
14	46,000,000	.30	147,893,000
15	46,000,000	.27	160,406,000
16	46,000,000	.24	170,526,000
		.22	
		.21	

員人過通均平日一業營線幹道鐵海東

年度	調查實績表記載圖	大正十三年十二月精算	大正五年度至大正二年度自明治二十二年度最小自乘法	大正九年度至大正五年度自明治四十一年度最小自乘法	大正十三年度至大正十一年度自明治四十五年度最小自乘法
元	2,576,000				
2	2,463,000				
3	2,452,000				
4	2,793,000				
5	3,007,000				
6	3,856,000				
7	4,522,000		2,880,000		
8	4,903,000	5,507,000	2,960,000		
9	5,882,000	5,928,000	3,040,000	4,190,000	
10	6,341,000	6,259,000	3,120,000	4,282,000	
11		2,677,000	3,200,000	4,375,000	7,729,000
12		7,551,000	3,280,000	4,467,000	8,348,000
13			3,360,000	4,560,000	8,966,000
14			3,440,000	4,652,000	9,585,000
15			3,520,000	4,744,000	10,204,000
16			3,600,000	4,837,000	10,823,000
17			3,680,000	4,929,000	11,442,000
18			3,759,000	5,022,000	
19			3,839,000	5,114,000	
20			3,919,000	5,206,000	
21			3,999,000	5,298,000	
22			4,079,000	5,391,000	
23			4,159,000	5,483,000	
24			4,239,000	4,576,000	
25			4,319,000	5,668,000	
26			4,399,000	5,761,000	
27			4,479,000	5,853,000	
28			4,559,000	5,945,000	
29			4,639,000	6,038,000	
30			4,719,000	6,131,000	
31			4,799,000	6,224,000	
32			4,879,000	6,316,000	

東海道幹線營業一哩平均通過噸數

年度	圖表記載 實績	大正十三年十二月精算	大正五年調 自明治二十九年度至大正二年度最小自乘法	大正九年調 自明治四十一年度至大正五年度最小自乘法	大正十三年調 自大正三年度至大正十一年度最小自乘法
	噸	噸	噸	噸	噸
元	1,508,000				
2	1,617,000				
3	1,520,000				
4	1,374,000				
5	2,400,000				
6	3,054,000				
7	3,524,000				
8	3,650,000	3,996,000			
9	3,393,000	3,478,000			
10	3,365,000	3,432,000			
11		3,715,000			
12		3,365,000	2,296,000		4,392,000
13			2,379,000		4,673,000
14			2,461,000		4,954,000
15			2,544,000	2,561,000	5,235,000
16			2,626,000	2,630,000	5,516,000
17			2,709,000	2,700,000	5,797,000
18			2,792,000	2,770,000	6,078,000
19			2,874,000	2,840,000	
20			2,957,000	2,910,000	
21			3,040,000	2,979,000	
22			3,122,000	3,049,000	
23			3,205,000	3,119,000	
24			3,288,000	3,189,000	
25			3,370,000	3,259,000	
26			3,453,000	3,328,000	
27			3,536,000	3,398,000	
28			3,618,000	3,468,000	
29			3,701,000	3,538,000	
30			3,784,000	3,608,000	
31			3,866,000	3,677,000	
32			3,949,000	3,747,000	

○議長（粕谷義三君） 定刻に近づきましたから時間を延長致します――大石大君

〔大石大君登壇〕

○大石大君 諸君、私は唯今議題になつて居りまする決議案に對し、贊成の意思を表明する者であります、唯今山道君は冒頭に於きまして木下君は其計畫を明にしないと云ふことを申されました、吾々は既定計畫の遂行を期する者でございまして、茲に更に其計畫を明にする必要はないのであります（拍手「出來ないのだらう」と呼ぶ者あり）又憲政會の諸君は從來鐵道速成に關しまして屢々本議會に建議案を提出せられたのであります、然るにも拘らず、今日此決議案に反對すると云ふのは、其政治的良心を疑はざるを得ないのであります（拍手）更に伊太利の現狀が鐵道の爲に政局が頗る困難になつたと申されました、是は全く伊太利の政局を理解せざる所の暴論であります、更に歴代の内閣が改良を怠り、それが爲に或は運輸能力の增進を阻害し、或は線路の危險を來したと論ずる傍ら、歴代の内閣に於て建設費よりも改良費に數倍使つて居ると云ふことを、此所に表を擧げて說明せられたのであります、其矛盾撞著殆ど駁擊する程の價値が無いのであります、更に地方の生産物は之を地方に依つて消化せず、之を都會に輸送すると云ふことを申されましたが、此御議論は、即ち決議案に贊成する所の議論であります、殆ど山道君の御議論に對しては、私は是れ以上駁擊する所の價値を認めぬのであります、諸君、政府は行政財政の整理の名の下に、鐵道財源に對しまして公債資源を縮小し、鐵道益金の收入を過大に見積りまして、其資源を多く鐵道の益金に求めたのであります、而して其財源を改良並に建設に割當てるに際し從來の既定計畫を無視し、曩に吾々が此議會に於て協贊を與へました所の精神に反し、建設工事の施行或は其完成年度に變改を加へ此計畫の根本に一つの變改を加へたのであります、而して今後三年間に於ける所の改良費を次第に增額し、後年度に於ける改良費濫費の禍源を醸して居るのであります、其鐵道の經營、其鐵道の政策は少しも國民經濟を基調とせず、全く鐵道專門技術家の專恣放縱に用ゐるの憂を見るものであります、吾々は此憂を除き眞に國利民福を企圖せんとするが爲に、加藤友三郎内閣に依つて計畫せられたことを根據とし、更に清浦内閣に依つて改訂せられた所の此計畫遂行を求むるものであります、遂行の要望に對しましては、與黨の諸君に於きましても御異存のないことであります、殊に政友會の諸君は鐵道建設の急なることを強く主張致されまして、濱口藏相をして千三百萬圓の無い袖を振らしめたことは、吾々大に之を多として居る者であります、さりながら一足と云ふ所に於て[illegible]協調に急にして、四千六百萬圓に御滿足になつたことは、從來の御主張に對し洵に遺憾とする者であります、山道君は改良の極めて急なることを語られたのであります、私は此内閣の提出せられました所の豫算の内容を伺ひまして、非常に其豫算面に於きまして建設を輕んじ、改良に重きを置いて居ると云ふことを數字を以て申上げたいのであります、今試に大正十四年度より十六年度に至ります所の三箇年に於ける清浦内閣の建設豫定額と、現内閣の建設豫定額とを比較して見ますならば、現内閣は清浦内閣よりも其の建設費に於て七千四百萬圓を減じて居ります

（「減じたがどうした」と呼ぶ者あり）

○議長（粕谷義三君） 生方君に注意します

○大石大君（續） 改良費に於きましては是と反比例致しまして、五千六百萬圓を增加致して居ります、此五千六百萬圓の增加致して居りますものに之を建設費に割當てまするならば、既定易に出來るのであります（拍手）此鐵道計道の財政計畫を稱して即ち仙石鐵相が建從設を輕んじ改良に偏重したと云ふのであります（拍手）此鐵石鐵相は此建設費增額の理由と致しまして費に多少の金を取り――建設費に僅に四千を割當て、現在の鐵道を大に改良する必要云ふことを強く論ぜられて居ります、其理まする所は、第一に現在の我國の鐵道が輸於きまして頗る危險であると云ふこと、第送能力を增進しなければならぬことを申します、然るに此危險、如何なる危險があるか豫算委員會に於ける吾々の質問に對しましれる所の要領は、常に改良と何等關係の無多いのであります、去る二日の豫算委員會しても私共の同僚牧野、大關兩君の御問にて、危險の事例と致しまして、列車衝突、の折損の類を列擧したのであります、諸君、衝突は何等改良と關係はありませぬ、車輛の折

是亦改良と何等關係がありませぬ、是等は要するに現業員の不注意より生ずるものであります、其他危險なる點に付きまして詳細に具體的に說明を私よりも致しましたけれども、此適切なる事例を御示しにならぬのであります、更に其說明に於きまして危險なる要點を御示しにならざるのみならず、其豫算に付て見ましても、最も危險防止上必要と認めます所の線路の改良費に至りましては、今後三年間僅に百四十萬圓が既定計畫より增して居るに過ぎないのであります、僅か百四十萬圓の金を以て鐵相の所謂危險が防止されるのでありませうか、又運輸能力增進の上に於きまして、極めて大切なる所の線路の增設費は、今後三年間に於きまして千三百萬圓を減じて居ります、口には運輸能力增進の必要上改良の必要ありとか、或は其線路の危險なりと云ひ、併ながら豫算の上に見ましたならば、何等施設のなきのみならず、却て其費用を減じて居ることは顯著なる事實であります、仙石鐵相は改良費を多く要求せんが爲に此運輸上危險なりと云ふ技術的の言葉を楯と致しまして、さうして此建設の急を唱へる所の國民の聲に隱れんとして居るものであります、更に考へます、此危險の防止の急務なるを唱へるに當りまして種々の改良のことを申されましたのでありまするが、此改良費の中で先刻申上げました通り、危險防止、運輸能力增進に對しまする豫算は減額をして居る、此改良費の中で最も多く取つて居りまするものは、先刻木下君より申述べました電氣費用であります、是に於て考へますのに、危險々々と云ふことを申します、危險々々と國民を恐怖せしめて、而して竊に改良費を多く取り、さうして其中に多くの電氣費を取らんとする一つの魂膽であらうと考へます、而して此電氣費は如何なる方面に使はれて居るかと云ひまするのに、多くは東京並に近郊の鐵道の電化設備の費用、火力發電所の費用であります、固より鐵道の電化は世界の大勢であります、運輸の能力增進上、極めて必要な事であります、併ながら、此電化に於きましても、又豫算の上に於きまして非常なる矛盾を發見したのであります、其譯は仙石鐵相は運輸能力の增進の必要の事例として、或は危險の事例と致しまして、東海道線を何時も擧げて居るのであります、東海道線は其橋梁或は「レール」、或は其他線路に於ても種々危險がある、或は橋梁の如きは其安全率を超過して居ると云ふことを言はれて居る、又運輸の數量に於きましても最も東海道線が多いのである、殊に東海道は一の國際交通機關なるが故に、是は最も早く改良しなければならぬと云ふことを唱へて居るのでありますが、十四年度の豫算に於きまして多數の改良費を取り、而も此改良費の中で多數の電氣費を取りながら、此東海道の電化設備を十七年度まで延期致して居るのであります、若し之を延期せずして電化計畫を遂行致しますならば「レール」の取換、或は橋梁の補强、枕木の取換等を要せず、改良費は非常に減ぜられるのであります、併ながら之を十七年度まで延期しましたが爲に十七年度までの間に多數の改良費を使はなければなりませぬ、而して十七年度より二十年度までの間に於きまして電化を致しますから、此改良費と此電化の費用とは明に資本の二重投下であります、資本の二重投下は我國の鐵道經濟に非常なる損害を與へるものであります、仙石鐵相は去る二日の豫算委員會に於きまして我國の電氣事業に付きまして一つの御話がありました、それは長く外國に居つた人の話を引用致しまして、吾々に答辯を致されました、外國に於ては電氣は停電することはない、一年中殆ど電氣の停電することは無いのである、併ながら我國は常に電氣が停電をして、電燈が消える、殆ど停電と云ふことが原則であつて、電氣の點いて居るのが變則であると云ふことを申されたのであります、斯の如く……

〔粕谷議長議長席を退き小泉副議長代り著席〕

我國の電氣事業が其素質劣惡にして、賴むに足らないと致しまするならば、此鐵道の電化を致します前に於て、先づ鐵道省自ら發電所を拵へ、自給自足の途を圖らぬければならぬのであります、此電氣事業の素質劣惡になることを攻擊して置いて、一面鐵道省の使用致しまする所の電氣を民業會社に之を求むると云ふことは、御自分の御主張を自ら裏切らるゝものであります、此電氣事業に於きまして最も急速に工事を進めんければならぬのは、信濃川の水力電氣であります、どうしても此電氣費用を澤山取り、鐵道を電化致しますに付きましては鐵道省自ら發電所を有せんければならぬことは、當然の事である、此點に於て先づ信濃川水力の工事を進行せんければならぬことは當然である、之を繰延べ之を打切らんとすることは是れ一大矛盾であります、信濃川水力は十六年度に竣工致すべき計畫が出來て居つたのであります、而して其電力數は約七萬「キロ」發電することになつて居ります、所が此工事を十七年度より二十年度迄の間に繰延事業とすべく繰延をせられたのであります、而して鐵道省の現在要します所の電力と、又十四年度より電化致しまして之に要しまする所の電力は、是皆東京電燈より供給を受けて居るのであります、此の東京電燈より供給を受けて居ります所の一「キロワット」の値段は二錢八厘と聽いて居ります、信濃川水力の設計計畫は東京に於て一「キロ」二錢で使用せられる計畫になつて居ります、左樣致しますれば、茲に一「キロ」に對して八厘の差が出て來るのであります、而して現在鐵道省に要して居ります所の電力の一年の積算數は約二億五千萬「キロ」であります、一「キロ」八厘を二億五千萬倍しますれば約二百萬圓と云ふ金が茲に出て來る、之れを四箇年繰延べたのでありますから、更に四倍致しますれば八百萬圓の金が茲に出て來る、更に東京電燈會社は鐵道省の使用數量が多くなるに反比例致しまして、約五厘の値上げをしなければならぬと云ふことを聞いて居ります、更に此の五厘の値上をすることになりましたならば、是亦一年百二十五萬圓の金となるのであります、之れを四箇年間と致しますれば、五百萬圓となり、合せまして千三百萬圓と云ふ金を東京電燈會社に利益せしむることになるのであります、東京電燈會社の利益は即ち鐵道省にそれだけの損害となるのであります、更に信濃川水力の上流に於きまして、信越電氣が六萬「キロ」餘の權利を持つて居るのであります、而して此の信越電氣と云ふものは東京電燈會社が大半の株を有して居るのであります、此の信越電氣會社の取入口と――放水口と鐵道省の取入口とが頗る利害が錯綜致しまして從來紛糾を來して居るのであります、是迄色々の協調妥協を圖られたことでありますけれども、今尚は是が纏つて居らない、今鐵道省が此の工事を繰延と致すならば――工事をせぬと致しますならば、信越電氣は得たり賢しと工事を進めまして、遂には鐵道省の水利權が信越電氣に其の活殺を自由にせらるゝと云ふ結果を見やしないかと云ふことを一般に憂へて居るのであります、私は此の關係より致しまして、今此水力電氣の工事を繰延べたならば、必ずや鐵道省は此の水利權を失うか、然らざれば遂に權利を讓渡するの外はない窮境に立至るものと信ずるのであります、線路の危險と云ひ、運輸能力の增進と云ふ名の下に澤山の改良費を要求致しまして、而して建設を閑却し、其の間に依て得る所の豫算の大半は、此の電氣事業に多く投ずるのであります、此東京近傍の電化事業に使ふのであります是に於て――私共は決して信ぜぬのであります、併ながら世の中には此東京電燈會社の多くの株を[illegible]が有して居ると云ふことであります、斯る關係[illegible]致しまして、世の中の人は或は此間に一つの[illegible]罪惡が潜みはしないかと云ふことを疑つて居[illegible]あります、加藤内閣は綱紀肅正を專賣と致し[illegible]所でありまして、鐵相は吾々同鄉の先輩であ[illegible]此改良費を建設費に振向ける、而して建設の計畫を進めますならば、國家國民の利益は申すまでもないことであります、若し政府が義務教育費負擔增額と共に天下六千萬の國民が熱望致します所の、此鐵道建設の既定計畫に此改良費を振向けられるならば、一面に於て電氣事業に對しまする世の中の誤解も解け、綱紀内閣とせられます所の加藤内閣の爲にも名譽と信[illegible]であります、どうか此意味に於きまして政府[illegible]六百萬圓の改良費を削つて、而して之を建設[illegible]し、建設に對します所の既定計畫を進められ[illegible]を希望致します、而して從來の主張に鑑み、[illegible]案に贊成せられんことを希望致します。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君） 前田米藏君。

〔前田米藏君登壇〕

○前田米藏君 諸君、私は唯今議題になつて居ります決議案に對しましては、反對を致す者であります、反對の理由は山道君が既に詳細に論ぜられましたが故に、私は吾々の立場を茲に明に致したいと思ふのであります、固より吾々は多年鐵道建設を主張し最も必要なる事を主張し來つたのであります、又今日新線の敷設は文化の普及の爲にも、地方開發の爲にも尚ほ左樣に信じつゝあるのであります、併ながら諸君、昨年の秋豫算閣議の開かるゝ頃に相成りまして、鐵道省案なりとして、建設費は三千三百萬圓であり、新線は打切るのである、十四年度に於ては一本の新線もやらないのであると云ふことが世上に傳はりました、而して又それが信ずべき所の風說なる

ことを吾々は信じたのであります、是に於て我黨に於きましては、幹部も有志代議士も奮起して、吾々多年の主張の實現に努めたのであります、即ち改良の必要なること固より論を俟たぬのである、併ながら建設の必要も亦大なるものがあるのである、是に於てか改良建設共に進むことが鐵道國有の本旨に副ふものであると吾々は信じて居るのであります、是に於てか吾々は吾々の主張を貫徹せんが爲に、憲政會及革新の幹部に諒解を求め、政府に交渉することに相成つたのであります、政府に交渉すること約一箇月、日夜交渉に交渉を重ねたことは諸君も御承知の通りであります、其結果はどうであるか、三千三百萬圓は四千六百萬圓となり、又主義に於て新線を造ると云ふことは絕對に無いけれども、新線敷設はやると云ふことに相成つたのである(拍手)又將來經濟界の事情に於て公債公募の時機が來たならば、公債を公募してそれを建設費に廻すと云ふことも政府が言明致したのであります、其結果に依つて今日の議會に提出せられて居るが如くに四千六百萬圓に增加した、斯の如くにして新に大正十四年度より十五年の新線は計上せられ、又土工契約に依つて土工が完成致しましても鐵道の列車が動かない所のものが二百哩もある、其多數のものが運轉すると云ふことに相成つたことは、實に友黨諸君の諒解と、關係諸君の御配慮があつたことでありますけれども、主として——主として我が政友會の努力であることは天下公知の事實である。

〔拍手〕

〔「憲政會はどうした」「默れ」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅に願ひます。

○前田米藏君(續) 諸君靜に聽き給へ、吾々は聯合內閣を支持する一人であります、聯合內閣を支持する者と致しましては、自分の主張が或る程度まで通りましたならば、多少の我慢をすると云ふことは已むを得ざることである、主張の全部が通らなければ我慢が出來ないと云ふことでは、初めより聯合內閣は出來ないのである、即ち吾々は聯合內閣を組織して居る一人と致しましては、鐵道問題以外に於ても或は衆議院議員選擧法、或は貴族院の改革、行政財政の整理等國家の爲になすべき事は多々あるのである、此時に當つて吾々は或る程度まで其主張の認められたを諒として、多少の我慢をすると云ふことは蓋し國家に盡す所以であります(拍手)聯合內閣に付て云々と唯今言はれる人がありますけれども、聯合內閣の本質論に至りましては、他日批評の時機がありませう、私は唯々諸君に單に一言を呈して置きたい、即ち中央に於ても地方に於ても、政界の中心勢力たりし此政友會の絕體過半を破つて、聯立內閣を成立せしめるの機運を作りし責任は、諸君の多大なる責を負はなければならぬのである、又諸君の出された所の決議案を見ますると云ふと(發言する者多し)

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅に願ひます。

○前田米藏君(續) 決議案を見ますると云ふと、決議案に於きましては即ち既定計畫の完成となつて居るのでありますが、唯今御演說を承りますと云ふと其點は頗る不明なのである、清浦內閣の改訂豫算と云ふが如くにも論ぜられたのでありました、此點は如何なるものでありませうか、若し改訂豫算を論じられるならば、改訂豫算は即ち豫算の不成立に依りまして、改訂豫算なるものは存在せないのである、又既定計畫なるものは何であるかと云へば、即ち震災前に立てられたる計畫が即ち規定計畫である、金額は九千萬圓である、此九千萬圓で果して既定計畫を遂行せよと云ふ諸君の論旨であるならば、諸君は震災後に於て山本內閣に於ても、又諸君が分裂を賭してまで支持した所の清浦內閣は、此既定計畫を變更して改訂豫算を出したのではないか(拍手)獨り仙石大臣たらずとも今日に於て即ち震災前の九千萬圓案の既定計畫を遂行すると云ふことは、蓋し至難な事であることは諸君も御承知の通りである、諸君は其點に於て既定計畫と清浦內閣の改訂豫算との或は間違でなかつたかと思ふのであります、けれども此決議案に依つて見ますれば明に既定計畫と書いてありますが故に、其點に於て諸君の主張の無理であると云ふことを一言致したいのであります(拍手)又諸君が眞に鐵道計畫に熱心であるならば、今日諸君が此決議案を出して主張せらるゝ如く御熱心であるならば昨年の秋、實に吾々が日夜辛苦致したる時に於て、國家の爲に假令黨は違ふと雖も諸君は國民の輿論を喚起し、吾々に聲援し、政府に迫つたならば、或は今日以上の豫算の結果を得たかも知れませぬけれども(拍手)其時は冷然として冷かに眺めて居つて、今日此時に當つて斯の如き決議案を出すに至つては、諸君の眞面目さが判斷せられぬのである、私は以上の理由に依りまして、此決議案には多年御愛顧を蒙り、御同情を得た友人の多い本黨案でありますけれども、殘念ながら反對を致します。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 藏園三四郎君。

〔藏園三四郎君登壇〕

○藏園三四郎君 私は現內閣の鐵道繰延に反對を致しまして、此鐵道既定計畫の建議案に贊成の意を表したいと思ひます(「建議案ぢやない」と呼ぶ者あり)決議案であります、元來鐵道は從來執來りました所の鐵道交通政策に一大變化を來して居るのであります、諸君、從來鐵道政策は交通政策であると云ふことを言來つたのでありますが今日は近代の鐵道政策に至りましては其精神を擴張致しまして、從來の交通政策とは全く異つたる見地に立つて居るのであります、即ち之に依りまして或は文化の向上を圖り、或は地方の開發を圖り、或は物資の供給、物價の調節を圖り、以て國運の進展を圖る所の最も行政上の重大なる性質を有するものであります(拍手)是に於きまして吾々同志は多年鐵道の普及速成を主張致しまして、是が遂行に全力を注いで參つて居るのであります、政友會の原總裁が此鐵道問題の爲には殆ど心血を搾られたることは、吾々の今日尙ほ忘れざる所のものであります、然るに當時憲政會の諸君は、政友會總裁たる原氏の此鐵道政策をば、單に黨勢擴張の具であると誹り、或は之を攻擊致して來たのであります、詰り原前總裁が東京驛頭に鐵血を流しましたことは、畢竟するに此鐵道問題の貫き犧牲であつたと思ふのであります(「のう〳〵」拍手)然るに拘らず、政友會諸君は何の都合あつてか、多年首唱し來つた所の此鐵道問題、而も自己の師父として仰ぎ來つた所の、其總裁が貫き犧牲を拂はれたる所の此問題に對して、一朝にして手を翻すが如き反對をするのは何事でありますか、唯今前田君は所謂仙石首相の計畫せられたる三千三百萬圓仙石鐵相の三千三百萬圓案に非常なる努力を拂つて一千三百萬圓を增加せしめたのは、一に政友會の努力であると誇られたのである、(「其通り」と呼ぶ者あり)然るに諸君、或はそれもあつたでありませう、所が諸君の最も努力を拂はれた所の其一千三百萬圓は果して何に之を使用せられて居りまするか、諸君はそれが爲に新線を計上することが出來たと誇りますけれども、何ぞ計らん一千三百萬圓は僅に新線の爲に二百萬圓を使用するに過ぎないのであります、其他は悉く漁夫の利を占められたのであります、諸君、私は此鐵道繰延には大反對をする者であるが、其二三の理由を玆に述べて見たいと思ひます、第一に此國有鐵道の特別なる性質に鑑みて私共は反對せざるを得ぬのである、元來鐵道は國家活動の大動脈であることは申すまでもないのである、而して此大動脈たる所の鐵道の機能を十分に發揮せしめ、又十分に其效果を擧げしめんとするには、どうしても之を統一することが最も必要であります、是即ち國家が之を統一致しまして國有鐵道の生じたる所以であります諸君、而して此統一計畫を實行致しまするには、どうしても豫め其鐵道網を構成する所の線路を豫定して、さうして鐵道計畫なる百年の長計を計畫せなければならぬのであります、是に於きまして高橋內閣の當時、我黨の長老たる所の元田氏が鐵道大臣たる當時に於きまして、萬難を排して鐵道敷設法なるものを制定致しましたことは、諸君の今尙ほ耳目に新たなる所であります、諸君而して此鐵道敷設法に於きまして百四十九線と云ふ豫定線を定めたのであります、此百四十九線が即ち我國の將來の鐵道網を構成する所の根本であるのであります、而して諸君、既に鐵道が國有鐵道となりさうして玆に鐵道網を構成する所の敷設法が設定されました以上は、鐵道は即ち國家の獨占に歸するのである——國家の獨占であります、何人も之を指すことが出來ない獨占的事業と相成つたのであります、諸君、私は是に於て言はんとするのであります、此獨占的事業と云ふものは、他の指すことを許さぬ性質である、然らば此獨占事業を放棄し若くは之を繰延べ、若くは之を打切ると云ふやうな行爲は、之は國家的罪惡と謂はなければならぬと私は考へる、そこで又第二には此繼續豫算の性質上から私は之をば繰延べると云ふことは甚だ亂暴であると云ふことを申上げたいのであります、諸君、加藤友三郞內閣の當時に於きまして、大木鐵道大臣の時に此鐵道敷設法の精神に則りまして新線二十八線を撰擇致して、之を即ち帝國議會に提出して協贊を經たのである、即ち是が此鐵道計畫の本を爲して居るものであります、諸君、豫算は申すまでもなく一年限りに是が協贊を經べきものである

ことは必然である、然れども此繼續費なるものは一定の期限を限つて、さうして之を協贊するのでありますから、此繼續豫算の性質は一定の年限を濫りに變へることは出來ない性質を帶びて居るものであります、然るに現內閣に於きましては其鐵道政策に於きまして、從來の計畫を二年、或は三年は愚か甚だしきに至つては五年六年の繰延を斷行して居るのであります、諸君、斯の如く五年若くは六年と云ふが如き長期の繰延は殆ど之は打切り同然のものであつて、繰延と云ふことは出來ないものであると私は斷言する、現內閣の諸公は動もすれば二口目には地震を持出し、或は震災を口にせらるゝのであるが、然るにも拘らず山本內閣即ち此震災に直面したる所の山本內閣ですらも、現に建設費としては十四年度に於て七千三百萬圓を計上して居るのであります、然るに現內閣は如何であるかと申しますれば、大正十四年即ち今年度より十九年に至る六箇年の間、四千六百萬圓づゝを計上することに相成りまして、殆ど從來の計畫の其半額にも過ぎないのであります、諸君此四千六百萬圓と云ふことが、單に今年度に止まるならば、或は是で我慢することも出來るかも知れぬ、併ながら諸君は知るや知らずや、此十四年度から十九年度に至る所の六年間の間、四千六百萬圓と云ふ過少なる建設費を計上致しましたる事は、私は到底之に忍ぶ事は出來ぬのであります、能くも政友會諸君が之に我慢をせられた者であると思ふ、其雅量の宏大なるに私は驚かざるを得ぬのであります、而して私は次に反對の理由と致しましては設法の精神より鑑みまして二、三反對をして見たいのであります、諸君、敷設法を制定されましたる事は、年々內閣の迭る毎に其鐵道政策の根本を變更せらるゝ事が甚だ國家の爲に憂慮すべき事である、是に於きまして即ち鐵道の將來に於ける計畫を確立致しましてさうして法律を以て此根本義を樹立致した事は諸君の御承知の通りである、然るに現內閣は此敷設法の精神を無視致しまして、さうして斯の如く其計畫に大異動を生ずるが如き變更を加へられた事は、吾々は是れ鐵道計畫の根本の破壞と言うて敢て差支はないと思ふのであります、唯今私が此現內閣の設計の一端を見ますと云ふと、實に私共は甚だ遺憾に堪へぬのであります、先程申しました通りに、建設費としては大正十四年より十九年までは僅に四千六百萬圓、而して二十年から二十四年に至る間は五千萬圓或は六千萬圓と云ふ尻上りに段々高くなつて來て居るのである、諸君、此鐵道建設の計畫は宜しく年度を進むるに從つて其金額が減少して行かなければならぬ、何故かと申しまするに、此現在の計畫は現在の計畫に止まるものでありますから、此殘りの百二十一線と云ふものを段々、即ち敷設法にあるが如くに漸次之を計畫をして行かなければならぬものであります、然るに現內閣の如く段々其年度を進むるに從つて段々向ふが高くなつて來て居る、此年度尻に於きまして其金額が增加することは、即ち殘りの百二十一線の計畫を全く阻碍するものであると言ひ得るのであります、で斯の如くに此計畫を見ますれば殆ど現在の計畫たる所の二十八線は或は之を設計が出來るかも知れませぬが、殘りの百二十一線は將來全く是が計畫を見ることは出來ない結果を見ることは明であります、吾々の即ち此既定計畫の遂行を希望する、即ち既定計畫の遂行を要求する所以のものは單り此現在の計畫に止まらずして、後に殘る所の鐵道網たる所の國家百年の大計を講じなければならぬと云ふにあるのであります、然るに拘らず現內閣の此計畫に依りますれば、どん〳〵後に至る從つて難境に接するのでありますから、到底百年經つても千年經つても此計畫は成就することが出來ないのである、私は最後に一言申して見たいのである、元來此官業と云ふものは、私は時を擇んで行はなければならぬと云ふ意見を持つて居る、時とは何かと申しますれば、即ち此官業を行ひまするには、宜しく不景氣の時に行ふべし、景氣の最も盛なる時に官業を盛に行ふに於ては民間の事業を壓迫し、又勞銀を吊上げて、さうして高い物價を購入しなければならぬと云ふ非常な不利益を持つて居るものであります、然るに不景氣に至りまして之を實行致しまする時に於ては、其勞銀の如き、又其物價の如き、低廉にして之を購入することが出來る、而して又一面には失職者を救濟することも出來、一擧兩得であるのであります、(拍手)宜しく此國家たるものが事業を起しまするには此時を最も擇ばなければならぬ今日の如く緊縮に緊縮を重ね、行政整理に整理を積んでさうして失職者頻出の今日に於きましては最も此事業を盛にし、最も此既定の計畫を遂行するに其時を得たるものであると云ふことを私は確信する者であります、(拍手)要するに吾々は此現內閣の鐵道計畫は全く國家の根本方策たる所の鐵道計畫を破壞するものであることを信じ、玆に本決議案に贊成を致します所以であります。

〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 板野友造君。

〔板野友造君登壇〕

○板野友造君 本案に反對を致します、反對の理由は餘り詳細に述べる必要がないと私は感じて居ります、だから極めて簡單にやります、此案は申すまでもなく政府は鐵道建設既定計畫を遂行すべし、斯う云ふことである、さうして恐ろしい理由が書いてあつて、鐵道計畫を根本より破壞するやうなことを現政府がやる、是は良くない、斯う云ふやうな理由が書いてありますが、私共は何を指して斯樣な誇張、大袈裟なことを仰せになるか、謹んで提出者の說明を聽きたいのである(「ひや〳〵」拍手)御承知の通り豫算に示す所に——鐵道計畫が豫算に現れて居る所に依つて見ますれば、今まで大正二十二年に完成すべきものとなつて居つたのを、二年繰延べて大正二十四年に全部完成させやうと云ふ、斯うなつて居るだけである、だから諸君が根本から破壞するものであるとか何とか大袈裟に仰せになりまするが、結局は此八十幾線の鐵道に付て僅に二年を繰延べると云ふだけである、此事實に對して是が根本計畫を破壞するなど云ふことは誇張の言なりと謂つて差支ないのである(「ひや〳〵」拍手)唯々私大石君の御演說では能く分らなかつたし、唯今の藏園君のも傾聽致しましたが、どうも少し分り惡い、此點は木下君の御說明に依つて、私木下君の御說明を準據として論評して見たい、木下君の御說明に依れば鐵道計畫に付て繰延をしたことはある、諸君が最も信賴をされ、諸君が極力援けんとした清浦內閣に於ても、繰延がある、斯う云ふことを述べられて居るのである、繰延は唯々是だけではありませぬ、唯々清浦內閣がやつただけではない、やらなければならぬやうな風の今までの計畫に出來て居る、それだから豈啻に清浦內閣のみならん、繰延は時々やつて居るのであります、繰延を以て之を鐵道計畫の破壞であると云ふならば、日本の鐵道計畫は幾度根本的に破壞されたか分らないと云ふことになるのである(拍手)何故斯樣になるか、此際申して置きませう、吾々が國民黨以來常に鐵道計畫に對して叫ばざるを得なかつたものが此にある、露骨に申しますれば此鐵道を政黨が食物にすると云ふことが今まであつたのである(拍手)出來もしない初めから本當に實現をさすと云ふことの眞實なくして、徒に此處に鐵道を引いてやる、此處に鐵道を引いてやると云ふ、所謂鐵道網の如きものを現して、以て鐵道完成したるが如き歡迎を買ひ、さうして黨勢を擴張をする、是でやるのであるから是れ等の政黨のやる鐵道計畫なるものは本當に鐵道を引くと云ふ計畫ではない、黨勢擴張の計畫である(「政友會を叱れ」と呼ぶ者あり)何黨とは言はない——何黨とは言はない、斯う云ふやうな事をやつて來た政黨が隨分あるのである、それであるから唯々地圖の上に幾線かを畫き、以て恰も鐵道が此處に引かれるのである、建設されるものであると云ふことを思はすれば、それで目的は足りるのである、唯赤い線を地圖に引くことには金は要りませぬ、斯う云ふことで亂暴なる鐵道網を作りやつて居るが爲に繰延をしなければならんことになつて來るのは、鐵道を以て黨勢擴張の具に供したからである(拍手)で斯の如き事は——斯の如き事はどうしても之を打切らなければならぬ、で現內閣に於ては……(「政友會を叱れ」と呼ぶ者あり)何黨などとは吾は斷じて言はぬ、斯の如き事をする政黨があり、政治家があつたと云ふことを言ふだけである、斯樣な不健全な、初めから不健全なる不誠實なる計畫が立てられて居つたと云ふことだけは私此際一言を附して置きます、是は多少支岐に亘りましたが、木下君の本案に對する御說明に依りますれば、色々な御議論はありましたが、外國の事などは日本の財政と關係がありませぬから、是は別に申しませぬ、唯斯う云ふ御言葉であります、金額數字の問題ではなくして國策國政の問題である、此基礎を動かすことは出來ない、斯う仰せになつた、現內閣の鐵道計畫は基礎を動かす程ではありませぬ、唯々今年繰延べるだけであるから此攻擊は當らない、其次には金がなければ公債を以てやつたら宜いぢやないかと仰せになりました、是は私亂暴であると思ふ、今まで公債に依つてやつて居つたのである、改良は益金に依り、建設は公債に依つて居つたのである、其通りで押切ることが出來ないからして、今までにして常に屢々繰延べられて居つたのである、今日の財政に

於て更に之を公債に依て建設費を支辨すると云ふことになれば、此公債政策が果して成功すると云ふことを論證されざる限りは此議論は立ちませぬ（拍手起る）鐵道の現狀を御覽なさい、御承知の如く既に目星しい處にはずつと出來て居る、是から後更に鐵道を殖すことになれば利益は次第に薄くなる、之を今日公債を募集してどん〳〵新しいものを建設するなどと云ふ左様な亂暴なことは斷じて出來ませぬ、それから又改良を先にすべしと云ふ御議論もありましたが、是は既に山道君からも御話になつて居りますから一切之を省きます、要するに此決議案の理由は理由を成して居らぬ（拍手）今日に於ては鐵道の根本計畫を破壞するものでもなければ、唯々僅に二年を繰延べてさうして此計畫を遂行すると云ふのであるから、何も遂行を更に迫るの決議は要らない譯になる、吾々は斯様な意味で餘り之に反對の理由を述べる必要もありませぬ、提案の理由も明でない程な本案に對しては是だけで結構であらうと思ふ、是だけ申して置きます。

○副議長（小泉又次郎君） 大岡榮三郎君。

〔大岡榮三郎君登壇〕

○大岡榮三郎君 最早賛否の議論も餘程盡きたやうでありますから、私は簡單に本問題に付て賛成の意見を申上げたいと思ひます、現内閣の國有鐵道の施設に關する方針に付て國民が最も知らんと欲する重大なる點は三つあると思ふのであります、第一は年々增加する所の輸送の數量に對しては如何なる改良計畫を立つるや、第二には國民生活に關係の深き所の運賃問題を如何にすべきや、第三には唯今問題になつて居る所の建設線の事柄であると思ふのであります、就第一の既成線の改良に付ては現政府の提出したる所の豫算を見ますると、大正十四年度に於ける所の改良費は一億二千二百萬圓であります、之を過去六年間、即ち大正八年以後の改良費の決算並に決算見込額と比較して見ましたならば、其額に於て殆ど相違けないのである、然るに現鐵道省當局者は從來の内閣が常に建設に重きを置いて改良を等閑に付したと云ふことを屢々力說せられるのでありまするす、併ながら數字が明に之を反證して居るのであります、唯今板野君が建設は各政黨政派が黨勢擴張の爲に利用して斯の如く厖大なる計畫を爲したものであると云ふことを言はれましたが、併ながら過日仙石鐵相が建設費三千三百萬圓を計上したる時に是が增加を迫つたのは憲政會の諸君も然り、政友會の諸君も然り、又革新俱樂部の皆さんではありませぬか（拍手）而して鐵道改良豫算に付て仙石鐵相は如何なる獨得の計畫を樹てられたかを吾々は委員會で承つた、然るに之に對しては新規の何等の計畫はない、前當局に於て屢々調査し、研究したる所のものを計上したに過ぎないと云ふ御話である、併ながら改良計畫に付ては別段新規嶄新と認むべきものはない、次に第二の國民生活に關係の深き運賃問題はどうである、目下我國の物價の高いことは諸君の認むる所である、之に對して政府の對策を聞へば、政府並に國民の消費節約に待つ外はないと云ふ御話である、而して鐵相は此運賃問題に付て如何なる計畫を有せられるかと云へば、是亦殆ど何もないのである、（「簡單に願ひます」「分らぬ」と呼び其他發言する者多し）

○副議長（小泉又次郎君） 簡單に願ひます。

○大岡榮三郎君（續） 戰後英國に於て物價問題がやかましく、是が引下げに苦心する際に於て、鐵道會社の重役は、鐵道運賃は物價其ものを引下げる爲には、重大なる影響を爲すことはないかも知らぬ、併ながら小善と雖も爲さゞるに如かず、是が輿論の要求に應じて此運賃を低下した、現内閣に於ては此運賃に何等の考慮を加へた事が無いのである、第三の未成線の建設に付て政府の爲す所如何、先づ是が議論の前提として現帝國の特別會計の狀態は如何であるかと云ふことを御承知になつて居るだらうと思ふのである、即ち大正十二年度に於て特別會計に對する資本の投下額は二十一億に上つて居るのであります、而して大正十年、十一年に於て是が利廻は一割零一厘に上つて居るのである、大震災の十二年度に於て投下資本に對して八分五厘に上つて居るのである、又十三年の豫算並に十四年度の豫算に於ても政府は其增收を見て、目下頗る不景氣で商工業の沈衰の時代であるにも拘らず、十三年度に於ては何百萬圓、或は十四年度に於て三千何百萬圓と云ふものを計上して居るのであります、即ち一時悲觀論を以て眺められた所の特別會計も頗る其成績が宜しくて事實健實なるものとして前途は洋々であると云ふことは、仙石鐵相も認められた所であります（「分らぬ」「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり）鐵相の特別會計の基礎が斯の如く鞏固であつて、前途又憂ふべき所がないに拘らず、政府が建設費を計上するに當つて、唯々單純に一千五百萬圓だけを公債より仰ぎ支出すると云ふのは、特別會計の能力を無視し、特別會計の威力を何等發揮する所がない、斯の如き豫算は鐵道省で造つた豫算に非ずして、大藏省主計局で作つた豫算と謂はなければならぬ（拍手）先程此豫定計畫と云ふことに付て疑を存せられました、それに付ては木下君が先刻答へられて居る、豫定計畫と云ふのは即ち加藤友三郎内閣に於て確定したる計畫である、併ながら、其後天災地變、即ち大震災で受けて我國の經濟界が一大變調を來したのだから、之に對應する爲に山本内閣、並に清浦内閣に於て計畫したる所を以て、之を標準として進めると云ふのに何の不思議がある、斯の如く實際の事實は明白である、要するに政府の建設に對する觀念は、餘りに悲觀的であつて、且又新規の開業線に對する計算と云ふものはまるで事實と違つて居る、是は豫算委員會に於ても私共屢々質問をした何等の根據がない生きた實例に少しも適合して居ない所の數字を根據として居る、故に若し現政府に於て特別會計の威力を發揮し、其能力を十分振ふだけの計畫を樹てるならば、建設の前途と云ふものは、何も斯の如き萎縮なるものを以て甘んずる必要はない、今や現内閣は消極政策を執つて居るが、併ながら後日を目的とするならば〔「簡單々々」と呼び其他發言する者多し〕

○副議長（小泉又次郎君） 靜肅に願ひます。

○大岡榮三郎君（續） 將來鐵道建設は帝國の鐵道特別會計に何等恐るべきものがないと云ふことを信ずるならば、斷乎として此既定計畫に向つて進むと云ふことは少しも不思議とするに足らぬ譯である、是即ち本案に賛成する所以であります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君） 是にて討論は終結致しました、松田源治君外二十名より本案の採決は記名投票を以てせられんことの要求でありました、仍て記名投票を以て決します、決議案に賛成の諸君は白票反對の諸君は青票をお持ちあらんことを希望致します

――閉鎖――氏名點呼を行ひます。

〔書記官氏名を點呼す〕

○副議長（小泉又次郎君） 投票漏はありませぬか、――投票漏はないと認めます――投票函閉鎖――開匣――開鎖。

〔書記官投票の數を計算す〕

○副議長（小泉又次郎君） 投票の結果を書記官長より報告せしめます。

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 三百十六
可とする者 白票 九十七
否とする者 青票 二百十九

〔拍手起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 本案は否決せられました

〔拍手起る〕

〔參照〕

元田肇君外十六名提出決議案を可とする議員の氏名左の如し

井上虎治君 井出繁三郎君
池田龜治君 池田泰親君
石原正太郎君 岩切重雄君
鶴苗代君 鳩山一郎君
原夫次郎君 原田十衞君
原田藤次郎君 本多貞次郎君
星應平君 庄次竹二郎君
東鄉實君 千葉宮次郎君
陣軍吉君 折原巳一郎君
小島善作君 大岡榮三郎君
大石大君 大麻唯男君
奥野小四郎君 川原茂輔君
川口義久君 河崎清君
加藤久米四郎君 加藤鐐五郎君
柏田忠一君 粂田秀雄君
海原清平君 金光庸夫君
神村吉郎君 米原於菟男君
吉植庄一郎君 吉木陽君
吉松忠敬君 高橋光威君
高木第四郎君 高見之通君
丹下茂十郎君 田中隆三君
田口文次君 筒井民次郎君
津崎尙武君 中村四郎兵衞君
中村啓次郎君 中村嘉壽君
中林友信君 長峰與一君
成田榮信君 向井倭雄君
浦野謙朗君 上原好雄君
則元由庸君 野村治三郎君

熊谷五右衞門君 藏園三四郎君
栗林五朔君 八木逸郎君
前田房之助君 前田兼寳君
牧野良三君 松浦五兵衞君
松田源治君 丸山浪彌君
福井甚三君 小泉辰之助君
小橋一太君 寺田市正君
櫻内幸雄君 榊田清兵衞君
佐藤重遠君 木下謙次郎君
吉良元夫君 岸本賀昌君
三輪市太郎君 宮崎友太郎君
志波安一郎君 清水市太郎君
清水長鄉君 島本信二君
廣岡宇一郎君 平田民之助君
森田政義君 元田肇君
井上孝哉君 石坂豐一君
坂東幸太郎君 堀田義次郎君
小川鄉太郎君 高島順作君
堤清六君 畔田明君
佐藤潤象君 田淵豐吉君
湛増庸一君 多木久次郎君

元田肇君外十六名提出決議案を否とする議員の氏名左の如し

井本常作君 石塚三郎君
石黒大次郎君 飯塚春太郎君
原脩次郎君 橋本喜造君
濱口雄幸君 西英太郎君
戸田由美君 中馬興丸君
大里廣次郎君 大津淳一郎君
太田信治郎君 小野重行君
岡本實太郎君 岡部次郎君
奥村千藏君 川崎克君
河波荒次郎君 加藤政之助君
加藤鯛一君 加藤六藏君
加藤十四郎君 金澤安之助君
金田平兵衞君 神谷彌平君
神田正雄君 神部僖藏君
横山勝太郎君 横山金太郎君
横山一格君 吉川吉郎兵衞君
吉原義雄君 吉田磯吉君
頼母木桂吉君 武富濟君
田中萬逸君 田中武雄君
田中善立君 高木益太郎君
高田耘平君 高橋元四郎君
谷口宇右衞門君 建部遯吾君
俵孫一君 永井柳太郎君
中原德太郎君 中谷貞頼君
中野寅吉君 中野猪之助君
村上國吉君 村上紋四郎君
生方大吉君 内ヶ崎作三郎君
宇田友四郎君 野村嘉六君
黒田重兵衞君 栗延敬太郎君
工藤鐵男君 八並武治君
山桝儀重君 山道襄一君
山田又司君 山田助作君
山田道兒君 山本厚三君
松本忠雄君 町田忠治君
古屋慶隆君 降旗元太郎君
藤澤幾之輔君 藤井敬憬君
深井功君 福田五郎君
小島證作君 小寺謙吉君
小山松壽君 小池仁郎君
木檜三四郎君 河野曉君
近藤重三郎君 紺野九右衞門君
寺島權藏君 手代木隆吉君
淺賀長兵衞君 淺川浩君
阿由葉勝作君 荒井野建三君
安達謙藏君 鱗川五郎作君
作間耕逸君 佐竹庄七君
佐藤實君 佐藤球三郎君
齋藤隆夫君 齋藤仁太郎君
齋藤金吾君 柵瀨軍之佐君
澤田利吉君 山谷義治君
三好榮次郎君 宮崎松次郎君
箕浦勝人君 下元鹿之助君
清水留三郎君 鹽田團平君
廣瀨德藏君 平川松太郎君
平野光雄君 樋口秀雄君
森田茂君 關矢孫一君
關俊吉君 杉浦武雄君
鈴木富士彌君 菅原英伍君
磯部尙君 岩崎幸治郎君
岩崎勳君 石井謹吾君
石井三郎君 阪村五郎君
井上敬之助君 伊澤平左衞門君
八田宗吉君 秦豐助君
西澤定吉君 西方利馬君
長田桃藏君 大竹謙治君
岡崎邦輔君 小川平吉君
小野義一君 若尾幾太郎君
渡邊伍君 渡邊勘策君
加藤知正君 笠原忠造君
吉津度君 竹内友治郎君
田邊七六君 高井商二君
高橋是清君 高橋熊次郎君
中島守利君 中村繼男君
中村清造君 武藤金吉君
内野長次郎君 野田俊作君
來栖七郎君 熊谷巖君
熊谷直太君 矢野鉉吉君
山本悌二郎君 山口義一君
山口恒太郎君 山内範造君
山下谷次君 松木眞平君
松山常次郎君 松實喜代太君
二木治君 古川清君
木暮正一君 小久保喜七君
神崎勳君 靑木精一君
青柳郁次郎君 赤間嘉之吉君
東武君 安藤正純君
有馬頼寧君 齋藤珪次君
榊原經武君 佐々木文一君
佐々木春作君 佐々木長治君
坂栗哲君 木戶豐吉君
木村政次郎君 志賀和多利君
嶋居哲君 廣瀨爲久君
望月圭介君 瀨沼伊兵衞君
鈴木隆君 菅原傳君
隅田豐吉君 板野友造君
井上利八君 林田龜太郎君
馬場義興君 濱田國松君
西村丹治郎君 富永孝次郎君
土井權大君 大口喜六君
大内暢三君 高島兵吉君
田崎信藏君 植原悅二郎君
山本芳治君 小橋藻三衞君
古島一雄君 秋田清君
齋藤[illegible]君 清瀨一郎君
關直彥君 今里準太郎君
磯部保次君 岡田忠彥君
岡田溫君 若宮貞夫君
若尾璋八君 長岡外史君
山本愼平君 松山兼三郎君
平井光三郎君

○副議長（小泉又次郎君） 是にて日程は終了致しました、次回の日程は公報を以て御通知致します、本日は是にて散會致します。

午後七時二十七分散會

○大正十四年二月十日（火曜日）

午後一時十五分開議

議事日程 第十一號

質問

一 國防上海軍に關する質問（三善清之君提出）

二 輸入超過並農村振興に關する質問（神崎勳君提出）

三 教育の方針問題に關する質問（建部遯吾君提出）

第一 遠洋漁業獎勵法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 所得稅法中改正法律案（菊池謙二郎君提出） 第一讀會

第四 商業會議所法中改正法律案（增田義一君提出） 第一讀會

第五 違警罪卽決例廢止法律案（原夫次郎君外三名提出） 第一讀會

第六 裁判所構成法中改正法律案（原夫次郎君外五名提出） 第一讀會

第七 教育の機會均等に關する建議案（山桝儀重君外二名提出）

第八 義務教育費及助成に關する建議案（山口政二君提出）

第九 獸醫師法の制定に關する建議案（服部英明君提出）

第十 社會教育局設置に關する建議案（樋口秀雄君提出）

第十一　社會教育振興に關する建議案（青木精一君提出）
第十二　國定教科書の編製並販賣の改善に關する建議案（樋口秀雄君提出）
第十三　大間々長野原間鐵道建設に關する建議案（淸水留三郎君外四名提出）
第十四　航空行政中央統一機關設置に關する建議案（長岡外史君提出）
第十五　帝國在鄕軍人會國庫補助に關する建議案（佐々木奉作君外四名提出）
第十六　男子用通常禮服に關する建議案（菊池謙二郎君提出）
第十七　肥料政策確立に關する建議案（齋藤藤四郎君外四名提出）
第十八　國防會議設置に關する建議案（蜷川五郎作君提出）
第十九　鹽の販賣價格均衡に關する建議案（土井權大君外一名提出）

○議長（粕谷義三君）　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

齒科醫師法中改正法律案
提出者　石塚三郎君　松井郡治君
西村丹治郎君　木下謙次郎君
增田義一君　工藤鐵男君

關稅改正促進に關する建議案
提出者　太田信治郎君　山本厚三君
平沼亮三君

鹽田禁止區域地區解除に關する建議案
提出者　三橋四郎次君

石狩川本支流治水工事速進に關する建議案
提出者　神部爲藏君　一柳仲次郎君
小池仁郎君　淺川浩君
手代木隆吉君　山本厚三君
澤田利吉君

小樽港に露國領事館設置に關する建議案
提出者　山本厚三君　小池仁郎君
一柳仲次郎君　淺川浩君
神部爲藏君　澤田利吉君
手代木隆吉君

小樽港及函館港に港務部設置に關する建議案
提出者　山本厚三君　小池仁郎君
神部爲藏君　一柳仲次郎君
澤田利吉君　淺川浩君
手代木隆吉君

三次江津間鐵道速成に關する建議案
提出者　平田民之助君　原夫次郎君
櫻內幸雄君

染料關稅撤廢に關する建議案
提出者　武藤金吉君　鈴木隆君
（以上二月七日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

北海道拓殖政策に關する質問主意書
提出者　松實喜代太君
（以上二月七日提出）

一昨九日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員藏園三四郎君提出樺太廳の綱紀肅正に關する質問に對する答辯書

樺太廳の綱紀肅正に關する質問主意書
右成規に據り提出候也
大正十四年一月三十一日
提出者　藏園三四郎
贊成者　高見之通
外三十名

樺太廳の綱紀肅正に關する質問主意書
樺太廳官制改正に關し昨年十二月當局の爲せる失政は綱紀の上に重大なる關係あるのみならす憲政運用上寸時も默視するを許さす之に對する政府の所見如何
右及質問候也

大正十四年二月九日
內閣總理大臣　子爵加藤高明
衆議院議長粕谷義三殿
衆議院議員藏園三四郎君提出樺太廳の綱紀肅正に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕
衆議院議員藏園三四郎君提出樺太廳の綱紀肅正に關する質問に對する答辯書
本質問は昨年十二月樺太廳の公布に係る官制附帶規程の改正に關するものなるへしと認むるも右は不可抗力に基くものにして綱紀の上に關係ある失政と認めす
右及答辯候也
大正十四年二月九日

一今十日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員神崎勳君提出輸入超過並農村振興に關する質問に對する答辯書

輸入超過並農村振興に關する質問主意書
右成規に據り提出候也
大正十四年一月二十三日
提出者　神崎勳
贊成者　● 志賀和多利
外三十三名

輸入超過並農村振興に關する質問主意書
輸入超過の防遏と農村振興とは我か國に於ける刻下の大問題なり而して近時物價獨昂騰の傾向あるは極めて憂慮すへき事態なりとす思ふに斯の如きに至りたる所以のもの蓋歷代の內閣か其の對策宜しきを得さるに因るに非さるか政府は是等重要なる問題に對し如何なる新政策を立てむと欲するか敢て明白なる答辯を求む
右及質問候也

大正十四年二月十日
內閣總理大臣　子爵加藤高明
衆議院議長粕谷義三殿
衆議院議員神崎勳君提出輸入超過並農村振興に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕
衆議院議員神崎勳君提出輸入超過並農村振興に關する質問に對する答辯書

一輸入超過に關する件
輸入超過の防遏に付政府は一昨年關東地方震災の結果復興材料等の輸入激增を見我國際貸借の逆勢頓に顯著となりたるに鑑み輸入抑制の對策を講するの一層緊要となるを認め即ち勤儉を奬勵し國民の消費に對し節制を加へしめむことを期し又贅澤品等に對し高率なる關稅を賦課すると共に內地品の愛用の風を涵養するに努むる等の方策を採り來りたるか今後に於ても更に考究を遂け尙輸出商品の製產及販賣に關する共同施設を奬勵する等に依り輸出を促進する等其の他適切の對策を講する考へなり又物價騰貴の現狀に憂慮すへきものあるに鑑み政府に於ても之か調節に付努力する方針にして曩に行政財政の整理を實行したるか如きは即ち物價調節に資するの趣旨に出てたるものなり勤儉奬勵の方策爲替維持恢復の方策の如き亦物價調節に貢獻せんことを其主要なる目的の一となしたるものに外ならす惟ふに最近物價騰貴の原因に付ては生產消費金融其の他內外各方面に存し頗る複雜なるを以て政府は充分の考究を遂け今後に於ても適當の對策を講する所あるへし

一農村の振興に關する件
農村の現狀に鑑み農村振興上必要なる各般の方策に付ては從來政府に於て各種調査機關の研究をも參酌し施設を怠らさる所にして今後尙大に施設調策すへきもの多かるへきも農業に關する協力經營を普及せしめ以て生產費の節減、金融の緩和、農產物販賣方法の改善を期する等農家收入の增加を計るを以つて急務なりとし本期議會に對し新に農村振興費豫算を提出し農業共同施設奬勵、農業倉庫、共同繭倉庫及共同乾繭裝置奬勵、畜產組合事業督勵、副業奬勵、農具改良普及奬勵、卵に關する共同施設奬勵、牧野改良に關する共同施設奬勵種牡牛馬の補充並畜力利用奬勵等の費途に充て尙農村問題と密接なる關係にある水產業に於いても其の經營上の基本となるへき各種の必要的共同設備を助成し其の改良充實を奬勵する爲之に關する經費を計上し船揚場及船溜場設備、販賣設備、製造設備、增殖設備、倉庫設備、漁船及漁具設備、運搬設備並救難設備奬勵等の費途に充つる豫定なり
右及答辯候也
大正十四年二月十日
農商務大臣　高橋是清
大藏大臣　濱口雄幸

一去七日本院に於て決議したる議員横田千之助君に對する弔詞は同日之を贈呈せり

〔左の報告は朗讀を經さるも參照の爲茲に揭載す〕

一去七日議長に於て選定したる委員左の如し
米穀法中改正法律案外一件委員
岡部次郎君　西英太郎君
阿由葉勝作君　太田信治郎君
吉原義雄君　黑田重兵衞君
原田十衞君　宮崎庄一郎君

細井甚三君　池田龜治君
丹下茂十郎君　井上敬之助君
木村政次郎君　高橋熊次郎君
渡邊祐策君　松山兼三郎君
西村丹治郎君　土居通憲君

一昨九日委員長及理事互選の結果左の如し
米穀法中改正法律案（政府提出）外一件委員
委員長　井上敬之助君
理事　吉原義雄君　松山兼三郎君
土居通憲君

一昨九日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第一部選出
豫算委員　松山兼三郎君（宮島幹之助君補闕）
第四部選出
懲罰委員　牧野良三君（丹下茂十郎君補闕）
第九部選出
豫算委員　倉元要一君（奧野小四郎君補闕）

○議長（粕谷義三君）　是より會議を開きます、御諮り致すことがございます、第一部選出決算委員寺田市正君、第九部選出請願委員吉良元夫君、右常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議ないと認めます、仍て許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、屆出あらんことを希望します――尙は御諮り致すことがあります、吉松忠敬君病氣に付、二月十日より二月十九日まで、大島要三君病氣に付、二月十日より二月二十日まで、細梅三郎君事故に付、二月十二日より二月二十日まで、右諸君より請暇の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議ないと認めます、仍て許可致します、――敎育改善及農村振興基金特別會計法外一件委員長より、今日本會議中に委員會を開會致したいと云ふ申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御異議ないと認めます、許可致します。

○齋藤珪次君　委員の方は十一委員室に御參集を願ひます。

○議長（粕谷義三君）　是より日程に入ります、質問の趣旨辯明を許します、尙は本日の日程の第二に對しましては、政府より答辯書を受領致しましたから日程より之を省きます、若し之に對して意見の陳述の申出がありますれば、是は適當なる機會に於て之を許します――質問第一、國防上海軍に關する質問――三善清之君。

一　國防上海軍に關する質問（三善清之君提出）

國防上海軍に關する質問主意書
右成規に據り提出候也
大正十四年一月二十二日
提出者　三善清之
贊成者　古川清
外四十一人

國防上海軍に關する質問主意書
一米國上院は昨年十二月十日海軍擴張の豫算案を決議せり其の內容は左の如し
一　航洋巡洋艦　八隻
二　河川用砲艦　六隻
三　主力戰鬪艦に對して大に改裝を施し燃料を石油とせり
右擴張に係る臨時軍事費一億一千一百三十六弗を決議せり之れ確實なる軍備擴張にして之か我か國防上に關し其の影響如何
一前揭擴張の外に更に「一萬噸級の航洋巡洋艦二十二隻及大潛水艦四萬八千噸の建造を必要なり」との同海軍協會の決議にして若其の實現を見は我か國防上に於ける大脅威ならすや如何
一米國海軍は布哇を以て前進大根據地として「ホノルヽ」港眞珠灣等に大艦隊を收容するの設備ありと果して然るや
一米國海軍は本年一月より六月迄半歲に亘り大西洋艦隊及太平洋艦隊の全部を擧て太平洋上布哇附近に集中し或は日本帝國を以て假想敵國として攻防の大演習を行ひ更に六月より九月迄は濠洲及新西蘭等を歷訪して戰術上の大行動を作す是れ蓋太平洋の制海權掌握に擬するものならむか斯の如きの行動は帝國に對する脅威なりと認む政府の所見如何
一米國に於ては現下に於ける日英米の補助艦艦勢力比較を以て米國は大に劣等にあるものとせり吾人の調査に於ては然らす我か當局の正確なる調査如何
一華府會議の結果を見れは慄然として肌に粟を生す而して該會議後列强は著々として新計畫の事實を表現せり然るに又近來傳ふる所に由れは米國は第二軍縮會議を主催せむとす吾人は寧ろ國際聯盟規約第八條に依る軍備縮小會議の成立を促し然る後大に列國の軍縮を行はむことを希望す我か政府の所見如何
一英國保守黨內閣成立に由り愈以て新嘉坡大海軍根據地建設に決したるもの丶如し是れ我か國防上大なる脅威ならすや如何
一近時戰術の變化長足の進歩にして彼我攻防共に空軍の威力に依るもの偉大なり今日英米日三國の比較に於て我か海陸共に其の實力に於て我は彼の三割にも達成せす之れ實に我か軍備の大缺陷にして吾人は甚た戰慄に耐へさるなり思ふに我か當局意慢ならすや如何
一斯る現狀に在ては我か國防上更に大に愼重なる研究考査を必要とす政府は政治家軍人及實業家等を以て組織し國防調査會を設けて之か國家樞要の機關たらしむるの意思なきや如何
右及質問候也

〔三善清之君登壇〕

○三善清之君　諸君、米國に於きましては第二回の華府會議を開催さるゝ模樣であります、幸にして列强の間に圓滿なる協調の下に、列强が若し公平なる軍備縮小を爲すことを得ましたならば、極めて結構な事であります、我國に於ても無論贊成を致さなければならぬと考へるのであります、然るに現在に於きまして、英米の二國は盛に軍備擴張を爲しつゝあるのであります、現に其軍備擴張が我が國防の上に大なる脅威を致して居ると感じます、隨て本日の質問は主として海軍當局の意見を質すのでありますけれども、自然事外交に及び、國策の上から總理大臣の答辯を煩すこともあります、又民間航空事業に付ては遞信大臣の明確なる答辯を煩したいと考へます、尙は一言附加しますが、或は政務次官より御答辯があるかも知れませぬが、外交上の事なり軍事上の事は、成べく主管の大臣より御答辯を煩したいものであります、一言申して置きます、先年の華府會議は其目的世界の平和と人類の幸福の爲に、五大强國の軍備制限と四國條約とが成立を致したのでありますが、其目的、斯る美名提唱の舌根未だ乾かさるに當つて、忽ち今日英米二國が盛に軍備の擴張、軍備の競爭を致しますことは、或は又是が世界平和を攪亂するの禍の因となりはしないかとも考へられるのであります、併ながら曩の華府會議に就きましては、各國に於て種々の批評があるさうでありますが、私の或る外人から聞く所に依りますと、其批評は面白い、それは軍備の制限よりも寧ろ日本の膨脹と、其極東に於ける勢力を殺ぐ爲に用ゐられた手段であつたと申すのであります、併ながら私共は決して左樣には考へて居りませぬ、併し歐洲大戰の平和克復に當りまして、彼の平和條約國際聯盟等に對して米國が執りました所の態度、其意思に付きましては、吾々尙は頗る遺憾とする所であります、即ち世界の平和と人類の幸福に貢獻し、之を維持する爲には國際聯盟の如きは最も理想的最良の方法なりと信ずるのでありますにも拘らず、米國は此國際聯盟を拒否し、然して平和條約に付ても極めて亂暴狼藉なる言論が米國の議會に於て弄されましたことは、尙は諸君の記憶に新なる所であると考へます、其當時米國の上院に於て行はれました言論の一部を申しますれば、殆ど終始我が帝國を罵詈讒謗、離間中傷、毒舌を弄して日本は最も辛辣なる侵略的國である、又曰く、日本は最も橫暴なる軍國主義國家である、米國は斯樣な國家に對しては膺懲を加へて以て、斯る害蟲を撲滅驅除しなければならぬと云ふやうな言論を弄されたことを記憶致すのであります、諸君、米國は如何なる理由に依つて我が帝國を侵略的國家であると申すのであるか、甚だ怪訝に堪へない、今より二百年前後に於きまして、歐洲の各國は或は軍艦に依り、或は商船に依り、東洋及南洋方面に向つて盛に領土侵略、領土擴張を致しましたのは事實であります、當時我國に於きまして大船巨舶を造ることを禁じ、國民に海外に遠征致すことを禁じました、故に明治初年に於きましてすら我が海軍は絕無であります、海外に向つて領土侵略的行爲を施すには、最も海軍の力に依らなければならぬことは無論である、而も明治二十七、八年の役頃に於てすら、我國に於ては海軍は無かつた、其當時日清の國交は破れまして、品川を出ました船が吾妻艦、金剛艦、或は浪速艦と云ふやうな、斯る軍艦は二千噸許り、或は三千噸許り

今日から見ますると、全く「ストンボッチ」のやうなものであります、而も左樣なものが二三隻はか無かつた、故に樺山大將は商船西京丸に乘つて戰つたと云ふ事實があります、斯の如く我國に於て――海軍の絶無でありました我國が、どうして海軍の海外に向つて侵略的行爲が出來るでありませう、由來我國は建國以來二千五百八十餘年、此間に於て未だ曾て海外に向つて領土侵略的行爲を施したことはありませぬ、斯樣な事實であります、其三國干渉の後に於て刃に衂らずして遼東半島を領し、一宣教師の殺害を以て山東半島を領し、一軍艦も用ゐずして威海衞を領しましたる各國に對しては、米國は未だ嘗て一言半句の抗議もせず、攻撃も致さず、他を見て顧みざるもの〻如くでありました、然るに歐洲大戰平和克復に際しまして「ヴエルサイユ」條約の時に於て、我が全權は山東に於ける支那の主權は全部之を支那に還付するものであると云ふことを堂々として聲明されて居るのであります、然るに拘らず米國の上院に於きましては、尙且つ盛に我國を非難攻撃を致しまして、日本の山東に對する行爲は盜賊的行爲である、國際間の大罪惡である、又曰く、山東百萬の蒼生は東洋暴君の鐵鎖に繫がれて居る者である、又曰く、米國は「アルサス、ローレン」を佛蘭西に取返してやる爲に獨逸と戰つたのである、此次は山東を取返して支那にやる爲に日本と戰ふことを辭せないものであると云ふことを、米國の上院に於て斷言をされました、如何にも其大膽に驚かざるを得ませぬ、而も其言論者は米國一流の大政治家「ロジイ」氏、「ボラー」氏、「ジョンソン」氏、「シヤーマン」氏、斯の如き有力なる政治家に依て斯樣な言論を致されたことは、頗る遺憾とする所であります斯樣な有力者の政治家に依て宣傳されましたる其事は、米國の多くの國民の腦髓に徹底し、大なる誤解を來し、是が加奈陀「ニユージーランド」濠洲等にまで影響――波及致しまして、是が遂に恐日病となり、排日主義となり、今日尙は國際の間に於て禍を爲しつ〻あるは洵に遺憾に堪へない次第であります更に又華盛頓會議の當初に遡つて見ましても、英米二國は共鳴して以て主力艦の勢力十割を主張致した然るに我國に對しては六割を押付けた、我國は之に對して七割を要求致しましたが、之に應じない彼等二大強國が一割の差を以て何程の影響を致すであらうかと吾々は考へる、而も之に應じない、尙且つ太平洋上の防備制限に付きましては、我國は本土を距る僅に五百哩の小笠原の防備すら現狀維持、將來擴張相成らず、之に反しては米國は西海岸を距る二千哩の布哇「ホノルヽ」眞珠灣等を中心として、新戰隊海軍根據地に自由に擴張を爲しつ〻あるではありませぬか、又英國は東經百十度以東に於て云々と云ふことを華盛頓條約に掲げて置きまして、唯々一歩西に偏したる所の新嘉坡に於て、此度大海軍根據地を作成するが如きは、何人が見ましても華盛頓會議の條約の如きものは、決して公平無私であるとは申されない、即ち所謂優勝劣敗、弱肉強食の一端を露はしたものであらうと思ふ、斯樣に憤慨に價するのであります、併ながら諸君、華盛頓會議の當初に於きまして、若し我が國民が我國の權利を強く主張致しましたならば、華盛頓會議は遂に缺裂に至つて、當時列強が盛に擴張しつ〻あつた軍備の擴張は、今日まで繼續致して居るのみならず、それが爲に如何なる誤解を來したるかも分らぬ、斯く考へますと、今日尙は慄然として寒心に堪へざる次第であります、要するに此會議に於きましては、日、佛、伊の三國が漸く協調を保ち、殊に我が帝國は隱忍自重して此協調を保ち、華盛頓會議を成立致したのである、即ち世界の平和と人類の幸福に對して、我が帝國は多大の貢獻を呈して居るものであります、而して將來も尙且つ我國は此方針を以て圓滿なる協調の下に軍備縮小に盡しますことを希望して止まざる所であります、然るに現今に於きまする英米列強の軍備擴張軍備の競爭は實に甚しいものである、即ち國民に向ては軍事思想の養成に努め、國民亦是が修養に就き而して陸海軍の軍事費の如きは、年々歲々其擴張を見つ〻あるのであります、私は是より第一問として先以て海軍當局に御尋致します、昨今米國に於ける海軍擴張の一部を申しますれば、千九百二十三年度の海軍の經常費は二億五千八百萬弗を海軍が決議を致しました、所が上院は更に之を增額擴張致しまして、二億九千四百萬弗に增加致した、其增加の內容を見ますると、航空軍の擴張及船艦の改造等であります、更に驚く勿れ[illegible]十二月十日に於て、米國上院は海軍の臨時擴張費を一億一千一百三十萬弗を決議致しました、其內容を見ますると、更に優秀なる巡洋艦八隻を新造致し、更に砲艦六隻を新造致し、此砲艦は支那の揚子江等に用ゐるものでありまして現在に於きまして既に米國の砲艦は揚子江に十艘浮んで居るにも拘らず、更に玆に六隻を新造致し、更に又主力艦に向つて改造を爲し、即ち空中防備に備へ、大潛水艦の襲來に備へ、而して燃料を油に代へる、斯樣なる事に向つて此臨時費を投ずるのであります、而も此臨時費の擴張を、議會に對しまして米國の海軍長官は說明して曰く、今後米國は二十箇年間每年一億一千萬弗の海軍の臨時費を要する、左樣致しますると、二十二億弗の臨時費を將來に加へると云ふことに相成ります、而も今日海軍の經常費は千九百二十四年、五年に於きましても、約三億萬弗であります、又同年度の陸軍の經費の如きも經常費に於て三億三千百萬弗、其內容を見ますと航空軍擴張に主として用ゐる、又比律賓に向つて更に八千の守備兵を增加する、八千と申しますれば一個師團に當ります、斯の如き米國の盛なる軍備熱、軍備擴張に對しましては我が國防は大なる脅威である、殊に海軍に於ては最も是は用意周到を要する事であると思ひます、先以て此第一問に對する海相の明確なる意見を尋ねるのであります、第二問は米國の海軍協會に於きましては、更に何は兎もあれ大至急に一萬噸級の巡洋艦二十二隻と、大潛水艦四萬八千噸を急造しなければならぬ、斯樣な建議であります、諸君制海權を有する國民に非ざれば勝利者となることが出來ぬ、相對する國家に對する十割以上の海軍がなければ、それ以下の海軍ではそれは全く無用の長物無益の浪費であると斷言を致して居ります、甚だ亂暴なる斷言でありまするけれども、それは事實である、即ち歐洲大戰の「ジユットランド」大海戰に於きまして、英獨の大海戰、又日本海に於ける日露の大海戰を見ましても、其數と其量に於て雄大なるものが常に勝者であつた事實が斯の如き事を證明を致して居るのであります、此意味に於て、此理想に於て海軍協會の議論は出て參るものであると考へます斯樣な次第でありまして、是が米國上下兩院を通過するや否やは未定ではありますけれども、由來現在の米國上院は對外硬である、而して、昨今爲しつ〻ある所は軍備擴張にのみ努めて居りまする次第でありますから、或は是が實現を致すかも知れませぬ、左樣に致します場合は、我國には更に重大なる影響を致す、此點に付て又海軍當局の明確なる御答辯を煩したいと思ひます、第三は既に一、二の議員から質問を致しましたやうでありますが、本年一月から六月に於きまして米國の海軍は、大西洋艦隊、太平洋艦隊の全部を掲げて、太平洋の中の布哇沿近に大集中を行つて、以て我が日本帝國を假想敵國として以て大なる攻防演習、大なる海軍戰術の研究を致すのであります、六月から九月に掛けましては、彼の排日思想の盛なる濠洲、新西蘭方面に向つて歷訪を致すのであります、其行動たるや勿論彼が太平洋の制海權を掌握することに歸することは疑を容れざるものであります、諸君、從來人種上の偏見を有し、昨年五月排日移民法を決定致しましたる米國は、此事を經濟的國內問題であると申しまするけれども、斯の如きは實に人種上に於ける大問題、而も一等國の一員たる帝國に對しては侮辱であります、吾々は甚だ遺憾骨髓に徹します、諸君、斯の如き事柄、斯の如き不祥事、斯の如き非人道の事柄は、一日も速に兩國の間に於て解決をし、將來の圓滿を圖らなければならぬことゝ考へます、是に於て外務大臣に御尋申しますることは、先刻私が申しました歐洲大戰の直後に於て盛に我が帝國を攻擊し、又それが爲に各方面に誤解が來つて居る、爾來今日まで日米間に今少し努力をせられたならば、斯樣な事にはならなかつたであらうかと感じます、加之事此に至つて外務大臣は、將來時機の至るを待たなければならぬと云ふやうな過日說明がありましたやうに伺ひますが斯樣な事柄に對しましては、餘り緩漫なる外務當局の御意見のやうに伺ひます、今少しく國民をして滿足せしむる御答辯を伺ひたいものであります、又此の大演習に付きましては、之に就ては外交上何等抗議を申す餘地が無いであらうと思ひます、併しながら米國の如く富の力の絶大なる、而して天產物の豐富なる、何に依て斯の如き大海軍演習を爲すのである一面から考へますると云ふと、或は帝國に對する示威運動でないかと云ふ疑を生じます、之れを要するに米國は盛なる軍國主義とまで申したい位の今日の有樣であります、斯樣なる狀況に付ては更に海軍は如何な所見であるか、餘程の海軍は將來に用意をしなければならぬこと〻考へますのであります、次は第四問、第四問は最も奇怪なことでありますが、最近米國が日英米の補助艦艇の比較を天下に公表を致しました、米國の補助艦艇の努力比較は、日英兩

國に比して著しく劣等である、斯樣なことを天下に公表して居ります、恐らく是れは米國內の國民を煽動し及我が國內の軍事上に鈍い國民をして我が國防が雄大なるものであるかの如く感ぜしむるものでなからうかと思ひます、實に此の公表は全然嘘であります、私共十分調査を致して居りますが、嘘であります就きましては我が當局は明確なる数に比較を現はして、內外國民をして了解せしめられんことを希望するのであります、第五は英國の新嘉坡に海軍根據地作成のことであります、由來英國は香港に於きまして相當の防備を有して居る、而して香港は我が橫濱を距ること僅に千四百哩、艦隊の行動半徑の以內に在るのでありますにも拘らず、此の度更に新嘉坡に大海軍根據地を作成して、一朝東洋に事ある場合に於いて、英國の主力艦隊――有力なる艦隊をして此の方面に差向けまするに於きまして、十日程ありますれば其の出動を爲し得るのであると思ひますにも拘らず、一千萬磅の多額の工費を投じて――一千萬磅は最初の豫算でありまして、更に追加豫算がある、更に航空旅團等も設けまして居りますると云ふことであります、而して新嘉坡は先刻申上げました華盛頓條約の十九條に、東經百十度より僅に一步西に偏して居るのであります、併しながら僅に一步西に偏して居る爲めに、新嘉坡に於いて斯の如き海軍根據地を作成することは、華盛頓條約の精神に於て違反であると私は思ふ、併し條約の文面には違反でありませぬ、條約の文面には經度を示してある、經度を示してあるから差支はないと申すことならば、英國の此行爲は三百的行爲であると考へます、而も亦現外務大臣は華盛頓條約の際には、全權委員の一人として之に出席せられ署名せられた方であります其當時は此新嘉坡海軍大根據地作成の事は御存知なかつたか、御承知があつたかと云ふことを伺つて見たいのであります、私共の知る所では、遠く其以前に於て英國艦隊司令官の某が、どうしても英國は新嘉坡に大根據地を作成しなければならぬ、是は日本の海軍に對抗するに必要であると唱へたのであります、又最近に至つては亂暴なる保守黨の議員は、新嘉坡に根據地を置くことは、米國の比律賓の防備の援助に必要であると云ふことを承つたのであります甚だ奇怪に堪へざる次第であります、吾々は日英同盟に付きましては洵に忠實でありまして、歐洲大戰の當時に於きましては、海軍の忠實なる出動に依て太平洋は申すに及ばず、印度洋、地中海の安定を得て、それが爲に加奈陀、濠洲、新西蘭、印度の安定を得たものと思ひます、英國は此事はよもや忘れはしますまい、然るに大戰後に於きまして、掌を飜す如く日英同盟を廢棄されました、併ながら今更吾々はそれに對しては何等の疑問もありませぬ、而して今日日英の間に於きましては何等の問題、何等の交涉が起きて居らぬ、將來も尙ほ日英間は――日英の國交は千載一日の如く致したいと考へて居ります、然るにも拘らず英國が斯の如く大軍備の擴張を東洋に致すと云ふことは、如何なる意思であるか、差向き我が國防の上に對して大影響を致す、殊に海軍の上に大影響を致すのでありますから、其意見を伺ふのであります、第六問に於きましては、過日一二の議員より質問がありましたが、私は日米の海軍の空軍に付て少しく比較をして、さうして當局者の意見を質すのでありますが、米國の海軍の航空母艦は現在五隻あります、更に著々造りつ〻あります、日本は僅に二隻であります、航空船の數が米國が十五隻あります、日本は僅に二隻であります、而して飛行機の如きは數倍、飛行家の如きも數倍、飛行中隊の數も二倍若くは三倍、今日では二倍でありますが、著々やつて居ります、又陸軍を見ましても、我が陸軍の飛行機が僅に五百臺ばかりでありますが、彼は旣に二千臺以上、航空所に於ては更に數倍であります、日米空軍の比較を見ますと實に雲泥の相違で、其品質、其實力に於きまして、實に月と鼈の差があります、而して其技術が最も進步致して居ります、故に今日に於きましては、米國の西海岸から極東の一端に向つて、四十時間ありますれば優秀の空軍を送ることが出來るのであります、而も航空母艦に數百の飛行機を搭載致しまして日本の近海に押寄せまして、航空機の行動半徑以內に於きまして活動を致しましたならば、我が六大都市の如きは一擊の下に粉碎されます、諸君、我國は八億萬圓の帝都復興費を投じ、其中四億萬圓は東京市燒跡七十萬坪に對し大小二百數十の碁盤の目のやうな道路を造る、博覽會に出品する都市の模型のやうなものを造るのであります、諸君、此八億萬圓の中の二億萬圓を我が航空事業に投じましたならば、國防の上から申しても飛行機の上から申しても、發達進步に於て大なる貢獻を呈するものであると考へるのであります、然るに我が大政治家の爲す所斯の如く愚劣であります、一朝若し帝都が不幸にして敵空軍の襲擊を受けます場合には、道路どころではありませぬ、最多くも上一天萬乘の君主を始め奉り、都民二百萬の生命財產を一擊の下に粉碎されるのであります、斯樣なことは常に攻究を爲すべく相當の設備を爲すべきものであります、是に於て米國海軍長官の聲明を豬り來つて申しますれば、米國の空軍は尙且つ不足である、而も民間の航空事業に對して更に國庫が補助して、其發達進步を圖らなければ相成らぬ、それが國防の上に於ける大急務であると、斯樣に米國の海軍長官は聲明して居ります、私も其通り申したいのであります、是に於て犬養遞相に伺ひたいのでありますが、此處に見えて居りませぬのは甚だ遺憾であります遞相は遞相の現業員の現狀に付ては極めて淚脆い御方であります、國家大局の上から見るの明が有るか無いか甚だ疑はしいものであると思ふ、成程現在の我國は財政が窮乏であります併ながら唯今一例を擧げて申しました如く國家の大局から緩急前後を鑑別して相當の事を爲すべきものである、是に於て本員は犬養遞相の玆に賢明なる答辯を煩して國民をして滿足せしめたいのであります、若し遞相が居なければ次官でも宜しい、明確なる答辯を要します、次は第七問、是は總理大臣に對して伺ひたいのでありますが、遺憾ながら總理大臣が御見えにならないのは甚だ遺憾であります、本員に先刻要求致して置いたが如何なる御差支があつたか更に伺ひたい、私の總理大臣に伺ひたいのは、先刻申しました第二華盛頓に於ける會議、此の主催は今日上院本員長たる「ボーラー」氏も主張して居ります、「ウキッチ」氏も希望して居る、私共も無論贊成である――大希望であります、併ながら自己本位の國防では駄目だ――軍縮では駄目です、申すまでもなく小國家は弱肉強食を免るゝが爲に、相當の國防と相當の防備を要することは勿論であります、是に於て英國の如き、米國の如き、國力の大なる國家、又自ら先んじて軍縮の模範を示すべきものであると考へます、我國の如きは他國の干涉を受けずとも、旣に陸軍の如き或る程度にまで軍縮を致して居るではないか、故に將來の軍縮に對して相當の名案があるならば、先以て名案を示すべし、果して公平無私であれば各國[illegible]であります、併ながら[illegible]屢々新聞に現れます所の[illegible]問題云々の如き、又大砲或は軍艦の製造に付て云々の如き、航空機の製造に付て云々の如き、斯の如き技術上の問題にまで立入つての協定は恐らく出來まい、主として總理大臣に伺ふのは是からであります、國際聯盟は一般の國家に對して極めて公平無私であると思ふ、既に國際私法裁判所も出來て居るのであります、爭は相爭ふ所の兩國に於て其請求を國際私法裁判所に持出さない場合に於ても、聯盟國に義務的に之を國際私法裁判所に持出して、相當なる裁斷を受け、さうして仲裁をして圓滿に解決をしたい、更に進んで相互安全保障の如きも爲さんとして居る、而して今や平和議定書は特に成らんとして、英國が批准をしないと云ふことであります、實に怪しからぬことであると考へる、其原因を推測致しまするのに、所謂恐日病の濠洲、新西蘭等の反對抗議のある爲だとも言ひ又米國に對して英國が氣兼ね遠慮をするのぢやないかと云ふ惡口もあります、左樣な事ではありますまいが、兎に角國際聯盟の如きは、世界の平和と人類の幸福に對して極めて必要なる機關である、而して歐洲大戰、平和克復の一大產物である、此產物に對して米國は第一著に反對をして之を壞した、而して今又平和議定書の成らんとするに對して、英國が之に批准をしないと云ふことであれば、國際聯盟は英米に依て打壞され、何が爲に今日列強が努力を致しました、而して總理大臣に伺ひたいのは、總理大臣は外交家出身者である、殊に又英國に付ては相當の知己も有るやうである然らば此國際聯盟を堅實に實現せしむるだけの努力をする御考が有るか無いか、最早國際聯盟と云ふものは一片の反古になつてしまつて、將來に見込が有るか無いか、此點を明確に總理大臣より答辯を求むるのであります、若し總理大臣が居なくても、私の申したことを他日示るやうでは殘念であるから、外務大臣が之に代つて御答辯を願ひます、第八問は世界は斯の如く今日不安である、而して列強は危險なる軍備の大擴張を爲して居る、而して國民に向つて軍事思想の養成を爲して居る、國民亦其權衡に就いて居る、然るに我國に於ては將來國家の中心、國家の中堅となるべき大學生の如きは、青少年訓練に對して多大の反對を爲し、言論機

闘赤之に應援すると云ふが如きは、我が國家亡國の兆であると斷言を致します、斯樣なる場合に於きましては、同僚諸君と共に政府は勿論のこと、畢竟國民が列強の斯る現狀に在る——列強が盛に軍備の擴張をして居る、斯樣なる事を知らない、唯々他の宣傳に依つて我國の國防が既に過大のものであるかの如き大なる誤解より生じたものである、由て以て之を十分に周知せしむる必要があると思ふ、是に於て總理大臣の決心を促すことがあります、即ち前年我國に於ては防務會議と申すものがありました、防務會議なるものは祕密會である、英國の防務會議、佛蘭西の防務會議は祕密會であります、併ながら亞米利加の如き伊太利の如きは祕密でない即ち軍機軍制に關することは別として、或は種々なる用意に於て調査會を設けて居るのであります、是に於て我國に於きましても防務會議に非ずして國務調査會なるものを至急に設くる必要があらうかと思ふ、左樣致して祕密に屬せざるものは成べく之を公開し國民をして周知せしめ而して將來華府會議の場合に之に應ずる準備として國論を造る上に必要があると思ふ即ち至急に國防調査會を御設けに相成りたいと思ふ過日總理大臣は貴族院に於て或は委員會に於て質問に對して、防務會議は必要はない成程ありますまい是までありました防務會議は例へば我國の防務會議は大正三年大隈內閣の當時に於て二箇師團を設くる爲に拵へた防務會議である、それ故に大正十二年に於て廢しました、私の申すのは左樣な事ではない、國民的國防調査會を至急御設けになりたいと思ふ、此點に付て御快諾を願ひたい、總理大臣に十分御傳へを願ひたい、總理大臣の御快諾を願ひたい、何等差支ない事である、此點に付て總理大臣に代るべき大臣より御說明を願ひます、以上第一問より第八問に至るまで當局者より明確なる御答辯を煩します、終に一言致します、本期議會は貴族院の改革の如き、普選案の如き、重要の案件を御同樣は包擁して居る、併ながら此質問の如きは國際間に關する重大なる問題であります、願くは同僚諸君と共に更に研究を進めたいと思ひます、一言申して置きます（拍手）

○議長（粕谷義三君） 秦政務次官。

〔政府委員秦豐助君登壇〕

○政府委員（秦豐助君） 唯今三善君からの御質問でありました、此事は極めて重要なる問題であります、それ故に海軍大臣から御答へすることを適當と考へますが、生憎差支がありますから、併ながら此質問に御答するに付きましては、政府としての所見を十分に練りまして、さうして御答するのでありますから、左樣御承知を願ひたいと思ふのであります、三善君の御尋になりました此米國の海軍の建造計畫の事であります、是は政府と致しましては、補充案であると考へて居るのであります、又此主力艦の燃料を石油に改めたと云ふことに付ての御質問がありましたが是は華盛頓條約の規定に違反する性質のものと政府は認めて居りませぬ、而して是等は政府は我が國防上に於て持に重大なる影響を及ぼすものとは考へて居りませぬ、又次に米國海軍協會が主張致して居る所の建造計畫に付きまして、御心配になつて政府の意見を御尋になりましたが、併ながら此米國の海軍協會なるものは、言ふ迄もなく私立の團體であつて其海軍協會が厖大なる製艦計畫を立てゝ之を主張致して居りますことに付きまして、政府と致しまして此假想的の事實を基礎として、之に對して意見を述ぶることは得ないのであります、又次に米國は本年の一月よりして施行する所の海軍大演習に付ての御尋がありました、是は御話の通り其規模が大である又其期間が長きに亘り、又其實施する所の海面が遠く太平洋の南西部に及ぶと云ふこと、是等の點から考へまして、我國に於きましても多大なる輿論を惹起したことは事實であります、併ながら政府と致しましては、之を以て直に我が帝國の國防上の脅威と認めることは能はざるものと考へて居る次第であります、次に補助艦艇の比率のことでありますが、米國に於ては日本よりも遙に劣勢である、斯う云ふ風な意見が米國の一部の人士の間に行はれて居ると云ふことは事實であります、屢々さう云ふ風なことが發表せられて居るのも存じて居ります、併ながら實際に於きましては決してさう云ふ譯ではない、我が日本の補助艦艇の勢力と云ふものは、米國に較べて見ますと遙に劣つて居ると云ふことは事實であるのであります、本年の一月一日現在の勢力を比較して見ますと、即ち此水上艦、巡洋艦、驅逐艦を併せまして米國を百と致しますれば、日本はそれに對して四十二の割合にしか當らぬのである、即ち其隻數を申しますと、巡洋艦二十九隻、驅逐艦八十一隻合計百十隻が我が日本が持つて居る所の水上艦であります、其總噸數は合計二十五萬五千六十八噸、然るに米國の方に在りましては、巡洋艦が三十二隻、驅逐艦が三百九隻合計三百四十一隻の多きに達して居るのである、さうして其噸數は總計六十一萬一千六百三十八噸となつて居るのであります、それ故に米國を百とすれば我國は四十二の割合にしかなつて居らないのである、又潛水艦を比較して見ますと、我國に於きましては五十隻、三萬五千八百二十四噸の潛水艦を持つて居るのであります、米國に於ては百十八隻、七萬七千三百四十九噸の多き潛水艦を持つて居る次第であります、而して此巡洋艦、驅逐艦、所謂水上艦と潛水艦と併せまして、之を比較致して見ましても、米國の百に對して矢張日本は四十二の割合しか持つて居らぬ所の實際であります、さう云ふ次第でありますから、米國の補助艦の勢力は我が日本に比して遙に劣勢であると唱へて居ることは事實に相違して居ると云ふことは明であると信ずるのであります、次に英國が新嘉坡海軍根據地を建造せんとする所の計畫があると云ふ事に付ての御質問であつたのでありますが、是は御話のあつた通り、既に日英同盟が解かれた後に於て、直に此議が英國に起きまして保守黨內閣に於ては既に之に著手せんとしたことがある、現に幾分は著手せんとしたことがあるのであります、併ながら彼の勞働黨內閣に至つて新嘉坡根據地を建造することを見合しまして、之に代ふるに巡洋艦五艘を建造することに改めたことは御承知の通りである、然るに此度又保守黨內閣になりまして、此新嘉坡の海軍根據地を設くると云ふことの議が起つて居ると云ふことを聞いて居ります、まだ之に就て傳へる所は色々ありますが、確定したることを聞きませぬが是か決定致したる場合に於きましては、我が帝國は是が爲に相當影響を受けると云ふことはあると考へます、併ながら之を以て直に帝國に對する大なる脅威なりとは政府は考へて居らないのであります、又我が海軍の航空兵力に付て質問書には記載されて縷々御述になりましたが成程列強に比して遜色あることを免かれぬと云ふことは認めて居る所であります、目下既定計畫を運用し、充實することに鋭意努めて居る次第でありまして、尚は將來に於て財政の許す範圍內に於きましては、之を擴張せんとする所の考を持つて居る次第であります、又此華盛頓會議の結果が甚だ我國に取つて不十分であつたと云ふ所の見地からでありませうが、此米國の第二軍縮會議、是よりは國際聯盟、軍縮會議の方の海軍制限等の問題に掛つた方が公平に裁かれはせぬかと云ふ風に伺ひましたが、此米國の第二次軍縮會議と云ふことも、大統領に意圖あるが如く傳へられて居りますけれども、併ながらまだ政府に於ては何等の申出に接して居りませぬ、又國際聯盟會議に付ては御承知の通り六月十五日に開く豫定になつて居りますが、彼の英國の自治領等の關係に於いて會議を開くと云ふことも極つて居りませぬ、さう云ふ次第でありまして、此の國際聯盟の軍縮會議の內容も未だ極つて居らぬことは私が言ふ迄もないことゝ信じます、それ故に此の兩會議に對して何れを取り、何れに向つて進むが宜いと云ふ帝國政府の態度と云ふものは、今日に於て決定する時期ではないと云ふことを政府は認めて居るのであります、又國防調査會のことに付て御尋がありましたが、是は既に總理大臣に於て言明致して居る通りである、即ち豫算の許す範圍內に於きまして最善の考慮を拂つて居るのであります、特に官民合同の國防調査會を設けて對策を講ずると云ふ必要は、今日の所認めて居りませぬのであります、右御答に及びます。

〔拍手〕

○三善清之君 議長。

○議長（粕谷義三君） 何ですか。

○三善清之君 外務大臣より御答辯を戴きたくあります

○議長（粕谷義三君） 幣原外務大臣。

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕

○國務大臣（男爵幣原喜重郎君） 唯今三善君より御質問の要旨に對しましては、既に海軍政務次官より御答辯致したことゝ承知致して居ります、唯々最後に國際聯盟の事に付て御質問がありまして、此事も大體既に政務次官より御答辯致したのでありますが過般の「ジュネーヴ」に於きまする國際聯盟の總會に於て決定せる——決議せる所謂「ジュネーヴ」平和議定書、此ものを英吉利が批准しないのは國際聯盟を破壞するものである、斯の如き行動を日本政府としては默つて居るのかと云ふ風な御質問の趣旨のやうに伺ひましたが、（三善清之君「さうではありませぬ」と呼ぶ）此平和議定書は英吉利はまだ之を批准するともしないとも決定致して居らぬのであります、日本政府自身もまだ決定して居らぬのであります、之を批准しないからと云うて國際聯盟の行動を否認する、國際聯盟を破壞するものであると云ふ論結は決して來ないものであると私は考へる、日本政府は國際聯盟の事業に對しましては、常に深甚なる同情を表し、其の成功を祈り、是が發達の爲には出來るだけの力を盡すことを躊躇致さない次第であります、是だけを御答辯申上げて置きます。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君） 此際御諮り致したいことがあります、輸出組合法案外一件の委員會、及朝鮮鐵道用品資金會計法案外一件の、右兩委員會を開會致したいと云ふ各委員長より請求があります、之を許すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 異議なしと認めます、仍て之を許します。

○三善清之君 議長。

○議長（粕谷義三君） 三善君、まだ御質問ですか。

○三善清之君 一言御許しを願ひます——私は英國が批准をしないから國際聯盟が破壞されると云ふことは申さない批准しないやうな模樣であるから、我が當局は全力を注いで國際聯盟の破壞されないやうに盡力して貰ひたいと云ふことを要求した、更に遞信大臣、總理大臣の御出席を要求してありましたのに、御出席がないから其點に付ては御答辯を保留致しますから、他日明確なる御答辯を願ひます。

議長の行使する警察權に關する議事進行の件

○議長（粕谷義三君） 寺田市正君より議事進行に關して發言を求められて居ります、之を許します、寺田市正君。

〔寺田市正君登壇〕

○寺田市正君 私は議事進行に付きまして議長の行使される警察權に關しまして、議長に御伺して置きたい事があるのであります、去る三日の本會議は御承知の通り、六千萬國民の休戚に關する重大なる法律案と致しまして、彼の義務教育費國庫負擔額增額に關する法律案が提出されましたので、吾々提出者側と致しましては、最も熟議を爾めて當日登院致しました次第でございます、其際に議場は屢々紛擾致しまして、洵に吾々の遺憾とする所でございますが此議場の紛擾が遂に四度に及んで居ります、此議場の紛擾を何とか致しまして、鎭撫致しまして、議事の進行を圓滑ならしめんが爲に、私は院內役員でもございませぬが、議長席に四度參つて居る者であります、甚だ今より考へますと云ふと、其不謹愼に付きまして申譯がございませぬ、併し私が第一回に此議長席に參りましたのは、横山金太郎君から原、牧山兩君の懲罰の動議を提出されまして、其採決に當りまして私共は異議を申立てた者であります、此異議に付きまして、議長は御聽取りがございませぬ、それで議長に此際が徹底しないのでありますからして、私は議長席に參りまして、私共は此所謂採決に對して異議を申述べて居るのでありますと云ふことを申上げたのであります、所が議長は其異議の聲が聞えなかつたから、記名投票にする譯に行かないと云ふ御話でございましたけれども、此議場は騷然たる當時でございましたが、吾々が熟誠を爾めて此異議の中立を申して居りましたのは、是が徹底せぬ譯はありませぬと云ふことを議長に申立てて居つたのであります、丁度其際我黨の松田源治君より議事進行に關する通告がございまして、其紙面に認められました通告を書記官長より議長に御取次になりました、それで其議事進行に關する件は、詰り此採決に異議がありました故に、記名投票を爲されるのが當り前であると云ふ意味と、更に其採決以前に當つて原、牧山兩君に對して一應の辯明を御許になるのが當り前であらうと主張なされる筈であると心得ましたので、私共は此事に付きまして、又議長に矢張御願を申したのであります、所が最初の時に於きましては、議長は如何に考へられましたか、遂に御休憩になりましたのであります、さうして休憩後の再開議の際に於きまして、議長は直に記名投票に依て採決すると云ふことを申されました、其時に又私は再び此議長席に參りまして、さうして一應松田源治氏より休憩以前に提出してある所の議事進行に對して御許しになるのが當り前ではありますまいか、即ち牧山、原兩君に對して辯明を御許になるのが順當ではありませぬかと云ふことを、議長に直接交渉を致しましたのであります、此際も遂に議長は休憩を宣せられまして、此儘暫く休憩になつたのであります其次私が議長に直接交渉に參りましたのは、議員猪野毛利榮君が此壇上に於きまして、議事進行に關して議論をされまして、其際も何か議長より屢々御注意があつたやうに思ひましたが、私共議席は近くございますけれども、一向それが徹底して居りませぬ又猪野毛君の演說も中々聞えぬ程に、議場が騷然たる有樣でありましたが、此際何等か議長が屢々立つて注意をさるゝし、或は其樣子に依りまして私共は此注意や、發言の中止、更に守衞長が此處へ出まして議員に退場をさせんが爲の樣子がありましたので私は議長の宣告は聞えませぬけれども、偖は退場を命ぜられたなと云ふことを直感したのであります、私共先輩の方々は御承知置下さいます通り、長い間——數十年間私は新聞記者として此議院に出入して居りました、それ故に此僅なる樣子に依りましても議長の宣言や、議長の意見が聞えませぬでも、矢張此演壇に於ける樣子に依りまして今どう云ふことを議長か宣言され、命ぜられたかと云ふことを、直感し得るのであります、それ故に猪野毛利榮君が守衞長から降ろされんとする樣子でありましたから、斯う云ふことは議長が退場を命ぜなければ勝手にやられるものでありませぬ、然るに守衞長が出て來て議員の身體に觸れて、引張り出すやうなことは爲し得べき筈のものでないと思ひます、是等のことも從來なかつた例もあるのであります、それは議長の御考を命ぜられましても、議長が警察權を容易に行使し議員に退場を命じたこともありますが、或は又退場先例がありまして、議長は警察權を以て、さうしてで宜しうございますが、此際に私は自分の議席より猪野毛君に、君は退場した方が宜しいと云ふことを盛に喚鳴りましたけれども、是亦議場騷然で聞えませぬ、それで私は速記者の臺の下に參りまして、猪野毛君に退壇せよと云ふことを申上げたのであります、猪野毛君は聞えなかつたのでありますから、此西の方の階段の下に廻りまして（此時發言する者多し）暫く——階段の下に廻りまして、猪野毛君に退壇せよと云ふことを頻に勸めました、其時一緒に此西の方の階段に參りました者は、政友會の鈴木隆君やら、或は海軍省の政務次官であらるゝ秦豐助君等と一緒に此處に來て、退壇せよと云ふことを勸めたのであります、退壇して自分の議席に歸るや否や、私は此階段の方に立つて居りますと云ふと、猪野毛君が自分の席で暴行を加へられて居る、それで私は直に此演壇に上つて來まして、議長に向つて此の議場の光景では議事の進行は出來ますまい、又此方の——議長席に向つて左側の階段の下に於て、十數人の人が非常に揉んで居りますから、是では議事の進行が出來ぬから、速に御休憩なさつた方が宜しうございますと云ふことを議長に申上げたのであります是が即ち第三回である、第四回は即ち彼の重要なる法案に對して、十分に討論を盡させない、即ち元田增田兩君から提案の理由を述べただけで、それに對して高田耘平君より反對論があつただけで、未だ一人の賛成演說もして居らない、それに對して討論打切をすると云ふことは甚だ當を得ないことではないかと云ふことを申上げる爲に私は議長席に參つたのであります、議長も蓋し吾々と同感であつたらうと思ひます、何となればちやんと其時の速記錄の中に議長も議長と致しては洵に已むを得ずして採決すると云ふことを言つて居ります、議長としては洵に已むを得ず採決すると云ふことを言はれて居るのであります、是は蓋し吾々と同樣に、議長も未だ討論を盡されぬので、作間君より討論終結の動議が提出された、討論終結の動議を採決しなければならぬと云ふことは實に已むを得ぬことであると云ふことは、此半面に、此討論を十分に盡させたいと云ふ御考が議長にあつたと云ふことを看取するに難からぬのであります（拍手又「議事進行になつて居らないぢやないか」と呼ぶ者あり）聽いて居らつしやい——之を要するに、總合四回の騷擾に際しまして、私は矢張四回此議長席に參つて居ります、第一回は即ち異議の中立が徹底せぬが爲に、之を議長の席に參りまして、即ち採決の方法に付て申上げたのであります第二回は議事進行に關してであります、第三回は此騷場の中に於て暴行が始まりましたので、議長に休憩を御願したのであります、第四回は即ち吾々が最も尊重する所の言論の自由、此言論の自由の爲に吾吾は此演壇に登つて議長に申上げたのであります、即ち凡そ帝國議會始まつて以來、議會の騷擾中、即ち議會の騷動の歷史を見て見ますると、何時でも少數黨の言論が自由でない時であります、即ち多數が少數黨の言論を妨害し、壓迫し、制限せんとする時であるのであります（拍手）即ち去る三日の議會に於きまして、あの所謂議會に四度の議場の騷擾を來したと云ふことは、多數が少數黨の言論を壓迫し、制限し、妨害した結果であつたのであります、或はそれ故に（發言する者多し）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に。

○寺田市正君（續） まあ暫く――それ故に私共は此騷擾せる議場に於て申上げても、中々議長に徹底しませぬから議長の席に參りまして、所謂四座議長に吾々の趣旨を申上げたのであります、所が此事はです、此事は二十三年の議會開設以來、吾々の先輩が屢々執られた行動であります、併ながら此事が懲罰に値ひするならば、寺田市正甘んじて潔く懲罰に服します又此のことを以て心憎く、面憎く感ぜられた方もありませうし、或は又此の吾々の心事を諒解して、議長を御褒め申すと御思ひなさつた方もございませうけれども、吾々は決してさう云ふ野卑なる考を持つて居る者ではありませぬ、又殊に此の議長に對しましては、私個人と致しましては、十數年來御知合の仲でありまして、後輩として誘導扶掖を受けて居ります、私の信賴する先輩であります、殊に温厚篤實にして公平無私、吾々の絕對に信賴致して居る近來稀なる名議長であるのであります、故に此議長が――此議長に對して吾々は御褒め申すなんと云ふやうな、さう云ふ野卑陋劣なる考は毛頭無いのであります、此の議長が――所謂議長、其の方の御自分の御考の通りなさいましたならば、吾々少數黨に對しても十分に言論を盡さして下さつたことゝ私は固く信ずるのであります、然るに動もすれば多數を恃んで議長に何やら色々註文するやら、質問打切の動議、討論打切の動議を出すものでありますから、斯う云ふ紛擾を來した譯でありますから、多數黨諸君は今少しく雅量を以て、吾々在野黨、少數黨に對して言論を自由にさすと云ふことが、諸君の所謂國政に忠實なる所以であらうと思ふのであります、然るに諸君、然るに何ぞや、私は此議長に直接交渉をすると云ふことが懲罰事犯にならざる爲に、守衞毆打とか、暴行とか云ふ汚名を著せて、私を懲罰に付せられたのであります、此所謂無實の寃罪を私が被ると云ふことは、甚だ遺憾であるのであります、此所が即ち此議長の警察權の行使に關して御伺しなければならぬ點であります、私共が懲罰に付せられて懲罰委員會に議長の手許より報告になつた、其所謂趣意に依ると、西村副守衞長は此の報告書の中に、寺田市正が足を引張つたと云ふことのあるのが、最初の報告書であるのであります、所がそれが訂正されて、所謂第二回の報告には手を捥ぎ取つたと云ふことになつて居るのであります、即ち前後矛盾したる報告になつて居ります、斯の如き議長の警察權の行使の上に於て、所謂疎漏、杜撰、曖昧模糊、前後矛盾したる報告であるのであります、此報告に依つて議長は依然として刑罰權の行使を爲さるかどうかと云ふことが、私が議長に御尋する第一點でありま す、又此懲罰と云ふことは、議員に對して重大な事であります、此重大なる權利を議長が御行使になるに方りまして、斯の如き杜撰なる調査書に依つて、斯の如き杜撰なる權能行使に依りまして、濫に議員に向つて懲罰を宣言なされると云ふことは、將來御互此議員の名譽の爲に甚だ取らざる所なりと私は信ずるのであります（拍手）議長閣下は固より人間でございます、人間として誰か過ちの無しと云ふことが言へませうぞ、過つて改むるに憚る勿れでございます、即ち議長は私を懲罰委員に付すると云ふ御宣告になりましたが、今申上げました此西村副守衞長の報告書に依つて見ても、先には足を引張つたと云ふ報告をし、二度目には手を振拂つたと云ふ報告をして居る、其前後矛盾其杜撰なる報告書に基きまして寺田市正を依然として懲罰に付すると云ふ御宣言を御取消にならないのであるかどうか、又斯の如き疎漏杜撰なる所謂警察權の行使に依つて、吾々此の幾多の議員に對して、將來懲罰を御宣告になるものであるかどうか、此二點に付て特に私の信賴し、敬愛する議長の明確なる御答辯を御願する次第でございます（拍手）

○議長（粕谷義三君） 唯今寺田君より議長に對して御尋になりました事は、前の數箇條に付きましては大體過日伊坂君、並に鳩山君よりの御尋に對して御答を致したことに於て盡きて居ると思ひます、それ故に重ねて茲に御答辯する必要を見出しませぬ、尙は寺田君を懲罰に付しました點でありますが、議長は守衞長よりの報告に基きまして、寺田君に對する懲罰を宣告を致したのであります、是は無論懲罰委員會に於て相當御審査下さることゝ存じまして、議長は前に之を取消す考は持ちませぬ、此事を御答致して置きます。

○作間耕逸君 此機會に於て轟に政府より答辯書を受領したる質問者の意見の陳述を、逐次許されんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 作間君の御動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します、尙は此際申上げて置きますが建部遯吾君御提出の質問に對しては、政府より答辯書が到著致して居ります、故に是は日程より省きます、森林伐採に關する質問の答辯書に對して意見の陳述、佐藤富十郎君。

森林伐採に關する質問の答辯に對する佐藤富十郎君の意見

〔佐藤富十郎君登壇〕

○佐藤富十郎君 諸君、新米でございまして、殊に初登壇でございます、申上げる事も前後矛盾する所もございませう、御手柔かに暫時御淸聽を願ひます偖私の質問せんとするものは寔に國家の大問題でありますので、是は一寸申上げますと云ふと、森林の伐採に關する件と云ふのでございますから、寔に輕少な問題のやうに聞えます、併ながら其終りを考へて見ますと云ふと、是より大なるものが無い程になるのでございます、併ながら演說者は唯今申上げましたやうに、初登壇でございますから碌な事が言へないのは遺憾と致します、併し歷代の政府は自ら國林を伐採し、自ら之を販賣して居りましたのであります、此年數約三十年と覺えます、此間如何なる狀態に在りましたかと云ふならば、先づ此問題に付きましては第一民間事業を壓迫したること、第二は國庫に大損害を釀した事であります、第三は灌漑用水を減退せしめた事である、第四は水力を減退せしめたる事の原因となつたのである、第五は水害を招致したと云ふ問題に至るのであります、之を簡單に一から五まで申上げて、さうして壇を降ると云ふ考であります、先づ民間事業を壓迫したと云ふことは、政府が國有林を伐採致しましてそれを賣買する時に當つたら、どうなるのでございませう、大數量の材木を之を一時に入札に付して賣つた時は、どうなるのでございませう、數多の材木業者は是が爲に非常なる損をすることゝなるのであります、又此木材を公賣に付する場合はどうでありませう、先づ公賣に付して此公賣を爲さんとする者は百人中の二十人に過ぎないと云ふことになるのであります、それは所謂金の關係からさう云ふ風になるのは是は致方ない譯であります、故に斯の如く壓迫し來つたと云ふ事實は是だけであります、それから國庫に大損害を與へたと云ふことは、先づ御承知の通り士族の商法、政府の事業、是は確に損失と極つては遺憾なるかな仕方がない、確に損をすると極つて居ります、さう云ふやうな次第で此伐採に掛りまして、第一此政府事業として洵に不適當なものであると思ふ、斯樣な森林伐採事業販賣などと云ふことは政府がやるものでないと云ふことを信じて居る、是はどう云ふ譯かと云ふと、此賣買をするの時期を失ふこと、一本の木でも伐採をするに當りまして如何なる考を以て伐採するかと云ふと、吾々は材木業者は根の方は何にする、中頃は何にするか、梢はどうするかと云ふ考を以て伐つて居る、さう云ふ考で伐つて居るけれども政府事業と云ふものはそんなものでない、もう長さを定めてしまつたならば、十二尺ならば十二尺でどんどん伐つてしまふ、何程善くとも惡くとも伐つてしまふ、それで損をする、さう云ふ勘定でありますが、先づ大體から申しますと、大正十二年度に於て政府の伐採した一部を擧げて見ませう、三百二十五萬石伐つて居ります、然るに其賣高はどうであるかと聞いて見ますと、是は農商務省が調べたので私が調べたのでない、賣高は二千萬圓にしかなつて居ない、其費用は幾らであるかと聞いて見れば、五百六十萬圓掛つて居ると云ふことになつて居りますから千百四十萬圓しか取つて居ない、其中百二十五萬石は焚燒をして居る、どうです、政府が焚燒をして居つた、焚燒をして居つた其焚の方の原木代金が幾らかと云ふと是は一石の價が五十錢と見た方が宜からうと思ひます、是は安いけれども先づ五十錢と見て六十二萬五千圓、それから針葉樹の方は何程である――是は國家の大問題である、斯う云ふ年々一千萬圓損をしたのでありますから、さう云ふことになりますと、檜の如きは先づ私から見れば、場所に依つて違ひませうけれども、公平なる判斷から云ひますれば、立木のまゝで尺締一本が十二圓と見て差支ない、それから轉つて秋田の杉はどうか、是も場所に依つて違ひますけれども、立木で三十圓も四十圓もする物がありますが、平均致しまして十圓としたならば安いものだらうと思ひます、それから青森の檜葉は如何、是は先づ七八圓を相當と思つて居ります其次は樅や其他の關係であります、是は六七圓と見て居る、先づ平均十圓には確になる、十圓が缺けましても僅なものであります、然らば此二百萬石のものは十圓と致しましたならば、二千萬圓ではありませぬか、此二千萬圓が數多の官吏や數多の人を使はないで、資金を使はないで國庫の收入は確實であつて、さうして年々收入が出來得るものを、多大の費用を掛け、多大なる人を使つて得た所の金は僅に一千萬圓、骨を折つて損をして居る、どうでございます、骨を折つて損をする必要がない、どう云ふ譯でさう云ふことをするかと云ふと、茲に一つの大問題がある、此の木葉役人の爲として――所謂官吏の爲として、課長局長あたりの人々は、自分の配下を多く集めて、さうして其月給を拂ふことを先づ善しとして居るやうな狀態、是が冗員冗費と云ふのでございませう、斯う云ふやうな關係上、大臣の方では報告を聞けば如何にも立派な報告を受けて居る、まつと伐つた方が宜いでせう、斯う云ふやうにすれば斯うなります、あゝ云ふやうにすればあゝなりますと云ふやうな謂らぬ報告を以て、大臣の方は騙して居る、さうして下々で皆面白い事をしやうと云ふ考がなかつたかどうか、是は餘程諸君が考へて欲しいさう云ふやうにして先づ年々一千萬圓以上づゝを損して居つた、實に甚しい事であります、是は十年、十五年先より私は大に論じた、斯う云ふことをするものでないと云ふことを論じた、所が其言譯はどう云ふことを言ふか、政府は更新の途を以て、大なる何百年と云ふ木は伐つて其伐つた後に植林をするのである、先づ是は經濟上から申しますと云ふと非常に議論としては立派であります、さうでありませう大木を伐つて其取つた金は國庫に納めて、今度植えた方はずんずん成長して行くと云ふことだから、先づ一擧兩得と云ふので、机上の議論としては立派であります、然るに私から言へば、何も政府自ら伐らないでも、立木の儘で賣つて、さうして植林したからとても宜いのでありませぬかと僕が言ふと、それはいかぬ、どう云ふ譯で行きませぬ、それは其民間に下げるとどうも植立てがぐずぐず面倒で仕樣がない、だから政府が伐るのだ、どうですか、是が理由になりませうか、非常に茲に錯誤が生じて居る、斯う云ふやうにして三十年間やつた其損害と云ふものは、私の調べでありますと、先づ五億圓に達したらうと思ひます、どうでございますか、確に五億圓に達して居ると思ひます、其證據には我が福島縣の原町に於きましても、一昨年でありましたか四五千石を腐らかした、それから明治四十五年でありましたか、水戸の近くでありましたが、松材四五千石を腐らかして居る、夫から隅田川の奥では何年でありましたか、矢張四五千石を流失をした、關西に於きましては大なる製材所が燒けるとともに材木が燒けてしまつた斯う云ふやうにして元製材所を澤山やつて見た所が、失敗に失敗を重ねて仕樣がないものだから、十萬圓掛つたものを一萬圓で拂下げた、さう云ふやうにして今日まで大なる國庫に損害を與へて居たと云ふことを茲に述べて置きます、それから第三は――私は一生懸命ですよ、決して黨派の考も何も持つて居りませぬ、どうぞ暫時御淸聽を願ひます（「謹聽」「謹聽」と呼ぶ者あり）若し私の言ふことに嘘があつたならば直に突込んで戴きたい――灌漑用水は如何でありますか、灌漑用水は年々枯渴して來たと云ふことは事實であります、それが最も甚しいのは此大正元年あたりより非常になつて來た、それが爲に是は今年は雨の降らぬ年だ、渴水の年であつた旱であつた、斯う云ふやうにばかり解釋して居つたけれども、豈圖らんやさうではない、森林伐採の濫伐的に伐つた結果が斯うなつて來たと云ふ證據は、斯う云ふ風になつて居る先づ政府は自分自ら國有林を伐採致しまして、大なる事業を行つた結果は民間の方にも其影響を及ぼして、吾々も共に政府のやるやうな仕事をして見たいと云ふ考は、所謂上の爲すこと下是より甚しきはない、どしどし政府が吾々に勸誘する如きの有樣、貴樣製材所を造るならば拂下げてやらう、斯う云ふことまでも契約して、さうして森林伐採の事業を多大ならしめた結果、我が大小の森林を伐採致しました、そこを考へて見ると、政府の言ふ所を――農商務省に何回も行つて言ふ所を聞いて見れば、斯んなことを言つて居る、更新と云つて新しく植えて古いものを伐る、洵に宜いことだ斯んなことを君故障を言つたつて仕方がないと言ふけれども、假に考へて御覽なさい、今茲に千町歩の大森林があると假定致します、それを十年計畫で伐つて行く、百町歩先づ伐つて見る、又百町歩植立てる、又百町歩伐つて百町歩植立る、さうして十年間經つた時に初めの一年に伐つて植えたものはどの位になるでありませう、十年後にはどの位になるでありませう、斯う云ふ大きな木を伐つて後へ植えたもに、十年經つても斯んな小さな物である、迚も水源涵養などゝ云ふことは覺束ない話、それが二年三年の中は論外、縱中の五年になつても小さな木しか立つて居らぬ、迚も問題になるものではない、一體是は經濟上から割出したものであらうと思ふ、政府は經濟上から割出したとすれば、吾々個人と致しましても大木を伐採致しまして、さうして其金を利用し植立をすると云ふことは、洵に經濟上宜しい事である、併ながら國家の水源涵養と云ふ大問題には少しも想ひ到らなかつたのであらうと思ふ、私は決して現内閣を攻擊する者ではない、前々の内閣、歷代の内閣が失敗して來たものであると云ふことを言つて、現内閣に反省を促す爲である、斯う云ふやうな經濟上の問題と國家の問題とは大なる違ひがあります、そこで此灌漑用水は如何なる狀態になつて居るかと云ふと、今のやうに千町歩も伐採した結果は十年の後にはどうなつた、それは關西でもやつた、東北でもやつた、其結果はどうなつたかと云ふと今日水不足と云ふことになつて到來したのであります總ては水田の枯渴を來し、東京方面に於ては飲料水にさへ困ると云ふやうな大問題が出て來て居る、實に是は全國に亘る大問題である、殊に斯う云ふことがある、内務省あたりで量水標を立てるのにどうですか、水の出た時のことを量る爲には量水標を立てて置くけれども、水が減ると云ふことに向つては少しも考が無かつた、水が年々減つて來ると云ふことに想ひをしなければならぬのに、水害の事のみを考へて居つた、そこで非常な違ひを生じて來た、さう云ふやうにして水を枯渴ならしめたものと思ふ、實に大問題であります、それから水力電氣の水の減退はどうですか、水力電氣の問題は斯う云ふ風になつて居ります、此間東京日日新聞に現はれた所を見ますると、此近くの地方のものばかり擧げてありましたが、信越は五萬七千「キロ」出すべきものが三萬九千「キロ」しか出て居ない、東信は五萬四千「キロ」見當のものが二萬六千「キロ」しか出て居ないそれから京濱は二萬三千「キロ」見當のものが九千八百「キロ」しか出て居ない、斯う云ふことが書いてありました、是が全國を通じたなら如何なる狀態になるでありませうか、恐らく十萬「キロ」も減少したであらうと私は見て居る、さう云ふやうに減少して來た、水力が斯く減つた時に茲に想ひ起すことがある、それは此際農商務省の燃料研究所技官村某の言つたことであります、是は政府がさう云ふことを言つて居るのと同じである、石炭は五十年ならずして掘り盡す、石油はどうかと聞けば是亦年々減退して居る、そこで彼の人の絕叫した所を以て見れば我國は產業立國などと唱へるけれども、何が產業ぞや、何が工業立國ぞやと絕叫して居るではありませぬか、斯う云ふやうな次第で、我國は今や五十億の借財を背負つて、さうして各列强と肩を駢べて行かうと云ふのには何を以て行くのであるか、產業工業に依て行かなければなりますまい、其產業工業の立脚點と云つて宜しいか、基礎と云つて宜しいか、是等は皆動力に依らなければならぬ、此基礎的動力が無く、燃料が無くなつて何で產業を起すことが出來ませうか、そこで考ふるに、我國は山嶽重疊致しまして非常に流れの急なる川を澤山持つて居ります、それが爲に今や電化問題を提起して居る、さうして之に依て產業を大ならしめんと云ふことは諸君も皆御同樣であらうと思ふ、此電化問題に依てのみ我國は產業立國と言得ると竊に思つて居たが故に、吾々は心強く思つて居つたのであります、然るに此狀態年々漸々此電力の減退するを見ましては、實に長大息ならざるを得ないのであります、斯う云ふことは到底政府にのみ委せて置くべきものではない、本黨の方も、吾々與黨の人も大に之に勸告をして鞭撻を加へ、さうして之を善導して行かなければならぬ大問題であります、それで水害の方はどうなつて居るか、是亦大問題であります、水害の方はどうなつて居るかと云ふと、先づ大正五年から申しまするならば――是も内務省から調べて貰つたのであります、直接國庫が負擔を致しましてやるものと、地方に補助を與へてやるものとの合計したものが、大正五年には千八百三十萬圓、大正六年には千八百七十六萬圓、大正七年には三千百十七萬圓、大正八年には五千五百六萬圓、大正九年には八千五百七十萬圓、それから大正十年にはどう云ふ譯であるか七百五十萬圓になつて居る、是は少し減つて居りますけれども先づ年々非常に增加して居る、建議案として現れるもの、其他のものを見ますると、河川工事に付て如何なる金を國家が要して居るかと云ふと、地方中央通じまして大なるものがあると思ふ、それは何處から來るかと云ふと、斯う云ふやうになつて居る、山

林を伐採したが爲に、其場の土砂が川に流れ込んで皆河底を淺くするのである、淺くすると同時に水が氾濫して怒ち水害となると云ふことは、是は全國一般の事である、御若い方は分りませぬけれども、五十以上の方は能く分つて居る筈である、さう云ふやうな次第でありまして、此の水害の起るのも山林伐採の結果起つたもの、電力の減退するのも山林伐採の結果起つたもの濫渡用水の減退致しますのも山林伐採の結果であるとしたならば、之を如何に解決するかと云ふことは、申すまでもない大問題だと私は絶叫しなければならぬ、それから今少し申上げたいと思ふのは、斯う云ふやうになつて居る、政府は今日唯今森林を保安林にして欲しいと、五百人、何百人と云ふ人が揃つて申請するにも拘らず、是は保安林とする必要はない、どう云ふ譯かと云ふと、大なる森林があると假定致しますと、何十萬石と云ふ森林に大した立木があると云ふときに、其所にそれならば技師を派遣してそれを見て貰はう、技師と云ふ人は人扁に貝と云ふ字を書いたか何だか分らないが技師と云ふ人が行つて見たときに、其人の報告は伐つたからとて云うてどの位も水は減少致しますまい、又伐つたらとても土砂はさう流れますまいと云ふことを、大臣の方に持つて來て、それを見たときに、なに技師が伐つたつて宜いと云ふのであるから、伐つたつても差支あるまいと云ふことに決定してしまふしい、さうなりまするとは何の用を爲して居るのであるか、大臣は何もならぬことになつて來ませう、丁度之を司法事件に譬へて見ましたならば證査が見て來たものを以て裁判をしたと私は同じことだらうと思ふ（拍手）さう云ふことをやつて居つては、先づ國力の增進とか、產業立國と云ふことは口ばかり大きくして言つた所が、此大なる問題の電力を減退すると云ふことになりましたならば、如何にするかと云ふことを思ふならば、此警察の裁判をやつて居るやうなことでは、諸君と共に殘念と私は言はなければならぬ、仍て私は此增に立つて御話をしたやうな譯であります、そこで之を細かに分ちて大臣に質問したいと思ふ、農商務大臣に御伺致したいのは、今種述致しましたやうな、森林の伐採より來し、電力は減退し、工業產業に大害を及ぼし、又一方水害を蒙らし河川工事費を大ならしめ、之が爲に國費を大ならしめんとする大問題を如何に之を解決するのであるか、斯う云ふことを農商務大臣に伺ひたい、それから證信大臣に御伺したいのは、今や電化問題を敢行せんとする此時に當つて、我國の前途を左右する水力電氣の減退は之を以て何と思ふか此事を明瞭なる答辯を承りたい、斯う云ふのであります、それから內務大臣に伺ひたいのは、森林の伐採、所謂森林政策の誤れる結果、年々歲々水害を多からしめ、治水工事費はそれが爲に益々大ならんとしつゝある、堤防は堅防の上に造らなければならぬと云ふやうな狀態になつて居るが、內務大臣は之を如何に考へて居るか、斯う云ふ點であります、此にどうも長く御話しまして相濟みませぬ。

〔拍手起る〕

○作間耕逸君　殘餘の意見の陳述は延期せられんことを望みます。

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　御異議なしと呼ぶ者あり〕

動議の如く決します。

○作間耕逸君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち政府提出、會計檢査院法中改正法律案を此際特に上程して議題と爲し、其第一讀會の續を開かれんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、即ち玆に會計檢査院法中改正法律案の第一讀會の續を開き、委員長笠原忠造君を求めます、理事宮永孝太郎君——委員長笠原忠造君

會計檢査院法中改正法律案（政府提出）

第一讀會の續

報告書

一會計檢査院法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月九日

會計檢査院法中改正法

律案委員長

笠原忠造

衆議院議長柏谷義三殿

○笠原忠造君　本案提出の理由を簡單に述べます、本案は旅館營業者に商業會議所の選舉權を附與すると云ふの法案であります、旅館營業者は交通機關に關し關係を持つて居つて、一般商工業と密接の交渉あるは勿論のこと、社會福祉の一機關である、然るに此旅館營業者は相當なる營業稅を納めて居るにも拘らず從來商業會議所の選舉權、被選舉權を持つて居らぬのであります、何が故であるかと聞いて見ますと、緩樂の目的を以て客を集むる營業と認められて居つたと云ふのが、今日まで此商業會議所の選舉權を獲得して居らなかつた理由であるさうであります、何人も此旅館營業は緩樂の目的で客を集めるものでないと云ふことは、明瞭に認めて下さることゝ思ふのに依りましては、此旅館營業者又は「ホテル」經營者に處或は或る意味の民間外交官の仕事もしたり、社會では相當に重きを置いて居らるゝ業務である、瑞西の如きは國費を以て「ホテル」を保護して居る位であるのである、然るに我國に於て今まで此旅館營業者に同情の乏しかつたと云ふことは、何等か錯誤があつたことゝ思ふのであります、今商業會議所法を見ますと、第九條に「帝國臣民又ハ帝國法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ商業會議所ノ地區內ニ營業所又ハ事務所ヲ有シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ議員ノ選舉權ヲ有ス」とありまして、さうして列舉主義で一號から五號まである、第五號に「營業稅ヲ納メル營業者」、其次の六號に「營業稅ヲ納メル旅館營業者」、此十一文字を挿入すれば、他の條文を改正せずして完全に旅館營業者及「ホテル」經營者が、商業會議所議員の選舉權及被選舉權を得られるのであります、此選舉權を與へられることに依つて、全國各地の商業會議所が之を喜ぶのであります、何故ならば財源が殖えるのである、旅館營業者の營業稅に對して商業會議所が稅を徵收することが出來ますから、商業會議所に於て之を徵收し、營業者に於て此權利を望んで居るのでありますから、何等と對する所はないと思ふのであります、而も此案は幸に各派有力なる諸君の賛成擧名を附つて居りますので、どうぞ滿場一致を以て本案に賛成せられんことを希望致します。

〔拍手〕

○作間耕逸君　本案は議長指名、九名の委員に付託

二　所得二千圓以下ナルトキ　一人ニ付七十圓

同　同　一人ニ付百五十圓

三　所得三千圓以下ナルトキ　一人ニ付百五十圓

同　同　一人ニ付五十圓

同　同　一人ニ付百圓

〔菊池謙二郎君登壇〕

○菊池謙二郎君　此法案の趣旨は極めて簡單であります、或る條件の下に三千圓以下の所得者に對して所得稅を輕減したいと云ふのが此法案の概旨であります、或る條件の下に三千圓以下の所得者の子弟が中等學校、若くはそれ以上の學校に在學したる場合を云ふのであります、其場合に於きましては、三千圓以下、若くは二千圓以下、若くは一千圓以下の所得者に對して、それ〳〵學資金の幾分を所得より控除しまして、所得稅を或は免じ或は輕減すると云ふことであります、今日我國に於きまして三千圓以下の所得者が、其子弟を中等學校並にそれ以上の學校に在學せしむると云ふことは、生計上極めて困難であることは諸君御承知の通りであると考へます、此苦痛を忍んでも、衣食を節しても、子弟を中等學校以上の學校に在學せしむると云ふことは、我國の美風の一つであります、世間には薄資者が其子弟を中等學校以上の學校に在學せしむると云ふことは、或る意味に於きまして贅澤である、今日中學校以上の學校に入學し得ない者が多數であつて、入學競爭試驗と云ふものが激烈である、薄資者の如きは成べく其の子弟を中等學校以上の學校に入學せしめない方針を執らねばならぬと云ふ論者もあります、併しながら教育と云ふものは均霑すべきものである、薄資者の子弟と雖も尚學の精神が盛であるならば、其父兄はそれ等の子弟をして在學せしめないと云ふことは忍びないことである、斯の如き狀態であつて、其子弟を在學せしむると云ふ事は非常な苦痛であるからして、國家が十分之に對して同情を表さねばならぬと思ふのであります、卽ち我國に於ける所得の基礎と云ふものは極めて低い、之を亞米利加の二千弗、英吉利の八百五十磅に比較すると、我が國民は儉か、百圓で所得稅を納めなければならぬのであります、既に所得稅賦課の基準と云ふものが低い、斯う云ふ場合に於きましては所得稅の改正も必要でありませうが、先づ以て其子弟を在學せしむる所の所得者に對し、所得の幾分を控除して、其子弟を中學校若くはそれ以上の學校に在學せしむると云ふことは、非常に困難である、困難であるにも拘らず、斯の如き人々は相率ゐて輕減運動をするやうなことを今日まで敢てしなかつたのであります、でありますから吾々は斯の如き人々の苦痛を察して、此案を通過させて、之を法律と爲して、是等の人々を救濟するのも社會政策の一端であると考へるのであります、どうぞ諸君の御賛成を得て無事に此案の通過を希望する次第であります。

〔拍手〕

○作間耕逸君　本案は政府提出、教育改善及農村振興基金特別會計法案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します——日程第四商業會議所法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者增田義一君。

第四　商業會議所法中改正法律案（增田義一君提出）　第一讀會

商業會議所法中改正法律案

商業會議所法中左ノ通改正ス

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　營業稅ヲ納ムル旅館業者

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔增田義一君登壇〕

○增田義一君　本案は政府提出、教育改善及農村振興基金特別會計法案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議には御異議なしと認めます、仍て動議の如く決します——日程第四商業會議所法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者增田義一君。

第四　商業會議所法中改正法律案（增田義一君提出）　第一讀會

商業會議所法中改正法律案

商業會議所法中左ノ通改正ス

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　營業稅ヲ納ムル旅館業者

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔增田義一君登壇〕

せられんことを望みます。

「「贊成」「贊成」の聲起る」

○議長(粕谷義三君) 作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました――日程第五第六は提出者同一の議案でありますから、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

「「異議なし」の聲起る」

○議長(粕谷義三君) 御異議なしと認めます、仍て日程第五、違警罪即決例廢止法律案、日程第六、裁判所構成法中改正法律案、右兩案を一括して第一讀會を開きます――提出者原夫次郎君。

第五 違警罪即決例廢止法律案(原夫次郎君外三名提出) 第一讀會

違警罪即決例廢止法律案

違警罪即決例ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六 裁判所構成法中改正法律案(原夫次郎君外五名提出) 第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第七十一條ノ二 削除

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「原夫次郎君登壇」

○原夫次郎君 私は唯今議題と相成りました、違警罪即決例廢止法律案に付ての提出の理由を開陳せんとするものであります、御承知の如く違警罪即決例なるものは、我が帝國憲法實施前の發布に係る法律でありまして、即ち明治十八年の布告で發布になつて居る法律であります、其規定する所は拘留又は科料に該る罪に付て、警察官に之が裁判權を付與してある點であります、憲法の精神から申しましても、又刑事訴訟法の如き現今の法律の本旨から申しましても、此違警罪即決例なるもの丶如き非立憲的なる非法的なる法律は他には存在致して居ないのである、先づ憲法の精神から申すならば、一體我が帝國の臣民は法律で定めたる裁判官の裁判を受くる權利を奪はる丶ことはないことを保障致してあるのである、又刑事訴訟法の趣旨から申しますならば、主義を執つて居つて、即ち起訴する者があり、今日彈劾此起訴に對して公平なる嚴正なる裁判を下す、之に對して被告人の辯解を求むる爲に、それ〲證據を提出する爲には、辯護人の選定を付することに相成つて居るのである、但し此刑事訴訟法の本旨を全うする簡略なる手續と致しまして、往年略式命令法なるものが制定してある、併し此略式命令でありましても矢張刑事訴訟法の本旨に從つて彈劾者、裁判官、辯護人と云ふやうな、それ〲規定の趣意を全うして居るのである、而も此略式命令は往々にして人權を蹂躙するの嫌がある爲に、拘留に對しては此略式命令は之を適用をせない事になつて居る、唯々罰金と科料のみと云ふことになつて居るのである、斯の如く刑事訴訟法に於ては極めて法律的に人權を擁護する爲めに、憲法の精神に基いてそれ〲立法してあるのであります、然るに何事でありませうか、違警罪即決例なるものは啻に罰金科料に付て警察官が裁判するのみならず、最も國民に取つて大切なる所の自由の拘束、即ち拘留處分にまで立入つて、警察官が權力を發揮すると云ふ法律になつて居る、曩の本會議に於きましても、私が横山君の提案に對して政府當局の答辯を求めた場合に於て、内務當局の答辯と致しましても、現に今日去る大正十二年の統計から見ましても、此違警罪即決例に依つて處分を受けて居る者が三十七萬三千人あると云ふことである、而して之に對して不服の申立を致す者が僅に五百人であると云ふ、斯の如き亂暴なる法律の施行が今日行はれて居るのであります、此違警罪なるものは違警罪法に依つて規定してある所のものが殆ど六十に近い所の、それ〲犯罪事項が規定致してある、此六十餘りの犯罪事項に對して今日警察官は、此違警罪即決例と云ふ武器を以て、そこ等の路傍から色々な者を引連れて來ては、直に之に對して自分が起訴し、自分が其處で直く裁判を致す、甚しきに至つては此違警罪即決例の爲に、今日我が國民の三十幾萬の人間の殆ど全部が人權を蹂躙致されて居る現狀であります、何れも是は犯罪の檢擧の爲に機械に使はれて居る、犯罪檢擧の爲に警察官がそれ〲刑事訴訟法の規定に基いて正當なる權利を行使して、犯罪を搜査しなければならないに拘らず、何時も此違警罪即決例なるもの丶武器を以て、そこ等にある者を拘留處分に處して、さうして之に對して警察の拘留所に於て之に糾問を致し、之を拷問を致す道具に供してあるのであります、是に於きましてか此違警罪即決例に付ては從來在野法曹の間、又此帝國議會に於ても度々其非立憲なることが唱へられて來たのであります、而も何故に歴代の内閣が此非立憲なる違警罪即決例なるものを廢止せないのであるかと申すならば、是は即ち私が先程申上げました如く此君主專制時代の、封建時代の遺物である所の此非立憲なる法律に依つて、重大なる犯罪の搜査の用に供するが爲に極めて便宜であるから、今日俄に之を廢せないと云ふ裏面の消息があるのであります、洵に吾々國民に取つては危い限りと謂はなければならぬ、又此違警罪即決例は歴代の内閣は何時も若し之を廢したならば、是が裁きを付ける爲に、或は判事なり檢事なりの增員をしなければならぬと斯う云ふ理由、而も其財源の無きを如何にせんと云ふ答辯に終つて居る、併ながら今日陪審制度は既に設けられ、普通選擧法が提案せられんとする今日であります、然るに拘らず此非立憲なる法律を現存せしめて置いて、立憲政治が行はる丶と云ふことは洵に怪しからない事に考へるのである、之を外國の例に鑑みましても年々三十七萬餘人の人權を蹂躙致して置いて、是で斯の如き非立憲なる法律を存して、斯の如き非違を逐ぐると云ふ法律は、世界各國何れの國にも存在致して居ないのである、此違警罪即決例に付ては、曩に憲政會から改正案が出て居るのでありまするが其當時私が質問致した如く何故憲政會の提案者は百尺竿頭一歩を進めて、斯の如き人權蹂躙なる、斯の如き非立憲なる法律を廢止すると云ふ提案を爲さなかつたかと云ふことを質問致したのでありまするが、要するに是は憲法違反に非らずと云ふやうな辯解から遂に其儘に相成つて、まだ委員會は開會に至つて居ないのであります、是に於てか私は本案を提出致して、憲政會の法案以上に、斯の如き非立憲なる非法なる法律は全然之を廢止し、而して政府は之を補ふのに新なる手續を設けて、而して此非を補ふことに致さなければならぬと云ふのが本案提出の理由であります、次の議題と相成つて居る裁判所構成法中改正法律案の理由を開陳致します、此裁判所構成法中の第七十一條の二に於きまして、往年判事の停年法なるものが制定されたのである、其停年法が制定されたる際に、一面に於て構成法に規定してある所の、大審院の判事になるのには十箇年間判事の職に居なければならぬ、控訴院の判事に於きましては五箇年間の在職年限がなければならぬと云ふ規定が從來存して居つたのである、そこで司法省の局長であるとか、或は參事官であるとか云ふ者は、常に法律に攜つて居るのであるから、此者にして若し裁判官に採用の資格のある者であるならば、司法省の局長若くは參事官である年限を、大審院判事、若くは控訴院判事の資格の年限に通算することが出來ると斯う云ふ法律を設けたのであります、所で今度は參事官と云ふ制度が無くなつて書記官になつたのである、所で從來の書記官と云ふものは唯今申上げるやうに大審院判事若くは控訴院判事の五年、十年と云ふ此資格の中には入れなかつたのである、それは何故であるかと云ふと、參事官以外の書記官となる者は、比較的法律の審議等には關係しないのが本則であるが故に、是等の者は資格が無かつたのである、所で今度は參事官が廢止になつて、一般の法律審議等を掌らない所の書記官と云ふやうな名義になつたのでありますから、そこで司法省は曩に提案を致して、參事官の制度が無くなつて書記官になつたのである、それなら矢張曩に參事官とか局長とか云ふものに期間の利益を均霑せしめたのであるから、それと同一の趣意に依つて書記官全部に此利益を均霑せしめなければならぬと云ふ提案を致して居る、併し是は大なる間違であつて、若し斯の如く法律の審議に關係しない――法律に關係の無い所の會計課長であるとか、或は人事課長であるとか云ふやうな者にまで此利益を均霑せしめると云ふならば、代議士でも何でも其資格があると謂はなければならぬ事になる、斯の如き間違つたる法律の提案に相成つて居るのであります、加之一體裁判所は裁判所でそれぞれ系統が存して居りまして、裁判所にも人材極めて多いのである、大學を卒業したる人が區裁判所から地方裁判所を經て、林の如く澤山に多いのである、然るに拘らず其資格のあると云ふ人が司法省の役人になつた爲に、一面に於ては裁判官の待遇と一般行政官の待遇とは非常に懸隔があるのである、そこで裁判官から司法省の一般の行政官になる場合に於ては、裁判官で居つた時から見ては官等俸給と云ふものがずつと上に昇る、其上に昇つた司法省の役人になつて、即ち役人になつて居つて更に今度潰しが利くと云ふ場合に於ては、五年なり十年なりの資格が出來た場合に於て、大審院なり控訴院なりの判事にそれを向けると云ふ場合に於ては、曾て自分が同僚であつた所の判事たりし人がずつと階段が下である司法省に唯々飛んで行つたと云ふことだけを以て、それ等の人と云ふものは大審院或は控訴院に行くと云ふと、ずつと上の方の地位に任命されるのであります、斯の如き不公平なる事をやれば從來裁判官で居つた經驗の積んで居る人が後から進んで行く進路を妨げる事になる、而して一面に於て判事の停年令の趣意はどう云ふ所から制定せられて居るかと申しますれば是は能力問題でない、是は即ち先輩が後輩の進路を遮るのであるから、何とかして之に退職を命じなければならぬと云ふのが停年法の趣意である若し其趣意を完うすると云ふことになれば、司法省に居つた所の役人は一旦行政官になつて自分の地位を獲得して、俸給も官等も高い所に行つたのであるから、更に逆戻りをして參りますときは、裁判官の進路を非常に妨げると云ふことになる、さう云ふ不公平な結果を生ずるのであります、でありますが故に、此裁判所構成法中の七十一條の二の法律なるものは、結局人の爲に――唯々司法省の役人の爲に憲法附屬の法律を改正する、斯う云ふ結果になる、唯唯司法省の役人、假に局長とか或は參事官とか云ふ數名の者の爲に、此重大なる法律を改正しなければならぬ、法律が制定になつて居ると云ふことになれば、人の爲に法を設けると云ふ非常な惡例を貽すものであつて、一面に於て裁判官たる者の進路を妨げ百害あつて一利の無い法律であるから、是が本案提出の理由であります、どうぞ御協贊を願ひます(拍手起る)

○議長(粕谷義三君) 本案に對しては質疑の通告があります――横山勝太郎君。

「横山勝太郎君登壇」

○横山勝太郎君 違警罪即決例の廢止案に付て極めて簡單に質問を致して置きたいと思ひます、本員の提出致して居りまする違警罪即決例の改正法律案と至大の關係を持つのでありますから、原君の御意見の在る所を腹藏なく承つて置きたいと思ふ、第一に御尋を致しまする點は、原君は去月三十一日の違警罪即決例改正法律案の上程されました時に、本員に對して質問を發せられました、其質問の要旨は、違警罪即決例は憲法違反である、何故に憲法違反の法律に改正を加へるのであるか、何故に進んで之を廢止せぬのであるかと云ふ御意見であります、之に對して本員は憲法違反に非ずと云ふことを、極めて明確に申上げて置きました、又司法當局及内務當局も同じく憲法違反に非ずと明瞭に答を致して居ります、原君は此政府並に本員の答辯に滿足をせられたのであるかどうか存じませぬが、本案の提出の理由書を拜見致しますれば、憲法違反と云ふ文字を避けて、憲法の精神に副はざる法律と云ふ意味に御訂正になつて居るやうである、又本日此席に於ける原君の趣旨を詳細謹聽致して居りましたが、憲法違反と云ふことは御言明が無かつたやうに記憶致します、併し遠方に居りましたから、或は本員の聽聞違であるかも存じませぬが、原君は去月三十一日の本議場に於て憲法違反なりと明言致したるものを、本日は何と御考になつて居るか、此點の辯明を明確に承つて置きたいと考へます、第二に承りたいのは縷々御陳辯の如く、此即決例に依つて支配を受けて居るものは數字に現れて居るのだけでも三十七萬有餘件に達して居るのであります、是が正式の裁判を受けた者は僅に僅であつて、吾々の人權自由の上に至大の影響を持つと云ふことは原君も本員も同論であります、然るに現に三十幾萬の事案を警察官に於て處理すべき必要が目下と雖も存在致して居ることは、原君と雖も御認めであらうと考へる、今突然違警罪即決例を廢して、如何なる手續と方法に依つて此三十萬、四十萬と云ふ多數の事件を處理せんとするのでありますか、裁判所を擴張せよと云ふのでありますか、別の機關を設けよと云ふのでありますか、其點に付ての意見を承らなければ、容易に原君の意見に贊同することは出來ませぬ、第三に承りたいのは新しい刑事訴訟法の中には、御承知の如く略式手續と云ふ規定が二百五十三條以下に規定致してあります、此略式手續は單行法であつたものを、現行刑事訴訟法の中に挿入致したのであります、其精神に於ては單行法と現行法と何等相違はないのであります、此略式手續法は原君御承知の如く、正式の裁判に依らずして檢事の請求に依つて裁判官が豫告命令を發すれば、略式手續に依つて裁判をするのであります、之を憲法違反なりと認めぬと云ふ理由は一體何所に在るか、違警罪即決例に依るものも、略式手續法に依るものも、共に正式裁判を許して居るのでありますから、憲法の所謂吾々の權利と云ふものを剝奪致しては居らぬのであります、結局に於て保存があるならば、法律に依る裁判官の裁判を受くる權利と云ふものは、兩者共に之を保留致して居るのであります然るに原君は單に違警罪即決例のみに對しては違憲であると言ひ、非立憲なりと言ひ、或は之を廢するの必要ありと言はる丶が如きは、其議論に於て甚だ一貫せぬものがあると考へます、而して若し原君の議論に依つて違警罪即決例を廢止するの必要があると云ふことであるならば、略式手續の方はもつと廢止するの必要があると考へます(拍手)即ち略式手續は御承知の如く、區裁判所の管轄に屬する刑事事件の裁判をするのであります、區裁判所の管轄に屬する刑事事件は拘留、罰金は勿論のこと、有期の懲役をも含んで居るのであります、斯の如き重大なる事案を處理する所の略式手續の規定は其儘拋擲致して置いて、さうして三十年の永き官民上下之を憲法上の問題として、疑なきものとして適用し來つたものを、突如として廢止せんとするは、一體どの邊に原君の理由が在るのでありますか、此三點を詳細に御答を願ひたい、終りに一言致したいのは、原君も曾ては裁判所の檢事を奉職されて居られたことを私記憶致して居ります、多年司法官として裁判所部内に在つた人であります、司法官として裁判所部内に在りし當時に於ては、此違警罪即決例なるものを平然として適用して居つたのである、今日になつて司法官を罷めて野に降つて、而して是が違憲であるとか非立憲だと云ふやうな言辭を弄すると云ふことは甚だ其心事に於て透明を缺くものがあると私は信じます、此數點を御確め致します(拍手)

○議長(粕谷義三君) 原夫次郎君。

○原夫次郎君 議長。

「原夫次郎君登壇」

○原夫次郎君 唯今、横山君の御質問に對して、私は答辯の機會を得たることを同君に感謝する者であります、先づ此本案提出の理由と致しては、何所までも違警罪即決例なるものは、憲法違反のものであると云ふ確信を有して居る、少くとも横山君と雖も此違警罪即決例なるものが憲法の本旨に副はないものであると云ふことは、是は爭へないことだらうと思ふ、であるから私は本案提出の理由と致しては、憲法の本旨に副はないものであると云ふことを書いて居るのである、即ち現行刑事訴訟法の本義に悖り憲法の精神に副はざるが爲め人權を蹂躙することの甚しきものあるを認む、是が提案の理由である、そこで私の憲法に違反であると云ふことは、是は憲法の條文と照合したならば洵に明なことであると思ふのであります、先づ違警罪即決例に於て拘留處分を言渡され、若くは罰金の處分を言渡されたならば、是は何でありますか、即ち警察官の一種の裁判ではないか、一種の裁判であつて、吾々の自由權なり財產權なりを剝奪せらる丶のである、即ち憲法の規定する所に依れば「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とある、警察署は裁判所ではない而して裁判所の構成は法律を以て之を定めると、斯うなつて居る、そこで裁判所構成法に於て檢事が起訴する、起訴官は檢事である、裁判官は裁判を爲す機關であると云ふことが規定してある、又人民の側から申すならば、日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くることの權利を剝奪せらる丶ことのないと云ふ自由の保障があるのである、そこで憲法違反であると云ふことは、是は私が確信して疑はない所である、少くとも憲法の精神に悖つて居る法律であると云ふことは、誰人も否むことは出來ない、それから次に横山君の御質問の略式命令の點である、私は此略式命令が憲法違反であるとか、憲法の精神に副はないものであると云ふことは、斷じて承知致して居ないのである(横山勝太郎君「そんなことは聽いて居りませぬ」と呼ぶ)略式命令を認むるならば何故違警罪即決例と云ふものが憲法違反になるかと云ふ御議論のやうであつたやうでありますが、斷じてさう云ふことはない、略式命令は刑事訴訟法の本旨に從つて檢事が取調を爲し、檢事が起訴しなければ略式命令は出來ない是は洵に略式命令を見たならば一見明瞭である、尚は御參考までに申述べたいのは、裁判所の裁判に依らずして吾々の財產權が剝奪せらる丶場合が他に三件ある、私の知り得る所に依れば、それは此明治三十三年三月の法律でありますが、間接國稅犯則者の處分法である、それから三十七年の法律に依つて煙草專賣法違犯事件の法律が出來て居る、又粗製樟腦油專賣法違犯事件の處分法が出て居る、それから鹽專賣法も同樣である、所で是等の違反者を處罰すると云ふ法律の規定は斯う云ふ風になつて居る、罰金に當る者は稅務署長に於て此

犯則者に通告を致すのである、で通告を致した場合に於て違反者が其罰金を納めないと云ふ場合に於ては、稅務官は更に之を檢事の所へ持つて行つて、さうして檢事に告發して、檢事が更めて之を起訴すると云ふ法律になつて居る、是が違警罪即決例とは大變な相違のある點である、それから次に違警罪即決例を唯今廢止致したならば、之に更るべき處置を如何にするかと云ふ御尋である、是はどうも橫山君ともある人の御問とは思はれない、先の本議場に於て鈴木參與官の言はれたやうな、既に年々此三十七萬餘の違反者が、變則なる裁判を受ける所の憐むべき人間が多いのである、之を正式に引戾して正式な裁判を爲さしむる爲に、本員は此廢止法案を提案致して居るのである、であるが故に司法省は宜しく此正則なる刑事訴訟法の本旨に基いて、是等の處置を付けるやうに能く內務省と協定して、若し判事なり檢事なりの人を增さなければならぬと云ふならば、之が豫算を組立てゝ議會に協贊を求めれば宜しいのである、現に陪審法は如何である、吾々が協贊を與へたる所の陪審法の費用と云ふものは年々實に澤山なものである、其澤山なものであつても、是が苟も立憲、法治下のどうしても執らなければならないと云ふ途を講ずる場合に於ては、豫算の此費用の支出方に付ては、是は政府者の宜しく按排すべき事柄である、私共は此所まで立入つて彼此れ申すべき事柄でないと思ふ、橫山君と雖も、現に三十幾萬の無辜を罰するやうな、人權蹂躪をやるやうなことをするのであるから、同君既に改正法律案を出して居るのである、吾々は其所まで立入つて政府に對して干涉がましいことは申さないのである、是は宜しく政府者の責任と謂はなければなりませぬ、以上を以て大體私の答辯を終ることゝ致します。

○橫山勝太郎君　議長——議長。

○議長(粕谷義三君)　橫山勝太郎君。

○橫山勝太郎君　此場合政府殊に內務省、此方面の御意見を承つて置きたいと考へます。

○議長(粕谷義三君)　熊谷政務次官。

〔熊谷政府委員登壇〕

○政府委員(熊谷直太君)　原君御提出に相成りました違警罪即決例廢止法律案に付きましては、政府に於きましては全然反對の意思を表明して置きたいと思ふのであります、其理由に付きましては、元來違警罪即決例と云ふものは憲法違反であるかないか、斯う云ふやうな議論は是まで再々此議場に於ても、或は他の委員會の機會に於きましても鬪はせられた所の議論でありまして、今日に於ては旣に確定して居るのであります、而して橫山君提出の違警罪即決例改正法律案の場合に於きましても、政府が聲明しました通りに、此三十七萬三千件許りの大なる違警罪の件數と云ふものを、如何に處理して行くかと云ふことに付きましては、原君は何等の案を持つて居らぬ、而して此三十七萬三千件許りの中に正式裁判を仰ぎまして、由て以て無罪となる所の件數と云ふものを擧げて見ますと、先は正式裁判を申立てる件數は約五百件內外、正式裁判を仰げる件數と云ふものは三十七萬三千件の中五百件內外で、而して此中無罪になる所のものはどの位あるかと云ふと、百二十件內外であります、是は四五年の統計に徵して明瞭な點であります、故に政府は違警罪即決例と云ふものは、今日實際に於きまして之を廢止することは出來ぬ所のものであると云ふことを茲に聲明致します、詳しいことは委員會に於て陳述することに致します(拍手)

〔政府委員片岡直溫君登壇〕

○政府委員(片岡直溫君)　違警罪即決例廢止に付きましては、最早雙方の間に論旨は略々明になつて居るやうに存じます、併ながら內務省として所見を申上げて置く必要ありと申すことでありますから、一應內務省として此即決例に關する意見を申上げて置きます、即決例其者は現行刑事訴訟法の本義に悖り憲法の精神に副はぬものであるが爲に、人權を蹂躪する、是が原君の提案の要旨であるやうであります然るに裁判に關する憲法の規定は、今原君が當席に於て御述になりました如く、日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權利を奪はるゝことなしと云ふ、是だけは旣に御認めになつて居るやうであります、然らば日本臣民は裁判を受くる機會を喪失することがないと云ふ、此裁判は必ず法律に定めたる裁判官が之を爲す、斯う云ふことの二點は保障されて居る、而して違警罪の即決なるものは、性質上行政處分に屬するものであります、裁判と必ず謂ふものでない、故に法律に定めたる裁判官が、其任に當らざるの故を以て、憲法違反なりと云ふことは出來得ないと思ふのである、且つ本處分に對して、不服なる場合は、被告人は任意に正式の裁判を請求することが出來る、一たび正式裁判を求めました以上は、其事柄は即ち裁判所に繫屬するのです、法律に定むる裁判官の裁判を受くるのであります、即ち本處分を以て裁判を受くるのでありますから、裁判の權を奪はれて居ると云ふことは無いのである、それから本處分と云ふものは、最も事犯の極めて輕微なものである、罰も亦極めて輕いものである、そこで要は人民の利便を考慮し、規定せられたる所の是は法律であります、而も罪狀は極めて明白にして、輕微なる、一々正式裁判を求めると云ふ其手續が寧ろ煩に堪へない、斯う云ふことを考慮して、是は出來て居る方法であるのであります(拍手)寧ろ極め簡單に、迅速に其處分の決定を受けて、納むべき科料を納め、若くは拘留の執行を受けると云ふことは寧ろ便宜である、斯う云ふことになつて居る事は、もう久しく十八年以來今日まで、國民が一般に能く是は認めて居る事柄であると思ふのであります、又斯る處分は警察官のみがやるかと云ふと、必ずさうではないのであります、即ち稅務署長、稅法の犯則者に對して處分を致すが如きことも、是も御承知であります、單り此即決例其ものが違反なり、斯う仰せられると云ふに至つては、私は甚だ權衡を失した御論ではないかと思ふのであります、之を實際の今日の實情に徵して、能く御考慮を願つて見たいと思ふのです、今日警察若くは分署と云ふものは、全國に一千二百六十八あります、一千二百六十八の警察分署に於て即決處分をして居る、其即決の處分の數は今司法省に關する政府委員よりも御述になりました通り、三十七萬餘件になつて居る、さうして其三十七萬餘件の中で正式裁判を求めた數は、先刻此所に說明せられた如く僅に五百餘件であります、さうすると三千七百三十件中に一つ位のことにしか當らぬ、其中の正式裁判を求めて、其正式裁判の結果に依つて違警罪の處分の變つたものが是だけしか無いのである、若も今提案者の言はれる如く、之を今廢止して正式裁判を求めると云ふことになりましたならば、今日の警察署並に分署の數位のものを別に設けなければ、實際國民は非常に不便を被るのであります(「正式裁判を求めなくても宜い」と呼ぶ者あり)求めても少しも不當な處置にはなつて居らぬのであります、(「橫山君は求めなくてはいかぬと言つて居る」と呼ぶ者あり)それはさう云ふ論者もありませうが、事實は其通りであります、然らば今日警察署なり分署の數位のものを、是だけの數を此所に置くと云ふことであれば、其費用を如何にして出すかと云ふことも、此本案を提出なさる方は御考慮にならなければならぬと思ふのであります、若も是が提案者の言ふ如く甚しく不當なものであると云ふことならば、費用に拘らず考慮しなければなりませぬが、事實は前段申上げるが如き次第でありますから、政府としては斯の如き提案に對しては玆に同意を表する譯には參りませぬのであります。

○作間耕逸君　議長。

○議長(粕谷義三君)　作間耕逸君。

○作間耕逸君　兩案を一括して、政府提出、裁判所構成法中改正法律案外一件の委員に併せて付託されんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　作間君の動議に御異議なしと認めます、依て動議の如く決しました——議事の進行に關して發言を求められて居り、之を許します、大石大君。

〔大石大君登壇〕

○大石大君　諸君、私は去る三月の最終の議場騷擾の場合に於ける議長の警察權の行使に付きまして、頗る疑を持つて居る者であります、議長より懲罰に付すべく御命令致しまして、各守衛より出しましたる所の報告書の起訴を根據と致して居ります、此事案に付きましては混雜の場合でございまするが故に非常なる間違が澤山ある、現に佐藤重遠君の如きは其際此壇上に登つて居らないのであります、議席に居つたのであります、斯う云ふやうな事實が顯著なるが故に、同時に起つた事件であつて、同時に議長より懲罰委員會に付せられた事件でありますけれども、遂に審理を進めることが出來ずして、之を分離したと云ふことは其根據に於て間違つて居ります、其分離は即ち與黨より發言になつた、私の起訴事實に付きまして申しますれば、押見守衛より私に毆打せられたと云ふ報告が出て居ります、其報告其物が私が毆打しないと云ふことを明にして居る、其譯はあの際私は此中段より西村守衛副長と一緒に落ちたと云ふことは、是は周知の事實である、憲政會の議席の

森田茂君も之を認めて居る、私は森田茂君より引張下されたのである、所が(「それが議事の進行か」「妨害だ」と呼ぶ者あり)御聽き下さい、是から進行になります、今進行に移ります、靜に願ひたい、靜にしないと何時までもやらない。

○議長(粕谷義三君)　此場合に於て議事の進行に關する事だけ御發言を願ひます。

○大石大君(續)　私は中段より西村副守衛長と一緒に落ちたと云ふことは事實である、押見守衛の報告は、階下に於て西村守衛副長が澤山の人に毆打されて居るから、それを助けんが爲に、梯子段に行つた所が、大石に毆打されたと言うて居る、下に落ちたと云ふことが事實明かであるならば、中段に於て私が押見守衛を毆打する筈はない、此押見守衛の報告なるものは、私が毆打せぬと云ふ事實を明にして居る、此事に付て議長は此懲罰の御命令を御取消になるか、或は此事實に對して御釋明を求めなければならぬ。

○議長(粕谷義三君)　唯今大石君より議長に對する御尋に御答致します、議長は去る三日の如き議場に於きましては議長の警察權を行使致しまする守衛の報告に信頼するより外はないのであります、即ち大石大君に對する懲罰の報告は、此守衛長の報告を根據に致したのであります、是が當否は懲罰委員會の審議に俟つより外ないのであります、此點を御答を致します。

○作間耕逸君　議長。

○議長(粕谷義三君)　作間耕逸君。

○作間耕逸君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち議員吉良元夫君、同寺田市正君、同中山貞雄君、及同大石大君に係る懲罰事犯の件を此際特に上程して一括議題として、懲罰委員長の報告を求め、其審議を進められんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　御異議ないと認めます、仍て日程は變更せられました、懲罰事犯の議事は祕密會でありますから、傍聽人の退場を命じます。

議員吉良元夫君寺田市正君中山貞雄君大石大君懲罰事犯の件

〔午後四時十七分祕密會に入る〕

〔午後五時三十六分祕密會を終る〕

○議長(粕谷義三君)　祕密會の結果を御報告致します、祕密會に於ては議員吉良元夫君、同寺田市正君、同中山貞雄君、同大石大君、右四名に係る懲罰事犯の件を議決致しました、仍て其議決に基いて宣告を致します、議員吉良元夫君に對し議院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます、議員寺田市正君に對し議院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます、議員中山貞雄君に對し議院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます、議員大石大君に對し議院法第九十六條第一項第三號に依り、二週間の出席停止を命じます。

○作間耕逸君　殘餘の日程に對して延期の動議を提出致します。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　作間君の動議には御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、次回の日程は追て公報を以て御通知申上げます、今日は是にて散會。

午後五時四十一分散會

○大正十四年二月十二日(木曜日)

午後一時十七分開議

議事日程　第十二號

第一　特別都市計畫區域內に於ける寺院の國有境內地讓與等に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　大正十四年度歲入歲出總豫算案並大正十四年度各特別會計歲入歲出豫算案

第四　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

○議長(粕谷義三君)　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

特別都市計畫區域內に於ける寺院の國有境內地讓與等に關する法律案

（以上二月十日提出）

一今十二日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

海上衝突豫防法中改正法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

商業會議所法中改正法律案

提出者　山本厚三君　粟山博君　一柳仲次郎君

淸國及朝鮮國在留帝國臣民取締法廢止法律案

提出者　柏田忠一君　牧山耕藏君

（以上二月十日提出）

大正十四年度歲入歲出總豫算案並大正十四年度各特別會計歲入歲出豫算案に對する修正案

提出者　吉植庄一郎君

（以上二月十二日提出）

沼田若松間鐵道速成に關する建議案

提出者　生方大吉君　中野寅吉君

男女獨學者の學力檢定試驗制度に關する建議案

提出者　河野正義君　河波荒次郎君　樋口秀雄君　田中萬逸君

漁村振興に關する建議案

提出者　千葉宮次郎君　中林友信君　廣岡宇一郎君　牧山耕藏君　伊坂秀五郎君　則元由庸君　丸山浪彌君

（以上二月十日提出）

海外移民政策確立即行に關する建議案

提出者　今里準太郎君

（以上二月十二日提出）

農村振興に關する決議案

提出者　床次竹二郎君　元田肇君　吉植庄一郎君　松田源治君　鳩山一郎君　小橋一太君　木下謙次郎君　三輪市太郎君　高橋光威君　成田榮信君　則元由庸君　松浦五兵衞君　廣岡宇一郎君　川原茂輔君　中村啓次郎君

（以上二月十二日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

筑後川改修工事に關する質問主意書

提出者　加藤十四郎君

（以上二月十日提出）

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照の爲玆に掲載す〕

一去十日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員建部遯吾君提出教育の方針問題に關する質問に對する答辯書

教育の方針問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十七日

提出者　建部遯吾君

贊成者　山田又司君　外二十九名

教育の方針問題に關する質問主意書

教育の普及にも拘らす近來國民の思想德操風俗の荒廢は教育在來の方針に於ける缺陷を暗示せすや

政府は教育方針の更新を考量するの必要を認めさるか

右及質問候也

大正十四年二月十日

內閣總理大臣　子爵加藤高明

衆議院議長粕谷義三殿

衆議院議員建部遯吾君提出教育の方針問題に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕

文部省官普四八號

去月二十九日御回付の衆議院議員建部遯吾君提出教育の方針問題に關する質問に對し別紙答辯書提出候也

大正十四年二月九日

文部大臣　岡田良平

我か國の教育は明治二十三年煥發せられたる教育勅語に準由するものにして將來に於ても此の方針を變更するの必要を認めす然るに時勢の變遷に伴ひ近時國民の思想德操等に關し遺憾とすへき現象尠からす故に政府は鋭意教育當事者を獎勵して教育勅語の趣旨貫徹を期しつゝあり今回師範教育を改善して教員の德操識見に一段の進歩を加へ又學校に於ける教練を振作して學生生徒の心身を鍛錬し其の資質を向上せしめむと企圖するもの亦前述の目的を達成せむとする手段に外ならす

一去十日議長に於て選定したる委員左の如し
遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員
野村嘉六君　高木正年君
平川松太郎君　村上紋四郎君
三橋四郎次君　一柳仲次郎君
栗林五朔君　伊坂秀五郎君
筒井民次郎君　高木第四郎君
中村嘉壽君　黒住成章君
今井健彦君　佐々木長治君
中村清治君　森蘊親君
秋田寅之介君　馬場義興君
商業會議所法中改正法律案委員
栗山博君　荒井健三君
山本厚三君　沼田嘉一郎君
富田愿之助君　若尾幾太郎君
坂梨哲君　鳩居哲君
山本芳治君
一今十二日委員長及理事互選の結果左の如し
遠洋漁業奬勵法中改正法律案
委員長　野村嘉六君
理事　今井健彦君　森蘊親君
馬場義興君
商業會議所法中改正法律案
委員長　山本芳治君
理事　坂梨哲君
一今十二日當任委員補闕選舉の結果左の如し
第一部選出
決算委員　曾田秀雄君（寺田市正君補闕）
第九部選出
請願委員　補野謙朗君（吉良元夫君補闕）

○議長（柏谷讓三君）　是より會議を開きます、新に議席に著かれたる議員を御紹介致します、其姓名を讀上げますから御起立あらんことを希望致します、（拍手）三百七十三番、沖繩縣第二區選出議員大城幸之一君。

（大城幸之一君起立）

（拍手起る）

○議長（柏谷讓三君）　御諮りを致す事があります、第二部選出勳記委員吉田信策君、第六部選出豫算委員小山平吉君、右兩君より當任委員辭任の申出があります、それならば問題はないのであるがさうでないとすれば、國有の境内地を無償讓與するのであるから、其管理下にある所の東京市所有の墓地も亦無償で交付するのが至當であらうと考へますが、之に對してどう云ふ御考になつて居りまするか之を伺ひたいのが一つであります、第二は此法律案の第四條に依りますると今まで寺院には土地區畫整理委員とか云ふものゝ選舉權及被選舉權が無かつたのであるが、此法律案に依りますると、第四條に依りまして新しく寺院及佛堂は借地法に謂ふ所の借地權者と看做されることになつた、借地法に謂ふ所の借地權者となれば、當然土地區畫整理委員の選舉權及被選舉權が玆に生ずるのであります、即ち今まで無かつたのを玆に此權利を與へることになる、是は面に權利の擴張であるから結構である、然るに玆に妙なことはです、區畫整理委員の選舉と云ふものは殆ど全體と云つても宜しい、皆濟んでしまつた、もう今日新しく區畫整理委員を選ぶと云ふ所は、或は一地區か二地區はあるかも知れませぬが、殆ど無いのであります、さうしますると折角其權利を與へられても、此法案に依る第四條と云ふものは所謂死法になつてしまふ、玆に編出されても何等の効力實効を生じないと云ふことになるのであります、是は如何になりますか、或は從來選んでありまする事柄がございます、御承知の如く十四年度豫算案に於きましては、新規の增加額は一億二千四百萬圓の中には陸軍軍備整理費の增額、電話交換擴張費及臨時國庫證券の整理費等の計畫が含んであることは勿論であります、而して大正十四年度一般會計に現れたる公債發行額は、既定の計畫に依りますれば二億八千萬圓に上つて居りまするが、現内閣は此の二億八千八百萬圓の内約六千萬圓を延べ、殘り二億二千八百萬圓に減縮し、而して此内一億萬圓を公債財源に求めたのであります――普通財源に求めたのであります、故に現内閣豫算編成の内容を一言致しますれば、行政財政の整理の結果と收入增加に依つて、新規の增加額は二億四千萬圓の多きに上つて居ると云ふことは、玆に私は諸君に御紹介すべき必要の事と思ひます、新規の增加額は普通財源を基礎として見ますれば、國有境内地とありますのが即ち東京市の墓地を指すのでありますか、それならば問題はないのであるがさうでないとすれば、國有の境内地を無償讓與するのであるから所の東京市所有の墓地も亦無償で交付するのが至當であらうと考へますが、之に對してどう云ふ御考になつて居りまするか之を伺ひたいのが一つであります、第二は此法律案の第四條に依りますると今まで寺院には土地區畫整理委員とか云ふものゝ選舉權及被選舉權が無かつたのであるが、此法律案に依りますると、第四條に依りまして新しく寺院及佛堂は借地法に謂ふ所の借地權者と看做されることになつた、借地法に謂ふ所の借地權者となれば、當然土地區畫整理委員の選舉權及被選舉權が玆に生ずるのであります、即ち今まで無かつたのを玆に此權利を與へることになる、是は面に權利の擴張であるから結構である、然るに玆に妙なことはです、區畫整理委員の選舉と云ふものは殆ど全體と云つても宜しい、皆濟んでしまつた、もう今日新しく區畫整理委員を選ぶと云ふ所は、或は一地區か二地區はあるかも知れませぬが、殆ど無いのであります、さうしますると折角其權利を與へられても、此法案に依る第四條と云ふものは所謂死法になつてしまふ、玆に編出されても何等の効力實効を生じないと云ふことになるのであります、是は如何になりますか、或は從來選んでありまする事柄がございます、御承知の如く十四年度豫算案に於きましては、新規の增加額は一億二千四百萬圓の中には陸軍軍備整理費の增額、電話交換擴張費及臨時國庫證券の整理費等の計畫が含んであることは勿論であります、而して大正十四年度一般會計に現れたる公債發行額は、既定の計畫に依りますれば二億八千萬圓に上つて居りまするが、現内閣は此の二億八千八百萬圓の内約六千萬圓を延べ、殘り二億二千八百萬圓に減縮し、而して此内一億萬圓を公債財源に求めたのであります――普通財源に求めたのであります、故に現内閣豫算編成の内容を一言致しますれば、行政財政の整理の結果と收入增加に依つて、新規の增加額は二億四千萬圓の多きに上つて居ると云ふことは、玆に私は諸君に御紹介すべき必要の事と思ひます、新規の增加額は普通財源を基礎として見ますれば、

國有境内地とありますのが即ち東京市の墓地を指すのでありますか、それならば問題はないのであるがさうでないとすれば、國有の境内地を無償讓與するのであるから所の東京市所有の墓地も亦無償で交付するのが至當であらうと考へますが、之に對してどう云ふ御考になつて居りまするか之を伺ひたいのが一つであります、第二は此法律案の第四條に依りますると今まで寺院には土地區畫整理委員とか云ふものゝ選舉權及被選舉權が無かつたのであるが、此法律案に依りますると、第四條に依りまして新しく寺院及佛堂は借地法に謂ふ所の借地權者と看做されることになつた、借地法に謂ふ所の借地權者となれば、當然土地區畫整理委員の選舉權及被選舉權が玆に生ずるのであります、即ち今まで無かつたのを玆に此權利を與へることになる、是は面に權利の擴張であるから結構である、然るに玆に妙なことはです、區畫整理委員の選舉と云ふものは殆ど全體と云つても宜しい、皆濟んでしまつた、もう今日新しく區畫整理委員を選ぶと云ふ所は、或は一地區か二地區はあるかも知れませぬが、殆ど無いのであります、さうしますると折角其權利を與へられても、此法案に依る第四條と云ふものは所謂死法になつてしまふ、玆に編出されても何等の効力實効を生じないと云ふことになるのであります、是は如何になりますか、或は從來選んでありまする事柄がございます、御承知の如く十四年度豫算案に於きましては、新規の增加額は一億二千四百萬圓の中には陸軍軍備整理費の增額、電話交換擴張費及臨時國庫證券の整理費等の計畫が含んであることは勿論であります、而して大正十四年度一般會計に現れたる公債發行額は、既定の計畫に依りますれば二億八千萬圓に上つて居りまするが、現内閣は此の二億八千八百萬圓の内約六千萬圓を延べ、殘り二億二千八百萬圓に減縮し、而して此内一億萬圓を公債財源に求めたのであります――普通財源に求めたのであります、故に現内閣豫算編成の内容を一言致しますれば、行政財政の整理の結果と收入增加に依つて、新規の增加額は二億四千萬圓の多きに上つて居ると云ふことは、玆に私は諸君に御紹介すべき必要の事と思ひます、新規の增加額は普通財源を基礎として見ますれば、

豫算案大正十四年度歳入歳出總豫算案並大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算案外一件

りました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　御異議なしと認めます、仍て許可致します、其部の缺君は速に補闕選舉を行ひ、囘出あらんことを望みます、高橋農務大臣より過日の膽田房之助君の御質問に對する答辯の中に訂正を要する點があると云ふことで、發言を求められて居りますから、之を許します――高橋農務大臣。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣（高橋是清君）　去る二月五日當議場に於ける前田房之助君の御質問に對する私の答辯中、少しく訂正すべき點を發見致しましたから、玆に改めて之を申上げます、即ち金輪出解禁の實例として「瑞西」を指摘致しましたが、是は「瑞典」の誤りであります、又解禁前の正貨を十三億以上と申したのは二億七千萬圓以上、又現在額を三億彙と申したのは二億三千萬圓彙と訂正を致します。

〔拍手〕

○議長（柏谷讓三君）　議事日程に入ります、日程第一、特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有境内地讓與等に關する法律案の第一讀會を開きます、早速政務次官。

第一　特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有境内地讓與等に關する法律案（政府提出）　第一讀會

特別都市計畫區域内に於ける寺院ノ國有境内地讓與等ニ關スル法律案

第一條　寺院若ハ佛堂ノ國有境内地又ハ寺院ノ管理スル國有境内地ニシテ特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理ノ施行地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ寺院、佛堂又ハ墳墓カ大正十七年八月三十一日迄ニ其ノ換地ニ非サル土地ニ移轉スルトキハ政府ハ國有財産法第五條ノ規定ニ拘ラス寺院境内地讓與審査會ノ議ヲ經テ其ノ換地及從前ノ土地ニ定著スル國有物件ノ全部又ハ一部ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ讓與スルコトヲ得

寺院境内地讓與審査會ノ組織及權限ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　寺院又ハ佛堂カ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ受ケタル土地ヲ讓渡シ、貸付シ又ハ擔保ニ供セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタルトキハ其ノ効力ヲ生セス

第三條　特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス寺院若ハ佛堂ノ境内地又ハ墳墓地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理委員會ノ組織ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ國有財産法第二十四條ノ規定ニ依リテ國有地ノ貸付ヲ受クル寺院及佛堂並國有又ハ公有ノ墳墓地ヲ管理スル寺院及佛堂ハ之ヲ借地法ニ謂フ借地權者ト看做ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員早速整爾君登壇〕

○政府委員（早速整爾君）　特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有境内地讓與等に關する法律案の大體の說明を致します、東京市及横濱市に於きましては、特別都市計畫法に依り土地區劃整理を施行致しまする結果、該施行區域内に在る寺院、佛堂境内地、又は墳墓地は其換地の面積が狹小となる等の事情に依りまして、他に移轉するの已むなきに至るやうな場合が少くないのであります、斯の如き場合に於きましては、從來無償にて國有の境内地を借受け、又は墳墓地の管理を致して居りまする寺院佛堂は、其境内地の換地を政府に返還せねばならぬと云ふことゝなり、甚しく損害を受けることゝなりまして、延いては其存立を危からしむるが如き結果を來さないとも限らないのであります、仍て玆に國有境内地又は墳墓地の換地等の全部又は一部を、當該寺院又は佛堂に讓與致しまして、是れが救濟を圖りたいと思ひます、又寺院境内地、又は墳墓地は都市計畫法第十二條に依りまして、之を都市區劃整理施行地域に編入致しまするに付いては、當該寺院又は墳墓の關係人の同意を必要と致すのであります、都市區劃整理を潛慮なく施行するが爲に、是等の土地を强制的に該施行地區に編入するの途を開きたいと考へます、而して之に伴ひまして、當該寺院佛堂又は墳墓地の管理者に對しまして、都市區劃整理委員の選舉權又は被選舉權を附與するの必要を認めるのであります、本案は震災地の復興計畫に密接なる關係を有するものでありまして、復興事業の速成上支障となるべきものを除き、且つ是が施行を圓滑ならしむることを目的とするものでありますから、何卒御審議の上御協賛あらんことを希望致します。

〔拍手〕

○議長（柏谷讓三君）　本案に對して質疑の通告があります、其發言を許します――安藤正純君。

〔安藤正純君登壇〕

○安藤正純君　唯今政府委員より御說明の、特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有境内地讓與に關する法律案に付きまして、簡單に一、二質問を致したいのであります、特別都市計畫、殊に土地區畫整理を完成致しまするに就きましては、帝都百年の大計を定める所以でありまして、最も重要にして且つ必要な事であります、此進行に付きまして寺院に對する所の處置を豫め決めて置かなかつたと云ふことは、頗る遺憾の事でありまして、是れが爲に現に土地區畫整理の進行に付きまして幾多の行惱みを生じて居り、然るに、是が爲に此區畫整理區域に居ります所の澤山の市民住民が、非常の迷惑を被つて居りますことは、即ち豫め之に對する所の方策を政府が定めて置かれなかつた所以であると思ひまして、非常に遺憾に存ずる次第であります、其解決の一と致しまして、玆に政府が本案を提出せられましたのでありまして、此案は甚だ結構な事と存ずるのであります、唯々此案の内容に付きまして二、三質問を致したいのは、土地區畫整理區域内に在る所の國有の寺院佛堂の境内地及墳墓地を寺院佛堂に讓與する、是は帝都復興事業の進行の爲にやるのでありますから、甚だ結構であります、然らば東京市に於きます墳墓と云ふものは、何所に所有權が一番除計に屬して居りますかと云ふと、寺院で持つて居る所の所謂寺有の墳墓地と云ふものと、東京市所有の市有墓地と云ふものとの二つに分れて居るのであります、殊に市有墓地が寺有墓地よりは頗る多い全體の墓地の三分の二と云ふ者は東京市が持つて居ります、市有墓地であります國有の墳墓地の方は、佛堂等院と共に移轉に依つて――此法律案に依つて玆に讓與せられるのでありますが然らば東京市が持つて居る所の最も多數なる市有の墓地は如何されるのでありますか私の考に依りますと、玆に

報告書
一豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也
大正十四年二月十日　豫算委員長　町田忠治
衆議院議長柏谷讓三殿

〔町田忠治君登壇〕

〔拍手起り「總理大臣の出席を求めます」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏谷讓三君）　唯今通告致して置きました。

○町田忠治君　此處に議題とせられて居りまする大正十四年度豫算案に關する豫算委員會の審査の大要及成績を簡單に御報告致します、委員會は一月二十六日より十數日間、總會又は分科會を開きまして、慣重審議の末、九日分科會の決定を經まして、翌十日豫算總會を開きまして、豫算案全部を決定して、之を議長の手許に報告しました、大正十四年度豫算案の編成方針及歳入歳出の金額、過日大藏大臣の財政演說に於て之を詳說されました故に、私は一切玆に之を省きます、唯々豫算委員會に提供せられまする材料に依つて二三說明に御紹介する必要ある事柄がございます、御承知の如く十四年度豫算案に於きましては、新規の增加額は一億千四百萬圓の中には陸軍軍備整理費の增額、電話交換擴張費及臨時國庫證券の整理費等の計畫が含んであることは勿論でありまして、而して大正十四年度一般會計に現れたる公債發行額は、既定の計畫に依りますれば二億八千萬圓に上つて居りまするが、現内閣は此の二億八千八百萬圓の内約六千萬圓を延べ、殘り二億二千八百萬圓に減縮し、而して此内一億萬圓を公債財源に求めたのであります――普通財源に求めたのであります、故に現内閣豫算編成の内容を一言致しますれば、行政財政の整理の結果と收入增加に依つて、新規の增加額は二億四千萬圓の多きに上つて居ると云ふことは、玆に私は諸君に御紹介すべき必要の事と思ひます、新規の增加額は普通財源を基礎として見ますれば、二億四千萬圓の多きに上つて居ると云ふことを御紹介致して置きます、勿論震災後の財源二億二千八百萬圓の中、一億二千八百萬圓を普通財源に求めた結果として、新規の事業を多くすることの出來なかつたこと、若くは國民の負擔輕減の財源にすることが出來なかつたことは遺憾でありまするが併し是は帝都復興にのみ重きを置いて斯樣に致したのではありませぬ、政府當局の證明する所に依れば財政の基礎を鞏固にし、且つ金融界の壓迫を緩和して、將來國庫の自然增收と共に、益々積極的施設に努力せんとする前提に外ならぬと云ふ說明でありました、次に整理に依つて得たる恒久的財源に關して種々なる問答がありましたが、政府の提供せられたる材料に依りますれば、此度の行政財政の整理に依つて得たる恒久的財源が、七千餘萬圓に上つて居ります、同時に整理の結果として、人員の淘汰其他に要する恒久的歳出は約九百萬圓に上つて居りまするが故に差引恒久的財源として殘りますものは六千數百萬圓に上つて居ると云ふことも、併せて御紹介致しますもう一つの御紹介は一般會計、特別會計を通じて此度の整理緊縮の結果として節約し得たるものは二億五千六百萬圓に上つて居ると稱せられて居りましたが、委員會に於ける結果、一般會計、特別會計に重複となつて居る金額八百萬圓を除きました結果として、純整理金額は二億四千七百萬圓であると云ふことを御紹介して置きます、次に十數日に亘つて委員諸君から質疑されたる中の主なる問題を御紹介致しますに、委員會に於ける質問應答は内外百般に亘つて居りまするが數年來、對支、對露の外交、綱紀肅正、普選問題、經濟及産業政策、稅制整理、關稅改正、師範教育改善、通信機關の改善、鐵道、軍事教育、師團減少、其他國防問題を始めとし其項目相當に追ふありませぬが、就中最も熟心に論議せられたる主なるものは先づ物價問題、金融出解禁問題、農村振興問題及震災教育費國庫負擔額增加の問題等は其主なるものであります、第一に御紹介致したいのは物價問題に關するが故に、物價問題に關する委員諸君と國務大臣の間に、數日に亘つて質問應答せられました事に付きましては、玆に之を御紹介するに方つて諸君の御諒解を得て置きたい一事があります、それに物價問題は

多く金解禁問題と關聯して居りまして、之を切離して御紹介するのは甚だ容易の業ではありませぬ、さりながら其要領を明瞭にする爲に、各々之を獨立して申上げることに致します。私の申上げることに付きまして不備の點もあれば、委員諸君より御訂正あらんことを願ひます。暫く諸君の御清聽を煩したいと思ひます。物價問題に關しては多數の委員より數日に亘りて有益なる質問が澤山ありました。其趣意を綜合して見ますると、我國の物價は海外諸國に比して見れば極めて高い、之が爲に國民生活及産業政策上重大なる問題を惹起して居るに拘らず、何が故に政府は之に對して適當の施設を爲さゞるや、現内閣組織以來物價益々騰貴して、一面國民の生活を脅威し、他の一面生産費を増加して、益々貿易の逆調を助長するの傾あると云ふ趣意の下に、幾多の統計に依つて詳細に論旨を述べられました。之に對して政府當局の答辯は、現内閣成立の時以來物價の上つて居ると云ふ事實は政府も之を認めます、而して最近に於ける物價騰貴の原因は、大體米の不作に因る米價の騰貴其一、小麥の市價の世界的に騰貴したのは其二、海外に於て生産品の減少したることは其三、震災後著しく増加して居た在庫品が消化されて來たのは其四、之に加ふるに爲替の低落其原因を成して居る、斯様な幾多の原因の綜合した結果此に至つたのであつて、其責任は現内閣に在る譯でないと云ふ答辯であります。

經費實際に關係を有するの件に付て、政府より答辯があつたことを茲に御紹介して置きます、又一議員の質問に、新聞紙の報ずる所に依れば、過般總理大臣は鐵道事業費の件に關して三派交渉委員に對して聲明したる第四項に於て、將來財界の事情改善せられ既定の計畫以上に公債發行を要する場合に於ては、公債を發行して鐵道事業費に充てる旨を明言したりと云ふが、果して左様であるかと云ふ質問に對して、大藏大臣は政府を代表して其通りなりと答へ、茲に鐵道事業費に對する現政府の方針を確むることを得ました。

べからざる立場に居る憲政會の領袖、最の總裁或は會計監督の最高幹部に列して現内閣を支持すべき立場に居る橋本君が、豫算委員會の公の席上に於て、此豫算の七十萬圓以上全く無益なものであると云ふことを立證せられたのであります（拍手）吾々は斯の如き辯論を有し、斯の如き地位を有し、而して現内閣を擁護すべき立場の人でも、敢然として其非を鳴らしたる其勇氣に敬意を拂ひ、吾々等は同君の說を信用して、玆に此削減を致したのであります、此點は如何に現内閣の豫算の中には若し幾多の橋本君があつたならば、斯樣なる問題が到る所に在るであらうと吾々は思ふのである（拍手）更に鐵道建設費の三百四十萬圓の削減であります、是は單に豫算に於て吾々が數字を削減すると云ふ程度に於ては滿足の出來ない事になるであらうかと恐れて居るのであります、何となれば本年政府の提出したる豫算に依れば、建設費一千餘萬圓、大正十四年度に――然るに成鏡線の上に五百四十萬圓を振當てゝあるのでありますが、豫算委員會に於て議員橋本君の質問に對する政府の答辯、並に朝鮮鐵道用品特別會計法案の委員會に於て、各委員と政府委員との質問應答に依れば、大正十四年度の豫算に依つて要求せられたる一千萬圓の新設工事――新線工事と云ふものゝ内三百四十萬圓に該當する線路は、大正十三年中に既に出來上つてしまつて居るのであります、前年度に於て是が出來て居るのであります、此事實は質問應答及其速記錄に於て明確動かすべからざる事實であります（拍手）凡そ豫算は讀んで字の如きものであります（ひや／＼）新線工事の建築に對して十四年四月より議會の協贊を經て始めて新線に著手すべき性質の、此鐵道豫算に對して、十三年度に於て三百四十萬圓に該當する所のものは出來てしまつて居ると云ふことは、是は實に驚くべき所の事柄であります（拍手）吾々議員に列してより今日に至るまで、斯の如き憲法――會計法を無視したる嫌あり、而して議員の協贊權を無視したる、斯の如き不法の豫算を未だ曾て之を見たことはないのであります（拍手）凡そ斯の如き事が輙々に議會に於て看過せらるゝならば、是が慣例と相成るならば、今後に於て二年分も三年分も豫算の無いものを、當局者が請負業者に命じて捗へさして置いて、さうして後に於て是が豫算を取つて、やると云ふことになるならば、豫算なるものは、總て決算と相成つてしまふのであります（拍手）而して此議會の豫算に對する協贊權を全然蹂躙し去られるのであります、是は冷靜に諸君の御判斷を願ひたい、斯の如き事が一たび慣例となつて容認せらるゝならば、容易ならざる我が帝國議會の權能に損害を及ぼすものであります、故に吾々は此問題に對して、政府當局の責任を如何に問ふかは別個の問題として預つて、豫算の上に於ては既に出來上つて居る三百四十萬圓と云ふものは此急設工事、既設工事に對して新設線として容認することは出來ませぬからして、玆に三百四十萬圓を取敢ず豫算の上に削減を致した次第であります、諸君尙は是等修正の各々細かな議論に對しては、吾々の同志が引續いて諸君と論議をする場合に詳しく說明する筈であります、大體を述べて玆に吾々の提議を御紹介する次第であります、此修正を爲すことは單に之に止らないのであります、政府は十三年野處して常に行政財政の整理を高調力說、更に内閣を組織して以來半歲の久しきに亘つて特に全力を傾倒したる行政、財政の整理を基礎として造り上げたる所の此豫算全體に對して、吾々は頗る遺憾を感ずるのであります、それ等の諸點に付て、是より順次私の申上げる所を御聽きあらんことを希ふのであります、是れは感情の論に非ずして、數字の論であります、冷靜に御聽取あらんことを希ふのであります、私は第一に歲入に對する一般的の批判を試みたいと思ひます、大正十四年度の歲入豫算に於いて、政府は所得稅二千九百萬圓、相續稅六百萬圓、其の他を合計して五千七百萬圓の租稅收入を――是れは歲入の問題であります斯樣なる問題を論ずる場合には暫く御容認を希ふのであります、五千七百萬圓の歲入の增加、而して尙ほ酒造稅其他減收二千四百萬圓を差引いて、尙ほ增收入三千三百萬圓を政府は見積つて居るのである更に官業收入に於て五千四百萬圓、是等を合すれば經常部歲入の增加を見積られたること實に八千一百餘萬圓に及んで居るのであります、諸君、政府の此財政の計畫は吾々直に之に向つて可否を論ずるのではありませぬ、政府の示したる豫算は斯の如きものであります、併ながら此豫算の裏面に何を物語つて居る、所得稅の增加及相續稅の增加と云ふことは國民の富力の增進、利益の增進を物語るものであつて而も大正十二年大震火災を承けて帝國は一大打擊を被つた後に於て、尙ほ斯の如き國民の富の蓄積、負擔力の增加を政府が認められたと云ふことに付ては洵に諸君と共に悅ぶべき事であります、國家の現象斯の如き悲觀すべき狀態に非ずして、租稅の根本たる所得稅に於て二千九百萬圓、約三千萬圓に近き所の收入を見積り得ると云ふ國情に在ることは、御同慶の至りに堪へないのであります（「千葉縣でやれ」「默れ」「福島縣には地震はない」と呼ぶ者あり其他發言する者多し）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に願ひます。

○吉植庄一郎君（續） 然るに政府は屢々此壇上に於て現内閣の行政、財政の整理は玆に增稅をやるか、整理をするか、此二途より進む途なし、絕對の立場に立つたのであると云ふことを屢々言明されて居るのであります、增稅すべからず、故に遂に行政、財政の整理に依つたのであると云ふことである、即ち現豫算を編成するに當つても、此見地に立つて現内閣は增稅を避けて整理節約に努められた、のみならず大正十五年度に於て爲さんと約束せられたる稅制整理に於ても、租稅の負擔、或は增稅をすると云ふやうな慮は無いかと吾々が之を問へば、負擔の均衡を目的として稅收入は大體に於て增減なき範圍に於て整理を爲すと言はれた、即ち大正十五年度以降に於て、稅制整理に於ても稅の增加は圖らぬと云ふことが明になつて居るのであります、現内閣は此減稅を敢て斷行することの勇氣が無いことを吾々は甚だ遺憾とするのであるが、增稅を斷行せんとするの勇氣なき事に對しても亦頗る滿足をする者であります併ながら此十四年度の政府の豫算案に依つて見れば新規の事業をどれだけ企てゝ居るかと云へば總額約一億一千餘萬圓、唯今町田委員長も御報告になつた通り、財政の大緊縮、大整理と云ふものを行つたる所の政府が、尙ほ一億一千餘萬圓の新規事業、及前年度より增加したる費目を合すれば斯の如きものになつて居るのである、然るに大正十五年度後の政府の繼續費及剩餘金の繰入に關する諸表を見れば、依然として大正十五年度に於ても、十六年に於ても、十七年に於ても剩餘金の分配をしてあるのであります、而して此表に依つて政府の計畫は、公債を每年十五年度十六年度に於て同じく一億萬圓を…（「修正案と何の關係があるか」と呼ぶ者あり）大にあります、此修正案の根本の理由を說明することに對して、暫く御靜聽を希ふのであります、歲入を論ぜずして歲出を論ずることは出來ませぬ、故に此政府の示したる所の後年度の計畫表に依つて見れば、歲入の自然增收は今後に於て多く期待が出來ないと言うて居る、即ち過去の政府は歲入見積りを過少に見積つて居るが爲に、其結果として、豫算の上には常に前年度自然增收剩餘金の多額を生ずるのであるから現内閣は之を適當に見積つてするのであると言はれて、此豫算を作らして居る故に大正十五年度後に於ては多額の剩餘金の生じないことを期せられて居るのである、而して其財源不足としては公債並に剩餘金を以て增補すると云ふ計畫になつて居るのであります、然るに此計畫表に於ては、增加すべき所の豫定は一厘一毛も見積つてないのであります、諸君後年度の計畫に於て大正十四年度に全力を傾倒して行政財政の整理を斷行する、其刹那に於てすら一億千餘萬圓の新なる要求を爲し、大正十五、十六、此後年度に於て尙ほ多額の新事業の計畫の生ずべきは、當然過ぎる程の當然であると吾々は信ずる者であります（拍手）況や唯今町田委員長の御報告に依つても、漸次剩餘金の生ずるに從つて積極的の施設を爲すべき筈であると云ふことを御報告になつて居る、之に對して考へて見ても大正十四年は是で濟んでも十五、十六、十七と段々年子を經るに從つて此國運が日に發展する、此場合に於てすら三千餘萬圓所得稅の增收があると云ふ程に健全なる發達をする、此狀態に於て歲出に於て新規增加の大に加はるべきと云ふ推測は、何人も疑ふことの出來ない點であらうと思ふ、然らば此推測が適當なりと御承認に相成るならば、吾々は玆に現内閣が增稅をせず、增稅を避けんが爲に整理をしたのである、來るべき稅制整理に於ては增稅はしないと云ふ言明をされた、其心事を疑はざるを得ないのであります、前途には多額の新規要求の加はることを見越して置いて、而して政府が若し一年限りで止めてしまふと云ふのでなく、繼續的考を以て後年度を考慮せられるならば、どうしても將來此計畫に於ては增稅を次の内閣に向つて轉嫁せざるを得ざる財政計畫であると私は信ずるのである（拍手）諸君、吾々は總理大臣並に大藏大臣が、施政の演說及財政の演說に於て述べられたる、事を尊敬するのであります、總理並に藏相は財政の基礎を鞏固にする、財政の基礎を鞏固にする爲に行

政財政の整理を行つたと云ふことを明言して居られるのである、財政の基礎を鞏固にすると云ふことに付ては、先づ歲入の基礎を鞏固にしなければならぬのであります、入るを量つて出づるを制すると云ふのが財政の根本であります、故に此根本に於て考へて見たときに、更に此歲入計畫の中には剩餘金七千餘萬圓の繰入と公債一億萬圓の借入とを以て、之を以て辛うじて塡補致して居るのである、而して此財政の計畫、此財政計畫に於ては公債を一億圓であると稱して居るが、眞の財政の基礎を鞏固にすると云ふには租稅收入、經常歲入を以て其支出に應ずると云ふ大原則を無視することは出來ないのである（拍手）故に眞に我國の財政の基礎を鞏固にせんと欲するならば、前に歲入の根本に於て深く考慮する所がなければならぬ筈であります、然るに（發言者多し）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に願ひます――吉植君、成べく修正案に關係の意見を御述べ下さい。

○吉植庄一郎君（續） 決して餘分の事は言つて居りませぬ、豫算全體に向つて贊否を表する場合に於て豫算の全體を評さなければ吾々の結論に到著致しませぬ、之を諸君が壓迫すると云ふならば言論壓迫であります、言論を壓迫すると云ふのならば、甘んじて受けます、然らずんば暫く御忍耐を希ふのであります（拍手）財政の討議は殊に愼重を要する、與黨諸君は特に御愼重ならんことを希ふのであります、唯々國民の面前に吾々の言を聽かせないやうな態度を執られることは、與黨諸君の爲に之を惜むのであります（「ひや／＼」拍手）私の議論が誤つて居るならば、反對の時に十分御辯論を願ひます（「討論してはいけぬと云ふのだ」「修正意見を出せ」と呼び發言者多し）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に願ひます。

○吉植庄一郎君（續） 諸君、此財政の上に於て政府は增稅の擧に出でず、若くは根本的の財政整理の擧に出でず、依然として公債及剩餘金を以て、財源とする後年度の計畫と共に定めて置きながら、昂然として此壇上に於て財政の基礎は此整理に於て根本的に鞏固になつたと言ふに至つては、吾々實に國民と共に餘りの誇張に驚かざるを得ぬのであります（「ひや／＼」拍手）或る程度、若干の程度に於ては或は皮に觸れたかも知れない、或は其毛に觸れたかも知れない、併ながら肉に入らず、骨に入らぬのであります、況や根本的に財政の基礎を鞏固にするならば、玆に一大勇斷がなければならぬのであります、濱口藏相は此壇上に於て、屢々我國の財政及經濟の狀態に向つては國難であるとまで言はれて居るのであるからして、此國難の狀態に在る我國の經濟財政の狀態を改善して、眞に財政の基礎を鞏固ならしめんとするならば、一大勇斷に出でなければならぬ筈であります（「ひや／＼」拍手）故に此公債の問題に付ては更に重ねて私は論じなければならない、政府は二億四千餘萬圓の公債を出さなければならぬ筈のものを、一億萬圓に減らした、此一億數千萬圓を減らした事は大なる成功であると御宣言になつて居る、然るに諸君、吾々の調査する所に依れば、大正十四年度に於ける公債の歲入計畫、一般特別兩會計を通じ、更に退職資金公債を合すれば二億以上に上つて居るのであります、即ち朝鮮千萬圓、鐵道四千萬圓、更に退職賜金公債五千二百萬圓、之を加へれば二億二百萬圓になつて居る、更に臨時軍事費の借入金と云ふのがある、政府が借入金として出した所の金は一億四百萬圓であります、之を加ふれば三億六百萬圓と云ふ巨額に達して居るのであります、藏相は屢々現内閣は公債を公募しない、非募債とは言はなかつた、非募債と言ふなら賴母しいが、非募債とは言はない、公募しないで他の方法に依つて募るものであつて、他の言葉を以て言へば生產的公債にあらざる他の公債は、國民に一種の增稅を爲したるものであります（拍手）此公債が如何なる樣式、如何なる形式に依つてしたかと云ふが如きことは、朝三暮四のことであつて、其内容實質に於ては公債並に借入金三億餘萬圓の巨額に達して居ると云ふ、此事實は動かすべからざるものであります（「討論してはいけない」と呼び其他發言する者多く議場騷然）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に――唯今御述になる點を伺ひますと、修正案の内容に關係の無いことのやうに議長は聽取りました、如何にも豫算の討論をせらるゝが如き嫌があるのでありますから、どうぞ修正案の趣旨辯明を爲さるやうに願ひたいと思ひます

○吉植庄一郎君（續） 諸君、吾々は豫算は一錢一厘を減じても不可分であります、此不可分の問題を論ずるに當つて、豫算全體に亘る評論を避けると云ふことは……（「評論は出來ない」と呼ぶ者あり）どうして出來ないのですか、豫算は一錢一厘減じても豫算の削減になるのであります、而も此中から數千萬圓の削減を加へるに付ては、歲入歲出全體に亘つて吾々は論じなければならぬのであります（拍手）是が出來ないと云ふことが慣例となるならば、帝國議會の權能は全く無いと言はなければならぬ吾々は冷靜に此豫算の重大問題に對して襟度を大にして、吾々の言論を盡すことが國民に對する任務であらうと思ふのであります。

（「降壇」「降壇」と呼び其他發言する者多し）

○議長（粕谷義三君） 靜肅に――吉植君に注意致します、修正案の說明の際は討論を爲さないと云ふことになつて居るのであります、それ故に其趣旨に從つて努めて討論を御避け下さるやうに願ひます。

○吉植庄一郎君（續） 了承致しました、努めて其趣旨に從つてやります、吾々は此政府の歲入計畫に於て三億餘萬圓募つて居つて、是で現内閣の公債政策に依つて大に財界の壓迫を除き、物價の調節をして居ると云ふ趣意にはなつて居らぬと思ふのであります、又此公債政策に依つて之を一大功績なりとして增稅を避け得たるのは、現内閣の力であると言はれて居りますが、吾々から見れば既に三億餘萬圓の公債を募集して、事實に於ては決して前年度に對して多くの削減を試みて居らぬのであります、尙ほ爲替政策の誤りたる結果として、現内閣は意識すると意識せざるとに拘らず、大正十三年度に於ても、二十四億の輸入に對して二割三分、五億五千萬圓の消費增稅を斷行したと同じ結果を國民に與へて居るのであります、此内閣が尙ほ一の公債政策として酒造稅移管と云ふものは單なる意見として吾々は聞くのであつて、單に宣傳に過ぎずして、其内容を點檢すれば正に斯の如きものであります、吾々は斯の如き歲入の狀態に於て、現内閣が果して財政の基礎鞏固を加へ、之に依つて財界の壓迫を除き、之に依つて物價の調節を爲し、之に依つて輸入の逆調を緩和すると云ふが如き、萬能膏の如く之を誇らるゝに至つては、國民と共に之を疑はざるを得ぬのであります（拍手）是に於て私は轉じて歲出全體に亘つて一般的の批評を試みて、而して修正案の方に返りたいと思ふのであります、諸君、政府の歲出全體を通覽致しますれば、之を前年度豫算に比して約九千百萬圓の節減を加へたりと申して居るのであります、屢々此事は此壇上に於ても明言せられて居るのであります然るに吾々の點檢する所に依れば、九千百萬圓を前年度豫算よりも本年度は少くした、是が即ち消費節約の手本を國民に示したなどゝ言はれる、九千百萬圓なるものは其實六千萬圓に過ぎないのであります此六千萬圓を大正十五年度改訂實行豫算案と本年度の豫算を計算すれば、其間に僅に六千萬圓に過ぎないのであります、此六千萬圓も決して全部が節減せられて居るものでないと私は思ふのであります、現に此六千萬圓を假に節減し得たとしても、是が爲に拂つた犧牲はどれだけありますか、現金に於て千三百萬圓、公債に於て五千二百萬圓、恩給增加に於て年額六百萬圓、公債の利息まで括めて一年に九百何萬圓、約一千萬圓に近い所の年々恒久支出をしなければならぬ、其上に四萬人の官吏の首を馘つて約二十四五萬人の家族に非常な痛苦を與へた、大犧牲を拂つて居るのであります、加之更に進んで内容を點檢すれば、十四年度豫算中に大藏省預金利子五千五百七十萬圓、臨時國庫證券特別會計の利子二千三百七十萬圓、是は十三年度豫算と對照する場合に於ては、此特別會計廢合の結果、計算上三千二百萬圓はどうしても加へて勘定しなければならぬと云ふことは、是は藏相も亦認めて居らるゝのであります、然らば、此六千萬圓より右の三千二百萬圓を減ずるが當然である、然らば殘りは幾らであるか、二千八百萬圓に過ぎないのであります、更に追加豫算は大正十三年度に於て約二千餘萬圓、大正十四年度に於て約四千萬圓、此追加豫算の差が二千萬圓に略々なるのであります、此二千萬圓、大正十三年度に比して多い所の追加豫算を計算すれば六千萬圓の整理節約昨年よりも減じたと云ふ其内容は、僅に八百萬圓の少額になつて來るのであります（拍手）是は數字の明に示す所でありまして、即ち大正十三年度に比して減少は千分の五に過ぎないのであります、千圓に付て五圓を減少したと云ふ此數字を明瞭にして置く必要があると思ひます、更に恒久財源問題に付て政府の言ふ所と吾々の見る所に相違がある、政府の恒久財源捻出論は、七千五百萬餘圓の恒久財源を捻出したりと申して居るのでありますけれども、吾々の

見る所に於ては、僅に三千萬圓に過ぎない所の恒久財源であると思ふのであります、是等の諸點は何故に斯樣な事を申すかと云へば、一般會計に於て恒久財源の捻出せられたるもの、節約せられたるものは五千四百萬圓と言はれた、藏相は更に專賣局、印刷局に於て約七百萬圓、之を先づ加へるが當然でありませう、之を加へれば六千百萬圓となる、然るに藏相は臨時部に於て一千三百餘萬圓は、是は恒久財源に準ずべきものなりとの見込であると云ふのでありますが、臨時費は即ち臨時費である、即ち吾々は恒久財源は恒久財源である、故に恒久財源は、此臨時に生じた所の財源は之に加へるべきものに非ずとするの見解を執つて居る、故に六千百萬圓と云ふ、此中で、陸軍の整理に伴つて、航空隊其他の增設に約二千萬圓は當初より豫約せられたる所のものであつて、是は整理と言はんよりは寧ろ變更である、四個師團を之に變更したのであつて、更に數字の上に於て陸軍の整理を之に加へるならば、同時に支出の方に於ても之を引かなければならぬと云ふことになる故に六千百萬圓の中から二千萬圓を減じます……

○議長（粕谷義三君） 吉植君に注意致しますが、どうもあなたの御述になります事は、討論に渉るやうに議長は認めますことは甚だ遺憾でありますが……

〔議場騷然聽取する能はず〕

○吉植庄一郎君（續） 注意を致してやつて居ります討論ではありませぬ、是等の批評をしなければ自分の論旨が徹底しないのであります、修正意見を述べることが出來ないのであります（「降壇々々」と呼ふ者あり、議場騷然） 諸君、此公債……

○議長（粕谷義三君） 諸君議長は無論諸君の言論の自由ならんことを望んで居るのであります、併しながら唯今吉植君が修正案の説明の名の下に於て御述になりまする事は、豫算に對する一般的の討論と認めるのであります（拍手）斯の如く修正案の説明に於て、或は又質疑の名に於て討論を重ねられますることは、甚だ此議事の進行の上に於て宜しくないと思ふのであります（拍手）それ故に若し此儘吉植君が依然として討論に類する御意見を御述になるのでありまするならば、議長は甚だ遺憾でありまするが、吉植君の發言を差止めます。

〔拍手〕

〔「公平」「議長横暴」と呼ふ者あり〕

○吉植庄一郎君（續） 諸君、まだ差止められたのではありませぬ、（「謹聽」と呼ふ者あり） 議長の唯今の御注意は修正に關係の無い事は云ふことでありました、私の修正論には豫算は不可分にして、一部だけを以て引離すことは出來ない、故に此豫算問題に付ては、豫算の全體を批評して結論を導くと云ふことは當然の論理である（拍手）それが出來ぬと云ふことになれば豫算修正を――豫算は不可分ではない、可分のものにして個々分立したるものであると云ふことになるのであります、吾々は豫算論をするに當つて修正意見を述べる時に、どうしても此政府の政策全般に亘つて批評をして、而して吾々の政策を示して此修正をしなければならぬのであります、若し多數を以て斯樣なる常識を以て判斷出來る明瞭なる事柄でも、吾々が言及することが出來ないと云ふことになつては、議會の權能に於て頗る悲むべき事であると思ふのであります（拍手）元來修正意見に聯關するしないと云ふことは、何を以て御判斷の標準に爲さるのでありますか、何處から標準にするのでありますか、吾々には諒解が出來ない、此分界は甚だ明瞭でないのであります、吾々は願くは諸君が唯一の在野黨として現内閣の財政計畫に對する此意見を、寛容に聽取ると云ふ雅量を持たれんことを諸君の爲めに私は望むのであります、吾々は更に論歩を進めて成べく之れに觸れないやうにしたいと思ふ、暫く御靜聽を願ひます（「大にやるべし」「止めろ」「眞面目にやれ」と呼ぶ者あり）極めて眞面目に論じて居るのであります、（「君の態度が不眞面目だ」「議長の注意を何處へ聞いて居る」と呼ぶ者あり）即ち此の行政財政の整理に對して恒久財源が六千萬圓に過ぎない、此の中より陸軍の整理を差引けば三千萬圓になるのであります、恩給增加其の他の一年に一千萬圓と、此の陸軍の整理を差引けば殘り三千萬圓、之を如何に誇張しても三千萬圓は三千萬圓であります、殊に此問題に付ては既に天下の言論界、新聞と云ふ新聞、雜誌と云ふ雜誌は、現内閣の此整理節約なるものは、極めて失敗に終つたるものなりと論斷を致して居るのであります之を要約するに整理節約を目的としたる此財政整理が、前年度豫算に對して僅に八百萬圓、此恆久財源にして僅に三千萬圓、是だけのものしか出し得なかつたと云ふ、此數字の示す明瞭なる事實は、諸君と吾々とは永く記憶しなければならぬ事であると思ふのであります、殊に現内閣の行政財政の整理は、僅に中央政廳及特別會計の一部に行はれただけであつて、地方全體の整理に對しては、過日政府の聲明する如く十一億三千餘萬圓と云ふ巨額なる地方費の中より、僅に一千萬圓と云ふ實に驚くべき少額のものを捻出して、之を以て整理なりと云ふに至つては、吾々は驚かざるを得ぬのであります、元來斯の如く多大なる期待を懸けられて居つた行政、財政の整理に於て、捻出額の少額に終り、恒久財源を得ること極めて小さくして、全然失敗に終つた其原因何れに在りやと云へば、行政の整理に向つて全く根本的の計畫を有せず、組織の根本に向つて手を觸れることなくして行政、財政の整理と並び稱するが、財政整理を爲さんが爲に僅に行政整理は引摺られて、此犧牲に供せられたと云ふが爲に、其金額に於ても、極めて少額に終つたのであります、斯樣に吾々は思ふ、即ち行政整理に於ては如何なるものが整理せられたかと思つて見れば、農商務省が二分せられたと云ふことゝ郡役所を十五年より廢すと云ふことを今から決めたと云ふこと、官吏四萬人を馘ると云ふこと、局課に多少の廢合をしたと云ふ以外に於て、此行政組織の根本に於て如何なる改善を加へられたのでありますか、行政の根本組織に何等の變改を加へて居らぬのみならず、文官任用令に向つては何等の改廢を加へて居らぬのであります、又官吏の賞與に對しては大藏大臣も明言せらるゝ通り、未だ此賞與の方法に於ては、何等の改善を加へて居らぬではありませぬか從來我が官吏に對する賞與は各省區々にして、原簿甚だ差等があつたのでありますが、其定員の中の缺員を食つて居つたのである、豫算の上には賞與は無い、之を少くとも行政財政の整理をする場合には、罰あつて賞なきが如き事では宜しきを得ない、故に此賞與の規定は少くとも行政の整理をする場合に於て考慮せざるべからざる大問題、是等に對して何等の改善を加へて居らぬのでありますが、況や諸君が多年野に在つて唱へ、政府も唱へた官業整理などは一つでも出來て居らぬのであります、砲兵工廠依然たり、八幡製鐵所依然たり、製絨所依然たり、斯の如く官業の整理が一つも出來て居らぬのであつて、行政の整理が唯々名のみにして財政の爲に天引主義の爲に引摺られて行政が混亂させられたに過ぎないのであります、行政に於ては何等の整理改善がないのであります、是れ實に此内閣が單に整理節約に急にして行政の根本に亘つて十分の見識を有し、研究調査をして居るならば、斯の如き杜撰なる行政の整理に依つて憐むべき四萬の官吏を犧牲にするが如きことが無かつたことゝ思ふ是に於て吾々は更に一つ轉じて行政財政の整理及公債政策の總て失敗に終れる跡を見て、更に轉じて豫算の全體に對する自分の見る所を申上げて、結論に到著したいと思ふのであります、此豫算の全體を通覽致しまして、吾々の最も遺憾を感じて居ることは、現内閣の政策豫算は數字の羅列にあらずして、内閣政策の説明書でなければならぬのであります、即ち其意味よりして豫算案を通覽するに、此豫算の中に物價調節の問題に對して何等の施設なきことを吾々は悲むのであります、諸君（「議長」「議長」と呼ふ者あり）度々深切なる議長の御注意もありますから、成べく其言論を節約して進みたいと存じまするが、併ながら諸君、願はくば吾々の修正論を説明するのには、之を導く所の前提と、之を證據立てる證據が要るのであります、之には豫算全體に亘つて評論をしなければ、吾々の修正意見が是なりや非なりやと云ふ判斷の材料が無いのであります、是だけの寛容を議會が持つて欲しいと私共は切望するのであります、吾々の唯今言論の爲でない、將來の慣例として、議會が其所論を盡す上に於て必要なる材料を陳述する機會を與へざるに至つては、決して言論の尊重でない（「討論だ」と呼ふ者あり）討論ではありませぬ、私は少しも討論はしない、此豫算全體を見て、豫算の中に物價調節と云ふものゝ費目が見えないと云ふことを言つて居る此費目の見えないと云ふことは抑々どう云ふ譯であるか、諸君、我國の物價は謂ふまでもなく世界最高の「レコード」を持つて居ることは御存知の通りであります、而して之を大震火災以前、大正十二年八月の物價に較ぶれば、今や全國總て二割の騰貴を致して居ることも諸君の御承知の通りであります、之に對して現内閣は物價騰貴は現内閣の責にあらずと斷言せられて居るが、併して濱口藏相は縱令自分の内閣の責任でないとしても、此上つて居る物價は如何に處理するかは、現内閣の責任でなければならぬ吾々は此濱口君が物價騰貴の問題に對しては如何に善處するかは現内閣の責任であつたと云ふことを議意を以て聽くのであります、諸君、然らば物價調節に對する豫算及豫算關係の法律に於て、如何なる對策があるかと吾々が探すのであるが、何所にも此の物價調節の計畫なるものを見ないのであります、玆に吾々は幾度か藏相に質問したときに……

○議長（粕谷義三君） 靜肅に願ひます、甚だ遺憾でありますが、あなたの御述になりますことは一般豫算に對する討論と認めます、仍て發言を差止めます

〔「拍手」「横暴」「横暴」「議長公平」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 靜肅に願ひます。

○吉植庄一郎君 謹んで議長の命令に依つて降壇致します。

〔拍手〕

○議長（粕谷義三君） 發言の通告があります、其順に依つて發言を許します、鳩山一郎君。

〔鳩山一郎君登壇〕

○鳩山一郎君 私は豫算の編成に對しまして唯々一つの疑問を懷いたのであります、其疑問を質して置きたいと思ふのであります（「謹聽」「謹聽」と呼ふ者あり）國家歲計の豫算は、一財政年度の指針であるのである、之を前年度に承けまして後年度に繼ぎ、國家百年の經綸の肝要なる一節を爲すものであります、議會制度が豫算の編成に重きを置いて來たと云ふことは、何人も否むことの出來ない事實である、憲法が此制定の爲に諸種の規定を置いて居るのみならず、會計法又豫算に付て十數條の規定を置きまして、此豫算綱紀の嚴重細密であると云ふことは、吾吾に於きまして、最も能く守らねばならぬ所である然るに此豫算は憲法並に會計法が立てた所の嚴重細密なる綱紀を紊して居るのではないかと云ふ疑を或一點持つて居るのであります、其一つの點を質して置きたいと思ふのであります、私の疑問の存する所は、朝鮮總督府特別會計歲出の臨時部に屬するのでありまして、其第七款に存するのであります、此質疑は冒頭に述べました通りに、豫算の編成其ものに對しての質疑である、何が故に閣議は此豫算を決定したのか、何が故に大藏省は其査定をしたのか、之を總理並に藏相に御伺致したいのである、先達て加藤總理大臣は植民地の統治は總理の直轄に屬するものであるから、總督を政府委員にする必要はないと云ふことを此壇上で述べられたのでありますから、尙更總理から明快なる此點に付ての疑を解いて戴きたいと私は思ふのであります、大藏省の所管の一般會計所屬參照書、各特別會計所屬參照書、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する要求書、是の二百二十頁を見ますると、第七款、鐵道建設及改良一千萬圓――十四年度の豫算額が一千萬圓となつて居りまして、第一項建設費が十四年度の豫定額が七百二十萬圓となつて居ります、其第四目に咸鏡線十四年度の豫定額五百四十一萬九千圓、斯う云ふことになつて居るのでありまして、咸鏡線の爲に十四年度に建設する費用として豫算に要求して居る所が五百四十一萬九千圓であります、然るに先刻、吉植君が簡單に申した中に（「簡單とは恐入つた」と呼ふ者あり）修正に付て簡單であります――三百四十萬圓は十三年度に於て既に工事濟であると云ふことを言はれて居る、其削減の修正を提議せられたのである、是は十三年度に果して三百四十萬の工事を既に完了して居るかどうかと云ふことに付て、諸君の中御疑になる方もあると思ひますからして一言之に對して申上げて置きたいのでありますが、豫算の第三分科の會議錄速記の第二回の七頁に、政友會の松山委員からして政府委員に對しての質問があります「即ち玆に大正十四年度の建設費の其爲に使ふ金が七百三十一萬圓であつたと思ひますけれども、それだけ使ふことになつて居りますか、それに付てどの位の金が玆に使へるのでありますか、それは前に使つた金が二百萬圓か三百萬圓あつて、實際は三、四百萬圓しか使ふ金がないとか云ふ話でありますが、どうでありますか」と云ふ質問を松山君から政府當局に御質問なさつたのであります、草間政府委員は之に答へて言はるゝのに「朝鮮鐵道の咸鏡線方面の建設に付きまして、多少滿鐵の方の都合上事業の進捗した所があるのであります 而して其結果として十四年度に於て先以て其方面の經費を政府の方では出さなければならぬことに至るだらうと思ひます、大體さう云ふやうな事情になつて居ります」更に松山委員は「此金額は分りませぬか」草間政府委員は答へて云ふのに「はつきり記憶して居りませぬが、二三百萬圓程と考へて居ります」是が豫算委員會に於て現れた事實であります、此二、三百萬圓に相當する工事を十三年度に於てやつたと云ふことは、更に朝鮮鐵道用品資金特別會計法律案外一件の委員會に於きまして、尙更明瞭されたのであります、朝鮮鐵道用品資金會計法律案外一件の委員會の二月十日の質問應答に於きまして、吉木委員の問に答ふる所に依れば、滿鐵に委託經營の朝鮮鐵道咸鏡線工事中、昨年の豫算以外の工事數百萬圓を滿鐵に於て既に完了して居るとのことであるが、其事實があるか」下岡政府委員の御答に「それは事實であります、それは前年度の工事費よりも數百萬圓豫算が減じて居たので、材料其他の準備もあり、人夫等も散らすことも洵に不經濟であるから、引續き工事をした方が非常に利益であつたので、其仕事を滿鐵がしたのであります」詰り滿鐵がしたと云ふことを下岡政府委員は御答になつて居るのである、此問答をもう少し繼續して讀みます前に、一言此所で申上げて置きたいことは、總督府が工事をしたと同樣に見なくてはならないと思ひます點を、此所で一寸申上げて置きたいと思ひます、それは唯今申しました朝鮮鐵道用品資金會計法律案外一件の委員會に參考として出されました書類の中に、朝鮮國有鐵道經營委託契約書と云ふものがあるのである、朝鮮國有鐵道を滿鐵に委託經營せしむると云ふことに付ての契約書であります、其契約書の第二條に「朝鮮總督府は南滿洲鐵道株式會社に對し朝鮮に於ける國有鐵道の經營、改良保存、運輸、及附帶事業一切の經營を委託す但し」此但書が私は必要と思ふのでありますが「但し建設及改良の計畫は朝鮮總督府に於て之を爲す」とある詰り委託經營を滿鐵が受けるけれども、其建設と改良と云ふものは朝鮮總督府の爲すものである、朝鮮總督府が計畫を致しませぬければ、如何に滿鐵が委託を受けて居つても、一哩と雖も、半哩と雖も工事を進めることが出來たと云ふことは、此契約に依つて明瞭されて居るのである、尙は下岡政府委員も此點に付きましては、斯う云ふことは將來やるべきことでないと云ふやうなことを言はれた、其問答を直に此所で讀みますのは面倒でありますから讀みませぬが、下岡政府委員も斯樣な事は將來爲すべき事でないと云ふことを言はれたのである、況や事實の問題として工事の認可の申請、用地の關係、此事實上の問題を捉へて見て、滿洲鐵道會社が總督府の知らぬ間に此三百四十萬圓を使つたと云ふことは、絕對に主張出來ないと私は思ふのである、此事を申上げまして尙は委員會の速記錄を讀みますが、吉木委員が更に問を發して言ふに「各技術はどうなさいますか」下岡政府委員が「是から總督府と仕拂ふ積りであります」是が二月九日の問答でありまして、翌日の二月十日の問答に一つ必要な事があるから申上げて置きますが、二月十日の問答に「丁度鐵道の建設改良繼續費豫算年度割表より見ますると」云々「昨日の私の質問の御答辯に依れば滿鐵に於て咸鏡線工事を仕過ぎて居る者であるとの事で、其工事費は十四年度豫算中で之を支拂ふとの事でありましたから十三年度の實際工事の仕上りは多くなり十四年度の工事は減する事になります、其仕過ぎた工事の額が即ち豫算外の工事をした額が三百四十萬圓と云ふ事ですが其額は相違はありませぬか」云々「此三百四十萬圓を十三年度に加へ十四年度より引きますれば十三年度の分が咸鏡線の建設費一千百六十八萬圓、十四年度の分が二百萬圓、是では十四年度の工事は總額で十三年度に比して半額、建設費總額で三分の一、咸鏡線建設費で以て四分の一となりますがさうですか」と云ふ、此間に對しまして、下岡政府委員は「洵に其點に付ては當局者も非常に苦痛を感じて居るのであります、借入金總額一千萬圓と云ふことに限られて總ての豫算が立てられてありますから、御說の通り既に十三年度に於て濟んだもの、即ち三百四十萬圓に關しては、之を支拂つて行かなければならぬと云ふことがありますが十四年度に行ひ得る範圍のものは非常に減少するのであります」斯う云ふやうな下岡君と吉木君との問答があつたのであります、さう致しますと、咸鏡線の大正十四年度に建設の爲に取つて居る金が――是れから鐵道を建設すると云つて取つて居る金が五百四十一萬九千圓であるのに、既に三百四十萬圓と云ふものは濟んで居ると云ふこと、工事が完了して居ると云ふことが明瞭である譯である、之は是から建設すると言つて吾々に協贊を與へさして取つて、是から建設すると言つて取つた金を、既に建設せられたものに支拂ふと云ふことは、此豫算面に僞があると云ふより致方がない、事實問題と致しても、若も斯う云ふ事が出來ますと、有力なる多數黨を後援に持つて居る内閣は、後日自分の提出した豫算が通過するであらうと云ふことを豫期して――豫算の通過を豫期して、豫め前年度に於て請負其他の契約を爲すと云ふことが出來る結果になるのである、是は如何にも危險なことで

ある、私は此事は一笑に付し去ることは出來ない事實だらうと考へたのであります、抑々豫算は議會に對して政府を拘束するものである、政府を拘束すると云ふことは、人之を憲法上の効力であると言つて居る、憲法にも六十四條、或は六十九條等の規定があるのである、豫算を基礎としないでは一錢一厘の支出も濫費することが出來ないのは、憲法上の効力と言はなければならぬ、況や會計法にも規定がありまして、私は此行爲をなしたと云ふよりは、豫算編成其ものに付て議論をして居るのである、會計法の第四章支出と云ふ中の第一に「各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス」とある、之には勿論例外の規定もありまして、第二十七條、第二十八條等の規定がありますけれども、是等の第二十七條第二十八條等の例外規定を參照しますると、更に豫算の法規の嚴格にして細密なることが分るのであります、第十三條に唯今讀んだ如く書いてあるのみならず、追加豫算に關する會計法の第七條の規定「必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス」とありまして、追加豫算に對しても此嚴重なる規定がある、又第九條の豫備金に關する嚴重なる規定等を參照しますると、既に出來上つた工事を將來工事をするやうな形を以て豫算を要求すると云ふことは、憲法並に會計法の斷じて容認せざる所であるのである、此問題は極めて重大なる關係を惹起すものであつて、立憲政治の成否、重要なる豫算議定權、議會の持つて居る權利等から見まして、此豫算に對する質疑は非常に重大なるものと私は思ふ、若も此豫算を此儘にして吾々が承認を與へたならば、吾々は自ら有する所の豫算議定權を拋棄する結果に終るのである（拍手）政府が又此豫算を外の形式に改めずして吾々に要求するならば――是から造りますと云つて、既に造つたものゝ金を取ると云ふことは國民を欺くものと言はなければならぬ、況や此豫算は、是が通過致しますれば　陛下の御裁可を受けるのである、僞の豫算を以て陛下の御裁可を受くると云ふことは、上陛下の聖明を蔽ふことにならうと私は思ふのである（拍手）終りに答辯の正確を欲しまするが爲に一言附加へて置きたいのは、此第七款、鐵道建設及改良費第四目の成鐵線は繼續事業でありますか

繼續事業であります、けれども三年前に吾々が之に協贊を與へました時には、初年度の豫算と總額と年度だけに對して吾々は協贊を與へたのであつて、各年度に使ふ金額如何と云ふことに付ては吾々は協贊を與へて居ないのでありますから、繼續事業だからと云つて十三、十四兩年度の豫算を彼此相融通すると云ふことは、絕對に出來ない筋合のものである、下岡君も亦此點を認めて、二月十日の問答に於きまして、是は滅多にやるべき筈のものではないのであります、私も大變結構な事と考へて居つた譯ではありませぬと云ふ御話は受けて居りますけれども、それだけで以て――又繼續事業であるからと云ふだけを以て、此豫算面の僞りであると云ふことを蔽ふ譯には私はいかぬと思ふ、是が私の質問の要點であります、總理大臣より明確なる御答辯を煩しまして、さうして私の蒙を解いて下さることを得ましたならば、非常な幸と存ずる次第であります（拍手）

○議長（粕谷義三君）　加藤內閣總理大臣。

〔國務大臣子爵加藤高明君登壇〕

○國務大臣（子爵加藤高明君）　唯今御尋の事に付きましては、過日申上げた通り、植民地のことは私の責任であることは申すまでもありませぬ、私が責任を持つて居ることは明である、但し此御尋の事柄は頗る專門的であり、詳細に亘つて居りますから、局に當つて居る政府委員が答辯をするのが、却て便利と思ひますから左樣に致します（拍手）

○議長（粕谷義三君）　下岡政府委員。

〔政府委員下岡忠治君登壇〕

○政府委員（下岡忠治君）　唯今鳩山代議士より御尋の事でありますが、大正十三年度までに滿鐵に於て朝鮮總督より付託經營を受けて居る建設改良の事業に關しまして、三百四十萬圓と云ふ事業を繰替へてやつて居ると云ふことは事實でございます、確に是は一つの變態であります、併ながら是は滿鐵が自己の責任を以てやつたものでありまして、總督府は之に關係をして居らなかつた、變態には違ひありませぬが、種々の工事の遣繰をやる上に於て、どうしても是は繼續をして早くやる方が國家の爲に利益であると云ふことを考へた結果、自己の責任に於て斯の如き事をやつたのでございます（拍手）而して是だけの事をやつた結果を、滿鐵が自己の責任でやつたものであるから、政府は全然知らない、是はどうも常識の上から言つても放任すべきことではないのでありますから政府としては責任を以てやつたと云ふ事實に對しては、所謂政府の事業それ自らに對する賠償と同じ意味のものでありますから、十四年度の建設改良費の中から之を支出すると云ふことは、洵に已むを得ないことだと云ふことを信じて之をやるのであります、若も誰が之に責任があると申せば、是は實は前內閣の時代の事である（拍手）大正十三年度の七月頃までの間に大體の事が出來て居るのであります、隨て若も責任があると云へば前內閣の時代の事ではありますが、併し政府の觀る所に於ては、確に滿鐵が自分の責任でやつて居ること丶して居る以上は、是は據ろなく變態として十四年度に於て之を認めて、十四年度の建設改良費の中より之を支出すると云ふことは、洵に已むを得ないことだと云ふことを信じて居る譯でございます（拍手起り發言者多し）

○議長（粕谷義三君）　靜肅に――靜肅に願ひます、鳩山一郎君。

○鳩山一郎君　簡單でありますから此席より申上げます。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　御登壇を願ひます。

〔鳩山一郎君登壇〕

○鳩山一郎君　唯今下岡政府委員より御答がありましたが、尙ほ私の疑を解くことが出來ませぬので、簡單に再質疑を致したいと思ふ、下岡政府委員は私の問を或は誤解せられたのか知りませぬが、私は豫算の編成其ものに付て質問を致したのである、豫算の編成の仕方がです、是から工事をすると云ふやうな形に於て金額の要求をして、其實は既に出來上つたものに拂ふと云ふことは、そこに僞があると云ふことを申上げた（拍手）既に出來上つたものを――既に出來上つたものを――既に出來上つたものを建設費として――建設費として買取ると云ふことは、此豫算の表面と事實と違ふと云ふことは疑を容れないと私は思ふ、而して滿鐵が――滿鐵が自己の責任に於てやつたと云ふと雖も、總督府は知らないで滿鐵が勝手にやつたとは下岡さんの言はるゝ意味ではないと私は思ふ（拍手）矢張總督府は滿鐵が勝手にやつたと云ふことではなくして總督府の同意を得て是はやつた仕事と解するより、先刻申した證據に依つて言へないのであります、若も總督府の承認を得て總督府の計畫に依つて、總督府が知つてる間にやつたならば、此豫算の形式で以て建設費を要求すると云ふことは、私そこに確に僞があると思ふ（拍手）此點を下岡政府委員より御答を願ひたいと思ひます（拍手）

○議長（粕谷義三君）　下岡政府委員。

〔政府委員下岡忠治君登壇〕

○政府委員（下岡忠治君）　政府は正直に事實を事實として申して居るのであります、斯う云ふ變態な事を行うた、此始末を著ける上から致しまして、大正十四年度の豫算より支出をすると云ふこと、是は已むを得ないことだと申すのであります（「其通り」と呼ぶ者あり）而して政府が滿鐵が是だけの事を行うて居るのを知つて居るべき筈ではないかと云ふことは、それは鳩山君の推測ではあります、けれども總督府はそれを知らずして自己の責任に於て滿鐵が行うたものであると云ふことを明言致します。

○議長（粕谷義三君）　作間耕逸君。

○作間耕逸君　議長。

○議長（粕谷義三君）　作間耕逸君。

○作間耕逸君　既に十數日に亘り總會、分科會に於て十分に質疑を重ねて居ると思ひますから、本日の質疑は此程度に止むべしと云ふ動議を提出致します

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　作間君より質疑打切の動議が出ましたが、此動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷義三君）　此動議には御異議なしと認めます、仍て採決を致します、作間君の動議に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者　起立〕

○議長（粕谷義三君）　多數であります（「異議あり」「橫暴」と呼び其他發言する者多し）仍て御異議なしと認めます、仍て質疑は打切に決しました――是より討論に移ります通告順に依つて發言を許します――加藤政之助君。

〔加藤政之助君登壇〕

○加藤政之助君　私は此豫算案を贊成致す者であります、今此贊成の理由を陳述するに先だつて、現內閣が行政財政の整理を企てた當時の我が財界の狀況を述ぶることが極めて必要であると思ふのであります（拍手）若しそれ此狀況を明にせずして此豫算を批評するが如きことがありましたならば、恰も質を備へずして窓に押り、又泳ぐことを知らずして水に浮ばんと欲すると同一であると思ひます（拍手）恐らく墜落若くは沈沒の慘敗を免れぬであらうと思ふのであります、此意味に於て私は是より現內閣が行政財政の整理に著手致した當時の我が財界の狀況を回顧致して、而して其整理した成績と比較致されんことを求むる者であります、此內閣が整理に著手致した當時の有樣を申しますれば、諸君の御承知の通りに我國の內外債は五十億を突破致して居つたのであります、而して其內容は十三年度に於ては是が如何であつたかと申しまするとふと、十三年度に於ては借換を要すべき公債の高が五億五百七十一萬二千九百二十五圓である、而して募債せなければならない所の豫定額が二億七千四百四十七萬六千九百九十五圓、之を合せまするとふと七億八千十八萬九千九百三十圓、是だけが借換若くは募債を十三年度にしなければならぬ所の高であります、それ以上に一年以下短期の臨時國庫證券は一億五千三百萬圓あつたのであります、然らば十四年度はどうであるかと申しまするとふと、十四年度に尙ほ借換を要すべき金額は、綜合して四億一千三百九十五萬四百二十五圓、又募債しなければならない既定の豫定額は三億五千八百四十一萬九千六百四十七圓、之を合せますれば七億七千二百三十七萬七十二圓、此外に軍事費の未募債と云ふものが一億四百萬圓あつたのであります、それ以上特別會計に屬する國庫證券五億餘萬圓、是は皆樣方が大藏大臣の說明に依つて御承知であらせられる通り、既に其收入の途全く絕えて今や餘す所僅に三千有餘萬圓である、本年度の利子を支拂へば是は全く破產せなければならぬと云ふ立場に在つたのであります、斯の如き公債の狀況であります、一般の財界の形勢は然らば如何であつたかと申しますれば、皆樣御承知の通り連年入超、八年間に二十三億の輸入超過であります、正貨が二十三億あつたものが十五億圓に下り、今や十四億圓臺に落ちて居ります、貿易外の收入は多い時は五六億萬圓あつたものが、今や一億圓以內に下ると云ふ慘況を呈して居るのであります、而して日米の爲替は二割三分に下落致して居る、實に斯の如き有樣、斯の如き事實を御互に回想致しましたことなれば、我が日本の經濟財政は殆ど危機に瀕して居ると茲に斷言致しましても差支ないと思ふのであります（拍手）此狀況で、政府の當局として此財政の處分をするのには、どうしたら宜いのでありますか、外債を募るか、內國債を募るか、外債を募らんと欲すれば一昨年の十二月、我が日本が英米に於いて外國債を募集した、其の利率は如何であつたのでありますか、七朱前後であるではありませぬか、而して是れは諸威にも、亞爾然丁にも、將た蘭領の印度にも、尙且つ劣る所の高利であります、今日は日本の財政が此窮境に陷つて居りまする際に、更に外債を強て募らんとするならば、より以上の不利の條件でなければ私は募り得なかつたであらうと斯樣に考へるのである（拍手）強て是れ以上不利の狀況に於て外債を募つたときには如何でありませうか、我が日本の信用は一等國の列に這入つたと言つて喜んで居るが、何ぞ圖らん財政上の信用は三等、四等以下に陷ると云ふことになるのでありませう（拍手）然らば外債の募集は出來ない、內國債の募集は如何である、內國債の募集は皆樣の御承知の通り、現在既に內地の商工業は沈衰して資金の裕ならざるに窮して居るのであります、此時に當つて重ねて內國債を募集するならば、恐くは我が日本の商工業はより以上に沈衰をする譯であります、外債の募集が出來ず、內國債又募集困難と致しますれば、此時に於て當局者の執るべき策は何であるかと申しますれば、此紊亂せる大借金を整理することが焦眉の急でなければならぬ（拍手）そこで現政府は第一方針として此公債の整理、即ち借金の整理に著手致したのであります、其整理の結果如何になつたかと申しますれば、今申上げた通り十三年度に於て募集しなければならぬ豫定の募債額、是は十三年度に於て既に此豫算の實行半途であります、現內閣の出來たのは――にも拘らず、千九百四十六萬四千六百五十四圓を減して發行額を二億七千五百四十七萬六千九百九十二圓に減したのであります、十四年はどうしたか、十四年は豫定の募債額を減ずること二億八百四十一萬九千六百四十七圓減じて一億五千萬圓に減らしたのであります、而も此一億五千萬圓、是は公募する譯ではない、預金部の金を流用し、郵便局の小額債券、是等を以て充當すると云ふのでありますから、此一億五千萬圓を募集致しても、財界には一向壓迫を及ぼさないのであります、のみならず此國庫證券の特別會計は殆ど破產に瀕して居つたのでありますが、是に際して、之を一般會計に移したのであります、軍事費未募集一億四百萬圓、是も立派に解決を告げたのであります、此大借金を整理して、外債も募らず、內國債も募集せず、而して財界の壓迫を除却して、さうして國民に安心を得せしめたと云ふことは、此公債の整理だけでも現內閣の功績偉大なることを認めるのである（拍手）或る人々は斯樣なことを申して居る、鐵道を建設するには公債を募集するが宜しい、地方事業にも亦公債を募集するが宜しい、帝都復興費も公債で支辨するが宜しい、何故當局者はさう云ふことをせぬかと申して居りますが、今申上げた公債の事實、大借金で我が日本が紊亂して居ると云ふことを顧みたならば、政府が非募債政策を執つたのは當然であると、是等の人も自覺しなければならぬと思ふのであります（拍手）次には此一般會計及特別會計の整理問題に移ります、一般會計に於ては過日來大藏大臣の說明された通り節約繰延をしたること一億五千二百二十七萬七千圓特別會計に於て一億四百五十九萬九千圓、總計二億五千六百八十七萬六千圓此中特別會計と一般會計を合すれば恒久的財源、是が七千五百餘萬圓であります、其他は繰延又は一時的の財源、是が一億八千餘萬圓であります、是だけの恒久財源、是だけの一時的財源を得るに付て、どれだけの政府が、代價を拂つたか、それを顧みますると云ふと、一時賜金で公債四千十萬六千圓を支出して居ります、官吏の退職者に對して――併し是は所謂八三替である、公債の値段を百圓を八十三圓と見て居りまするから、公債の額面は四千八百三十二萬千六百十九圓になります、之に對するの利子幾何であるか、二百三十萬圓前後と認めて居ります、而して現金で此公債の外に退職者に支給したる所の金額三百三十二萬圓であります、恩給の高は未だ明瞭になつて居りませぬが、何でも五百萬圓前後と承つて居る、果して左樣であるならば、此三口合せて千萬圓前後の代價を拂つて、さうして此七千五百萬圓の恒久的財源を得、一時的若くは繰延の一億八千餘圓を得たと云ふのでありまするから、是は大分の成功であると思ひます、尙ほ十五年度に於てはどうであるかと云へば、十五年度に於ては此一時の現金賜金が止みますから、支給する所の七百三十萬圓前後である、さうすれば恒久財源だけを見ましても十四年度に六千五百萬圓、十五年度以降に六千八百萬圓是だけの財源は繰延が出來て、さうして歲出入の均衡を茲に得たと云ふのであります、是は抽象的ではない、即ち數字的の事實でありまするから、反對黨の諸君と雖も此功績を否認することは出來ないであらうと思ひます（拍手）而して失職者――反對の人々は是だけの財源を得るに付て官吏、雇員、此失職者四萬餘人があるではないか、是は確に事實であります確に四萬餘人の失職者が出來て居ることは疑を容れぬけれども、此四萬餘人の失職者に對しては前申上げまするが如く、相當の退職手當と恩給を支給して居る、是等の人々は無資無產の失職者ではありませぬ、故に他に轉業し他に生活を求むると云ふことは、蓋し至難ではない、國家は斯の如き冗員を永久に養はなければならぬと云ふ義務は持つて居らぬと私考へる果して左樣であるならば、此度の財政行政の整理、反對者は得る所失ふ所を償ふに足らずと評して居りますが、私は反對に、得る所失ふ所を償うて餘ありと諸君の前に申すのである（「ひや〳〵」拍手）本黨の諸君の中にも財政の此整理を理解する所の方々がある、雄辯四隣を驚かす所の人々もある左樣な人々は此事實に對しては決して鷺を烏、馬を鹿と云ふが如き人の譬に倣つて、之に反對する如きことは爲さらぬであらうと私は思ふのである、（拍手）是より唯今吉植君が述べられた所の此教育改善費四百萬圓を削除なさる御論に對して一言致したいと思ふ、今日の我が日本の教育の狀態は如何でありますか、我が日本の小學教育の有樣は、之を歐羅巴の先進國に比べたならば遙に劣つて居るのでありませう、而も今日は近く普通選擧の案が樞密院を通過して此議會に提出される、此實行も近きに在るであらうと思ふ、然らば今日に於て我が小學教育を改善して知識の向上、人格の養成、之を努むることは焦眉の急であるのであります、而して八年に此教育年限を延すと云ふことも急務である、之を行はんとするのに、我が日本は今教員は如何であるか、二十三萬の教員の中で、資格を持つて居る者は僅に其半分に過ぎぬのである、殆ど半分に近い教員は無資格の資格の完全しない所の者である、此不完全なる所の教員を以て、さうして年限を八年にして小學校の教育を致した所が、人格の養成、知識の向上に於て完全なる教育が出來ぬと云ふことは知れ切つたる話で

ありますが（「ひやく」拍手）今此四百萬圓を投ずるならば完全とは言はれますまい、併ながら學級に於て五十六學級を增し、生徒の數に於て一萬七千人を增すと云ふ譯でありますから、恐らくは此案で押通んで行つても、十年前後の間には完全なる教員を以て全國の小學校を充すことが出來るのであります而も今日は金が足りないから四百萬圓である、若し財政に餘裕が付くならば益々之を增加して、さうして至急に完全なる教員を作ることに努力することも出來るのでありますから、今日之を不完全なりとして削除すると云ふが如き說は、吾に賛成ある議論であると私は認めるのであります（拍手）それから先刻現在實行されて居る政務次官若くは參與官、之に對して此費用を削除すると云ふ御論があつたやうでありますが、而して、其御論の言葉の中に、此加藤なども現に參與官の說明を否認したではないか、是が無用の證據であると云ふが如き御言葉があつたやうでありますが、私は決して參與官の說明を拒絶したことは無いのであります、唯々大藏大臣が私の質問に對して、もう倖の間に豫算委員會に出て來て說明をすると云ふことになつて居りましたから、倖の間それを待つただけのことであります、而して現に本年の豫算委員會若くは總ての法律案の委員會、若くは本會に於て此政務次官、參與官の說明されたことは一向不十分であると云ふことを感じないのであります、否、感じないばかりではない、明年に至りましたならば益々練熟して、或は諸君が此點答に堪へない程の立派なる次官、參與官になるであらうと私は斯樣に考へるのであります（拍手）然らば此費用を今日削除するも云ふことも萬だ宜しくないことゝ思ひます、それから朝鮮の航路、此朝鮮の航路補助費、之を減額すると云ふ吉植君の御論でありますが、之に對しては我黨の橋本君が此百十六萬五千圓であつた航路補助費、之に對して質問を爲された、其質問の言葉を携へて取つて、さうして之を斷滅さらうと云ふ論調でありまする、所が此大正十三年度に朝鮮總督府が支給致した金額は百十六萬五千圓である、然るに大正十四年度の分に至りましては、此沿海航路及近海航路に於て約二割を減額して居るのである二割を減額して九十三萬七千圓と致して居る、而してそれ以上に船の噸數に於ても增加して居る、で大正十四年度の百二十三萬圓と云ふのは、大正十四年度ばかりではない、即ち大正十四年の一月から三月までの分、大正十三年度の分が一月から十二月までになつて居りますから、是は此四年度の分に三箇月分が更に加はつて居る、即ち十五箇月分が計算してあるのであります此增加した譯ではありません、果して左樣であるならば、既に總督府自ら二割を節減し、其內容に於ても改正をして居る、之れを更に節減すると云ふが如きことは蓋し得べからざることで、却て不利を招くものであると私は斯樣に考へるのであります、（拍手）其他小さい事が幾らかありましたやうでございますが、私は大體に於て本年度の此政府の提出された所の豫算は、大いなる努力を現したものであると云ふことを思ふのであります、要するに此政府の財政、行政の整理に依つて、既に萎縮して居つた所の日本の信用を整理し、而して外債も募集せず、內債も公には募らず、敎支の均衡を得せしめたと云ふことは、是は私は現政府の短き短き期間の間の仕事としては、顯著なる功績であることを認めるのであります、（拍手）恐らく數字に明なる人、恐らく經濟界の事情に通じて居る人は、此政府の功績を否認すると云ふが如きことは、斷じて言はぬであらうと思ひます（拍手）以上私が此豫算案を全部贊成する理由を述べました（拍手起る）

○議長（稻谷義三君）　田中隆三君。

（田中隆三君登壇）

（「總理大臣の出席を願ひます」「本黨の出席を願ひます」「唯今勅員中であります」と呼ぶ者あり）

○田中隆三君　私は豫算案に對しまして反對の意見を述べやうと思ひます、尤も私の申上げることは此豫算案の中の缺陷なりと認むべきものを指摘して諸君の御參考に供しやうと思ふのでありまするから、唯今加藤君の御心配になつたやうに、何か一から十まで現內閣の施設其他に付きまして反對の意見を述べると云ふやうな考は毛頭ない、併ながら加藤君と意見を異にする點は、加藤君は一から十まで離頭離尾現內閣に對し、又此豫算に對して御稱讚になつて居りまするが、其御意見には遺憾ながら私共同意致し兼ねる、此豫算中に付きまして明に其缺陷と認めまする廉々に付て、四五の點を擧げて、蓋し諸君の御考慮を煩ひたいと思ふ、私は他の演說の方々との意見の重複を避ける爲に、極めて簡單に要點のみを申上げたいと思ふ、而して私の申上げる要點は此豫算に於て、大正十四年度の收入に付て、非常に見積りを殊更に躭藏して居るかの如き感を蔥起するものもあり、又國より殊更に此少に見積られたものもあり、又吾々の意見と致しまして此豫算に計上せられて居るもの丶中に省きまして、之に代るにもつと緊急なる敎育費の國庫負擔額を增額するとか、或は又經濟界說明の如き事項も多々あると云ふ是等の趣旨に基いて、私の意見を述べて見たいと思ふ、殊に私が此議人に付て意見を申述べたいと思ひますことは、實は先達の議會に於て國民の多年熱心に要望して居りまするで而も諸君も皆御贊成、政府も御贊成である所の義務敎育費の國庫負擔額を增額すると云ふ案があつた、皆御贊成であるけれども、大正十四年度に於ける歲入なきが故に、徹頭徹尾贊成であるけれども豫算に計上することが出來ないと云ふ事情が起つて居つた其時に御質問に應じて、私は議長まで御質問に對する財源のある次第を申述べやうと思ひました、所が どう云ふ御都合でありましたか、議會の將來の爲に斯る惡例の存續せざることを私は望みますが、私の說明を爲すことが出來ずして、總ての討論を打切りしてしまつたのであります、其だ遺憾に存じます、勞々唯今の見地より致して、大正十四年度の歲入には緯々とし餘裕があると云ふことを（拍手）私の個人の意見は始く措きまして、此の吾々に提出せられましたる所の豫算及豫算參考書類、及是等に關聯して政府當局の御辯明になりました所の速記錄を根據として、唯今申上げまする所の財源が確にあると云ふことを申上げまして、而して此の豫算を政府が御修正になるなり、又更に追加豫算の形式に於いて刻下必要なる施設に費用を御出しになるなり、然るべき方法を執つて戴きたいと云ふ意味を以て私の意見を申述べたいと思ふ、其財源の第一は皆樣も御持ちになつて居りませうが、大正十四年度豫算參考書と云ふものが吾々に配られて居る、其參考書の百四十頁の所に、大正十四年度までの剩餘金を計算して、其剩餘金が是からどう云ふ風に使ふと云ふ見込額をずつと並べて書いてある、總額は一億六千二百四十萬圓、さう云ふ風に計上致して來つて、さうしてそれを大正十二年度實行豫算の財源に充當したる金額は七千九百四十五萬圓と云ふ風に書いてある、是は朝鮮に我黨の吉植君の質問に對して、他の問題でありまするが、所が此に載つて居る、大正十一年にも、十二年にも、十三年にも、皆二千萬圓以上、二千四五百萬圓も豫算額より多いのです、然るに今度に限つて、減らして云ふと、そこに成程一應の道理はある、それは何故かと云ふと、全國の酒造業者が酒の持越が餘程あるからして、今度は二割位の程度に酒造り高を減らさうぢやないかと云ふことを協議をして決議になつたなつたが、併し大藏省の見る所では、二割は迚も申合せでも減るまい、減る高は一割三分であらうと云ふので一割三分減るものとして此豫算を積つたのであつて、其積つてあることは私は假に之を認める、宜しい、併ながら何故に酒の持越高が多くなつて今度減らさなければならなくなつたかと見ると酒白大藏大臣の御說明に依れば、全國の酒造業者は餘り智慧が先走つて利口過ぎてやり損つた、それは政府が酒造稅を增額すると云ふ內評議があると云ふことがそれとなく民間に洩れて、前年度に於て酒造業者は稅が高くなるならば、今の中に澤山の酒を造つて置いて儲けやうと云ふ考で澤山造つた（發言する者あり）大藏大臣の說明の中に書いてある、其新聞の中に——是は色々な新聞に出て居ります、私は二つ切抜いて來た、其中に義務敎育費に付ては一千萬圓は今年から支出しても宜いと云ふ話があつたけれども、來年になれば二千

萬圓出來るから宜しい、後の百より今の五十と云ふやうな意味で、今年は之を止めた方が好き筈な——此聲へ少し變ですが（笑聲起り）靜肅に願ひます。

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅に願ひます。

○田中隆三君（續）　一寸讀みますが、本年には——十四年度には一千萬圓と云ふ話もあつたが、どうせやるならば少し遲れても二千萬圓の方が宜いと思つてさうした譯だ、それから後の百よりも今の五十と云ふ意味で斯んなことを世間に要求する者があるのでないかと云ふやうな皮肉な御話である、所が大體餘計なことを申上げるやうでありますが、一體是は後の百より今の五十と云ふ譯を少々御考慮になつて居ると私は思ふ、此話は果して今年に於て一千萬圓の支出が出來、來年に於て更に二千萬圓の支出が出來ると云ふならば、後の百よりも今の五十などと云ふ譯は之に一寸當嵌らないので、此譯は後の百を止めて今の五十を出す場合の譯である、今年一千萬圓を支出するならば是程結構なことはないのであります、斯る場合に於て日本では後の百より今の五十などと云ふことは申しませぬ、外國のことは私は知りませぬが、日本の譯にはさう云ふことはないのであります、尙は此事に付きまして一月三十一日に大藏省の御役人が吾々の所に見えて、議院內に於て豫算の說明をした時に、私は試に此金があるおやないかと云ふことを問うて見た所が御役人根性と云ふものは妙なもので（笑聲起る）御參考の爲に申上げます、私も永いこと役人をして居りましたから（笑聲起る）其說明に曰くどうも今年は豫備金を使はなければならぬやうな場合が澤山出來て、其出來た場合に於て唯今言ふ此剩餘金に當る金をどん〳〵使つたから、其一千萬圓と云ふ金にもう大抵無くなりました、斯ういふことを言ひました、それから私は直ぐそれに反問して、豫備金を使ふ場合が起つて、其代りに此剩餘金を使つたと云ふならば、豫備金として豫算に取つて金はちやんと餘つて居らなければならぬ、どつちを使つたにしても、剩餘金として玆にそれだけのものが殘つて行かなければならぬものであるおやないかと云ふ反問をした所が、默つて居られました、御參考に申上げますから御聽き下さい、それから更に此金の事に付きましては池に碇に頭が出たとか、尾が出たとか云ふことでなしに、頗る明瞭なことでありますから、大藏大臣も既に豫算委員丈に於て明瞭に我黨の吉植君の質問に對して、他の問題であります、所が此に載つて居る、大正十一年にも、十二年にも、十三年にも、皆二千萬圓以上、二千四五百萬圓も豫算額より多いのです、然るに今度に限つて、減らして云ふと、そこに成程一應の道理はある、それは何故かと云ふと、全國の酒造業者が酒の持越があるからして、今度は二割位の程度に酒造り高を減らさうぢやないかと云ふことを協議をして決議になつたなつたが、併し大藏省の見る所では、二割は迚も申合せでも減るまい、減る高は一割三分であらうと云ふので一割三分減るものとして此豫算を積つたのであつて、其積つてあることは私は假に之を認める、宜しい、併ながら何故に酒の持越高が多くなつて今度減らさなければならなくなつたかと見ると酒白大藏大臣の御說明に依れば、全國の酒造業者は餘り智慧が先走つて利口過ぎてやり損つた、それは政府が酒造稅を增額すると云ふ內評議があると云ふことがそれとなく民間に洩れて、前年度に於て酒造業者は稅が高くなるならば、今の中に澤山の酒を造つて置いて儲けやうと云ふ考で澤山造つた（發言する者あり）大藏大臣の說明の中に書いてある、其新聞の中に——是は色々な新聞に出て居ります、私は二つ切抜いて來た、其中に義務敎育費に付ては一千萬圓は今年から支出しても宜いと云ふ話があつたけれども、來年になれば二千

でありまして、是は豫算面に於ては大正十四年度、即ち大正十四年の四月一日から以後の事を御話になつて居りまして、けれども既に此整理節約と云ふものは昨年中に著手せられて居る、昨年中から起つて居るのであります、金高の程度は別にして整理節約が多かつた二億何千萬の整理繰延であると仰しやれば繰延金となつて生れ出て来るものがなければならぬ假令其金を極く少く積つて其恒久財源と稱する七千萬圓の中恩給とか何とか色々のものを差引いても六千百萬圓からあると云ふ、其六千萬圓にしても之を一箇月に煽ると五百萬圓ある、五百萬圓を今年の正月から三月までをもつと大負けに負けて、僅か一箇月分剩つたと見ても五百萬圓出て来るぢやありませぬか、おまけに此整理節約と云ふものが政府の宣傳に依ると中々大袈裟で、度々人の數に付ても變つて居りますが、二萬人だとか、二萬五千人だとか、三萬五千人だとか、色々ありますけれども、最近の御報告に依れば四萬人からの人間の首を誠つて居る、四萬人の人間が泥靴を穿いて、毎日役所の内へ出入をすれば、敷物の耗るだけでも容易なものではないと思ふ、況や不心得の者になりますと云ふと、半紙、美濃紙の大事な物までも便所の中に投込むと云ふやうな、不心得の者が役人の中にはあるのであります云ふ者が澤山あります、私は事實を申上げて居る、四萬人の人間の使つて居る椅子、卓子でも、賞つたら何萬圓出来るか直ぐ分るぢやありませぬか、更も角も此行政整理をして意義あらしめると云ふことであるならば、何と云つて見た所が、其結果として丈に相當な剩餘金を生み出さなければならぬ譯である、是は明瞭である、備品費であります、消耗品でありますとか、旅費でありますとか、何とか云ふやうな色々それに關聯した費用のみを計算致しましても、中々少からぬ金であると私は思ふ、それでありますから此所にも所謂、財源と認むべきものは殆つて居らなければならぬと私は信ずるのであるそれから其次には稍々理窟に渉りますけれども、是は私共の意見であります、即ち師範教育改善費の四百萬圓と云ふものを削減しやうと云ふのであります それは段々先程來御議論もあつたやうでありますが金を使はないよりは是だけの金を使つたゞけの、何等かの効果を現にすると云ふことは何人も疑はぬ所であります、併ながら此度政府の企て、居ります所の師範教育改善と云ふ案に付きましては、どう云ふことだけは事實である、さうして唯今も申上げますなる義務教育費國庫負擔法と云ふものがあるのであります、岡田文部大臣は始ど反對者は素人に一人か、二人あるか知らぬか、あとは皆賛成者でありますから、之を捨て、之を取ると云ふことは立憲的行動である、之を片方の此師範教育の改善費の方を取つて、義務教育費の方を捨てると云ふことは、如何に考へても分らぬ、是は非立憲的の豫算である（拍手）若も強てと云ふならば、岡田文部大臣は憲政會に參加なされたから斯う云ふ非立憲の事が出来たのである、要するに此度の豫算の局に當られた大藏大臣にせられても、誠に政府に於かれても、どうも私は不思議だと思ふ、一種の病氣に取付かれて居るやうな氣がする、何か黴菌が大藏大臣と政府との間に產込んで居はしないか、何でもない何でもないと言つて、ない理窟ばかり考へて居る、物價が騰貴をした、物價が騰貴したのは現内閣の責任でない理窟ばかり色々考へて居る、又昔替相場が安くなつたと云へば是れは現内閣の責任でないと言つて、ないことの理窟を申ス利口に御答辯になる、併ながら此昔替相場を平價に復せしむることに付ての方策を講じ、又物價をして低廉ならしむることに付て、何等かの施設をすると云ふこと、それ自身が現内閣の責任である と云ふことを一寸も考へない（拍手）それと同く此豫算に付きましても、唯々無い、無いと云ふことばかり言ふて其無いものを生み出すことに付ての御研究が一寸も積んで居ない（拍手）無い袖は振られぬと云ふ譯もあります、借金を質に置いてもと云ふ譯も日本にある、萬も金と云ふ字が附いてあれば借金して居ることも自己の財政の遣繰の根柢に備へるだけの手腕のある、腕前がある人にして、始めて帝國の財政を背負つて立つ事の出来る手腕のある人である、有る袖を振るならば何も御利用な濱口君を大藏大臣に煩たなくとも、赤い旗と青い旗を持つて電車の交叉點に立つて居る者でも出来るではないか（拍手）況や（發言する者多し）況や濱口君は發言者多く議場騒然）

○副議長（小泉又次郎君）　靜粛に願ひます——（「旗振りとは何だ」「低能なことを言ふな」と呼ぶ發言する者多く議場騒然）靜粛に願ひます。

○田中隆三君（登壇）　御利用な濱口君と申上げましたが、濱口君は旗振とは申しません、況や低能に濱口藏相は世間傳ふる所に依りますると云ふと、或は鐵道疑獄費の問題に於て、或は鐵道従業員の甲斐の問題に於て、數回無い袖を振られたと云ふことである、是は誰し事實でありませう、何も此國家の最も必要なる施設、殊に義務教育費の問題の如き其天下公衆の輿論と云ひ、又舉國一致の好機と目すべきものは蓋し之に匹儔すべきものはなからうらうと私は思ふ（拍手）斯る問題を一方の問題に替へてすることをせぬのみならず、唯今申上げます通り財源を見出さうとすれば、幾らでも此所に轉げて居る、それを捻出する翠切がないのである、（何處にある）「財源を言つて見よ」と呼ぶ者あり）先程來説明した事の分らぬやうな人に何遍言つたつて分らぬ、更も角も明瞭にあるのである、諸君、冷靜に考へ給へ、——冷靜に考へ給へ、多年天下國民に對して誓約した事を裏切ると云ふことは、そつと口を拭いて居るならば、まだそこに良心の閃きがあると思ふが、公々然此豫算に立つて斯る明瞭なる問題に反對すると云ふが如きは、實に政治的道徳の破壞者と國民は目するものと思ふのであります、私の意見は是で止めて置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　唯今鳩山一郎君より成規の賛成を以て豫算返付の動議が提出されました、返付の動議は先決問題でありますから、此動議を議題と致します、鳩山一郎君の趣旨辯明を許します——鳩山一郎君。

〔鳩山一郎君登壇〕

○鳩山一郎君　豫算案返付の緊急動議を提出致します、吾々は曩に吉植君より（發言する者多し）修正案を提出致しました、仍て其修正案提出後、唯今私と政府との質問應答に依りまして、朝鮮總督府特別會計歲出臨時部第七款に（「修正案はどうした」「撤回したのか」と呼ぶ其他發言する者多し）「撤回したのか」と呼ぶ發言者多く議場騒然）

○副議長（小泉又次郎君）　靜粛に願ひます、唯今高見君より發言を許可致して居ります。

○高見之通君（縦）　議長に御伺致しまするが、唯今の御宣告は十分に徹底致して居らぬ所がありまする、（「のう〳〵」）それで議長に御伺致した上で、吾々の態度を決しなくちやならぬと思ひます、議長の鳩山君の辯明に對する唯今の御宣告の意味は、動議が成立すれば自然取消になると云ふことの意味は、動議が可決されるならば自然取消になるの意味なることを申上げたのである、此意味に議長は唯今の鳩山君の辯明を御諒解になつての御宣告であるか否やと云ふことを、先以て議長に御伺ひ致したいのであります（「そんな二股なことがあるか」と呼ぶ者あり）

○副議長（小泉又次郎君）　高見君に御答を致します（謹聽）先刻鳩山君の緊急動議は定規の賛成がありまして、玆に議題となつたのでありまするから、是に於て此動議は成立したのであります、此動議が成立すると同時に、一方の修正案は自然消滅と云ふ……（此時發言する者多く議場騒然）……であります……小橋藻三衛君。

〔小橋藻三衛君登壇〕

○小橋藻三衛君　先刻鳩山君から豫算を返付すると云ふ動議を御提出になつたのでありますが、所が吾々が之を議事進行の上から見ると誤た不法であると、何故ならば鳩山君は即ち此豫算修正説の提出者の一人であります、此修正説を撤回してからでなければ玆に緊急動議を提出する資格はありませぬ（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高見之通君　議長。

○副議長（小泉又次郎君）　高見君何ですか。

○高見之通君　議事進行……

〔高見之通君登壇〕

○副議長（小泉又次郎君）　高見君から議事進行に關して發言の通告がありました、許可致しました。

〔「登つてから許可を受けてはいけない」と呼ぶ者あり〕

○高見之通君　諸君……

〔「出直せ」と呼ぶ者あり〕

○高見之通君（縦）　何故出直すか。

〔「遺方が違ふぢやないか」と呼び其他發言者多く議場騒然〕

○副議長（小泉又次郎君）　暫く御靜粛に願ひます、唯今高見君より發言を許可致して居ります。

○高見之通君（縦）　議長に御伺致しまするが、唯今の御宣告は十分に徹底致して居らぬ所がありまする、（「のう〳〵」）それで議長に御伺致した上で、吾々の態度を決しなくちやならぬと思ひます、議長の鳩山君の辯明に對する唯今の御宣告の意味は、動議が成立すれば自然取消になると云ふことの意味は、動議が可決されるならば自然取消になるの意味なることを申上げたのである、此意味に議長は唯今の鳩山君の辯明を御諒解になつての御宣告であるか否やと云ふことを、先以て議長に御伺ひ致したいのであります（「そんな二股なことがあるか」と呼ぶ者あり）

○副議長（小泉又次郎君）　高見君に御答を致します（謹聽）先刻鳩山君の緊急動議は定規の賛成がありまして、玆に議題となつたのでありまするから、是に於て此動議は成立したのであります、此動議が成立すると同時に、一方の修正案は自然消滅と云ふ……（此時發言する者多く議場騒然）……であります……小橋藻三衛君。

〔小橋藻三衛君登壇〕

○小橋藻三衛君　先刻鳩山君から豫算を返付すると云ふ動議を御提出になつたのでありますが、所が吾々が之を議事進行の上から見ると誤た不法であると、何故ならば鳩山君は即ち此豫算修正説の提出者の一人であります、此修正説を撤回してからでなければ玆に緊急動議を提出する資格はありませぬ（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田源治君　私は今……（「撤回しろ」「議事進行」と呼ぶ者あり）議長に於ては此修正案に付て十分なる理解を持つて居る人の間に、澤山の異論者があると云ふことだけは事實である、さうして唯今も申上げますなる義務教育費國庫負擔法と云ふものがあるのであります、岡田文部大臣は始ど反對者は素人に一人か、二人あるか知らぬか、あとは皆賛成者でありますから、之を捨て、之を取ると云ふことは立憲的行動である、之を片方の此師範教育の改善費の方を取つて、義務教育費の方を捨てると云ふことは、如何に考へても分らぬ、是は非立憲的の豫算である（拍手）若も強てと云ふならば、岡田文部大臣は憲政會に參加なされたから斯う云ふ非立憲の事が出来たのである、要するに此度の豫算の局に當られた大藏大臣にせられても、誠に政府に於かれても、どうも私は不思議だと思ふ、一種の病氣に取付かれて居るやうな氣がする、何か黴菌が大藏大臣と政府との間に產込んで居はしないか、何でもない何でもないと言つて、ない理窟ばかり考へて居る、物價が騰貴をした、物價が騰貴したのは現内閣の責任でない理窟ばかり色々考へて居る、又昔替相場が安くなつたと云へば是れは現内閣の責任でないと言つて、ないことの理窟を申ス利口に御答辯になる、併ながら此昔替相場を平價に復せしむることに付ての方策を講じ、又物價をして低廉ならしむることに付て、何等かの施設をすると云ふこと、それ自身が現内閣の責任である と云ふことを一寸も考へない（拍手）それと同く此豫算に付きましても、唯々無い、無いと云ふことばかり言ふて其無いものを生み出すことに付ての御研究が一寸も積んで居ない（拍手）無い袖は振られぬと云ふ譯もあります、借金を質に置いてもと云ふ譯も日本にある、萬も金と云ふ字が附いてあれば借金して居ることも自己の財政の遣繰の根柢に備へるだけの手腕のある、腕前がある人にして、始めて帝國の財政を背負つて立つ事の出来る手腕のある人である、有る袖を振るならば何も御利用な濱口君を大藏大臣に煩たなくとも、赤い旗と青い旗を持つて電車の交叉點に立つて居る者でも出来るではないか（拍手）況や（發言する者多し）況や濱口君は發言者多く議場騒然）

○副議長（小泉又次郎君）　靜粛に願ひます——（「旗振りとは何だ」「低能なことを言ふな」と呼ぶ發言する者多く議場騒然）靜粛に願ひます。

○田中隆三君（登壇）　御利用な濱口君と申上げましたが、濱口君は旗振とは申しません、況や低能に濱口藏相は世間傳ふる所に依りますると云ふと、或は鐵道疑獄費の問題に於て、或は鐵道従業員の甲斐の問題に於て、數回無い袖を振られたと云ふことである、是は誰し事實でありませう、何も此國家の最も必要なる施設、殊に義務教育費の問題の如き其天下公衆の輿論と云ひ、又舉國一致の好機と目すべきものは蓋し之に匹儔すべきものはなからうらうと私は思ふ（拍手）斯る問題を一方の問題に替へてすることをせぬのみならず、唯今申上げます通り財源を見出さうとすれば、幾らでも此所に轉げて居る、それを捻出する翠切がないのである、（何處にある）「財源を言つて見よ」と呼ぶ者あり）先程來説明した事の分らぬやうな人に何遍言つたつて分らぬ、更も角も明瞭にあるのである、諸君、冷靜に考へ給へ、——冷靜に考へ給へ、多年天下國民に對して誓約した事を裏切ると云ふことは、そつと口を拭いて居るならば、まだそこに良心の閃きがあると思ふが、公々然此豫算に立つて斯る明瞭なる問題に反對すると云ふが如きは、實に政治的道徳の破壞者と國民は目するものと思ふのであります、私の意見は是で止めて置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　唯今鳩山一郎君より成規の賛成を以て豫算返付の動議が提出されました、返付の動議は先決問題でありますから、此動議を議題と致します、鳩山一郎君の趣旨辯明を許します——鳩山一郎君。

〔鳩山一郎君登壇〕

○鳩山一郎君　豫算案返付の緊急動議を提出致します、吾々は曩に吉植君より（發言する者多し）修正案を提出致しました、仍て其修正案提出後、唯今私と政府との質問應答に依りまして、朝鮮總督府特別會計歲出臨時部第七款に（「修正案はどうした」「撤回したのか」と呼ぶ其他發言する者多く議場騒然）

○副議長（小泉又次郎君）　靜粛に願ひます、唯今高見君より發言を許可致して居ります。

○高見之通君（縦）　議長に御伺致しまするが、唯今の御宣告は十分に徹底致して居らぬ所がありまする、（「のう〳〵」）それで議長に御伺致した上で、吾々の態度を決しなくちやならぬと思ひます、議長の鳩山君の辯明に對する唯今の御宣告の意味は、動議が成立すれば自然取消になると云ふことの意味は、動議が可決されるならば自然取消になるの意味なることを申上げたのである、此意味に議長は唯今の鳩山君の辯明を御諒解になつての御宣告であるか否やと云ふことを、先以て議長に御伺ひ致したいのであります（「そんな二股なことがあるか」と呼ぶ者あり）

○副議長（小泉又次郎君）　高見君に御答を致します（謹聽）先刻鳩山君の緊急動議は定規の賛成がありまして、玆に議題となつたのでありまするから、是に於て此動議は成立したのであります、此動議が成立すると同時に、一方の修正案は自然消滅と云ふ……（此時發言する者多く議場騒然）……であります……小橋藻三衛君。

〔小橋藻三衛君登壇〕

○小橋藻三衛君　先刻鳩山君から豫算を返付すると云ふ動議を御提出になつたのでありますが、所が吾々が之を議事進行の上から見ると誤た不法であると、何故ならば鳩山君は即ち此豫算修正説の提出者の一人であります、此修正説を撤回してからでなければ玆に緊急動議を提出する資格はありませぬ（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田源治君　私は今……（「撤回しろ」「議事進行」と呼ぶ者あり）議長に於ては此修正案に付て十分なる理解を持つて居る人の間に、澤山の異論者があると云ふことだけは事實である、さうして唯今も申上げますなる義務教育費國庫負擔法と云ふものがあるのであります、岡田文部大臣は始ど反對者は素人に一人か、二人あるか知らぬか、あとは皆賛成者でありますから、之を捨て、之を取ると云ふことは立憲的行動である、之を片方の此師範教育の改善費の方を取つて、義務教育費の方を捨てると云ふことは、如何に考へても分らぬ、是は非立憲的の豫算である（拍手）若も強てと云ふならば、岡田文部大臣は憲政會に參加なされたから斯う云ふ非立憲の事が出来たのである、要するに此度の豫算の局に當られた大藏大臣にせられても、誠に政府に於かれても、どうも私は不思議だと思ふ、一種の病氣に取付かれて居るやうな氣がする、何か黴菌が大藏大臣と政府との間に產込んで居はしないか、何でもない何でもないと言つて、ない理窟ばかり考へて居る、物價が騰貴をした、物價が騰貴したのは現内閣の責任でない理窟ばかり色々考へて居る、又昔替相場が安くなつたと云へば是れは現内閣の責任でないと言つて、ないことの理窟を申ス利口に御答辯になる、併ながら此昔替相場を平價に復せしむることに付ての方策を講じ、又物價をして低廉ならしむることに付て、何等かの施設をすると云ふこと、それ自身が現内閣の責任である と云ふことを一寸も考へない（拍手）それと同く此豫算に付きましても、唯々無い、無いと云ふことばかり言ふて其無いものを生み出すことに付ての御研究が一寸も積んで居ない（拍手）無い袖は振られぬと云ふ譯もあります、借金を質に置いてもと云ふ譯も日本にある、萬も金と云ふ字が附いてあれば借金して居ることも自己の財政の遣繰の根柢に備へるだけの手腕のある、腕前がある人にして、始めて帝國の財政を背負つて立つ事の出来る手腕のある人である、有る袖を振るならば何も御利用な濱口君を大藏大臣に煩たなくとも、赤い旗と青い旗を持つて電車の交叉點に立つて居る者でも出来るではないか（拍手）況や（發言する者多し）況や濱口君は發言者多く議場騒然）

ふことを言つて居る、即ち憲法、會計法に違反して居る此重大なる問題を先決せぬと云ふことは何事でありますか（拍手）今までも豫算返付論は度々出ました、出ましたけれども今日のやうな憲法違反、會計法違反と云ふ理由で返付したことは今日が初めてあります（拍手「三百はやめろ」「撤回しろ」と呼ひ其他發言する者多し）靜にしなければ言ひませぬ、吾々は今日憲法を擁護する爲に此演壇に立つて居るのである、即ち虚僞の豫算を作製して、憲法會計法に違反して居る豫算を吾々がどうして審議が出來ますか、吾々は若も此先決問題が――此返上の先決問題が破るれば斯る憲法違反の議事に加はることは出來ないのであります（拍手）斯の如き重大なる問題は、議長に於て先決することは憲法を擁護する上に當然であると思ふのであります（拍手）即ち吾々は今日まで例は無い――先例は無い、憲法及會計法に違反して居る豫算をどうして審議が出來るのでありますか、故に私は茲に先決動議と致しまして、鳩山君より提出したる豫算返付の動議を最も重要なる先決動議としまして、直に議長に於て先決せられることを私は希望するのであります。

〔「贊成」「反對」と呼ふ者あり〕

○議長（粕谷義三君） 唯今松田君に依つて提出せられました動議は先決問題と認めます、仍て直に採決致します――乃ち採決に付きましては記名投票の要求があります、仍て是より記名投票を行ひます、松田源治君の動議に贊成の諸君は白票、反對の諸君は青票であります――閉鎖――是より氏名點呼を行ひます。

〔書記官氏名を點呼す〕

○議長（粕谷義三君） 投票漏はありませぬか――投票漏はなしと認めます――開鎖――投票の結果を書記官長より報告致させます。

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數三百七十二
可とする者 白票 百〇一
否とする者 青票 二百七十一

〔拍手起る〕

（參照）

松田源治君提出の動議を可とする議員の氏名左の如し

井口延次郎君 井上虎治君
井出繁三郎君 池田龜治君
池田泰親君 伊坂秀五郎君
岩切重雄君 礒　苗代君
鳩山一郎君 原　夫次郎君
原田佐之治君 原田十衞君
原田藤次郎君 本多貞次郎君
床次竹二郎君 東鄉　實君
千葉宮次郎君 陣　軍吉君
沼田嘉一郎君 折原巳一郎君
小島善作君 小野寅吉君
大園榮三郎君 大麻唯男君
奥野小四郎君 大城幸之一君
川原茂輔君 川口義久君
河崎　清君 加藤鐐五郎君
柏田忠一君 兼田秀雄君
金光庸夫君 神村吉郎君
吉村伊助君 吉植庄一郎君
吉木　陽君 高橋光威君
高木第四郎君 高見之通君
丹下茂十郎君 田中隆三君
筒井民次郎君 津崎尚武君
中村啓次郎君 中村嘉壽君
中林友信君 長峰與一君
成田榮信君 向井倭雄君
植場平君 浦野讓朗君
上原好雄君 上埜安太郎君
梅田寛一君 則元由庸君
野村治三郎君 倉元要一君
熊谷五右衞門君 藏園三四郎君
栗林五朔君 八木逸郎君
前田房之助君 前田兼寶君
牧野良三君 松浦五兵衞君
松田源治君 丸山浪彌君
福井甚三君 小泉辰之助君
小橋一太君 安保庸三君
青山憲三君 櫻内幸雄君
榊田清兵衞君 佐藤重遠君
木下謙次郎君 岸本賀昌君
宜保成晴君 三輪市太郎君
宮崎友太郎君 志波安一郎君
志村清右衞門君 清水市太郎君
清水長鄉君 島本信二君
廣岡宇一郎君 平田民之助君
森田政義君 森　恪君
元田　肇君 井上孝哉君
堀田義次郎君 小川鄉太郎君
松山常三郎君 小林鐵七君
古林喜代太君 森田金藏君
湛増庸一君 太宰採九君
菊池謙二郎君

松田源治君提出の動議を否とする議員の氏名左の如し

一柳仲次郎君 井本常作君
石黒大次郎君 飯塚春太郎君
土生彰君 早速整爾君
服部英明君 原　脩次郎君
橋本喜造君 濱口雄幸君
西　英太郎君 戸田由美君
戸澤民十郎君 中馬興丸君
大里廣次郎君 大津淳一郎君
小野重行君 岡本實太郎君
岡部次郎君 奥村千藏君
片岡直溫君 川崎安之助君
川崎　克君 河波荒次郎君
加藤政之助君 加藤鯛一君
加藤六藏君 加藤十四郎君
金澤安之助君 金田平兵衞君
神谷彌平君 神田正雄君
神部爲藏君 横山勝太郎君
横山金太郎君 横山一格君
吉川吉郎兵衞君 吉原義雄君
吉田磯吉君 頼母木桂吉君
武內作平君 田中萬逸君
田中武雄君 田中善立君
高木益太郎君 高木正年君
高橋元四郎君 谷口宇右衞門君
谷口源十郎君 建部遯吾君
永田善三郎君 永井柳太郎君
中原德太郎君 中谷貞頼君
中野寅吉君 中野正剛君
中野　實君 中野猪之助君
村上國吉君 村上紋四郎君
村山喜一郎君 生方大吉君
內ヶ崎作三郎君 宇田友四郎君
野村嘉六君 黒田重兵衞君
栗延敬太郎君 工藤鐵男君
八並武治君 山宮藤吉君
山田又司君 山田助作君
山田道兄君 山本勝次君
山本厚三君 松井郡治君
松本忠雄君 町田忠治君
古屋慶隆君 降旗元太郎君
藤澤幾之輔君 藤井敬愷君
深井　功君 福田五郎君
小島證作君 小島七郎君
小寺謙吉君 小山松壽君
小西　和君 小池仁郎君
木檜三四郎君 河野正義君
河野　聰君 紺野九右衞門君
寺島權藏君 手代木隆吉君
淺賀長兵衞君 淺川　浩君
青木知四郎君 荒井建三君
荒川五郎君 安達謙藏君
作間耕逸君 佐竹庄七君
佐藤　實君 佐藤球三郎君
齋藤隆夫君 齋藤太兵衞君
齋藤仁太郎君 齋藤金吾君
柵瀬軍之佐君 澤田利吉君
木村小左衞門君 由谷義治君
三橋四郎次君 三好榮次郎君
宮崎松次郎君 箕浦勝人君
下元鹿之助君 清水留三郎君
信太儀右衞門君 鹽田團平君
重松重治君 廣瀬徳藏君
平川松太郎君 平野光雄君
樋口秀雄君 比佐昌平君
森田　茂君 望月小太郎君
粟山　博君 關矢孫一君
關　俊吉君 杉浦武雄君
鈴木富士彌君 礒部　尚君
菅村太事君 菅原英伍君
岩崎　勳君 石井謹吾君
今井健彦君 飯村五郎君
井上敬之助君 伊澤平左衞門君
生田和平君 八田宗吉君
秦　豐助君 濱口吉兵衞君

西澤定吉君 西方利馬君
長田桃藏君 大竹謙治君
岡田伊太郎君 岡崎邦輔君
小野義一君 若尾幾太郎君
渡邊　伍君 渡邊鈷策君
加藤知正君 兼松寅太郎君
笠原忠造君 吉津　度君
竹內友治郎君 田中定吉君
高井爾二君 高橋是清君
高橋熊次郎君 土屋清三郎君
中島守利君 中村　繼君
中村清造君 內田信也君
內野辰次郎君 熊谷　巖君
熊谷直太君 黒住成章君
矢野鉦吉君 山本条太郎君
山口義一君 山口恒太郎君
山口政二君 山內範造君
山下谷次君 山崎達之輔君
前田米藏君 松本眞平君
松山常次郎君 松實喜代太君
二木　洵君 藤田包助君
藤澤萬九郎君 藤川清助君
古川　清君 木暮正一君
小久保喜七君 神崎　勳君
青木精一君 青柳郁次郎君
赤間嘉之吉君 東　武君
安藤正純君 有馬頼寧君
齋藤珪次君 榊原經武君
佐々木文一君 佐々木春作君
佐々木長治君 坂梨　哲君
木戸豊吉君 宮崎三之助君
三善清之君 三土忠造君
志賀和多利君 嶋居　哲君
廣瀬爲久君 瀨沼伊兵衞君
鈴木　隆君 菅原　傳君
隅田豊吉君 板野友造君
犬養　毅君 井上利八君
林田龜太郎君 濱田國松君
西村丹治郎君 星島二郎君
富永孝太郎君 土井權大君
土居通憲君 大口喜六君
高草美代藏君 高島兵吉君
田崎信藏君 植原悅二郎君
山本芳治君 松本君平君
小橋藻三衞君 古島一雄君
秋田　清君 齋藤鑛三郎君
清瀬一郎君 湯淺凡平君
關　直彦君 砂田重政君
井上雅二君 今里準太郎君
磯部保次君 石坂豊一君
本田義成君 岡田忠彦君
岡田　溫君 若宮貞夫君
高島順作君 堤　清六君
長岡外史君 浦山助太郎君
畔田　明君 山口左一君
山本愼平君 増田義一君
藤井忠兵衞君 小屋光雄君
兒玉右二君 秋田寅之介君
齋藤藤四郎君 佐藤潤象君
佐々木平次郎君 平井光三郎君
森　肇君 杉　宜陳君
下岡忠治君

○議長（粕谷義三君） 大多數に依りまして、松田源治君提出の動議は否決せられました。

○松田源治君 吾々は憲政擁護の爲め結束して退席致します。

〔拍手起る〕

○議長（粕谷義三君） 東武君。

〔東武君登壇〕

○東武君 私は唯今上程に相成つて居る大正十四年度の總豫算に對して贊成の意見を述べる考であります（拍手）然るに私は憲法政治始まつて以來曾て見ざる所の奇觀に接したのであります、即ち政友本黨の諸君は修正案を一旦提出して、此論議を進めつゝある間に、更に同日同時に同じ氏名の者が共同致しまして、更に此修正に對しての動議を撤回して――修正案の動議を撤回を致して、返付論に俄に變つたと云ふことは、如何にも奇觀であるのであります、是は本黨の無責任なる輩は悉く退席して、隻影を留めないのでありますけれども、吾々は議會政治の責任上之を一應論じて置かなければならぬと思ひます（拍手）彼等は修正案に對して殆ど一時よりして六時迄に至る迄の長時間を論議致して、之に對しての修正の理由を述べて居りながら、俄に君子豹變と申しまするか、其豫算返付の動議を茲に出して來たと云ふことは、是は全く本末輕重を誤つたものと謂はなければならぬ（拍手）諸君の御承知の如く豫算の討議は二十一日間の期間があるにも拘らず、彼等は現在二十一日の期間が滿了致して、此本日上程を爲して國民の前に此十五億以上の豫算を討議する場合に、未だ尙ほ彼等は自分の所屬の黨派の黨議を決することすら出來なかつたのである（拍手）此事實は國民の前に明瞭にする必要があると思ふ（拍手）彼等は數日間此討議に對して本黨の黨議を決する爲めに數回の集會を致して、幹部會を開くこと一再ならず開いたのでありましたが、昨晩に至るまで此豫算を修正で行くか、或は返付論で行くかと云ふことの議論が一定をしなかつたのが、即ち今日の醜態を彼等は演ずるに至つたのであります、如何にしても公黨の面目と云ふものは、責任上許すべからざるものであると云ふことを、私は此壇上に於て一言致し置くのであります（拍手）それから其返付論に俄變りをしたと云ふことは、芝居か何かならば御手際と云ふことも言へませうけれども、此豹變したと云ふことに付て、此動議は何であつたかと云ふと、朝鮮鐵道の所屬會計の點に在つたのであります、而も此の朝鮮鐵道の會計即ち百二十萬圓の繼續支出に對しては、是は豫算の分科に僅に我黨所屬の政友會の議員が之を質問したのみであつて、豫算總會には無かつた、豫算返付を爲すと云ふやうな非常な重大なる缺陷があるとするならば――豫算總會に於て此事を本黨の人より一言半句も此議論が出なかつたと云ふことは、此問題の輕微であると云ふことを明に知ることが出來るのであります、而して又縱し此問題が憲法違反なりと致しても、此修正案を撤回して、さうして返付論を提唱する理由にはならぬ、我帝國議會は豫算に對して修正、否決、審査の權を與へられて居るのであります、故に彼等が若し之を憲政違反であると云ふならば、修正の理由に於て此項目を否決し去ればそれで澤山である、其一つの事項に依つて返付論を唱へると云ふことは、彼等の無節制、無統一を偶々此議場に表白したものであります（拍手）敵は既に後ろを見せて居らないのでありますから、此以上追窮して論ずべき必要はないのであります、唯々茲に此問題になつた朝鮮鐵道の會計に付きまして、是は私は豫算總會にも嘗て聽かなかつた問題でありますが、議場に於て政府委員の說明を初めて承つたけれども、私は此事に付ては本黨の諸君の議論に對しても、多少の詰り理由があると思ふ、併し事實其ものに對しては、是は政府が不正があつた、或は大なる非違があつたと云ふやうな問題ではない、即ち諸君の御承知の如く、此成鏡鐵道は一千萬圓以上の繼續費であつて、二十年間續いて之をやる線路であつた、偶々十二年度の豫算に於て、此經費は一千八百萬圓の經費を一千五百萬圓に節減されて、滿鐵に之を移管を致してあつたのであるから、滿鐵が此仕事をやつて居つたのである、滿鐵が仕事をやつて居つたが、仕事は工事の工程の上からして、之を打切ると云ふことは出來ないのであるから、滿鐵は自分の會社の金に依つて此仕事をやつたのである、而して政府が此の豫算を組むときに政府は繼續年度――二十箇年の繼續年期であるからして、毎年の繼續費の要求をして、茲に詰り百二十萬圓のものが即ち三百四十萬圓と云ふもの丶要求を致して、政府の方では年度の費用だけのものを要求してあつた、是は工事は滿鐵がやつて居つたのであるからして、政府には非違は無い、即ち事實の內容に於ては非違は無いが、多少豫算編成に於きまして之を嚴格に申したならば、此費目は滿鐵に對しての工事の買上費、即ち追加の形式を取つて出すのが當然であつたらうと思ふ、併ながら從來政府の例に於ては、私は常識的に斯樣な事は屢々あると思ふ、鐵道の如きは繰越工事は澤山やつて居る、年度豫算の無い時に繰越工事をやつて、既に請負などに付してある、然らば豫算が不成立になつた場合にはどうするかと云へば、何人か責任を負はなければならぬが、建設費が本年假に三千萬圓の建設費であるとすれば其千五百萬圓位なものは豫め假契約をして仕事をするやうな場合もあると思ふ、唯々此間に非違があるか不正があるか否やと云ふ問題であるが、此事を捉へて憲法違反なりなどと言つて、大言壯語する程の値の無いものと考へて居るのであります（拍手）此以上の說明は政府當局の責任であると考へますからして、私は此點に付いて唯々大體の客觀的御批評だけを申して置く次第であります、大正十四年度の總豫算に對しては、餘り討議論戰を闘はすのには時間も要するし、又反對黨は既に居ないことであるからして、之に付て餘り多數の論議を要する必要はないと思ひまする

が、併し此帝國議會に於ては豫算以上重大な問題は無い、國民の利害休戚に關するものに於て、豫算を除いては帝國議會は其半ばの價値を無くするものでありますからして、私共は政黨の責任の上からして、多少の論議を御許しを願ひたいと考へて居ります（拍手）本年の豫算に就きの御承知の如く、政府に於きましては整理大臣の施政の演説に於て、既に財政の基礎を堅固にする爲に財政に對しては行政整理を斷行して、緊縮節約を主と致したと云ふことを聲明致した、成程其通りである、故に此豫算に於ては緊縮豫算整理豫算と申しても差支がないと思ひまするが、私は此豫算の大體を見まして、此内閣即ち三派の擁立致して居る所の内閣に於て、今回の此行政整理は實に我國の憲法史業あつて、初めての偉大なる仕事であると私は考へて居るのであります、其理由は既に一般會計特別會計を通じて二億五千餘萬圓の整理消約を致したと云ふことは、非常なる是は大なる決心がなければなぬ、此事を斷行したと云ふことは當日歳相の非常なる勇斷は勿論であります、加藤總理の精神宜しきを得たことも勿論でありませう、併ながら是は豪閣諸公だけの力ではいかない、矢張此大整理、大行政整理をやつたと云ふことは、議員の多數の力、即ち與黨三派の力に依つて是が實現されたものと私は考へて居るのである、然るに我黨の——政友會に私共は所屬致して居りますが、政友會は此行政整理と云ふものに對しては積極政策であり、憲政會即ち現内閣の閣僚多數を出した所の憲政會は消極政策である、消極政策と積極政策とが相苟合して居るのであるからして、萬事不徹底たるを免れぬと言うて、斯樣に世間で非難する者があるのでありますが、此點に付て明瞭に致して置きたい必要があるのは、我黨は多年與黨となり、又政權の巷に立つて居たのでありますけれども、歐洲大戰以來國費の際限なき膨脹を救して、帝國の此財政が實に巨額の數字に上つたと云ふことは、一面に行政整理の必要なる事、特に此事に付ては注意を致します、即ち我政友會の行政整理の建議案と云ふものは、丁度四十五議會、即ち大正十一年の三月に、我黨の岡崎邦輔君外二十六名より此行政整理を斷行すべしと云ふ一大建議案を提出してあるのである、其の文面は二行政各部の制度及機關を整備統一改善して運用を適當にし併せて政務の能率を增進し併せて政策の徹底を期し、合せて六百五十萬圓と云ふものは此内閣の誇りとし、吾々三派の一番誇りとして、天下の非常に歡迎する問題であるのであります、然るに此金は何所から出て來たかと申しますると、行政整理の金でもない、貨幣改鑄益金を以て賄つたのである、然らば行政整理に依つた金は國民の福利を增進する爲には、一厘一毛も使はれて居ないと云ふことは、吾々甚大なる遺憾を感ずるのであります、然らば此の金を何所に死藏したかと申しますれば、取りも直さず我が帝國の國難災害即ち帝都震災復興の費用に全部を取られたのであります、帝都復興の事業は當初よりして此の費用は或は三十億を要するとか、或は二十億を要するとか言つて居りましたが——由本内閣時代に後藤新平氏などが唱へて居りましたが、吾々此議會に於て協賛した金は十六億五千萬圓以上に達して居るのであります、此十六億餘萬圓のものを之を年度に振當てて帝都復興震災復舊の事業を完成すると云ふ事は是は我が帝國の國難であるが、此國難と合せて帝國國運の進歩を害するやうな事があつてはならぬと云ふので、前議會、前々議會に於て吾々は帝都復興の豫算に協賛を與へるときには、此一般會計と震災復興の關係は切離さなかつたならば、我が帝國の發達、國運の隆昌を期する事は出來ないが、是は如何にするかと云ふ事であつた然るに政府は——由本内閣或は濱口藏相に於ても、昨年は震災復興公債法案なるものを議會に提出致し帝都震災の爲の費用は總て一般會計に累を及ぼさずして公債政策に依ると云ふので、昨年は此法案すらも出來て居るのであつて、然るに本年の豫算編成の大體即ち根本を繹ねて見まするれば、帝都復興の金は一億二千二百萬、震災復舊費が一億餘萬、合計二億二千八百餘萬圓と云ふ金の中で、此公債で賄ふと云ふ金を切離して、僅々之に一億萬圓だけの公債を募集して、全部は此行政整理で剩つた金を以も此帝都震災の費用に之を挿入れてしまつた、授じた、故に行政整理の金と云ふものは、少しも餘剩金と云ふものは殘らぬ、然らば此帝都復興、此震災の始末と云ふものが全部出來てしまはなかつたならば、今後五年も十年も此儘に行つたならば、地方の產業、帝國の產業の振興、地方文化の開發に要する所の金は、吾々は望むこと、求むることは出來ないと云ふ結論に到達して參るのである、是は吾々は忍ふことが出來ないい問題である、此事に付て段々豫算總會に於て色々と論議を致して見ました所が、濱口藏相も此點に付ては決して輕率を致さない、洵に御尤である、自分も新事業をやり、新しき仕事を計畫致したい考があつたが、奈何せん此震災の公債を募集すると云ふこと——市場に於て多額の公債を募集する此際を避めるが爲に、已むを得ずして一億何千萬圓と云ふものは一般會計よりして震災復興の金を支出するの已むを得ざるに至つた、又一つには國庫證券即ち露西亞の債券公債或は支那の借款、是等が無利子で元本を償還してあつたのであるが、是は財政の上に於ては一つの樞である、之を整すが爲にどうしても國庫證券特別會計を歷止する必要があつて、新に財源となるべき二千三百萬圓の金は、一般會計から賄はなければならぬやうになつたのである、即ち新事業に金を使ふことの出來なかつたのを洵に遺憾千萬である、然らば今後は如何にするかと云ふことの說明は、加藤憲政會總務政之助君、或は又中正俱樂部の松山君、及不肖が豫算總會で此事に付ては度々質問を致した所が、此點に付ては濱口藏相は、洵に本年度は已むを得たのであるが、來年度に於て——十五年度に於ては必ず餘剩を生ずるものと思ふ、其餘剩の生ずると云ふことに付ては、唯々徒に推定ばかりではない是は自然增收と云ふやうな言葉は非常に惡い言葉でありますけれども、清浦内閣——前内閣の實行豫算に對する所の租稅收入の實績、即ち大正十二年度の租稅の實績と、大正十三年度の租稅の實績とに對しては一億萬圓以上差がある、少く見積つてある、故に一億萬圓のものは、震災の爲が漸次復舊して來るに付て、少くとも此半額位のものは復舊をして參るのであらうから、推定ではあるけれども、五千萬圓位のものは必ず開きが出て來る或は其他に財政整理をした爲に、國民の納稅力も進んで參るであらう、或は景氣も回復するであらう、故に來年度は纖維に向つても、相當に財界が持直して、財政の基礎が鞏固になつたならば、公債を增加することに付ては與黨の態度、地方文化の開發に要する所の金は、吾々

定の上に於て一億萬圓内外の剩餘金が起つ可きものと信ずると云ふやうな議論があつたのである、數字は一億萬圓と云ふやうな議論があつたのである、數字は一億萬圓と云ふやうな議論があつたのである、數字は一億萬圓と云ふやうな議論があつたのである、數字は一億萬圓と云ふやうな議論があつたのである、數字ますが、左樣な澁口君の答辯であります、此點に於て吾々は滿幅の信賴を澁口藏相に呈し、又現内閣諸公に對して此事を論じて置くのであります、師範教育の改善の事も從り是は簡單に申して置かなければならぬと思ふのであります、此師範教育改善に付ては隨分世の中に非難がありますけれども、兎に角教育界に於ては義務教育延長と云ふことが非常にやかましくなつて居るけれども義務教育を延長するとか云ふことに付てはどうしても其根抵になる所の師範教育と云ふものをもう一步進める必要がある、又此師範教育を普及せしむると云ふことは、即ち學級に於ても增加を致して來ると云ふのであるからして、此師範教育を盛にしなければ、其の教育の根抵を造ることは出來ない、故に此師範教育費に於て、四百萬圓と云ふ金は少いけれども、是を年々繼續して支出すべき金であるからして此師範教育の改善に對して是等の政策を採つたと云ふことは、是れは決して無用のものでない、有害なものであるとは少しも考へて居りませぬ、然るに教育界には極めて偏見の議論を持つて、此教育改善は義務教育延長と云ふことが非常にやかましくなつて居るかも知れませぬけれども、一步々々教育改善に進むと云ふことは、義務教育の上に於て、或は我國に於きまして、公民教育、即ち普選の準備と致しても、是等のものに對して相當の考慮を拂つた上に於ふことは、現内閣の經綸の一端として紹介する必要があると考へて居るのである、其外に尙は論じて置く點が澤山ありますけれども、多くは無用であると思ひまして略します、唯々農村振興の事に付きましては、是は私が申すまでもなく、現内閣の施政經綸の閃きもあると考へて居りますが、二百五十萬圓は如何にも少いと云ふ議論がある、成程二百五十萬圓では十分なる事は出來ないかも知れませぬが、之には世間が非常に誤解したる點がある、と云ふのは金が少いけれども、是は金を以て各人に補助すると云ふのでなくして、事業に補助する、所謂事業を助成發達させると云ふのである、現在の程度に於て二百五十萬圓を新に農村振興の爲に得ると云ふことを使つて行くと云ふことに付ては、大體の御賛成を得たのであります、仍て大日本農會君に發言を許します。

〔大日本農會會頭 澁口藏相登壇〕

○大日本農會君　私は唯今議題となつて居ります此豫算の全部に對して贊成の意を表する者であります、それを反對する意味に於て演說を致しますと、大分都合が好いと考へて居つたのでありますから、其點から言へば甚だ不幸の譯で、政友本黨の方が悉く御退席になりましたが爲に、此際此場に留ることになりまして、即ち聽に東君から十分に御說明がありました東君の御說は殆ど全部に於きまして、吾々と主義を同じく致して居るのであります、それ故に私は多くの蛇足を費すことを好まないのでありますが、兎に角吾々も一つの俱樂部を持つて居るのでありまして之には常平生相當の主張があるのでありまするが故に、此際此豫算の全部を贊成するには、吾々の矢張主張をも此際十分に披瀝致して、之を國民諸君に愬へ、其批判を求むると云ふことも、蓋し大切な事であると信ずるのであります、（拍手）それ故成べく重複を避け、數字等は成べく省く考でありますするが、暫くの時間を與へらるゝ事を偏に切望致すのであります、先づ私は此豫本案の諸君より憲法違反であるが故に此豫算を返付すると云ふ動議が出て是が成立つて居るのでありますが故に是は大なる誤りであると云ふことを、先づ一言辯じて置きたいと思ふ、此趣意も無論東君が唯今述べられましたと云ふことは、義務教育の上に於て、或は我國に於きまして、公民教育、即ち普選の準備と致しても、是等のものに對して相當の考慮を拂つた上に於ふことは、現内閣の經綸の一端として紹介する必要があると考へて居るのである、其外に尙は論じて置く點が澤山ありますけれども、多くは無用であると思ひまして略します、唯々農村振興の事に付きましては、是は私が申すまでもなく、現内閣の施政經綸の閃きもあると考へて居りますが、二百五十萬圓は如何にも少いと云ふ議論がある、成程二百五十萬圓では十分なる事は出來ないかも知れませぬが、之には世間が非常に誤解したる點がある、と云ふのは金が少いけれども、是は金を以て各人に補助すると云ふのでなくして、事業に補助する、所謂事業を助成發達させると云ふのである、現在の程度に於て二百五十萬圓を新に農村振興の爲に得ると云ふことを使つて行くと云ふことに付ては、大體の御賛成を得たのであります、仍て大日本農會君に發言を許します。

〔大日本農會會頭 澁口藏相登壇〕

○大日本農會君　私は唯今議題となつて居ります此豫算の全部に對して贊成の意を表する者であります、それを反對する意味に於て演說を致しますと、大分都合が好いと考へて居つたのでありますから、其點から言へば甚だ不幸の譯で、政友本黨の方が悉く御退席になりましたが爲に、此際此場に留ることになりまして、即ち聽に東君から十分に御說明がありました東君の御說は殆ど全部に於きまして、吾々と主義を同じく致して居るのであります、それ故に私は多くの蛇足を費すことを好まないのでありますが、兎に角吾々も一つの俱樂部を持つて居るのでありまして之には常平生相當の主張があるのでありまするが故に、此際此豫算の全部を贊成するには、吾々の矢張主張をも此際十分に披瀝致して、之を國民諸君に愬へ、其批判を求むると云ふことも、蓋し大切な事であると信ずるのであります、（拍手）それ故成べく重複を避け、數字等は成べく省く考でありまするが、暫くの時間を與へらるゝ事を偏に切望致すのであります、先づ私は此豫本案の諸君より憲法違反であるが故に此豫算を返付すると云ふ動議が出て是が成立つて居るのでありますが故に是は大なる誤りであると云ふことを、先づ一言辯じて置きたいと思ふ、此趣意も無論東君が唯今述べられましたと云ふことは、義務教育の上に於て、或は我國に於きまして、公民教育、即ち普選の準備と致しても、是等のものに對して相當の考慮を拂つた上に於ふことは、現内閣の經綸の一端として紹介する必要があると考へて居るのである、其外に尙は論じて置く點が澤山ありますけれども、多くは無用であると思ひまして略します、唯々農村振興の事に付きましては、是は私が申すまでもなく、現内閣の施政經綸の閃きもあると考へて居りますが、二百五十萬圓は如何にも少いと云ふ議論がある、成程二百五十萬圓では十分なる事は出來ないかも知れませぬが、之には世間が非常に誤解したる點がある、と云ふのは金が少いけれども、是は金を以て各人に補助すると云ふのでなくして、事業に補助する、所謂事業を助成發達さ

一月末の調を致財から取寄せて見ますと云ふと、正貨の高は十四億八千九百萬圓と相成つて居る一時二十二億に近い正貨が十四億豪に減つて居ると云ふのが現在の狀態である、さうして殊に在外正貨と云ふものが非常に減りました結果、爲替相場が暴落を來して、そこで金の輸出解禁問題がやかましく相成つて、近頃の議場に於ても是が議論せられて居るのであります、此金の輸出解禁問題を如何にしたら宜いかと云ふ意見は、私は今日此處では言はない積りでありますが、是は後日何れ其會議が開かれましたら、其場合に於て吾々の同志同僚から意見を述ぶることとならうと思ひますが、更に角之に對する雙方の意見に批評を加へて見ないと、私は此豫算に論及する端緒を得ない、そこで此金の輸出を解禁すると云ふ事は、直に爲替相場が戻ります爲替相場が戻れば我國の物價に影響して、騰つて居る所の物價が下落をすると實は思つて居るのであります、所が金の輸出を解禁致しました結果どうなるかと云へば今言ふ通り爲替相場が戻る、戻ると吾々も思ふが其戻ると云ふ事は貴に我國の實力に信用が出來て爲替相場が戻るのであるかどうであるか是は疑問である、今在外正貨が減り、金輸出を解禁して居つて、今日之を解くとどん〳〵金が外へ出て行くことが自由になる、そこで一時爲替相場が戻るのである、貴に我國の實力が出來て、貿易が再び順調にならなければならぬ、さうすると矢張り外へ出て行かなければならぬ、殊に私は一言したいのは新しい鐵設を設ふや、支線を殖さうとすれば、どうしても根本ないの所の幹線と云ふものを先づ改良をして置かなくちや、是ほどうしてもいかない、即ち頭が大きくなれば大きくなるだけ土臺を堅なければ、頭ばかり大きくなつて其胴木は倒れてしまふのである、丁度鐵道を調べて見ると其通り、吾々は鐵道には極めて素人であるが、能く其筋の人に細かく聽いて調査すれば、吾々素人の考でも、支線が殖えれば殖える程幹線は改良されなければならぬ、是は旅客であつても或は貨物であつても悉く集つて來るのでありますが故に先づ支線を殖して新しい鐵設を爲さうとすれば、之に適應するに相當なるだけの改良と云ふものを幹線へ加へることが必要である、それ故に細かく論じて見れば更に角鐵道大臣も言はれる通り、建設と云ふものと改良と云ふものゝ區別は殆ど付かない、今は恰も幹線の改良である如くであるが、纔それは新しき建設の基礎となると云ふことは渝に明瞭であるのであります（拍手）乃ち吾々は段々に新しい仕事をして行かうとするには、先づ幹線の改良を必要とする、此細かい技術上の事は私は素人だから今日申さぬが是も色々東海道の橋がどうなつて居るか熊谷がどう云ふ風に來るか、荷物がどうなるか其幹線と支線の思入、並に工事上から橋梁か、斯う云ふものを調べて見れば是が明瞭に分る、それ故に吾々は全體もつと改良費が削れると思つて細かく調べて見ると、意外に此鐵道の改良費と云ふものは能く調べばつて居るものである、私は仙石鐵道大臣が何所までも強い力を以て之を頑張られるのは、實は尤であると感服を致したのである、そこで私は改良が先であるとか、建設が後であるとか云ふことを冒ふのは

公債と云ふものを毎年々々募集をして參つて注滯をは解禁と云ひ、時期早しと云ふのは、何れも是は贋念に關する所の議論であります、先刻私が冒ふ通り今日臨急策として何方が宜いかと云ふことは私は申さない、今其結論は與へないが、何方にしても現在に於ける金の問題は、即ち我國の爲替其他に關する所の臨急策として論じられる所のものであつて、決して吾々から言はせれば、我國の經濟に對する根本療法ではないと私は考へて居る（拍手）然らば我國の經濟に對する根本療法とは如何なるものであるか、是は冒ふまでもなく分り切つた事であつて、一面に於ては吾々は何所までも消費節約をして、使ふものを使はないやうにし、一面に於ては產業の發展を何所までも圖つて、外國に物を賣り、輸出を圖りさうして國力の培養をする、即ち產業立國の國策を樹てゝ進む、是より他には貴の根本療法は吾々は無いと思ふ、所が是は政府ばかりに望んだ所がいかなも悉く其考にならなければならぬ（一ひや〳〵）けれども國民をして此考に至らむるには、政府自ら實踐躬行して指ならなければならぬ是が吾々の何時も議論する所である、之を一つ政府にやらせて此方策を樹てさせないと云ふのが、吾々が今日考へて居る所の議論である、それで吾々は今日の此豫算を贊成する、全部贊否と云ふか、全體贊成に反對と云ふか、矢張此主義に外ならぬ、そこで先づ今までの財政の經濟論でありまするが、之を我が日本の財政の上から見れば全體どうなつて居るか、大正七年以來の狀況と云ふものは、實に我國の財政に非常なる齟齬であります、即ち大正七年に於ては七億餘らでありました彼の豫算が、大正十年度には非常に大なるものになつて、十五億九千萬圓と豫算が組まれて居る此時分に吾々は既に財政行政の整理を叫んで、今日から之を整理しなければならぬじやないかと論じたのであつた、其頃どうであつたかと云へば矢張歳入不足であつて、歳入の不足分に對して公債を大正十年度に於て、既に二億二百三十萬圓募集をするやうなことになつて居る、勿論是は大正十年まで、大正七年以來其通りであります、多かれ少なかれ一般會計に於ても、又特別會計に於ても之を募集して歳入を補塡致して居る、毎年々々公債を募集して歳入を補塡致して居る、勿論之には事業に對する所の財源もありますから、一概に論ずることは出來ないが、

理と相成つた譯でありますが、成一派から冒はせると整理の仕方が少ないとかどうであるとか批評を被ります、是も一言吾々の信ずる所を言つて置きたいと思ふ、成程十三年度に於ける一般會計は歳出に於きまして實行豫算が十六億二千五百萬圓と云ふので大分大きい豫算のやうであるが、其中即ち二億五千七百萬圓と云ふものは復興費であります、震災の復興の費用、其外に六億圓と云ふものは、唯に不動豫算とか申して居るが、動かすことの出來ない所の豫算で組んで居る、例へば恩給であるとか、或は國債整理基金即ち借金の利息だけで二億二千何百萬圓と云ふものを引かなくちやならず、恩給を御承知の通り一億二三千萬圓の金が要る、其外長多い譯であるが、皇室費を始めとして、色々此契約に屬するもので政府がどうしても減すことの出來ない、金がある、是は見やうに依つては多少の譯ひはありませうが、誰の見る所も結局六億圓と云ふものが之を認めて居るのであります、即ち十六億圓の中から此六億圓と云ふものを引けば十億圓であつて、其十億の中に於て震災復興費二億五千七百萬圓を引きますれば、殘りは七億五千萬圓、一般會計に於て此七億五千萬圓の中——尤も復興費も多少の繰延を致して居る、それだけの中に於て一億五千餘萬圓と云ふものを節約を致して、或は繰延を致したと云ふのであるから、決して今の經延或は節約ではないのである、では是は唯今東君も熟心に大藏大臣の盡力に對して此席に於て御述でありましたが、私も是は餘程の力でなくては出來ない大事業であることを聽む所のものであります、（拍手）で細かく述べることは最早止しますが、要するに、今回の整理と云ふものは、諸君からも述べられた通り先づ以て我國財政の基礎を鞏固にすると云ふのに在るのであります、そこで一時此膨脹致した所の財政を秩序的に致して、其根本を確立すると云ふことは、雖て大に伸ぶる所の基礎であると云ふことを吾々は知らねばならぬのであります（拍手）即ち吾々ば唯々節約と云ふやうなのであるが、時を待つて大に伸ぶる、それには何所までも財政の基礎を確實にしたい、即ち將來に於ての發展を期する上に於て、玆に吾々が一大整理を斷行する所のものであるので、そこで私は進んで此緩急の問題に付て一言申述べて置きたいと思ふのであります、此際斷行生日從に論

論が書されて居るやうであるが、殊に豫算にも關係するもので、此議論と云ふものは如何にも是は根本をやらないと云ふのではない、出來るだけはもつと聽をおやりなさいと云ふので、建設費をも大分殖して貰つて——實はもう二百萬圓、初りの年二三年建設費を殖して、吾々の積つた如くやることが出來るのであつたが、是は公債の關係上どうもいかない、一億五千萬圓以上の公債を募るとか云ふことは、結局公募集をしなくてはならない事情に立至るかも知れない、さうなれば財政上の基礎を庶くする譯であると云ふ大藏大臣の御議論も洵に御尤であると思つたから、吾々は唯今出て居る所の案に贊成をする、それでどうであるかと云へば、矢張此計畫は今申す通り、二箇年延ぶるだけであつて、結局は同じ所へ到着するものである、決して根本を破壞するものに非ず寧ろ唯今の如き澁方で進むことが、私共は正當の途であると思つたから、吾々は唯今出て居るのであります（拍手）次には私は教育資國庫支辨——義務教育費國庫支辨の問題にも一言致して置きたいと思ふのでありますが、是は吾々の同志が相當に意見を述ぶる積りでありましたが、其意見を盡すことが出來ざりしことを洵に遺憾としますのでは公債だけ此處で私は申述べたいと思ふ、勿論是は財源があれば吾々は其賛成であります、吾々も固より之を信じて居るのであります、併ながら大正十四年度でいかないと云ふことは、歸する所是は剩餘金の問題になる、歳入の方に消の稅や色々な議論もあるが、是は豫算會議等に於ける習問題者、並に此壇上に於ける議論で盡きて居ると思ふ、是は政府は相當に調べて所得稅の問題、或は營業稅の問題、此處で詳しく私は政府の人に代つて說明する必要はないが、實際上取調べて見れば本年に於て是是れより多く見ると云ふことは餘り危いものである、是は明瞭に吾々は證據立つることが出來ると思ふ、唯々剩餘金の問題がどうであるかと云ふことになるのであるが、此剩餘金の中六千萬圓特別の剩餘金がある、是は其中四千萬圓は既に明白に差てる所のものが定つて居つて、其財源に相成つて居る、殘り二千萬圓位は此大きい屋臺を持つて居る所のものには取つて置かなければ駄る是は危いものであるから、是まで吾々は使ふと云ふことは如何であるかと考へる、所がもう一つ問題になるのは二億二千萬圓と云ふ大きな剩餘金があるではないか、此問題になるのであります、所が此中でも既に貨幣の差金と云ふもの、恩給及公債の利機、もう一つ是は此處で明言することは餘程宜しくないかも知れぬが、臨時軍事費と云ふものを特別會計を廢して整理した結果、矢張其財源を鼓に見るの必要がある、是は政府として却て此演壇などでは言へないかも知れぬ、言ふを憚るであらうと思ふ、却て吾々は議員であるから或る程度まで言ひ得る、是等を差引くと結局一億六千四百萬圓許りしか殘りは見られぬのであります、是から云ふものを調べて見れば是が明瞭に分る、それ故に吾々は全體もつと改良費が削れると思つて細かく調べて見ると、意外に此鐵道の改良費と云ふものは能く調ばつて居るものである、私は仙石鐵道大臣が何所までも強い力を以て之を頑張られるのは、實は尤であると感服を致したのである、そこで私は改良が先であるとか、建設が後であるとか云ふことを冒ふのは

詰り一箇年延ばせば我國の財政の基礎を鞏固にして我國民が何處までも信用出來る財政計畫を行ひ、確實なる財源に依つて大正十五年度から二千萬圓貰ふと云ふことは、眞に國を愛する所のやり方であると信ずるのであります（拍手）此意味に於て吾々は大正十五年より教育費二千萬圓、之を政府が出すと云ふことを決心されたことを認めて、此問題に對しましては何處までも之に私共は從つて、此趣意を實行されんことを此際希望する所のものであります（拍手）是に於て私は一言を致して置きたいのは陸海軍の問題であります、先刻も申した通り我國の經濟と云ふものは十六億幾らと云ふ昨年は豫算を組み、今年は十五億幾らと云ふことでありますが、其中動かざる所の歳出が六億圓ある、一億幾らと云ふものは震災に使つて居る、其殘りの中でどうであるかと云へば、半分以上にも達する所の四億幾ら五億に近い所の金は陸海軍に支出される、陸海軍と云ふものは金から云へば中々に大きな消費者であるのである、併ながら吾々は申すまでもありませぬが、國防を無視する者では絶對にない國家があれば國防の必要のことは勿論であると吾々は信じて居るものであるが國防の最低程度は我國家を護る、之が爲し得られる是で滿足すべきであつて、之を程度として吾々は陸海の仕事を致したい斯う云ふ吾々は考を持つて居る勿論政府も之には同意されて居ることゝ思ふのでありますが、其建前で吾々は進みたい、而して成べく出來得る限りは經濟的に吾々は軍備をやつて行きたい、斯う云ふ趣意であります、此趣意に於て吾々は此陸軍と云ふもの、海軍と云ふものに對して、屢々此經費を節約を致し、出來る限り經濟的に軍備をやつて貰ひたいと云ふことを今日まで述べた所のものであります、所が幸にも此陸軍と云ふものに於ても——海軍は華府會議の結果相當に整理さるゝことゝなり、陸軍と云ふものに於ても既に玆に見る所があられて、次第次第に此計畫と云ふものは段々に行はれて參つて、經濟的になるやうになつて參つて居るのである、丁度陸軍の方を見ますると、大正七年度の陸軍の歳出は一億五千二百萬圓でありましたが、之が最も高い金額に達しました時代は大正九年度と大正十年度である、それはどうであるかと云へば、兩年共に二億四千何百萬圓と云ふ額に陸軍の費用が達して居ります、然るに大正十一年度よりは次第次第に減ぜられまして、大正十三年度に於ては二億四百萬圓となり、それが大正十四年度に於ては一億九千二百萬圓と相成つて居るのであります、丁度之を前年度に比べて見ますると、一千二百萬圓と云ふ金を玆に減ぜられて居る所のことに相成つて居る、勿論陸軍は一面に於て四個師團を今回減ずると云ふことで、是以上に相當の費用を減じて居るのでありますが、それに對しては一方に御承知の通り新規要求がある、是は今世界の大勢に鑑みて我國に新兵器を入れ、さうして此總ての軍隊の組織に大改良を、大改革を加へて、時代の要求に應じ、而して兵力は——此戰の力は減少せしめない、此計畫をされると云ふことに對しまして、經常部に於て七百七十三餘萬圓、臨時部に於きまして軍備改編費として四百九十二萬圓、合計千二百六十五萬圓を要求せられて居りますからして、之を吾々は當局者を信じて認めまする以上は、是だけの金は矢張り出さなければなりませぬ、之を差引きましても、先刻言ふ通り尚一千二百何十萬圓の節減が陸軍に行はれる譯である（拍手起る）即ち陸軍と云ふものは嘗て此前の陸軍大臣時代から次第々々に經濟的に縮小する所の計畫を樹てられてある、其計畫半である、其半ばに於て更に今回の此四個師團減を行ひ、之に依つて新兵器は補充するけれどもが、一面に於て尚は一千二百萬圓を減ずると云ふのでありますが故に、陸軍と云ふものゝ經濟的になつたと云ふことを、吾々は確に之を認めなければならない、斯う吾々は信じて居るのであります（拍手起る）然らば吾々は此消極的の事ばかりを唱へるのであるか、さうではない、或程度までは吾々は消極的のことを爲して、財政の基礎を鞏固にせなければならぬが、或場合に於ては吾々は積極的の事を爲し、先刻も言ふ通り我國の產業の發達を圖らなくてはならぬ、是に於て金は洵に少い——金は洵に少いが、吾々は今回農林省、商工省を分立されて、是から出された所の二百五十萬圓の金は今言ふ通り少いけれどもが、此計畫と云ふものは極めて意義のある所のものであると云ふことを吾々は言はなくてはならぬのであります（拍手起る）殊に其中に於て私は最も贊成を致しますのは、此繭の共同倉庫繭の共同乾燥であります、我國に於て輸出貿易の最も大なるものは何であるかと云へば、言ふまでもなく生絲、絹織物、此生絲と云ふものは御承知の通り一年に於て六億何千萬圓と云ふ大いなる輸出をする所のもので、我國の輸出品に於て之に亞ぐ所のものがない、之を如何にして發達せしむるか、言ふまでもなく今日まで此事業に於きまして困つて居るのは何であるかと言へば、生絲の値段が餘りに高くなつたり、餘りに下つたり、殆ど生絲は一種の「スペキユレーシヨン」であるが如き形に相成つて居ると云ふことは、洵に斯業の發達を阻碍して居る所のものであつたのであります、是は亞米利加からも始終叱言が來て居る、絹絲は買つてやりたいけれどもがお前の國のやうに絹絲が上つたり下つたりしては困る、何とか此調停の途がないか、是は歷代の農商務大臣が御注意になつて居つた所のことであると思ふ之を統一しやうと云ふことはどうしても其原料である所の繭と云ふものゝ値段を餘り高くなつたり、餘り賤くなるやうにしないやうに計畫せなければならぬのは當然であります（拍手起る）之にはどうしても共同乾燥の必要を認める、是は吾々は四年ばかり前に此事は豫算分科會に於ても論じたことがあつたが、其當時はまだ政府の容れる所とならず、さう云ふことは事實に於て行はれ難いものであるとして、吾々の議論は採用されなかつたのでありますが、今回圖らずも此事が採用せられて其端緒を開かれたと云ふことは、吾々は實に我が帝國の國策樹立の上に於て最も當を得たものと吾々は考へるのであります（拍手起る）それからもう一つ既に東君から述べられたから私は多く述べませぬが、師範教育の改善問題、是も吾々は洵に時宜に適して居るものであると思つて居るのであります、どうしても小學校の教員の優良な者を多く得、其數を殖さなければ義務教育の延長も出來ないのである、又一般に國民教育を向上せしむることも出來ない、此趣意に於て吾々は極めて此師範教育改善問題に贊成する所の者であるのであります、要するに吾々は斯う考へて居る、どうしても、我國の產業と云ふものと、國防と云ふものと、教育と云ふもの、此三つが相提攜して共々に向上發展して行くのでなければ、我國の基礎は決して鞏固になるものではない（拍手）軍隊と云ふものゝ費用を成たけ節約さして、經濟的に我が國防を完備させやうとすれば、どうしても兵役の年限の短縮もやらなければならぬ、之には國民教育が伴はなければならぬ、之には如何にしても優良なる教員を多く得ることが必要であることは勿論である、又如何に軍隊が發達して見た所が、國力が之に伴はず、又彈砲ばかり撃つ人が多くても、[illegible]或は兵器其他の物の供給[illegible]是亦甚だ佛造つて魂を入れざ[illegible]ます、それ故に吾々は產業の[illegible]教育の問題、此三つを共々に[illegible]めて行かなくてはならぬと云[illegible]あるのであります、此見地か[illegible]關稅の問題を解決して貰ひ[illegible]ば眞に我國の國策は立たぬ[illegible]立てるには、關稅の問題を[illegible]產業に關する事は、物々に[illegible]物に就て研究を致しまして[illegible]はどうするか、毛織物はど[illegible]るか、絹はどうするか、物[illegible]之を定むることが極めて必[illegible]此稅制と云ふものを根本か[illegible]是もどうしても我が政府に[illegible]ぬと吾々は考へるのであり[illegible]等に對しては之をやること[illegible]ます、吾々は飽までも現政[illegible]それ故に現政府を何所まで[illegible]ある仕事を飽まで責任を有[illegible]云ふのが吾々の考である、[illegible]部に贊成を致し、一面には[illegible]が、又一面には政府をも之に[illegible]申しては失禮かも知れませ[illegible]致して我國の國策を飽まで[illegible]の希望であるのであります[illegible]置きたいのでありますが、[illegible]が一つある、何であるかと[illegible]間續いて來た所の政治の弊[illegible]省の割據主義——之を打破[illegible]理は出來ない（拍手）之には[illegible]行政の整理と云ふものをも[illegible]い、是は政府も相當聲明して[illegible]努力して、一年も早く少し[illegible]うに政府の努力を要求した[illegible]から政務官は要らないと云[illegible]が、吾々は全く之に反對で[illegible]も發達せしめて、我國の政[illegible]

を中心としたる所の政治にしなければならぬと思ふのであります（拍手）此點に於て吾々は飽までも唯今の組織を進步改善させて進むことを希望すると同時に、政府に於ても十分に吾々の意の在る所を容れられて、今少し根本に立入つて行政の整理を爲し、我が日本帝國の總ての基礎が確立するやうに御努力あらんことを此際希望して置きます。

〇議長（粕谷義三君） 杉宜陳君。

〔杉宜陳君登壇〕

〇杉宜陳君 諸君、私は唯今議題となつて居ります大正十四年度豫算各案、並に之に附帶する所の諸案件に付きまして、贊成の意を表する者であります、併ながら仔細に之を審査致して見るに、吾々の滿足する能はざる多くの點を見出すのであります、之に贊成すべき理由は、唯今東君並に大口君から縷々數千言說明せられましたから、重ねて玆に重複して之を述べることを避けます、隨て私は大正十四年度豫算に於ける所の缺陷を指摘致しまして、是等の點に付きまして政府に對し多くの希望を述べたいと思ふのであります、先づ第一に現內閣組閣の當初より其大政綱として揭げられました所の、否、寧ろ憲政會在野黨時から一貫したる主張であります行政財政の整理の跡に付て考へて見ますに、今回の整理は其方法に於きまして等しく舊套を脫することを得ずして徒に天引主義に依つて、或は人員を淘汰し、或は事務費其他の費用を節約した迹が歷然たるものがあるのであります、斯の如き方法を以て整理を致しましても、復た數年ならずして政費は膨脹し、整理は舊に復して其結果から見ますれば、却て多額の國費を濫費すると云ふ結果になることは、吾々が屢々實驗して居る所であります、加之斯の如き方法を以て政費を一時節約しましても、一時はそれに依つて政費の節減が生じた如く見えますが、其結果政費の節約を之を國民に轉嫁すると云ふ場合が屢々あるのであります、例へて言ひますれば郵便函を廢しますれば遠くから態々入れに行かなければならぬ、政府は其費用を減じますが、國民は之に依つて勞力と費用とを費さなければならぬと云ふ結果になるのでありまして、所謂天引主義に依つてやる所の整理は、往々斯の如き事情を生ずるのであります、隨て之を國民全部の上から考へて見ますと、整理と云ひましても其實整理に當らないと云ふ場合が屢々あるのであります、政府は尙ほ是より以後に於きまして、或は事務の簡捷或は能率の增進と云ふことに依りまして、尙は行政の整理をすると云ふことを言はれて居りますが、吾々から考へますれば今日までの整理から推しまして餘りに多く期待をすることが出來ないのを遺憾とするのであります、隨てそれ故に私は大正十四年度の豫算の實行に當りましては、政府は尙ほ行政官廳組織の根本的整理を行ひ、官廳事務の分合統一、即ち官廳事務の分量を減らすと云ふことに對して、徹底的の整理を斷行しなければならぬと考へるのであります（拍手起る）更に其整理金額に付きまして考へまするに、政府は一般會計に於きまして十五億二千萬圓、之に特別會計の整理額を併せまして——間違ひました——一億五千二百萬圓、之に特別會計を併せまして二億五千六百萬圓を節減したと言はれて居るのであります、其一般會計及び特別會計は決して之を通算すべきものではないと思ふのであります、又其一般會計の節約と申しましても、其大半は所謂事業の繰延でありまして、隨て純整理額、而も其恒久費に屬する所の整理は、私を以て算定致しますれば約四千萬圓見當であるのであります、兎にも角にも斯の如き行政財政の整理に依りまして剩餘を得ることを得たならば、今日の國民の經濟の事情から推して、先づ之を國民の負擔の輕減に充てなければならぬのだと考へるのであります、即ち若し出來得べくんば減稅を行ふか、減稅を行ふこと能はずんば義務教育國庫負擔增額を斷行せられたならば是れ即ち國民の輿論に迎合する所の方法であつたと考へるのでありますが、其實際に於きましては所謂震災後の影響を受けて居る爲に遂に之に充てることを得ずして、其全部を新規事業に計上せざるを得なかつたことは實に吾々は國民と共に遺憾とするのであります（拍手起る）大正十四年度豫算に於きまして一般豫算の總額即ち十五億二千四百萬圓、之に追加豫算と致しまして尙ほ約六千萬圓を將來政府は提出せんとするのでありますが、之を通計致しますると云ふと、即ち十五億八千二百萬圓、大正十四年度の豫算の總計は十五億八千二百萬圓と云ふ多額の費用になつて居るのであります、今日の我國の經濟力から考へまして、此多額の費用と云ふものは、決して國民の負擔し得るものとは考へないのであります、隨て私は前段申しましたやうな方法に依りまして、更に政府は根本的の整理を行つて政費を節約し而して是と共に歳入に於ても所謂整理を行ふ、是れ亦單に負擔の公正を行ふと云ふのみならず、一段進みまして所謂輕減を目的としたる所の稅制の整理を近く行はれんことを切に希望して已まないのであります、尙ほ現政府の財政計畫を見まするに、大正十四年度豫算に於きましては歳入の不足を補ひます爲に一億三千六百萬圓の剩餘金を使用する計算になるのであります、即ち一般豫算の歳入不足を補ふ爲め七千八百萬圓、而して追加豫算の財源と致しまして五千八百萬圓、それを合せまして一億三千六百萬圓を支出せんとするのであります、尙ほ亦大正十三年度に於きまして、十三年度の追加豫算財源と致しまして三千三百萬圓を使用せんとするのであります、之を十四年度に於て使用し得る所の二億八千一百萬圓から差引きまするとと、現剩餘金と云ふものは一億一千萬圓內外になるのであります、然るに大々的整理を行ひ、大々的緊縮豫算であると云ふことを屢々聲明せらるゝ所の大正十四年度豫算に於きましても尙ほ且つ新規計畫の費用と致しまして一億一千四百萬圓の費用を要すると云ふのでありますから、將來大正十五年度並に十六年度等に於ても、新なる費用が相當多額に上るだらうと考へるのであります、然るに之に對する所の財源は剩餘金は既に一億一千萬圓內外しか殘らんのであります、而もそれは大正十五年、六年、七年と或はしなければならぬのでありますから、此新規計畫に對する所の財源は自然增收將來あるべき所の自然增收、是は將來の剩餘金を以てしなければならぬと云ふ關係にあるのでありまして、斯の如きものを以て之に充つると云ふことは大藏大臣が屢々聲明せらるゝ如く、洵に薄弱なる所の——財政の基礎が甚だ薄弱であると考へなければならぬのである、更に物價政策に至りましては（「簡單々々」）現內閣の經綸の乏しきを嘆かざるを得ないのであります、蓋し現內閣は物價騰貴を抑制する爲に是亦政費を節約し、而して國民に對して其模範を垂れて大に消費節約を宣傳し、さうして此物價を調節せんとするのであると云ふことを承つたのであります、併ながら私をして見ますれば斯の如き方法のみを以てしては、今日の此物價騰貴の大勢は到底之を支ふることは出來ぬのではないかと思ふのであります、現に現內閣成立致しまして、物價は一割乃至二割の[illegible]居る所であります、見よ[illegible]の國民經濟の缺陷、社會的[illegible]考へるのでありまして、政[illegible]要する所此物價騰貴と云ふ[illegible]居るのであります、又貿易[illegible]物が漲れて行くと云ふこと[illegible]易の逆調も亦物價騰貴を誘[illegible]落を惹起すのであります、[illegible]實に赤裸々に其事を語つて[illegible]

〔議場騷然〕

〇議長（粕谷義三君） 靜肅に……

〇杉宜陳君（續） 殊に吾々[illegible]最も憂慮しなければならぬ[illegible]て生ずる所の國民の生活の[illegible]生活が不安になりますれば[illegible]得ないのであります、思想[illegible]由々しき大事でありまして[illegible]終に國家は衰亡の淵に歸[illegible]それ故に私は政府に對して[illegible]るが、單に消費節約と云ふ[illegible]依らずして、更に積極的に[illegible]並に生產額を增加すると云[illegible]的の對策——國策を樹てら[illegible]止まぬのであります（拍手[illegible]まして唯今大口君から所謂[illegible]縷々御述べになつたのであ[illegible]も全く同感であります、現[illegible]面に現はれたる所の政策[illegible]與の意味を以てする所の[illegible]與の爲の二百五十萬圓の[illegible]百五十萬圓は所謂各種の[illegible]て小分けにして數萬圓乃至[illegible]のに過ぎないのでありま[illegible]唯今の費用、固より無き[illegible]ども、未だ產業立國の根[illegible]見ることが出來ないので[illegible]國の事情に於きまして此[illegible]萬の國民を包容して居る[illegible]は、何としても先づ產業[illegible]ち基本工業を興し、農村[illegible]を圖るに非ずんば國民は[illegible]

豫算案大正十四年度歲入歲出總豫算案竝大正十四年度各特別會計歲入歲出豫算案外一件

果になるのだらうと思ふのであります、それ故に私は此點に付て特に現内閣に對して產業立國の根本策を樹てられることを切に希望するのであります（拍手）尚ほ進んで貿易に至りましても、現内閣は我國の輸入防遏と云ふことに力を入れて居られまして、更に進んで輸出を增進すると云ふことに付きましては、まだ十分なる所の策を樹てられて居らぬと見るのであります、豫算に於きまして所謂輸出組合並に重要輸出品工業組合なるものを設けて數十萬圓の費用を計上して居るのでありますが、單に此方法に依つてのみであつては此貿易の大逆調を支ふることは當然出來ないと考へるのであります、隨つて政府は國產を興し、並に之に依つて貿易の發展を圖ることに對して萬全の努力をせられむことを切に希望するのであります、要するに現内閣は所謂三派連合の内閣でありまして、其國民に對して有する所の基礎極めて薄弱なものであると私は信じて居るのであります（拍手「ひや／＼」）[illegible]こそ斯の如き大策は樹立せらるゝものであると考へ[illegible]ります、國民も亦同じく期待して居ると信ずるのであ[illegible]とを切望するのであります、更に國民教育の問題で[illegible]と思ふのであります、今回政府の執られました所の師範教育改善の方法は未だ以て從來の此缺陷を全部一掃するに足るものであるとは吾々考へることを得ないのであります（拍手）蓋し政府案の特長は所謂小學校と師範學校との連絡を保つと云ふことに於て其一つの特長を持つて居るのであります、又第二には所謂二部生を發達擴張致しまして、或る程度に於て其數を增さうと云ふことに於て一つの特長を有つて居るのであります、更に專攻科を設けまして所謂實際的の補習の教育を致さうと云ふことに於きまして、又其一つの特長を持つて居るのであります、是等の點に付ては私は此政府の改善の方法に賛成の意を表するものであります、併ながら現在の此師範教育の缺陷と云ふものは即ち師範生徒の素質が宜しくないと云ふこと、並に師範生徒の——教員を多く

[illegible]

られて居ります、此附帶決議に對して採決致します、此決議に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者　起立〕

○議長（粕谷義三君）　起立少數であります、附帶決議は否決せられました[illegible]

〔贊成者　起立〕

○議長（粕谷義三君）　滿場一致と認めます[illegible]次回の日程は追て公報を以て御通知致します是にて散會致します

午後九時二十五分散會

○大正十四年二月十四日（土曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第十三號

第一　海上衝突豫防法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

第三　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　教育改善及農村振興基金特別會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　朝鮮鐵道用品資金會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　裁判所構成法中改正法律案（政府提出）

第一讀會の續（委員長報告）

第九　會計監督法中改正法律案（石塚三郎君外五名提出）　第一讀會

第十　教育の機會均等に關する建議案（山科儀重君外二名提出）

第十一　義務教育費並助成に關する建議案（山口政二君提出）

第十二　醫師法の制定に關する建議案（服部英明君提出）

第十三　社會教育局設置に關する建議案（樋口秀雄君提出）

第十四　社會教育振興に關する建議案（青木精一君提出）

第十五　國定教科書の翻刻並販賣の改善に關する建議案（樋口秀雄君提出）

第十六　[illegible]鐵道敷設に關する建議案（清水留三郎君外四名提出）

第十七　航空行政中央統一機關設置に關する建議案（長岡外史君提出）

第十八　帝國在郷軍人會費國庫補助に關する建議案（佐々木春作君外四名提出）

第十九　[illegible]に關する建議案（菊池謙二郎君提出）

第二十　國防會議設置に關する建議案（[illegible]君提出）

第二十一　[illegible]に關する建議案（土井權大君外一名提出）

第二十二　（特別報告第二號）[illegible]の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第三號）[illegible]の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第四號）明治節制定の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第五號）坂上田村麿贈位の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第六號）[illegible]の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第七號）神奈川縣高座郡御所見村内に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第八號）吉川郵便局に電話事務開始の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第九號）[illegible]郵便局に電話事務開始の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第一〇號）新本郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第一一號）[illegible]に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第一二號）東黒田郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第一三號）[illegible]鐵道敷設速成の請願外一件（委員長報告）

第三十四　（特別報告第一四號）紀勢鐵道速成の請願外八件（委員長報告）

第三十五　（特別報告第一五號）[illegible]の請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第一六號）[illegible]の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第一七號）[illegible]の請願外二件（委員長報告）

第三十八　（特別報告第一八號）[illegible]神社昇格の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第一九號）宮崎神宮を勅祭社に[illegible]の請願外四件（委員長報告）

第四十　（特別報告第二〇號）海員の海洋上に於ける選擧權行使の請願（委員長報告）

第四十一　（特別報告第二一號）[illegible]村に避難港施設の請願（委員長報告）

第四十二　（特別報告第二二號）新宮川治水工事着手の請願（委員長報告）

第四十三　（特別報告第二三號）[illegible]の請願（委員長報告）

第四十四　（特別報告第二四號）小倉兵器製造所擴張の請願（委員長報告）

第四十五　（特別報告第二五號）[illegible]の請願（委員長報告）

第四十六　（特別報告第二六號）[illegible]保存の請願（委員長報告）

第四十七　（特別報告第二七號）[illegible]に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十八　（特別報告第二八號）[illegible]郵便局間電信電話開設の請願（委員長報告）

第四十九　（特別報告第二九號）[illegible]郵便局に電話事務開始の請願（委員長報告）

第五十　（特別報告第三〇號）[illegible]村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第五十一　（特別報告第三一號）[illegible]の請願（委員長報告）

第五十二　（特別報告第三二號）[illegible]郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十三　（特別報告第三三號）[illegible]郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十四　（特別報告第三四號）[illegible]鐵道[illegible]敷設速成の請願（委員長報告）

第五十五　（特別報告第三五號）[illegible]に停車場設置の請願（委員長報告）

第五十六　（特別報告第三六號）[illegible]に停車場設置の請願（委員長報告）

第五十七　（特別報告第三七號）[illegible]輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十八　（特別報告第三八號）[illegible]の請願（委員長報告）

第五十九　（特別報告第三九號）[illegible]の請願外一件（委員長報告）

○副議長（小泉又次郎君）　諸般の報告があります。

〔書記官朗讀〕

一　今十四日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

畜產組合法中改正法律案

一　議員より提出せられたる議案左の如し

鐵道敷設法中改正法律案

提出者　橋本　喜造君　山口恒太郎君　中野　寅吉君　加藤十四郎君　大内　暢三君　細田　五郎君

（以上二月十日提出）

教育改善及農村振興基金特別會計法案に對する修正案

提出者　折原　巳一郎君

裁判所構成法中改正法律案に對する修正案

提出者　原　夫次郎君

（以上二月十四日提出）

綿絲關稅撤廢に關する建議案

提出者　武藤　金吉君　[illegible]

（以上二月十七日提出）

無盡業法改正に關する建議案

提出者　田崎　信藏君

國語調査會設立に關する建議案

提出者　松山　常次郎君

[illegible]線速成に關する建議案

提出者　[illegible]

朝鮮及臺灣に地方自治制施行に關する建議案

提出者　神田　正雄君　杉浦　武雄君

農村振興に關する建議案

提出者　荒川　五郎君　川崎安之助君　高田　耘平君　加藤政之助君　谷口宇右衛門君　東　武君　長田　桃藏君　山内　確三郎君　八田　宗吉君　高山　長幸君　西村丹治郎君　土井　權大君　岡田　溫君　松山常三郎君　山口　左一君　[illegible]

米麥其の他農產物の關稅定率法改正に關する建議案

提出者　[illegible]

國幣中社[illegible]神社[illegible]に關する建議案

提出者　服部　英明君

警察費國庫下渡金連帶支辨規定改正に關する建議案

提出者　[illegible]

高等師範學校設置に關する建議案

提出者　[illegible]　佐々木春作君　西方　利馬君

國立公園調査會設置に關する建議案

提出者　鈴木　隆君　佐々木文一君　石井　三郎君　古川　清君　[illegible]

國立公園調査に關する建議案
提出者　小西　和君
（以上二月十二日提出）

本州と島嶼間の交通に關する建議案
提出者　古川　清君
（以上二月十三日提出）

曾生川加茂間鐵道速成に關する建議案
提出者　高井　商二君　長田　桃藏君
藤澤萬九郎君　兼松寅太郎君

關ヶ原木の本間鐵道速成に關する建議案
提出者　藤澤萬九郎君　兼松寅太郎君
高井　商二君
（以上二月十四日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
普選實施後の對策並外交問題に關する質問主意書
提出者　兒玉　右二君
（以上二月十二日提出）

一今十四日政府より受領したる答辯書左の如し
衆議院議員津崎尙武君提出失業問題に關する質問に對する答辯書

失業問題に關する質問主意書
右成規に據り提出候也
大正十四年一月三十一日
提出者　津崎　尙武
贊成者　東鄕　實
外三十二名

失業問題に關する質問主意書
一現今各階級を通して失業者續出し其の影響する所頗る重大なるものありと思考す政府の所見如何
一失業者增加の原因其の數並現狀及之か救濟に關する政府の所見如何
右及質問候也

大正十四年二月十四日
內閣總理大臣　子爵加藤　高明
衆議院議長粕谷義三殿

衆議院議員津崎尙武君提出失業問題に關する質問に對し別紙答辯書差進候

〔別紙〕
衆議院議員津崎尙武君提出失業問題に關する質問に對する答辯書
一、各階級に亘り失業者の簇出するは社會的に大に留意を要するものと考慮す
二、失業者增加の根本原因は一般經濟界の不況に基く公私事業の不振に起因するもの多し而して我國の統計に於ては失業者の的確なる數を得ること困難なるも相當の數ありと認む
失業者の現狀は官公營事業に關しては特別賜金民間に於ては退職手當ありて一應其の生活を支持しつゝあるものと認めらる而して失業問題の對策としては政府は益職業紹介制度の普及充實に努め勞働市場の調節を圖り失業者に對し就職の途を講ずると共に尙出來得る限り失業保險制度に關する調査を促進せむとす
右及答辯候也
大正十四年二月四日
內務大臣　若槻禮次郎

一今十四日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり
煙草專賣法中改正法律案（政府提出）
在外國帝國專管居留地特別會計法廢止法律案（政府提出）
陸軍營繕費補充資金特別會計法廢止法律案（政府提出）
大學特別會計法中改正法律案（政府提出）
朝鮮醫院及濟生院特別會計法廢止法律案（政府提出）

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照の爲茲に掲載す〕

一昨十三日內閣總理大臣より左の通牒ありたる旨の通牒を受領せり
大藏省所管事務政府委員被仰付
大藏省理財局長　富田勇太郎

一昨十三日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり
一八〇　望月　圭介君
一八一　武藤　金吉君
一八二　高山　長幸君
一九一　小川　平吉君
二〇五　栃木縣第七區選出議員

一去十二日議長に於て選定したる委員左の如し
特別都市計畫區域內に於ける寺院の國有境內地讓與等に關する法律案委員
橫山勝太郎君　高木益太郎君
作間　耕逸君　太田信治郎君
筒井民次郎君　井口延次郎君
安藤　正純君　矢野　鉉吉君
本田　義成君

一去十二日輸出組合法案外一件委員浦山助太郎君佐竹庄七君、伊坂秀五郎君辭任に付其の補闕として武藤嘉門君、廣瀨德藏君、前田房之助君を遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員筒井民次郎君辭任に付其の補闕として佐藤軍遠君を米穀法中改正法律案外一件委員渡邊祐策君辭任に付其の補闕として八田宗吉君を所得稅法中改正法律案外一件委員土居通憲君辭任に付土井權大君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十三日米穀法中改正法律案外一件委員太田信治郎君辭任に付其の補闕として佐藤實君を遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員馬場義興君平川松太郎君辭任に付其の補闕として高草美代藏君中谷貞賴君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十三日理事補闕選擧の結果左の如し
米穀法中改正法律案（政府提出）外一件委員
理事山田助作君（理事吉原義雄君補闕）

一昨十三日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第二部選出
懲罰委員　渡邊伍君（吉田賞策君補闕）
第六部選出
豫算委員　武藤金吉君（小川平吉君補闕）

一昨十三日常任委員理事補闕選擧の結果左の如し
請願委員
理事浦野讓朗君（理事吉良元夫君補闕）

○副議長（小泉又次郎君）　是より會議を開きます。

○湯淺凡平君　決算委員會を開きたいと思ひますから、御許しを願ひます。

○副議長（小泉又次郎君）　許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　許可致します。

○湯淺凡平君　決算委員の諸君は、決算委員室に御集りを願ひます。

○副議長（小泉又次郎君）　竹原棟一君より病氣に付二月十三日より二月二十六日まで請暇の申出があります、許可するに異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議なしと認めます、許可致します、遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員會の委員長より、會議中開會の申出があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　許可致します――日程第一、海上衝突豫防法中改正法律案の第一讀會を開きます、――犬養遞信大臣。

第一　海上衝突豫防法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

海上衝突豫防法中改正法律案
海上衝突豫防法中左ノ通改正ス
第三十條中「地方長官」ヲ「行政官廳」ニ改ム
附　則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔遞信大臣犬養毅君登壇〕

○遞信大臣（犬養毅君）　海上衝突豫防法中改正法律案、是は極めて簡單な改正であります、御承知の通り衝突豫防法中に、地方的のものは地方長官で特別の規則を設け得ることになつて居ります、例へば海上の小さい航路であるとか、或は川であるとか、或は湖水であるとか云ふやうな地方的の水路は、地方長官で特別の規則を設け得ると云ふ事であるのであります、所が小さい航路で、例へば川の例に致しますと兩縣に亘つて居る、海上の小さい航路なども兩縣に亘つてる、若くは三縣に亘つて居るやうなものもある、地方長官と云ふよりは之を廢めて行政官廳とする方が是迄も都合が好かつたのであります、殊に今度は港灣行政の統一の爲に、總て遞信省で統一することになりました、それで此際に此改正を行つて置きたい、斯う云ふ意味で是迄と何も變りはない、唯それだけの地方長官と限定されてあるものを、行政官廳と唯々廣めるだけの改正でございます、一寸說明して置きます（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　日程第二、右議案の審査を付議すべき委員の選擧を議題と致します

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○井本常作君　本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　井本君の動議に御異議ないと認めます、仍て動議の如く決します日程第三、一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案の第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます――委員長笠原忠造君。

第三　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書
一　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案（政府提出）
右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
大正十四年二月九日
一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案委員長　笠原　忠造
衆議院議長粕谷義三殿

〔笠原忠造君登壇〕

○笠原忠造君　一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案に付きまして、委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、本案の提出の理由は、師範學校卒業生の兵役は御存知の通り元六週間現役でありました、然るに六週間では成績が十分でないと云ふことからして、大正七年に之を一年現役と云ふことに改まつたのでございます、然るに此六週間を一年に改めたことは、非常に急激の變化でありまして、爲に師範學校へ入學する者が非常に率が少くなつたと云ふことは、當時戰爭の影響を受けて實業界などの勃興の影響もありましたらうが、此急激の變化と云ふことが大なる關係であらうと、斯う云ふことを考量の結果、何とか之を救濟せんければならぬと云ふので、此一年間は俸給の六割を支給すると云ふことになつたのであります、然るに此度陸軍及文部兩省で種々研究をされた結果、師範學校在學中に相當の注意をして、軍事教育に改善を施したならば必しも一年も要しない、五箇月を以て十分であると云ふ研究が出來た結果、此度五箇月を實行されると云ふことに相成つたのであります、既に五箇月と云ふことになりますれば、是は國家から德ますれば斯う云ふ特典があるにも拘らず、從來の如く六割の俸給を支給して置くと云ふことは、他の兵役義務者との權衡を失する、斯う云ふことが提案の理由でございます、此際一寸文部大臣より訂正を致したい事があるから私より諸君に申上げて置いて下さいと云ふことは、本案提出の際に牧野良三君よりの御質問の中に、大正十三年度の豫算に大凡百萬圓が此費用に戰つて居ります、然るに今度五箇月になつたと云ふことならば丁度十二分の五、四十萬圓位の金が茲に戰つて居るべき筈であるが、それが削られたと云ふことは其の四十萬圓は何人が之を負擔するのか、斯う云ふことの御問があつて、それに對して文部大臣は、無論國家は負擔しないが、町村でもなければ是は教員の負擔に屬するのだと云ふ答辯があつた、然るに是は正確の言葉でないので、何人も負擔をしないのである、負擔をする者は何人もないのである、斯う云ふことを申上げることが正確であると考へるから、私から特に皆樣に報告して下さいと云ふことでありまする、そこで要するに誰人も此費用を餘分に負擔する者はない、詰り師範學校卒業生は卒業した直ぐに現役に從事するのであるから、妻子を養ふと云ふ要もなければ、又直に父兄に仕送らなければならぬと云ふ左程急務に居るものでもなからう、詰り當人が五箇月間兵營に居る間不自由なく其支給を受けて、五箇月の義務を果したならばそれで足るのである、それ以上の俸給を與へると云ふことは、要するに餘りに待遇を能くすることで、他の兵役義務者との權衡を失すると云ふことが、本案提出の理由であるやうであります、之に對して委員諸君より熟心に、且つ詳細に亘つて質疑應答がありました、其內本案を御決定になるに最も御參考にならうと思ふ二三を申上げます、第一の質疑は師範學校を卒業した者を兵役の義務に從事する前に之を訓導に任命するのであるか、師範學校を卒業して直に任命するとでは茲に五箇月の差がある、然る時は其後恩給並に年功加俸等に於て非常に影響を及ぼすが、假に五箇月後に任命されるとするならば、身體が健康であつて、國民教育に最も必要なる所の軍事教育を受けた良教員が、身體が虛弱であつて、必要なる教養を受けざる教員よりも生徒に於て不當從の地位に立つと云ふことは、如何にも理屈一貫せざる事ではないかと云ふ御質問がありました、之に對して文部大臣は、其當時は任命の時期に付ては定つて居らぬ、それは考へて居らなかつたが、影響が重大な事であるから追て確定の上答辯すると云ふことでありました、各委員から、是は本案を決する上に於て重大なる關係のある問題であるから、此次に於て確答を得たいと云ふ要求がありました、次回に於て文部大臣より御答辯がありました、詰り師範學校を卒業すれば直に訓導に任命して、恩給及年功加俸には少しも影響がないと云ふ御辯明がありましたから、此事は特に申上げて置きます、第二には一年現役條例に依ると、第九條に入營して凡そ四月にして一等卒、六月にして上等兵、九月で伍長、十二箇月――出る時には軍曹になるのである、然るに此度は五箇月で出るのであるから、上等兵を以て出るのであるが、一年今まで勤めたのと同じやうな仕方に依つて、五箇月で同じことの結果を得られると云ふのに、其資格に於て上等兵であり、一方は軍曹であると云ふことは非常に權衡を得ぬではないか、此點は如何に考へられるかと云ふ御質問でありました、然るに文部及陸軍の兩政府委員の御答辯は、矢張今の所は上等兵である、而して國民軍の幹部になるのであるが、併ながら此度の徵兵令の改正でなくして、一時歸休と云ふことにするのであるから、一年間經過した後に於ては相當下士適任證を與へる方が宜いやうに考へられるから、其邊は今後の成績に依つて成べく此特典を與へるやうにしやうと云ふことでありました、尙は成績に依つては五箇月をもう一箇月、即ち四箇月位に減ずることが出來るだらうと云ふ答辯がありました、次に師範學校生徒は入る時に卒業して兵役に服すが、矢張俸給は入營を貰ふと云ふ考を持つて既に入つて居る者が、今假に之を廢せられると既得の權利を害せらると云ふやうなことに相成らぬかと云ふ質問がありました、之に對して文部大臣の答辯は、今迄のやうに一年現役其儘にして居つて俸給を廢するならば、既得の權利を害することになるが、五箇月即ち半分にも足らない所の年限を以て自己の義務を完ふすると云ふことが出來るので、又五箇月を費した後の七箇月と云ふものは自分の職務に盡して俸給の全額を貰ふのである、斯う云ふ點から單に俸給の點から考へても誠に些細な差であつて、決して一年間の俸給を取り上げると云ふことでないから、既得權を害するのでないと云ふやうな御答辯でありました、それから本案は所謂行政整理の結果であるか、或は最早師範學校卒業生に向つてそれだけの優遇をする必要がないと云ふやうな意味で本案を出したのであるかと云ふやうな質問を致しました、之に對する文部大臣の御說明は、固より行政整理の結果に於て出したものであるが、併し師範學校の生徒の待遇を惡くして、教育界に影響を及ぼすやうなことならば、それは行政整理であつても出來ぬから、決して本案の提出は教育界に何等の影響も及ぼさないものと考へると云ふ御話であつた、斯の如く質疑應答を重ねました後質疑を打切つて討論に入ります譯でありましたが、討論は省略せられまして決議に入りました、決議の結果多數を以て本案を認めると云ふことに相成りました、此際少數意見の提出がございました出席者十名の內六名本案は否決すべきものだと云ふ少數意見でありました、斯る狀況でありました、委員會の經過報告は斯樣なものでございます（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對し少數意見が出て居ります、少數意見は反對論でありますから、討論の際に申述べると云ふ申出になつて居ります、質疑の通告があります――牧野良三君

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君　唯今委員長の報告に依りまして議題となりました、一年現役小學校教員俸給費を從來國庫より支辨致して居つたのを、廢止すると云ふ法律案に付きましては、委員會に於て愼重審議を重ねられた次第は、唯今委員長の御報告に依りまして了承致しました、併ながら此案に付きましては、如何にしても不可解且つ憂慮に堪へざるものがありますので簡單に文部大臣に質疑を試みまして御答辯を煩し本員等の態度を決定するの資料と致したいと存じます、本法律の廢止は啻に小學校教員の待遇上に於て甚しく不合理な結果を來しはせぬかと云ふことを私は恐れるのであります、唯今委員長の報告に依りますれば、從來兎角不合理な狀況に於て立つて居るからして、之を廢止することが却て公平均衡を保つ所以であると云ふやうな御言葉が、提案の理由とし

て逃べられたと云ふ風に御報告になつて居りますけれども、私は却てそれが反對の結果を來しはしないかと云ふことを慮れるのであります、第一は公立學校の職員分限令、並に公立學校職員俸給令を見ますると、中學校の教員、專門學校の教員、若くは高等學校、大學等の教授にして、若し志願兵となりまするならば入營中は特に休職の恩典を受けまして、休職中には俸給の三分の一を給すると云ふことになつて居りますにも拘らず、我が師範學校卒業生は此法律案が通過致しますれば、其結果として入營中一錢一厘の支給をも受けざるの結果となるのであります、今公立學校職員分限令を讀上げまするとと、其第一條に「本令ハ公立ノ大學專門學校高等學校師範學校及聾唖學校ノ職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受ケタル者ニ適用ス」と適用の範圍を明に書いて、而して其第八條の第二項ニ「公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ職務上ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス」云々と規定してあります、而して公立學校職員俸給令の第十五條には「休職者ニ對スル俸給ノ中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス」と斯樣な規定になつて居ります、即ち俸給の比較的に高い中學校の教員、專門學校若くは大學の教授と云ふやうな人々は、是が軍隊に入りますならば、特に休職の恩典を受けて、服役中は三分の一の俸給を受くるにも拘らず、俸給の比較的乏しい小學校の教員諸君は、此法律の廢止に依りまして、全然支給を受けることの出來ないと云ふ結果に陷るのであります（拍手）併ながら私は之を尚ほ忍びます隨て此點に對して文部大臣の答辯を煩はさうと思ひませぬ、併ながら玆に忍ばんとして忍ぶ事の出來ない不合理な結果がありはしないかと思ふのであります、それは師範學校の卒業生でない所の多數の小學校教員が志願兵として入營致したる場合に於きましては小學校令施行規則第百二十三條、並に第百五十三條の規定に依りまして、同じく在營期間は休職の恩典を受けて俸給の三分の一を受けると云ふ事になつて居るのであります、然るに同じ小學校の教員でありながら、身一重師範學校を卒業して居ると云ふことになりますると、此の法律の結果と致しまして、一錢一厘と雖も支給を受けることが出來ない、支給を受けることが出來ないと云ふ結果になる、諸君に御考を願きたい、同じ學校の同じに若い教員が、同時に同一の軍隊へ入りまして、同じ窓の下で、同じ「ベット」に寢起きをして一と云ふ照會文が出て居るのであります、此照會文は固より在鄕軍人と云ふものが主にはなつて居りまするが、第一は公立學校の教員分限令、並に公立學校職員俸給令を見ますると、中學校の教員、專門學校の教員、若くは高等學校、大學等の教授にして、若し志願兵となりまするならば入營中は特に休職の恩典を受けまして、休職中には俸給の三分の一を給すると云ふことになつて居りますにも拘らず、我が師範學校卒業生は此法律案が通過致しますれば、其結果として入營中一錢一厘の支給をも受けざるの結果となるのであります、今公立學校職員分限令を讀上げまするとと、其第一條に「本令ハ公立ノ大學專門學校高等學校師範學校及聾唖學校ノ職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受ケタル者ニ適用ス」と適用の範圍を明に書いて、而して其第八條の第二項ニ「公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ職務上ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス」云々と規定してあります、而して公立學校職員俸給令の第十五條には「休職者ニ對スル俸給ノ中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス」と斯樣な規定になつて居ります、即ち俸給の比較的に高い中學校の教員、專門學校若くは大學の教授と云ふやうな人々は、是が軍隊に入りますならば、特に休職の恩典を受けて、服役中は三分の一の俸給を受くるにも拘らず、俸給の比較的乏しい小學校の教員諸君は、此法律の廢止に依りまして、全然支給を受けることの出來ないと云ふ結果に陷るのであります（拍手）併ながら私は之を尚ほ忍びます隨て此點に對して文部大臣の答辯を煩はさうと思ひませぬ、併ながら玆に忍ばんとして忍ぶ事の出來ない不合理な結果がありはしないかと思ふのであります、それは師範學校の卒業生でない所の多數の小學校教員が志願兵として入營致したる場合に於きましては小學校令施行規則第百二十三條、並に第百五十三條の規定に依りまして、同じく在營期間は休職の恩典を受けて俸給の三分の一を受けると云ふ事になつて居るのであります、然るに同じ小學校の教員でありながら、身一重師範學校を卒業して居ると云ふことになりますると、此の法律の結果と致しまして、一錢一厘と雖も支給を受けることが出來ない、支給を受けることが出來ないと云ふ結果になる、諸君に御考を願きたい、同じ學校の同じに若い教員が、同時に同一の軍隊へ入りまして、同じ窓の下で、同じ「ベット」に寢起きをして居るのであります、此照會文は固より在鄕軍人と云ふものが主にはなつて居りまするが、第一は公立學校職員分限令、並に公立學校職員俸給令を見ますると、中學校の教員、專門學校の教員、若くは高等學校、大學等の教授にして、若し志願兵となりまするならば入營中は特に休職の恩典を受けまして、休職中には俸給の三分の一を給すると云ふことになつて居りますにも拘らず、我が師範學校卒業生は此法律案が通過致しますれば、其結果として入營中一錢一厘の支給をも受けざるの結果となるのであります、今公立學校職員分限令を讀上げまするとと、其第一條に「本令ハ公立ノ大學專門學校高等學校師範學校及聾唖學校ノ職員ニシテ勅任官奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受ケタル者ニ適用ス」と適用の範圍を明に書いて、而して其第八條の第二項ニ「公立學校職員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ職務上ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス」云々と規定してあります、而して公立學校職員俸給令の第十五條には「休職者ニ對スル俸給ノ中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス」と斯樣な規定になつて居ります、即ち俸給の比較的に高い中學校の教員、專門學校若くは大學の教授と云ふやうな人々は、是が軍隊に入りますならば、特に休職の恩典を受けて、服役中は三分の一の俸給を受くるにも拘らず、俸給の比較的乏しい小學校の教員諸君は、此法律の廢止に依りまして、全然支給を受けることの出來ないと云ふ結果に陷るのであります（拍手）併ながら私は之を尚ほ忍びます隨て此點に對して文部大臣の答辯を煩はさうと思ひませぬ、併ながら玆に忍ばんとして忍ぶ事の出來ない不合理な結果がありはしないかと思ふのであります、それは師範學校の卒業生でない所の多數の小學校教員が志願兵として入營致したる場合に於きましては小學校令施行規則第百二十三條、並に第百五十三條の規定に依りまして、同じく在營期間は休職の恩典を受けて俸給の三分の一を受けると云ふ事になつて居るのであります、然るに同じ小學校の教員でありながら、身一重師範學校を卒業して居ると云ふことになりますると、此の法律の結果と致しまして、一錢一厘と雖も支給を受けることが出來ない、支給を受けることが出來ないと云ふ結果になる、諸君に御考を願きたい、同じ學

○磯部代君　私は少數意見を述べます、少數意見は即ち本案に對しては反對であります故に、直に討論に入ることに致します、御承知の如く本案に依りて廢止せらるべき一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法に基きまして、國家の負擔すべき金額と云ふものは漸く五十萬圓に足らない所の僅少なる經費でありまして、而して其法理に依つて均霑すべき人數の上から申しますと、今までは二千人內外でありましたけれども、尙ほ今迄よりも擴張して、即ち陸軍の計畫の如く甲種以外に尙ほ乙種をも此一年現役に服役せしむると云ふことになりましても、尙ほ五千人を超えざる所の僅の人ではありまするけれども、此法律の教育上に及ぼす所の影響と云ふものは頗る重大でありまして、其內容から考へて見ますると云ふと、即ち此法律は全國の師範學校の生徒三萬五千人に對しては、是までの約束を裏切りしたる所の即ち欺瞞政策の暴露であります（拍手）尙ほ小學校教員十八萬人に對しては、非常なる虐待であり、侮辱であつて、其結果は彼等の間に非常なる不滿と不平との念が釀勃として生ずることは、私が申上げるまでもなからうと思ふのであります（拍手）斯の如くにして此教員の士氣を沮喪せしめ、隨て教育の興も妨げる所の法律であると私は信ずるのであります、先刻委員長からも報告になりました通りに、師範學校の卒業生は六週間現役でありましたが、それが一年現役になりまする際には陸軍當局に於きましても、又文部當局に於きましても——此徴兵令の改正さるゝ當時今までの六週間現役でも尙ほ是は是非市町村をして負擔せしめて居つたのである、のみならず一年現役にするに於ては今日の此小學校の教員と云ふ者を、より以上に優遇しなければならない、優遇するに於ては此服役中に於ても國家は相當に之に對して待遇をしなければならぬと云ふので、此一年現役兵に對して此法律が出來た、此法律は大正十年に出來ましたけれども、此法律を作る前提として即ち徴兵令の改正に方つて——徴兵令を改正する際に小學校教員に——師範學校の卒業生たる小學校教員に對しては六週間を一年にする旨に付ては是だけの即ち俸給の八割を支給する、是は即ち小學校教員に對する非常なる優遇であると云ふことは、明に政府の方から說明せられたのであります、而して此際明に對して、是は寺內內閣の時に聲明せられたのであります、後の內閣に於て即ち此法律が制定せられましたのであります故に、此制定せられて後、即ち大正十年四月から是は實施せられたのだと記憶致して居ります、是は皆小學校教員に對する優遇の意味である、非常に歡迎するのである、斯樣に云ふものは師範學校卒業生と雖も小學校教員とならなければならぬと云ふ意味の質問に對して、是は皆小學校教員は非常に喜んで居るのであります、然るに優遇の意味を以て各省に對し照會文書が出て居ることであります其文書を試に讀上げまするとと「從來官廳に奉職又は雇傭中の在鄕軍人にして演習召集又は簡閱點呼を命ぜられたる者に對し、該期間他の事故缺勤者と同樣に取扱はるゝ向も有之候得共、斯の如き國民の義務を履行する場合に於て、一身上に不利益を及ぼさむる取扱は成るべく之を避け度と存候に就ては、今右召集又は參會者に對しては相當の俸給を與へ、其他の點に付ても成るべく優遇の方法を講じ度と存候」と斯樣な文書が出て居るのであります、即ち是は實施せられたのだと記憶致して居ります、御承知の如く本案に依りて廢止せらるべき一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法に基きまして、國家の負擔すべき金額と云ふものは漸く五十萬圓に足らない所の僅少なる經費でありまして、而して其法理に依つて均霑すべき人數の上から申しますと、今までは二千人內外でありましたけれども、尙ほ今迄よりも擴張して、即ち陸軍の計畫の如く甲種以外に尙ほ乙種をも此一年現役に服役せしむると云ふことになりましても、尙ほ五千人を超えざる所の僅の人ではありまするけれども、此法律の教育上に及ぼす所の影響と云ふものは頗る重大でありまして、其內容から考へて見ますると云ふと、即ち此法律は全國の師範學校の生徒三萬五千人に對しては、是までの約束を裏切りしたる所の即ち欺瞞政策の暴露であります（拍手）尙ほ小學校教員十八萬人に對しては、非常なる虐待であり、侮辱であつて、其結果は彼等の間に非常なる不滿と不平との念が釀勃として生ずることは、私が申上げるまでもなからうと思ふのであります（拍手）斯の如くにして此教員の士氣を沮喪せしめ、隨て教育の興も妨げる所の法律であると私は信ずるのであります、先刻委員長からも報告になりました通りに、師範學校の卒業生は六週間現役でありましたが、それが一年現役になりまする際には陸軍當局に於きましても、又文部當局に於きましても——此徴兵令の改正さるゝ當時今までの六週間現役でも尙ほ是は是非市町村をして負擔せしめて居つたのである、のみならず一年現役にするに於ては今日の此小學校の教員と云ふ者を、より以上に優遇しなければならない、優遇するに於ては此服役中に於ても國家は相當に之に對して待遇をしなければならぬと云ふので、此一年現役兵に對して此法律が出來た、此法律は大正十年に出來ましたけれども、此法律を作る前提として即ち徴兵令の改正に方つて——徴兵令を改正する際に小學校教員に——師範學校の卒業生たる小學校教員に對しては六週間を一年にする旨に付ては是だけの即ち俸給の八割を支給する、是は即ち小學校教員に對する非常なる優遇であると云ふことは、明に政府の方から說明せられたのであります、而して此際明に對して、是は寺內內閣の時に聲明せられたのであります、後の內閣に於て即ち此法律が制定せられましたのであります故に、此制定せられて後、即ち大正十年四月から是は實施せられたのだと記憶致して居ります、是は皆小學校教員に對する優遇の意味である、非常に歡迎するのである、斯樣に云ふものは師範學校卒業生と雖も小學校教員とならなければならぬと云ふ意味の質問に對して、是は皆小學校教員は非常に喜んで居るのであります、然るに優遇の意味を以て各省に對し照會文書が出て居ることであります其文書を試に讀上げまするとと「從來官廳に奉職又は雇傭中の在鄕軍人にして演習召集又は簡閱點呼を命ぜられたる者に對し、該期間他の事故缺勤者と同樣に取扱はるゝ向も有之候得共、斯の如き國民の義務を履行する場合に於て、一身上に不利益を及ぼさむる取扱は成るべく之を避け度と存候に就ては、今右召集又は參會者に對しては相當の俸給を與へ、其他の點に付ても成るべく優遇の方法を講じ度と存候」と斯樣な文書が出て居るのであります、即ち是は實施せられたのだと記憶致して居ります、御承知の如く本案に依りて廢止せらるべき一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法に基きまして、國家の負擔すべき金額と云ふものは漸く五十萬圓に足らない所の僅少なる經費でありまして、而して其法理に依つて均霑すべき人數の上から申しますと、今までは二千人內外でありましたけれども、尙ほ今迄よりも擴張して、即ち陸軍の計畫の如く甲種以外に尙ほ乙種をも此一年現役に服役せしむると云ふことになりましても、尙ほ五千人を超えざる所の僅の人ではありまするけれども、此法律の教育上に及ぼす所の影響と云ふものは頗る重大でありまして、其內容から考へて見ますると云ふと、即ち此法律は全國の師範學校の生徒三萬五千人に對しては、是までの約束を裏切りしたる所の即ち欺瞞政策の暴露であります（拍手）尙ほ小學校教員十八萬人に對しては、非常なる虐待であり、侮辱であつて、其結果は彼等の間に非常なる不滿と不平との念が釀勃として生ずることは、私が申上げるまでもなからうと思ふのであります（拍手）斯の如くにして此教員の士氣を沮喪せしめ、隨て教育の興も妨げる所の法律であると私は信ずるのであります、先刻委員長からも報告になりました通りに、師範學校の卒業生は六週間現役でありましたが、それが一年現役になりまする際には陸軍當局に於きましても、又文部當局に於きましても——此徴兵令の改正さるゝ當時今までの六週間現役でも尙ほ是は是非市町村をして負擔せしめて居つたのである、のみならず一年現役にするに於ては今日の此小學校の教員と云ふ者を、より以上に優遇しなければならない、優遇するに於ては此服役中に於ても國家は相當に之に對して待遇をしなければならぬと云ふので、此一年現役兵に對して此法律が出來た、此法律は大正十年に出來ましたけれども、此法律を作る前提として即ち徴兵令の改正に方つて——徴兵令を改正する際に小學校教員に——師範學校の卒業生たる小學校教員に對しては六週間を一年にする旨に付ては是だけの即ち俸給の八割を支給する、是は即ち小學校教員に對する非常なる優遇であると云ふことは、明に政府の方から說明せられたのであります、而して此際明に對して、是は寺內內閣の時に聲明せられたのであり

云ふことを申上げて置まするとと、去る一月三十日の本會議に於きまして、即ち是は小學校教員に對する優待ぢやないか、侮辱ぢやないかと云ふ意味の質問に對して、是は皆小學校教員は非常に喜んで居るのである、非常に歡迎するのである、斯樣に云ふものは師範學校卒業生と雖も小學校教員とならなければならぬと云ふ意味の質問に對して、是は皆小學校教員は非常に喜んで居るのであります、然るに優遇の意味を以て各省に對し照會文書が出て居ることであります其文書を試に讀上げまするとと「從來官廳に奉職又は雇傭中の在鄕軍人にして演習召集又は簡閱點呼を命ぜられたる者に對し、該期間他の事故缺勤者と同樣に取扱はるゝ向も有之候得共、斯の如き國民の義務を履行する場合に於て、一身上に不利益を及ぼさむる取扱は成るべく之を避け度と存候に就ては、今右召集又は參會者に對しては相當の俸給を與へ、其他の點に付ても成るべく優遇の方法を講じ度と存候」と斯樣な文書が出て居るのであります、即ち是は實施せられたのだと記憶致して居ります、御承知の如く本案に依りて廢止せらるべき一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法に基きまして、國家の負擔すべき金額と云ふものは漸く五十萬圓に足らない所の僅少なる經費でありまして、而して其法理に依つて均霑すべき人數の上から申しますと、今までは二千人內外でありましたけれども、尙ほ今迄よりも擴張して、即ち陸軍の計畫の如く甲種以外に尙ほ乙種をも此一年現役に服役せしむると云ふことになりましても、尙ほ五千人を超えざる所の僅の人ではありまするけれども、此法律の教育上に及ぼす所の影響と云ふものは頗る重大でありまして、其內容から考へて見ますると云ふと、即ち此法律は全國の師範學校の生徒三萬五千人に對しては、是までの約束を裏切りしたる所の即ち欺瞞政策の暴露であります（拍手）尙ほ小學校教員十八萬人に對しては、非常なる虐待であり、侮辱であつて、其結果は彼等の間に非常なる不滿と不平との念が釀勃として生ずることは、私が申上げるまでもなからうと思ふのであります（拍手）斯の如くにして此教員の士氣を沮喪せしめ、隨て教育の興も妨げる所の法律であると私は信ずるのであります、先刻委員長からも報告になりました通りに、師範學校の卒業生は六週間現役でありましたが、それが一年現役になりまする際には陸軍當局に於きましても、又文部當局に於きましても——此徴兵令の改正さるゝ當時今までの六週間現役でも尙ほ是は是非市町村をして負擔せしめて居つたのである、のみならず一年現役にするに於ては今日の此小學校の教員と云ふ者を、より以上に優遇しなければならない、優遇するに於ては此服役中に於ても國家は相當に之に對して待遇をしなければならぬと云ふので、此一年現役兵に對して此法律が出來た、此法律は大正十年に出來ましたけれども、此法律を作る前提として即ち徴兵令の改正に方つて——徴兵令を改正する際に小學校教員に——師範學校の卒業生たる小學校教員に對しては六週間を一年にする旨に付ては是だけの即ち俸給の八割を支給する、是は即ち小學校教員に對する非常なる優遇であると云ふことは、明に政府の方から說明せられたのであります、而して此際明に對して、是は寺內內閣の時に聲明せられたのであり

て行つたならば、即ち五箇月に於て尙は是は十分の成績を擧げることが出來る、故に之を五箇月に短縮するのであると云ふことを申されて居ります、委員長も斯の如き報告を致されて居ります、然らば師範學校に於て軍事教育を爲して五箇年間、即ち今の現政府に於て計畫されて居ります案に依りますれば、五年間の訓練をして、而して其後に其卒業生が五箇月の入營に於て其成績を擧げることが出來ると云ふ御意見でありましたならば、吾々は承服することが出來るのであります、併ながら此法律案即ち是が廢止せられましたならば、直に今年から是が實施せられると云ふことになりましたならば、今年の卒業生は軍事教育を受けたのではないのでありますから、今から四年間は矢張軍事教育を完全に受けて居るのでないのであります、然るに直に之にも適用すると云ふことになりましては、頗る行政整理の美名の下に隱れんが爲に、鼠を射て山を見ざる所の案が出たと言はれても、辯解の辭は無からうと思ふのであります（拍手）尙ほ此法律に於て非常に驚くべき不合理な點があります、御承知の通り此案が實施せられましたならば、直に五箇月の入營で濟むと云ふことになつて居ります、然らば陸軍徵兵令に於てはどうなつて居るかと申しますと、陸軍徵兵令に於ては師範學校の卒業生は一年間入營しなければならぬ、然らば其徵兵令をも改正するのであるかと云ふ質問に對して曰く、徵兵令は改正はしない、徵兵令に於て改正はしないけれども、歸休の制度を是は採る積りである、歸休の制度を之に對して採用する積りである、諸君、御承知の通り徵兵令の第十五條に依りますれば「歸休ハ現役兵ニシテ其勤務ニ熟シ品行方正ナルモノハ歸休ヲ命スルコトアルヘシ」と云ふ規定がございます、果して然らば勤務に熟し、品行方正なる者であつたならば是は適用になります、若し師範學校卒業生にして此徵兵令を適用すべき的確者のみであつたなら、それでも差支はありませぬけれども、若し此歸休兵の制度を適用することが出來ぬやうになつたならば、どうするかと云ふ質問に對して政府の方ではそれはさう見做す、其條件を充したものと見做すと云ふことも說明がありました、併し是は驚くべき事柄でありまして、其條件が充されて居ないのに拘らず其法令を適用すると云ふことになりましたならば、少くても徵兵令の十五條と云ふものは、師範學校に對しては適用にならない空文であると見なければならぬのであります、又若し歸休の制度、即ち徵兵令第十五條が師範學校の卒業生に對しても完全に適用さるゝものであるとしたならば、其取扱をどう云ふやうにするかと云ふことに付ては、更に明答が無かつたのであります、矢張り一年間置かなければならぬと云ふことの結果を生ずるのであります、此法律が如何に杜撰であつて、不徹底であるかと云ふことは之に依つて明瞭に分るのであります、私は此法律を玆に考ふるに當つて、文部大臣並に陸軍大臣が健在なりやと云ふことを申したいのであります（拍手）斯の如き法律は其の形式に於きましても、其實質に於きましても、非常なる劣惡極まる法律でありまするが故に、吾々は之を削除することを――之に對しては反對することが相當なりと信ずるのであります、滿場の諸君の贊成を願ひます。

（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　志賀和多利君。

〔志賀和多利君登壇〕

○志賀和多利君　簡單に委員長報告贊成の意見を述べます、唯今諸君より大分長い御議論もありました非常なる御議論でありまして、此法案を通過すると何か思想が惡化するやうな恐ろしい御議論であつたのであります、私共は左樣には感じませぬ、極めて分明な案で、是は市町村に對しても、小學教員に對しても、已むを得ざる所の今日の程度に於ては最良の案と考へるのであります、何故に左樣であるか、先づ第一に市町村に於ては今まで一年現役兵として一年此教員を取られて居つたが、是が七箇月の間は小學教員として自分の大事な兒童の教育に任ぜしむることが出來る、町村に於ては實に有難い案である又小學教員と致しましては、七箇月間は自分の熟れない所の兵隊の仕事、現役兵の仕事を長くやつて居らなければならない者が、今日此法律案の結果と致しまして、七箇月の間は自分の學んだ所を、實際市町村小學教育の本務に從事することが出來ると云ふ非常に同情のある案になるのであります、即ち從來よりは確に此七箇月間だけ、地方の小學教員の仕事の仕方の上に於て、地方に餘裕が出て來たと云ふことは是は疑のない案であります（拍手）左樣に致しまして大變なる犧牲、即ち虐待であるとか申さるゝ所の金額を勘定致して見ますると、どうなりませうかと申しますれば、現在の制度に依りまするを云ふと、初任給平均五十一圓宛であります、之を十二箇月間八割を貰ふのであります、此一年間の計數は四百八十九圓六十錢と相成るのであります、然るに是が今回の法律の結果どうなるかと申しますと云ふと七箇月間の全額が貰へることになる、即ち三百五十七圓と云ふ全額を貰へることに相成るのである、そこで先の入營中の五箇月間と云ふものは幾ら貰へるかと云ひますと、是は今迄なかつた給與と云ふものが貰へる、又其他の服裝のこともありますが、姑く給與に依つて勘定して見ますと、此給與は一箇月四圓五十錢の平均である（「何の給與か」と呼ぶ者あり）現役に行つて居ります給與であります、從來は給與は法律規定の結果として貰へなかつたのであります（「違つて居る」と呼ぶ者あり）能く御聽きなさい、違つて居りませぬ――陸軍當局の明言する所に依りますれば、一箇月四圓五十錢宛の給與が出ることになつて居るのでありまして、從來は出なかつたのであります、之を五箇月間勘定致しますと二十二圓五十錢、計數三百七十九圓五十錢と云ふものが此法律案施行の結果として小學教員が受ける全額であります、之を最初の四百八十九圓六十錢から差引きますと、僅に百十圓十錢である、五箇月百十圓十錢だけ小學教員の俸給の支拂を受けないと云ふ結果に相成るのであります、諸君、即ち五箇月間八割宛貰へない、如何にも重大なる虐待であるが如く仰せられるが、五箇月間で百十圓だけに過ぎないのであります、此僅かなる金額を此師範卒業生が、我が國家現在の政務――重大なる政務、行政整理、財政整理の場合に於て忍ぶ能はずと云ふが如きは、我が小學教員を誣るも甚しきものであると本員は信ずるのであります（拍手）諸君、吾々は我が小學教員諸君に對して、斯の如き犧牲を忍ばれんことを求むるのであります、吾々は此犧牲を忍ばれることが、即ち今日小學教育に軍事上の使命を注入する上に於て重大なる影響があることを感ずるのであります、今日政府が軍事教育を斷行せんと欲して居る場合に於きまして、斯の如き犧牲を忍んで五箇月間兵營に苦んで歸られました所の小學教員をして小學兒童を教育せしむると云ふことは、洵に良き結果を將來の小學教育の上に現はすものであると確信致すのであります（拍手）此立場より致しまして、私共は此犧牲は如何にも氣の毒である、此小學教員に對する俸給を支辨しないと云ふことは、如何にも氣の毒でありますけれども、今日行政財政の整理の結果として、日本全國中に於て非常なる犧牲を忍んで居ると云ふ者は大正十四年度に於てすら三萬九千餘人の多きに上つて居る此人々は俸給を離れて今後の生活は別な途を取らなければならぬと云ふ人迄あるのであります此小學教員が卒業致しました場合に於て、五箇月の間此僅な金額の犧牲を忍ぶ能はずと云ふことは、私の考へ能ざる所であります、而も之を目して重大なる犧牲である、又虐待である、文部當局の遣方は甚だ惡いと言つて、文部大臣不信任的言論を逞しうせられるに至つては、如何にも贈豆の如き御議論であると稱せざるを得ないのであります（拍手）諸君、先程牧野君よりして一年志願兵とか、若くは輜重輸卒とか云ふ御議論がありました、一年……（發言者多し）

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅に願ひます。

○志賀和多利君（續）　諸君、一年志願兵と云ふものは一年志願兵を終りますと云ふと豫備役になるのであります、將校になる資格を得るのであります、又輜重輸卒と云ふのも是も豫備役になるのであります然るに此一年現役兵五箇月を終へました者は國民軍に編入せらるゝのである、兵隊の種類が正に違つて居る、此違つて居る者に對して、一方は休職給を與ふる規定があり一方は本案の如く入營中何等の支給を致さないと致した所が、何が差支があるのでありませう、何が不公平があるのでありませう、此兵士の種類を知らずして、輜重輸卒一年志願兵は休職給を受ける、本案に於ては何等の俸給を支拂しないで不公平であると論ぜられますのは、是は畢竟牧野君の詭辯に外ならぬと考へられるのであります、（拍手）左樣な趣旨でありまして、此問題と云ふものは簡單明白である、即ち若し本黨諸君――諸君の言ふが如く、此案を潰しますと云ふことは甚しき虐待になる結果になる、と申しますのは此案が潰れる、而も豫算は先日本院を通過致しまして貴族院に廻つて居ります、俸給を支辨する途が無いことになつて居る、若し此案を諸君の言ふが如く否決致しまするならば、是は小學教員と云ふ者に師範學校卒業生を任命せずして、さうして遂に入營せしむるの已む能はざることに相成りまする

云ふと、俸給の關係と云ふものは退營以後にしか勘定出來ない、年功加俸の關係も退營以後にしか勘定出來ないことになる、斯樣なことに相成るのである若し是が追加豫算で出來ると云ふことでありますならば是は別問題でありますけれども、政府の財政計畫上追加豫算を出さざることを明言致しました以上は、此法律案を潰すと云ふことは、却て師範學校卒業生に不公平なる結果を與へる影響を生ずるのであります、左樣な事柄に相成るのでありますから、諸君も冷靜に御考になりまして、此法律に御贊成になる方が極めて御爲であらうと考へるのであります、（拍手）私は此の行政整理、財政整理の場合に於て此位の犧牲を小學校教員に求めました所が一向差支がない、小學校教員諸君は之を諒とすることを確信を致します、同時に政友本黨の諸君も、斯樣の問題に依つて、地方人士の心を釣らんとするが如き、贈豆の如きことは御廢めにならんことを希望致します

（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　石坂豐一君。

〔石坂豐一君登壇〕

○石坂豐一君　私は委員長報告に反對を致しまして少數意見に贊成をする一人であります、唯今本案贊成の御意見として志賀君より縷々御述になりましたが、私は志賀君は法律家にして且つ政治家である、極めて尊敬して居る方でありまして、委員會に於きましても頗る懇切なる質問を交換して居られたことでありますから、力めて之を傾聽致したのであります、併ながら不幸に致しまして同君の御意見に對しては、私は最初からの意見を翻す所の何物をも發見し得なかつたことを遺憾とするのであります（「本黨との關係からだらう」と呼ぶ者あり）左樣な事はありませぬ、私は本案に對しては左樣な意見は……（「樺太でやれ」「樺太」「議長議場を整理なさい」と呼び發言者多し）此案は樺太に關係はない――私は先づ簡單に申上げます……

○副議長（小泉又次郎君）　靜肅に願ひます。

○石坂豐一君（續）　先づ本案は教員の待遇を改善すべき極めて必要なる現代に於きまして、教員の待遇を改善する所の案であるから、どうしても贊成が出來ない、本日吾々に交付せられましたる所の速記錄に文部大臣より隷部代議士に答辯せられたことを私は見ましたのであります、其答辯に依りますると云ふと、極めて今日の我が教育界の事を痛切に論ぜられまして、思想界の善導並に國民教育の基礎に付て最も注意を拂はれまして、明治二十三年煥發せられたる所の教育勅語の趣旨はどこまでも貫通しなければならぬ、之に就ては何迄も教員の素質を改善しなければならぬから、今回提案してある所の師範教育改善費の如きものを以て教員を督勵して、其實績を擧げたいものであると云ふ答辯が出て居るのであります、私は極めて此意見に贊同をして、是非斯の如くあるべきものと信ずる一人であります斯うあると云ふことは、要するに教員の素質を良くして、而して其善良なる教員を多數教育界に送ると云ふことは最も必要なることであるのであります（ひやく）善良なる、所謂優良なる教員を教育界に送ると云ふことに付ては、其根本と致しまして、どうしても其教員の優遇方法を講ずると云ふことが最も必要になつて來るのであります、教員を冷遇して、さうして其教育界に人材を集めんとすることは、是こそ木に緣つて魚を求むるよりも尙ほ難いことであります、文部大臣か斯樣な見地に立たれて、而も教員に給與する所の一年現役の給與金を削除されたのは、少しく矛盾ではないかと考へるのであります、志賀君は一人に付て僅に百十八圓七十錢と抑せられたが、其通りであります、併ながら小學校教員は――師範學校を出たので小學校教員は、此百十八圓七十錢は大金であるのであります、諸君、地方を廻つて御覽なさい、小學校教員は身には洋服を著けて足には下駄を履いて居るのであります、彼等は――小學校教員諸君は決して左樣な不調和な服裝はしたくないのであります、併ながら一箇月僅か五圓か六圓を費す所の靴代までも節約して勤めて居るのであります、斯樣な場合に於て吾々は百十八圓七十錢の金と云ふものは、決して少額ではないと信ずるのである、殊に小學校教員の年末に貰ふ所の賞與金の如きものは、小にしては二十圓、大にしては百二十圓位のものである、それ位の僅なる經費に依つて辛職して居る者であるからして、是等に對して百十八圓七十錢の給與を奪つても、何等差支ないと斷定せられるのであつて蓋し志賀君の懷中工合から斷定せられることは全般の教員を論據とせらるるものではないのであります、此は私質問應答に依りますと云ふと、大正十四年に於きましては五千二百八十三人の服役者がある、之に對して文部當局の說明に依りますと云ふと百四十三萬七千七百二十六圓であつて、是が一年の金額である、之を半額に致しますと云ふと約七十萬圓と相成りまする、其七十萬圓の爲に斯の如き給與を節約せられなければならぬと云ふ必要は、少しも私は考へることは出來ないのであります、小學校教員の給與を減殺して、それで以て優遇の途を達せられるものではないのであります、多少なりとも待遇を加ふべき所の途があるならば、如何なる方法に依つても之を待遇することに依つて、初めて教員優遇の實を擧げることが出來ると考へるのであります、教員を優遇致しまして、初めて彼等に勤勉努力の精神が誘發して來るのであります、私は待遇改善に付て是れ以上は申しませぬが、第二段として今年卒業する所の師範の卒業生は約七千人も居るだらうと思ひます、是等の者は最早螢雪の功成つて校門を出るに際して、豫てより若し陸軍現役に服したならば、相當の俸給を貰ふ考で居つた者である、それ等の者は遽然として其の給與を停止せらるゝことになつたならば、其の失望落膽と云ふことになりますからして、勤勉努力の精神が一頓挫を來すことになるのであります、左樣な關係を以ちまして、其結果は兒童の精神に惡影響を及ぼすと云ふことは、是亦論を俟たない次第でありますから、思想善導の上に於ても此方法が決して善良なる方法と認めることは出來ないのであります、私は決して諸君の如く、此法文を以て總て文部大臣は教育界に對して非常な惡影響を及ぼされるものとは思ひませぬが、少くとも教員の待遇を改惡すると云ふ一段の退步をせられたと云ふことを遺憾とするのであります、又此法案を否決致しましたならば、給與する金額がないと云ふことを仰せられるけれども、是亦私共の首肯することが出來ない事であつて、法律に基く所の支出は追加豫算として之を要求することは、政府當然の責任であります、でありますから吾々は我が中正倶樂部が第四十九議會以來教員の優遇をして、町村の教員の改善發達を圖ると云ふ傳統的の主義に依りまして、我が倶樂部を代表しまして、本案に反對するのであります（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　山桝儀重君。

〔山桝儀重君登壇〕

○山桝儀重君　私は委員長報告の通り本案に贊成を致す者であります、唯今諸君より反對の理由を述べられた中に、文部大臣が此提出の理由の中に於て、何か師範卒業生に徵兵忌避の精神があるかの如く言はれたのは不都合である、左樣な精神を以て本案を提出せらるゝことは宜しくないと云ふ御議論であつたやうに思ふのでありますが、此件は御聽き間違でありまして、私が委員會に於きまして其點を質しました所「是は唯今山桝君の御說明になつたことが洵に穩當な說明の仕方であると思ひます、私が中しましたのはどうでありましたか、或は聽やうに依つては、おかしく聞えたかも知れませぬ、併し私が思ふに、此在營年限と云ふものを短縮すると云ふことを希望するのが、是が徵兵忌避の意味を以て言ふやうな風に解釋すべきものではあるまいと思ひます」と明白に論じて居られますから、文部大臣は斷じて左樣な考は御持にならないのであります、而して唯今諸君は、本法に依つて一年間現役に服すべきものを歸休の制度に依つて五箇月服せしむると云ふことは法理上不都合である、何となれば五箇月を經過した時に成績が優秀であつて、而して品行方正なる者に給與を許す規定であるが、若し然らざる者が出て來た場合には延すか、若し延すとすれば玆に不合理があると云ふことでありましたが、現に徵兵令に依りまして、一般兵士は三箇年間服役すべきものであるのを、現に二箇年間で歸休せしめてあつて、何等不都合が無いのでありますから、是は論據にならないと思ふのであります。（「のうく」拍手）本黨の諸君並に中正會の諸君は、教員を優遇をしなければならぬと云ふ趣旨からして、本案は不都合であると仰せられるのであります。私も亦諸君と共に教員を優遇しなければならないと云ふことを主張し、其要求の強さに於て敢て諸君に劣る者ではないのでありますが、惜むらくは反對せらるる所の諸君の理由とせられる所は、毫も理由とならないのであります、私は本案に贊成する方に正當なる理由があると思ふのであります（拍手）先づ兵役の義務は國民の必任義務でありまして、是は代償を以て其服役を爲すべきものでないことは言ふまでもないのであります、他の兵役に服して居る者は一として斯樣な俸給、或は其他の多額の俸給を受けて居ないのでありまして

普通の軍隊の規定の旅費並みの給與しか受けて居ないのであります、是が即ち兵役の義務の當然の歸結であると私は考へるのであります（拍手）若し本黨の諸君が言はれるやうに致しまするならば、甚だ奇怪な現象が起つて來ると思ひます、何故ならば小學校に於て教員が兵役の義務を教へまする時に、是は國民の義務である、而して名譽であるからして喜んで其義務に服しなければならぬと云ふことを説明致すのでありますが、若し諸君の説明の如くでありますと、茲に教師は註釋を加へなければならぬことになる（拍手）何故ならば併し先生だけは別物であつて、入營中に何等かの給與を貰はないとするならば吾々に對する虐待である、謀曲である、斯う言ふ意味に於きまして非常に不滿足の思想が延びて來ると云ふことになりまして、隨て此教育社會の士氣が沮喪をするのであります、延いては帝國教育界の消長にも關するものであると子供に教へると云ふことになると、甚だ奇怪千萬なものであると私は思ふのであります（拍手）故に私は本案に依つて教育者が特別の給與を受けない方が、却て教育者の權威と名譽を發揚するものであると考へるのであります（拍手）更に斯う云ふ論據があるやうであります、教育者が卒業を致した時に扶養の義務を持つものであるが、其俸給の入額を支給せられないならば、扶養の義務ある人に扶養することも出來ない、生活に色々な不安があると言はれるのでありますが、其根抵と致す所は、若し諸君の言を以て言ひまするならば、師範學校に入る者は餘程の低能にあらずんば極く貧乏人であると假定の上に立つものであつて、師範學校の卒業生を侮辱するの甚しいものであると考へるのであります、（拍手）若も扶養の義務ある者が單に教育者だけでありませうか、一般の人々も亦扶養の義務ある者が多々あるのであります、僅に一箇月四圓五十錢の給與金を節約して溜めて、家に持つて歸る所の其殊勝なる者さへある中に於て、教育者がもつと金を貰はなければ思想が惡化すると云ふのは、甚だ教育者を侮辱した考であると思ひます（拍手）尙又此兵役の義務と云ふものは、其卒業生に取りましては一種の教育の延長でありまして、六週間の現役が一箇年に延長されましたる趣旨の一つは、確により優秀なる教育者を作ると云ふ精神であつたのであります、此一年現役に服して出て來た者は他の服せなかつた所の者よりもより良き教員になり、優秀なる教員になるべき筈でありまするが故に、其教育を受けて居る間に尙は給與を受けなければ教育を受けないと云ふが如き、斯樣な考を教師は持つものでなく、此教育を受けることを喜んで、給與なくしても此兵役の義務に服することを喜ぶ者と思ひます（拍手）又斯う云ふ議論が行はれて居ります、身體薄弱にして兵役に適せない所の者は、直に學校に入つて俸給を受けるのである、身體强壯にして兵役に服することの出來る所の者は、兵役に服さなければならぬと云ふことは、却て弱者を優遇する途であると云ふ議論が世間に行はれて居るやうでありますが、左樣な議論は後に於て、其現役を終りましたあとで優秀なる教員になり得るのであるから、寧ろ兵役に服する方を彼等が喜ぶのであると私は考へるのであります、次に既得權を侵害すると云ふ議論が最も强い御議論のやうでありますけれども、以上の私の議論に依りまして、本質上兵役の必任義務なる所以からして、教育者は特別なる給與を受くべきものでない、之を與ふべきものでないと云ふ議論が明になりましたならば、教育者は喜んで之を返上するのであつて既得權云々の議論は自然消滅であると考へるのであります（拍手）而も俸給其他の諸給與の待遇に關しまして、若し教員が主張し得べきことがあるならば而して私は本黨並に中正俱樂部の諸君と共に出來るだけ教育者を優遇致したいと思ふのでありますが、十分條理の立つた所の、筋道の立つた金を貰ふやうに努めることが是れ教育者の名譽であると私は考へるのであります（拍手）唯々徒に理由は何でも宜いから金さへ貰へば宜いと云ふやうな議論であるならば、現在の惡思想を扇動するのであります、要するに本法は私の考へる所に依りますと、以上の趣旨に依つて十分理由のあるものであります、而して今財政緊縮を爲さなければならぬ多事多難の時に於きまして、教育者が之を辭退して、而して一箇年の現役の期間が五箇月に短縮せられた折柄であります、此機會に於きまして比較的條理の立たない此給與を廢すると云ふことは、政治上最も其時機の宜しきを得たものであると私は考へるのであります、本黨の諸君は本案に反對をせらるゝのは、教育者を優遇する趣旨である、教育者の權威の爲であると御考になるのでありませうが、是は寧ろ贔負の引倒しであつて不當理なる所の主張を擁護せらるゝのでありまして、私は之に賛成をして此給與を廢する方が、より能く教員の權威と名譽を尊重する所以のものがあると私は考へるのであります、私は以上の理由に依りまして本案に賛成を致す者であります（拍手）

○作間耕逸君 討論終結の動議を提出致します。

〔「賛成」「賛成」の聲起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て討論は終結されました――採決致します、本案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します。

○作間耕逸君 第二讀會を開かれんことを望みます

〔「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 第二讀會を開くに御賛成の諸君の起立を請ひます。

〔賛成者 起立〕

○副議長（小泉又次郎君） 起立多數、仍て第二讀會を開くに決します。

○作間耕逸君 直に本案の第二讀會を開き議案全部を議題に供せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君） 作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て直に第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案 第二讀會

○副議長（小泉又次郎君） 是より採決を致します――別に御發議がありませぬければ委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、本案は委員長報告の通り決しました、仍て第二讀會は終了致しました。

○作間耕逸君 直に本案の第三讀會を開き、第二讀會に於て議決の通り、即ち委員長の報告の通り可決せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君） 作間君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ないと認めます、仍て第三讀會を開き、議案全部を議題に供します。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法廢止法律案 第三讀會

○副議長（小泉又次郎君） 採決致します、第二讀會議決の通り、即ち原案に御賛成の諸君の起立を請ひます。

〔賛成者 起立〕

○副議長（小泉又次郎君） 起立多數であります、本案は第二讀會議決の通り可決確定致しました――日程第四、第五は同一委員に付託せられたる議案なるに依り、一括議題と爲すことに御異議ありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 御異議はないと認めます 仍て日程第四、教育改善及農村振興基金特別會計法案、日程第五、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、此兩案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求めます――委員長齋藤珪次君。

〔「第一讀會の續ではありませぬか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君） 唯今の宣告が[illegible]やうであります、兩案の第一讀會の續であります。

第四 教育改善及農村振興基金特別會計法案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一教育改善及農村振興基金特別會計法案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十日

教育改善及農村振興基金特別會計法案委員長 齋藤珪次

衆議院議長粕谷義三殿

第五 公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十日

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案委員長 齋藤珪次

衆議院議長粕谷義三殿

〔齋藤珪次君登壇〕

○齋藤珪次君 玆に教育改善及農村振興基金特別會計法案、及公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、此二案に付て委員會の經過及結果を御報告申上げます、第一の特別會計法案は、御承知の今回造幣局に於て貨幣改造の計畫がある、其鑄造益金一億八千萬圓の中、一億三千萬圓を割いて之を農村振興及教育改善の基金に致すと云ふ案でありまして、御承知の通り案其物は單純でございます、併ながら目下教育改善と云ふことに付きましては、教育者及識者間に於て中々の議論のある問題でありまするし、又農村振興は殆ど此議院等に於ても再々建議等を致されて居るのでございまするが故に、此內容即ち一億三千萬圓の其利子の基金たる――其利子の使途に付ては中々議論がむづかしいのでありまして、即ち教育改善に付ての政府の方針及農村振興に付ての政府の方針等に付て、幾多の質問疑義等を生じましてございます、之に就きましては段々委員諸君は斯道に最も卸論あられ、識見の達して居らるゝ所の諸君が御揃でありまして、其質問應答は實に有益なるものでありましたが爲に、私それを一々御紹介するの勞は省きまする、何故なれば之に對しましては、何れ反對論もございませうし、又賛成論もございまするから、總てを御紹介致しませぬで、大體を御紹介申上げる積りでございまする、第一に教育改善に付て經過を御話申上げますれば、政府の方針と致しましては、教育改善と云ふものに對しては師範教育の改善を圖る、其師範教育の改善なるものは、現在の制度の不完全なる點を改正するのが第一、それから現制度に於て、全國小學校教員の供給不足であるが故に、此定員を增加して改善を圖る、此二點が骨子となつて居るのでありまして、而して之を尙は計畫致しましたる其內容に付て、參考として政府が提出致しましたる所に依りますれば、即ち師範學校の第一部の修業年限を五年と改めて、現在の豫備科は之を廢止すること、それから師範學校第一部は、高等小學第二年修了の程度を以て入學資格とすること、それから師範學校に修業一年の專攻科を置き、本科卒業者又は是と同等以上の學力を有する者をして入學するを得せしむること、此三點が師範改善に於ける其內容の要綱であるのであります、之に就きまして十分なる諒解を持つて居らるゝ所の諸君よりの御質問の要旨を摘んで申しますれば、修業年限を五年として豫備科を廢すると云ふ事柄が面白くない、豫備科を置いて差支ないではないかと云ふことの議論が幾多ありましたのであります、之に就て政府は豫備科を廢すると云ふことを止めて、さうして四年の年限を五年に延長致しますれば、即ち豫備科を本科に繰入れて聯絡的教育を爲すと云ふ事柄が、教育の效果を顯はすものである、故に豫備科と云ふものを廢して、而して本科に之を繰入れて五年と致したのであると云ふのが趣意であります、それから今日まで師範學校に入る者は高等小學三學年級の學力ある者でなければ之を入れなかつたのでありまするのを今回小學第二學年終了の程度を以て入學資格とすると云ふことに付て、之れにも幾多議論がございました、即ち今まで三年であるものを二年の程度で之れを入學せしめるとすれば、學力に於いて低下するものである即ち入學者を一年下に延長するものであるが故に、是は甚だ素質其の他に於いて缺くるところが生ずるであらうから、是は面白くないと云ふ所の疑點でありました、之に就ては政府は勿論下に下げると云ふことは外形から觀れば其疑はあるが、併し全國の高等小學校に於て三年の程度を以て居るものは僅か五六百校に外ならぬ、多くは二年程度で終つて居るものであるが故に、若し之を從來の如く三年程度と致し置けば、他の高等小學校二年を終つて出た者は、何れも一年の間他の豫備的の修業を爲すか何れにしても一年間修業を致さんとしてぶらつくと云ふ虞がある、即ち無益に一年を費す虞がある、それと同時に其一年間に於て師範學校に志すことを他に轉じて、而して他の方面に入學すると云ふやうなことを生じて、即ち素質の善良なる者が他に逃げられてしまふと云ふ虞があるが故に、茲に此二年と云ふことに致して、本科と直ぐに聯絡を取つて修業を致すと云ふことが利益である、一年を無益と言はざるも、二年にして直に師範校に這入つて、さうして秩序的の教育を受ければ、是が爲に低下をしたよりも尙は利益大なるものである、斯樣に認めて斯く致したものである、斯樣な説明であります、それから第三の師範學校に一年の修業年限の專攻科を置いて、本科の卒業者又は是と同等以上の學力を有する者を入學せしめて、之を以て師範教育に從事せしめる、是が即ち第二部の制度でありまして、今回設けられたものであります、是は所謂隨意科であつて、本科卒業者必しも之に入ることを强ひない、之に入らんとする者は隨意に之を入れる、又他の中學若くは高等女學校の如き程度を卒業した者が之に入らんとすれば、是も隨意に入れて、さうして修業致させるのである、而して之には科目も別段に限定せずして、幾多の科目を授けるのである、即ち其意味は義務教育延長を爲すと云ふことの準備として、教員の素質を優良ならしむると云ふことゝ、又目下農村振興問題などの最も喧しき場合に於ては此學校の方よりも此振興の事に向つて進まなければならぬ、此方針を執る爲には是等の隨意に專攻科に入る者に向つては農村の教育に從事せんとする者、即ち農村の學校の教師たる者には農業上、其他農村に適當なる科目を授け、又都會の地の之に向つて從事せんとする者には、又それ相當の都會地に適當の科目を之に授けると云ふが如き、所謂畫一的でなく、其所に應じ、其望に應じて適當なる教育を施して、社會に貢獻せしめると云ふことの意味で之を致したのである、斯樣な意味であります、斯樣なものが政府の方針に對するの大體の質問に對しての答でございます、そこで尙ほ質問は師範學校を今日の程度よりも更に進めて專門學校程度に致すことが必要であらう、他の外國の例等に徵し、其他日本の今日義務教育延長の點から見ても、此程度を進めることが必要であらうと云ふことは幾多質問が出ました、之れに對して文部省は、敢て其議論を反對も致さぬ、絕對反對は致さぬ理想として是は尊敬を致す、けれども今日の市町村の財政の程度に於ては、若し師範學校を專門程度に繰上げれば、隨て此卒業者はそれ相當の待遇を致さなければならぬが故に、此負擔に町村は[illegible]るか、或は堪へ得らるゝとしても非常な[illegible]うと云ふ趣旨から、先以て今日の此專門[illegible]將來の攻究事項と致して、今は先づ之に[illegible]の通りやりたいと云ふことが文部省の意[illegible]す、斯樣な次第で、此改良なるものは或[illegible]らうと云ふ議論もありました、それから[illegible]ると云ふこともありました、更に又優良[illegible]と計畫を立てたらどうかと云ふ議論も[illegible]即ち改惡なり、不十分なり、更にもう[illegible]のを立てろと云ふことの議論は幾多あ[illegible]まするが、是は前申上げました通りの[illegible]依つて略々是が盡きるであらうと存ず[illegible]す、其他に質問の起りましたのは、今[illegible]基金特別會計法と云ふ事は結構である[illegible]育に付ては 先帝陛下が日淸戰役の終[illegible]て此御記念とも申さうか、深き思召を[illegible]として一千萬圓を御下賜になりました[illegible]事に依つて遂に戰費に流用されて、今[illegible]しか存在を致さない、是は誠に 明治[illegible]の考の上から見ても、國家の教育の大[illegible]是はどうかして斯う云ふ時に於て補塡[illegible]基金を完全に致して置きたい、政府の[illegible]あるかと云ふことの質問でありました[illegible]は政府も決して異論は無い、此度特別[illegible]避け、之を廢止して、さうして特別會[illegible]とする政府の整理の目的である、然る[illegible]の特別會計を廢止せずして未だ殘つて[illegible]と云ふことは、假令其內容は殘額少額[illegible]此基金をして再び增補すると云ふ政府[illegible]ことは御了承を願ひたい、即ち政府は[illegible]に於て之を回復する考であると、斯樣[illegible]した、そこで更に之に對しては、先刻[illegible]千萬圓の鑄造益金を茲に一億三千萬圓[illegible]更に五千萬圓は造幣局に存在して居る[illegible]一千萬圓を割いて、さうして此教育基[illegible]ゐたら如何であるかと云ふことの更に[illegible]之に對しては政府は實に御尤である、[illegible]造益金なるものは分割を避けたい、[illegible]るものとして政府の方針は立てゝ居る[illegible]師範學校改善と云ふ今日の急務なるが[illegible]興と云ふ議會全般の輿論たるものに向[illegible]

した以上、あとの五千萬圓は暴非共之を分散せずに存置すると云ふが閣議の決定である、故に此點は尚に遺憾である個々に分割は出來ないから、將來適當の時機に於て之を復活を致したいと、斯う云ふ議論でありました、更に尚ほそれに續いて此政府が此基金からして割出して來る教育資金と云ふものを全國に向つて分配を致して居つた、其分配金と云ふものが今度の行政整理に依つて減額されたのであるが、是は教員の改善、即ち講習の費用、若くは社會教育、若くは肺結核の教員の治療等に充當して居つたものが、玆に減額をされては教育上一大恨事であるが故に、是れはどう云ふものであらうか、減額は出來ないかと云ふことの又質問でございました、之に對して政府は如何にも御尤である——御尤でございますが、併し之を削減したと云ふことは、國家經濟を鞏固にする爲に、已むを得ず犧牲に所謂なつたのである、而して然らば此の犧牲に依つて唯今申上げた教員の改善、社會教育、肺結核者の療養と、此三者は玆にまつて膠さなければならぬかと申せばさに非ず、即ち今日まで教育資金として分配した、之を各町村が蓄積して、其特別會計の資金は今は六百五十萬圓の多額に上つて居る故に一時此利子を以て唯今の三項に付て——三つの事柄、講習、それから肺結核の治療等に之を流用をして貰へば、玆に其目的を達し得られる、即ち此基金六百五十萬圓の利子は五朱と見ても三十二萬五千圓になる、さうすれば之を以て此仕事は爲し得られるのであるから、目下政府が國家の財政の基礎を鞏固にすべき爲に、一時忍んで貰ひたいと云ふ樣りである、併ながら是と雖も財政の都合付き次第必ず之れを回復補補して、元通りに是は致す考であると云ふことの答辯でございました、斯樣な御意が先づ大體に於いての質問應答でございました、そこで——是は二つになつて居るから、此方を片付けてあとで申上げますが——そこで質問は右樣の譯で段々繰返されましたが、政府の答辯は依然として前申上げるやうな譯でありましたので、態々決定を爲さんとする場合に、更に委員山崎達之輔氏より政府に向つて徹底的の質問を試みたのであります、其徹底的の質問と申すのは、政府は肺結核教育改善計畫に於て一層師範學校第二部の廢設を採用し——增大し、且つ現在教員の改善に付き適切なる施設を爲し、以て優良なる教員の養成供給上適當なる施設を期するの所信ありや否や是が第一、第二は政府は適當の時機に於て教育基金の增補及教育資金分配當金復活の迅を講じ、以て教育基金設定の本旨に關ふことを努むべし、其所信は如何に、此二つの質問を試みたのでございます、一寸御斷り申しますが、第一項の今日の師範教育の改善の計畫に於て、一層師範學校の第二部の廢設を增大しと云ふ此意味、第一項の意味は今日の四百萬圓の金高の內に於て將來此擴張をして欲しいと云ふ意味でありました、即ち此意味に於て今日の消方をもそつと改善をすると云ふ意味、及擴張をすると云ふやうな意味を含んで此質問を致したのでございます之に對して文部大臣は第一項に付ても如何にも御尤でありまする、政府は之に就て決して反對はございませぬ、必ず之を實行することに付ては十分に努めませう、政府は之を必ず爲すことの方針を執るであります、政府は之を必ず爲すことの方針を執るであさう云ふ意味に於て御答がありました、それから第二の政府は適當の時機に於て教育基金增補及教育資金配當金復活の迅を講じ、以て教育基金設定の本旨に關ふことを努むべしと云ふことには、先刻申上げました教育基金の一千萬圓及肺結核等の療養に使ふ其金高の此二つでございます、之に就ても政府は決して異論のあるべきものでない、故には是は財政の許す適當の場合に於て、是も必ず實行を致すことにしやうと云ふことの明答を與へられたのでございます、教育改善に付ては此不十分なり、若くにも少し優良なる設計を爲せと云ふ所の議論に對しては、餘りに議論がございませぬ、唯々是は改惡なのである、是は不十分であると云ふ議論の側からは、是が大變に又議論がございました、併し是は後に申上げまするが、削除說すらも出て居りますから、本議場に於ても必ず反對論も出るであらうと考へまするから、それは詳しく申上げませぬでも、其反對論者に讓つた方が穩であらうと存じます、それは申上げませぬであります、そこで教育改善に對する經過の大體は左樣な次第でございます、そこで農村振興に付て是が大問題でございまして、是は二百五十萬圓を農村振興の基金として出すと云ふことでございました、之に就きましては、矢張又輕輪ある御方等からして色々の質問がございましたが、政府と致しては、今方針であります、それに付て今回の農村振興に付ての其施設事項の概要が農務省で作つたものを讀まれてございます、是は御承知の通りに九項になつて居ります、九項になつて一項の中には少くも細目が三項、五項、或は多きに至つては九項位にまで、其內容を如何にして行くかと云ふことが記されて居るのであります、是は畧之助言はず、國民の方は之に依つて如何に農村振興なるものが施設されるかを御熟考なさることは、餘程有用の事であらう、又之に對して研究されることは餘程有益の事と存じますから此施設の事項樣で其全體を速記錄に記載する事に致して私共に說明を省略した方が却て利益が多からうと存するのであります、どうか此事は諸君の御同意を得たいと存じます、左樣に致しますれば是だけの項目だけを一寸申上げまする農業共同の施設奬勵、共同購買倉庫、並共同乾繭製藍の助成農業倉庫奬勵、農具の改良普及奬勵、產業組合事業管獎勵、開墾奬勵、畜產共同施設奬勵、種牡牛馬補充並者力利用奬勵、漁業共同施設奬勵、此九項であります、此中に細かく又細目が九箇目等に分れて居ります——九箇目等に分れて居りますから、餘程斯業の方に向つては參考に供せらるゝことと思ひます、私は此事に付ては多くを辯じなくとも、質に國民の非常なる指導にならうと存じます、一昨日の豫算總會に於て大口喜六君が、繭の乾燥倉庫等の事に付て御聲助を下すつた、其言葉を拜借しても、實に明瞭だらうと思ふ、大口さんと云ふ御方は理想的の御方であつて今まで曾て政府の豫算などに付ては、あの如く大贊成を表されたことはない方であります、其方が一昨日の豫算總會に於ては實に此繭乾燥倉庫の如きは國策である、斯の如き立派な事は無いと云ふまでに稱讚された、其の一事を以ても今回の二百五十萬と云ふ金高は小と雖も、農務省の施設する此振興案なるものは、實に國民に神益する所大なりと確信致す者であります（拍手起る）それですから唯今申上げた所の細目も、之を速記錄に記載して說明を省略を致したいと思ひます、農務省の次第でありまして之に對しましては、農務省の施設は金高が少い、大に之を增加するが宜しいと云ふ御議論も幾多あつたのであります、農務省も必しも金高に要らぬとは申さぬ、多々益々歡迎する、それは必要である、けれども目下の財政と云ひ、十分の金を要望することが出來ないから、此二百五十萬圓を以て最の知き事を致すのであると云ふことを說明致したのであります、政府は一寸第加へて置きたいのは、政友本黨の諸君かの御議論として、何にしても地方は財源が枯渴し金融が付かないので、農民は非常に困難であると云ふ御議論であります、之に對して農商務大臣はそれは詰り今日の遺方がまだ不十分の結果である、即ち事業をやつて居る人は資產家は銀行へ行つて金を借りましても、財產の無い者は如何に事業が完全なものでも金融が付かない、是は即ち信用の足りない結果であるが故に、斯の如きものは共同を致してさうして銀行家へ行つて金融をして貰ふと云ふ事になれば初めて金融が圓滑になる信用が付いて金融が付けば隨て其事業に付ても非常に利益が生じて參る總てのものに於て——商業の取引上總てである故に斯の如き事が即ち今度の目的になつて居るそれから又地方に於いて金融問題であるが中央に於いては中央產業銀行なるものは今日金が餘つて居る、貸さうとしても之れを貸すことが出來ない、それは何であるか、矢張地方の其事業家の信用足らざるが爲に之を貸すことが出來ないのである、故に是等のものは共同經營、團體的經營にして、さうして斯樣な金が漸次使へるやうにすれば、決して金融に於ても左樣に憂ふることはない、且又地方の人が零細の基金を以て郵便貯金其他の貯金を致して居る、是等のものが地方に遺らずに中央で以て消費されてしまふと云ふことの憂に付て御質問がございました、是等も亦同樣であつて、是等の者を——地方の人が零細の金を積んで居るが、將來地方の產業が益々興り、農業產業が益々興つて、さうして是等の金を地方で致すとか、或は其他の貯金を以て中央に吸收さるゝことなく、餘つたら初めて中央に吸收さるゝやうになれば宜しいので、地方に在る者は地方で處理して、產業を益々發達せしむるやうにするのが、國の是が國策であつて、國の產業が全くそれに依つて興るのである、斯樣な說明を致されたのでございまして、質問者も其點だけは滿足であると云ふやうな御答辯もございました、何れに致しましても、今回の施設に付て相當考慮を運らした案と云ふことに付ては、それだけの價値あるものと私共は信ずる者でございます、それで本案は大體に於て贊成者と反對者とに分れましたのでありますが、其結果から申しますれば、反對の諸君は此の案の教育改善及農村振興基金と云ふ文字の中から「教育改善及」の五字を削つてしまふ、而して「產業振興基金」の內一億三千萬圓」とあるのを九千萬圓を削除して「五千萬圓」と修正する、要は教育改善の資金は是より削つてしまつて、之には農村振興基金だけに止めて置くと云ふ意味でありますから、各條の下にもさう云ふ文字が抵觸して居れば之を削る斯う云ふ意味で削除說を出されまして、教育基金と云ふものは如何にも改惡なる內容であるが故に、是は斷めてしまふ、農村振興だけに付ては贊成を致して本案に贊成の諸君は、改善すべき點は確にあるのである、それは文部大臣も之を認めて居る、さうして將來是は研究問題として倘まで總續、さうして改善すべきは改善し、又現在の教員の改善の如きも十分に爲す考である、斯樣に文部大臣が明言して居る以上は、先以て之を贊成をして、目下の急務たる師範教育の改善——義務教育延長の準備たる此事業を爲さなければならないから、之に贊成であると云ふ議論でありまする、そこで採決の結果、本案贊成者は多數でありまする、修正說は少數で倒れたのでありまする、遂に少數意見と云ふ程にもなかつたのであります、扨は是は本議場に於て修正說が出やうと存じますから、先刻申上げた通り其事を申上げます、是が教育改善及農村振興基金特別會計法案の結果でございます、即ち原案通り決定致したのでございます、第二の付託された案は、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案でございます、是は洵に簡單な議案でありまして、從來公立學校職員年功加俸國庫補助法と云ふものがございますので、それに對して今回高等學校通常科、實業學校、盲啞學校及實業補習學校教員養成所、是だけの職員の加俸にも補助致す爲に此改正を致したのであります、從來公立の中學校高等女學校及實業學校等に對しては年功加俸の制度が法律で出來て居つた、之に對して唯今申上げた四つの新しいものを加へるのでありまして、從來の教育機關にして國家の年功加俸たる恩典を受けて居つた者の中に、更に今回新に出來た所の教育機關に此年功加俸の恩典を均霑せしむると云ふ案でございます、此案に付ては別に取上げて玆に御報告申上げる程の質問もございませぬ、是は全會一致を以て原案

ないから、此二百五十萬圓を以て最の知き事を致すのであると云ふことを說明致したのであります、政友本黨の諸君かの御議論として、何にしても地方は財源が枯渴し金融が付かないので、農民は非常に困難であると云ふ御議論であります、之に對して農商務大臣はそれは詰り今日の遺方がまだ不十分の結果である、即ち事業をやつて居る人は資產家は銀行へ行つて金を借りましても、財產の無い者は如何に事業が完全なものでも金融が付かない、是は即ち信用の足りない結果であるが故に、斯の如きものは共同を致してさうして銀行家へ行つて金融をして貰ふと云ふ事になれば初めて金融が圓滑になる信用が付いて金融が付けば隨て其事業に付ても非常に利益が生じて參る總てのものに於て——商業の取引上總てである故に斯の如き事が即ち今度の目的になつて居るそれから又地方に於いて金融問題であるが中央に於いては中央產業銀行なるものは今日金が餘つて居る、貸さうとしても之れを貸すことが出來ない、それは何であるか、矢張地方の其事業家の信用足らざるが爲に之を貸すことが出來ないのである、故に是等のものは共同經營、團體的經營にして、さうして斯樣な金が漸次使へるやうにすれば、決して金融に於ても左樣に憂ふることはない、且又地方の人が零細の基金を以て郵便貯金其他の貯金を致して居る、是等のものが地方に遺らずに中央で以て消費されてしまふと云ふことの憂に付て御質問がございました、是等も亦同樣であつて、是等の者を——地方の人が零細の金を積んで居るが、將來地方の產業が益々興り、農業產業が益々興つて、さうして是等の金を地方で致すとか、或は其他の貯金を以て中央に吸收さるゝことなく、餘つたら初めて中央に吸收さるゝやうになれば宜しいので、地方に在る者は地方で處理して、產業を益々發達せしむるやうにするのが、國の是が國策であつて、國の產業が全くそれに依つて興るのである、斯樣な說明を致されたのでございまして、質問者も其點だけは滿足であると云ふやうな御答辯もございました、何れに致しましても、今回の施設に付て相當考慮を運らした案と云ふことに付ては、それだけの價値あるものと私共は信ずる者でございます、それで本案は大體に於て贊成者と反對者とに分れましたのであります、其結果から申しますれば、反對の諸君は此の案の教育改善及農村振興基金と云ふ文字の中から「教育改善及」の五字を削つてしまふ、而して「產業振興基金の內一億三千萬圓」とあるのを九千萬圓を削除して「五千萬圓」と修正する、要は教育改善の資金は是より削つてしまつて、之には農村振興基金だけに止めて置くと云ふ意味でありますから、各條の下にもさう云ふ文字が抵觸して居れば之を削る斯う云ふ意味で削除說を出されまして、教育基金と云ふものは如何にも改惡なる內容であるが故に、是は斷めてしまふ、農村振興だけに付ては贊成を致して本案に贊成の諸君は、改善すべき點は確にあるのである、それは文部大臣も之を認めて居る、さうして將來是は研究問題として倘まで總續、さうして改善すべきは改善し、又現在の教員の改善の如きも十分に爲す考である、斯樣に文部大臣が明言して居る以上は、先以て之を贊成をして、目下の急務たる師範教育の改善——義務教育延長の準備たる此事業を爲さなければならないから、之に贊成であると云ふ議論でありまする、そこで採決の結果、本案贊成者は多數でありまする、修正說は少數で倒れたのでありまする、遂に少數意見と云ふ程にもなかつたのであります、扨は是は本議場に於て修正說が出やうと存じますから、先刻申上げた通り其事を申上げます、是が教育改善及農村振興基金特別會計法案の結果でございます、即ち原案通り決定致したのでございます、第二の付託された案は、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案でございます、是は洵に簡單な議案でありまして、從來公立學校職員年功加俸國庫補助法と云ふものがございますので、それに對して今回高等學校通常科、實業學校、盲啞學校及實業補習學校教員養成所、是だけの職員の加俸にも補助致す爲に此改正を致したのであります、從來公立の中學校高等女學校及實業學校等に對しては年功加俸の制度が法律で出來て居つた、之に對して唯今申上げた四つの新しいものを加へるのでありまして、從來の教育機關にして國家の年功加俸たる恩典を受けて居つた者の中に、更に今回新に出來た所の教育機關に此年功加俸の恩典を均霑せしむると云ふ案でございます、此案に付ては別に取上げて玆に御報告申上げる程の質問もございませぬ、是は全會一致を以て原案

（參照）

農村振興に關する施設事項概要

（豫算求額二百五十萬圓に對する分）

一　農業共同施設奬勵　一六〇、三七〇圓

（一）穀物調製設備ノ普及奬勵

穀物調製ハ農繁期ニ勞力ノ不足ヲ惹起スルヲ以テ之ヲ調節シ籾摺精米（麥）ニ要スル失費ヲ輕減シ且調製ヲ改良整一スル爲農業倉庫其ノ他ニ調製設備ヲ爲サシメ共同的ニ之ヲ利用セシメムトス

（二）穀物火力乾燥設備ノ普及奬勵

穀物ノ野外乾燥困難ナル地方ニ於テ火力乾燥裝置ヲ道府縣、產業組合其ノ他適當ナル農業團體ニ設備セシメ之ヲ共同利用セシメムトス

（三）共同販賣施設ノ助成

道府縣、農會聯合販賣斡旋所等ニ技術員ヲ設置セシメ生產物ノ販賣斡旋及紹介、取引商人ノ信用調査、市況ノ調査及通信、荷造輸送方法等ノ指導、團體的經營ニシテ、さうして斯樣な金が漸次使へるやうにすれば、決して金融に於ても左樣に憂ふることはない、且又地方の人が零細の基金を以て郵便貯金其他の貯金を致して居る、是等のものが地方に遺らずに中央で以て消費されてしまふと云ふことの憂に付て御質問がございました、是等も亦同樣であつて、是等の者を——地方の人が零細の金を積んで居るが、將來地方の產業が益々興り、農業產業が益々興つて、さうして是等の金を地方で致すとか、或は其他の貯金を以て中央に吸收さるゝことなく、餘つたら初めて中央に吸收さるゝやうになれば宜しいので、地方に在る者は地方で處理して、產業を益々發達せしむるやうにするのが、國の是が國策であつて、國の產業が全くそれに依つて興るのである、斯樣な說明を致されたのでございまして、質問者も其點だけは滿足であると云ふやうな御答辯もございました、何れに致しましても、今回の施設に付て相當考慮を運らした案と云ふことに付ては、それだけの價値あるものと私共は信ずる者でございます、それで本案は大體に於て贊成者と反對者とに分れましたのであります、其結果から申しますれば、反對の諸君は此の案の教育改善及農村振興基金と云ふ文字の中から「教育改善及」の五字を削つてしまふ、而して「產業振興基金の內一億三千萬圓」とあるのを九千萬圓を削除して「五千萬圓」と修正する、要は教育改善の資金は是より削つてしまつて、之には農村振興基金だけに止めて置くと云ふ意味でありますから、各條の下にもさう云ふ文字が抵觸して居れば之を削る斯う云ふ意味で削除說を出されまして、教育基金と云ふものは如何にも改惡なる內容であるが故に、是は斷めてしまふ、農村振興だけに付ては贊成を致して本案に贊成の諸君は、改善すべき點は確にあるのである、それは文部大臣も之を認めて居る、さうして將來是は研究問題として倘まで總續、さうして改善すべきは改善し、又現在の教員の改善の如きも十分に爲す考である、斯樣に文部大臣が明言して居る以上は、先以て之を贊成をして、目下の急務たる師範教育の改善——義務教育延長の準備たる此事業を爲さなければならないから、之に贊成であると云ふ議論でありまする、そこで採決の結果、本案贊成者は多數でありまする、修正說は少數で倒れたのでありまする、遂に少數意見と云ふ程にもなかつたのであります、扨は是は本議場に於て修正說が出やうと存じますから、先刻申上げた通り其事を申上げます、是が教育改善及農村振興基金特別會計法案の結果でございます、即ち原案通り決定致したのでございます、第二の付託された案は、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案でございます、是は洵に簡單な議案でありまして、從來公立學校職員年功加俸國庫補助法と云ふものがございますので、それに對して今回高等學校通常科、實業學校、盲啞學校及實業補習學校教員養成所、是だけの職員の加俸にも補助致す爲に此改正を致したのであります、從來公立の中學校高等女學校及實業學校等に對しては年功加俸の制度が法律で出來て居つた、之に對して唯今申上げた四つの新しいものを加へるのでありまして、從來の教育機關にして國家の年功加俸たる恩典を受けて居つた者の中に、更に今回新に出來た所の教育機關に此年功加俸の恩典を均霑せしむると云ふ案でございます、此案に付ては別に取上げて玆に御報告申上げる程の質問もございませぬ、是は全會一致を以て原案

（參照）

農村振興に關する施設事項概要

（豫算求額二百五十萬圓に對する分）

一　農業共同施設奬勵　一六〇、三七〇圓

（一）穀物調製設備ノ普及奬勵

穀物調製ハ農繁期ニ勞力ノ不足ヲ惹起スルヲ以テ之ヲ調節シ籾摺精米（麥）ニ要スル失費ヲ輕減シ且調製ヲ改良整一スル爲農業倉庫其ノ他ニ調製設備ヲ爲サシメ共同的ニ之ヲ利用セシメムトス

（二）穀物火力乾燥設備ノ普及奬勵

穀物ノ野外乾燥困難ナル地方ニ於テ火力乾燥裝置ヲ道府縣、產業組合其ノ他適當ナル農業團體ニ設備セシメ之ヲ共同利用セシメムトス

（三）共同販賣施設ノ助成

道府縣、農會聯合販賣斡旋所等ニ技術員ヲ設置セシメ生產物ノ販賣斡旋及紹介、取引商人ノ信用調査、市況ノ調査及通信、荷造輸送方法等ノ指導、團體的經營ニシテ、さうして斯樣な金が漸次使へるやうにすれば、決して金融に於ても左樣に憂ふることはない、且又地方の人が零細の基金を以て郵便貯金其他の貯金を致して居る、是等のものが地方に遺らずに中央で以て消費されてしまふと云ふことの憂に付て御質問がございました、是等も亦同樣であつて、是等の者を——地方の人が零細の金を積んで居るが、將來地方の產業が益々興り、農業產業が益々興つて、さうして是等の金を地方で致すとか、或は其他の貯金を以て中央に吸收さるゝことなく、餘つたら初めて中央に吸收さるゝやうになれば宜しいので、地方に在る者は地方で處理して、產業を益々發達せしむるやうにするのが、國の是が國策であつて、國の產業が全くそれに依つて興るのである、斯樣な說明を致されたのでございまして、質問者も其點だけは滿足であると云ふやうな御答辯もございました、何れに致しましても、今回の施設に付て相當考慮を運らした案と云ふことに付ては、それだけの價値あるものと私共は信ずる者でございます、それで本案は大體に於て贊成者と反對者とに分れましたのであります、其結果から申しますれば、反對の諸君は此の案の教育改善及農村振興基金と云ふ文字の中から「教育改善及」の五字を削つてしまふ、而して「產業振興基金の內一億三千萬圓」とあるのを九千萬圓を削除して「五千萬圓」と修正する、要は教育改善の資金は是より削つてしまつて、之には農村振興基金だけに止めて置くと云ふ意味でありますから、各條の下にもさう云ふ文字が抵觸して居れば之を削る斯う云ふ意味で削除說を出されまして、教育基金と云ふものは如何にも改惡なる內容であるが故に、是は斷めてしまふ、農村振興だけに付ては贊成を致して本案に贊成の諸君は、改善すべき點は確にあるのである、それは文部大臣も之を認めて居る、さうして將來是は研究問題として倘まで總續、さうして改善すべきは改善し、又現在の教員の改善の如きも十分に爲す考である、斯樣に文部大臣が明言して居る以上は、先以て之を贊成をして、目下の急務たる師範教育の改善——義務教育延長の準備たる此事業を爲さなければならないから、之に贊成であると云ふ議論でありまする、そこで採決の結果、本案贊成者は多數でありまする、修正說は少數で倒れたのでありまする、遂に少數意見と云ふ程にもなかつたのであります、扨は是は本議場に於て修正說が出やうと存じますから、先刻申上げた通り其事を申上げます、是が教育改善及農村振興基金特別會計法案の結果でございます、即ち原案通り決定致したのでございます、第二の付託された案は、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案でございます、是は洵に簡單な議案でありまして、從來公立學校職員年功加俸國庫補助法と云ふものがございますので、それに對して今回高等學校通常科、實業學校、盲啞學校及實業補習學校教員養成所、是だけの職員の加俸にも補助致す爲に此改正を致したのであります、從來公立の中學校高等女學校及實業學校等に對しては年功加俸の制度が法律で出來て居つた、之に對して唯今申上げた四つの新しいものを加へるのでありまして、從來の教育機關にして國家の年功加俸たる恩典を受けて居つた者の中に、更に今回新に出來た所の教育機關に此年功加俸の恩典を均霑せしむると云ふ案でございます、此案に付ては別に取上げて玆に御報告申上げる程の質問もございませぬ、是は全會一致を以て原案

産業組合中央金庫ノ設立ヲ見ルニ至リ組織既ニ備ハレリト雖其ノ實績ニ付テハ未タ遺憾ノ點尠カラス殊ニ近時動モスレハ組合經營ノ方法當ヲ得サルモノ法令ニ違反スルモノ不正ノ行爲ヲ爲スモノ等増加セムトスルノ傾向ナキニ非サルヲ以テ此ノ際産業組合ニ對スル政府ノ低利資金ノ費途其ノ他業務ノ執行ニ付一層周到ナル監督ヲ爲シ弊害ヲ未然ニ防止スルト共ニ事業經營上適切ナル指導ヲ爲シ益其ノ機能ノ發揚ニ努メ組合及中央金庫ノ内容ヲ充實シ健全ナル發達ヲ遂ケシメムトス又産業組合經營ノ方法事務ノ執行ニ付自治的監査ヲ行ハシムルハ組合ノ事業發達上極メテ緊要ノ事項ナルヲ以テ産業組合中央會ヲシテ政府監督ト相俟テ之カ改善ヲ圖ラシメムトス

大小區域ノ組合（大區域ノ組合約一、五〇〇、小區域ノ組合約一二、七〇〇）ヲ毎年實地指導督勵ヲ爲シ又産業組合中央會ニ補助金ヲ交付シテ自治的ニ監査ヲ爲サシム

六 副業獎勵 三四三、五六二圓

近時經濟上ノ状況ハ農村漁村等ニ於ケル中小産業者ノ生活ヲ脅威スルモノアルヲ以テ之カ經濟ヲ圓滑ニシ延テハ農村問題ノ緩和ニ資スル爲一層副業ノ普及發達ヲ圖ルコト緊切ナリ而シテ最近各地方共副業ノ必要ヲ自覺シ其ノ施設ヲ爲サムトスルモノ次第ニ増加シ來レルモ現在ノ施設ニテハ到底之ヲ助成シ其發達ヲ期スルコト能ハサルノ状況ニアルヲ以テ此ノ際事業ノ擴張ヲ爲シ副業品生産増殖並副業共同團體及副業品賣買斡旋機關ノ助成ニ力ヲ注キ尚當業者ノ參考ニ資スル爲副業參考品ノ蒐集ヲ爲スコト等ニ依リテ副業ノ普及發達ヲ期セムトス

（一）主要生産地及需要地ニ於ケル副業品ノ生産及販賣状況ノ調査
（二）副業品生産増殖獎勵トシテ（イ）傳習會、講習會及競技會ノ助成（ロ）指導ノ任ニ當ルヘキ技術員養成ノ助成（ハ）生産販賣ノ状況調査及原料、栽培、器具機械、加工方法ノ試驗等ノ委託（ニ）副業用種苗ノ購入配付
（三）副業品ノ生産能率ヲ増進シ及生産費ヲ低廉ナラシムル爲共同販賣組織ノ助成
（四）副業品販賣斡旋事業ノ助成
（五）副業參考品ノ購入配付
（六）副業品展覽會ノ助成

七 畜産共同施設獎勵 六〇、五四四圓

（一）農家鷄卵ノ共同施設獎勵
農家ニ於ケル養鷄事業ニ對シ其ノ生産能率ノ増進ヲ圖ルト共ニ生産卵ノ檢査、選別、貯藏包裝等ノ共同處理ニ必要ナル施設ヲ爲シ之カ利益ヲ増大セシムル爲養鷄組合其ノ他ノ團體ニ於ケル鷄卵ノ共同施設ヲ獎勵セムトス
養鷄組合、同聯合會、農會、産業組合、同聯合會、其ノ他養鷄ニ關スル團體ニ於テ鷄卵ノ共同處理事業設備ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

（二）牧野ノ改良ニ關スル共同施設ノ獎勵
現行府縣ニ於テ馬産ニ供用スル放牧地及採草地ハ從來殆ト手入ヲ施サス地力減耗シテ産馬經濟ニ著シキ脅威ヲ與フルヲ以テ放牧地ニ對シテハ境界物ノ設定輪換放牧ノ實行又採草地ニ對シテハ荊棘其ノ他障碍物ノ除去等共同放牧又ハ共同採草施設ヲ獎勵セムトス
放牧地二十萬町歩、採草地六十萬町歩、計八十萬町歩ノ内差當リ主トシテ馬産供用限定地約二十二萬町歩ヲ目途トシ年々二萬町歩ノ施設ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

八 種牡牛馬補充並畜力利用獎勵 七八、三二八圓

（一）種牡牛ノ繋養獎勵
種牡牛ハ其ノ購入ニ當リ相當資金ヲ要スルノミナラス之カ飼養管理ニ尠カラサル費用ヲ要スルカ爲近時蕃殖牝牛頭數ニ比シ其ノ不足數益多キヲ加ヘ産牛改良上ニ與フル支障尠カラサルヲ以テ種牡牛ノ購入費ニ對シ相當獎勵金ヲ交付シ之カ繋養ヲ獎勵セムトス

（二）種牡馬ノ補充獎勵
内地ニ於テ百五十萬頭ノ馬數ヲ維持セムトセハ六千頭ノ種牡馬ヲ要シ現ニ有スル五千百三十餘頭ニ對シ年々約六百頭ノ優良ナル種牡馬ヲ補充更新スルノ必要アリ然ルニ現在其ノ豫定數ニ對シ八百六十餘頭ノ不足アルノミナラス年々減少ノ傾向アルハ其ノ購入及管理ニ多額ノ經費ヲ要スルニ因ルモノナルヲ以テ種牡馬購入費ニ對シ獎勵金ヲ交付シ之カ充實ヲ圖ラムトス

（三）畜力利用獎勵
畜力ノ利用ハ農業勞力ノ拂底及勞銀ノ騰貴ヲ緩和シ農産物ノ生産費ヲ低減スル上ニ最モ必要ナルヲ以テ道府縣其ノ他ノ團體ヲシテ之カ利用獎勵ニ關スル施設ヲ爲サシメムトス
道府縣其ノ他ノ團體ノ開催スル畜力利用傳習會及同利用宣傳會、競犂會、其ノ他畜力利用獎勵施設ニ關スル經費ニ對シ獎勵金ヲ交付ス

九 漁業共同施設獎勵 三一〇、三五五圓

漁業組合又ハ同聯合會、水産會、産業組合、水産組合又ハ同聯合會及市町村其ノ他特ニ必要ト認ムル漁業者ノ團體等ニ於ケル左記各項ノ施設ニ對シ獎勵金ヲ交付ス
（一）船揚場及船溜場設備
（二）販賣設備
（三）漁獲物ノ共同的製造加工設備
（四）魚介類ノ蓄殖場、集合場及種場ノ共同的施設
（五）製品貯藏倉庫ノ共同的設備
（六）漁船及漁具ノ共同設備
（七）漁獲物ノ共同的運搬設備
（八）共同救濟設備

○副議長（小泉又次郎君） 質疑の通告があります――小島善作君。

〔小島善作君登壇〕

○小島善作君 私は教育改善及農村振興基金特別會計法案に付きまして、大藏大臣並に農商務大臣に質疑を致したいのであります、先づ此質疑の前提と致しまして、農村現時の狀態を極く簡單に申述べて見たいと思ふのであります、農村の振興に付きましては、既に先輩高田耘平君或は東武君等の先輩より詳しく御述に相成りまして又三輪市太郎君より至れり盡せりに說かれて居りまするから、別段私が多辯を弄する譯でもありませぬが、全く此の農村振興に付きましては、今日は殆んど論議は盡きて居るのでありまして、實行の時代に入つて居る譯であります、併しながら此の實行の政策に付きまして、或は直接なり或は間接なり、種々政策がありまするが、孰れも外的方面よりの御說明が多いのでありまして、内的方面の事が思ひの外說き方が少いのであります、別段外的方面の事柄は私は申上げませぬで之を省くことに致しますが、先づ私の研究調査を致しました所の極く一端を簡單に申上げて見ますれば、現在の農村が疲弊をして居ると云ふことは誰方も仰しやることでありますが、但し此の疲弊と云ふものは全く比較の上から疲弊と云ふことに陷つて居ると云ふことを私は調査の上に得たのであります、決して農村は退歩して居ると云ふ譯ではありませぬ、唯々農村の進展の其の速力が商工業の速力よりも遲い、商工業の方が數倍の速度を以つて進展して居る、斯う云ふやうな事柄なのであります、今日行はれて居る所の農村政策が惡いと云ふ譯ではない、併ながら此の總ての政策が農村をして不振に陷らしむるやうな結果に至らしめる事になつて來たのであります、即ち金融政策の如き或は租税の如き或は交通政策或は教育政策或は關税政策と云ふが如き種々なる政策の上から見まして農業者自身に取りましては其結果が經濟上の分配が甚だ少くなつた斯う云ふやうな次第なのでありまして、即ち比較對照上に於て斯の如く不振になつたと云ふことを私は信ずるのであります、先づ其一例を申上げて見ますれば、小麥の收穫に於きましても、天保の五年に於きましては、小麥一反歩の收穫が五斗平均であつて、是が明治初年になりましては八斗乃至は九斗であります、是が明治四十年には一石二斗となり、大正十二年には二石餘も收穫して居るのであります、又米の生産に於きましても明治二十二年には人口四千萬と言つた時代に於て三千三百萬石の收穫のものが、大正十二年には人口五千八百餘萬人になつて居りまするが、之に對する生産米の石數は五千八百餘萬石になつて居るやうな譯でありまして、決して農村が退歩したと云ふ譯ではないのであります、是は單なる一例でありまするが、兎に角農業の生産力は確に相當に進歩を致して居りまして、隨て經濟力も之に伴つて相當に發達はして居るのであります、生活も向上し、教育も進歩して居ることは私が申上げませぬでも、兎に角統計の上から見ましても或は實際から見ましても爭はれない事實であります、唯々時代生活の向上の程度と收支經濟が伴はなくなつて來たからであります、それ故に先づ非常に困憊し、或は不安の狀態になつたと云ふことになつて來たのであります、農村の疲弊困憊は、積年累積の是は結果でありまして、決して政府の政策が惡くつて茲に來たと云ふ譯でもないのであります、強て之を申しまするならば、歴代の政府の執り來つた所の總ての政策が、農業に及ぼす關係を等閑に附したからであると云ふことになるのであります、即ち政府が惰勢的に商工偏重、都會偏重主義を取つて來たからであると云ふのであります、又一面農家自身の方から見ましても、兎に角社會的に經濟事情の變轉して行くことを氣が付かずに居つたと云ふことも一つの原因であります、現政府は兎に角農林省を獨立せしむると云ふことになつて居るのでありまするが、是は非常に結構な事であります併し農商務省を農林省と商工省とに唯々兩分したと云ふのだけでは、餘り意義を成さない、面白くないのであります、農商務大臣の先日の御答辯に依ると云ふと、先づ兩分しただけであると云ふやうな御言葉もあつたと思ふのでありまするが、是では餘り面白くないと思ふのであります、私は農林省として獨立したる以上は、大に意義ある事にしなければならない申迄もなく農林省の主管省を設けたと云うて此一省だけを以て農村を救濟せられ或は振作せしむることが十分に出來るものであると妄信することは、大なる誤であると私は思ふのであります、何故ならば前申述べまする通り、農村疲弊の原因は各省に於ける總ての政策の農業に及ぼしたる累年影響の結果でありますから、獨り主管省の政策のみに之を委して置くと云ふことは出來ない譯なのであります、各省の政策が農業に惡影響を及ぼさゞるやうに、即ち各省の政策の爲に農業政策の効果を減殺せしめざることにしなければならないのであります（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）極く簡單に申上げます、政府は農業金融政策に付ても、勸業銀行があり、農工銀行があり、産業組合中央金庫もあり、聊も此點に付ては差支へることが無いと云ふやうなことであるが、果して此機關の運用が現在農村に於て完全に行はれて居るや否やと申しましたならば、私は決して今日設立の趣旨目的に適ふやうには運用が行はれて居らないと云ふことを遺憾とするのであります、若し是が行はれて居ると申すことでありますならばそれは事實に於て大資本家か、或は大地主か、或は羽織ごろの爲に利用をせられて居るものでありまして、小農家の爲には決して理想的に、實際的に利便を與へて居ると云ふことはないのであります、政府は事情に鑑みと云ふことを此間中より仰しやるやうでありますが、實際に足を農村に踏込んで見ましたならば、決して私の今申すことは嘘でないことは分る筈なのであります、農村の八分も九分も、何の爲に農工銀行が立つて居るか、勸業銀行が立つて居るかと云ふことは理解して居らない、のみならず若し之を理解して居つて利用しやうと云ふ者があるとすれば――偶々あるとすれば兎に角抵當がなければ借りることが出來ない、或は證人が多數なければ借りることが出來ないとか云ふやうな不便な事になつて居る、又中央金庫の如きに至りましても、全國一萬四千餘の産業組合があるが是は此間三土政務次官の言葉の如く、生へた組合でない、浮いた組合が多いのである、殆ど死んだ組合が多いのであります、其の組合員でなければ兎に角流用することが出來ない中央金庫の金を流用することに於ては、死んだ組合と云ふ、局限的の不便なものになつて居るのであります、之を流用するが如きは、到底小農家には斯の如き金融機關は、有つても無いやうなもの位の程度のものになつて居るのであります、理想としては洵に結構でありますが、實際は殆と無用の機關であるが如き感があるのであります、是は事實である、宜しく斯の如きものは對人信用の制度に改めて、無擔保主義の制度に改むるやうにしなければならぬと思ふ、さうして小さな農家には成べく手續の簡便を主として、さうして利便を圖るやうにして貰ひたい、是でこそ始めて低利資金の効果と云ふものが現はれて來ることが出來るのであります、政府は今少し深く農村に足を踏込んで能く其實狀に鑑みて、小農家の實際の利便を得らるゝやうに、此不備の點を改めて貰ふことが必要であると思ふので、私共は昨年臨時議會に於きまして、農村振興に關する建議を致したのでありまするが、不幸にして多數黨の爲に兎に角否決をされたのであります、已むを得ず次善の策を取りまして、さうして與黨三派諸君の共議案に贊成をした結果は、諸君の提案したる所の建議案は全員一致を以て通過をしましたから、今度の議會には其趣旨を採用せられまして、十分なる振興策を樹てられるものと私は期待して居つたのであります、然るに之を裏切つて僅に二百五十萬圓を振向けたいと云ふことになつたと云ふものは、實に少額の事に私は驚くのであります、此僅々たる金額にてどうして此大問題の農村振興を圖ることが出來るであらうか、どれ程の農村振興を圖れると云ふのであるか、全國の農民を四千萬と致しましたならば、二百五十萬圓の金は僅に一人當り六錢二厘五毛である、六錢二厘五毛の金を以てどうして此農村振興を圖ることが出來るのでありませうか、是は甚だ私は敬服しないのであります、農村振興中の獎勵費、之を見まするとと云ふと、共同施設事業に對するものが多いのであります、此共同施設事業に對した事柄は、非常に是は時代適應の政策であつて私は大に此點に付ては贊意を表するのであります、誠に結構な事だと思ふ、併しながら全く現在の農業組織や制度では、迚も農業の有利的經營を求め難いことになつて居るのである、其邊を能く考へて、兎に角此施設をやるやうにして貰はなければならない（「質問の要旨に觸れて貰ひたい」と呼ふ者あり）今直ぐに行きます、兎に角今尙ほ焦眉の急として活動して居る所の政策が、一つも此農村振興の政策として擧つて居らないと云ふことを私は遺憾に堪へないのであります、此點より見ますれば政府の施設は全く是は机上の考案ではなかつたらうかと云ふことを、私は窃ろに思ふのであります、爲政者と云ふものは兎に角實際に省察して、現在の農家の救濟策を講ずることを圖つて貰ひたいのであります、それで此政策を立てゝ行はうとするのに、第一に先づ郊外農村、第二に純農村、第三に中間農村、第四に山間農村と云ふやうな、其地帶に依つて農業の經營組織と云ふものが違つて居るのである、是等の區別を能く調査して、最も之に適切なる直面した所謂政策を立てゝ貰はなければならない唯々一般的の漠然たる政策だけでは、到底農家當面の急を救濟すると云ふことはむづかしいことである是に於て私は大藏大臣に質問を致したいと云ふのは濱口大藏大臣は農村振興の爲に二百五十萬圓を投じて居ると云ふことを仰せらるゝが、此二百五十萬圓と云ふ小額の金を以て、農村振興を圖り得らるゝと考へたのであるか、或は農村振興には是で十分であると云ふ風に御考なすつたのであるか、此點を私は聽きたいと云ふのである、其次に農商務大臣に質したいのは、農村振興政策に二百五十萬圓を投じたと云ふことは、二百五十萬圓の財源を求めてから、農村振興策を樹てゝ後に此財源を求めたのであるかと云ふことを御伺したい、又其次には教育改善には四百萬圓を充當せらるゝに方り、農村振興には何故に二百五十萬圓の小額に甘んじたのであるか、どうして此農村振興に四百萬圓と云ふものを分捕らなかつたのであるかと云ふ事を、私は聽きたいのであります、次には教育改善には四百萬圓、農村振興には二百五十萬圓とあるが、是は大正十四年だけの事柄であるか、或は年々此定額を以て充當せらるゝのであるか其都合に依つては其金額を增減することもあるのであるか、何故之を年々歳々に割當額を定めないと云ふことにして置いたのであるか、是は兎に角基金は一定のものである、けれども其利子の分配を四百萬圓、或は二百五十萬圓と云ふことにするのであるか、之を私は御答を願ひたいのであります。

○副議長（小泉又次郎君） 高橋農商務大臣。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣（高橋是清君） 小島君は現在の我國の農村の状況を詳しく述べられて、又御自身の御意見が大分あつたのである、主に農村の金融の事に付ての御意見であるやうに考へられる、（小島善作君「それはかりではない」と呼ふ）先づ此金融の事に付ては小島君の御意見と、私共の考へて居る所と、出發點に於て違つて居るだらうと思ふ、銀行を兎角慈善事業でもするやうに考へられる、資力の無い困つて居る農家を、一々對人信用で金を貸してやらなければならないやうな、唯今の御意見のやうに聞える、それは慈善事業ならばそれは行ける、中央金庫と云ひ、總ての此金融機關の資金を以ては、必ず、其處に信用が樹立して居るか、抵當があるか、確實なる保證人があるかしなければ金は貸せないものである、それは今私が言ふまでもなく、少しく御考へなさつたら直ぐ御分りになることである、何人の金を以て銀行は人に金を貸すのであるか、資本家が己の金を慈善的に支出するのとは違ふのである、皆是は人の金である、保管をして居る金である、故に元利の戻ると云ふ確信がなければ一錢たりとも貸すことは出來ないのである、兎角此低利資金とか云ふやうな言葉が流行言葉になるが、其考の元が金融機關が此處に出來る、預金部がある、政府に金がある、是で救濟と云ふことを能く言はれる、今も救濟を圖つて貰はなければならぬ、救濟と云ふことは是は金の返らぬか分らぬものに金を出すと云ふならば、是は救濟は慈善である、それは出來ないことである、そこで今政府の計畫して居る所は、此一人々々で對人信用

と云ふことが出來ない、さう云ふ不自由をして居る人を之を團結さして、さうして此團體組織の經營を其造るもの、或は購入するもの、購買するもの、肥料の買入、さう云ふことに付て團體組織の經營の下に之を行はしめて、其出來たものも個々別々に處理するにあらず、其團體が之を處理すると云ふことになつて始めて玆に信用が生ずる、此信用を作ると云ふことが本なのです、產業組合と云ひ、矢張是は本は地方が自治的に、己れの信用を作ると云ふことが發達して來なければ役に立たぬのである、今日の政府の施設せんとする所は其本に在る、一人一人で信用の無い者を集めて信用を作らせる、斯う云ふ方針であるのです、今政府のやつて居る所の二百五十萬圓を以てやる農村振興の政策と云ふものは、机上の計畫だと云つて非難をされるが、少いとか云ふが、少いと云ふのは慈善の金が少いと云ふ意味になる、それから金が有つたから計畫を樹つたのか、計畫が出來て金を取つたのかと云ふ斯う云ふ御尋、兎角我國の企業は――民間の企業は金が第一になる玆に良い山が發見された、石炭山がある、玆に鐵山がある、玆に銀山がある、或は斯う云ふ事業がある、先以て金を集めると云ふのが我國の習慣になつて居る、私は豫てそれが宜くないと云ふ、仕事が第一になつて金が集まる、仕事を經營する人に依つて金と云ふものは集らんならぬと云ふことを豫て言ふのです、私は金が初めに玆に在るから計畫すると云ふのではない、今日の農村の狀況に於て根本から之を振興して行くと云ふ玆に計畫を樹てて而して金を要求するのである、計畫が樹つて而して後金を求めたのであると御承知なさい、それなら何故是が一方に四百萬圓與へて、一方に二百五十萬圓の小額に甘じたか、今日の財政狀態に於て二百五十萬圓でも先づ出來ると云ふ確信があつたからやつた、是は年々此通りで行くのか、今日の所では基金がちやんと有つて、其基金より生ずる所の利息を教育の方に四百萬圓、農村振興の方に二百五十萬圓、此基金に付ては先づ今日の所は將來變りなく、年々是が行く積りである、然らば農村振興の爲に政府の使ふ金は之に限つて居るのか、それは他の財源から使ふのは是は別である、併し此基金の生ずる利子を以て分配をする方法は今日定めた通りで、後年も續く考である、御答致します（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　先づ教育改善及農村振興基金特別會計法案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します、第二讀會を開くに御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　異議なしと認めます、仍て第二讀會を開くに決します。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開かれむことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て直に第二讀會を開き議案全部を議題と致します、本案に對しては折原巳一郎君より修正案が提出致されてあります、仍て其趣旨辯明を許します――折原巳一郎君。

教育改善及農村振興基金特別會計法案

第二讀會

〔折原巳一郎君登壇〕

○折原巳一郎君　諸君、委員長の報告せられました教育改善、及農村振興特別會計法案に對しまして、修正の動議を提出致したのであります、其要旨は既に先刻委員長から詳細に御述になりましたのでありますが、尙ほ順序と致しまして簡單に申述べます、それは此題目の内及第一條の中からして「教育改善及」と云ふ五字を削除するのであります、第二條の中から「一億三千萬圓」とありますのを、「五千萬圓」と改めるのであります、第三條の中「師範教育ノ改善及」の八字を削除するのであります、即ち原案の中からして師範教育改善に關する部分を除きまして、之に充當せられて居りました八千萬圓の基金は之を元の通りに留保する、斯う云ふのが改正の要旨であります、今日我國――世間の問題と致しまして、義務教育年限の延長と云ふことは、地方の財力との關係に於きましても、極めて重要なる問題であるのであります、併ながら我が國民の智識を增進して列強と對峙して、以て國家の重きに任ずると云ふだけの力を國民に授けると云ふ事の爲には、是は必然的必要の事柄と思ふのであります、殊に普通選擧の聲盛にして、早晩選擧權の大擴張を行はなければならぬと云ふ今日に際しては、國民の政治的知識を增進すると云ふ點から致しましても、此事は必要と思ふのであります、併ながら此重大なる問題を實行致します事の爲には、絕對的に必要の先決問題であるのであります、それは何かと申しますれば、即ち小學校教員の知識學力を增進し、其人格德操を向上すると云ふことであると思ふのであります、教育上の問題に於きましては、無論幾多の缺陷があらうと思ひます、それは單り師範教育に止まるのではないのであります、然るにも拘らず特に此師範學校の教育改善と云ふことを第一の要旨として、文部當局及政府が玆に提案されたと云ふことは、蓋し此義務教育の延長と云ふことに對して、用意をすると云ふことに出發して居るのであらうと思ふのでありま す、是は委員會に於ける文部大臣との應答に依つても明なことでありまして、自分は文部省が教育改善の急務の第一歩として、此案を提案せられたと云ふことに付ては、頗る機宜に適したものとして敬意を表し、且つ其趣意に於ては贊成するに吝ならざる者であります、然るに此大抱負、大決心を以て提案されましたる案其もの、内容を仔細に檢察討究を致しますれば、極めて不十分、且つ不徹底であります、到底此大目的を達成することは出來ないものであると云ふことを認めたのであります、（拍手）本員は本案に對する希望の極めて大なりしだけ、それだけ又其失望の極めて大なることを悲むのであります、案の内容に付きましても、是は先刻委員長から詳しく御述になりましたが、私は立論の順序として簡單に申述べます、第一には修業年限を一年延長して、豫備科を廢止すると云ふのであります、第二は本科の入學程度を從來高等三年卒業程度であつたのを、更に高等二年程度と云ふことに低下したのでありま す、第三には修業一年の專攻科と云ふものを置きまして卒業生其他の者を入學せしめると云ふのでありま す、第四には二部生の學級を增加致しまして、之を五十六學級增加致しまして、而して其修業年限を一箇年に限定する斯う云ふのであります、自分は此原案に對して大體三箇の理由を以て反對の意思を表明したいと思ふのであります、極めて簡單に申述べますから、暫く御淸聽を願ひます、第一には從來の豫備科、御承知の通り從來の豫備科と申しますのは必ず置かねばならぬ科目でないのでありますけれども、地方に依つては置いて居る地方もあります、此科目を原案に依つて見ますれば全廢を致しまして、更に高等小學二年の程度を卒業した者を直に師範に入れる、斯う云ふことの案になつて居るのでありま す、所謂此點に付きましては二年から入れるが可なるか、三年の卒業生の入學制度にするのが可なるかと云ふことに付ては、議論があるやうであります、さりながら自分は此點に付ては矢張其入學は連絡的になり、必須的になると云ふ點から致しまして、文部大臣の御考と自分は同一の考を有して居るのであります、併ながら是は卒業生の學力を增加すると云ふことは、全くとは申しませぬが、殆ど沒交渉であります、今日根本になつて居る問題は何かと言へば、積極的に如何にして卒業生の學力と云ふものを增加するか、德操を向上せしむるかと云ふことに存するのであります、本員の淺き經驗を以てして、師範教育の改善は一に懸つて如何にして優良の生徒を得るか、如何にして入學生を得るかにあつて存すると思ふのであります、教育の制度は如何に完備致しましても、亦其教養の方法が如何に充實致しましても、此教ゆる所の生徒の素質が不十分であつたならば、到底優良なる教員、優良なる卒業生を出すと云ふことの難いと云ふことは、申すまでもないことであります、諸君、現在に於ける師範學校の制度は大體に於て給費の制度になつて居ります、併ながら名前は給費と雖も、其實を申しまするとそれと伴つて居ないのであります、現在に於ける給與を以てしては到底在學生の費用の一半をも償ふことが出來ぬと云ふのが、各府縣に於ける大體の狀況でありま す、給費生と云ふ餘り好ましからざる名目の下に、而も其事實に於て多大の負擔を負はなければ卒業が出來ぬと云ふ、此事實が師範學校に優良なる生徒を得ることが出來ぬと云ふ根本の問題であるのでありま す、此事實を詳しく申述べることは私は避けますさりながら賢明なる諸君は十分御了知のことと思ふのであります、故に此給費と云ふものを增大して、名實共に給費生として、在學中一錢一厘の負擔をもせずして師範學校の門に優秀なる人材を迎へることが出來るのであります、私は何故に文部大臣は此點に付て注意を拂はれなかつたかと云ふことを遺憾とするのであります、蓋し此事に付きましては非常に費用を要することに相成りますが、併ながら苟も國家百年の長計たる教育改善の根本と云ふことに想到つたならば、費用の增加と云ふことは蓋し已むを得ないのであります、況や斯の如き根本に培はずして

徒に枝葉のみの問題に注ぐと云ふことは、甚だ私は遺憾に思ふのであります、さりながら假に此問題を離れまして、原案其物に付て攻究致しましても、私は文部大臣の說明を承りますと云ふと、成程此度の改正は師範學校年限の延長は一箇年であり、而して此一年と云ふものは上に延ばすに非ずして、下に延ばすのである、さりながら從前の制度にすれば連絡的且つ必須的となるから、全體の卒業生の學力は相當增大を來す、斯う云ふ御說明になつて居るのであります、諸君、教員の學力の增加と云ふことは固より是は程度の問題であります、併ながら今日の教員の實力を以てしては現在の六年程度の小學校の教育を負擔しても尙且つ其力の十分でないと云ふことは是は今日の定論であります、隨て抽象的から申しましても、教員の學力を增加しなければならぬ、其德操を向上せしめなければならぬと云ふことは、是は必要な事であるのであります、況や義務教育年限延長の結果、上學級に二箇年の程度を加へなければならないと云ふ場合に相成つて居る今日に於きましては、之に對する所の用意として益々其不足の程度を增大すると云ふことは、言を俟たないのであります隨て此必要に順應し得る教員を得ますが爲には、僅に一箇年の年限增加と云ふことでは、決して十分ではないのであります、而も此一箇年が上に延びるに非ずして下に增すのであります、文部大臣は非常に之に依つて學力が增加すると言はれますけれども、決して私は之に依つて一箇年の學力を增すと云ふことには認めないのであります、若し之を數字的に計算し得るならば、或は三箇月乃至六箇月の學力の增加と云ふことに外ならないのであります、二箇年の上級延長に對する所の必然的の準備として、さなきだに學力の低い所の卒業生を僅に六箇月の教養を以てして、而して此義務教育延長に應ずると云ふことは、全く私は思はざるの甚しきものと思ふのであります、果して卒業生の實力を實際的に增加すると云ふ考であるならば、少くとも從來の程度の上に一箇年の必須的の年限と云ふものを置くと云ふことは、最小限度の必要であるのであります、此點に付て文部大臣が何等の考慮を拂はなかつたと云ふのは、本員が之に反對する第一の理由があるのであります、（拍手）第二に原案には第二部の學級を增加致しまして、從來の百五十學級に五十六學級を加へて、さうして不足の教員の補充に資すると云ふことになつて居るのであります、二部生を增加致しまして、地方に於ける正教員の不足の弊を矯正すると云ふ點に付ては、本員も同感を表する者であります、さりながら此案には頗る重大にして且つ根本的に不都合なる二點があるのであります、其第一は從來に於ける二部生の修業年限を、御承知の通り男子は一年場合に依つては延ばすことが出來まして、女子は二年又は一年、斯う云ふ風になつて居るのであります、況や此例外の規定を利用して居る學級は極めて少いさうでありますが、兎に角理論から申しますれば一年以上の教育を施したいのであります、然るに今回の改正案には絕對的に一年と云ふことになつて居るのであります、更に重大なる一點は、本案の如くに致しましたならば、二部出身の卒業生の力と、本科出身の卒業生の力との間の距離が遠くなると云ふことであります、從來とても本科生と二部生との間の力の長短優劣に付ては議論があつたのであります、兎角の議論がありましたが、自分共の見る所を以てすれば、矢張二部卒業生の方の力が幾分一部卒業生に劣つて居ると云ふことは、是は事實であると思ふのであります、況や二部生には一部生の及ばざる所の特長があります、又二部の卒業生を出す事は經費の上に於きましても頗る違があります爲に地方に於きましては二部生の增加と云ふことを極めて喜び且つ歡迎をするのであります、併ながら二部生をして十分に教員たるの技能を發揮せしむることの爲には、少くとも一部生と等しき、或は一部生に近き學術の教養を爲さなければならぬのであります、然るに今回の案を見ますと云ふと、數に於ては如何にも五十六學級を增しますけれども、質に於ては何等改良する事柄が行はれて居ないのであります、即ち從前に於てすら相當に力の違があつた二部生を、更に一部は五年の年限として相當に力が增加すると云ふならば此二部生と一部生との間の開きが從前より更により多くなるのであります、即ち同じ師範學校を卒業して社會に送出す教員の中に非常に力の違のある二つの正教員を社會に送出すと云ふ結果になるのであります、諸君、此結果と云ふものは毫も卒業生の學力增加と云ふ問題には觸れずして、唯々社會に不完全なる教員をより多く送出すと云ふ結果になるのであります、私は此二部生の長所を發揮して良教員たらしむる爲には、少くとも、其の修業年限を二箇年とすることを最少限度の必要と認めるのでありま す、政府が此點に向つて何等の考慮を拂はれなかつたと云ふことは、是私が反對する第二點であります、最後の第三點として教員の學力が不足して居ると云ふことは現實的であります、故に教員の學力を增大すると云ふことは、單に將來の教員たるべき師範學校の卒業生の力を增すと云ふことゝ共に、現在に於ける小學教員に從事して居る教員の力の改善に向つても、考慮を拂はなければならぬのであります、御承知の通り現在我國の小學校教員の數は約二十萬であるさうであります、此全體の教員の素質を總て改善せしむると云ふことは難いとしましても、少くとも其約五割以上を占めて居る正教員に對してだけなりとも、相當の考慮を拂はなければ、獨り師範教育のみを改善しても何等の效果がないと私は思ふのであります、然るに本案に付きましては、政府に於ては何等の御考慮が拂つてありませぬ、委員會に於て文部大臣に質問致しました應答に依りましても、一面に於ては是は專攻科へ入れる、他面に於ては講習講話に依つて是等の力の不足を補ふことにする積りであると云ふ御答であるのであります、專攻科を設けると云ふことは宜いと存じます、併ながら是は自由科目でありますから、果して卒業生の全部が之を希望するや否や未定であります、假に全部が之を希望すると致しますと致しましたならば、御承知の通り專攻科の學級は二百一學級で、收容力は約八千餘人しかないのであります、之に向つて行く本科の卒業生が約八千人、又二部の卒業生が約八千人と致しますれば、既に一萬六千人の志願者があります、其外更に十萬餘人の教員の中に志願者を入れて收容することであるならば、其收容人員は極めて僅でありま す、到底五年十年の歲月を以てしては、文部大臣御希望の如き改良と云ふことを施すことは出來ないと思ふのであります、講習講話に依つて學力を進むることは至極結構と思ひます、さりながら之には頗る多大の費用を要するものであります、而して此費用の見積は原案の中には出て居らぬのであります、若し是等の多大の費用を自然の結果、地方に轉嫁するが如きことになれば、此案の爲には一切地方に費用を掛けないと申された文部大臣の聲明を裏切るのみならず、地方に向つては大なる脅威と相成ることであつて、容易ならぬことゝ思ふのであります、是も本員が反對する第三の理由であります、其他尙ほ理由はあります、此他に於ても理由があります、例へば師範學校の生徒は本案に依つて增加を致します此增加に伴つて當然の結果として、附屬小學校に何等かの考慮を加へなければならぬのであります附屬小學校の設備が不十分であつて今日に於ても師範生徒の教養に十分に資することの出來ない憾みがあることは、周知の事實であります、今日以後師範學校の生徒が更に增加をするならば、益々附屬小學校の設備が不十分になるのであります、之に對しても何等本案には考慮を加へて居る所が見えないのであります、尙ほ獨り師範學校のみならず、師範學校の科目を上げ、殊に專攻科等を置くことになりましたならば、師範學校の教員それ自體の素質をも向上せしむる計畫を致さなければならぬのであります、然るにも拘らず、此點に付ては何等計畫する所がないのであります、其他幾多の理由はありませうが、是で理由は略しますが、唯々一言申述べたいのは、私の申述べました點に付きましては、其感を同じうする方々が少くないのであります、現に吾々同僚であつて、教育行政通を以て目せられて居ります山崎達之輔君の如きも、委員會に於きまして希望と致して文部大臣に對して二部の擴張を致し、現在教員の改善に付て適當なる施設を爲し、優良教員の養成供給上に遺憾なからんことを期したいと云ふ御希望を御述になつて特に大臣の答辯を御求めになつて居ります、之に對して文部大臣は全然贊成である、出來る限り努力をする、斯う云ふ御答辯になつて居るのでありま す、私は其御答辯は甚だ不可解のことゝ思ふのであります、既に文部大臣は改善案と云ふものを發案致されてあるのであります、發案致されて居る以上は、出來得る限り努力すると云ふ餘地があるならば將來に努力する必要はない、現在發案してある所の本案自身に向つて相當の努力を加へれば宜いのでありま す、（拍手）是が一日を緩うする如き問題であるならばまだ餘地があります、苟も義務教育延長の準備として緊迫的必然的の此問題に向つて、既に改善すべき所がある、改良すべき餘地があると云ふことを指摘せられ、而して其餘地に向つて御同意であるならば、之を後日に讓ると云ふ如き事柄は、決して文部大臣の御言葉とは思へないのであります、是

は一時を糊塗するに過ぎないと言ふも過言ではないと思ふのであります、それと同時に文部大臣自身が此希望を容るゝと云ふ御聲明に依つて、本案の不完全であると云ふことを裏書したと云ふことを私は認めるのであります（「ひやく」拍手起る）以上申上げました理由に依りまして、本員は遺憾ながら本案に反對を致すのであります、隨て此分に對する八千萬圓の基金と云ふものは、一時之を現在の儘に留保して、さうして將來の發展に資したいと思ふのであります、所謂今後の教育施設の準備に殘して置きたいと思ふのであります、吾々は文部の當局の方々が熱誠を以て發案せられました所の本案に對して、反對すると云ふことは、衷心より遺憾を感ずるのであります、併ながら吾々の反對は決して師範教育に改善其のものに反對するのではないのであります、否師範教育を根本より改善し、優良なる教員を、作り而して國民教育の基礎を完璧にすると云ふ點に於いては、政府當局に吾々は一歩も讓らぬのであります（拍手）世には有は無に優ると云ふことを申しますが、要するに第一の草案が行はれざる場合には、第二の案でも宜いではないか、次善に從ふより仕方がないではないかと云ふことを申します、是れは事柄に依りましては一應理窟があると思ふのであります、併ながら貨幣鑄造益金の中からして、捻出したる特殊の基金を以つて、又義務教育延長の前提として實行せざるべからざるところの窮迫的の問題に向つては、決して斯の如き微温的の言葉を以つて迎へるものではないと思ふのであります、不幸にして此の教育改善案―微温的にして不完全なる教育改善案が、此の議會を通過致して成立致すと云ふことに相成りましたならば、私は社會の大多數が之に安んじ之に滿足して、神聖なる教育改善の大目的を怠ると云ふことを恐るゝのであります（拍手）更に今一つは師範教育費の負擔の任に在る者は地方であります此地方に於ける當路者や、或は地方に於ける議決機關が此案に信頼し、或は此案に籍口して、將來に於ける適切なる教育改良の緊張味を失ひ、或は努力を拂ふと云ふことを失ふことに相成りましたならば、是は由々しき大事であつて、此案の爲に却て吾々教育改善の前途を阻碍すると云ふ結果になることを虞れるのであります（「そんな事はない」と呼ひ發言する者多し）もう直きであります、即ち茲に本案に反對致します所以は、本案をしてより完全にならしむるが爲に又改善の必要を痛感致しまするが爲に反對するのであります、要するに政府及政府當路者をして、完全無缺なる策を提出するの機會を得せしめんが爲に反對するのであります、蓋し此意義に付きましては、文部大臣に於きましても御同感と思ふのであります、故に本案の否決に依りまして、政府に於きましては適切完全なる原案を提出致しましたる場合に於きましては、吾々は喜んで第一に之を贊成するのに吝かならない者であるのであります、吾々の今日の反對は大に伸びんが爲に先づ以て屈するの意であると云ふことを諒とせられまして、切に滿場諸公の贊成を得て本動議が成立を致しまして、以て師範教育改善有終の美を濟すを期せられんことを切望するのであります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　修正案に對して反對贊成の通告があります、通告の順序に依つて發言を許可致します、山崎達之輔君。

〔山崎達之輔君登壇〕

○山崎達之輔君　私は唯今議題となつて居りまする師範教育改善、並に農村振興基金特別會計法律案に付きまして、委員長報告の原案に贊成を致し、唯今折原君より御提出になりましたる修正案に反對を致す者であります、師範教育改善の必要なることは今日世上何人も異存の無い所であります、殊に私の屬して居りまする政友會に於ては、教育の振興を以て四大政綱の一と致して居るのであります、曩には高等教育機關大擴張の計畫を斷行し、今我國内外の情勢に鑑みまして更に國民教育の一大改善刷新の急要を認めて居るのであります、隨て此問題に付て目下我黨に於ては、愼重なる考慮を拂ひつゝあるの際であります、而も師範教育と國民教育の改善と云ふ事は、密接不離の關係に立つものでありまするが故に、特に私共は今回の師範教育改善の案に對して、之を重く考へる次第であります、固より反對黨の諸君と雖も、師範教育改善其ものに對しましては御異存のない事でありまして、唯々問題となる事は師範教育改善の方法を如何にすべきや、師範教育改善計畫の内容を如何にすべきやと云ふ問題であるやうであります、先刻折原君の御述になりましたる事を靜に拜聽致して居つたのでありまするが、御議論は此二點に歸著するやうに思ひます、即ち今回の文部大臣の師範學校制度の改正案に於て、師範學校の學年延長を下一年を延ばして上を延ばさないと云ふことは不都合である、又第二部の改善に於て、現在二部の修業年限が一年又は二年となつて居るのを、一年に切下げたと云ふのは不都合であると云ふやうな御議論に歸著するかのやうに拜聽致しました、所がです、能く文部の計畫の内容を精査致すと云ふと、詰り第一部に於て專攻科を設置すると云ふことが、折原君の所謂上に伸ばすと同じ意味であります、唯々專攻科と之をされたのは、全部に一箇年を延長すると云ふことになれば、餘り急激なる變革が生じ過ぎるが故に、特に之を專攻科として全國四百學級に對し、約二百學級の專攻科を設けやうと云ふことでありますので、結局は矢張上に伸ばすと同樣の意味を爲すのであります、又師範學校第二部の問題と致しましては、成程現在の制度上に於ては、師範學校の二部の修業年限が一年又は二年となつて居りますけれども、實際に於ては二年の修業年限を持つて居るのは長野縣に一校あるだけである、然るに今回全國を通じて一箇年の專攻科を二百學級設けられますれば、餘程第二部の問題としましても年限を延長せられたと同樣の結果を見るのであります、隨て折原君の御心配になつて居りまする點は恐らく消滅するであらうと存じます（拍手）唯々吾々がです、文部の提案に對して少しく遺憾なきを得なかつた點は、今回の計畫に於て第二部の學級增加が五十六學級に止つて居ると云ふこと、現在の二十萬の教員に對する改善の施設が少しも無いと云ふ點に在るのであります、今日御承知の通り全國小學校二十萬の教員の中に、本科正教員は僅に五十二「パーセント」しか無いのであります、此正教員の不足と云ふことが教員養成の上に於ては最も重大なものである、私等は年限延長の問題よりも、寧ろ正教員の養成を豐富にすることが最も急務であらうと信じて居る者であります、然るに今回の文部の計畫の内容に於て、二部の學級增加が僅に五十六學級であつたと云ふことは、此點に於て甚だ私等は遺憾を感じたのであります、隨て私は特別委員會に於て特に此點に對して文部大臣に御質問申上げたのでありますが、其事は既に特別委員長より御報告の通りの事でありまして、即ち今回の四百萬圓の計畫に於て更に第二部の擴張を增大し、且つ現在の教員の改善に關する施設をされることが必要であらうと思ひますことを文部大臣に御尋申上げました所が、文部大臣は全く其點に付ては同感である、今後此計畫の運用上出來得る限り注意をして、諸君の希望に應ずることに努めると云ふ御言明があつたのであります、私等は文部大臣の此言明を信じ、之を實行せられることを信じまするが故に、何等此案に對して疑懼の念を有しないのであります、即ち私等の希望する所を容れられまするならば、恐らく今日の實行案としては、最も適切なる案となり得るものであらうと信ずるのであります、斯樣な意味に於きまして私等は此法律案に贊成を致し修正案に反對を致す次第であります、（拍手）尙は私が先刻より申上げまする通りに、文部大臣に於て是が運用上十分の御注意があれば、恐らく折原君などの御希望の大半も之を達することが出來る譯であります、折角師範教育其ものに御贊成であるに拘らず、僅の點の爲に之を削除しやうと云ふ御意見は、少しく私等の了解に苦しむ所であります（拍手）希くは此點は靜に御考を願ひたい點であります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　森肇君。

〔森肇君登壇〕

○森肇君　私は極めて簡單に同僚折原君より提出致しました修正案に對して贊成の意見を申述べたいのであります、師範教育の改善と云ふことに付て反對でないと申すことは、是れは申すまでもないのであります、唯今山崎君より御述になりました通りに、今日に於て義務教育の年限を延長致すと云ふことであるならば、其前提として師範教育の改善を致さなければならぬと云ふことは勿論であります、此點に於て師範教育の改善に對しては、吾々異議のないことを茲に表明致すのであります、併ながら文部大臣が野に在つて多年唱へて居られたる所の義務教育の延長を近く實行する前提として、師範教育を改善しやうと云ふことであるならば、吾々はどうしても先づ教員の數を多く致すと云ふことに力を注がなければならぬと思ふのであります、同時に教員の質を善くすると云ふことに力を注がなければならぬと思ふのであります、教員の數を多くしやうと云ふことであるならば、二部生を增加致すことの必要は勿論であります、而も現在提出せられて居る所の案の示す

所に依りますれば、僅に全國に五十六學級を增加するに過ぎぬのであります、此二部生の增加に關して文部大臣の說明さるゝ所を聽きまするに、今假に此學級を增さうと致しても、入學を致すべき人間が足りないと云ふことを心配致して居られるやうであります、私共の知る限りを以て致しますれば、今日に於て二部生の入學を許すに當つて、各師範學校に於て行つて居りまする試驗の實況と致しましては、何となく師範本科に重きを置いて、特にむづかしい種種の題目を課して、二部生として入學致しまする者を精選致しまする風もあるのであります、是等の關係が今日二部生の收容を致すに當つて時に、不足を感じまする主なる原因であります、若し二部生を遇することは矢張一部生と同樣の心を以て各師範學校が入學試驗等を行ひまするならば、二部生の數を增しますることは勿論何でもないのであります、此點より申しましても、今日に於て五十六學級などに之を止めて置かれると云ふことが、教員の量を增し、數を增すと申す點に於て尙は徹底を缺くのであります倘又質を善くしやうと云ふことであるならば、少くも專攻科と稱する一年の課程と申すものは、之を總ての師範學校卒業生に課せなければならぬ、然るに此點に至つては餘りに多くを師範學校生徒に課するは宜しくないと云ふ理由を以て致して、專攻科の入學は之を其者の自由に任して居られると云ふのでありますから、即ち教員の質を善くすると云ふことに致しましても、現在の教員の質を善くすると云ふことは勿論、其事は無論出來ないのである、將來教員となるべき者の質を善くすると云ふ點に於ても徹底を缺いてしまふのであります、吾々は斯の如き徹底を缺く所の案に對しては贊成を表すること能はずとして、更に師範教育改善の目的を徹底致しまする爲に、更に絕好の機會を當局者に與へたいが爲に、此案を修正致して、師範教育改善には反對を致すのであります（拍手）尙ほ唯今山崎君よりも御述になりましたる通りに、二部生の增加に關しては、近く之を考慮すべしと云ふ文部大臣の御言明があつて、之に安心をして贊成をすると云ふことでありました、文部大臣は一年現役兵に對する俸給國庫負擔の問題の際に於ても、此議場に於て提案の際に說明をされた事は、後の委員會に於て著々として修正されて取消をされた、即ち此一年現役の案に付ても、文部省としてはどうも十分の確信を其提案に付て持つて居られないと私共考へて居る（「ひやく」「のうく」）所が今回の此案に對しても二部の生徒を增すと云ふことに付ては、師範學校の收容力に限りが有るのでいけないと云ふ說明を致して置きながら、或者の質問があれば、據つて將來に於て考慮致すと云ふ言明をされて居る、此一點を見ても、此案に對しても亦文部省は確かなる信念を有して居られないと私共は斯樣に明言を致したいのであります（拍手）尙は最後に一言致したいのは、此師範教育改善に關しては毎年四百萬圓より政府が支出し得べき所の金が無いのであります、唯今文部大臣が說明されたと云ふことを買と致しまするならば、二部の生徒は更に增加し來ることも考へなければならぬのであります、それのみならず、時勢の進步と共に師範學校の生徒に要する所の毎年の經費と申すものも、漸次增大致すことを豫期致さなければならぬ、而も政府の持つて居る金は四百萬圓に限定されて居ると云ふならば、近き將來に於て此師範教育改善に付ても、亦町村の負擔を增さなければならぬと云ふ危險があるのであります、吾々は此點に對しても深き憂を持つて居るのに、文部大臣若くは現内閣としては、此點に關しても十分の考慮を用ゐられて居らぬのであります、是等の點に於て原案に反對を致し唯今の修正案に贊成を表する所以であります。

〔拍手〕

○副議長（小泉又次郎君）　討論は終局致しました、先づ修正案に付き採決を致します、修正案に贊成の諸君は起立を乞ひます。

〔贊成者　起立〕

○副議長（小泉又次郎君）　起立少數であります、仍て修正案は否決せられました、次に原案に付て採決を致します、原案に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者　起立〕

○副議長（小泉又次郎君）　起立多數であります、仍て原案の通り決定致しました（拍手）第二讀會は終了致しました。

○作間耕逸君　議長、直に本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り、即ち委員長の報告通り可決せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て直に第三讀會を開き、議案全部を議題と致します。

教育改善及農村振興基金特別會計法案　第三讀會

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　別に御發議が無いやうでありますす、第二讀會議決の通り可決確定致しました（拍手）次に日程第五、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案の二讀會を開くや否やを御諮りを致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　別に御異議ないと認めます、第二讀會を開くに決しました。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て直に本案の第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案（政府提出）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　別に御發議が無いやうでありますす、仍て第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定致しました（拍手）日程第六第七は同一委員に付託したる議案なるに依つて、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、日程第六、朝鮮鐵道用品資金會計法案、日程第七、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案、此兩案の第一讀會の續を開き委員長の報告を求めます、委員長板野友造君。

第六　朝鮮鐵道用品資金會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一朝鮮鐵道用品資金會計法案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十二日

朝鮮鐵道用品資金會計法案委員長　板野友造

第七　朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十二日

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案委員長　板野友造

衆議院議長粕谷義三殿

〔板野友造君登壇〕

○板野友造君　朝鮮鐵道用品資金會計法案、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案、此二案の委員會の經過並に結果を報告申上げます、朝鮮鐵道用品資金會計法案は、御承知の如く此朝鮮鐵道の經營を滿鐵に委託してあつた、之を丁度契約の更改期も近寄つて居るから、此際朝鮮總督府の直營に還元しやう斯う云ふ案なので、此事に付きましては數回の委員會を開き、重要なる點に付て數多の質問應答が交換されて居りますが、詳細は速記に付て御承知を願ひたいと思ひます、唯々此際一言御報告申上げて置く方が便宜かと存じまする一二の點だけを、極く簡單に御紹介申して報告を致します、それは朝鮮鐵道を滿鐵から引上げて總督府の經營に戻す、交通政策の上に於て支障なきや、斯う云ふ點であります、是は政府の方から詳細に交通政策の上に於て不統一の虞はないのみならず、朝鮮開發、產業開發の上に於ては、之を總督府で經營する方が便利であると云ふ答辯があります、それから私設鐵道との統一を保つ上に於ても、之を總督府の直營に移す方が宜しいと云ふ答辯がある從事員に對する給與の點に十分の注意を拂つて、さうして不滿動搖の無からしむるやうに努めると云ふ答辯もありました、經營の點に付ても寧ろ總督府で直營にする方が、運賃其他に付ても將來引下げることなどに便利があらう、斯う云ふこと、それから私設鐵道補助に付ては、現在の三百萬圓を四百五十萬圓に增すと云ふ案でありますが、是は最近の事情に於て斯くしなければならぬ、斯う云ふやうな

答辯であります、採決の結果滿場一致を以て可決になつて居ります、政友本黨の柏田君から、或は本會議に於きまして、警告若くは希望を附けるかも知れないと云ふことでありましたが、併し政友本黨の柏田君も本案に對しては賛成されて居ります、要するに兩案とも委員會に於きましては滿場一致を以て可決を致しました、御報告申します（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對して警告附賛成の通告があります、吉木陽君。

〔吉木陽君登壇〕

○吉木陽君　本員は唯今議題になりましたる朝鮮鐵道用品資金會計法律案及朝鮮私設鐵道補助法案に付きまして、兩案とも賛成の意を表しまするが、前者に對しましては一の警告を致したいと思ふのであります、今其警告を朗讀致しまして其の意見を申述べる次第であります、「朝鮮に於ける國有鐵道は我が大陸政策に重大の關係を有すると共に國際鐵道たる其の地位に在りて帝國の利益と威信に關する最も重大の事業たるに拘らず、從來屢々其の主管を變更し爲に其の進展を妨けたること尠からす政府は該鐵道の意義に鑑みて其の經營を愼重にし、以て既往の失敗を重ねさらんことを期すへし、右警告す」今申しました通りの警告を發せんと欲するものであります朝鮮國有鐵道は最初は私設鐵道であつたのでありまするが、其敷設の端は明治三十二年に發して居ります、其後三十九年に之が國有鐵道となりまして、四十二年には鐵道院の主管に移つたのであります、越えて四十三年に再び總督府の主管となり、又大正六年に於きまして、今の南滿洲鐵道株式會社の委託經營にされたのであります、其當時の契約は此鐵道の改良建設保存運輸、其他の附帶事業を南滿洲鐵道株式會社が委託經營をし、建設及改良に付ての計畫は總督府自ら之を爲す、其他の附帶用務に付ては之を指揮監督して行くと云ふ意味の契約になつて居ります、是が今回再び朝鮮總督府に於て直營致すと云ふことに相成り、此自然の必要の爲に此法律案が提出されたのであります、斯の如く三十二年以來其主管を變へること實に六回の多きに及んで居ります、隨て其從業員に不安の念を與へ、又營業方針にも度々變更を來し、内外の信用も爰に失墜すると云ふ譯で此經營上の進展を阻碍したことは洵に夥しとせぬのであります、斯う云ふ意味に於きまして、私共は將來斯の如く度々主管の變らぬやうに切に希望する次第であります、殊に此朝鮮の鐵道は西伯利、歐洲、支那と、日本との幹線であると云ふことは申すまでもないことであります、今回又日露の修交が回復されまして、益々物資の交換であるとか、或は旅客の往復と云ふことが頻繁に相成るであらうと思ひます即ち國際鐵道としての意義が益々深く相成る次第であるのであります、殊に滿蒙の開發に伴れて此鐵道の重要さを増して來ると云ふことも、固より當然の事であります、又我が帝國の食糧問題、或は人口の過剩問題とか、材木其他の物資を求めるとか云ふ色色の點から考へましても、朝鮮の開發が非常に重大であると同時に、此鐵道の經營其宜しきを得ると云ふことが最も必要なることになつて居るのであります、殊に此朝鮮の開發、而して鐵道の施設を普及せしめ、其經營宜しきを得ると云ふことは、鮮人の文化生活を向上する上に於て最も必要なことであります、斯う云ふ意味から考へましても、此鐵道の使命が、最も重大であると云ふことは申すまでもない事であるのであります、然るに從來朝鮮に於きまする所の官業、及特殊銀行、會社の如きは、多くは成績が良好でないのであります、不振の域に在ると云ふことは是は周知の事實であるのであります、朝鮮銀行に於きましても相當多額の不良貸付を有して居ると云ふ事實があります、又東拓に於ても其業務が甚だ振つて居らないと云ふ事實もあります、又殖產銀行の如きは政府より相當多額の低利資金を得ながら朝鮮に於ける金融に相當高率を以て貸付けて怨嗟の的となつて居ると云ふ事實もあります又煙草專賣の事業の如きも、其成績が甚だ宜しくないと云ふ事實もあるのであります、斯の如く朝鮮に於ける官業及特殊會社の事業が甚だ振つて居らない事實に鑑みましても將來是が直營になりました後の經營が思ひやらるゝのであります、何故斯う云ふ事業が振はないかと申しまするど、特殊銀行、會社等の仕事は、多く古手の官吏を使つて居るからいけないと云ふ說もあります、朝鮮方面に參りますると、是等を官吏の姥捨山とか養老院とか惡口を言つて居る者もあります、兎に角官吏の仕事が餘り面白く行かないと云ふ事實が確にあるのであります、此滿鐵に朝鮮の鐵道が移されまして後、朝鮮に在住して居る人口は、非常に其經營が宜くなつたと言つて、實は喜んで居つたのであります、從來御役所風であり官僚風であつた事業が商賣人風になつた「ビヂネス、ライク」になつたと言つて喜んで居つた事實があります、今回朝鮮總督府の直營にすると云ふことに付ても、政府に於ては十分考慮されなければならぬと云ふ必要があると考へるのであります、委員會に於ける質問應答に於きまして、下岡政務總監の御話に依りますれば、從來滿鐵方面でやつて居つては事業が粗笨に流れて困る、滿洲方面の貨物は非常に大量のものが多い朝鮮は小さい物資を集めて行かなければならぬ、集約的に經營をしなければならぬから、此粗笨に馴れて居る滿鐵にやらすと云ふことは、非常に不便であると云ふ御說明があつたのであります、一應私共御尤と信ずるのであります、さりながら今一應考へて見まするど、朝鮮に於ける鐵道の經營とは南滿洲鐵道が京城に鐵道局を置き、それに理事一名を專屬せしめて居つた滿洲方面の經營とは實際に於て全然其經營を別にして居ります、而して委託經營の契約に於きましては、朝鮮總督府は之を指揮監督すると云ふ契約になつて居る爲に、單に監督と言はず「指揮」の二字が加へてある、でありますから總督府が眞に注意なさるならば、此仕事は手足の如く、思ふやうに經營されるのであります、それがされないのは私共甚だ不審に堪へないのであります、殊に又委員會に於て下岡政務總監の御話に依りますれば、成鏡線方面に於ては、先般鳩山君が本會議に於ても御話がありましたが、三百四十萬圓許り工事をし過ぎたのである、或は之を總督府は知らなかつたやうな又知つて居つたやうな曖昧模稜の御答辯があつたのでありますが、全然知つて居ないこともなかつたが內諾を與へた意味でもないと云ふのであります、是も私は甚だ不思議に思ふのであります、御存じなかつたとすれば、從來總督府に於て滿鐵の仕事を指揮なさる上に於て、甚だ手落が多いと云ふことを物語るものであります、又之を知つて爲さつたとするならば、是は甚だ怪しからぬことであることは申すまでもない次第であります、此事は私は續いて御質問したのである、どうして斯う云ふことが出來たのであるかと御尋した所が、前年度は豫算額が多かつたが、今年度は豫算が減つた爲に、材料、人員の準備があつたから續けてする方が經濟的であるので、之を滿鐵にやらせたと云ふ御答辯があつたのであります、斯う云ふ杜撰な監督をして居る總督府であるから、將來氣を付けて貰ひたいと云ふのであります、さう云ふ事情でありますから私は重ねて御尋したのであるさらば大正十三年度に於ては千萬圓の成鏡線の工事を爲さつた然るに本年は五百四十萬圓の工事費の中三百四十萬は去年やつてしまつたから二百萬圓しか殘つて居ない、然るに更に十五年には一千萬圓の工事もあるから、是は技師を雇めたり人夫を散らしたりしては不經濟になる、若し斯う云ふことが出來るならば、大きな請負者に此工事を五六百萬圓で請負はせて、今年二百萬圓拂つて、來年やらせて行つた方が便利でないかと云ふことを私は誨へたのであります、所が之に答へて言はれるには、さう云ふことは法律に違反する虞がある、會計法に矛盾すると云ふ考を持つのは、以ての外の事である、斯う云ふやうな總督府が此鐵道を直營しやうと云ふのは、吾々は殊に不安を感ずるのであります、是が即ち私が此警告を發する所以であります、元來與黨の各位は、野に在つては農村振興を叫び、其朝に立つや義務教育費國庫負擔の増額を否決すると云ふ諸君であるのである、又閣僚の諸君は野に在るや金輸出解禁を絶叫し、朝に立つては直に之れを非とし、恰も敝履を棄つるが如き狀態である、斯う云ふやうに野に在るときと朝に在るときと、常に其主張を異にする現內閣であるが故に、而して與黨の各位は、曩に六千萬人の國民の中誰一人として憲法を蹂躪するの人が無い時に當つて、憲法擁護を絶叫せられた各位である、護憲內閣を標榜する諸君、此諸君が玆に憲法を破壞するが如き行爲があつても、是は當然であるかも知れない故に私に護憲內閣の辭に代ゆるに、破憲內閣の辭を以てしたいと思ふのであります（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　兩案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します、第二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て兩案とも第二讀會を開くことに決しました。

○作間耕逸君　兩案を一括して各其第二讀會を開き第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て直に兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題に供します。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

朝鮮鐵道用品資金會計法案　第二讀會（確定議）

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案　第二讀會（確定議）

○副議長（小泉又次郎君）　別に御發議が無いやうでありますから、第三讀會を省略して、兩案とも委員長報告の通り可決確定致しました――日程第八、裁判所構成法中改正法律案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求めます、委員長榊原經武君。

第八　裁判所構成法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一裁判所構成法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十三日

裁判所構成法中改正法律案（政府提出）

委員長　榊原經武

衆議院議長粕谷義三殿

〔榊原經武君登壇〕

○榊原經武君　私は裁判所構成法中改正法律案に付きまして、委員會の經過及び結果を御報告致します本案に付きまして委員會を開くこと三回であります此の改正案は同法の第十四條に「五百圓」とあるを「千圓ニ改ム」是は近時經濟界の向上發展の爲に五百圓以上千圓以下の事件が非常に増加致しました、此增加に伴ふ所の訴訟人及び訴訟關係人をして、手數の多き地方裁判所の裁判を受けしむるよりも、簡易なる裁判所に管轄せしむる方が是等訴訟法關係の爲に非常に便利である、仍て區裁判所の權限を擴張致しまして、五百圓とあるを千圓以上に改めると云ふのであります、それから第七十一條の第二、是は控訴院及び大審院の判事となる資格者を定められた法條であります、此法條中に司法省參事官と云ふのがあります、所が官制改革の結果司法省參事官と云ふ者が無くなつて、司法省書記官と改まつた是が改まつた爲に本條中「司法省參事官トアルヲ司法省書記官ト改ム」それから七十七條は判事の恩給を規定された所の法條でありましたが此恩給の規定は業に既に別に規定されて居るのであります、されば構成法中に此恩給に關する規定を置くの必要がないと云ふので、本條を削除すると云ふ、以上三つが要點であります、委員會に於きましては總て政府提案の主旨を相當なりと認めまして、委員會は大多數を以て原案は本會議に於て可決すべきものなりと云ふ議決になりました、以上御報告に及びます。

○副議長（小泉又次郎君）　本案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します、第二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議ないと認めます、仍て第二讀會を開くことに決しました。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開かれんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議には御異議がないと認めます、直に第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

裁判所構成法中改正法律案　第二讀會

○副議長（小泉又次郎君）　本案に對しては原夫次郎君より修正案が提出されて居ります、其主旨辯明を許します、原夫次郎君。

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君　諸君私は唯今議題と相成つて居ります本案に付て、修正の意見を提出致してあるのであります、其修正の箇條は政府案の「第七十一條ノ二中、司法省參事官ヲ司法省書記官ニ改ム」とありますのを「第七十一條ノ二中、司法省各局長司法省參事官ヲ削ル」斯う云ふことに改めたいと云ふ修正の意見であります、先づ此修正意見の理由を述べまする前に、此の修正意見の地位を明かに致したいと思ふのであります、政府案に依りますると云ふと「第七十一條ノ二中、司法省參事官ヲ司法省書記官ニ改ム」斯う云ふことになつて居るのでありますが、此第七十一條の二に於きましては現行の構成法に依りまするど云ふと、先づ大審院の判事、若くは控訴院の判事になるには十年若くは五年間裁判官たる在職者でなければならぬのであるが、此資格を得る爲には裁判所へ行つて居ない者であつても、司法省の各局長並に參事官は其利益に均霑せしむることが出來ると云ふ法律になつて居るのであります、そこで私の修正意見と致しましては、昨年の十二月官制が改正になつて司法省參事官が司法省書記官に改まつたと云ふことの理由に依つて、政府から今回提案になつたのであるけれども、併ながら政府の意見其のものに於ては、從來書記官中には參事官の仕事を爲して居る所の者以外に於いて、法律の立案審議等に關係せざりし會計課長であるとか、人事課長であるとか、監獄の事務官であるとか云ふ者も存在して居るのである、而してそれ等の者は大正十一年の裁判所構成法改正の當時に在りては、是は除外致されてあるにも拘らず、政府者の言はるゝが如き昨年の官制の改革がありしとしても、參事官以外の書記官の仕事を爲して居る者に對しては、今度の政府の提案なるものは即ち此資格を大正十一年に改正せられるより以上に擴張する所の改正案である、斯う云ふことが明に相成つたのであります、そこで私の修正意見と申すのは、此構成法を改正する場合に於ては、司法省の各局長並に參事官と云ふ者を全部削除する、さうすると結局司法省の役人の此利益の均霑を全部取去ると云ふことに相成るのであります、此修正の意見の理由と致しましては、大略三個の理由を有するのであります、先づ第一と致しましては司法省は最に定年法なるものを改正致して、裁判所內部の空氣を新にせんが爲め、又後進の途を開かんが爲に、大審院判事に在りては六十五歳、普通の判事に在りては六十一歳と云ふことに定年年齡を定めたのである、此定めた主意は言ふまでもなく後進の進路を塞ぐのであるから、假令年取つた人の能不能の如何は問ふ所でない、玆に截然として年齡に依つて定年法を定めたのであります、此趣意から申すと云ふと、此度の改正案たる司法省の役人だけを僅か五人や八人の者を拾ひ上げると云ふことの理由が、決して定年法の趣意に關ふものではない、之が第一の理由であります、殊に第二の理由と致しましては、御承知の如く普通の高等文官の俸給令官等と云ふものと、裁判所の判事、檢事の官等と云ふものとは、非常に大に差異を生じて居る、即ち普通文官は高い俸給を受け、高い官等を持つのでありますけれども、裁判官たる者は俸給が普通の文官から見ては少いのであります、俸給の率が少いのである、そこで曾て裁判官たりし人が司法省へ參りますると云ふと、司法省へ參つたと云ふだけで以て俸給がずつと高くなるのである、所で此人が司法省をやめる場合に於いて、若し裁判所の方に拾ひ上げられると云ふ場合に至りますと云ふと、元の同僚よりかずつと高い地位を得ることになる、斯の如くに致しますと云ふと、甚だ不公平なる結果を生ずる、從に舊同僚を凌ぎ、裁判所の能事にも影響するし、裁判所內部の空氣は非常に惡いことになるのであります、之が第二點、第三點と致しては今日行はれて居る所の文官任用令である、吾々は常に此今日の文官任用令なるものは餘りに煩瑣に亘り、餘りに範圍が狹い、何としても人材登用の門戶を開かなければならぬと云ふのが、今日文化の程度に對して誰も異論のない所である、然るにも拘らず此の司法省の構成法改正の趣意から申すと云ふと、以上申したやうな次第で兎角裁判官になるべき門戶を狹くして、而して司法省の唯役人の拾ひ場を――役人を救濟すると云ふだけに過ぎない、斯う云ふ小さな考を以て法律を改正すると云ふことは、即ち人の爲に重大なる法を改正することになるのであります、言ふまでもなく人材の集まることは洵に希望するのでありますが、併ながら司法省と致しましては、唯自己の膝下の者を救濟すると云ふことだけに急であつてはいかぬ、どうしても日本全國の裁判所全部を見渡して、數千人の裁判官が其爲に進路を待つて居るのである、然るにそれを防がんとする司法當局の此改正なるものには、吾々はどうしても之を贊成することが出來ないのであります、まだ色々細かい理由を申せば澤山あるのでありますけれども、要點は以上述べたる三點で十分に構成法改正の政府案の不當であると云ふことの理由は明かであらうと思ひます。

○副議長（小泉又次郎君）　次に格別に通告はありませぬ、仍て先づ修正案に付て採決を致します、修正案に贊成の諸君の起立を願ひます。

〔贊成者　起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數であります、修正案は否決せられました、仍て原案に付て採決を致します、原案に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者 起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立多數であります、原案の通りに決しました(拍手) 第二讀會は終了致しました。

○作間耕逸君 議長。

○副議長(小泉又次郎君) 作間君。

○作間耕逸君 直に本案の第三讀會を開き、二讀會議決の通り即ち委員長の報告を可決せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て直に第三讀會を開き、議案全部を議題と致します。

裁判所構成法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 別に御異議が無いやうであります、仍て第二讀會議決の通り可決確定致しました(拍手) ――日程第九齒科醫師法中改正法律案の第一讀會を開き、提出者の主旨辯明を許します、石塚三郎君。

第九 齒科醫師法中改正法律案(石塚三郎君外五名提出) 第一讀會

齒科醫師法中改正法律案

齒科醫師法中左ノ通改正ス

第一條第一號中「文部大臣」ノ上ニ「大學令ニ依ル大學ニ於テ齒科醫學ヲ修メ齒科醫學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立若ハ」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

齒科醫師試驗ハ中學校若ハ修業年限四年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ齒科醫學專門學校ヲ卒業シ若ハ外國齒科醫學校ニ於テ四年以上ノ齒科醫學ノ課程ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二條第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第三條中「禁錮」ノ上ニ「六年未滿ノ懲役若ハ」ヲ加フ

第四條ノ二 命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外齒科醫師ニ非サレハ齒科治療ヲ爲ス場所ノ標榜ヲ爲スコトヲ得ス

第六條中「齒科醫師」ノ下ニ「又ハ齒科診察所若ハ治療所ノ首長」ヲ加フ

第七條中「學位及稱號」ヲ「學位稱號及專門科名」ニ改ム

第八條 齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市齒科醫師會ヲ設立スヘシ

郡市齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣齒科醫師會ヲ設立スヘシ

道府縣齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本齒科醫師會ヲ設立スルコトヲ得

郡市齒科醫師會道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ハ法人トシ勅令ノ定ムル所ニ依リ齒科醫事衞生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 郡市齒科醫師會ハ命令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外郡市ヲ區域トス

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察及治療ニ從事スル齒科醫師ハ其ノ診察所治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル郡市齒科醫師會ノ會員トス

第九條ノ二 道府縣齒科醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

道府縣内ニ在ル郡市齒科醫師會ハ其ノ道府縣齒科醫師會ノ會員トス

第九條ノ三 日本齒科醫師會ハ内地ヲ區域トス

日本齒科醫師會ハ道府縣齒科醫師會ヲ以テ會員トス

第九條ノ四 郡市齒科醫師會道府縣齒科醫師會若ハ日本齒科醫師會ハ會員ヨリ徴收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ五 郡市齒科醫師會道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ノ設立ノ手續機關ノ組織經費ノ負擔監督會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條第一項中「第一號又ハ第三號」ヲ「各號ノ一」ニ改メ同條第二項中「齒科醫師」ノ下ニ「六年未滿ノ懲役又ハ」ヲ加ヘ同條第三項中「第三號」ヲ「第二號」ニ改ム

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ掲クル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

一 免許ヲ受ケスシテ齒科醫業ヲ爲シタル者

二 停止中齒科醫業ヲ爲シタル者

三 第四條ノ二第五條第六條若ハ第七條ニ違背シタル者

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

齒科醫師又ハ齒科專門ヲ標榜シ若ハ金屬充塡僞嵌義齒齒冠繼續及架工齒列矯正並口蓋補綴等ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲ス醫師以外ノ者ニシテ齒科技工ニ關スル行爲ヲ業トシテ爲シタル者亦第一項ニ同シ

第十一條ノ二 齒科專門ヲ標榜シ又ハ金屬充塡僞嵌義齒齒冠繼續及架工齒列矯正並口蓋補綴等技術ニ屬スル行爲ヲ爲ス醫師ニハ第八條及第九條ヲ準用シ第四條ノ二ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル齒科醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

本法施行前ノ齒科醫師試驗ニ關スル規定ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ効力ヲ有ス

〔石塚三郎君登壇〕

○石塚三郎君 齒科醫師法中改正法律案の提出に付きまして、其理由を簡單に御説明致します、齒科醫師法の制定せられましたのは明治三十九年でございまして、今日まで殆ど二十箇年の星霜を閲して居りまする其二十箇年の間に於きまして齒科醫事衞生の進歩發達は誠に驚くべきものでありまして、殊に其當時は齒科醫の數が僅に九百名に過ぎなかつたのであります、現今では齒科醫の數は一萬一千人と云ふ多數に上つて居るのであります、又學校の數は其當時に於きましては齒科醫學專門學校なるものが僅か一校でありましたものが、今日では齒科醫學專門學校なるものが七個か設けられて居るのでありまして、其學校の數より言つて見ましても、其一斑を窺ふことが出來るのであります、故に齒科衞生が國民保健上に重大なる關係を有しまして、普く之が一般に理解されまして、而して民間には種々なる所の施設が盛に設けられて居るのであります、然るに齒科醫師法と同時に制定せられました普通の醫師法は、其後幾度か改正に改正を加へられまして、益々醫事衞生に貢獻せられて居りますけれども、獨り齒科醫師法は大正五年に於きまして僅か其一小部分が改められたばかりでありまして、全く舊來の儘に放置されたと云ふも過言でないのであります、日本聯合齒科醫師會は既に十箇年以來是が改正に向つて調査を重ねて居るのでありますが殊に近來は目覺しき所の齒科の發達進歩に鑑みまして、一日も此改正の速かならむ事を希望するに至つたのであります、私等は又多年此方面に付きまして注意を拂つて居りました關係上、遂に一つの法案を得まして、御審議を煩すに至つた次第であります何卒速に之が實施を見、國民衞生上一の缺陷あるものを補足せられん事を偏に切望するのであります(拍手) 本改正案の要旨は大體齒科醫師なる者の資格及齒科醫師會の構成並に其運用を、醫師法に於けると同樣ならしむるものでありまして、目前に迫りつゝある所の要求と、將來の趨勢に適應せしめんとするのであります、又齒科に關しまして特別なる事情あるものは、新に之が制度を設けんと欲するのであります、齒科醫師法は制定當時、本院より提出せられまして法律となりましたものであります、今日まで國家社會の爲に容易ならざる効力を現して居ります、隨て之が大成をせしめまする爲に、此度の改正案も必ずや諸君の御同情ある御審議を期待し得るものと確信致して居ります、詳細の事は委員會に於て御説明致しまするが、願くば滿場諸君の御同意を得まして、本案を無事通過せしめられんことを偏に希望致します次第であります(拍手)

○井本常作君 本案は議長指名九名の委員に付託せられんことを望みます

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本常作君の動議に御異議ないと認めます、仍て動議の如く決します、作間耕逸君。

○作間耕逸君 茲に議事日程の順序變更に關する緊急動議を提出致します、即ち日程第二十二以下の請願特別報告を此際特に繰上げ一括議題とし、請願委

員長の報告を求め其審議を進められんことを望みます。

○副議長(小泉又次郎君) 作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て動議の如く決します、即ち日程第二十二乃至五十九は請願特別報告なるを以て、例に依り一括して議題と致し、委員長の報告を求めます、委員長、長田桃藏君。

第二十二 (特別報告第二號)東亞煙草株式會社に對し賠償金下附の請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第三號)朝鮮に於ける煙草營業者補償の請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第四號)明治節創定の請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第五號)坂上田村麿旌表の請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第六號)鷲泊漁港修築の請願 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第七號)神奈川縣高座郡御所見村内に三等郵便局設置の請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第八號)吉川郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第九號)革袋郵便局に電話事務開始の請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第一〇號)新本郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第一一號)敦賀町北津内區に無集配郵便局設置の請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第一二號)東黒田郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第一三號)信越線碓氷迂回鐵道敷設速成の請願外一件 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第一四號)紀勢鐵道速成の請願外八件 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第一五號)地租變更免租年期規定改正の請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第一六號)贅澤品等の輸入税に關する法律の別表中改正の請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第一七號)贅澤品等の輸入税中香料課税率復舊の請願外二件 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第一九號)西寒多神社昇格の請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第二〇號)宮崎神宮を勅祭社に陞進の請願外四件 (委員長報告)

第四十 (特別報告第二一號)海員の海洋上に於ける選擧權行使の請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第二二號)船泊村に避難港築設の請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第二三號)新宮川治水工事急施の請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第二四號)陸軍廐舍建設の請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第二五號)小倉兵器製造所擴張の請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第二六號)舞鶴軍港廢止に伴ふ個人救濟の請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第二七號)三笠艦保存の請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第二八號)竹生村大字弓削に無集配郵便局設置の請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第二九號)上野千種兩郵便局間電信電話開設の請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第三〇號)耆野郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告第三一號)西海村に三等集配郵便局設置の請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第三二號)鶴千驛前郵便局に集配事務開始並特設電話增設の請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第三三號)萬倉郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第三四號)相野谷郵便局に集配事務開始の請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第三五號)益田、萩間鐵道第二工區敷設速成の請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第三六號)中井村字長瀬に停車場設置の請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第三七號)岡山縣阿哲郡美甘村大字正田地内に停車場設置の請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第三八號)寒河江、楯岡間輕便鐵道敷設の請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第四〇號)上石見驛公衆電報取扱開始の請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第四二號)紀勢鐵道速成の請願外一件 (委員長報告)

請願特別報告第二號

意見書

請願文書表第一〇八號

東亞煙草株式會社に對し賠償金下付の請願

東京市東亞煙草株式會社取締役社長南新吾呈出(紹介議員金光庸夫君)

右請願の要旨は東亞煙草株式會社は明治三十九年政府の内命に依り本邦煙草の販路を淸、韓に扶殖することを目的として創立せられたるものにして爾來朝鮮に於ける斯業の開發、税源の涵養、英米「トラスト」の驅擯には勿論朝鮮總督府の内旨に從ひ煙草專賣の豫備として巨資を投して朝鮮煙草製造業者を統一する等專ら邦家の爲に盡したるに拘らす客年朝鮮煙草專賣令に依り極めて僅少なる交付金並補償金を以て該會社の朝鮮に於ける營業を徴收せられたるは遺憾に堪へさるところなり而て本請願は既に第四十六回議會衆議院に於て採擇せられたるも爾來未た何等の恩命に接せす會社の窮境其の極に達せり依て前記會社に對し煙草專賣實施に伴ふ會社損失額の補塡及交付金增額並に商標使用權に對する補償として速に相當の金額を下付せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三號

意見書

請願文書表第一〇九號

朝鮮に於ける煙草營業補償の請願

東京市東亞煙草株式會社取締役社長南新吾外二十名呈出(紹介議員金光庸夫君)

右請願の要旨は朝鮮總督府は大正十年四月煙草專賣令を公布し以て朝鮮に於ける煙草營業を買收したり然るに其の補償方法甚宜しきを得す爲に當該營業者は孰れも著しく窮境に陥れり依て(一)朝鮮煙草專賣令第四十七條に依る交付金二割二分なるを四割に改むると共に最低交付金を三千圓とし(二)特別補償として賣上代金の三割を交付し(三)徴收價格の低廉なりし爲に生したる損害の補償を爲すと共に工場を買上られさる者及借家工場所有に對し交付金の六分の二を給與し(三)朝鮮外より輸入販賣したる煙草代金を交付金決定の基本渡代金中に加へられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第四號

意見書

請願文書表第九號

明治節創定の請願 長岡市觀光院町九百七十五番地野本恭八郎呈出(紹介議員山田又君外一名)

右請願の要旨は 明治天皇仁聖の神風洽く中外に闡揚し國運從進展して止まさるは億兆の均しく仰し奉るところなり依て其の御盛業を永遠に仰し奉らむか爲 明治天皇の御降誕あらせられたる十一月三日を以て明治節と名つけ邦家の一大祝日とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第五號

意見書

請願文書表第一一三號

坂上田村麿旌表の請願 京都府宇治郡山科村

鷲泊港修築の請願外八件

宇大宅三十番戸士族邊山本佐兵衛外三十二名呈出（紹介議員川崎安之助君外一名）

右請願の要旨は　桓武天皇の御代に坂上田村麿征夷大將軍に任ぜられ東北の地を平定し皇威を四方に輝かせり後田村麿平城、嵯峨二朝に歴仕し弘仁二年五十四歳にして薨し其の墳墓京都府宇治郡山科村字栗栖野に在り古來朝廷又は國家に功勞ある人は多く神祇に率祀せらるるに獨り田村麿に對して此の事なきは寔に遺憾とするところなり加之嘉に衆議院に本請願を呈出して採擇せられたることあり又第二十一議會に於て衆議院は本旨表に關する建議案を可決したることあるに拘らず未だ其の實現を見るに至らざるは其の遺徳を追慕する國民の忍ぶ能はざる所なり依て速に相當なる社格に率祀せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第六號

意見書

請願文書表第一一號

鷲泊港修築の請願　北海道利尻郡鷲泊村長高杉寅松提出（紹介議員淺川浩君外一名）

右請願の要旨は北海道利尻郡鷲泊村字鷲泊灣は古來漁業を以て著名なる天與の港灣なりと雖現在稚内灣港用石材運搬船の爲設けたる一時的防波木柵あるのみにして完全なる漁船避難の設備なく漁民の不便不利尠めて大なり依て速に灣内舜天岬より約百間の防波堤を築設し漁船避難港としての修築を施されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第七號

意見書

請願文書表第一號

神奈川縣高座郡御所見村内に三等郵便局設置の請願　神奈川縣高座郡御所見村長宮治淳次郎外六十四名呈出（紹介議員中村啓次郎君外二名）

右請願の要旨は神奈川縣高座郡御所見村は高座郡の中部に位し交通上の要路に當り物資の集散、旅客の往復極めて頻繁にして通信機關の整備を要すること切なり然るに現在は遠隔なる有馬郵便局の管下に屬し之が爲通信上不便甚しく地方産業上の損失亦尠からず依て前記御所見村内に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第八號

意見書

請願文書表第三號

吉川郵便局に集配事務開始の請願　岡山縣上房郡吉川村長雜波周助外十一名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣上房郡吉川村に本年一月郵便局を新設せられたるも無集配局なる爲集配事務は依然として總郷便局の取扱に屬し隨て郵便物の發著遲延し不便尠からず依て該吉川郵便局に集配事務を開始し吉備郡大和、菅谷及本郡下竹莊の三箇村を併せ取扱區域とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第九號

意見書

請願文書表第四號

美袋郵便局に電話事務開始の請願　岡山縣吉備郡水内村長山本方一郎外三名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣吉備郡日美村は上房、川上及阿哲の三郡内より濱井驛を經て岡山市に通ずる唯一の要路を扼し交通益頻繁を極め加之伯備南線美袋驛も明年四月より之が營業の開始を見むとす然るに該村所在美袋郵便局に於ては未た電話事務の取扱なき爲地方民の不利不便寔に言語に絶するものあり依て地方文化の開發及産業の振興上速に前記美袋郵便局に於て電話事務の取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第一〇號

地租輕減更免租年期規定改正の請願外八件

同上　和歌山縣東牟婁郡小口村大字長瀬尾九百三十番地農大野籍藏外二十二名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

同　第九四號

同上　和歌山縣東牟婁郡四村大字檜葉百四十七番地農西威爾外八十四名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

同　第一一〇號

同上　和歌山縣東牟婁郡三尾川村大字三尾川千五百九十番地農日下柳太郎外五十名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一一號

同上　和歌山縣東牟婁郡北山村大字下尾井二百四十九番地農泉家禮之助外四十名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一三號

同上　和歌山縣東牟婁郡古座町大字古座百十一番地商津田松之助呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一四號

同上　和歌山縣東牟婁郡下太田村大字中里三百九十三番地農大江榮太郎外八十六名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一五號

同上　和歌山縣東牟婁郡小口村大字畝畑二百四十六番地農柳谷正實外四十名呈出（紹介議員中村巍君）

右請願の要旨は紀勢鐵道未成線路に沿へる熊野地方は陸に勝景たる大森林あり海に無盡藏の魚介あり實に天然資源の大寶庫たり唯々運輸交通機關の備はらざる爲是等の資源も徒らに死藏埋沒せらるると異らざるの現況に在り而て之が開發は一に紀勢鐵道の貫通に俟たざるへからず加之地方經濟と其の人文の發達とも亦妥通機關の充備に依りてのみ之を達し得へしと信ず依て速に該鐵道を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第一九號

意見書

請願文書表第一四八號

西寒多神社昇格の請願　大分縣大野郡野津市村百七十一番地神官生田秀生外四十八名呈出（紹介議員吉良元夫君）

同　第一一四號

同上　和歌山縣東牟婁郡下太田村大字中里三百九十三番地農西威爾外八十六名呈出（紹介議員吉良元夫君）

同　第一一五號

同上　和歌山縣東牟婁郡下太田村大字古座百十一番地商津田松之助呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一三號

同上　和歌山縣東牟婁郡古座町大字古座百十一番地商津田松之助呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一四號

同上　和歌山縣東牟婁郡四村大字檜葉百四十七番地農西威爾外八十四名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

同　第一一〇號

同上　和歌山縣東牟婁郡三尾川村大字三尾川千五百九十番地農日下柳太郎外五十名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一一號

同上　和歌山縣東牟婁郡北山村大字下尾井二百四十九番地農泉家禮之助外四十名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一三號

同上　和歌山縣東牟婁郡古座町大字古座百十一番地商津田松之助呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一四號

同上　和歌山縣東牟婁郡下太田村大字中里三百九十三番地農大江榮太郎外八十六名呈出（紹介議員中村巍君）

同　第一一五號

同上　和歌山縣東牟婁郡小口村大字畝畑二百四十六番地農柳谷正實外四十名呈出（紹介議員中村巍君）

右請願の要旨は紀勢鐵道未成線路に沿へる熊野地方は陸に勝景たる大森林あり海に無盡藏の魚介あり實に天然資源の大寶庫たり唯々運輸交通機關の備はらざる爲是等の資源も徒らに死藏埋沒せらるると異らざるの現況に在り而て之が開發は一に紀勢鐵道の貫通に俟たざるへからず加之地方經濟と其の人文の發達とも亦妥通機關の充備に依りてのみ之を達し得へしと信ず依て速に該鐵道を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二〇號

意見書

請願文書表第一四九號

宮崎神宮を勅祭社に陞進の請願　宮崎市長大迫元繁呈出（紹介議員長峰與一君外二名）

同　第一五〇號

同上　宮崎縣宮崎郡清武村長岩切素外十一名呈出（紹介議員長峰與一君外二名）

同　第一五一號

同上　宮崎縣南那珂郡飫肥町長島山貫平外十五名呈出（紹介議員長峰與一君外二名）

同上　北海道上川郡神樂村神居村聯合長安達利三郎呈出（紹介議員淺川浩君外一名）

同　第一五三號

同上　宮崎縣西臼杵郡高千穗町長神屋勇策外九名呈出（紹介議員長峰與一君外二名）

右請願の要旨は官幣大社宮崎神宮は御祭神　神武天皇に在しまし我が皇室に於かせられても度々の寒冷ありて帝國臣民の畏て敬仰し奉るところなれは權原神宮、明治神宮、熱田神宮、出雲大社等と同樣勅祭社の列に陞進せしめ國民をして益敬仰崇拜の念を深からしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二一號

意見書

請願文書表第一九號

船泊村に雄踏港築設の請願　北海道禮文郡船泊村長三浦直吉外四百二十七名呈出（紹介議員淺川浩君外一名）

右請願の要旨は北海道禮文郡船泊村は世界三大漁場の一に數へらるる北見國禮文島の最北端に位し各種海産物は年産額百五十萬圓に上り前途有望なりしも近年鰊群の襲來減退し爲に昨年度の如きは鰊粕免許漁場百六十餘統中就業せしもの僅に八十三統に過ぎざるの狀況に陷り今や死活の岐

路に逢著せり而て之か救濟の方途は避難港を築設して發動機に依る漁船操縱の便に備へ以て漁獲方法の革新を企圖するに在り而も斯る經費の負擔に堪へさるを以て國費を以て速に同村に避難港を築設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二三號

意見書

請願文書表第一九〇號

新宮川治水工事急施の請願　三重縣南牟婁郡鵜殿村三百二十一番地公吏倉本德之助外二百七十二名呈出（紹介議員竹原樸一君）

右請願の要旨は三重、和歌山、奈良の三縣を流通する新宮川は木材輸出の要津なり然るに明治二十二年の大洪水慘禍以降殊に河口の險惡甚しく爲に往々船舶の出入を杜絶し爲に地方產業の發達を阻害すること甚大なり茲に於てか曩に第二期治水計畫中に編入せられ昨年度以來之か實測調査中なりと雖該川不良の狀態は他の河川に比すへからす依て速に治水工事に著手せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二四號

意見書

請願文書表第一一九號

陸軍廠舍建設の請願　滋賀縣滋賀郡小松村長木原喜久藏外十三名呈出（紹介議員井上敬之助君外一名）

右請願の要旨は滋賀縣高島郡饗庭野に於ける陸軍各部隊の演習行軍に際し滋賀郡民の勞苦を察し露營又は屋外休營を爲し往々風雨の天候に會するか如きことありて其の困苦煩勞の狀態に見るに忍ひさるものあり依て同郡內適當の地を卜して速に完全なる行軍舍營を建設し忠勇なる國家の干城を厚待慰安せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二五號

意見書

請願文書表第一八五號

小倉兵器製造所擴張の請願　小倉市長新妻駒五郎外二名呈出（紹介議員坂井大輔君）

右請願の要旨は對外的に又對內的に樞要の地位に在る小倉市に東京工廠の一部を移轉增設し以て現小倉兵器製造所を擴張し一般軍用兵器製作の他に今後の戰爭に於て勝敗は決せらるへき空中戰に必要なる航空機及之に附隨する軍用品製造所たらしめむとするに在り而て小倉市は財政、經濟其の他の關係上又基點的設備の成れる點よりして其の製造所たるに最も適當なりと信するか故に速に之を實現せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二六號

意見書

請願文書表第一四〇號

舞鶴軍港廢止に伴ふ個人救濟の請願　京都府加佐郡中舞鶴町字餘部下七百六十五番地商布川德藏外三十九名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は曩に舞鶴軍港設置に際し其の用地として莫大なる所有地を無償或は無償に近き價格を以て提供せり是れ實に國家に對する誠忠の念と土地發展の企圖に出つ然るに這回軍備縮少の爲軍港廢止せられ舞鶴町は俄然衰頽して町民は生計の途を失ひ困窮其の極に達せむとす依て政府は國策變更の犧牲者救濟の例に傚ひ之か救濟の方法を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二七號

意見書

請願文書表第一八二號

三笠艦保存の請願　三重縣度會郡大湊町長山中准十呈出（紹介議員濱田國松君）

右請願の要旨は日本海大海戰に於て殊勳ある旗艦にして光輝ある歷史的記念物として永遠に忘るる能はさる軍艦三笠か華府會議の決議に依り遠からす廢艦となるを惜み伊勢神宮に獻納し神宮と緣故深き大湊港に繫留し以て世界平和の記念たる意義を完からしめ神國の天佑神助を奉謝するの道を明にするは深遠にして崇高なる國家の歷史を尊重して國民精神の善導に資するに最も緊要の擧と信するか故に前記三笠艦を大湊埠頭に繫留し永久に保存せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二八號

意見書

請願文書表第一一八號

竹生村大字弓削に無集配郵便局設置の請願　滋賀縣東淺井郡竹生村大字弓削蠶種製造業森幸太郎外三名呈出（紹介議員藤澤萬九郎君）

右請願の要旨は滋賀縣東淺井郡竹生村大字弓削は蠶種の本場にして地方生產額の七割を占むるのみならす全國各地に廣く販路を有する蠶蠶製造業者多く又近時家內工業發達し就中天鵞絨製織業漸次增加し從て貨客の集散頻繁なるに拘らす最寄り郵便局へは一里餘を距つる爲不便甚大なり依て前記竹生村大字弓削に無集配郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第二九號

意見書

請願文書表第一三三號

上野千種兩郵便局間電信電話開設の請願　兵庫縣宍粟郡千種村長田口芳太郎外二十七名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は兵庫縣宍粟郡千種村は近時產業の發達著しく貨物の集散頻繁なるに拘らす同村所在上野千種兩郵便局間には電信電話の設備なき爲村民の不便尠からす且之か爲に產業の發達を阻害すること亦甚大なり依て前記上野郵便局より千種郵便局に達する公衆用電信及特設電話を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三〇號

意見書

請願文書表第一三四號

香野郵便局に集配事務開始の請願　兵庫縣飾磨郡香野郵便局長藤本彌四郎外九名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は兵庫縣飾磨郡香野村には香野郵便局の設置あるも無集配局なるか爲集配事務は堺けて遠距離に在る飾西郵便局の管轄に屬し村民の不便甚大にして且之か爲該村に於ける產業の發達を阻害すること亦尠からす依て前記香野郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三一號

意見書

請願文書表第一三七號

西海村に三等集配郵便局設置の請願　新潟縣西頸城郡西海村長猪又八十吉呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は新潟縣西頸城郡西海村は戶數六百二十戶を有するも山脈重疊し南北の延長三里の間に點在し多季積雪二丈餘に達するの狀況に在り然るに所管郵便局は三里餘を距つる爲郵便物集配上の不便並村民の不便は一方ならす加之近時林產物の移出額に增加し尙電氣事業等の企畫せらるゝありて通信機關の完備を要すること切なり依て前記西海村に三等集配郵便局を新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三二號

意見書

請願文書表第一四三號

網干驛前郵便局に集配事務開始並特設電話增設の請願　兵庫縣揖保郡石海村宮本二百五十五番地西川島三二呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は兵庫縣揖保郡旭陽村所在網干驛は西播に於ける唯一の貨物集散地にして銀行商事會社及其の他の商賈軒を並へ重要なる一商業市街を形成せり然るに同驛前郵便局には特設電話ありと雖需用を充たすに足らす又無集配局なるか爲商取引の敏活を缺き商機を失し不利不便甚大なり依て速に該局に集配事務を開始し且特設電話を增設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三三號

意見書

請願文書表第一七〇號

萬倉郵便局に集配事務開始の請願　山口縣厚狹郡萬倉村公吏石川幾造外十二名呈出（紹介議員渡邊詰策君）

右請願の要旨は山口縣厚狹郡萬倉村所在萬倉郵便局は無集配局にして集配事務は船木郵便局の管轄に屬し一回の集配なるを以て隣村との通信にも往往二三日を要し不便甚し加之近年萬倉驛新設せらるる等運輸の便を加ふるに從ひ通信機關の完備を要すること緊切なり依て前記萬倉郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三四號

意見書

請願文書表第一八九號

相野谷郵便局に集配事務開始の請願　三重縣南牟婁郡相野谷村大字大里八十七番屋敷川村秀郎外五十九名呈出（紹介議員竹原樸一君）

右請願の要旨は三重縣南牟婁郡相野谷村に明治四十一年郵便局を設置せられたるも無集配局なる爲め集配事務は依然として隣村阿田和局の取扱に屬し同局との距離は二里又は三里以上にして幾多の峻坂あり爲に郵便物の發著遲延し地方民の不利不便尠からす依て地方產業の振興上速に前記相野谷郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三五號

意見書

請願文書表第二號

益田、萩間鐵道第二工區敷設速成の請願　山口縣阿武郡田萬崎村長福場邦二外二百七十四名呈出（紹介議員藤田句助君）

右請願の要旨は山陰縱貫鐵道の一部益田、萩間は既に鐵道敷設法第一期線に編入の上大正十四年度完成の計畫を以て進捗せられ其の第一工區たる益田、小濱間は既に其の竣成を見たるも其の第二工區たる小濱、須佐間は政府財政緊縮方針の下に或は延期せられさるやを虞る然れとも該區間には江崎、須佐の良港あり地方奧地との關係並海陸物資運輸連絡等の關係上該區間の速成は最も有利緊要のことに屬す依て該區間を速に完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三六號

意見書

請願文書表第六號

中井村字長譋に停車場設置の請願　岡山縣上房郡中井村長三谷太郎外六名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣上房郡中井村字長譋は府縣道岡山新見線と勝山成羽線との交叉點にして該地方唯一の貨物集散地たり依て伯備南線鐵道敷設と同時に該地方の交通運輸に便する爲前記長譋に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三七號

意見書

請願文書表第七號

岡山縣阿哲郡美穀村大字正田地內に停車場設置の請願　岡山縣阿哲郡本鄉村長坂手又七外八名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡美穀村大字正田は伯備鐵道中井線中停車場設置候補地として地方の實情を網羅するも亦之を運輸交通の上より觀察するも最も適當なる地點なりと思考す依て前記美穀村大字正田地內に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第三八號

意見書

請願文書表第八號

寒河江、楯岡間輕便鐵道敷設の請願　山形縣西村山郡谷地町長高橋內藏介外十名呈出（紹介議員齋藤金吾君）

右請願の要旨は山形縣西村山郡寒河江驛より分岐し谷地町を經て同縣北村山郡楯岡驛に達する輕便鐵道豫定線沿線は人口稠密にして天產物極めて豐富なり依て是か富源を開拓し產業を發達せしむる爲速に該鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第四〇號

意見書

請願文書表第二〇九號

上石見驛公衆電報取扱開始の請願　鳥取縣日野郡石見村長新田竹太郎呈出（紹介議員三好榮次郎君）

右請願の要旨は曩に伯備北線上石見驛新設せられ同驛附近は日增し繁榮に向ひ將來益產業の發展と相俟つて殷盛を來すや明なり是に於て通信機關の整備を要すること愈緊切なり依て該驛に公衆電報の取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

請願特別報告第四二號

意見書

請願文書表第一三二號

紀勢鐵道速成の請願　三重縣南牟婁郡木本町百八十七番屋敷公吏加田利八外四百六十名呈出（紹介議員竹原樸一君）

同　第一九四號　同上　和歌山縣東牟婁郡西向村大字古田六百六番地鎌栩爪熊一外八十六名提出（紹介議員中村鎌君）

右請願の要旨は紀勢鐵道未成線路に沿へる熊野地方は陸に僻者たる大森林あり海に無盡藏の漁介あり實に天然資源の大寶庫たり唯々運輸交通機關の備はらさる爲是等の資源も徒に死藏埋沒せらるると異らさるの現況に在り而て之か開發は一に紀勢鐵道の貫通に俟たさるへからす加之地方經濟の救濟と其の人文の發達とも亦交通機關の充備に依りてのみ之を達し得へしと信す依て速に該鐵道を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

〔長田桃藏君登壇〕

○長田桃藏君　唯今一括議題となりました請願特別報告の各案は、請願委員會に於て愼重審査の結果、何れも採擇すべきものなりと決定致しました、其審査の内容は委員會會議錄に盡されてありますから、此所に報告することを省略致します、以上御報告を致します（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　作間耕逸君。

○作間耕逸君　各請願報告を一括して委員長報告の通り採擇せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ないと認めます――反對はありませぬ――總て委員長報告通り採擇することに致しました――作間耕逸君

○作間耕逸君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち政府提出遠洋漁業獎勵法中改正法律案を此際特に上程して議題と爲し、其第一讀會の續を開かれんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議ないと認めます、仍て其動議の如く決定致しました、遠洋漁業獎勵法中改正法律案第一讀會の續を開き、委員長の報告を求めます、委員長野村嘉六君――議事の都合上時間を延長することを豫め宣告致して置きます。

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一遠洋漁業奬勵法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也

大正十四年二月十四日

遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員長

衆議院議長伯爵大谷喜久藏殿

野村嘉六

〔野村嘉六君登壇〕

○野村嘉六君　遠洋漁業奬勵法中の改正案委員會の經過並に結果を御報告致します、本案に付きましては二回委員會を開きました、改正の點は同法第三條但書を削除、同第五條を改正し、第六條一項を削除第十一條第一項但書を削除、同條第二項を改正する案であります、其條文關係の詳細は繁を省きまして御手許に差上げてある案に依つて御諒知を願ひたいのであります、而して改正を必要とする理由は、從來は六十噸以下の漁船のみに對して補助をして來ましたが、今日の遠洋漁業の現狀に鑑みまして、將來の發展を圖る爲に六十噸以上の大型漁船にも補助を爲すと云ふのが本案改正の要點であります、委員會に於きましては委員と政府との間に質問應答を重ねました末、全員一致で原案を可決致した次第であります、尙は委員黒住成章君より本案に關聯して、左の希望意見を述べられたのであります、水産奬勵は我國刻下の重要問題なり、故に他の産業と相對立して根本的政策を樹つべし、漁港の修築は最も速に實行すべし、水産助成の爲め根本的金融機關を設立すべし、此希望意見に對しましては他の委員諸君も全部同意でありました、此點を特に御紹介して置きます、右御報告申上げる次第であります。

○副議長（小泉又次郎君）　本案贊成の通告があります——中村嘉藤君。

〔中村嘉藤君登壇〕

○中村嘉藤君　唯今委員長より御報告の通り遠洋漁業奬勵法の改正案に對しましては、私共も贊成でございます——贊成でございまするが、之を贊成致しますると付きましては、先程も黒住君の希望條件が述べられて報告されてあつたやうでありますが、私共も之に全く同意した者でございます、此遠洋漁業奬勵法に關聯致しまして、一般水産の事に關して極めて簡單に忝さんの前に私共の務で考へて居る事を申上げ度うございます、今日は單に農林當局が獨立しただけでございまするが、又吾々は此改正法案に付きましては滿場一致贊成をするのでございまするが、進んでは我日本に於きましては、特に水産省が獨立をすると云ふやうな機運を造つて、此議場が滿場一致贊成して下さるやうな機運を造つて戴きたいと思ふのであります、玆に私は贊成の意を申して置きます。

○副議長（小泉又次郎君）　尙は贊成の通告があります——三橋四郎次君。

〔三橋四郎次君登壇〕

○三橋四郎次君　私は今囘議題になつて居ります遠洋漁業奬勵法中改正法律案、之に贊成の意を表する者であります、最も簡單に其理由を申上げて置きます改正案の主旨は從來六十噸以下の漁船奬勵を主としましたのを改めて、今囘時代の進運に伴つて百噸乃至二百噸の大型新造船を奬勵するを主とすると云ふやうに聞いて居ります、而して近き將來の十八年間に於て、百噸乃至二百噸に補助金を與へんとするものださうであります、而して今や日露協商が出來まして、北海に於ける漁業は玆に一大進展を見んとするのであります、尙ほ南洋に於きましては衞獲領であります、島嶼は、其地積は至つて小さくありますから、産業的の價値は陸上には非常に少いのであります、隨て此利用と云ふものは其附近の海中に之を求めなければならぬのであります、然るに六十噸內外の小さき船では、到底南洋に行くことは出來ないのであります、又行くことが出來るにしても、それは非常な危險であります、現在我國の鰹の漁は非常に少くなりまして、最近の十年間の物價指數に於て、靑々が日常に要する鰹節が一番騰貴率が高いさうであります、隨て我國の嗜好品たる鰹も高いさうであります、隨て今囘の法律案の改正は此缺陷を補ふに力あるのでございます、一面に於ては國富を增進し、他の一面には漁業者の利益を大にし、更に又他の一面に於ては生活必需品の價を下げることが出來る、斯うに云ふことに於て本員は此改正案に贊成の意を表するものであります。

○副議長（小泉又次郎君）　黒住成章君　贊成演說の通告を取消します。

○黒住成章君　贊成演說の通告を取消します。

○副議長（小泉又次郎君）　黒住君は發言を御取消になりました、是にて討論は終結致しました、仍て本案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議なしと認めます、仍て第二讀會を開くことに決しました。

○作間耕逸君　直に本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て直に第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

第二讀會（確定議）

○副議長（小泉又次郎君）　別に御發議がないやうでありますから、第三讀會を省略して委員長報告通り可決確定致しました。

○作間耕逸君　殘餘の日程に對して延期の動議を提出致します。

○副議長（小泉又次郎君）　作間君の動議に御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました——諸般の事項があります、第五部選出決算委員永井作次君、第九部選出懲罰委員板野友造君、常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議がなければ許可致します、其部の諮詢は追て補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます、尙ほ諸般の事項があります、樞密院議長伯爵大谷喜久藏殿

清兵衞君病氣に付二月十七日より二月二十四日まで高木第四部長事故に付二月十六日より二月二十八日まで請暇の申出がありますが、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小泉又次郎君）　御異議なければ許可致します、次囘の日程は公報を以て御通告致します、本日は之にて散會致します。

午後五時五十一分散會

○大正十四年二月十七日（火曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第十四號

質問

一　山林政策に關する質問（坂東幸太郎提出）

二　教育に關する質問（山下次次君提出）

三　教育上の新主義に關する質問（山枡儀重提出）

四　外交及經濟に關する質問（中村嘉藤君提出）

一　畜産組合法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

三　商業會議所法中改正法律案（山本厚三君外二名提出）　第一讀會

四　清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法廢止法律案（柏田忠一君外一名提出）　第一讀會

五　鑛業法改正法律案（橋本喜造君外五名提出）　第一讀會

六　教育の機會均等に關する建議案（山枡儀重君外二名提出）

七　義務教育費及助成に關する建議案（山口政二郎君提出）

八　戰傷病者救護法の制定に關する建議案（服部英明君提出）

九　社會教育局設置に關する建議案（樋口秀雄君提出）

十　社會教育振興に關する建議案（靑木精一君提出）

十一　國定教科書の調製並販賣の改善に關する建議案（樋口秀雄君提出）

十二　大岡々長野原間鐵道速成に關する建議案（靑水留三郎君外四名提出）

十三　航空行政の刷新統一機關設置に關する建議案（長岡外史君提出）

十四　帝國在勤軍人會館庫補助に關する建議案（佐々木孝作君外四名提出）

十五　男子用遊戲場設置に關する建議案（菊地謙二郎君提出）

十六　肥料政策確立に關する建議案（齋藤壽四郎君外四名提出）

十七　國防會議設置に關する建議案（鶴川五郎作君提出）

十八　臨時鐵道債務元利金に關する建議案（井龍大君外一名提出）

十九　癘療理想村補助に關する建議案（木檜三四郎君提出）

二十　遠川長野原間鐵道速成に關する建議案（木檜三四郎君提出）

二十一　猪投峠紙屋峠に關する建議案（岡本實太郎君提出）

二十二　山田豐岡間鐵道速成に關する建議案（齋藤隆夫君外二名提出）

二十三　青少年調練實施に關する建議案（田中萬逸君提出）

二十四　日本銀行の納付金制度に關する建議案（前田房之助君提出）

二十五　實業補習教育振興に關する建議案（竹原傳君外二名提出）

○議長（柏谷養三君）　諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

綿絲繰入關稅撤廢に關する建議案

提出者　關　直彥君　清瀨　一郎君

淺路鐵道敷設速成に關する建議案

提出者　千葉宮次郎君　廣岡宇一郎君

奥野小四郎君

苫小牧厚岸間鐵道速成に關する建議案

提出者　手代木隆吉君　小池　仁郎君

京極紋瞥間及京極北營間鐵道速成に關する建議案

提出者　手代木隆吉君　澤田　利吉君

磐梯山麓苗代湖を中心とする國立公園設定に關する建議案

提出者　八田　宗吉君　堀切善兵衞君

日光國立公園設置に關する建議案

提出者　高橋元四郎君　生方　大吉君

靑木　精一君

速記の事項を國定教科書に記載に關する建議案

提出者　作間　耕逸君　黒住　成章君

齋藤隆三郎君

下關漁港速成に關する建議案

提出者　秋田寅之介君　渡邊　銕藏君

（以上二月十四日提出）

一去十四日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員今里準太郎君提出帝國國防並外交に關する質問に對する答辯書

帝國國防並外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十九日

提出者　今　里　準太郎

贊成者　菊　池　謙二郎

外二十九名

帝國國防並外交に關する質問主意書

一帝國の地位實任並師團設置の歷史に鑑みて師團單位の變更は國防上政治上極めて重要問題と信す

い、四箇師團の減少は作戰上至當と認めたるや

即ち財政上の見地より爲せるに非ず作戰上差支なしとせるのなるや從て十七箇師團は今後絕對に動かさる所要師團數なりや或は二十五師團を必要と力說し或は二十一師團を唱へ

山本　厚三君　小池　仁郎君

手代木隆吉君　澤川　清君

澤田　利吉君

北海道高等學校設置に關する建議案

提出者　一柳仲次郎君　澤田　利吉君

澤川　浩君　手代木隆吉君

小池　仁郎君　山本　厚三君

神部　爲蔵君

刑餘者に對する法令の差別待遇撤廢に關する建議案

提出者　原　夫次郎君　松田　源治君

田元　由雄君　廣岡宇一郎君

高見　之通君

（以上二月十六日提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

國民教育の實質改善に關する質問主意書

提出者　多木久米次郎君　千葉宮次郎君

大正十四年度豫算案に關する質問主意書

提出者　清水市太郎君

大藏省預金部に關する質問主意書

提出者　平井光三郎君

（以上二月十四日提出）

一去十四日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員今里準太郎君提出帝國國防並外交に關する質問に對する答辯書

衆議院議員坂東幸太郎君提出朝鮮統治に關する質問に對する答辯書

帝國國防並外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月二十九日

提出者　今　里　準太郎

贊成者　菊　池　謙二郎

外二十九名

帝國國防並外交に關する質問主意書

一帝國の地位實任並師團設置の歷史に鑑みて師團單位の變更は國防上政治上極めて重要問題と信す

い、四箇師團の減少は作戰上至當と認めたるや

即ち財政上の見地より爲せるに非ず作戰上差支なしとせるのなるや從て十七箇師團は今後絕對に動かさる所要師團數なりや或は二十五師團を必要と力說し或は二十一師團を唱へ

朝鮮統治に關する質問並答辯

陸軍大臣　宇垣一成

六、朝鮮國立運動者は不逞鮮人なりとするも亦一種の偏狹なる民族的義人なり故に之を取締るに同情と理解とを以てし須く鮮民融和の本旨に鑑みことを要す然るに由來政府の之に臨むや聊か自眼に偏するの憾あり而も之を憤怒激情せしむるは朝鮮統治上の障礙を釀すものなりと信す政府の所見如何

七、朝鮮に在住する內地人中朝鮮人を奴隸の如く嘲罵酷遇を極むる者往々あり爲に其の僅少國家に及ぼす人心離反の深因を釀すの傾向あり政府は之等の內地人を嚴重に取締るの意思なきや

八、朝鮮より內地轉住並入隊者の年年增加するに伴ひ時として種種なる問題の盛起するは永年間風俗習慣等を異にする結果なるも多く顧るの之を遺憾とすと雖亦同情に値す然るに朝鮮人中內地人及官憲に對し差別待遇を受くるものなりと誤解するものなきに非ず之れ實に內鮮融和上極めて重大問題なり依て政府は之に對し最善の注意を拂ひ完全なる方針を樹つるの要ありと認む政府の所見如何

右及質問候也

大正十四年二月十四日

內閣總理大臣子爵加藤高明

衆議院議員坂東幸太郎君提出朝鮮統治に關する質問に對し別紙答辯書差進候也

大正十四年二月十九日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

〔別紙〕

衆議院議員坂東幸太郎君提出朝鮮統治に關する質問に對する答辯書

一、東洋拓殖株式會社は大正三年以來朝鮮に於ける土地改良工事用地等の外此有地增加の目的を以て土地の買收を爲したることなきのみならず却て會社は自作農創成の目的を以て移住民其の他に對し年年土地を讓渡しつつあり又現に所有する土地に付ては會社は溫情を以て小作人に對するが故に特に同社所有地なるの故を以て小作爭議を生したる跡なしと認むるを以て此等の點に關し東洋拓殖株式會社法を改正するの必要を認めず

二、鬱陵南島島廳郡鬱陵面に於ける小作爭議は農業用地として內地人に貸付せる國有地の內中間小作に付したる土地に關し發生せるものにして政府に於ては、貸付期限滿了したるものは將來可成實耕作者に貸付の方針を以て事實調査中なり

全鬱南道珍島郡に於ける小作爭議は同島に於ける地主と小作人間の一般的爭議にして內地人地主のみに付起りたるものにあらず而も小作料不納の聲約あるに拘はらず平素相當溫情を以て小作人に對せる內地人地主に對しては既に大部分其の納付を了せるの狀況に在り從て小作爭議の爲果を國家に及ぼすか如き虞なし

三、鬱陵北道慶州郡所在太府所屬金鬱嵐は大正十年度末に於て大體の探鑛作業を終了したるか同年九月朝鮮總督府に於て開催したる產業調查會に於ては之を民間の經營に移すを可とする旨決議したるを以て其の後慣重に該議を重ね大正十二年九月相當の條件を附して民間企業者をして之が經營に當らしむることとし鑛業權者と礦業著業企業計畫を進め目下技術者を派し更に詳細諸般の事項に付調查中なるのみならず許可の日より三年以內に採鑛會社を組織し事業に著手するの條件を附しあるを以て近く之か著手を見るに至るへし

四、朝鮮に於ける阿片煙の吸食は蔫來の弊風にして殊に隣接國境地方は對岸の影響を受け其流毒甚たしかりしを以て舊韓國政府時代より之か取締を行ひ併合後總督府に於ては明治四十五年三月朝鮮刑事令を發布して阿片に關する制裁を嚴にし變者に對し斷禁主義を採りたる結果悪習感染者の減少を見たり依て大正三年九月以降絕對禁止の方針に改め同時に極力癮者の救治に努め以て漸習の一掃に努めたり然るに原料阿片は多く支那地方より密輸入せられ且世界大戰藥品の暴騰に伴ひ鮮內に於ても暴利の密栽培を企つるあるを以て大正八年六月朝鮮阿片取締令を發布し之か取締の周到を期することとせり又「モルヒネ」「コカイン」及其の鹽類の取締に付ては大正九年十二月取締規程を制定して之か輸移出入並取引に關する制限を設け更に大正十二年規程の改正を行ひ警察官憲の證說又は自分證明あるにあらざれば此種藥品の購入を認めざると共に海外移住奬勵に關する質問並答辯

山林政策に關する質問並答辯

右及質問候也

大正十四年二月十四日

內閣總理大臣子爵加藤高明

衆議院議長伯爵谷干城殿

衆議院議員津崎尙武君提出海外移住奬勵に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員津崎尙武君提出海外移住奬勵に關する質問に對する答辯書

一、海外移住奬勵に關する政策の確立實行は帝國現下の急務なるに拘らず政府の施設極めて不十分なる感あり政府は本件に關し現狀を以て滿足するものなりや若不滿足なりとせは如何なる方策を樹て之を實行せむとするか詳細なる具體的答辯を望む

一、移植民奬勵費の使途に關し政府は如何なる處置を執れりや其の詳細並其の結果に關する政府の答辯を望む

右及質問候也

大正十四年二月十六日

內閣總理大臣子爵加藤高明

衆議院議長伯爵谷干城殿

衆議院議員津崎尙武君提出海外移住奬勵に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員津崎尙武君提出海外移住奬勵に關する質問に對する答辯書

一、政府は海外移植民奬勵に關し其の現に實行しつつある施設を以て未た充分なりとは思料せず將來財政其の他諸般の事情を斟酌し更に出來得る限りの施設を講せむことを期す然れとも玆に豫め其の內容を具體的に言明することは帝國公共の利益に反するところあるものと認む

一、移植民奬勵費の使途に關しては政府は移植民思想の宣傳教養の目的を以て各地に講習、講演會を開催し又海外興業株式會社、海外移植民奬勵團體、移植民學校等に補助金を交付して之を助成するの外ブラジル一移住民に對しては海外興業株式會社を通して一人二百圓の渡航準備金を交付し又海外渡航者に對する移民貸付金を補給し其の他ブラジル一國に邦醫を留學せしめ又內地移住に關しては北海道及朝鮮移住者に一戶當二百圓の補助金を交付せしむる等移植民の奬勵保護に努めつつあり而して大正十二年度に於ける北海道移住戶數は二百四十二戶、朝鮮移住戶數三十三戶に對して海外興業株式會社の取扱に係る海外移植民は大正十年一、九三九人、大正十一年一、二七〇人、大正十二年一、五二七人、大正十三年四、七六七人、總計九、四〇三人にして相當効果を收めつつあるものと信す

右及答辯候也

大正十四年一月三十一日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

內務大臣　若槻禮次郎

對支外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十一日

提出者　東　幸治

贊成者　高見之通

外三十五名

對支外交に關する質問主意書

現內閣の對支外交は極東に於ける日本の地位に省み遺憾甚た多し殊に事毎に英米其の他の諸國に追隨し一の以て自主的外交を見さるは國論の歸結に反するものと認む政府の所見如何

右及質問候也

大正十四年二月十六日

內閣總理大臣子爵加藤高明

衆議院議長伯爵谷干城殿

衆議院議員東幸治君提出對支外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員東幸治君提出對支外交に關する質問に對する答辯書

政府は對支外交に關し列國との協調を保つと共に極東に於ける日本の地位を鑑念し我對支關係を律しつつあり徒に外國に追隨したるの事實なし

右及答辯候也

大正十四年二月五日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

一、今十七日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員坂東幸太郎君提出山林政策に關する質問に對する答辯書

衆議院議員中村嘉壽君提出外交及經濟に關する質問に對する答辯書

衆議院議員山下谷次君提出教育に關する質問に對する答辯書

衆議院議員山崎儀重君提出教育上の新主義に關する質問に對する答辯書

右及答辯候也

大正十四年一月三十一日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

內務大臣　若槻禮次郎

對支外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十一日

提出者　東　幸治

贊成者　高見之通

外三十五名

開發を圖るの外造林費補助を爲し更に進て公有林野官行造林法に依り國營造林を實行して生産保續の道を講しつつあり私有林に付ては其の濶伐の現狀に鑑み積伐切衂を得せしむる爲相當考慮中に屬す

二、樺太島の森林は古來斧鋸を加へさりし原生的森林なるを以て一朝之に火氣の觸るゝあらんか其の損害實に計へからざるものありされは之を未前に防禦するの方途に付ては常に深甚の注意を拂ひ取締規則等を勵布し殊に災厄季たる融雪季に於ては當務吏員を督し一般に山林出入者の取締を嚴にすると共に林内要所に消防設備を施し一面には國有林火防組合規則を發布し地方住民をして火防組合を設けしめ奬勵金を交付し出火豫防に努むるの外樺太廳に於ては年年火防線の伐開を爲し蔓一に備ふる等極力火災防備に力を致したる結果其の被害漸次減少するに至れり尚今後に於ても本件に對しては絕へず研究竭さざることを期す

北海道に於ける山火發生の原因は多く融雪期開梟火入等にあるを以て之か防止の施設として一面防火線の開設森林主事之に附屬する巡視人及騎馬巡視の配置其の他消防器具の配備等の外他面森林防火組合の奬勵並地方住民の愛林思想の涵養を期しつつあり漸次効果を擧けつつあるも果年山火類出の狀況に鑑み今後尚是等施設の十全を期するの要あるを認め目下之か調査中に在り

三、森林經營に付て國有林は勿論公私有林に付ても常に治水其の他國土の保安を考慮し生産保續の方針の下に經營する樣指導し保安林編入其他森林法上の監督を爲しつつあり

右及答辯候也

大正十四年二月十七日

内閣總理大臣子爵加藤　高明

農商務大臣　高橋　是清

内務大臣　若槻禮次郎

外交及經濟に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十一日

提出者　申村嘉壽

教育に關する質問主意書

提出者　牧山耕藏　外三十名

外交及經濟に關する質問主意書

一、輸近銀行支店の設置頻に行はれて政府は之か取締を嚴明せるも嘗も其の實擧らざるのみか制限を受けさる出張所設出所を濫設して支店の業務を執行しつつあり政府は之を取締る意思なきや

二、大正九年五月中露領「オホック」地方漁區に於て漁場租設物漁船漁具用雜等を燒棄せられ我か漁業者にして致命的損害を被りたるものあるか之に對し政府は如何なる補償又は援助の途を講せしや又今後之を爲す意ありや

三、政府は明治四十四年華府に於て日英米露四箇國間海獸保護會議の結果締結せられたる條約は大正十五年十一月三十日期限滿了となるか政府は更に之を繼續する意思あるや

四、米國は第二次軍縮會議を列國に提議するとの說あり我か政府は周圍の事情に鑑み其の必要を認むるや如何

五、加藤首相は往年大隈内閣の外務當局として當時珍田大使と米國國務卿「ブライアン」氏との間に進行中なりし日米協定交涉を打切りたる其の理由及之に依り生したる日米國交に關する影響如何

六、大正十三年七月一日より米國に於て施行せる排日的新移民法に對し政府は如何なる交涉を爲せしや米國は今後更に邦人子孫の市民權を剝奪せむとの計畫ありと聞く果して然るや

右及質問候也

大正十四年二月十七日

内閣總理大臣　子爵加藤　高明

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員中村嘉壽君提出外交及經濟に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員中村嘉壽君提出外交及經濟に關する質問に對する答辯書

一、銀行支店の設置に關しては無年來漸次其の取締方針を嚴重にし其の認可申請ありたるときは常に慎密なる審査を爲し濫設に陷らさるこ

二、「オホック」沿岸漁場損害事件に關しては大正十年被害者に對し漁業資金調達上の援助を與へ且同年及翌年自治出漁に當り露領水產組合か被害者に對し借區料を課せさることに付認可を與へ又大正十二年六月露國政變及西比利亞事變に因る損害に對する救恤金下付に際し損害者に對し約十萬圓を交付したり

三、露領獵獸保護條約の調印方に關しては關係國の意嚮を參酌して帝國の態度を決定する方針なり

四、國際聯盟主唱の軍縮會議開催に付きては大體贊意を表し居るも米國政府の提議せんとすると傳へらるる第二次軍縮會議に付ては其の開催の時期場所討議の主要題目等に關し具體的の提案あるに非らされは果して其必要を認む可きや否や又其時宜に適すと認むへきや否やを決すること能はす

五、大正十三年六月珍田「ブライアン」國務長官間に進行中なりし協約締結の交涉を打切りたるは當時此に依りて懸案解決の見込なしと認めたるに因る又當時米國當局は右に關する我立場を充分諒承したるを以て右に因りて何等國交上惡影響を及したりと認めます

六、一九二四年米國移民法に對する五月三十一日附日本政府抗議並之に對する六月十六日附米國政府回答は當時政府より公表したる所にして既に周知の事實なり其後に於ける本件交涉に對する日本政府の立場に就ては既に本議會開會の當初本大臣の委曲說述したる所にして玆に再ひ敍述を要せさるへし又米國出生兒童に對する市民權剝奪に關する憲法修正案は米國前議會に提出せられたるも目下開會中の同國議會に於て提出せられたるものあるを聞かす

右及答辯候也

大正十四年二月十七日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

教育に關する質問主意書

提出者　濱口　雄幸

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十日

提出者　山下谷次　外二十九名

志賀　和多利

教育に關する質問主意書

教育は國家百年の大計にして貴に國家の隆昌と人民の幸福を計らむと欲すれは教育の改善を計るを以て第一と爲ささるへからす然らは政府は此の更始一新の時機に於て

一、小學校令　私立學校令

中學校令　高等女學校令

高等學校令　大學令

帝國大學令　師範教育令

等の改正を必要と認むるや

二、大學專門學校實業學校等の整理の必要を認むるや

三、天才秀才を認むる教育制度を設くる意思ありや

四、教員の地位を高むへき制度を設くる意思ありや

五、私學を奬勵するの意思ありや

六、私立學校教員を優待する意思ありや

七、人格養成は今日の制度にて充分なりと認むるや

八、中學校は高等學校の豫備校と認むるや

九、思想善導の方法如何

十、教員免許令を改正するの必要ありや

十一、教育の大目的如何

右及質問候也

大正十四年二月十七日

内閣總理大臣　子爵加藤　高明

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員山下谷次君提出教育に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員山下谷次君提出に係る教育に關する質問に對する答辯書

國運の隆昌を期せんか爲に教育の改善を圖るは當局の最も意を用ふる所なり

一、諸學校令は時勢の進運に應し顧ふて之か改正を圖りつつあり

二、大學、專門學校、實業學校等今後猛々其の擴張の必要を認むると同時に之か内容の整備に力むへし

三、從來に於ても秀才の修學に關し相當意を用ひたれとも尚學理と實際とに照して今後も之か研究を怠らさるへし

四、教員の地位を高むることは當局に於て相當に意を用ひ今日は往時に比して大に優れるものありと信すれとも尚今後も財政經濟との調和を計りて一層力を盡すへし

五、内容充實せる私立學校の發達は政府の希望する所なり

六、私立學校教員の優待に就きては當局の常に留意する所なり

七、政府は學校教育に於て人格の養成の緊要を認め大正八年以來諸學校教育の目的を改正したれとも今後猛々當事者を督勵して一層之か實績を擧くるに力むへし

八、中學校は高等普通教育をなすを目的とするものにして高等學校の豫備校にあらす

九、思想善導の事たる朝野の協力を要すへしと雖學校教育、社會教育に就きては最も深く意を用ふるの必要あり之か爲に謬えず當事者を策勵し且其の方法を研究せしめつつあり

十、教員の免許に關する規定は時勢の進運に伴ひ斷えず之を改正しつつあり

十一、教育の大目的は明治二十三年下賜せられたる教育勅語に準由するにあり

右答辯候也

大正十四年二月十七日

文部大臣　岡田　良平

教育上の新主義に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十一日

提出者　山桝　儀重

賛成者　樋口　秀雄　外三十名

教育上の新主義に關する質問主意書

岡田文部大臣は嚮に大正十三年八月地方長官會議に於て教育上の新主義に關して訓示せらるる所ありしか其の題旨果た教育者間に充分理解せられさるの憾あるか如し故に左の諸項目に就き明確なる答辯あらむことを望む

一、學校教員にして輕率に之に共鳴して實際に之を試みつつある教育上の新主義の名稱其の要旨及創唱者若は鼓吹者の氏名を示されたし

二、右は其の主義其のものか教育上好ましからさるや或は輕率に之を行ふか故に不都合なるや

三、右何れにしても其の不都合にして人の子を損ふ諸點及其の理由を明にせられたし

四、新主義に依り如何なる法令上の規定を無視したるや其の事實及其の學校名を例示せられたし

五、學校教員中には何故に斯の如く其の新を衒ひ奇を弄して新主義を輕々に試むる者あるや其の原因を示されたし

六、一部の員理を有する教育上の新說の名稱及其の要旨を示されたし

七、教育上の新設に關し教員をして誤ならしむる爲政府は如何なる方法を講しつつありや

八、政府は我か國教育の現情に鑑み目的論上方法論上刷新を要すへき點無しと考ふるや若有りとせは其の重なる諸點及之に關し政府の執りつつある對策を示されたし

右及質問候也

大正十四年二月十七日

内閣總理大臣　子爵加藤　高明

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員山桝儀重君提出に係る教育上の新主義に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員山桝儀重君提出に係る教育上の新主義に關する質問の答辯書

教育の内容及方法か斷えず發達改善を要するは論を須たす然とも輕率に新奇の說を實行し嚴正なる批判愼重なる考慮を加ふることなくして從來の教育の方針並其の方法を變更することあらは人の子を賊ふの結果あるへし殊に法令に定めたる學科課程に違背し教科書を無視して濫に教材及其の程度等を定むるか如きは嚴に之を戒めさるへからす但し時勢の進運に應すへき改正に就ては、政は政府直轄の機關に命して之を研究せしめ或は顧問なる實際家を招集して之を討議せしむる等の方法に依りて之か實施に力むへし

右答辯候也

大正十四年二月十七日

文部大臣　岡田　良平

一、今十七日提出者より撤回せられたる質問主意書左の如し

長尾原田關繼道に關する質問主意書

提出者　加藤　十四郎君

〔左の報告は朗讀を省さるも參照の爲玆に掲載す〕

一、昨十六日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

二〇三　栃木縣第七區選出　議員　柄沢　十三郎君

二〇五　内田　信　也君

二一七　宮本　逸三君

二二七　山口　政二君

一、昨十六日内閣總理大臣より左の通詮令ありたる旨の通牒を受領せり

内務省警保局長　川崎　卓吉

内務省所管事務政府委員被仰付

司法省所管事務政府委員被仰付

司法省刑事局長　山岡萬之助

去十四日議長に於て選定したる委員左の如し

海上衛生突發防法中改正法律案委員

櫻本　喜　造君　龍田　五　郎君

河野　孃君　岸本　賀昌君

佐藤　重　遠君　柏田　忠一君

内野　辰次郎君　若尾　幾太郎君

砂田　重　政君

歯科醫師法中改正法律案委員

中原　德太郎君　工藤　鐵　男君

石塚　三　郎君　木下　謙次郎君

清水　市太郎君　吉津　度君

飯村　五　郎君　西方　利　馬君

宮島　幹之助君

一、去十四日裁判所構成法中改正法律案外一件委員井坂豊光君辭任に付其の補闕として清水市太郎君を指名せしに左の通申出あり

大正十四年二月十三日

外務大臣　男爵幣原喜重郎

大藏大臣　濱口　雄幸

教育に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正十四年一月三十日

提出者　山下谷次　外二十九名

志賀　和多利

教育に關する質問主意書

教育は國家百年の大計にして貴に國家の隆昌と人民の幸福を計らむと欲すれは教育の改善を計るを以て第一と爲ささるへからす然らは政府は此の更始一新の時機に於て

一、小學校令　私立學校令

中學校令　高等女學校令

高等學校令　大學令

帝國大學令　師範教育令

等の改正を必要と認むるや

二、大學專門學校實業學校等の整理の必要を認むるや

三、天才秀才を認むる教育制度を設くる意思ありや

四、教員の地位を高むへき制度を設くる意思ありや

五、私學を奬勵するの意思ありや

六、私立學校教員を優待する意思ありや

七、人格養成は今日の制度にて充分なりと認むるや

八、中學校は高等學校の豫備校と認むるや

九、思想善導の方法如何

十、教員免許令を改正するの必要ありや

十一、教育の大目的如何

右及質問候也

大正十四年二月十七日

内閣總理大臣　子爵加藤　高明

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議員山下谷次君提出教育に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員山下谷次君提出に係る教育に關する質問に對する答辯書

教育の内容及方法か斷えず發達改善を要するは論を須たす然とも輕率に新奇の說を實行し嚴正なる批判愼重なる考慮を加ふることなくして從來の教育の方針並其の方法を變更することあらは人の子を賊ふの結果あるへし殊に法令に定めたる學科課程に違背し教科書を無視して濫に教材及其の程度等を定むるか如きは嚴に之を戒めさるへからす但し時勢の進運に應すへき改正に就ては、政は政府直轄の機關に命して之を研究せしめ或は顧問なる實際家を招集して之を討議せしむる等の方法に依りて之か實施に力むへし

右答辯候也

大正十四年二月十七日

文部大臣　岡田　良平

一、今十七日提出者より撤回せられたる質問主意書左の如し

長尾原田關繼道に關する質問主意書

提出者　加藤　十四郎君

〔左の報告は朗讀を省さるも參照の爲玆に掲載す〕

一、昨十六日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

二〇三　栃木縣第七區選出　議員　柄沢　十三郎君

二〇五　内田　信　也君

二一七　宮本　逸三君

二二七　山口　政二君

一、昨十六日内閣總理大臣より左の通詮令ありたる旨の通牒を受領せり

内務省警保局長　川崎　卓吉

内務省所管事務政府委員被仰付

司法省所管事務政府委員被仰付

司法省刑事局長　山岡萬之助

去十四日議長に於て選定したる委員左の如し

海上衛生突發防法中改正法律案委員

櫻本　喜　造君　龍田　五　郎君

河野　孃君　岸本　賀昌君

佐藤　重　遠君　柏田　忠一君

内野　辰次郎君　若尾　幾太郎君

砂田　重　政君

歯科醫師法中改正法律案委員

中原　德太郎君　工藤　鐵　男君

石塚　三　郎君　木下　謙次郎君

清水　市太郎君　吉津　度君

飯村　五　郎君　西方　利　馬君

宮島　幹之助君

一、去十四日裁判所構成法中改正法律案外一件委員井坂豊光君辭任に付其の補闕として清水市太郎君を指名せしに左の通申出あり

第九部選出

鹽飼委員　山本　芳治君　（板野友造君補闕）

一、昨十六日委員長及理事互選の結果左の如し

海上衛生突發防法中改正法律案

委員長　内野　辰次郎君

理事　龍田　五　郎君

歯科醫師法中改正法律案

委員長　中原　德太郎君

理事　吉津　度君

○議長（柏谷義三君）是より會議を開きます、御諮りを致すことがあります、第八部選出決算委員、佐竹庄七君より常任委員辭任の申出がありました、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（柏谷義三君）御異議なしと認めます、仍て許可致します、其部の諸君は速に補闕選舉を行ひ、御報あらんことを希望致します、尚ほ御諮りを致します、原田繼次郎君より事故に付、二月十七日より三月二日まで講暇の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（柏谷義三君）御異議なしと認めます、仍て許可致します、本日の日程に掲げました質問一より四までは悉く答辯書を受領致しました、仍て日程より之を省きます、但し之に對する意見の陳述がありましたならば、適當の機會に於て之を許します、此際豫に保留してありました質問に對する政府の答辯に對し意見の陳述を許します、加藤知正君。

罌絲業の國策に關する質問の答辯に對する加藤知正君の意見

〔加藤知正君登壇〕

○加藤知正君　諸君、私は昨年の四十九議會に際しまして罌絲業の國策に關する質問主意書を出したのであります、それに對しまして政府より答辯書を戴

きました、併ながら私は其答辯書に對しまして滿足することが出來ず、更に再質問を致したいと存じましたけれども、旣に會期が盡きたのであります、仍て此議會に於きまして更に同一の質問書を出したのであります、所が又之に對しまして答辯書を戴きましたけれども、尙はそれにも滿足することが出來ませぬので、已むを得ず更に再質問を致しまして、暫く自分の考ふる所を述べまして政府當局の御答辯を得たいと思ふのであります、諸君、昨年我國からして生絲並に絹織物其他蠶絲に關係致しましたるものを輸出致しました額は、御承知の如く八億二千餘萬圓に達して居るのであります、年々我が蠶絲貿易は順調に發達致しては居りますけれども、併ながら此蠶絲は獨り我國の特有物產ではないのであります、世界には二十有餘の蠶絲生產國があるのであります殊に隣邦支那は我國に次での蠶絲國でございますのみならず、近來は人造絹絲と云ふやうな物も出まして、寸時も吾々蠶絲業者の安心を許さないやうな狀態になつて居るのであります、のみならず近頃は米國の養蠶熱が著しく勃興したのであります、故に吾吾共は今日我が蠶絲業が順調に發達致して居ると云ふので、之に安心を致して居ることが出來ないのでありますからして、今より之に對する所の對策を講じて置く所の必要を認める者であります、先づ第一に支那の蠶絲業に付きまして、意見の存する所を述べて見たいと思ひます、支那の蠶絲業に付きましては、悲觀說を唱へる者と、樂觀說を唱へる者との二つあるのであります、樂觀說を唱へます者は、今日支那の蠶絲業は非常に恐ろしいやうなことを申して居るけれども、併ながら是れは一片の杞憂に過ぎない、論より證據、彼の上海並に廣東より輸出せらるる所の生絲の數量は十年一日の如き狀態に在るのである、支那の動亂が相續いて熄まない結果は、決して支那の蠶絲業が我が國の如く發達する氣遣ひはないのである、今日勞力の豐富、低廉を唱へるけれども、併ながら彼の支那の文化が發達すれば、即ち其の勞力、賃銀も自然昂騰するのであるからして、決して是等のものを以て恐るゝには足らぬと云ふのであります、之に反しまして、悲觀說を唱へる所の者は、彼の支那の面積の廣大なること、我國の四十倍以上の面積を持つて居る、而も北は滿洲より南は廣東の端に至るまで、到る所として桑の出來ない所はない、而も氣候は良く蠶兒の飼育に適して居るのである、而して其勞力の豐富なることは、彼の山東省だけでも年々百萬人前後の勞働者を省外に送つて居るのを見ても分ることである、彼等は最も安い所の賃銀に甘んじて能く働く所の、優良なる勞働者であるのである、而して此蠶絲業上に於ける所の土地、面積、勞力、賃銀、桑葉等を斯の如く遺憾なく具備して居る所の、支那の蠶絲業は、今日こそは恰も眠れる獅子の如く、死せる豚の如き狀態に在るけれども、併ながら是れは時機の問題であるのである、何時までも今日の如き狀態に在るものと云ふことは出來ない、現に彼の米國は我が日本が殆ど世界の生絲市場を獨占的にやつて居るのを深く遺憾と爲して、此日本の向ふを張つて蠶絲の生產を十分にやらしむる見込のある所は支那であると云ふ所からして、盛に支那の蠶絲業を發達せしむべく努めて居るのである、現に中華合衆國蠶桑改良會、或は廣東蠶業改良會、或は金陵大學、嶺南學堂、又は上海の米支合辦生絲檢查所等を設立を致して、桑園の改良、蠶種の改良、生絲の改良、其他諸般に亙つて是が改良を促して居るのである、斯樣な次第であるからして、將來いつ何時支那の蠶絲業が目を醒まして、十分の活躍を致さぬとも限らぬのである、であるからして決して安心は出來ないのである、斯樣に悲觀說を唱へる者は主張して居るのであります、其悲觀說にも相當の根據があり、樂觀說にも相當の根據があるのでありまする、其孰れを採つて吾々共は進んで宜しいのでありませうか、此事に付きまして政府當局の御意見の存する所を御伺致して見たいと思ふのであります、第二に於きましては人造絹絲の問題であります、是にも悲觀說と樂觀說との二つがあるのであります、彼の人造絹絲が佛國の「シヤードンネー」伯に依つて呱々の聲を揚げましてから四十有餘年間經ちます、最初は殆ど何の役にも立たないやうな、實に兒戲に等しいやうな品物であつたものが、今日に於ては非常に長足の進步を致して居るのである、之に就きまして悲觀說を唱へる所の論者は、斯樣に申して居るのであります、今日此人造絹絲は非常なる所の進步を致して、火に耐ゆる所の力、水に耐ゆる所の力と云ふものは著しく進步致して、天然絹絲に稍々近い程度にまで進步を致して居るのである、纖度の如きも、光澤の如きも、殆ど天然絹絲に近い所の進步を致して居る、現に歐洲大戰前に於きましては、世界の產額は僅に六百萬「キログラム」に過ぎなかつたのである然るに今日に於ては旣に此四千九百萬「キログラム」に達し、非常なる所の進步を致して居るのである、現に米國の如きは大正十二年度に於ては、米國內に生產致したるものは三千五百萬封度にして、他國より輸入致したるものは五百萬封度である、斯の如き多量の消費を致すやうになり、其消費高は生絲の約八割にも達して居るやうな有樣である、是れがいつ何時天然絹絲の如く同じ樣なものが出來ぬとも限らぬのである、現に彼の「エヂソン」氏は養蠶てふ營業が今より五十年經過すれば、此の地球からして一掃せらるゝであらうと言はれたが、詰り此天然絹絲が驅逐せらるゝと云ふことは、要するに人造絹絲の爲に驅逐せらるゝやうなことになると思ふのである、であるから之に對しては吾々共は寸時も安心が出來ないと云ふのが悲觀論者が主張する所であるのであります、之に反しまして樂觀說を唱へる所の論者は、一方は動物纖維であり、一方は植物纖維である、如何に植物纖維が進步發達致した所が、到底動物纖維の如き物に出來る氣遣ひはないのである、如何に科學が進步致した所が、天然絹絲と同じやうな物の出來る氣遣ひはない論者動もすれば天然の藍が人造藍に驅逐せられたのを擧げて以て此の人造絹絲の恐るべきことを主張するけれども、是亦一片の杞憂に過ぎないと斯樣に說くのでありまする、此の悲觀說を唱へ樂觀說を唱へる所の者は、矢張支那の蠶絲業と同樣に、雙方に相當の根據があると思ふのであります、之に對しまして吾々共は悲觀說に從つて進むべきか、樂觀說に從つて進むべきか、此點に於きまして、政府當局に於ては如何樣に御考でございませうか、之を御伺致して見たいと思ふのであります、又彼の米國の養蠶でございまする、彼の米國の養蠶は今始めてゞはないのであります、御承知の如く「ゼームス」第一世が、米國に向つて此養蠶の端緖を開きまして以來今日に至るまで、大分米國に於きましては此養蠶の獎勵を致して居るのであります、併ながら米國內亂の爲に、或は獨立戰爭の爲に、若くは煙草栽培の爲め、或は棉花栽培の爲め、今日まで米國の養蠶と云ふものは發達をしなかつたのでありまする、併ながら今日まで發達せぬと云つて、將來も斯の如くあるべしと推測することは出來ないと思ふのであります、現に最近傳ふる所に依りますると云ふと、彼の加州には隨分此養蠶熱が勃興致しまして、彼の「サクラメント」の附近に於きましては、廣島縣人の田村德之助と云ふ人が五十「エーカー」の桑園を開きまして、一大蠶室を建てゝ、新奇を好む米國婦人間に盛に宣傳を致して居るのであります、——養蠶熱を鼓吹して居るのであります、又「サクラメント」を距ること百哩ばかりの所の「ウロビル」と云ふ所に「パレー」と云ふ桑農がございます、其の「パレー」氏は百「エーカー」の桑園を開いて、養蠶室を建てゝ盛に之を獎勵致して居ります、又紐育の豪商「ゴジツト」氏は二百五十萬弗の資本を投じて伊太利から人を傭つて、盛に此養蠶を始めたのでございます、斯樣な次第でございまするからして、米國の養蠶其ものに付きましても吾々共が大に注意警戒をせなければならぬと思ふことはです、彼の加州の如きは御承知の如く我が日本の本土と同じやうな廣大の面積を有し、而も其氣候は溫和にして能く蠶兒の飼育に適して居るのであります、十一月から三月までは雨季ではありますけれども、四月より十月までの間は晴天季でありまして、能く氣候が乾燥致しまするからして、洵に能く蠶兒が發育するのでありまする、殊に土地が肥沃でありまするから、別に肥料を用ゐませぬでも、能く桑樹は出來るのでありまする、斯樣な次第でございまして、彼の稻の如きも始めは見込のないやうなものになつて居りましたけれども、今日に於きましては大成功を致して、而も其米なるものが非常に安く生產せられ、機械を用ゐてどん／＼米を作つて居るのでありまする、即ち其生產費は我國の約八分の五位で以て出來ると云ふ所から、我國に於きまして一石四十圓前後で賣らなければ間に合はないやうな米も、彼の亞米利加に於きましては一石二十四五圓で賣つても、優に利益があると云ふことであります、斯樣な次第でございまして、彼等は盛に此機械を使用し、以て米の栽培に成功致して居るのでありまするが、今日亞米利加の勞働賃銀では一日三弗乃至四弗と云ふ高い賃銀であるから、日本流の養蠶をやつては到底間に合ひませぬけれども、併ながら若し桑園の栽培又は蠶兒の飼育に於て機械を應用するやうなことを發明致してやるやうになりましたならば、確に繭一貫目の生產費は五圓前後で以て

上がる所の見込があると稱して居るのでございまする、今日我國の繭一貫目の生產費はどの位であるかと申して見ますると、大正二年の頃に於きましては僅に四圓位で以て生產することが出來ましたのが、大正十二年に至りましては、一貫目の生產費は十圓前後を要するやうな狀態になつて居るのでありまする、斯樣な次第であるにも拘らず、亞米利加に於きましては此機械の應用と云ふことが出來るやうになりますれば、確に五圓前後で出來るやうな見込があると唱へて居るやうなことでありまして、今日に於きましては未だ、其の機械なるものは發明せられたと云ふことは聞きませぬけれども、彼の亞米利加人のことであります、何時機械を發明せぬとも限らない、其機械を應用してどん／＼養蠶をやることになりますれば我國の最大顧客の亞米利加にして、此養蠶に成功致しましたならば、一大打擊を受けなければならぬのは我國であると思ふのでありまする、故に此亞米利加の養蠶と云ふことに付きましても、決して吾々共は之を輕視することが出來ないと思ふのでありまする、之に就きましては如何樣な所の方法の方策を講じて進まなければならぬと思ふのであります、而して之には對外策と對內策との二つあると思ふのでありまする、此對外策と致しましては、先づ第一に私は此支那及亞米利加に對しまして、調查研究の爲に人をやつて貰ひたいと思ふのでありまする、斯く申しましたならば、支那には領事官もあり商務官も居ることであり米國亦然り、特に此蠶絲の爲に人をやるの必要は無いと云ふやうに仰せられるかも知れませぬが、併ながら此領事官と云ふもの、商務官と云ふものに吾々共は信賴して、之を委して置くことが出來ないのでありまする、支那四百餘州の廣大なる所の彼の所へ、唯々一人位の商務官を置いて、それに依つて以て此蠶絲業の十分なる調查をさせやうと云ふことは、是れは無理な注文であると思ふのでありまする、故に少くとも支那には四五人以上の調查員を派して、而もそれは一年や二年ではなく、長い年月の間、殆ど終身其調查研究に從事して居ると云ふやうな人をやつて貰ひたいと云ふ希望を持つて居る者でありまする、又此支那の蠶絲業は今日に於きましては、彼の支那の政府が動亂相尋いで、殆ど統一の出來て居らない結果と致しまして、蠶絲業には何等の獎勵も致しては居りませぬ、併ながら必ずや早晩彼の支那の政府も立派に統一せられて、同時に又有ゆる生產業に對しまして保護獎勵する時代が來るものと考へるのでありまする、之に對しましても、或は我國より進んで此日支蠶絲業の同盟を結ぶ所の必要が起つて來ぬとも限らぬと思ふのでありまする、先年伊太利からして我國に對しまして、日伊蠶絲同盟を結ばんかと云ふことを申込んだことがあるのであります、其時我國に於きましては何等の之に答をもせずして、其儘に抛つて置いたのでありまするが、それが爲に著しく伊太利蠶絲業家の感情を害しまして、今日に於きましては、我國から向ふへ蠶種業の調查に參りましても、十分に蠶絲製造の場所とか、製絲工場の內容を見せると云ふことを避けると云ふやうなことになつて居るのでありまする、故に今日世界的に蠶絲其ものゝ霸權を握つて居る我國と致しましては、今左樣の必要を認めぬとは言ふものゝ、將來此支那蠶絲業の發達如何に依りましては、大に其必要を認むる所の時代が來ぬとも限りませぬからして、今より之に對する所の準備調查と云ふやうなことを致して置く必要があると思ふのであります、又其次には尙は吾々の希望と致しましては、此人造絹絲の問題でありまする、是れが果して天然絹絲と同樣の物が出來るやうになるかならないか、豫め吾々人智を以ては之を測り知ることが出來ないのでありまする、と云つて之を此儘に捨て置いて、植物纖維なるものは決して動物纖維と同じやうなものが出來る氣遣ひはないと云つて、安心して居る譯には參らぬのであります、故に此人造絹絲の爲には特に此蠶業試驗場、並に蠶絲に關係致して居る所の專門學校も三つもあるのでありまするからして、是等の機關に對しましても十分研究するやうな方法を設けて戴きたい、のみならず、一面に於きましては宜しく歐米へ是が爲に研究する所の人をやつて、十分に是が研究をさして貰ひたいと思ふのであります、尙は其上吾々の遠慮無い所の希望を申上げますと云ふと、先年佛蘭西に於きまして蠶病が流行致したことがある、殆ど燎原の火の如く蠶病が流行致しました爲に、此の佛蘭西の蠶業は最早何ともすることが出來ないやうな窮境に陷つたことがあるのでございまするが、其の時、時の政府は一億法の懸賞金を掲げまして、以つて此の蠶病を發見し、同時に是れが驅除の方法をば獎勵蒐集致したのであります、其の結果と致しまして、彼の「パストール」博士は微粒子病なることを發見すると同時に、蠶種の袋採法なるものを發明致しました、是れが爲に佛國の養蠶は窮地に救はれまして、今日のやうに佛國の蠶業は行はれて居る次第でございまするが、此の「パストール」博士に對しましては、時の政府は非常なる所の感謝誠意を表すると同時に、貴衆兩院は此の「パストール」博士に對しまして、終生二千五百法の年金をば贈呈することに可決致したのであります、此の「パストール」博士の微粒子病發見は啻に佛蘭西の蠶業が救はれたのみならず、我國に於きましても偉大なる所の恩惠を受けて居るのでありまする、斯樣な次第でありまするからして、今日我國の輸出品の大宗たる所の此蠶絲業に對する所の一大勁敵と目すべき所の此人造絹絲でありまする、此人造絹絲なるものが果して天然絹絲と同樣なものが出來るかどうか、出來ないなら出來ないで宜しい、若し出來た場合に於てはどうする、斯う云ふことに付ては吾々共は寸時も安心をすることは出來ないのでありまするに依つて、之に對しまして我が政府は少くとも十萬圓位の懸賞金を以て、是が懸賞をせられて、大に此研究を獎勵せられんことを吾々共は切に希望する者でありまする、政府諸公に於ては、是等に付きまして相當御考を煩して見たいと思ふ者でありまする、尙は對內策と致しましては、大に施設すべきものがあると思ふのでありまする、先づ第一に於きましては、此生產費を低減致しまして、さうして成べく優良品を安く拵へ上げると云ふことが、所謂此の支那の蠶絲業或は人造絹絲、米國の蠶業等に對する所の唯一の策であると思ふのでありまするが、併ながら其生產費を低減すると云ふ事は、如何樣に致したならば宜しいのでございませうか、是は問題であるのでありまする今日養蠶に於きましても製絲に於きましても、其生產費の大部分を占むるものは即ち勞働賃銀であるのでありまする其勞働賃銀は大正二年の頃に於きましては男一人が一日僅に六十錢、女一人が一日僅に四十錢位の者でありましたのが、大正十二年に至りましては男一人の勞働賃銀は一圓八十錢、女一人の賃銀は一圓三、四十錢と云ふやうな事になつて居ります、斯樣な次第でありまして、非常なる所の賃銀は高くなつて居りまするでありまするからして之を安く拵へると云ふ事は容易な業ではないのであります、殊に今日の桑園の狀態を以てしては如何でございませうか、今日の蠶兒飼育法を以てしては如何でございませうか今日の操絲法を以てしては如何でございませう蠶兒の唯一の飼料たる所の桑園は年々幾多の荒廢桑園を出して、未だ之を救濟する所の方法が見出されぬのであります蠶病の如きも年々行はれて、現に近年二三年の間は秋蠶の如きは洵に不良なる所の成績を示して居るのであります、斯樣な次第でありまして、此桑園の狀態と云ひ、或は蠶兒飼育法の如きも種々雜多に分れて居るのでありまして、殆ど歸從する所を知らないやうな有樣になつて居るのでございます、でありますから、先づ今日此生產費を安くすると云ふことに付きましては、勞働賃銀のみではございませぬ、是等蠶兒飼育法の改良、桑園の改良、桑種苗の改良等に付きまして、大に努めなければ到底生產費を安くして、良い物を拵へると云ふことは出來ないのであります、然らば是は如何に致したならば宜しいか、是等の研究調查機關と致しましては、農商務省の下に蠶業試驗場がございます、此蠶業試驗場は蠶絲業に關する所の調查研究の機關と致しましては、唯一の機關であるのであります、此蠶業試驗場は創立せられて旣に十有三年以上にもなつて居るのでございまするが、之に對しまして世間兎角の批評を爲す者はありまするけれども、併ながら此蠶業試驗場なるものが蠶絲業界に對しまして、非常なる所の働を致して居ると云ふことは、是は諸君旣に御承知の事でありますが、其蠶業試驗場が大正十年度の豫算に於て十七萬圓以上の經費を削減せられましたと云ふ事は、吾々共は先刻申上げました如く、蠶病問題と云ひ、或は桑園問題と云ひ、或は桑種苗問題と云ひ、大に研究調查をせなければならぬ今日に於きまして是だけ多額の費用を削減せられましたと云ふことを洵に遺憾に思ふ者であります、是も天引論で已むを得ないと云ふ政府當局の御辯明でございましたが、今日行政整理の際でございますからして、或は財政整理の際でありますから、已むを得ないとは言ふものゝ、併ながら今日我國輸出品の大宗たる蠶絲業其ものに對しまして、大に研究調查をせなければなら

ぬ大問題が眼前に横つて居る今日でありますから、大正十四年は已むを得ないと致しましても寡くは大正十五年度からは更に其經費を復舊するのみならず更に其經費を増加致しまして、是等の問題に對しまして十分研究調査の出來るやうにして戴きたいと云ふ希望を申上げるのであります、第二に於きましては蠶絲局の問題であります、是は昨年私は一の建議案を提出したのでございますけれども、武藤代議士が蠶業國策に關する建議案の中に、此蠶絲局設置の事をば籠めて建議をして居られ、又政府當局も相當御諒解があるやうに伺ひましたから、私は之を撤回は致しましたけれども、併ながら此蠶絲局設置と云ふことは同業者多年の希望でありますのみならず、我國蠶絲業の現狀に徴しまして、今日の蠶絲課だけでは甘んずることが出來ない、又之に依つて蠶絲業界に横はる大問題を悉く解決することは無理な註文であらうと思ふのであります、故に寡くは此蠶絲局なるものを更に設置致しまして、さうして内外に對して大に蠶絲業の調査を爲し、研究を爲し、更に斯業の一段の改良、發達の出來るやうにして戴きたいと云ふ希望を持つて居る者であります、尚ほ對内策と致しましては、横濱に於ける所の取引の改良をすると云ふことが最も急務であると思ふのであります今日横濱の生絲取引に於きまして幾多の弊害がある之を大に改良しなければならぬと云ふことは、何人も能く之を認めて居る所でございますが、之に對しまして「ゴールドスミス」即ち亞米利加の絹業協會長であります所の「ゴールドスミス」の言つたことを私は引用致しまして、如何に其の必要なるかと云ふことを玆に述べて置きたいと思ふのであります、「吾々は絲價の變動に付て横濱の生絲取引所のことを考へる、絲價は投機的性質を有するものに非ず現品なくして品物を賣買するは投機である、投機は全然貨物なくして、生産並に消費に關係なき第三者が中間に於て轉々賣買することに依つて、奇利を博せんとするものである、此事實は日米兩國國民に存す農産物たる繭價が理由なき變動に依り、日本農民に惡影響を與へつゝあるは事實なり、吾人は絲價の正當なる上下は之を認むるも、不正當なる人爲的投機に基く高低を、何等かの方法に依り除去せざるべからず、横濱の定期取引所が是等の改正が出來ぬに於ては、米國絹業家は全然生絲の定期取引所の中止を希望する」云々之に依つて如何に今日横濱の取引所を改良しなければならぬかと云ふことが明に證明せられることゝ思ふのであります、是等の事を十分に解決致さなければ、此重要品を安く拵へると云ふことは到底望むことが出來ないと思ふのであります、尚ほ詳細に亘つて述べたいと思ふ事もありますけれども、此位に致して止めて置きますが、是等の點に於きまして、幸に政府當局の御意見を御伺する事が出來ますれば洵に仕合せであると存じます(拍手)

○議長(粕谷義三君) 次は蟻川五郎作君。

陸軍軍備の整理並行政整理に關する質問の答辯に對する蟻川五郎作君の意見

〔蟻川五郎作君登壇〕

○蟻川五郎作君 本員の質問に對しまして陸軍大臣より御丁寧なる答辯に預りましたことは、本員の感謝する所であります、想ふに軍事問題と致しまして本年の議會程重要なる問題に當面したることはなからうと信ずるのであります、即ち國力之を許せば軍備を充實し、又軍備を擴張すると云ふことは國防上の見地から申しますれば是は問題ではありませぬ、即ち是が爲に國防を危くすると云ふ慮は無いからであります、之に反して國防上に苟も懸念の存する問題は、事は頗る重大と思ひます、即ち本年の議會はそれと思ひます、此度陸軍の軍備並に行政の整理に付きまして、本員等と共に國防上に聊か疑惑の念を懷く者も少からざることゝ信じまするが故に、此壇上を借りまして意見を陳述致して、國民と共に其疑を解きたいと思ふのであります(拍手)第一に質問を致しましたる要旨は、陸軍の軍備の整理に就ては師團數の減少の外に、他に適當の方法なきやと云ふのであります、之に對する陸軍大臣の御答辯の要旨は、陸軍に於ては喫緊の新施設を要する、其經費は新に國庫に要求することは現今の狀勢に於て到底不可能なるが爲に、經費捻出の方法として師團減を行うた次第である、斯う云ふのであります、本員が玆に疑を生じますことは、大藏大臣は此度行政財政の上に大整理を行うて、國家財政百年の基礎を固められんとする時に方りまして、陸軍に於ては僅に足許から鳥が起つやうに喫緊の新施設を提唱せられたのであります、此新施設は何であるかと申しますれば歐米諸國は既に數年以前に歐洲大戰に實地に使用したるもので、謂はゞ今や將に陳腐に屬せんとしつゝあるものであります、然るに今之を僅に發見したるが如く、之を新設せんとせられるのであります、併し遲れながらも是はなくてはならない新施設でありまするが故に、之を爲されると云ふことは至極結構な事でありますが、何故に今日まで是が問題とならなかつたのでありますか、山梨陸軍大臣の時に、先年議會は新兵器費として九千六百萬圓に協贊を與へて居ります、是で新施設に付きましては今後十何年と云ふ間は据置で、何等心配なしと深く安心して居つたのであります、我が陸軍は世界の何れの陸軍にも立遲れて居らうとは夢にも思はずに居つたのであります、然るに此信用は全く裏切られまして、我が陸軍は歐米強國の陸軍に比して其施設が大に立遲れて居ると云ふことが明になつたのであります、抑々此責任は誰が負ふべきものでありませうか、此事に付きましては既に度々議會に於て質問應答もありました事でありますから、本員は略しますが、是は過去つた事であるから今更何と言ふも致方はない、斯う云ふ陸軍大臣の言を聞くのでありまするが、之を一言質さずに置くと云ふことは果して如何かと思ひます、個人間の事でありましても、法に從つて質すべきものは質さなければならぬ、況や國防上に大影響を及ぼしたる本件の如き、大事件を、其儘に質さずに置くと云ふことは如何であらうかと思ひます、兎に角本件に付きまして、國民として實に遺憾至極であるのであります、併し遲れながらも此新施設を爲すが爲に、陸軍大臣は四個師團の影を消して之を決行せられんとするのであります、其御勇氣と御英斷には滿腔の敬意を表します、四個師團は一寸承れば大した事でもないやうでありまするが、日露の戰役に於きまして兩軍が沙河に對陣を致して、互に引張ることも押すことも出來ない、此時に方りまして此均勢を破りて我軍の大捷を得ましたものは、申す迄もなく乃木軍が旅順より轉戰したに在ります、其力は正に四個師團であるのであります、のみならず此四個師團なるものは旅順に於て散々に傷められましたるものでありまして、謂はゞ疵だらけのものである、然るに其威力は斯の如く偉大であります、尚ほ玆に附言致しますることは、平時の師團なるものは戰時に於ては之に數倍する所の師團を作るべき根を持つて居ると云ふことであります、歐洲の大戰に於きまして獨逸の如きは平時の軍隊に數倍する軍隊を作つたのであります、日本の事は私は存じませぬ若し獨逸の例を以て致しましたならば、此四個師團なるものは、戰時に於ては十六師團となり、或は五倍して二十師團となるものであります、實に此平時の四個師團なるものは奉天戰に於て兩軍の戰を決しましたる全日本軍よりも、尙ほより以上大きくなる所の素質のあるものであります、斯く見まする時は歐米諸國に於きましては、今や既に時勢に後れんとする此新施設を爲すが爲に、又金額から申しますれば約そ千六百萬圓を得んが爲に――それも澤山元の掛つた師團を消して、それより千六百萬圓を得んが爲に拂はれたる陸軍大臣の四個師團減と云ふ犠牲は實に偉大なるものであります、尤も之に就きましては國民に軍事教育を施して、其缺を補はうと云ふ御考も陸軍大臣にあるやうでありまするが、其成果は未知數でありますが、是は確實なる既知の數であります、のみならず假令國民に軍事教育を施しましても、歩兵は知らず、騎兵、砲兵、工兵の如き特科兵の要員を之に依つて得ると云ふことは、殆ど望み難い事と思はれます、兎に角此大なる犠牲を拂はれる前には、之に比べて其目方の是より輕いもの、其害の是より少いものは悉く犠牲として拂はれて後、此大犠牲に及ばれて然るべきことゝ信ずるのであります、然るに教育總監部の如きものは依然として今日存在して居る、世界列强の陸軍に比べまして、數年間も立遲れて居る此新施設を爲すに、非常手段を用ゐて四個の師團の影までも消さうと云ふ場合に、歐米諸國に於ては例も無いやうな教育總監部の如きものを其儘存置する必要は何處に在りませう、又平時に於ては殆ど其必要も認め難い、一昨年の大震災の時に東京に五六師團の兵が入つたと云ふやうな時に設けました所の東京警備司令部の如きものを、今日常置して置く必要は何處にございませうか、又官衙學校、尙ほ軍隊の上級將校の如きも其階級を低下し又其數を減じ得べき餘地はあらうと信ずるのであります、之に就て最近の小さな例を申上げますれば、大正三四年頃までは軍醫の最上級は大佐級で止つて居つたのであります、之を全國に唯々一人少將級の者を作りたいと云ふことでございましたが、是すら出來ぬで居つたのである、然るに先日中將の軍醫總監と云ふものも出來たのであります、即ち十年前までは大佐級で止まつて居つた所の役人の位置を、今日は中將級にまでして居るのである、是は一例であります、本員が師團數を減少する外に方法は無いのであらうかと申しまするのは、即ち是が其一つの證據でございます、尚ほ此外にも一時經費を捻出するの方法は他に求むる餘地は多々あらうと信ずるのであります、何故に師團の如き名木を四本までも根から拔くと云ふ時代に於て雜木を御拔きにならないか雜木も集めましたならば一本や二本の名木に値するものがあつたらうと信ずるのであります、甚だ失禮な申分ではありますが、之を若し忌憚なく申しましたならば、家政が不如意になりまして、先代が折角築き上げたる身代を端から賣りながら、贅澤を續けて居るやうな感があるのであります、尙ほ之に關聯して、陸軍大臣は四個師團を減ずるも、國防上に影響するなしと言はるゝのであります、即ち新施設を以て之に代へるからと云ふのでございますか、國防上の安全を保障せらるゝのでありませうか、是が何れかの時機に伺ひたい一つである、即ち今日の四個師團を減じても國防上安全なりと保障せらるゝ御意見であらうかと云ふことを、何時かの時機に承りたいと思ふ、次に本員が質問致しましたことは、師團の數を減ずるは假に已むを得ずと致しましても、砲兵をも併せて減ずると云ふことは、果して機宜に適したるものであるかと云ふことであるのであります之に對する陸軍大臣の御答辯の要旨は、各國共に歩兵に對する砲兵の割合を増すことに努めて居る、我が國軍に於ける此割合は、歐米諸國に及ばざるは事實であるが、元來國軍の裝備は其行動する舞臺と相手を考へ、又財政や工業力等を考慮して決定すべきものである、仍て歐米列强軍と同一にせざるも妨げない、尙ほ砲兵の割合は從來より増加せざるも、其威力は大に改善せらるゝ筈である云々との答であります、相當に長い御答辯でございまして、實は一概に要領を得るに苦むのであります、併し御丁寧なる御答辯には謝意を表します、唯々之に就て當局は將來の國防を慮りまする上に於て、其行動すべき舞臺だとか、相手だとか云ふことを考へると云ふことは萬全の策でないと云ふことは、本員等の申すまでもないことゝ思ひます、實例を申しましても、歐洲の大戰前に獨逸の軍は果して佛國や白耳義の國土に於て、米國軍と相見ゆることを豫期して居つたでありませうか、即ち國防上萬全の事を申しますれば、列强中最も强いものを相手に致しました時に於ても、決して之に劣らざる工夫を爲し置くことに努むべきは當然の事と信ずるのでございます、抑々歐米强國に於きまする歩兵と砲兵との割合は、果して如何なるものでございませうか、又其砲兵の殺傷力は時と共に著しく増大致しまして、今や實に驚くべき威力であるのであります、我が陸軍の歩兵と砲兵との割合は、果して安心して居れる狀態でございませうか尙ほ其割合のみならず、砲其ものゝ比較は如何でありませうか、若し是が著しく劣つて居りましたならば、實に重大なる問題であります、即ち不幸にして萬一双方相見ゆることになりましたならば、彼は機械を以てする、彼は砲火を以てするに、我は血を以てする、即ち我の血を以て彼の砲火を消すと云ふことになるのであります、實に是は重大である、斯の如くなるが故に、之を若し見越しましたならば、國民として豫め十分に之を承り、十分の覺悟と決心とをして置く必要があるのであります、即ち豫め經費を出して之に備へるか、或は然らずして萬一の時に血を出すの覺悟をして置くか、二つに一つの決心を要するのであります、此事に付ては軍部當局としては、豫め國民との間に十分なる諒解を遂げて置くべき必要があります、斯の如きは決して單なる編成事項ではございませぬ、又單なる編成事項として取扱ふべきものではなからうと信じます、此二つに一つの決心を要することになりましては、國民と御相談になりまして、篤と諒解を國民との間に得て置かれる必要は元來十分にあるのであります、尙は血を流すことは萬々忍ぶと致しまして、是で果して戰勝、即ち國防最終の目的を達せらるゝでありませうか、尤も陸軍大臣は我國工業の狀態等に鑑みて、砲兵を斯の如く減じても可なりとせらるゝ御意見のやうでありますが、我國の工業狀態は今日の現況に留まるべきものではなからうと信じます、追て進歩發達すべきものであると云ふことを確信致します、然らば工業狀態等が進みまするならば、隨て砲兵も亦何時か增加されると云ふ御考でありませうかと云ふ事が疑問である、それとも四圍の狀況に大なる變化なき限りは、一般砲兵に付ては考慮に及ばずとせらるゝのでありますか、之も疑問である、本員は甚だ不安に堪へないのであります、尙ほ此度の新施設で、今後四圍の事情に特別なる變化なき限り、是で十分なりと陸軍大臣はして居られるのでありませうか、是も一つ私共は疑問を持つて居るのでございます、私の陳述は是で終ります。

〔拍手〕

○議長(粕谷義三君) 次は神崎勳君。

輸入超過並農村振興に關する質問の答辯に對する神崎勳君の意見

〔神崎勳君登壇〕

○神崎勳君 私は政府に對しまして輸入超過の防遏と農村の振興、此二つの問題に付きまして先日來質問書を出してあつたのでありますが、然るに答辯書が參りましたが、稍々不十分な感が起りましたから致しまして、玆に意見の陳述を爲さうと思ふのであります、私は此二つの問題に關聯致しまして、尙ほ進んで關稅政策と金利の高低按排に付きまして、政府の御意見を伺つて見やうと思ふのであります、斯の如き問題は先日來本會議及豫算委員會に於きまして質問應答の屢々繰返されて居るにも拘りませず、再び私が玆に論議すると云ふことは、稍々時後の感がないのでもないのであります、併ながら何と申しましても此二つの問題は、我が日本帝國現時の政府問題と致しまして、若くは社會問題と致しまして、最も重要なる問題でありますと共に、又屢々繰返されました質問應答の稍々神髓に觸れて居らないと云ふ感が起りましたから致しまして、私が此壇上に立ちまして意見の陳述を爲すは、必しも徒爾であるまいと考へたから、此演壇に立つた次第であります、此二つの問題は最も密接の關係がありまして、孰れかの一方に於きまして其解決の宜しきを得なかつたならば、他の一方に波及されまして、拯ふことの出來ない破目に陷るのでございますから致しまして、私は此二つの問題の解決には十分意を用ゐなければならないと思ふのであります、此二つの問題を高調されまして、既に長き歲月を經て居りまするに拘りませず、未だに解決することが出來ないのみならず其解決の曙光だに見ることの出來ないと云ふことは洵に遺憾に堪へない事であります、斯の如きことでありまするから致しまして、最早今日に於きましては私は從來執り來つた策のみに依りまして、此二つの問題を解決しやうと云ふことは、決して策の得たるものではございませず致しまして、必ずや新政策に依らなければならないと思ふのであります、政府も是に大に見る所がありまして、本議會に於きまして農村振興と致しましても、種々の施設經營に付きまして案が提出されて居るのでありますが、然るに又輸出獎勵と云ふことに付きましても、輸出組合とか或は重要輸出品組合法案の如きものが提出されて居るから致しまして、是が實現されましたならば、大に效果の見るべきものがあらうと思ふのであります、併ながら私は此輸入超過の防遏と農村の振興、此二つの問題を解決しやうと思ひましたならば、是非關稅政策と金利の高低按排と云ふことを見遁すことは出來ないと思ふのであります、寧ろ私は此二つの問題を徹底的に解しやうと思ひましたならば、是非此二つの問題に依らなければならぬと思ふのであります、然るに從來の政策が何故誤つて居つたかと云ふことを論斷せんとするならば、此二つの問題を最初に唱へまして、其以後に於ける手段に付きまして詮議しなければならぬと思ふのであります、此二つの問題の高調されましたのは、確に大正九年頃であつたと思ふのであります、大正八年に輸入超過を見まして、今日に引續いて居るのでありますが、大正三年より大正七年迄は海外貿易が好況でありました爲に、常に輸出超過を見て居つたのであります、然るに歐羅巴戰亂が終熄を致しましてより、貿易は逆に變じまして輸入超過を來したのであります、大正八年より輸入超過を來しまして今日に引續いて居るのでありますが、是が引續かるゝに於きましては政黨政派の間に於きまして、若くは政府民間に於きまして、是が對策に大に苦心されたのであります、種々論議されたのでありますが、一番聲の高かつたのは物價の引下であつたのであります、物價の引下は、一般國民の購買力減殺でありまして、一般國民の購買力の減殺は通貨の縮小、通貨の縮小は消極政策と金利の引上げであつたのであります、爲に日本銀行は當時日歩一錢四五厘内外を二錢四五厘まで引上たのであります、併しながら更に效果が無かつたのであります、是れに於きまして金利の引下は物價の引上に效果の無いと云ふことが分りまして、他の物價の引下の策を執つたのであります、然るに此の際に於きまして如何なる考であつたのでありませうか、金利を引上たものを今日まで其儘になつて居るのであります、物價の引下に付きまして金利の引上

輸入超過並農村振興に關する質問の答辯に對する神崎勳の意見

と申しますのは、詰り通貨の縮小であります、一般國民の購買力の減殺であつたのであります、是は洵に迂り遠いことであります、實に迂い間接の手段であつたのであります。然るに物價を構成されて居ります所のものは勞銀、原料、金利の此三つより構成されて居るのであるから致しまして、其重要な金利を引上げましたのであるから致しまして、どうして物價の下ることは出來ぬのであります、物價は當然引下げなければならなかつたと思ふのであります、然るに其際に引上げました所の金利は今日までの位になつて居るかと申しますれば、一割内外と云ふことを聞くのであります、併し普通地方に於ては一割内外所ではないのであります、併し一割二分以上の金利を拂つて居るのであります、今日物價はどうしても下らない所から致しまして、勞力を省くために機械の應用に依りまして、大量生産的手段に依らなければならぬと云ふ議論を聞くのであります、是は私は洵に至當の言であります、必ずや近き將來に於て實現するのであらうと思ふのであります、併し一割内外の利率の資本に依りまして購入されました所の機械と、四朱以下の資本に依りまして購入されました所の機械に依りまして生産されましたものが、どうして競爭して立つことが出來ませうか、少しく生産事業を解する者であれば、當然分る事であらうと思ふのであります、是が擡頭して來ないのであります、然るに又反對者も起つて居るのであります、其反對の議論と致しましては、今金利を引下げた所が、決して物價と云ふものは下るものではない、金利の引下と云ふものは自然の趨勢に待たなければならぬ、金利は今日下る趨勢なれば必ず下ると云ふやうな事を唱へて居る人があるのであります、是は私は誤つたる議論ではあるまいかと思ふのであります、金利の引下げに依りまして、何程通貨が膨脹致しましても、物價は上りはしまいかと云ふことが頭にこびり附いて居るのであらうと思ひます、又一面に於きましては金利の引下に依りまして何程か損害を受ける所の國家的觀念の無い銀行業者の説ではないかと思ふのであります、斯の如き事でありまして、到底反對論者の説は立たないと思ふのであります、私は此物價の引下に於きまして金利を引上げましたことは、確に其當を得たものではなかつたと思ふのであります。次は消費の節約であります、消費の節約に依りまして物價を引下げやうと云ふことは、歴代の内閣、又一般國民が唱へられて居るのであります、消費節約と云ふことは、洵に結構な事でありまして、消費の節約が併に行はれましたならば、必ずや物價は引下るのであります、今日の財政經濟の行詰りは、我が日本帝國一般國民の消費の不相應なる所から起因されて居ると云ふことを、私は或は申されるのであらうと思ふのであります、併しながら此消費節約と申しまするものは、容易に行はれることは出來ないのであります、[illegible]

ては、或はそんな事が出來やうと思ひますが、多數の一般國民に於きましては容易に行はれることは出來まいと思ふのであります、消費の節約と云ふことになりましては、どうでありませうか、個人と致しましても一度奢侈の習慣の付きました所のものは、容易に止め、若くは減殺することは出來ないのであります、又飲酒の如き、喫煙の如きに於きましても、財產生命に關係がありましても、容易に止めることはないのであります、併し飲酒の如き、喫煙の如きは例外と致しましても、衣食物及衣類居住の如きに於きましても、習慣の付いたものは容易に制限することは出來ないのであります、[illegible]

す、然るに我が農村の如きに於きましては、大なる脅威を受けると云ふことを考へなければならぬと思ふのであります、然らば金輸出解禁と云ふものは如何なる時に斷行するかと云ふことを考へて見ましたならば、私は手段と時とを擇ばなければならぬと思ふのであります、金輸出解禁を斷行する時は如何なる時であるかと申しましたならば、輸入物價の滔々として流入することが出來ないと云ふことの政策を確立して、而して後でなければならぬ、又弗相場が減殺を來すと云ふことを考へなければならぬと思ふのであります、[illegible]

防遏の爲に物價を引下げねばならないと云ふ聲は油に高いのであります、どうして此物價を引下げることが出來るのでありませう、是も少しく產業界に諒解のある人は分る事であらうと思ふのであります、物價の引下げと云ふことは非常に低廉なる勞銀、非常に低廉なる原料がありましたならば引下げることが出來ませうが、今日斯の如き低廉なる勞銀原料を得ることは到底出來まいと思ふのであります、唯々私は此物價引下と云ふことに付きましては、慥に金利の引下のみであらうと思ふのであります、先刻流べましたやうに金利は是非引下げなければならぬと思ふのでありますが、又反對者の議論として金利引下と云ふことは日本銀行が假に金利を引下げたと致しましても、他の有力なる銀行が利子を引下げなかつたならは、決して其効果が無いと云ふことを唱ふる人がありますは間違つた議論と私は思ふのであります、金利を引上げましたことは如何なる事であつたのでありませうか、物價引下と云ふことに付きまして、日本銀行が政府の內意を受けて金利を引上げまして、今日今度は物價引下と云ふことに付きましては、當然政府の意を受けて日本銀行が金利を引下げて天下に範を示したならば、當然金利は引下らなければならぬと思ふのであります、然るに又今日の財政界を見ましたならば、金利は故らに下げないでも、自然と金利は下がると云ふやうな、ことを言つて居る者がありますが、最も私は間違つた議論であらうと思ひます、決して物價を下ぐる爲の金利の引下ではないのでありまして、今一錢四五厘まで下りましたならば、是れ以上に一つの政策と致しまして四五厘でも引下げなかつたならば、物價の引下は出來ないと思ふのであります、斯の如き勇氣がなければ到底物價は下らないのであります、斯の如き事に論斷されて見ましたならば、私は此物價の引下と云ふことは僅に金利の引下より外にないと思ふのであります、農村の振興輸入超過の防遏と云ふことは關稅政策より外にないと思ふのであります、關稅政策と云ふことになりましても、詰り說る程度のものゝ關稅の引上をやらなくてはならぬと思ふのであります、斯の如き事でありますから致しまして、私は政府に御聞したいのは

○藏園三四郎君　私の聞ほんと欲する所は、極めて事實は簡單でございますけれども、其影響する所は極めて重大なものでございます、最に樺太長官の綱紀紊亂の事實に付きまして、私より質問を提出致して置きました所、總理大臣より致しまして、想ふ、それならば不可抗力に屬するものであつて、樺太長官の失政に屬すべきものでないと云ふ意味の御答辯がありました、本員は之に對して決して滿足をすることは出來ませぬ、的を外したる御答辯であるのであります、藏園、樺太長官の昌谷彥氏は大正十三年の十二月十五日に、其樺太廳の公布式を以ちまして廳令第三十九號外六件、訓令第二百九號外三件と云ふ、實に二十有三件の法規を發布致して居るのであります、此發布に依りまして、即ち同日より此法規をば施行すると云ふ附則が附いて居りまする、諸君、此多數の法規はどうぶに內容を有するものであるかと申しますれば、即ち今回政府の行政整理に伴ひまして、樺太廳に於きましては樺太廳、支廳二箇所を廢しまして、之に代ふるに出張所二箇所を新設を致して、又從來三部制度でありましたものを二部制度に改めまして、其拓殖部をば警務部に變更致しました次第であります、斯の如く行政部內の改廢を行ひましたる結果と致しまして、之に關する所の諸法規の必要なる事は申すまでもありませぬ、即ち此二十三件と云ふ多數の法規は、其改廢に基く所の必要なる事項を規定した所の施行法でございます、諸君、申すまでもなく施行法は本法の發布若くは其後に屬するものであることは、是は論を俟たぬことであります、此樺太長官は何等の職務權限を有せぬ次第であります、然るに樺太廳の官制勅令の改正案は當時樞密院に御諮詢中のことでございまして、政府と雖も果して其改正が政府

獲期の如く之を實行し得らるゝか否かと云ふことは未だ決定の事實であるのであります、此未定の事實なるにも拘らず、樺太廳に於きましては既に之を改正を致し、さうして多數の勅令を發布致しまして、人民に是が遵守を迫つた次第であります、此事實は勅令の公布以前に當りまして、既に官廳に於きまして何等の權限なき行爲をば敢て致しましたる重大なる違法の行爲でありまして、之を正面から論しますならば、全く勅令の違反であると申さなければなりぬのであります、（ひや〳〵）又一面から之を見ますならば、實に官紀を紊亂したる所の不法なる行爲であると斷言することが出來るのであります、政府は斯る不法なる官紀紊亂の行爲に對しまして、果して如何なる懲罰を致されたか、又之に對して如何なる指揮命令を下されたか、政府の所信を伺ひたいと云ふのが第一段であります、而して諸君、此樺太廳の官制勅令は其後十日間を經まして樺太長官が既に改革——改正を致しました次第であります、其後十日を經まして大正十二年十二月二十五日を以て御裁可になつて公布せられて、其翌日より施行することに相成つた次第であります、此時既に樺太廳に於ては勅令、訓令、告示と云ふものをば既に施行を致して居るのである、即ち勅令發布以前に於きまして無權限なる樺太廳に於きましては、既に之をば實行し終つて居るのである、幸にして是が官廳の改廢、其他人民の管轄の權限等に屬する問題でありましたから、非常なる不幸を招ずして濟むことが出來ましたけれども、萬一是が國民の權利義務に關する所の重大なる法案でありましたならば、洵に恐るべき結果をば見なければならぬのであつたのであります（「簡單簡單」と呼ぶ者あり）而して諸君、此樞々二十五日に至りまして官制が——勅令が御裁可になつて公布せられたる時に於きまして、樺太長官に於きましては之に對する態度を執つたのであります、もう勅令の發布になりましたる時に於きましては、既に事遂く實行し終つて居る、此際に於て如何に之を處理すれば宜しいか、十二月の二十五日に於きまして施行せよと云ふ公布があつたのであるから、其樺太廳官憲たるものは十二月の二十五日に於きまして

施行に關する所の表示がないのであります、然るに翌々日の二十七日に至りまして、初めて樺太廳公報を以ちまして、從來出しました所の此十二月十五日に發布を致しました所の此十五日より施行すると云ふ此附則を正課を以ちまして居るのである——正課文を出して居るのであります、諸君、此の正課なるものが實に無權にして、又殆ど常識を以つて判斷することの出來ないものである、私を以つて言はしむるならば、是れは正課にあらずして再び過を重ねたる不法な行爲であると云ふことを斷言したいのである、それはどう云ふ風に正課を至しましたかと申しますれば、此の公布の——前の方を略しますが「公布の日は大正十三年十二月二十五日の何れも誤り」斯う云ふ正課を致して居ります、諸君、樺太廳長官に於きまして十二月の十五日に此改正を公布したる時に於いて、十二月二十五日より施行すると云ふことが殘め決定して居ることである、又權限を有することであるならばそれは他日に至つて之を訂正し、是れが正課を發する宜しいでございませう、併しながら最初十二月十五日に發布したる所の此法規と云ふものは抑々無權限の行爲であつて、大權を干犯したる行爲で無法、即ち法律上是は無効であるのである、無効なるものを再び之を訂正しても無効より有効は生ぜぬ、無は有を生じない、丸は二枚重ねても三枚重ねても矢張丸である、依然として是は無効であるのである、斯の如く無法なる、而も無効なる訂正を致しましたる其結果に付て之を詰めて見たいのであります、どうなりますか、十二月の二十五日より此樺太廳官制改正の勅令と云ふものは、二十五日より即時施行の公布があるにも拘らず、全く此公布に關する所の——施行に關する所の寒公の事實が何等なきのである、故に今日に至つても此十二月二十五日より改正しなければならぬ所の此官制は、未だ是が實行を果さぬと云ふことに相成るのであります、然るにも拘らず樺太廳の官廳の支廳二箇所を改正致しまして、而して新に出張所を二箇所を設けて、さうして之に關する所の豫算を計上致して居ると云ふことに考へて見ますならば、此法案が如何に重大であるかと云ふことも私は斷言することが出來るであらうと思ひます、（ひや〳〵）抑々此官廳に於ける所の勅令權と云ふものは、其官廳の實に生命とも申すべき所の無制限權に屬して居るのであります、然る

に此大事な所の職務權限に屬する所の法規勅令權に對して、斯の如く等閑に取扱ひ、斯の如く粗末に取扱ふと云ふことに至りましては、實に官憲の威信を損するのみならず、世人をして法の神聖を疑はしめ法の價値を疑はしむる所の非常なる罪惡であると云ふことを私は斷言するのであります（拍手）政府に於きましては之に對して如何なる方法を執られたか此事も政府は不可抗力であると言ふならば、天下何物か不可抗力にあらざるものはないのであります次に私の御尋を致したい事は、此事は內閣直屬の樺太廳官憲の非違に關する事であつたが、一言內閣直接の責任に付て一應伺ひたいと思ひのであります、前段申上げまする通りに、樺太長官は此御裁可前、既に十日前に於て目下樞密院に於きまして御諮詢中である所の改正案の內容を詳細に之を知つて居ることである、で此事は要するに內閣側より之を漏洩したるものであると云ふことを見るに決して苦しまぬのであります、で內閣より致しまして、未だ其勅令が內閣獲期の如く改正せらるか否かと云ふことが不明なる此勅令の內容を漏泄したることは、實に內閣の其罪輕からぬと私は思ふのである、又此事は實に大權の發動を憚瀆し、又詭辯を以て僥倖したる所の僭上不臣の沙汰であると思ふ、斯る行爲をなして尙ほ恬然たるが如きは、全く私は厚顏にして無恥であると云ふことを斷言したい、現內閣の如きは實に綱紀肅正を看板と致しまして、——綱紀肅正が一枚看板ではありませぬか、然るにも拘らず斯の如く官紀を紊亂し、而して最も違法なる、而して又勅令違反に類する如き行動を爲すが如きに至つては、是よりも綱紀紊きものがございまするか、全く現內閣は此綱紀肅正の看板の下に隱れて、而も綱紀を紊亂する所の內閣であると云ふことを私は斷言する者である（拍手）之に對する所の責任を伺ひたい、而して此問題は獨り唯々此法規の違反の跡を責めると云ふのみにあらずして、十二月二十五日より施行すると云ふふのみにあらず、又從來の一般の同業者から非常に熟心に此希望が出て居りまするので、是等の人の希望を充す點から申しましても、是非是は勅令を以ちまして、同一の取扱をしなければならぬものと思はれまする、加ふるに此改正を致しましても、何等一般の有ゆる方面に支障を生ずる事がありませぬので且つ其改正たるや極めて簡單なものでありまして、勿雜なる法規の改正を要せないのであります、大體

○作間謙造君　（後段の意見の陳述はとを省略す。日程を進めるために、ご了承願います。）

○議長（柏谷義三君）　作間君の動議に御異議なしと認めます。仍て動議の如く決しました、是より議案の日程に入ります、日程第一、齋藤組合法中改正法律案の第一讀會を開きます、——三土政務次官。

第一　齋藤組合法中改正法律案（政府提出貴族院送付）　第一讀會

齋藤組合法中改正法律案

齋藤組合法中左ノ通改正ス

第二條中「牛羊豚ヲ飼養スル者又ハ馬ノ生產ヲ業トスル者」ヲ「家畜ヲ飼養スル者」ニ改ム

第四十七條中「郡、」及「郡制、」ヲ削リ「之ニ準ス」ヘキモノニ」下ニ「郡トアルハ島司又ハ北海道廳支廳長ヲ置キタル地ニ在リテハ其ノ管轄區域ニ」ヲ加フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（政府委員（三土忠造君）登壇）

○政府委員（三土忠造君）　齋藤組合法中改正法律案の提案の理由を御說明致します、現行齋藤組合法に於きましては牛馬羊豚の中、馬の關係に於きましては生產者のみが組合に加入することが出來まして、飼育者及使役者は加入することが出來ない規定になつて居ります、然るに近頃の狀況に依りまして、馬の生產者の外に飼育者、使役者も加へることに致しました方が、馬の產業政策諸般の關係から便利であらうと云ふので、之を加へることに致したのであります、極めて簡單な法律案でありますが、どうか御審査を願ひます。

○議長（柏谷義三君）　日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○非本常作君　本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（柏谷義三君）　非本君の動議に御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柏谷義三君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第三、商業會議所法中改正法律案（山本厚三君外二名提出）第一讀會

商業會議所法中改正法律案

商業會議所法中左ノ通改正ス

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　營業稅ヲ納ムル旅館業者

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（山本厚三君登壇）

○山本厚三君　本案提出の理由を簡單に申述べます本案は我國に於ける旅館業者に商業會議所の選擧權並に被選擧權を附與するが爲に、商業會議所法を改正すると云ふのでございます、我國の商業會議所法第九條乃至第十四條に於きまして、商業會議所の權利——選擧權並に被選擧權に關する規定を致しまするが其中に此吾々が平素普通の商工業者と同一に取扱つて居りまする旅館業者に對して、それ等の權利を與へて居らぬのであります、是に要するに此事業に從事して居る所の行爲を商行爲と認めて居らぬのに依るのであると思ひますが、一面殆ど同じやうな業態である所の飲食店業、即ち料理業者の如きは、全く私は厚顏にして無恥であると云ふことを斷言したい、現內閣の如きは實に綱紀肅正を看板と致しまして、——綱紀肅正が一枚看板ではありませぬか、然るにも拘らず斯の如く官紀を紊亂し、而して最も違法なる、而して又勅令違反に類する如き行動を爲すが如きに至つては、是よりも綱紀紊きものがございまするか、全く現內閣は此綱紀肅正の看板の下に隱れて、而も綱紀を紊亂する所の內閣であると云ふことを私は斷言する者である（拍手）之に對する所の責任を伺ひたい、而して此問題は獨り唯々此法規の違反の跡を責めると云ふのみにあらずして、十二月二十五日より施行すると云ふのみにあらず、又從來の一般の同業者から非常に熟心に此希望が出て居りまするので、是等の人の希望を充す點から申しましても、是非是は勅令を以ちまして、同一の取扱をしなければならぬものと思はれまする、加ふるに此改正を致しましても、何等一般の有ゆる方面に支障を生ずる事がありませぬので且つ其改正たるや極めて簡單なものでありまして、勿雜なる法規の改正を要せないのであります、大體

勅議の如く決しました、日程第三、商業會議所法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者の顧言願明を煩します、山本厚三君。

第三　商業會議所法中改正法律案（山本厚三君外二名提出）第一讀會

商業會議所法中改正法律案

商業會議所法中左ノ通改正ス

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　營業稅ヲ納ムル旅館業者

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（山本厚三君登壇）

○山本厚三君　本案は我國に於ける旅館業者に商業會議所の選擧權並に被選擧權を附與するが爲に、商業會議所法を改正すると云ふのでございます、我國の商業會議所法第九條乃至第十四條に於きまして、商業會議所の權利——選擧權並に被選擧權に關する規定を致しまするが其中に此吾々が平素普通の商工業者と同一に取扱つて居りまする旅館業者に對して、それ等の權利を與へて居らぬのであります、是に要するに此事業に從事して居る所の行爲を商行爲と認めて居らぬのに依るのであると思ひますが、一面殆ど同じやうな業態である所の飲食店業、即ち料理業者の如きは、全く私は厚顏にして無恥であると云ふことを斷言したい、現內閣の如きは實に綱紀肅正を看板と致しまして、——綱紀肅正が一枚看板ではありませぬか、然るにも拘らず斯の如く官紀を紊亂し、而して最も違法なる、而して又勅令違反に類する如き行動を爲すが如きに至つては、是よりも綱紀紊きものがございまするか、全く現內閣は此綱紀肅正の看板の下に隱れて、而も綱紀を紊亂する所の內閣であると云ふことを私は斷言する者である（拍手）之に對する所の責任を伺ひたい、而して此問題は獨り唯々此法規の違反の跡を責めると云ふのみにあらずして、十二月二十五日より施行すると云ふのみにあらず、又從來の一般の同業者から非常に熟心に此希望が出て居りまするので、是等の人の希望を充す點から申しましても、是非是は勅令を以ちまして、同一の取扱をしなければならぬものと思はれまする、加ふるに此改正を致しましても、何等一般の有ゆる方面に支障を生ずる事がありませぬので且つ其改正たるや極めて簡單なものでありまして、勿雜なる法規の改正を要せないのであります、大體

勅議の如く決しました、日程第三、商業會議所法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者の顧言願明を煩します、山本厚三君。

第三　商業會議所法中改正法律案（山本厚三君外二名提出）第一讀會

商業會議所法中改正法律案

商業會議所法中左ノ通改正ス

第九條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六　營業稅ヲ納ムル旅館業者

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（山本厚三君登壇）

○山本厚三君　本案提出の理由を簡單に申述べます本案は我國に於ける旅館業者に商業會議所の選擧權並に被選擧權を附與するが爲に、商業會議所法を改正すると云ふのでございます、我國の商業會議所法第九條乃至第十四條に於きまして、商業會議所の權利——選擧權並に被選擧權に關する規定を致しまするが其中に此吾々が平素普通の商工業者と同一に取扱つて居りまする旅館業者に對して、それ等の權利を與へて居らぬのであります、是に要するに此事業に從事して居る所の行爲を商行爲と認めて居らぬのに依るのであると思ひますが、一面殆ど同じやうな業態である所の飲食店業、即ち料理業者の如きは、全く私は厚顏にして無恥であると云ふことを斷言したい、現內閣の如きは實に綱紀肅正を看板と致しまして、——綱紀肅正が一枚看板ではありませぬか、然るにも拘らず斯の如く官紀を紊亂し、而して最も違法なる、而して又勅令違反に類する如き行動を爲すが如きに至つては、是よりも綱紀紊きものがございまするか、全く現內閣は此綱紀肅正の看板の下に隱れて、而も綱紀を紊亂する所の內閣であると云ふことを私は斷言する者である（拍手）之に對する所の責任を伺ひたい、而して此問題は獨り唯々此法規の違反の跡を責めると云ふのみにあらずして、十二月二十五日より施行すると云ふのみにあらず、又從來の一般の同業者から非常に熟心に此希望が出て居りまするので、是等の人の希望を充す點から申しましても、是非是は勅令を以ちまして、同一の取扱をしなければならぬものと思はれまする、加ふるに此改正を致しましても、何等一般の有ゆる方面に支障を生ずる事がありませぬので且つ其改正たるや極めて簡單なものでありまして、勿雜なる法規の改正を要せないのであります、大體

が、此法律のあるが爲に、領事官をまるで總府の中心とするやうな傾向が見えて居るのであります、と云ふのは此法律の內容は既に其在留地の風敎或は風紀を紊亂したる者を束縛するものではなくして、紊亂せんとする者、或は紊亂するの虞ある者を取締ると云ふのでありますからして、領事官が此法律を以てお前は將來――此後に於て此地方の風紀を紊す虞があるからと云ふ名目の下に、隨分從來在留の禁止をしたのであります、在留の禁止をされたが最後、是が救濟の途は容易に出來ないのでありますからして、從來は此支那に向つて商業上或は工業上發展する場合に於て、領事官と在留民とは仇敵の狀況に在りまして、色々な差障がそこに生じて居つたのであります、是は長い間の輿論でありまして、之を廢止して官民一致支那方面に向つて――主として大陸に向つて發展をすると云ふのは、今日の急務なりと信ずるのであります、以上の理由に依りまして此既に死んだ法律をそんな名目で存置して置く必要はないと思ひまするが故に、之を廢止するのが適當であらうと思ひます、どうか滿場諸君の御贊成を得て、該法案を廢止したいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○井本常作君　本案は議長指名九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(粕谷義三君)　井本君の動議に御異議ないと認めます、仍て動議の如く決しました――次は日程第五鐵道敷設法中改正法律案の第一讀會を開き、提出者の趣旨辯明を許します――福田五郎君。

第五　鐵道敷設法中改正法律案（橋本喜造君外五名提出）　第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

別表百十四中「肥前山口附近」ヲ「佐賀」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔福田五郎君登壇〕

○福田五郎君　諸君、唯今議題となりました改正法律案の提出の理由を極く簡單に申上げます、現時北九州を橫斷致しまして、門司と長崎とを連接致して居ります所の鐵道は、我國と支那との交通に於て最も重要なる交通機關でございます、今日我國より支那に到りまするのには、殊に支那東岸の各港に到りますに付ては、長崎港よりするのを最も便利と致します、而して支那東岸の諸港中、上海は東洋に於きまして政治上貿易上に重大且つ樞要なる地位を有するのでありますが、此上海に到るに付ても長崎よりするのが最も便利であります、斯の如き關係に在りますからして、長崎港は我國と支那との交通關係に於きまして、非常なる關門となつて居るのであります、加之長崎港は古來有名なる外國貿易港でありまして、今日諸外國との貿易關係、交通關係に於ても重要なる地點であります、斯る關係に於きまして長崎港は啻に支那との交通機關に於て關門たるのみならず、世界的交通上の關門になつて居るのであります、隨ひまして日本內地より長崎に到ります鐵道、卽ち門司より長崎に到ります鐵道は、內國的にも、外國的にも非常に必要なる線路でありまして、所謂國際幹線でありまするが故に、此鐵道の改善と距離の短縮を圖らねばならぬと云ふことは固より當然の事であります、然るに現在敷設されて居ります鐵道は、佐賀市以西長崎縣諫早驛の間に於きまして非常に迂廻し彎曲して居ります、鐵道當局玆に見る所あり、之を不便なりと致しまして、大正十一年の鐵道敷設法に依りまして新に改良線を計畫致しましたそれが卽ち肥前山口附近より長崎縣諫早驛に到ります新線でございます、此新線敷設の結果長崎門司間の全線に渉りまして、短縮する哩數は十六哩であります、是は洵に時代の趨勢に適應したる非常に結構なる改良線であると信じます、果して然らば最早是で十分であるや、最早此線路は短縮改良の餘地は無いかと申しまするに左樣ではございませぬ、尙ほ線路短縮の餘地があります、卽ち豫定に在る起點山口附近を變更致しまして、之を佐賀市に持來しまして佐賀市を起點に致しますれば、更に三哩の短縮が出來るやうになります、其結果全線に渉りまして十九哩の短縮を得ることになります、是は最も必要な事であり、殊に國際幹線の機能を十分ならしむるのでありまして、是が卽ち吾々が本案を提出したる主要なる理由であります、次に附隨の理由がございます、それは佐賀を起點と致しまする結果、其線路は自然に肥前の南方に位して居ります所の輸出入港たる、住ノ江港を通過することになります、住ノ江港は有明海の北方に位して居ります唯一の輸出入港でありまして、北九州に於ては重要なる港でございます然るに此の港は是まで全く鐵道の恩惠を被らない爲に、輸出入港たる其機能を十分に發揮する事が出來ずに居ります尙又今回の豫定線になつて居ります線に依りまするも、此住ノ江港は何等の恩惠を受けず永久に鐵道の恩惠から取殘されるやうな狀態になつて居ります、斯の如きは鐵道政策として洵に其當を得ないと思ひます、のみならず住ノ江港に付きましては、尙ほ一つ注意を喚起すべき點がございます、それは近頃學者の發表したる說に依りますると住ノ江港附近は大凝田であると云ふ事である而して其凝田は三池炭田と質を同じうし脈絡を保つて居ると云ふ事であります、果して然らば近き將來に於きまして住の江港は石炭の大量輸出に依りまして、運輸交通の重要なる線となると云ふことは固より明白であります、此故に吾々は今日住の江港が鐵道の恩惠を被らないことを非常に遺憾に思ひますと同時に、近き將來に於て非常に發展すべき運命を有する此住の江港を縫うて、鐵道が通過して行くと云ふ必要を痛切に感ずるのでございます、一たび地圖を開きまして住の江港附近の模樣を見まするると、現在の豫定線に於て、山口附近を起點にするのが得策であるか、佐賀市を起點にするのが得策であるかと云ふ其得失は一目瞭然でございます、山口附近を起點に致しますれば、線路は三角形の兩邊となり、汽車は其二邊を迂曲して走ることになります、然るに佐賀市を起點に致しますれば、汽車は三角形の一邊を走ると云ふことになるのであります、殊に又山口附近を起點と致しますれば、其南方鹿島町までの間に至ります線に於ては、何等貨物の集散の場所がございませぬ、唯々茫々たる夢の如き原野を汽車が走るに過ぎないのであります、之に反しまして佐賀市を起點と致しますれば、今申上げました住の江港を當然通過することになるのであります、斯樣な關係であるのみならず、地方の人の交通と運輸を圓滑すると云ふ關係が地圖上一目瞭然でございます、でございますから何故に此佐賀市を起點とせずして山口附近を起點としたかに付ては、誰人も直に疑を挿むのでございます、然らば何故に佐賀を顧みずして當時山口附近を起點としたか、其原因に付ては私は存じませぬ、鐵道敷設法は大正十一年でありました、其當時佐賀を顧みなかつたことに付きまして、色々の事情もあつたと思ひますが、それは今日探究する必要はありませぬ、唯々其色々の事情と共に、經費が幾分增すのであると云ふことも勿論であつたらうと思ふのであります、而して吾々の聞く所に依りますと、其增加する經費も格別のことはないやうでございます、財政緊縮の今日吾々は一圓の經費の增加に付ても考慮しなければなりませぬ、併ながら唯今の起點を豫定のやうに致しますれば、汽車は徒に三哩を遠廻り致します、最も迅速を要すべき國際幹線たる所の汽車が理由なく三哩を無駄に走ると云ふことは、僅に三哩ではありますが、併しそれは每日三哩である、之を引延ばして――永久に引延ばしたら、其時間の浪費、經濟上の損失は非常に莫大なるものであると云ふことは明であります、要するに今日僅の經費の增加を吝みまして、永久の計畫を忘れるのは策の得たるものではないと思ひます、又此住の江港を通過致しますれば、輸出入港でありまする結果、貨物の集散其他に依り、運賃の增收に依り、玆に增したる經費は遠からず取返すことが出來ると信じます、要するに本案起點變更の理由と致しますのは、一方には幹線の哩數を短縮し、而して一方には輸出入港たる住の江港を活かすと云ふことになります、此輸出入港を活かすと云ふことは、該地方一部の利益のみではなく、內地全般に渉る利益であります、卽ち鐵道が第一の目的と致します所の公益を圖ると云ふ點に合致するのであります、斯る理由に於きまして此起點變更は一擧兩得の策でございます、今後日支親善は益々加り、諸外國との關係は益々複雜となり、一分時間を爭ふこともございませう、一秒時間を爭ふことも度々あるだらうと存じます、でございますから國際幹線たる本線に於きましては、假令一哩でも假令半哩でも出來得るだけ之を短縮致しまして、交通運輸を敏活迅速ならしむると云ふことは最も必要と思ひますが、卽ち國際幹線であると云ふことの意義でもあるし、尙又國際幹線であると云ふことの目的を完全に達する所以でございます、今日僅の經費を吝みまして永遠の大計を誤り、永遠の幸福利益を忘れるのは決して賢明なる策とは思ひませぬ、重ねて申しますが、今日一投足の勞を吝みまして、國際幹線をして其機能を永久に發揮することの出來ないやうな狀態に置きますのと、尙ほ一方輸出入港たる住の江港を鐵道が見遁すと云ふ事は、鐵道政策として決して策の得たるものでないのみならず、恐らくは後世に嗤を貽すこと大なるものではなからうかと云ふことを吾々は憂ふるのでございます、即ち吾々は如何なる點から見ましても、本案起點の變更は國家百年の大計なりと確信致します、斯る際に於きまして本案を提出致しました、何卒皆樣の御贊成を得まして、無事通過するやう御取計を願ひます。

〔拍手〕

○議長(粕谷義三君)　本案に對して質疑の通告があります、順次其發言を許します、田口文次君。

〔田口文次君登壇〕

○田口文次君　諸君、私は唯今問題になつて居りまする九州の一角に於ける所謂平坦線の起點變更問題に付きまして、第一に提案者に御尋申上げ、次に加藤首相並に若槻內相に御質問申上げたいと存ずるのであります、此平坦線の起點を變更すると云ふことの提案者の理由を唯今拜聽して見ますると、何等一旦決定して居る法律をば動かすに足るべき所の理由を私は少しも拜聽しなかつた點に鑑みまするると云ふと、是は福田君等が佐賀市の一部人士に對しましての所謂人氣取政策でもあらうかと思ふのであります(拍手)然らざれば一種の人騷がせに過ぎない問題であらうと考へるのであります、(拍手起り「何を言ふ」「其理由を述べろ」と呼ひ其他發言する者多し)九州の事情に精通されて居りまする所の仙石鐵道大臣の如きは之を聽かば定めて一笑に付して居るであらうと私共信ずるのであります、提案者の唯一の例としてあらるゝものは、住の江港と今度の改正に依れる所の佐賀市を起點とする鐵道を徵いて、海陸の聯絡を執り、大に公益增進に資せやうと云ふのが、第一の主要點になつて居るやうでございまするが私は是から住の江の眞價を解剖して見やうと存する者であります……

○議長(粕谷義三君)　田口君に注意します質疑の要點だけを御述べ下さい。

○田口文次君(續)　住の江と云ふ港は天惠地利に乏しく、六角川の下流、彼の濁江の一小部分に過ぎない港でありまして(「質問ぢやない」と呼ふ者あり)質問の趣旨を申述べて居ります、隨て船舶の出入と云ふものも不便極まる場所でありますから、港として何等價値も無い場所であります、(「質問の要點が缺けて居る」「質問ぢやない」と呼ふ者あり)質問の趣旨を申上げて居ります、唯々住の江の生命と致して居りまするものは石炭の輸出でありまして、其關係する炭坑と致しましては、高取氏の經營に係ります所の杵島炭坑及朝鮮銀行の施設になつて居ります所の佐賀炭坑、此二つのものが一番關係ある炭坑であります、併ながら杵島炭坑は北方の驛で、佐賀炭坑は大町にて、其出炭の大部分は之を鐵道に託送して居るものでございまするから、殘る所の一小部分は凡そ一箇年に致しまするると、五萬噸內外の石炭が六角川を上荷船にて下つて參りまして、始めて、住の江に輸出されるのでありますが(「脫線脫線」「無駄口を止めろ」と呼び其他發言する者多し)

○議長(粕谷義三君)　靜肅に……

○田口文次君(續)　それとても五萬噸位の石炭に致しましても、最早鐵道とは何等の關係は無いのであります、所謂鐵道に託送すべからざるものが川を下つて住の江に出るのでありますから、再び之を鐵道に託する必要が無いからであります、又次に輸入の物と致しましては鐵道兩岸に於ける蘆刈村や福富村の大部分に對して、農家の需要する豆粕若くは人造肥料が、一箇年約二三十萬圓の價の物が輸入されるだけでありまして、其他多くの輸入される物は無いのであります、是は輸入すると同時に直に農家の手に依り、馬の脊、若くは荷車等に依つてそれ〴〵各需要者に引取られるのでありますから、鐵道とは何等輸入に付ての關係は無いのであります、斯の如き狀態でございまして、五六年前に於ては長崎稅關の出張所も、或は廢止せられるではなからうかと云ふやうな噂も立つた位でございまするが、大木伯爵の鐵相時代に於きまして、蘆刈村の一部の人士に依つて頻に住の江港の價値あることを大袈裟に吹聽せられたことがあります、世人は之を以て何故に斯る吹聽が盛に行はれるであらうかと云ふことを奇怪に感じて居つた位でありましたが、唯今其起點變更の理由及海陸連絡の必要上より致しまして、恰も住の江港が重大なる意義ある如く、福田君は申されましたけれども、事情は斯くの通りであります、何等鐵道と連絡を取りましても、利害關係を生じない住の江港でありますから、之を福田君が斯の如く言はれるのは、私は失禮でございますけれども、笑を禁ずることが出來ないやうな狀態であるのであります、(拍手)福田君は幼少より修學の爲に郷里を出でられまして、近頃では神戶方面で運送業を經營して居られるやうに聞及んで居りますが、住の江港の狀態等はどうして御承知でありませうか、住の江がどの方面に在るか、地理方角も分らずして無鐵砲に之を吹聽せられると云ふことは誰かに敎はつて之を言はれるものであらうと私は思ふのであります、然らざれば其的確なる反證材料を私は御示しを願ひたいのである、此平坦線の分岐點をば、肥前山口と既に法律で決定せられて居りますものは、大に理由あることであると私は思惟して居るのであります、第一平坦線敷設に付ての最捷徑路であり、且つ古來よりの順路であるのでございます、鍋島侯爵などが幕府の命に依りまして長崎の香燒島に往復せらるゝ場合に於きましては、常に肥前山口を經て鹿島浦に入り、長崎縣の小長井村を往來せられて居つた由緖ある道路であるのであります、之を佐賀市に變更致しましたならば、延長に於て七哩餘――七哩半位の敷設哩數を增すさうであります、其上に從來の鐵道と、其間隔に於きまして僅か一里內外しか距りを有らませぬ所の南の方に今一つの鐵道を引張らうと云ふのでありますから、建設費に於ても少からず增加を要するであらうと私は存ずるのであります、又彼の方面は有名なる有明海の潟地を干拓埋立等を致した所の場所でございまするが爲に、地盤極めて軟弱でございまする、是れ故に是等に鐵道を敷設すると云ふことは、到底不可能のことではなからうかと云ふ噂もある位の方面に向つて、之を架けやうと云ふことは、及び其上に鹿島に一つ橋梁を餘計架けなければならぬ、それから又濁流滔々たる住の江に地盤軟弱なる場所に於きまして、一大鐵橋を又架けなければならぬと云ふことになるのでありまするから、此經費の差額をのみ申しましても、凡そ三百萬圓位は肥前山口を分岐點と致しますと、佐賀市を起點と致しますとでは、差額を生ずると云ふことは素人計算ではござりまするけれども、私共なんぞが承知して居るのであります。

〔「そんな事は縣會でやれ」と呼び發言する者多し〕

○議長(粕谷義三君)　靜肅に――田口君に注意致します、質問の要點だけを御述になるやう願ひます。

○田口文次君(續)　財政緊縮の折柄、何處から斯かる費額の財源を見出し來つて居られるかと云ふことを御尋ね致します、現內閣與黨の中堅を以て自任せられて居りまする所の憲政會の一員たる福田五郎君は、此場合に於て常に自ら抑制して、政府の方針に副ふべく努められるのが當然であるにも拘らず、一方に於きまして佐賀市の方に於きましても、餘り格別の利益を受ける問題ではない、停車場方面の旅籠屋か飮食店等の一部少數の人々にのみ利益しかないと申して居られる問題に對して、而も前には中立として御當選になつたのであります、二度目には實業同志會に入られたのであります、今度は三轉して憲政會に入黨してまでも、斯る一小部分の爲に努力さるゝと云ふことは(「何が質問だ」「それが質問か」と呼ふ者あり)質問を致して居ります――唯今質問をして居るのでございます、と云ふことは斯かる一小部分の利益の爲に斯くまで努力さるゝと云ふことは、苟も一國の選良たる資格を下落せしむるものでなからうかと云ふ噂があるのであります(拍手)兎に角と致しまして、三百萬圓近くの增加經費を要しまする所は、何れの方面より之を捻出せらるるかと云ふことを御尋申上げたいと思ふのであります、第三には門司長崎の間に於きまして三哩短縮すると云ふ御話でございますが、私の調査した所に依りますると二哩以內しか短縮しないと云ふ事であります、長崎及門司の間に於て凡二百哩の內で一哩半や二哩位の短縮では何等の効用も爲すものでございませぬ、要點は物資の集散、産業の開發、交通の便否等に於きまして、大に考慮すべき必要があるのであります、又殊に其工事の多寡と云ふことを重く考へて居らなければならぬにも拘らず、唯々それ等の點には少しも考慮を拂はれずして、此國家財政の危急に際して、僅に二哩以內を短縮しましたからと言つて、何等の用を爲すものでございませうか、是等の點をも併せて御答辯を御願ひ致したいと思ふのであります、次には若槻內務大臣に私は御尋を申上げたい……

○議長(粕谷義三君)　田口君に御注意します、內務大臣は唯今御出席して居られませぬ、又出席はむつかしいと思ひますが、それでも宜しうございますか

○田口文次君(續)　豫て運動好き騷ぎ好きとの評判がありまする所の佐賀の市長は(「それが何だ」と呼ふ者あり)內務大臣に聽いて居るのであります、本